

平成24年第1回志布志市議会定例会

目 次

| 第1号（3月1日） | 頁 |
|--|----|
| 1. 議事日程 | 19 |
| 2. 出席議員氏名 | 21 |
| 3. 欠席議員氏名 | 21 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 21 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 21 |
| 6. 開 会・開 議 | 22 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 22 |
| 8. 日程第2 会期の決定 | 22 |
| 9. 日程第3 報告 | 22 |
| 10. 日程第4 議案第1号 志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について | 22 |
| 11. 日程第5 議案第2号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号） | 23 |
| 12. 日程第6 議案第3号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 41 |
| 13. 日程第7 議案第4号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 45 |
| 14. 日程第8 議案第5号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 46 |
| 15. 日程第9 議案第6号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号） | 47 |
| 16. 日程第10 施政方針 | 48 |
| 17. 日程第11 議案第7号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について | 71 |
| 18. 日程第12 議案第8号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 72 |
| 19. 日程第13 議案第9号 志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について | 73 |
| 20. 日程第14 議案第10号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について | 80 |
| 21. 日程第15 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について | 80 |
| 22. 延 会 | 84 |
| 第2号（3月2日） | |
| 1. 議事日程 | 85 |

| | | |
|-----|---|-----|
| 2. | 出席議員氏名 | 87 |
| 3. | 欠席議員氏名 | 87 |
| 4. | 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 87 |
| 5. | 議会事務局職員出席者 | 87 |
| 6. | 開 議 | 88 |
| 7. | 日程第1 会議録署名議員の指名 | 88 |
| 8. | 日程第2 議案第12号 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 88 |
| 9. | 日程第3 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 89 |
| 10. | 日程第4 議案第14号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について | 90 |
| 11. | 日程第5 議案第15号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 91 |
| 12. | 日程第6 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について | 92 |
| 13. | 日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 93 |
| 14. | 日程第8 議案第18号 志布志市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について | 97 |
| 15. | 日程第9 議案第19号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 98 |
| 16. | 日程第10 議案第20号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について | 99 |
| 17. | 日程第11 議案第21号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について | 100 |
| 18. | 日程第12 議案第22号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について | 101 |
| 19. | 日程第13 議案第23号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について | 122 |
| 20. | 日程第14 議案第24号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について | 122 |
| 21. | 日程第15 議案第25号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を変更する規約について | 130 |
| 22. | 日程第16 議案第26号 市道路線の廃止について | 131 |
| 23. | 日程第17 議案第27号 市道路線の認定について | 132 |
| 24. | 日程第18 議案第28号 市道路線の変更について | 132 |
| 25. | 日程第19 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算 | 133 |
| 26. | 日程第20 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算 | 145 |
| 27. | 日程第21 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算 | 147 |
| 28. | 日程第22 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算 | 148 |
| 29. | 日程第23 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算 | 150 |
| 30. | 日程第24 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算 | 151 |

| | | | |
|-----------|--------|--------------------------|-----|
| 31. 日程第25 | 議案第35号 | 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算 | 151 |
| 32. 日程第26 | 議案第36号 | 平成24年度志布志市水道事業会計予算 | 152 |
| 33. 日程第27 | 諮問第1号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 153 |
| 34. 日程第28 | 諮問第2号 | 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて | 154 |
| 35. | 散 会 | | 155 |

第3号（3月8日）

| | | | |
|-----|----------------------------|--------------------------------------|-----|
| 1. | 議事日程 | | 156 |
| 2. | 出席議員氏名 | | 157 |
| 3. | 欠席議員氏名 | | 157 |
| 4. | 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | | 157 |
| 5. | 議会事務局職員出席者 | | 157 |
| 6. | 開 議 | | 158 |
| 7. | 日程第1 | 会議録署名議員の指名 | 158 |
| 8. | 日程第2 | 議案第1号 志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について | 158 |
| 9. | 日程第3 | 議案第2号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号） | 159 |
| 10. | 日程第4 | 議案第3号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） | 168 |
| 11. | 日程第5 | 議案第4号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） | 169 |
| 12. | 日程第6 | 議案第5号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号） | 170 |
| 13. | 日程第7 | 議案第6号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号） | 171 |
| 14. | 日程第8 | 一般質問 | 172 |
| | | 坂元 修一郎 | 172 |
| | | 鬼塚 弘文 | 196 |
| | | 玉垣 大二郎 | 213 |
| 15. | 散 会 | | 229 |

第4号（3月9日）

| | | | |
|----|----------------------------|--|-----|
| 1. | 議事日程 | | 230 |
| 2. | 出席議員氏名 | | 231 |
| 3. | 欠席議員氏名 | | 231 |
| 4. | 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | | 231 |
| 5. | 議会事務局職員出席者 | | 231 |

| | |
|--------------------|-----|
| 6. 開 議 | 232 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 232 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 232 |
| 岩根 賢二 | 232 |
| 小野 広嗣 | 249 |
| 丸山 一 | 275 |
| 平野 栄作 | 290 |
| 9. 散 会 | 308 |

第5号（3月12日）

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | 309 |
| 2. 出席議員氏名 | 310 |
| 3. 欠席議員氏名 | 310 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 310 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 310 |
| 6. 開 議 | 311 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 311 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 311 |
| 西江園 明 | 311 |
| 下平 晴行 | 335 |
| 小園 義行 | 352 |
| 立山 静幸 | 373 |
| 9. 散 会 | 382 |

第6号（3月13日）

| | |
|-------------------------------|-----|
| 1. 議事日程 | 383 |
| 2. 出席議員氏名 | 384 |
| 3. 欠席議員氏名 | 384 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 384 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 384 |
| 6. 開 議 | 385 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 385 |
| 8. 日程第2 一般質問 | 385 |
| 鶴迫 京子 | 385 |
| 福重 彰史 | 409 |

| | |
|--------|-----|
| 9. 散 会 | 430 |
|--------|-----|

第7号（3月29日）

| | |
|---|-----|
| 1. 議事日程 | 431 |
| 2. 出席議員氏名 | 433 |
| 3. 欠席議員氏名 | 433 |
| 4. 地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名 | 433 |
| 5. 議会事務局職員出席者 | 433 |
| 6. 開 議 | 434 |
| 7. 日程第1 会議録署名議員の指名 | 434 |
| 8. 日程第2 議案第9号 志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定 について | 434 |
| 9. 日程第3 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について | 437 |
| 10. 日程第4 議案第12号 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一 部を改正する条例の制定について | 438 |
| 11. 日程第5 議案第14号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について | 439 |
| 12. 日程第6 議案第15号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条 例の一部を改正する条例の制定について | 440 |
| 13. 日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について | 441 |
| 14. 日程第8 議案第19号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について | 448 |
| 15. 日程第9 議案第20号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について | 449 |
| 16. 日程第10 議案第21号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について | 450 |
| 17. 日程第11 議案第26号 市道路線の廃止について | 451 |
| 18. 日程第12 議案第27号 市道路線の認定について | 452 |
| 19. 日程第13 議案第28号 市道路線の変更について | 453 |
| 20. 日程第14 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算 | 454 |
| 21. 日程第15 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算 | 475 |
| 22. 日程第16 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算 | 478 |
| 23. 日程第17 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算 | 479 |
| 24. 日程第18 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算 | 481 |
| 25. 日程第19 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算 | 482 |
| 26. 日程第20 議案第35号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算 | 483 |
| 27. 日程第21 議案第36号 平成24年度志布志市水道事業会計予算 | 484 |
| 28. 日程第22 議案第37号 損害賠償の額を定め、和解することについて | 486 |
| 29. 日程第23 議案第38号 損害賠償の額を定め、和解することについて | 486 |

| | | | | |
|-----|----------|---|--|-----|
| 30. | 日程第24 | 議案第39号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて…………… | 486 |
| 31. | 日程第25 | 議案第40号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて…………… | 486 |
| 32. | 日程第26 | 議案第41号 | 損害賠償の額を定め、和解することについて…………… | 493 |
| 33. | 日程第27 | 議案第42号 | 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第9号）…………… | 495 |
| 34. | 日程第28 | 発議第1号 | 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改 正する条例の制定について…………… | 497 |
| 35. | 日程第29 | 農業委員会委員の推薦…………… | | 498 |
| 36. | 日程第30 | 閉会中の継続審査申し出について （総務常任委員長）…………… | | 499 |
| 37. | 日程第31 | 閉会中の継続調査申し出について （総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営 委員長）…………… | | 499 |
| 38. | 追加日程第1 | 議案第43号 | 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正す る条例の制定について…………… | 500 |
| 39. | 閉 会…………… | | | 507 |

平成24年第1回志布志市議会定例会

1. 会期日程

| 月 日 | 曜日 | 種 別 | 内 容 |
|-------|----|-----|--------------------|
| 3月 1日 | 木 | 本会議 | 開会 会期の決定 施政方針 議案上程 |
| 2日 | 金 | 本会議 | 議案上程 |
| 3日 | 土 | 休 会 | |
| 4日 | 日 | 休 会 | |
| 5日 | 月 | 委員会 | (各常任委員会) |
| 6日 | 火 | 委員会 | (各常任委員会予備日) |
| 7日 | 水 | 休 会 | |
| 8日 | 木 | 本会議 | 委員長報告・採決 一般質問 |
| 9日 | 金 | 本会議 | 一般質問 |
| 10日 | 土 | 休 会 | |
| 11日 | 日 | 休 会 | |
| 12日 | 月 | 本会議 | 一般質問 |
| 13日 | 火 | 本会議 | 一般質問 (中学校卒業式) |
| 14日 | 水 | 委員会 | 各常任委員会 |
| 15日 | 木 | 委員会 | 各常任委員会 |
| 16日 | 金 | 委員会 | 各常任委員会 |
| 17日 | 土 | 休 会 | |
| 18日 | 日 | 休 会 | |
| 19日 | 月 | 委員会 | 各常任委員会 |
| 20日 | 火 | 休 会 | (春分の日) |
| 21日 | 水 | 委員会 | 各常任委員会 (予備日) |
| 22日 | 木 | 休 会 | (小学校卒業式) |
| 23日 | 金 | 休 会 | |
| 24日 | 土 | 休 会 | |
| 25日 | 日 | 休 会 | |
| 26日 | 月 | 休 会 | |
| 27日 | 火 | 休 会 | |
| 28日 | 水 | 休 会 | |
| 29日 | 木 | 本会議 | 委員長報告・採決 閉会 |

2. 付議事件

| 番号 | 事 件 名 |
|--------|--|
| 議案第1号 | 志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について |
| 議案第2号 | 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号） |
| 議案第3号 | 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第4号 | 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第5号 | 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号） |
| 議案第6号 | 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号） |
| 議案第7号 | 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第8号 | 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第9号 | 志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について |
| 議案第10号 | 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第11号 | 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第12号 | 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第13号 | 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第14号 | 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第15号 | 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第16号 | 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第17号 | 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第18号 | 志布志市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第19号 | 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第20号 | 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第21号 | 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について |
| 議案第22号 | ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について |
| 議案第23号 | 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について |
| 議案第24号 | 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について |
| 議案第25号 | 曾於地域公設地方卸売市場管理組合同規約の一部を変更する規約について |
| 議案第26号 | 市道路線の廃止について |
| 議案第27号 | 市道路線の認定について |
| 議案第28号 | 市道路線の変更について |

- 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算
- 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算
- 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 議案第35号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 議案第36号 平成24年度志布志市水道事業会計予算
- 議案第37号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第38号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第39号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第40号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第41号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 議案第42号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 議案第43号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 農業委員会委員の推薦
- 閉会中の継続審査申し出について
(総務常任委員長)
- 閉会中の継続調査申し出について
(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---------|------------------|--|-------------|
| 1 坂元修一郎 | 1 茶業振興について | <p>②本年開催される曾於地域茶業振興大会と25年度の全国お茶サミットは本市茶業にとって大きな飛躍となるものであるが、各イベントに向けた取り組み内容を示せ。</p> <p>③本市茶業は、面積・生産量ともに県で2番目の産地でありながら、消費者への知名度はいたって低い。大々的なPR活動と振興室の設置や増員も必要ではないかと思うが、どのように考えているか。</p> | 市長 |
| 2 鬼塚弘文 | 1 市立小中学校の統廃合について | <p>(1) 休校中の四浦小学校の今後の見通しを示せ。</p> <p>(2) 旧八野小学校の跡地利用の進捗状況と当校区の活性化を市はどのように考えているかを問う。</p> <p>(3) 統合を計画している出水中、田之浦中の説明についての進捗と、今後の跡地活用と地域の活性化についての考えを問う。</p> | 市長 教育委員長 |
| | 2 県道3号線の改良について | <p>(1) 局部改良の予定と聞くが内容を示せ。</p> <p>(2) 今後の見通しを示せ。</p> | 市長 |
| | 4 スポーツ振興について | <p>(1) サッカーフェスティバル開催による経済面やスポーツ振興等への効果をどのように捉えているか。また、会場の芝問題等を踏まえた今後の開催についてはどのように考えているか。</p> <p>(2) 利用者が増えている城山総合公園内のテニスコートの改善・充実を図る考えはないか。</p> <p>(3) 志布志大相撲（千代鳳）後援会が設立されたが、市としての対応を考えているか。</p> | 市長 教育委員長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質 問 の 相 手 方 |
|---------|--------------------|--|----------------------------------|
| 3 玉垣大二郎 | 1 観光行政について | (1) 施政方針・当初予算で、商工・観光事業における計画が多く取り入れられているが、ここに至った経緯と、今後の観光事業に対する考えを問う。 (2) インターネット販売運営事業、「四季の彩り」フェア開催事業の内容を示せ。 (3) 総合観光案内所として、特産品販売を含み協会事務所と一体となった運営はできないかを問う。 | 市長 |
| | 2 減災対策について | (1) 地震・津波を想定した詳細な避難計画、防災マップの作成と、これによる避難訓練を実施する考えはないか。 (2) 今回の避難訓練で使用した避難場所は適当であったのか。また、高齢者の移動手段、児童の避難経路の確保はなされているか。 (3) 標高表示板の今後の設置計画を問う。 (4) 複合災害を減らすために、本市でも「建築物耐震改修促進計画」が策定された。この2年間の現状と今後の考え方について問う。 (5) 本市における防災教育の現状を問う。 | 市長 市長 教育委員長 市長 教育委員長 |
| | 3 有害鳥獣対策について | (1) 有害鳥獣駆除におけるカラスの駆除数は年間どれくらいあるのか。 (2) 志布志市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要領第3条第2項「予察捕獲」での駆除はできないか。 | 市長 |
| 4 岩根賢二 | 1 観光振興策について（施政方針） | (1) おもてなし日本一のまちづくりを推進するために、市内各所で「お茶一杯」のサービスを始める考えはないか。 | 市長 |
| | 2 自殺予防対策について（施政方針） | (1) 昨年3月の一般質問の後、どのような対策をとってきたか。また、今後自殺対策に関する条例を制定する考えはないか。 | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|--------|-------------------|---|-------------|
| 4 岩根賢二 | 3 介護予防策について（施政方針） | (1) 「ボランティア・ポイント制度」が検討されているが、換金ではなく、自分が介護される側になった時にポイントを使える仕組みにする考えはないか。 | 市長 |
| | 4 国民文化祭について | (1) 国民文化祭が平成27年度に鹿児島県で開催されることになったが、本市としてどのように取り組んでいく考えか。 | 市長 教育委員長 |
| 5 小野広嗣 | 1 行政サービスの拡充について | (1) 本市では今後、行政サービスをどのように向上させて市民の満足度を高めていくのか、窓口業務を中心に示せ。 (2) 行政サービスに対する市民のニーズをどう把握し、提供すべきサービスメニューの優先度をどう位置付けているのか。 | 市長 |
| | 2 成年後見制度について | (1) 成年後見制度がスタートして12年が経過する。今後、高齢者や障がい者を支える成年後見制度を着実に浸透させるためにどのような取り組みを展開していくのか。 | 市長 |
| | 3 生活保護について | (1) 本市の生活保護の現状と今後の課題及び自立支援・就労支援に向けた取り組み状況を示せ。 | 市長 |
| | 4 教育行政について | (1) 本市の児童生徒における携帯電話の利用実態と学校におけるインターネット、携帯電話の適正な使用方法の指導状況を示せ。 | 教育委員長 |
| 6 丸山 一 | 1 石橋保存について | (1) 市内にある石橋の保存を検討する考えはないか。 | 市長 |
| | 2 休耕田の活用について | (1) 一丁田地区の荒れた農地を子どもたちの憩える親水公園にできないか。 | 市長 |
| | 3 防犯街灯について | (1) 押切から一丁田の線路跡地の防犯街灯の設置状況について問う。また、通学路であり、増設する考えはないか。 | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|-------|----------------|---|---------------------------------|
| 6丸山 一 | 4 反響板の設置状況について | (1) 市内公共施設における反響板の設置状況、利用状況について問う。 | 市長 教育委員長 |
| 7平野栄作 | 1 防災行政について | (1) 東日本大震災発生から1年が経過しようとしている。先般開催された防災シンポジウムにも参加したが、危機感を持っている志布志湾沿岸部の住民から、石油備蓄基地の影響等を危惧する声も多数出された。 本市では津波対策検討委員会が提言書を提出するという報道があり、それを受けて防災対策を構築していくと思うが、平成24年度中には具体的な方向性を示すことができるのかを問う。 (2) いつ発生するか分からない自然災害に対して、教育委員会として、児童生徒に対する危機管理教育をどのように推進していく考えなのか具体的に示せ。 | 市長 教育委員長 |
| | 2 福祉行政について | (1) 高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画が示されたが、厳しい社会情勢の下で今後における福祉の在り方が更に問われてくると認識している。重点施策の就労等への支援策として、「シルバー人材センターの機能充実」とあるが、ここ数年会員数及び就業者数ともに減少傾向にある。重点施策と位置付けているが、実績がともなっていないと思うが、市長の見解を問う。 | 市長 |
| 7平野栄作 | 3 行政告知放送について | (1) 有明地区においては、従前の開発農協が行っていた放送内容と現在の放送とのギャップに戸惑う声が多数聞かれているが、市民からの声は届いていないのか。また、どのように改善していくのかを問う。 | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|---------|----------------|--|-------------|
| 8 西江園 明 | 1 市民目線と日本一について | (1) 市長は、志布志市は①ごみのリサイクル②健康づくり③情報基盤については、日本一であると述べているが、何をもって日本一と言うのか。 (2) インフルエンザの予防接種助成対象とならない人や、行政告知端末機を商店や病院等へ設置する場合の費用負担等を踏まえた、本田市政における市民目線と市長が言われる日本一について問う。 | 市長 |
| | 2 情報基盤整備事業について | (1) 裁判の状況を問う。 | 市長 |
| | 3 指定管理者制度について | (1) 合併後に導入した指定管理者制度の成果をどのように捉えているか。 (2) 制度の見直しは考えていないか。 | 市長 教育委員長 |
| | 4 道路行政について | (1) 都城志布志道路と市道町原・弓場ヶ尾線(臨港道路)を共同利用する計画の内容とその計画に至った経緯を問う。 | 市長 |
| 9 下平晴行 | 1 施政方針全般について | (1) 平成24年度の施策をしっかりと実現するためにどのような取り組みを考えているか。 | 市長 |
| | 2 環境対策について | (1) 「第2回志布志市水保全シンポジウム」の在り方について問う。 (2) 河川浄化対策協議会の在り方について問う。 (3) 国有林の四浦地区と八野地区の130年以上の広葉樹を伐採して、新規に林道を2路線開設していることについて問う。 | 市長 |
| | 3 商店街活性化対策について | (1) 秩父市の、みやのかわ商店街が「ボランティアバンクおたすけ隊」でまちの活性化を図っているが、取り組む考えはないか。 | 市長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|--------|-------------------|---|-------------|
| 11立山静幸 | 1 茶業振興について | (1) アメリカ、その他外国への志布志茶の輸出に対する取り組みを茶業振興及び製茶工場並びに関係団体等と協力し、販路拡大を積極的に進めるべきではないか。 (2) 荒茶の品質向上のため県経済連は、荒茶の評価を数値化し、関係JA、荒茶工場に配信している。JA系列と系列外工場で荒茶の品質に格差は生じないか。また、価格に影響はないかを問う。 | 市長 |
| | 2 農林漁業の振興について | (1) 6次産業化推進を後押しする「農林漁業成長産業化ファンド」の創設に伴い、6次産業化事業者の掘り起こしに対して、志布志市としてどのような推進を計画しているかを問う。 | 市長 |
| 12鶴迫京子 | 1 施政方針について | (1) 様々な「日本一」を掲げる市長の政治姿勢について ①日本一を目指す理由等は。(なぜ、日本一なのか。) ②「健康づくり日本一」、「あいさつ日本一」、「子育て支援日本一」、「おもてなし日本一」、「ゴミ拾い日本一」等についての考え方を問う。 ③観光振興についての考え方を問う。 (2) 市民の安心・安全について ①駐在所等の統廃合に伴う市の防犯対策についての考え方を問う。 | 市長 |
| 13福重彰史 | 1 子ども養育費の負担軽減について | (1) 中学校自転車通学における自転車購入に対する負担軽減の考えを問う。 | 市長 教育委員長 |

| 質問者 | 件名 | 要旨 | 質問の相手方 |
|--------|-------------|---|--------|
| 13福重彰史 | 2 農業振興について | (1) 葉たばこ廃作に伴う転換作物の品目はどのように考えているか。 (2) 松山町たばこ共同乾燥施設の今後の利活用についてはどのように考えているか。 (3) 中山間地域総合整備事業について ①平成25年度導入の見通しを示せ。 ②同事業における松山地区での暗きょ排水の計画について問う。 ③松山地区の整備完了地域におけるパイプラインの考え方を問う。 (4) 防疫消毒ゲート設置事業等の導入と防疫対策について問う。 (5) 畑かんの導入の考え方を問う。 | 市長 |
| | 3 道路行政について | (1) 県道柿ノ木志布志線、弓場ヶ尾地区の早期整備の見通しを問う。 (2) 市役所松山支所前の歩道を拡幅整備する考えはないか。 | 市長 |
| | 4 施政方針について | (1) 「あいさつ日本一の市役所」を目指すことの考えを問う。 (2) 「ゴミ拾い日本一の市長（GNS）」の考えを問う。 | 市長 |
| 10小園義行 | 1 政治姿勢について | (1) 合併後6年経過した現在の本市の状況をどのように受け止めているか、本庁の位置の問題や組織の在り方等、今後残された任期での考え方を問う。 | 市長 |
| | 2 介護保険について | (1) 介護保険の現状と今回の保険料の見直しについて問う。 | 市長 |
| | 3 畑かん行政について | (1) 畑かんの計画区域以外の農家支援について問う。 | 市長 |
| | 4 住宅政策について | (1) 公営住宅長寿命化計画に基づく改善・整備について問う。 | 市長 |

| 質 問 者 | 件 名 | 要 旨 | 質 問 の 相 手 方 |
|--------|------------|---|----------------|
| 10小園義行 | 5 児童福祉について | (1) 障害児保育について、保育事業所等連絡協議会と協議をするとのことであったが、その後の経過を問う。また、新システムについての考え方を問う。 | 市長 教育委員長 |

平成24年第1回志布志市議会定例会（第1号）

期日：平成24年3月1日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 報告
- 日程第4 議案第1号 志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第6 議案第3号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第4号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議案第5号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第6号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第10 施政方針
- 日程第11 議案第7号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第8号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第13 議案第9号 志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第14 議案第10号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第19 議案第15号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第20 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第21 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第22 議案第18号 志布志市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第23 議案第19号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第24 議案第20号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

- 日程第25 議案第21号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第26 議案第22号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第27 議案第23号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第28 議案第24号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第29 議案第25号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合規約の一部を変更する規約について
- 日程第30 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第31 議案第27号 市道路線の認定について
- 日程第32 議案第28号 市道路線の変更について
- 日程第33 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算
- 日程第34 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第35 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第36 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第37 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第38 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第39 議案第35号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第40 議案第36号 平成24年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第41 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第42 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（23名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 平 野 栄 作 | 2 番 下 平 晴 行 |
| 3 番 西江園 明 | 4 番 丸 山 一 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 毛 野 了 | 10 番 立 平 利 男 |
| 11 番 本 田 孝 志 | 12 番 立 山 静 幸 |
| 13 番 小 野 広 嗣 | 14 番 長 岡 耕 二 |
| 15 番 金 子 光 博 | 16 番 林 勇 作 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 上 村 環 史 |
| 21 番 鬼 塚 弘 文 | 23 番 福 重 彰 史 |
| 24 番 野 村 公 一 | |

欠席議員氏名（1名）

22 番 丸 崎 幹 男

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 清 藤 修 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 課 長 溝 口 猛 |
| 情報管理課長 徳 満 裕 幸 | 企画政策課長 武 石 裕 二 |
| 財 務 課 長 野 村 不 二 生 | 港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎 |
| 市民環境課長 竹之内 宏 史 | 税 務 課 長 小 辻 一 海 |
| 福 祉 課 長 木 屋 成 久 | 保 健 課 長 若 松 光 正 |
| 農 政 課 長 上 原 登 | 耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄 |
| 畜 産 課 長 山 田 勝 大 | 建 設 課 長 中 迫 哲 郎 |
| 松山支所長 溝 口 敏 久 | 志布志支所長 外 山 文 弘 |
| 水 道 課 長 木 佐 貫 一 也 | 会 計 管 理 者 中 崎 秀 博 |
| 農業委員会事務局長 堀 苑 智 之 | 教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆 |
| 学校教育課長 金 久 三 男 | 生 涯 学 習 課 長 米 元 史 郎 |

議会議務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 今 井 善 文 | 次長兼議事係長 仮 重 良 一 |
| 調査管理係長 坂 元 正 知 | 議 事 係 武 田 賢 一 郎 |

午前10時00分 開会 開議

○議長（上村 環君） ただいまから、平成24年第1回志布志市議会定例会を開会いたします。
これから本日の会議を開きます。

—————○—————

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。

—————○—————

日程第2 会期の決定

○議長（上村 環君） 日程第2、会期の決定を議題とします。
お諮りします。本定例会の会期は、本日から3月29日までの29日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から3月29日までの29日間に決定しました。

—————○—————

日程第3 報告

○議長（上村 環君） 日程第3、報告を申し上げます。
昨日までに受理しました陳情は、お手元に配付の陳情文書表のとおりであります。陳情第1号につきましては、総務常任委員会に付託いたします。
次に、監査委員から監査報告書が提出されましたので配付いたしました。参考にしていただきたいと思っております。

—————○—————

日程第4 議案第1号 志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第1号、志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。提案理由の説明を申し上げます。
議案第1号、志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について、説明を申し上げます。

本案は、生産振興総合対策事業実施要項に基づく事業の終了に伴い、志布志市特別導入事業基金を廃止するものであります。

なお、この条例は、平成24年3月30日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

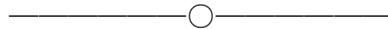
質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第1号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第2号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、事務事業の実績等に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） 議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）について、その概要を補足して説明申し上げます。

今回の補正予算は、事務事業の実績等により既定の予算から2億2,471万4,000円を減額し、予算の総額を194億5,484万5,000円とするものでございます。

予算書の8ページをお開きください。

第2表の繰越明許費ですが年度内の完成が見込めないため、安心こども基金総合対策事業ほか8件、3億8,973万8,000円を地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度に繰り越すものでございます。

繰り越しの理由につきましては、お配りしております予算説明資料の1ページのとおりでございますが、国の補正予算関連については、今後の事務執行及び経費の性質上、年度内にその支出が終わらない見込みがあるということ、また道路予算については、用地交渉の結果による工事の遅れ等が主な理由でございますが、詳細につきましては説明資料をお目通しください。

9ページは第3表の債務負担行為補正でございます。

曾於南部土地改良区は、日本政策金融公庫から借り入れる基盤整備資金等の元金及び利子分の限度額に変更があった分を2件変更しております。限度額をそれぞれ2,888万6,000円から3,894万6,000円に、51万6,000円から102万8,000円に増額変更しております。

予算説明資料の2ページに今後の支出予定額を記載しておりますので、御参照ください。

予算書の10ページをお開きください。

第4表の地方債補正ですが、追加は平成24年度に実施を予定していました小中学校の耐震補強事業が、国の第3次補正に認められ、平成23年度事業として予算計上したことに伴い、緊急防災・減災事業を1億1,060万円計上しております。

変更は、普通建設事業の事業費確定等に伴い、総額で130万円減額し、地方債の総額を24億3,350万円に補正するものでございます。

次に、歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。

まず、歳入の1款、市税ですが、決算見込み額により、総額で1億1,510万円増額しております。13ページの1項、市民税を4,520万円、14ページの2項、固定資産税を3,400万円、15ページの3項、軽自動車税を590万円、16ページの4項、市たばこ税を3,000万円それぞれ増額しております。

13款、使用料及び手数料は、総額で1億950万円減額しております。

19ページの1項、使用料、1目、総務使用料は、地域情報通信基盤設備使用料について、事業開始が7月になったことによる減額や情報センターの使用料を除く普通財産分を16款、財産収入に組み替えたこと等により1億860万2,000円減額しております。

14款、国庫支出金は、総額で9,600万6,000円減額しております。

21ページをお開きください。1項、国庫負担金、2目、民生費国庫負担金は、子ども手当支給事業や生活保護支給事業の実績見込み等により1億2,075万5,000円減額。

22ページの2項、国庫補助金、4目、土木費国庫補助金は、地方改善施設整備事業等の実績見込みにより808万7,000円減額。

5目、消防費国庫補助金は、消防団の簡易無線機購入が消防団安全対策整備事業として、国の第3次補正予算に平成23年度事業として認められ197万円の追加があったものの、耐震性貯水槽設置の補助対応基数が4基から2基に縮小になったため393万4,000円の減額となっております。

6目、教育費国庫補助金は、平成24年度で実施予定であった小中学校耐震補強事業が、国の第3次補正予算に平成23年度事業として認められたことから3,895万8,000円増額しております。

15款、県支出金は、総額で1億1,006万5,000円減額しております。

25ページの2項、県補助金、4目、農林水産業費県補助金は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の事業実績により、9,055万円減額しております。

16款、財産収入は、総額で7,534万6,000円増額しております。

28ページの1項、財産運用収入、1目、財産貸付収入は、地域情報通信基盤設備使用料の普通財産分を財産貸付収入に組み替えたこと等により7,823万5,000円増額しております。

30ページの17款、寄附金は、ふるさと志基金寄附金を405万5,000円増額しております。

18款、繰入金は、総額で1億2,630万6,000円減額しております。

31ページの1項、基金繰入金、1目、財政調整基金繰入金は、1億1,498万4,000円減額し、繰入額をゼロにするとともに、特定目的基金も事業実績によりそれぞれ減額しております。

19目、特別導入事業基金繰入金は、議案第1号で提案のとおり、基金廃止に向け基金の残額を全額一般会計に繰り入れるものでございます。

20款、諸収入は、総額で8,561万4,000円減額しております。

34ページの5項、雑入、4目、雑入は、事業実施年度の移行に伴い、県地域振興公社へ事業参加者負担金が減額になったこと等により、8,807万2,000円減額しております。

36ページの21款、市債は、5目、教育費の緊急防災・減災事業の計上等に伴い、総額で1億930万円増額しております。

次に、歳出予算について説明申し上げます。

2款、総務費は、総額で3億1,458万7,000円増額しております。

39ページをお開きください。

1項、総務管理費、1目、一般管理費は、財政調整基金積立金を3,316万9,000円、減債基金積立金を1億円、施設整備事業基金積立金を2億5,000万円の増額をしております、3億7,576万7,000円増額しております。

41ページの4目、企画費は、ふるさと志基金積立金の増額等により、228万6,000円増額しております。

42ページの6目、情報管理費は、地域情報通信基盤設備保守管理事業等の事業費確定に伴い、4,041万8,000円減額しております。

44ページの2項、徴税费、2目、賦課徴収費は、固定資産税の非課税申告等により税還付金を増額したこと等により、229万7,000円増額しております。

次に、3款、民生費は、総額で1億7,575万3,000円減額しております。

52ページをお開きください。

1項、社会福祉費、8目、後期高齢者医療費は、県後期高齢者医療広域連合の負担金の確定等に伴い、1,160万円減額しております。

53ページの2項、児童福祉費、2目、児童措置費は、子ども手当支給事業の実績見込みにより5,000万円減額。

55ページの3項、生活保護費、2目、生活保護扶助費は、医療扶助等の実績見込みにより9,000万円減額しております。

次に、4款、衛生費は、総額で4,432万3,000円減額しております。

59ページをお開きください。

2項、清掃費、3目、し尿処理費は、合併処理浄化槽設置事業等の実績見込みにより1,511万4,000円減額しております。

次に、6款、農林水産業費は、総額で2億5,623万6,000円減額しております。

60ページをお開きください。

1項、農業費、3目、農業振興費は、野菜価格安定対策事業等の実績により、補助金等を1,053万2,000円減額。

61ページの4目、園芸振興費は、活動火山周辺地域防災営農対策事業等の実績により6,227万5,000円減額。5目、茶業振興費は、国の第4次補正に鹿児島茶産地拡大チャレンジ事業が平成23

年度事業として認められたことから、2,696万7,000円増額。6目、畜産業費は、県地域振興公社営事業口でい疫対策関連事業等の事業実績により、補助金の減額等1億3,236万7,000円減額。

63ページの9目、土地改良費は、県営事業費の確定による畑地帯総合対策整備事業負担金等5,626万5,000円減額。

64ページの2項、林業費、2目、林業振興費は、森林整備木材産業活性化推進事業等の実績により、1,080万2,000円減額しております。

次に、7款、商工費は、総額で58万3,000円増額しております。

67ページをお開きください。

1項、商工費、4目、港湾振興費は、コンテナ貨物の増加に伴い、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業を1,500万円増額しております。

次に、8款、土木費は、総額で1億1,815万4,000円減額しております。

70ページをお開きください。

2項、道路橋梁費、3目、道路新設改良費は、社会資本整備総合交付金事業等と市道路改良事業の実績見込みにより工事請負費等4,685万7,000円減額。

73ページの4項、港湾費は、県施工の港湾改修事業に係る負担金の確定により4,838万2,000円減額しております。

次に、9款、消防費は、総額で2,414万円減額しております。

77ページをお開きください。

1項、消防費、3目、消防施設費は、国の補助事業の予算縮小により、耐震性貯水槽設置基数が4基から2基に変更になったことに伴う事業費の減額等により、1,345万2,000円減額しております。

次に、10款、教育費は、総額で1億312万8,000円増額しております。

81ページをお開きください。

2項、小学校費、1目、学校管理費は、校舎耐震補強事業実施に伴い、9,879万3,000円増額。

82ページの3項、中学校費、1目、学校管理費も同様に、4,354万5,000円増額しております。

次に、11款、災害復旧費は、総額で844万3,000円減額しております。

91ページをお開きください。

事業費の確定により、1項、農林水産業施設災害復旧費を595万6,000円減額。

92ページの2項、公共土木施設災害復旧費も同様に、248万7,000円減額しております。

予算書の94ページをお開きください。

給与費明細書でございますが、人件費につきましては、今回特別職分を1,124万4,000円、一般職分を1,440万9,000円、総額で2,565万3,000円減額しております。

96ページをお開きください。

地方債の現在高見込みに関する調書でございますが、本年度末は245億6,962万2,000円となる見込みでございます。

以上が補正予算第8号の概要でございますが、詳細につきましては、予算説明資料を御参照ください。

よろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 1点だけ、所管外ですのでお聞きしますけれども、予算書の43ページ、説明資料では9ページですね、この自治会統合・分割推進事業という予算が110万円組んであって、申請がなかったからざおき組んでですね、申請がなかったからこうやって減額するというのは理解するんですけども、予算執行見込み額がゼロ円、ゼロ円が執行見込み額という表現、それは別として、行政として一度横断幕を掲げたり自治会加入とかいろいろ展開をされてました。非常に自治会が絡む微妙な問題ですので難しいことは、今の職員体制でできるかということも私も疑問を持っておりますけれども、110万円組んでそのまま減額、不用額で計上してありますけれども、結局、結果としては申請がなかったからというのは当然のことなんですけれども、じゃあそれまで至る経緯ですね。何かあったけれども、いろいろあったけれども結局まとまらずになったのか。それともざおき組んで、一応ざおき分は組んどかないかんがという程度のもんだったのか。その辺をちょっとお聞かせください。

○企画政策課長（武石裕二君） この自治会統合・分割につきましては、合併後、自治会の中で合併あるいは統合・分割という事例はないところでございますが、ただ、私ども自治体が今390自治会ございます。その中で自治会在り方検討委員会等でも議論をしていただきまして、やはり適正な規模という戸数を、大体この協議会の中で50戸数ぐらいだろうということで方針は出しております。

高齢化が非常に進んでいく中で、390自治会の中で10戸世帯以下のところが約70近くの自治体が10戸未満というようなことがございまして、やはり高齢化に関しても40%を超えてる自治会が約3分の1ぐらいあると。なかなか自治会機能が果たせないという状況がございまして、私どもも各校区の公民館長さん、あるいは自治会長さん方にですね、自治会の在り方について協議をいただいたり意見をいただいたり、今までできております。その中で、強制的に行政の方がここここ合併をなさないと、ここは多いから分割をなさないとすることはなかなか強制的には無理だろうというふうに私も考えておりますけれど、ただ、高齢化が進む中、それから若年層も非常に少ない中で、例えば子ども会ができないとか、それから自治会の集落の清掃活動も厳しい。それと、一番問題なのが災害時の、今自治会の中で防災組織を組織化をしていただけてますけれども、高齢化が進む中で、果たしてそれが機能が十分活用できるのかという点もございましたので、今各集落にアンケート調査等を行いまして、枠組みがどういった枠組みが必要なのか、今投げかけをしております。次年度以降、この枠組みをもとに各自治会長さん、あるいは校区の役員の方々にお示しをしながら、ある程度の枠組みを変えらるというか、合併ができるところについては合併を促すと。200を超える戸数の自治会もございまして、これについては分割ができるとした場合についてはですね、それをお願いするというようなことで。そのための予算は計上しております

が、なかなか合併後進んでいない状況でございますので、次年度以降についてはそういう形で、今年度から取り組みをしておりますので、24年度で大方その方向性を定めて、これについては進めていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 一つ、予算書の66ページ、説明資料の12ページ、オラレ志布志事業の件についてお聞きします。

ごく最近、大崎町の場外発売所が閉鎖との報道がありましたけども、その件に関連して、ここにオラレ志布志が当初10億円の見込みが8億円に減少したと補正が出ておりますが、それによる補正が出ていますが、オラレの現状とこれからの見通しをまずお示してください。

それと、これに関連しまして、アピアがキーテナントの問題が、撤退が表明はされておりますが、その後どうなっているのか。影響が非常に大きい問題だし、市民の関心も非常に高い問題ですので、この2点についてお願いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まず、オラレの現状でございますが、今、御指摘ございましたように、設立当初は年間10億円、そして3%が市の方に協力金という形で入りますので3,000万円の収入を見込んでおりましたけれども、今回補正でお願いしておりますように、今年度、23年度につきましては約8億円の見込み。従って、2,400万円の収入見込みとなりますので、当初と比較しまして600万円の減額を今回お願いしているところでございます。

オラレにつきましては、本当に私ども設立以来10億円ということを目標に最大限取り組んでおりますけれども、これまでの実績でなかなか80%以上の売り上げには至っていないところでございます。昨年度は特に3月に発生しました大震災、あるいはそれ以前の口てい疫等の影響もございまして、特に22年度は3月が全くほとんど営業ができないというような状況でございまして、7億円弱の売り上げでございましたけれども、今年度はお陰様で何とか8億円まで、80%まで回復する見込みだというようなことで、一昨年やと水準に戻ってきたというようなことでございます。

今後、10億円があくまでも最大限の目標でございますけれども、それに近づくように大村競艇ボート、それから運営をしております錦江ボート等と連携を取りながら、PR、周知に努めながら何とか10億円に達するような形での取り組みをしていきたいというふうに考えております。今後も23年度と同程度の8億円程度で今のところは推移するのではないかというふうに考えているところでございます。

それから、まちづくり公社のキーテナント、各テナントの関係でございますけれども、これについては、昨年全協で皆様に御報告いたしましたように、現在の生協さんにつきましては、撤退の見込みであるというようなことでありましたので、そのことをもって皆さん方にも御報告しましたが、時期については今コープさんの事情等もございまして、はっきりとした、じゃあいつで撤退というような明確な時期はまだお示しいたしていないところでございます。先月開かれました取締役会の中でも、まだ時期等については明確に相手さんから伝えられていないというよう

なことを伺っているというようなことでございます。

以上でございます。

○8番（藤後昇一君） オラレのことについては、大体了承しました。今後も注意深く見ていきたいと思ってます。

そのキーテナントのことですが、現在のようなこのフジャな状態に対して、何ら対策は打たれてないんですか。このままずっと不明快なまま時間が経っていく状態が続いていくんでしょうか。その点についてはどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

契約書によりますと、こちらの方からいついつまでに退去をお願いしたいというような内容になってないということございまして、あくまでも合意の下で撤退をされるというようなことございまして。ということで、私どもといたしましても、このキーテナントの撤退につきましては、お互いに円満に撤退の内容が整うような形での協議を進めているところでございます。

○8番（藤後昇一君） 所管が総務課ですので、委員会でこの点も真剣に質疑がなされると思えますけれども、所管課の方でも決して傍観するのではなくてですね、まちづくり公社と連絡を密にしながら、有効な手立てを打っていただくように、そうしないともものすごく影響が大きいので、1億円の株式も出資してるわけですので、最悪の事態、これが不良債権になって、そういうことになりますので、よろしくお願ひしときます。

○市長（本田修一君） 先ほど課長も答弁いたしましたように、私自身も取締役会等に毎回出席して、事務局としまして担当課も出席しております。

このことにつきましては、ただいま御指摘のとおり重大な事項でございますので、先ほど申しましたように、お互いに円満にこのことが解決するように一生懸命努力しているところでございますので、御理解いただくようお願いいたします。

○23番（福重彰史君） 3点ほどお聞かせをいただきたいと思ひます。

まず、繰越明許費の関係ですけれども、それぞれ事業完了を何月に考えているのかということが1点。

それからもう一つは、地上デジタル放送難視地区対策事業ですけれども、今回、精算によって減額がされておりますけれども、交付対象世帯の確定によるというふうになっておりますが、いわゆる目的からして、十分にこの目的達成がなされているのかということ。

それからもう1点は、この海外悪性伝染病等の防疫消毒ゲートの設置事業ですけれども、こちらでも1,000万円の減額がなされておりますけれども、いわゆるこの予算を積み上げる段階において、対象農家数を何戸というふうに想定されていたのか。そしてまた、導入された件数は何件であるのか。この3点についてお聞かせをいただきたい。

○情報管理課長（徳満裕幸君） まず、地上デジタル放送難視地区対策事業の達成についてのお尋ねでございますけれども、今回、地デジの放送に伴いまして、NHKの制度では地デジの難視世帯に対しまして、ケーブルテレビへの移行した場合、1世帯当たり2万8,000円の補助金の制度が

設けられたところでございます。

志布志市におきましては、このNHK助成制度の対象とならない難視地区があるところでございますが、これらの世帯に対しまして、NHKと同等の支援を行うということで、市単独事業のデジタル放送難視地区対策補助金を創設をしたところでございます。

今回、200世帯を見込んでおったところでございますが、既にNHK補助制度を利用した者を除いて、最終的に92世帯が対象となったものでございます。アナログ停波に伴いまして、市民から数件問い合わせ等があったところでございますが、大きな混乱等もなく、現状においては志布志市では地デジへの移行はスムーズにいったのではないかとこのように認識しております。

○畜産課長（山田勝大君） 海外悪性伝染病の消毒ゲート事業でございますけれども、当初の予算で60基の補助額を、平均補助額を30万円ということで1,800万円計上しておりました。現在のところ、14基の設置ということで今進めておりますけれども、先行き不安等で問い合わせはあるんですけども、なかなか実施に至らないということでございます。

それと、いろんな各生産者部会の中でも設置を呼び掛けているところでございますけれども、計画に対しまして設置が進まなかったということで、減額をしているところでございます。

○総務課長（溝口 猛君） 繰越明許費の事業の完成時期ということで、総務課の方としましては、消防費の消防団安全対策設備事業を繰越明許費に計上しているところでございます。

この分につきましては、今回国の3次補正に盛り込まれたということで、通常であれば1か月程度の納期を要するわけでございますが、全国的に自治体の要望が多いということで、2か月から3か月という形の納期を見込んでおります。

したがいまして、最終納期につきましては6月に事業が完了予定というふうに思っているところでございます。

○教育総務課長（津曲兼隆君） 小学校、中学校の耐震補強事業がございまして、これにつきましては、夏休み期間中に完了を予定していると。8月の末をめどとしたいと考えているところであります。

○農政課長（上原 登君） 農林水産業費、農業費の鹿児島茶産地拡大チャレンジ事業は、茶期が済みましてからの製造発注になりますので、茶期が終わりましてからですので、12月ぐらいの完了になるかというふうに考えております。

○建設課長（中迫哲郎君） 建設課の繰越明許でございますが、4件、4か所ほど繰り越しております。

まず、高速道路の沿道、道路の基本構想策定事業でございますが、これにつきましては、県の方との連携を図るということで、8月頃をめどに考えているところでございます。

続きまして、社会資本の六月坂安良線でございますが、四半期、6月をめどに完了予定しております。

それから、安楽線、馬場団地線につきましても、同じく6月をめどに完了ということで見込んでいるところでございます。

よろしく願いいたします。

○福祉課長（木屋成久君） 民生費の安心子ども基金総合対策事業でございますが、たちばな保育園でありまして、完成を9月頃に予定をしております。

○畜産課長（山田勝大君） 農林水産業費の農業費、公社営事業負担金でございますけれども、実施予定箇所に空洞があったことから、その試掘をした関係で年度内が見込まれないということで、24年の4月20日を完成予定というふうにしております。

○23番（福重彰史君） 地デジのいわゆる難視関係でございますけれども、これで大まか解消されたというようなふうに捉えたわけですが、市内全域、難視地域が無くなったというふうに理解していいものか。

それから、消毒ゲートの関係ですが、そもそもの目的は、いわゆる悪性伝染病をまん延させない、いわゆる侵入させないと、いわゆる防疫対策であるわけでありまして、昨年その口でい疫で相当心配したわけですが、そういうことを考えたときに、やはりその予防というのが大事であるということで、農家個々がその対策にしっかりと取り組んでもらうということが目的であったろうというふうに思うわけですが、やはりそういうことからしまして、ここにいろいろ導入が進まなかったという経緯も書いてありますし、また今課長の方からもありましたけれども、しかしやはり目的を達成するためには、じゃあどうすべきであるのかと。今回のこの経緯を踏まえて、どのような対策をお持ちであるのか、お聞かせいただきたい。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 志布志市内の地デジの対策でございますけれども、国の方針としまして、地デジの対策が、今回市でしました地域情報通信基盤整備推進事業によりますケーブルテレビへの移行ということが国の方針でございます、志布志市の難視地区の方々につきましては、このケーブルテレビへの移行、それから松山地区にあります共聴組合、こういうところの加入によって、ほぼ解消されているというふうに認識しております。

それから、鹿児島県のデジサポ、そして九州総合通信局の担当者に、私もお聞きしたんですけども、今回の地デジ移行については、全国的に、九州管内でございますけれども、おおむねスムーズに行ったのじゃないかというふうなお話を聞いているところでございます。

○畜産課長（山田勝大君） 消毒ゲートの設置でございますけれども、防疫を目的に実施しておりますけれども、今回口でい疫、あるいは鳥インフルエンザの発生によりまして、家畜伝染病予防法も改正されております。それに基づいて、畜産農家全戸の定期報告というのが義務付けられておりまして、現在、3月までに調査をして、4月に国に報告することとなっております。その調査の段階で防疫の呼び掛け、あるいは消毒ゲートの設置、また積み込み消毒槽の設置等も確認するようになってますので、その機会を捉えて推進を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 説明書の9ページの第3表債務負担行為であります、その補正で、事項、期間、限度額が補正になって、変更補正をされていますが、この期間は変わらずに限度額が変わっています。限度額が2倍以上に増額になった変更補正であります、この変更の事項とい

たしまして、変更理由が書いてあるのですが、ここに掲げてある説明書の事項だけでは少し理解し難いのですが、もう少し詳細な説明をお願いしたいと思います。

それと、説明書のページ66ページ、予算書66ページ、説明資料では13ページのプレミアム商品券発行事業であります。このプレミアム商品券の発行事業で不用額が263万2,000円生じていますが、この不用額の生じた理由といたしまして、当局の考えられる理由を挙げていただきたいと思っております。

そして、その不用額は当局としては見込んでいたものかどうかということと、そしてそのプレミアム商品券発行事業を通して、24年度予算にこの結果をどのように反映されるのか。

そこ2点お聞かせください。

○農政課長（上原 登君） ただいま予算説明資料2ページの8号補正の債務負担行為の補正のお問い合わせでございますが、当初、曾於南部土地改良区が日本政策金融公庫に対する借入れ、これに対する損失補償、第三曾於南部で1億4,000万円の事業費に対しまして、地元負担、農家借入れ分が2,835万円予定をされておりました。これに対する利子53万5,286円、合わせまして2,888万5,286円の債務について補償をするということで、限度額を設定いたしておりましたが、事業費等の変更によりまして、第三曾於南部地区で2億6,980万円の事業費に事業費が膨れ、そしてまた、改良区が借入れる額が3,787万円ということで膨れまして、またこれに対する利子が107万6,000円、合わせて3,894万6,000円借入れ予定ということになりましたので、これについての債務損失補償をいたすものでございます。

なお、第四曾於南部地区につきましても、当初250万円の事業費に対しまして、51万6,000円の損失補償を限度額として設定をいただきましたけれども、事業費が588万5,000円ということで増額になりまして、それに対する借入れ98万8,000円、それに伴います利子4万円を合わせまして、120万8,000円損失補償を限度額として補正をお願いするものでございます。

申し訳ございません。限度額を102万8,000円に補正をお願いするものでございます。

よろしく願いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） プレミアム商品券の御質問でございます。

この商品券につきましては、今年の9月補正で2億円の発行ということで、10%のプレミアムで1人当たり5万円を限度額ということで発行させていただいたところでございます。

発行にあたりましては、市民の方に有効に活用していただき、市内の商工業振興に役立てていきたいということで、散らし等やら、それから市内放送等を通じまして、広くPRをしたところでございます。また、出張販売ということで、11月5、6の2日間につきましては、アピアでの販売もさせていただいたところでございます。

結果としまして、御質問がございましたように200万円ちょっと残ってしまったわけなんですけれども、私ども当然全部を完売するなどという意気込みの中で取り組んできたわけなんですけれども、今振り返ってみますと、やはり一つ利用される側からの不具合というか、それを申し上げますと、今回の場合はちょっと補助事業の関係で使用期限が1月31日までだったということ。これも影響

してるのかなというふうを考えております。

それから、プレミアム率でございますが、前回までは20%というような、そういう倍のプレミアム率で発行してたわけなんですけども、今回は10%ということで、その差も影響してるんじゃないかというふう考えているところでございます。当然、私ども、先ほど申し上げました完売を予定しておりまして、職員に対しましてもギリギリまで販売せずに市民の方を優先にしてきたわけなんですけども、結果として200万円ちょっとですけど残ってしまったことには非常に残念に思っているところでございます。

それから、24年度に向けての対策でございますけども、前回のプレミアム商品券につきましては、利子補給、プレミアム分が2,000万円あるわけなんですけども、そのうちの1,000万円につきましては、国の補助事業等を活用させていただいたところでございます。

今年度は、その補助事業等がどういう形で、口てい疫関係でございますけれども、こういった形で実施されるのか、今検討中ということでございましたので、当初予算には計上してないところでございますけども、いずれその事業内容等を見させていただいて、それから市内の商工業の実情、そういったものを勘案させていただきまして、必要であればまた補正等でできればプレミアム等については補助金等活用した形です、市民の方に御提供できればなというふう考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） 課長が申されたとおり、期間とか割増率というようなところで、こういう不用額が生じたのではないかと思います。市民の皆様もそのようなことで、割増率が低いね、今回はということで、もう買わなかったという人が大半いらっしゃいました。それで、やはりプレミアムというわけですので、プレミアム感を増して、是非また24年度事業は、これは商店街の活性化にもなりますし、市民もまたそういうことで協力できることでありますので、是非いい方向に前向きに検討していただきたいと要望しておきます。

○市長（本田修一君） ただいまのご要望について、お答えしておきます。

私どもは、このプレミアム商品券につきましては一昨年から取り組みまして、そして引き続いて昨年取り組むことができた。それは、国の事業を活用しながら取り組むということで、市内の商工振興、商店街活性化という目的で取り組んだところでございました。

ただいま課長が答弁しましたように、完売という訳にいなかったところですが、大方の商店街の方々、また商工会の方々につきましては喜んでいただいている内容というふうに思っております。また、他地域とも比較しまして、10%という額については、20%は特別にですね、高かったんじゃないかなというふうには思っております。しかし、あのときには口てい疫という、本当に一大地域を揺るがす事件が発生した直後ということでございましたので、特にそういった形の対策を取らせていただいたところでございます。

今後も状況を見ながら、対応は密にしていきたいと思いますというふう考えております。

○2番（下平晴行君） 明許繰越費でありますけども、六月坂安良線の件について伺ってみたいとい

うふうに思います。

コスト削減ということで、同時発注した工区から掘削土を盛り土に利用すると、これはよく理解できるわけでありますが、電柱移転作業の年度末集中時期に重なったと、これが理由としてあるわけですよね。着工は、私は遅かったんじゃないかなというふうに理解するんですけど、そこ辺のことちょっと内容をお願いいたします。

○建設課長（中迫哲郎君） 六月坂安良線の繰り越しでございますが、2工区発注しております、1工区が町原の方へ上がるところの法を切りながら、その土を1工区の方へ運ぶという段取りで計画したところでございます。その中で、どうしても、まず最初発注が遅れたというのは、一つは予算的な関係でございます、国からの補助でございますので、あそこの工事を一遍に2工区進めるということで、6,000万円以上の工費が要るということでありましたので、その箇所の裏付けをとるために、国・県への協議というのが必要でございましたので、そのことが若干遅れたと。他工区から流用をかけた関係のことでちょっと遅れが生じたと。

それから、電柱の移転につきましては、現場を見れば御存知かも知れませんが、移転先がどうしても盛り土ということでありますので、移転するには盛り土がちゃんと出来上がってから電柱をですね、しないと工事の妨げになると、転圧ができないというようなことでございまして、盛り土が完成後に移転をするということで、盛り土のいろいろ計画の段取りからいたしますと、若干電柱移転の時期が年度末に重なってきたということで、九電、N T Tの方もその時期に集中するからというようなことでございました。

その後、電柱を抜いてから、また更に抜いたところの盛り土やらそういうのをかけていくというようなことで、若干年度末での集中ということで、今回やむなく繰り越しをお願いするところでございます。

○2番（下平晴行君） 流れ的にはよく理解できるわけですが、どうもですね、課長が説明しているのは、ほかの事業に対してもそうなんでしょうけども、これは国の事業だからということで理由はあるわけですけども、私はやはり前も一般質問したわけですけど、市の単独事業、これも含めて、できるだけ早い時期に、年度末に集中しない工事の発注の在り方、やはりこれをしていかなきゃいけないんじゃないかと。よく2月、3月に集中して、今でも道路、県道、あるいはいろんなところで工事が行われているわけですよね。これはやはり市民の皆さんも何で年度末にいろんな工事がされるのか。お金が余ったからしてるんじゃないか。そういう受け取り方をしてしまうわけですよ。ですから、国のそういう補助事業だからじゃなくて、もしそれであってもやはりいかに早くその事業が終わるかというここ辺がですね、私はちょっと真剣に取り組みがされていないんじゃないかなというふうに思って、今回、今も質疑をしているわけでありまして、そこ辺も含めて、いわゆる工事の発注の在り方、これをもうちょっと国・県、あるいは単独事業についても取り組み体制、これをしっかりやってほしいというふうに思うわけです。どうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 工事の段取りの中では、まず用地の交渉、用地の取得というのがございます。その前に計画を立てて測量設計をして用地取得、それから工事という一連の作業をこ

れまでは単年度で計画をしてたところが多々ございました。そういう意味で、繰り越しが今年も若干そういう新規箇所について生じたところがございます。そういうのを反省しながら、一部の工区につきましては、初年度を測量、設計、用地交渉、買収というような形での単年度にそういう形を進めてから、ストックができてから工事を発注するというような段取りをですね、今後検討していくような形で持っていきたいと考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） これ畑かんの関係、ちょっとお願いします。これは、曾於東部、曾於南部あるわけですが、今年度のこれで目標のどれぐらいに達成したのか。それをちょっと教えてください。

それと、耕地林務水産課の、予算書でいうと64ページですね、林道中川内27号支線の整備事業ということで、これ誘致企業ということで鶏舎を立地計画ということで、この事業そのものが、いわゆる林道の整備が主なのか、それともその誘致企業に対してきちんと対応してやるよということでこれだったのか。事業主体と地権者との用地交渉が難航だと。こういうのは、当然そういう問題があるということであれば、当初からこれ計画にないわけで、そこらの考え方をですね、林道整備が主なのか、それともこの誘致企業だから、そこに対してきちんと行政としても支援するよという、どっちがこれ主だったのですかね。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

今御質問の林道中川内27号支線でございます。これにつきましては、企業立地という観点もありますが、私どもといたしましては、林道整備の一環、その中で企業というか事業者がですね、施工していただくと。それに伴いまして、材料支給を市からしますよという、そのことによって林道として整備をできるという観点で予算をお願いしたところでございます。

ただ、事業者の説明の中で、地権者の用地については地権者の同意、もしくは用買じゃなくて承諾書を持ってきていただいでですね、確認しましたところ、そういう同意をいただいているという確認をしたところでございます。ただ、全体的にその林道の入り口の部分がですね、トラブル、用地交渉がいかなくなつて、一応本年度は断念ということですね、今回全額落とすと、予算的に落とすという形をお願いしているところでございます。

○農政課長（上原 登君） 畑かんの進捗状況についてということですが、ちょっと工事の細かい数字を持ち合わせておりませんので、後ほどそれについてはお答えをさせていただきますが、現在までの水使用の状況について、御報告をさせていただくことで、いただきたいと思っております。

曾於南部地区、給水、志布志地区の面積、現在まで約2,000haのうち440haに志布志地区が給水開始をしております、水使用率23.46%という数字でございます。

曾於東部地区につきましては、2,130haのうち志布志市分が給水率、403.81haを給水いたしております、18.96%、志布志地区内で水利用がなされているという状況でございます。

○19番（小園義行君） 今、課長から答弁がありましたけども、この畑かんの関係で、目標としているそれに対して、今大変給水の関係でね、こういうパーセントをおっしゃっているわけです

が、非常に低い状況ですね、目標に向かってやっていると状況の中で。

そこで県営事業というのが終わっていくわけですけど、こういうふうに目標に届かない状況の中で、お金がありますね、ここにね。こうしたときに、計画区域から外れたところで、例えば私もやっぱり水がほしいんだという、そういった方々への考え方というのが、計画は100%本来達成していくということが基本でしょうから、そこにない中で水がほしいという人があれば、その計画区域の見直しをして、ここで5,600万円ありますよ。こういうものをちゃんと活かしてそれを目標達成に向けていくというのが考え方と思うんですが、今のこの執行の状況を見て、計画区域外のそういう人に対する対応というのを当局として、これも最終補正ですよ、当初予算もここ出てるわけですけど、考え方を少しお願いをします。

それと、先ほどのこの林道の関係ですが、これ課長大変申し訳ないけども、林道の整備が主たる目的だったのか、それともいわゆる誘致企業に対してきちんと行政が何かの支援をするということでのものだったのかですね。これ、林道整備が当然主であれば、そういう用地買収だとか同意を得るといのは当然行政がやないと、林道なんでしょう。そして、これ民間の方の土地を、ちょっとここを広げさせて頂戴みたいところでやられるわけで、誘致企業として来ていただくところに、ちゃんとそれもあんたがやんなさいよって、そのことでうちは支援はするよということであれば、いろいろこれ問題として、これからの管理としてどうするのかということが問われてるといふふうに僕は思うものですから、ちょっとお聞きをしたんですよ。当然、その林道が100%、その企業しかやらないとなったときは、あとは当然補修とかそういったものについては応分の負担をしていただくというのは当然でしょう、それはね。ただ、今回のこの林道の整備が主なのか、誘致企業に対して支援という形での現物給付だったのか。それであれば、この用地交渉、そういったものもきちんと行政でやってあげて、100%OKだよということで予算を付けているというふうに僕なんかは思うものですからね、そのことをちょっとお聞きしたいんです。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） 大変申し訳ございません。

今回の林道につきましては、支援という観点で材料支給という形をとっております。当然、整備後につきましては、維持管理の問題等も出てまいります。それにつきましては、当然林道の管理者である市の方がですね、管理をしていくということで、そこまでの話し合いは進んでいるところでございます。

○農政課長（上原 登君） 先ほどの進捗状況について、補足して説明させていただきます。

曾於東部地区につきましては、通水区域は志布志松山地区で2,130haのうち100%通水をいたしておりますが、給水栓の設置面積となりますと89.2%ということで、全てのほ場にまだ給水栓が付いていない状況、これは農家様の御希望等があって、もう要らないというところもあって全部は付いていない状況ということです。ただ、曾於東部三期地区が若干、24年度まで残りますので、この給水栓設置面積はもう少し拡大するものと考えております。

それから、曾於南部地区、有明地区ですけれども、こちらの方の通水区域面積は95.9%、このうち給水栓の設置面積が80.2%ということになります。なお、平成24年、25年、26年にそれぞれ

曾於南部地区、第三曾於南部、第四曾於南部と完了していきますが、その中では給水栓の設置面積は増えていくものと思っております。

また、先ほど御質問がありました給水計画にない地域をどうするのかということになります、県営事業が終わった後どうなるのかということでございますが、散水器具等につきましては、新たな県営事業なり、降灰事業なり、そういったものの事業導入を計画いたしております、給水栓の設置されている地域では、そういった散水器具の導入を今後も計画的に取り組んでいきたいと。

それから、特に南部地区、有明地区で茶園の面積が一気に拡大をして540haの計画に対して給水面積が足りないという現実がございますが、そちらについては、新たな水源の探索、そういったものを含めて市の単独事業で計画する分、それから新たな県営事業を模索する、そういったことについて、県とも協議をいたしているところでございます。

○19番（小園義行君） はい、分かりました。

じゃあ、この農政課長、最初の答弁は、それぞれ違うことだったのね。いわゆる給水栓の設置で今のお話ですよ。最初は、403と400、ここは通水をやっているという意味でのそういう意味ね、ということで理解をしたところですが、それいいですよ、後でまた言っても。

実際、今後この県営事業が終わっていくと、もう次の対応をどうするのかということで、その計画区域外の人たちのこと等も当然考えてあげないといけないということと、今おっしゃるように、私なんか農業委員会で斡旋をしますね、そうすると、ここは水が足りないから買いませんという、そういったことが農家さんの中であるわけですよ、そういったものに対しても、こういう畑地かんがい事業というものは総合的に考えて計画されてるというふうに思うものですから、そういったことが現実に起きてるというのであれば、これ見直しをしてきちんとした対応をやっていかなないと、一つですよ、水が来ますよと行って来ないというのは、普通に一般的に言ったら、言葉は悪いけど、そういうことですよ、ここで言いませんけど。是非、来るといったら来るようにしてもらわないと困るわけで、そういったものの考え方、今課長の答弁で少し理解したんですが、再度ですね、そこについてお願いをしたい。その区域外のものについては、今回のこれで5,600万円も余るんだったら、僕は何かやれるんじゃないのということがあったりするものですから、ちょっとお聞きしたところです。

それと、水が来るといって来ないという状況のそこらについてですね、きちんとやっていただきたいものだと思います。

それと、この中川内支線の関係は、今支援だということでありました。これは、その用地の関係とかいう、そこについてはもう誘致企業の側で私たちでやるからということで、そういうことで現物給付をしますよということで、向こうに全部お願いをしてたわけね。それでありゃ、これ実際に新年度誘致企業として実施ができる状況になるんですかね。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

新年度につきましては、事業者側の方がですね、いろんな用地の問題、それと山林の補助金等

の問題もありまして、それらを全てクリアした上で再度協議してですね、支援したいというふう
に考えております。

○農政課長（上原 登君） 畑かんの水が来ると言ってきてないところというところについて、
現場の確認を私どもさせていただきたいと思います。

それから、先ほど申しました水の足りない、当初計画になかったところ、そういったところにつ
いては市単独なり新たな県営事業なり、そういったものについてですね、県とも協議を重ねて
おりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 今回、2億2,400万円マイナスの補正で最終的な決算の状態になっていく
んだらうというふうに思いますが、その中で、歳入で雑入の中に地域振興公社事業の負担が7,400
万円のマイナス、それから国際協力機構草の根からマイナス400万円という雑入の減額がございま
す。これらについて、詳細な説明をいただきたいというふうに思います。

それから、歳出の方でございますが、文書広報、おおよそマイナス400万円、マイナスが出てお
ります。これらについても執行残高であろうと思いますが、その執行业業の経過について説明を
いただきたいというふうに思います。

それから、歳出の方で建設課でございますが、崖地の危険住宅移転事業、これが当初の予算795
万1,000円、そっくり減額になっております。当初予算を組み立てる段階、その査定の根拠をちょ
っとお示しをいただきたいというふうに思います。

それと、最後でございますが、自分の自前の金はあると、しかし借金はしようと。ところが、
終わってみると金が余ったから積立基金に3億円積み立てようと、こういう状況でございませ
が、こういう運用状況をどう認識をされているのか、これ、市長にお伺いをしておきます。

○畜産課長（山田勝大君） 雑入の県地域振興公社営事業参加者負担金でございませ
が、これにつ
きましては、県の地域振興公社が事業主体となって事業を進めてまいりますけども、事業費から
県の補助金、それから国の補助金を差し引いた農家の負担分を市が受け入れまして、同額を公社
の方に支払うものでございませ

そういつた中で、23年度に予定しておりました事業箇所の用地の調整に時間を要しまして、一
部の着工しかできなかつた関係で、その部分を減額してあります。それと、農家の経営状況が芳
しくないところも1軒ありまして、負担金の調達が見込めないということで、次年度へ遅らせて
くださいということで、24年度に事業を持ち越した分がありまして、その部分の受け入れを減額
したとこととでございませ

○総務課長（溝口 猛君） 予算書の40ページ、文書広報費の減額についてのお尋ねでござい
ませ
が、その他業務委託料、これが402万1,000円減額となっているところとでございませ

予算書の主なものとしましては、予算説明資料の3ページの上の方に書いてありますが、市の
例規データ更新業務委託、年度当初、地域主権改革に伴いまして、法案の改定に伴う本市の例規
集のデータ更新があるだらうということで見込んで予算計上しておりました。先の震災の関連で、

震災関連法案が優先的に国会では可決されまして、当初で見込んでいた法案関係が今国会で審議中となっております。従いまして、見込んでた例規集のデータの更新が来年度にずれ込むという形で、今回215万7,000円減額させていただきました。

あと、このほかに行政告知放送の放送委託料、この分と、あとケーブルテレビの行政番組放送の委託料を組んでおりましたが、いずれも8月と7月からの契約ということになりまして、それぞれ行政告知放送委託料が86万4,000円、それからケーブルテレビの行政番組放送が100万円減額ということで、委託料が合計で402万1,000円の減額をしているところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 崖地近接危険住宅移転事業の査定積み上げの根拠でございますが、これ基本的には危険住宅にかわる住宅の建設、購入も含めてまして、土地取得、敷地造成のための金融機関から融資を受けた場合の借入金の利子相当額を補助するというところでございます。その内訳につきましては、建物が444万円、土地が206万円、敷地造成が58万円というようなことで786万円の利子の補給相当額を補助するというところでございます。今回は申し込みがなかったということで、全額落とさせていただくというところでございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 草の根技術事業実行委員会の補助金でございますが、当初811万3,000円ほどJICAの方から承ったところでございますが、フィジーから、こちらからフィジーに参った者については、この予算で執行すると。また、フィジーからこちらに来るものについても、フィジー国の使節団の経費もこちらで見るとということだったんですが、向こうからこちらに来る分については、後日JICAの方から、こちらJICAの方で負担をできるということでございまして、今回、このことにつきまして、不用額として431万3,000円減額するというところでございます。

○市長（本田修一君） 運営状況についてのお尋ねでございます。今回、補正で市税が1億1,510万円増額があったと。そしてまた、事業費の確定等によりまして不用額がありまして、一般財源ベースで5億円の余剰があったというところでございます。その分を歳入の財政調整基金繰入金をゼロにいたしまして、財政調整基金、減債基金及び施設整備事業基金に積み立てたところでございます。財政調整基金は交付税の合併特例措置がなくなる平成28年度以降を見込みまして積み立てて、減債基金は毎年公債費に一部充当しておりますが、繰り上げ償還等を考慮しての積立と。施設整備事業基金につきましては、市営住宅の建て替え、学校等の耐震補強、老朽化に伴う既存施設の改修事業等の一般財源に対応するため積み立てたというところでございます。

○24番（野村公一君） その住宅移転の予算の措置の仕方でしょうが、この説明書を見てみますと、最終的に平成19年に1事業1件、その後20年から4年間ゼロできておるわけですね。その対象物件はあるけれども、本人がその申請をしないのが実情なのか、あるいは申請を当事者に任せっきりで行政的な指導がなされていないのが実情なのか。あなたたちが調査をした結果、その対象物がどういう状況に今あるのか。そこをもうちょっとね、詳しく説明をしてほしいと。この状況であれば、もう4年ゼロできてるんですよ。今度新年度では予算はまた上がってるんでしょう、ざおきで、な。計画がないのでざおきで置くというのおかしいことな。そこをちょっともう少

し説明をしてほしいというふうに思います。

それから、市長の答弁がどうも難しくて訳の分からん答弁でございますが、私が申し上げているのは、今年度末、3月末ですね、3月末で本市の借金が243億3,000万円なるんです。去年の末からするとおおよそ3億円、借金が増えているんです。そして事業をしていかれる中で最終的にまだおおよそ3億円ですが、金が余ったと。これは三つの基金がそれぞれしっかり目的があって、意識的に金を積まれておるのか、いいですね。積まれておるのか、結果的に、年度末を迎えて金が余ったのでこの基金に積んでいってるのか、まずそれが1点。

何で私がこれを聞くかといいますと、お金は財布の中に持っていると。ところが、3億金はポケットにあるよと、だけど3億借金をしよう。その3億のポケットは、子どもの将来に貯金をしよう、そういう財政運営がいいのか。一般財源が金があるんだったら極力借金をしないようにして、後世に負担を残さないという資金運転がいいのかという私は議論になるだろうと思うんですね。その点を市長がどうお考えになるのか、お伺いしてみたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、平成28年以降の合併特例措置が現在のままではなくなっていくということでございますが、そのことを見越して、今後長期の財政計画が厳しい状況の中で余裕があった場合には、それぞれの基金に積み立てるということの内容にしております。

今お話がありましたように、余裕が、その時その時余裕があったら、その分事業化するというような方向もあって、そしてそれをもって活性化を促すというようなこともあろうかと思いますが、本市といたしましては、依存財源がかなり高いということでございますので、今後も基本的にはそういった形で本市の運営はせざるを得ないという中で、余裕がある場合には少しでもそのような時代に備えていくということの方向性が適当というふうに私自身は考えて、このような形にしているところでございます。

○建設課長（中迫哲郎君） 崖地の移転でございますが、対象になる物件といたしましては、昭和46年8月31日以前に建てられた建物で、現に居住しているということがございます。崖の高さは角度でいいますと30度以上、高さが2m以上が対象になるということでございますが、これまでに416軒を旧町時代から移転しているところでございます。その後、調査の中では残りが315軒ほどというようなことでの調査は、残っているのがされているところでございます。毎年予算化しておるわけでございますが、毎年5月には市報に載せて募集を募っているところでございますが、昨年度は2件問い合わせがあったところでございます。ただ、問い合わせの中でも先ほども説明申し上げました利子補給ということでございますので、金融機関からお金を借りてというようなことで、高齢者だったためにちょっと無理であったというようなことと、1件は崖の要件にならなかったというようなことで、採択されてないというようなことでございます。

いずれにしても、昭和46年以前に建てられた建物、現に居住していると、お金を借りて建て替えるというような要件がなかなか厳しい状況であるということでございます。

○24番（野村公一君） 私が知る範囲では、対象物件になるような案数というのは、たくさん私

は転がってるとおもうんですよ。そういう意味ではね、しっかりと、なかなかその本人がこういう制度を知らない方もおられるでしょうし、知っていても自ら出て行ってその事業をって言えない部分が私はあるだろうと。だから、しっかりと当局の方で調査をして、指導をしていかれる。そのことが私は事業をしっかりとこなしていく最たる道だと思いますのでね、それを要請をしておきます。

それから、ここに積み立ての基金、三つの基金の残高も入っておるようでございますが、ここで行きますと、この施設の整備基金積立もおおよそ10億円あるようでございます。私どもの施設でございます国民宿舎、国民宿舎が大変経営が行き詰っておりまして、その家賃についても今回2,000万円にぐっと下がったと。そして、新たな経営者が4月から入られるというふうに考えております。あの国民宿舎が抱える負債、その負債をこの際一括して返済をしたらどうかと。どっちみち返していかなきゃならない負債ですので、何とかして一括でも返済をしまして、少し身軽になってダグリの再建を考えていけばどうかというふうに私は思うんですが、最後にその点を市長にお伺いをしておきます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま野村議員の方からお話があった件につきましては、検討はされております。ただ、資金の借り入れが内容としまして二口ございまして、二つありまして、一方の方が一括返済できない内容というふうになっております。それで、じゃあ今ご提案がありましたように、少しでも軽くするために一方だけでも一括返還するかということについては、まだ実際にそういうことについての検討はしておりませんでしたので、今後、そのことも含めて検討をさせていただければというふうに思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 崖地移転につきましては、来年度もざおきのなところではございますが、予算化を目指しておりますので、そのようになるべく市民の方が利用できやすいようにですね、広報なり調査して、そういうできるように努力していきたいと思っております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第6 議案第3号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第3号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第3号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計歳入歳出予算について、退職被保険者等療養給付費、高額医療費共同事業医療費拠出金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（若松光正君） それでは、議案第3号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきまして、補足して御説明申し上げます。

説明資料は、53ページから56ページでございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ591万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を46億2,176万3,000円にしようとするものでございます。

それでは、予算書の104ページをお開きください。歳入でございます。

1款、国民健康保険税、105ページの2款、使用料及び手数料につきましては、実績見込みにより算出したものでございます。

106ページ、107ページの3款、国庫支出金、108ページの4款、療養給付費等交付金、109ページからの県支出金、111ページの共同事業交付金、112ページの一般会計繰入金につきましては、保険給付費及び後期高齢者支援金、共同事業拠出金、保健事業費に係る歳出の補正に伴う歳入の補正でございます。

113ページの9款、繰入金の国民健康保険基金繰入金は、今回の補正に伴う調整と基金確保のため減額するものでございます。

115ページの11款、諸収入の納付金でございますが、交通事故など第三者から受けたけが等の治療費の立て替え分の精算でございます。

雑入は、補装具の国保負担分の1割を国が助成するものでございます。

次に、歳出でございます。

116ページをお開きください。

116ページから118ページまでの総務費につきましては、実績見込みにより補正するものでございます。

119ページから120ページまでの保険給付費につきましては、療養給付費、高額療養費等の実績見込みに基づき、2,031万円増額するものでございます。

121ページから124ページまでの後期高齢者支援金等、前期高齢者納付金等、老人保健拠出金、介護納付金につきましては、それぞれの金額の確定に伴う財源振替でございます。

125ページの共同事業拠出金につきましても、概算拠出金の確定に伴い補正するものでございます。

126ページ、127ページの保健事業費につきましても、実績見込みに基づき減額するものでございます。特定健診等事業費の委託料につきましては、受診者が当初見込みより少なかったこと等により1,022万9,000円を減額し、疾病予防費の負担金補助及び交付金につきましては、はりきゅ

う施術料助成、ドック等助成、健康診査助成を実績見込みにより減額するものでございます。

128ページの公債費につきましては、実績を基に一時借入金利子を減額するものでございます。

129ページの予備費につきましては、今回の補正に伴う調整のため912万3,000円を減額して、4,202万8,000円とするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○23番（福重彰史君） 1点だけですけれども、今回、この諸収入で延滞金300万円見込んでおりますが、この延滞金の総額は幾らであるのか。そして、併せて今回の延滞金、その件数、そして今回のこの300万円に対する件数は何件であったのかということが1点です。

○税務課長（小辻一海君） お答えいたします。

国民健康保険の特別会計の延滞金につきましては、平成22年度が1,158万6,971円でございます。

誠に申し訳ありませんが、人数等について、すぐ後で御報告申し上げますので、よろしくお願いいたします。

○23番（福重彰史君） 件数につきましては、後からでもいいです。

1,158万円に対して300万円が入ってくるということですからけれども、今後5月まで含めて大体どれぐらいの見込みということを考えていらっしゃるのか。

○税務課長（小辻一海君） 現在のところ、今1,100万円ほどということでございますけれども、延滞金におきましては、あとなかなか今後入ってくる見込みというのがないところでございまして、あと200万円か300万円ほどでないかと思込んでいるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

○3番（西江園 明君） 予算書の120ページのですよ、保険給付費のことですけれども、説明資料でいきますと下の方ですけど、一般保険高額療養費300万円の不足額が出るということでの補正ですけども、金額は300万ですけども、下の事業費の内訳を見ますと、国・県の支出金が1,300万円以上減って、そしてその後一般財源でその300万円を超えた1,600万、700万が言うなら組み替えですよ。数字は300万かもしれんけど、すごい財源的には一般財源の持ち出しですよ。こういう何でこの時期にこういう数字が出てくるのかが1点と、この、その他というのは何かをお尋ねします。

○保健課長（若松光正君） 高額療養費の補正のことでございますが、補正につきましては、保険給付費、一般療養給付費の保険給付費が伸びておりますが、やはり高額の治療を受けられた方が多いということで、今回見込みましたところ不足額を生じ、補正するものでございます。

そして、財源の内訳でございますが、財源の内訳につきましては、療養給付費等の国庫負担金、県負担金等が確定する中で、保険給付費全体についての財源の調整をしたところでございます。その中で、この高額療養費につきましては、補正額の増額等もございまして、一般財源について全体の調整の結果、1,261万4,000円の増額となったものでございます。

その他財源でございますが、その他財源につきましては、社会保険診療報酬支払基金からの歳

入をその他財源としておりますので、その財源としてその他財源を390万4,000円充当しているところでございます。

○税務課長（小辻一海君） 先ほどの人数でございますが、誠に申し訳ありませんでした。

人数におきましては、12月末現在がですね、人数では把握できませんで、期数ということで、1,252期数ということでございます。

以上でございます。

○3番（西江園 明君） どうもちょっと、何人の人が理解できたかなちゅうような答弁だったんですけど、結局数字は300万ちゅうは分かるんですよ。その300万がそのまま補正されるんじゃないかと、国県が減ったというのは、ただもうこの時期に、いい方に解釈すればですよ、この時期に組み替えを、例えば追加はなくても組み替えはこういうふうに出てくる性格の国県の支出金なのか。だから一般財源で組まざるを得んと。だから、今の時期に一方じゃ300万円不足しながら、一方じゃ800万円という金が、財源が数字的には300万しか出てこんわけですよ。内容的にはすごい一般財源が追加になってるわけです。それ、この辺のところもうちょっと分かりやすく。

それと、その他のところ390万4,000円とか、課長これちょっとよく理解して答弁してください。その他というのをですよ。

○保健課長（若松光正君） 財源につきましてでございます。議員申されましたように、この時期にそれぞれの歳入の国・県負担金等が確定するわけでございます。総体的な調整を行ったところでございますが、その他財源といたしましては、前期高齢者交付金、高額医療費共同事業交付金、保険基盤安定繰入金、財政安定化支援繰入金、その他繰入金等を総合的に調整する中で充当をしたところでございます。

○議長（上村 環君） 皆様方にお諮りいたします。

ここで昼食のため休憩に入ります。

そして、午後一番目にただいまの回答を受けるということでよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 午後は、1時より再開いたします。



午前11時56分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健課長（若松光正君） 高額療養費の財源の内訳でございます。

国・県支出金につきましては、療養給付費等負担金、財政調整交付金等の概算額確定に伴う減額でございます。その他財源は、退職者医療療養給付費交付金、前期高齢者交付金、高額医療費共同事業に含まれます支払基金分に係る分の増額でございます。

一般財源の増額についてでございますが、給付費に対する国・県の負担金につきましては、11

月までの支給実績で年度内の概算交付額を確定することにしております。従いまして、今回の補正につきましても、法定負担割合での歳入とならなかったところでございます。なっていないところでございます。そのため、財源充当については、税財源により充当することにしたものでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、最後に確認ですけど、一般財源と国・県支出金については、算出する時期が違うからこういうことになるというふうに理解していいんですか。

○保健課長（若松光正君） そうでございます。それで、概算額の確定でございますので、次年度、それに伴う精算額が出てくるところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第7 議案第4号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第4号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第4号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計歳入歳出予算について、後期高齢者医療広域連合納付金、健康診査費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ155万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,849万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の135ページをお開きください。

歳入の後期高齢者医療保険料は、特別徴収保険料を100万円減額し、普通徴収保険料を200万円増額するものであります。

141ページをお開きください。

歳出の広域連合納付金は、後期高齢者医療広域連合納付金を100万円増額するものであります。

142ページをお開きください。

歳出の保健事業費の保健保持増進事業費は、健康診査費を140万円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第4号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

日程第8 議案第5号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第5号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第5号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市介護保険特別会計歳入歳出予算について、施設介護サービス給付費、高額介護サービス費等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（若松光正君） それでは、議案第5号、平成23年度介護保険特別会計補正予算（第3号）について、補足して御説明申し上げます。

説明資料は58ページから65ページまででございます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ537万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を36億2,611万1,000円とするものでございます。

それでは、予算書の151ページをお開きください。

歳入でございます。第1号被保険者保険料は、実績見込みにより補正するものでございます。

153ページでございますが、介護給付費負担金は、国の内示額により1,566万2,000円減額するものでございます。

154ページでございますが、国庫補助金の調整交付金は、保険給付費の実績見込みに伴い1,949万6,000円増額するものでございます。

155ページでございます。

支払基金交付金は、社会保険診療報酬支払基金の交付内示額により補正するものでございます。

156ページ、157ページでございますが、介護給付費負担金、地域支援事業交付金につきましては、県の交付内示額等により補正するものでございます。

158ページでございますが、財政安定化基金の交付金は、交付申請に基づき635万3,000円増額するものでございます。

159ページでございますが、一般会計繰入金の介護給付費繰入金は、保険給付費の実績見込みに

伴い335万7,000円増額するものでございます。

次に、歳出でございます。

163ページをお開きください。

一般管理費の委託料は、介護保険法改正に伴うシステム改修業務委託で、259万9,000円増額するものでございます。

164ページ、165ページでございますが、保険給付費の1項、介護サービス等諸費は、要介護の人を対象とする保険給付費で、1,626万1,000円増額するものでございます。

166ページ、167ページでございますが、2項、介護予防サービス等諸費は、要支援の人を対象とする保険給付費で、292万円減額するものでございます。

169ページでございます。

4項、高額介護サービス等費は、1月の居宅サービス利用料が一定額を超える場合に支給するもので、740万4,000円増額するものでございます。

170ページでございますが、5項、高額医療合算介護サービス等費は、同じ医療保険の世帯内で医療と介護の両方合わせた自己負担が決められた限度額を超えた場合に超えた分を支給するもので、301万8,000円増額するものでございます。

171ページでございます。6項、特定入所者介護サービス等費は、住民税非課税者等に対して、施設での食費等について支給するもので、309万4,000円増額するものでございます。

172ページでございますが、5款、地域支援事業の1目、介護予防特定高齢者施策事業は、通所型介護予防事業の利用者実績が見込みを下回ったことによる減額でございます。

173ページでございますが、4目、包括的継続的ケアマネジメント支援事業は、派遣職員負担金の確定に伴う減額でございます。5目、任意事業費は、配食サービス、在宅寝たきり老人等介護手当、家族介護用品支給事業等の実績見込みから減額するものでございます。

174ページでございます。予備費は、保険給付費等の増額を予備費で調整し484万1,000円減額し、1,050万7,000円とするものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくお願いいたします。

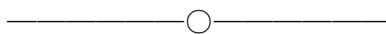
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第9 議案第6号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第2号)

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第6号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算(第2号)を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第6号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市下水道管理特別会計歳入歳出予算について、事務事業の実績に基づき補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の補正予算は、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ414万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,577万4,000円とするものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の179ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を414万5,000円減額するものであります。

180ページをお開きください。

歳出の総務費は、人件費等を213万3,000円減額するものであります。

181ページをお開きください。

歳出の公債費は、利子を201万2,000円減額するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第6号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第10 施政方針

○議長（上村 環君） 日程第10、施政方針を議題とします。

市長の施政方針を求めます。

○市長（本田修一君） 施政方針。

平成24年志布志市議会第1回定例会の開会にあたり、市政に取り組む所信と平成24年度予算案につきまして、主要な施策とその概要を説明させていただき、議員各位をはじめ市民の皆様の御理解と御支援を賜りたいと存じます。

我が国の経済状況につきましては、平成20年秋のリーマンショックによる世界規模の景気の悪化から徐々に景気回復が期待されておりましたが、昨年発生しました東日本大震災の影響や欧州の金融不安、これまでにない高水準の円高などにより、日本経済は極めて不透明な状況となっております。

こうした中、国は経済・財政の見通しや展望を踏まえながら、「東日本大震災からの復興」、「経済分野のフロンティアの開拓」、「分厚い中間層の復活」、「農林漁業の再生」、「エネルギー・環境

政策の再設計」の五つの重点分野を中心に、日本再生に全力で取り組むことを基本方針とし平成24年度予算を編成したところであります。また、既存予算の不断の見直しを行う一方で、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額については、実質的に23年度の水準を下回らないよう確保することを基本とし地方財政計画が策定されました。

県におきましても、「行財政運営戦略（案）」を踏まえた行財政改革を着実に進めながら、雇用や経済の回復に努めつつ、明るい展望を持って着実に歩みを進め、県政の発展を図る観点から「安心・活力・改革」を柱として予算編成され、4年連続のプラス予算となりました。

本市におきましても、国・県の財政状況を踏まえ、「志布志市行財政改革大綱」、「第2次志布志市集中改革プラン」に基づき行財政改革に全職員が積極的かつ主体的に取り組み、質の高いサービスを提供するとともに効率的な行財政運営に努めてまいります。

さて、昨年発生しました東日本大震災は千年に一度とも言われるような未曾有の大惨事となりました。災害で犠牲となられた皆様の御冥福をお祈りするとともに、被災地の一日も早い復興を心から願っております。県内におきましても、新燃岳の噴火、奄美地方の豪雨災害が発生するなど大きな災害が続いた年となりました。

また、我が国の経済を左右するTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）につきまして、交渉参加に向けた事前協議がなされるようであり、農業が基幹産業である本市に大きな影響を及ぼす問題でありますので、引き続き反対の立場を貫いていくと共に、交渉参加をしないよう要望してまいります。

私は、これまで「志のあふれるまち」を基本理念として、共生・協働・自立のまちづくりを市民と一体となって推進する中で、「安心・安全・健康・うまい・本物・環境・循環」をキーワードとし、さまざまな日本一づくりに取り組んでいくことを述べてまいりました。

そのような中で、昨年は、市民の皆様や関係機関がさまざまな分野で取り組んでいただいた成果が表れてきているのではないかと考えております。

昨年2月には、鹿児島県商店街S-1グルメグランプリ大会において、「背白ちりめん三昧井」が見事グランプリを獲得しました。5月には志布志港が「国際バルク戦略港湾」の選定を受けることができました。7月には、本市の資源ごみのリサイクルへの取り組みが、国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業により「志布志モデル」としてフィジー国を中心とした南太平洋州において、昨年度を含め3年間かけて廃棄物処理のお手伝いをする事となりました。更に、7月に地域情報通信基盤整備推進事業が完了し、市内全域のほとんどの世帯に行政告知放送端末機を設置することができました。また同時に、有線テレビジョン放送局が開局し、その中に市民チャンネルが開設されたことにより、きめ細かい行政情報の伝達が可能となりました。

8月には、4人もの志布志の元気な子どもたちが、国体等で全国優勝しました。水泳の山口観弘君（志布志高校2年）、走り高跳びの山中亮磨君（田之浦中出身、鹿児島商業高校3年）、ゴルフの池村寛世君（尚志館高校1年）、水泳の立山颯大君（宇都中3年）であります。一挙に4人も同時に全国優勝する選手が出たまち、というのは恐らく全国広しと言えども、志布志市ぐらいの

ものではないでしょうか。

今年に入っても、昨年からの勢いが続いているようであります。1月、大相撲九重部屋の千代鳳（本名木下祐樹さん）が十両昇進を決め、この春場所より「鹿児島県志布志市出身」とアナウンスされ、毎場所志布志市が紹介されます。

株式会社しぶしまちづくり公社アピアでは、「日本一の恵方巻きづくり」に挑戦され、500人近くの協力をいただき、見事122.16mの「恵方巻き日本一」を達成されました。

昨年、8月の「かき氷日本一」に続いての快挙であります。

そして、今年の鹿児島県商店街S-1グルメグランプリには、新しいメニューの「志布志黒豚バルク丼」で挑戦しましたが、昨年の3倍近く販売するという大健闘をしたものの、惜しくも準グランプリとなりました。結果は準グランプリではありましたが、また全国大会出場を果たし、昨年より更に上位を目指してまいります。

農業の分野でも快挙の報がもたらされました。「第17回環境保全型農業推進コンクール」で、志布志市茶業振興会有明支部の有明町茶業振興会の皆さんの取り組みが、3月に農林水産大臣賞を受賞することとなりました。これは、同振興会の皆さんの農薬使用量の削減や天敵利用等による総合的病害虫駆除、小中学生との交流等に取り組んだものが評価された結果であります。

今年度は、更に日本一づくりが達成されそうであります。

4月には、日本一の消防署が竣工いたします。何が日本一かと言いますと、ヘリポートがあり、潜水訓練兼用の防火水槽があり、崖下救出等訓練施設のある消防署は、恐らく日本全国どこにもないという関係者のお話でありました。そして、志布志市志布志町志布志の志布志消防署ということで、「志」が八つもある「日本一志あふれる」消防署であります。全国的に大きな話題になるものと思います。

そして、同じく4月に開催される、日本水泳連盟のオリンピック選手選考会で、山口観弘君が選手に選ばれることになれば、一大快挙となります。7月のロンドンオリンピックに市を挙げて応援団を派遣できることになればと期待するところであります。ブランド推進につきましては、昨年から推進協議会を立ち上げ協議を重ねているところであり、7つのグループを設置し、健康づくり、環境、ツーリズム等、日本一の取り組みになるよう推進しているところであります。

昨年、鹿児島大学農学部と共同で研究してまいりました「ちりめん入りさつまいもコロケ」につきましては、現在、市内の業者と商品化に向けて調整中であります。

また、日本一早い夏そばを目指して取り組みました「しぶしの夏そば」につきましては、生協コープ鹿児島において、かなり早い時期に完売し大好評でありました。今年は作付面積を拡大し、市内飲食店の方々の御協力をいただきながら、たくさんの方々に志布志市を訪れていただき、食してもらえればと思っております。

このように日本一づくりの取り組みは、本市のまちづくりを進める上で重要なものであり、「志布志ブランド」を確立させる施策を行政と市民が一体となり継続して取り組むことで志布志市の知名度、評価が高まり、志布志市でできた農・畜・林・水産物は「安心・安全・本物」としての

銘柄が確立されることにより地域経済の活性化が図られ、結果として市民の所得向上につながるものと考えます。市民一人一人が「このまちが好き」、「住んで良かった」と実感することができ、自分の住んでいるまちに誇りの持てる地域づくりを推進していくことが必要であります。

そして、日本一のあるまちづくりを目指して、行政と市民が一体となって取り組み、それを実現させるために努力するという姿勢が大切であると考えております。

このように、市民総ぐるみで、またさまざまな団体が日本一づくりに挑戦される風土が出来上がりがつつあります。私たちは、そのような市民の方々の取り組みを強力にバックアップする立場にあり、またけん引役でもあります。

市民の皆様がそのような日本一づくりに取り組まれるとなれば、私ども市役所職員自体としても「日本一」を目指してまいりたいと思います。教育委員会で「心いきいきあいさつ運動」に組み、学校・家庭・地域で実践するとしております。

そこで、市役所でも当然「あいさつ」を徹底して「あいさつ日本一の市役所」を目指してまいります。そして、「あいさつ日本一のまち」になればと思います。

それでは、市長は何の日本一を目指すのかということになるかと思えます。私どものまち志布志市は、環境についても熱心な取り組みを重ねております。そして、ごみの資源化率日本一を続けております。その取り組みとして、市民の方々にまちなかに落ちているごみを拾っていただく「マイロードクリーン大作戦」や「おじゃったもんせクリーン大作戦」に取り組んでいただいております。多くの市民の皆様の献身的な御協力にはいつも感謝の念で頭の下がる思いであります。

そこで、私自身は「ごみ拾い日本一の市長」になろうかと思えます。「ごみ拾い日本一の市長」は、言葉としてその意図するところを的確に表してはおりますが、表現として、もっとスマートなGNP（国民総生産）、GNH（国民総幸福量）にならば、GNSとしたいと思えます。GNSとは、「ごみ拾い日本一の市長」の略であります。どうぞよろしくお願いいたします。

本市では、平成23年度において「第1次志布志市振興計画後期基本計画」並びに本市の高齢者施策の基本指針となる「高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画」、そして新たに市の観光行政の方向性を定める「観光振興計画」を策定したところであり、本市の新たな成長を実現し、さまざまな課題に的確に対応可能となるよう計画的な施策の実施に努めてまいります。

また、市民の皆様が安心・安全でいきいきと暮らし、市民が主役の「市民のための、市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政」を基本としたまちづくりを進め、「志のあふれるまち」を基本理念として、市の将来像である「安らぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて、全力を傾注してまいります。

平成24年度予算編成につきましては、国・県の厳しい財政状況を認識しながら、限られた財源の重点配分を行い、積極的な施策の展開と着実な事業の推進を図り、市民の期待に十分応えるよう最大限の努力をしてまいりたいと存じます。

以下、主要な施策につきましては、第1次振興計画の「7つのまちづくりの方針」に沿って、

その概要を申し述べてまいります。

まず、はじめに「郷と郷」「人と人」「物と物」のつながりがあるまちについてでございます。

志布志港の整備促進につきましては、志布志港は昨年5月に「国際バルク戦略港湾」に選定されました。その後、鹿児島県が事務局である「志布志港国際バルク戦略港湾検討会」において、「国際バルク戦略港湾育成プログラム」を作成し、8月に国土交通省へ提出しましたが、その内容の熟度不足により、志布志港をはじめ国際バルク戦略港湾に選定された全ての港湾が平成24年度事業化には至らなかったところであります。

現在、平成25年度事業化に向け、官民一体となって取り組んでおり、育成プログラム内容の精査・調整が完了次第、県の検討会は「(仮称)志布志港国際バルク戦略港湾推進協議会」に移行されると伺っておりますので、県の協議会設立後、志布志市といたしましても「志布志港国際バルク戦略港湾整備促進協議会」を設立し、整備促進のための要望活動等を行ってまいります。

志布志港の利用促進につきましては、コンテナターミナルの利便性の向上や、「志布志港 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」の活用等、ポートセールスに努めた結果、平成23年の外貿コンテナ貨物取扱量は、速報値で9万4,377TEUと、対前年比1.13倍の1万836TEUの増加となり、5年連続の増加で、過去最高を更新したところであります。中でも志布志港の課題である輸出貨物につきましては、輸出実入りコンテナ貨物量が、1万4,311TEUと、対前年比1.23倍と増加し、5年前の平成18年と比較すると、取扱量が2.5倍と大幅に増加したところであります。

そのようなことから、「志布志港 新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業補助金」について、本年度も継続し、平成24年においては10万TEUを超えるよう、官民一体となり外貿コンテナ貨物の増加に取り組んでまいります。

また、新若浜地区国際コンテナターミナルの蔵置能力が12万TEUであることから、第2期工事の着工について、港湾管理者である鹿児島県と整備要望の準備をしてまいります。

「さんふらわあ」志布志航路につきましては、市及び県が事務局である利用促進協議会が、その利用促進に努めた結果、旅客・乗用車・貨物ともに前年度並みの結果となったところです。

そのようなことから、市の協議会といたしましては、引き続き、団体・修学旅行等に対する利用促進助成事業や、旅行エージェントとタイアップした企画ツアーを実施するとともに、学生のスポーツ合宿、サッカーフェスティバルやグラウンドゴルフ大会などスポーツ交流イベントとタイアップした旅客の確保に努めてまいります。更に、昨年度から県が取り組んでおります「大隅地域レンタカー無料プラン事業」についても、引き続き市協議会独自の連携事業を実施してまいります。

また、県の協議会としましては、平成22年度・23年度好評でありましたマイカー利用者の確保対策に本年度も取り組むこととしており、市及び県の両方で連携を図り、「さんふらわあ」志布志航路の更なる利用促進に努めてまいります。

道路関連では、東九州自動車道は、新直轄方式により志布志～末吉財部間48km、清武～日南間

28kmの事業が進められています。鹿屋串良～曾於弥五郎間が平成26年度供用開始に向け整備が進められています。本市では、事業推進のため大隅河川国道事務所からの委託を受け、本市内の整備区間の用地買収に積極的に取り組んでまいります。また、いまだに日南～串間～志布志間は基本計画区間のままでありますので、沿線自治体で構成する協議会を通し、国や関係機関に整備区間指定を要望してまいります。

都城志布志道路は、平塚～五十町間の約2kmが3月24日に開通予定であります。志布志市内では、有明北～志布志間で橋りょう工事や用地買収が進められており、志布志～志布志港間は整備区間に指定されており、設計中であります。しかし、県境区間は計画路線区間のままであり、都城志布志道路建設促進協議会で国、県や関係機関に整備促進を要望してまいります。

国道220号につきましては、今日の高齢化社会に対応すべく安心安全な生活環境整備である歩道等の整備促進を関係機関に要望してまいります。

県道につきましては、志布志港を拠点とした幹線道路である塗木大隅線の泰野地区、今別府串間線の立花迫地区の早期完成を引き続き促進するとともに、地域の要望を踏まえ、局部改良や離合帯設置など早期に整備効果を共有できる手法も取り入れながら、積極的な要望活動を行い地域間格差の是正に努めてまいります。

市道の整備につきましては、活力ある地域づくりを推進するため、生活関連道路の整備を促進するとともに、地域の要望を踏まえ、局部改良や離合帯設置など、早期に整備広報を実感できるように積極的な要望活動を行い、地域間格差の是正に努めてまいります。

都市基盤の整備につきましては、農林漁業との健全な調和を図りながら、豊かな市民生活を送れるように、住環境の保護や道路、公園、下水道をはじめとする都市施設などの都市機能の維持改良及び安心・安全で快適かつ効率的な都市環境の形成・保全のため、地域の特性や土地利用の動向等を十分勘案しながら計画的なまちづくりを進めてまいります。

情報化の推進につきましては、地域間の格差を解消するため平成21年度から地域情報通信基盤整備推進事業を実施してまいりました。現在、行政告知放送や光ブロードバンドサービス、有線テレビジョン放送を行い、地域に密着した魅力ある市民チャンネルなどで防災、行政、健康等の情報を提供しております。そして、ケーブルテレビによる行政放送番組を「SBS元気告知板」としてスタートさせることで、市からの重要施策や事業、お知らせ等を市民の皆様に分かりやすくお伝えすることができるようになりました。今後は国の交付金等の導入を図りながら、今回整備しました光ファイバー通信網「しぶし志ネット」の更なる利活用を目指し、さまざまな分野で市民サービスの向上に努めてまいります。また、転入者等の行政告知放送端末の整備につきましては、引き続き市単独事業による支援策を講じてまいります。

第2に、自然や風土と共生する安心で豊かなまちについてでございます。

まず、住まい・まちづくりにおける住環境につきまして、本市における公営住宅は、その多くが更新期を迎えた老朽化した狭小住宅であり、既存住宅への効率的な投資及び土地の有効活用の観点から、的確な住宅の整備を図っていく必要があります。

このため、本市における住宅市場を考慮し、新規住宅供給及び既存住宅の機能向上を図るため、公営住宅ストック活用計画の適切な手法選定の下、優先度の高い住宅団地において、現在居住している方々の協力を得ながら、建替え及び改善整備を進めており、本年度においても財政の許す範囲において整備に努めてまいります。

また、他の公営住宅につきましても、管理費用の縮減及び効率的な維持管理を行うために、公営住宅長寿命化計画に基づき維持改善整備を図ってまいりたいと考えます。

生活道路である市道路線につきましては、活力ある地域づくりを推進するため、生活関連道路の整備を推進するとともに、国道、県道、また高速道路へアクセスする基幹市道の整備を補助事業・単独事業を活用しながら道路網の整備を図ってまいります。

また、橋を長く安全に使い続けるための「長寿命化修繕計画」により、効果的な維持修繕を行ってまいります。

新たな広域連携である定住自立圏構想では、鹿屋市及び都城市と圏域ごとに協定を結び、それぞれの共生ビジョンにのっとり事業を展開してきております。今後、更に充実化へ向け努力してまいります。特に都城市とは、昨年12月27日に変更協定を締結し、教育及び文化の分野について項目を追加したところであります。その中で、図書館をはじめとする公共施設の相互利用や文化・伝統芸能に関するイベントの共同開催、高等教育機関を活用した教育の推進等、新たな分野について具現化を図り、圏域内の活性化に向けた取り組みを行ってまいります。

定住交流の推進につきましては、自然豊かな志布志市に人が訪れ交流し、「来て良かった、また行ってみたい、住んでみたい」と言ってもらえるような魅力を探りながら、定住に結び付くための取り組みを進めてまいります。

また、若者の定住化に向けた取り組みとして、出会いの場をサポートすることを目的に、引き続き「出会いサポート事業」を行ってまいります。

水道事業につきましては、合理的で健全な運営体制を構築しながら、森山水源池の追加整備や昨年に引き続き、田之浦水源地の施設整備等を行い、将来的に簡易水道事業を上水道事業へ統合し、良質で安定した水の供給を図ってまいります。

環境行政の推進については、市環境基本条例の基本理念に基づき平成21年度作成しました環境基本計画に沿って事業推進を図ってまいります。

ごみの資源化につきましては、これまで「面倒くさいのススメ」と題して、市民の理解と協力をいただきながら分別収集を行い、ごみの資源化率の向上に努めてまいりました。平成22年度の資源化率は75.4%で、市のレベルでは全国でも第1位の資源化率となっております。平成21年度の国全体の平均は20.5%ですので、志布志市はまさしく全国の市町村の模範となる取り組みを行っていると考えております。

現在、埋立処分されている「使用済紙オムツ」につきましては、引き続き生ごみバイオガスなどと組み合わせるなど、さまざまな利活用を研究し、再資源化の向上を進めながら、埋め立てごみの一層の軽減を図ってまいります。

生ごみにつきましては、現在分別収集を行い、堆肥を製造しておりますが、更なる「飼料化」等も含め高度利活用を図れるように引き続き研究を重ねてまいります。

この市民一人ひとりの共生・協働・自立による取り組みは「志布志モデル」として国内外から評価され、昨年度から3か年間、国際協力機構（JICA）の草の根技術協力事業を本市が主体的に実施しており、フィジー、大洋州からの研修員の受け入れを行うとともに、志布志市から現地における専門指導員等を派遣し、本市の持つ知識や経験を生かした「ごみの分別・リサイクル」などの事業を展開し、国際貢献を進めているところであります。

また、本年度から更なる国際貢献として、内閣府、外務省等との協議によりまして、ブータン王国の廃棄物の処理等につきましても、本市の持っている共生・協働・自立による「志布志モデル」の取り組みを行うこととなったところであります。そして、このことは改めてこれまでの市民の協力のたまものと深く感謝する次第であります。

本年度におきましても、マイバッグ持参運動の推進、サンサンひまわりプランの推進、生ごみ堆肥の利活用と地産地消の推進、地域通貨ひまわり券を利用した「マイロードクリーン大作戦」、
「おじゃったもんせクリーン大作戦」などに引き続き取り組んでまいります。

CO₂削減の取り組みにつきましては、昨年度より二酸化炭素削減目標を30%に修正し、達成の実現を図るために、どのような効果的な施策が必要か、現在行っている太陽光発電システム設置事業補助金をはじめ、あらゆる方面から引き続き研究・推進を図ってまいります。

水質保全の取り組みにつきましては、本年2月に第2回目の「志布志市水保全シンポジウム」を開催するなど、市民の地下水保全に対する意識を高めてまいりました。そして、環境保全と農業経済の発展は持続可能なものでなければならぬため、関係する各主体の取り組みを促し、市民への更なる意識の啓発・高揚を図ってまいります。

生活排水の適正処理につきましては、引き続き単独浄化槽及びくみ取り便槽を設置している方を対象に、合併処理浄化槽の設置及び農業集落排水施設への転換を促すことを目的とした「志布志市公共用水域保全事業補助金制度」を推進し、公共用水域の快適な水環境の保全に努めてまいります。

環境政策は、市民一人ひとりの理解と取り組みによって進められています。地球環境問題からリデュース、リユース、リサイクル対策まで多岐にわたる問題、課題等について環境学習会を開催し、市民・企業等との協働を図りながら「環境にやさしいか」を市民の行動の基準とし、「ものを大切に、人を大切に」する各分野の「取り組み」がいっぱいあるまちを目指してまいります。そして、このことが「志布志ブランド」の確立にもつながるものと考えており、市民が共生・協働・自立の精神の下、自らの「取り組み」により、市の環境政策に「誇り」を感じていただき、日本一の循環型社会の形成を1日も早く図れるようにその施策を展開してまいります。

安全で安心なまちづくりは、市民、行政及び関係団体等の一体となった取り組みが必要であることから、市民の生命、身体又は財産に危害を及ぼす犯罪の防止、交通事故の防止及び災害の未然防止に向けた取り組みを進め、安全で安心なまちづくりに努めてまいります。

そこで、「自らの安全は自らが守る」という意識の高揚を図り、自主防災組織による活動を推進していくことが大切であることから、平成19年度から各校区公民館を対象に、NPO法人の協力により、地域の防災マップの作成や自主防災組織の育成強化に努めておりますが、本年度は有明地区において、この取り組みを推進してまいります。また、更なる自主防災組織の育成と防災意識の啓発を図るために、自主防災組織育成支援事業として、6校区の公民館で避難訓練や防災研修会などの防災に関する取り組みを推進してまいります。

消防につきましては、ヘリポート及び潜水訓練兼用防火水槽を併設した志布志消防署の完成に伴い、全体的な救急、消火業務の効率化が図られるとともに、操法競技等における訓練での活用や自主防災組織研修など本市の消防防災の拠点施設として機能の活用充実に努めてまいります。併せて、消防団につきましても、初動体制の強化や消防分団の区域を越えた連携を強化するため、市内17消防分団の再編を推進すると同時に、消防団員の資質向上を図りながら、消防団の消防施設等の充実強化に努めてまいります。また、本年度も引き続き消防防災施設整備事業として、耐震性貯水槽の設置と消防車両等整備事業として、小型動力ポンプ積載車と小型動力ポンプの整備を図ってまいります。

防災につきましては、昨年3月11日に発生しました東日本大震災を踏まえ、津波対策検討委員会を設置し、市で取り組むべき内容等について検討を行い、標高表示板、避難経路の設置、津波防災マップの作成、津波対策マニュアルの作成、津波避難訓練等の取り組みを行いました。本年度も引き続き津波対策検討委員会を開催し、意見を聞きながら今後の津波対策に取り組んでまいります。

地域防災計画の見直しにつきましては、昨年12月に中央防災会議において防災基本計画が修正され、県においては、検討委員会や作業部会において見直しの検討が進められているところです。本市におきましては、現在、修正、追加項目等について拾い出し作業を進めているところですが、今後は検討会等を設置して協議を行い、最終的には県が修正を行った後、防災会議を開催し修正を行う計画であります。

国が推進している防災行政無線同報系のデジタル化につきましては、施設の老朽化に伴いデジタル化移行のための電波伝搬調査及び設計を行い確実な情報伝達手段の確保を進めてまいります。更には、これまでの安全安心メールに加えて、火災等の災害情報をいち早く伝達するための手段として、新たに防災メールによる情報伝達システムを導入し、災害発生時における情報の共有化を図り、迅速な対応や避難等の体制を構築し、警察や消防等と連携を図り、なお一層の情報発信に努めてまいります。

また、行政情報や緊急防災情報等の提供を目的としたコミュニティFM放送につきましても、災害時の有効な伝達手段として活用し、併せて行政告知放送端末と防災行政無線の連携により、確実な災害時の防災情報の伝達に努めてまいります。

防犯対策につきましては、警察や防犯協会、地域の防犯ボランティア等と連携しながら、市の公用車による「志のまち防犯パトロール隊」の活動の充実を図り、地域安全パトロールや声掛け・

見守り活動等を実施し、犯罪の抑止活動を支援するとともに、広報紙、ホームページ、防災行政無線及び行政告知放送端末を活用した啓発活動に努めてまいります。

交通安全対策につきましては、市における陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱を定めた「志布志市交通安全計画」に基づき、高齢者や児童生徒の交通事故防止、シートベルト着用の徹底や、飲酒運転の根絶を目標に、交通事故による死者を出さないよう警察や交通安全協会と連携して、交通事故防止について啓発活動に努めるとともに、カーブミラーやガードレール等の交通安全施設の整備により、安全・安心のまちづくりを推進してまいります。

消費者行政につきましては、消費者からのさまざまな商法における商品サービス等の購入・契約から発生する苦情、相談に応じ、問題解決を図ってまいりますとともに、高齢者等を対象に被害防止等啓発事業を強化し、安心した消費者生活の確保を図ってまいります。

第3に、大地の力と海の恵みを活かした創造性あふれる持続可能なまちについてでございます。

企業立地の促進につきましては、地域経済の活性化と雇用創出のため、市の最重要課題として位置付け、積極的な誘致活動を続けております。市内に既に立地している企業で、工場増設や新たな分野への進出を考えている企業に対して協力や補助を行い、既存立地企業の雇用拡大につなげていくものであります。

特に、本市の特長である第一次産業を活かした農畜産加工業の工場等や、太陽光エネルギーなど新エネルギー産業を担う関連企業の増設や規模拡大を積極的に推進し、志布志港の活用にもつなげていきたいと考えております。

また、地域経済の活性化や雇用創出に向けた取り組みが急務となっている状況の中で、市が所有する工業団地や紹介できる民有地も不足しているため、志布志港の優位性や都城志布志道路等を活かした物流ネットワークを構築できるような新たな工業団地の確保に向けて協議・検討を進めてまいります。

トップセールスにつきましても、港を持つ優位性をアピールしたポートセールスにより、地元貢献できる優良な企業が立地できるよう、企業立地促進の補助制度を活用し、積極的に誘致活動を進めてまいります。今後も、県や周辺市町村と一体となって、本地域経済発展の起爆剤となるような企業誘致へ向けて全力を尽くしてまいります。

次に、農業振興につきましては、「農業農村家業再生支援事業」に代わる事業として、本年度から新たに始まる国の「新規就農対策」及び市単独事業の「新規就農者支援事業」等による新規就農者の確保支援対策、及び平成23年度から本格的に実施された「農業者戸別所得補償制度」を活用し、農業者の所得向上を図るとともに、平成23年度に設立されました「志布志市“志”ツーリズム協議会」を中心にした修学旅行生の受け入れ等のツーリズムの推進を図ってまいります。

また、本年度から「各地域の人と農地の問題の解決に向けた施策」として、地区ごとの話し合い活動を通じて人・農地プラン（地域農業マスタープラン）を作成し、将来に向けた地域の担い手の確保、6次産業化、農地の利用集積等の事業を実施してまいります。

生産流通の振興につきましては、本市の広大な農地と温暖な気候を活かし、消費地に信頼され

る力量ある産地づくりに努めてまいります。

まず、鹿児島県ブランド品目であるピーマンの生産拡大を図るために、農業公社の研修事業を支援します。公社研修事業については、これまでIターン者を中心に新規就農がされておりましたが、市内の新規就農希望者やUターン希望者に対しても積極的に働き掛けてまいります。

いちご、メロンは春を告げる商材として中央市場の期待も高いため、生産量の拡大に努めたいと考えおります。

これらの推進を図るために、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」、「農業・農村活性化推進施設等整備事業」等の国、県の補助事業を導入しながら生産基盤を整備するとともに、市農業生産対策事業のメニューを改善し、生産性の高い農業を目指してまいります。

また、今般、消費者の安心・安全な農作物に対する意識や環境への負荷を軽減した農業への要求は高まっております。

市内に潤沢にある未利用の有機資源を有効に利用し循環型の農業を推進するとともに、生産工程管理の遵守はもとより、総合的病害虫管理（IPM）の推進、生産活動に起因するCO₂の排出削減を積極的に進めながら、安心・安全な志布志ブランドを確立いたします。

茶業振興につきましては、本市は県内第2位の栽培面積を誇り、防災営農作物として地域農業を支えてまいりました。今後も本市の立地条件と畑地かんがい水利用を最大限に活かし、国際競争力のある作物として生産コスト低減対策やIPMへの取り組みを一層強化し、経営の安定と農業所得の向上に努めるとともに、「人と環境にやさしいお茶づくり」を実践し、関係機関団体との連携を密にして、消費動向に対応した安心・安全でクリーンなお茶づくりに努めてまいりたいと思います。

また、各種製茶品評会への継続出品を進め、生産技術の修得や高品質の茶生産に努め、銘柄確立を図ってまいります。

更に、経営の合理化を図るため、国や県の各種補助事業等を導入し、生産基盤整備と近代的施設整備を進め、「活動火山周辺地域防災営農対策事業」や「かごしま茶産地拡大チャレンジ条件整備事業」、市単独事業の「低コスト茶産地育成事業」、「茶生産安定対策」などを活用し、生産環境の改善や加工流通に対応できる生産組織の育成に努め、生産振興並びにお茶の需要拡大にも積極的に取り組んでまいります。

また、平成25年度に「全国茶サミット」が本市で開催されることになっております。これを契機に、全国の茶業関係者をはじめ、消費者の皆様方に本市の茶業振興はもとより、自然の恵みいっぱいの特産物を紹介するとともに、将来、「全国お茶まつり大会」を誘致し、志布志市を全国にアピールしたいと考えております。

畑地かんがい事業につきましては、県営事業が曾於東部地区と曾於東部二期地区が平成23年度に終了し、松山地区北部の曾於東部三期地区は1年延長になり、曾於南部地区及び第三、第四曾於南部地区は本年度から26年度までに順次終了の見込みであり、曾於南部地区の一部地域を除いてほとんどの地域で水利用が可能となっております。

水利用の推進につきましては、安定的な畑作農業への転換と省力化、品質向上や収量増加に伴う生産性の向上などが実証成果でも明らかになっております。

このような状況を踏まえ、「志布志市畑地かんがい営農ビジョン」の達成を念頭におきながら、受益者と関係機関・団体が一体となって積極的に水利用の拡大推進を図ってまいります。

そのためにも、県営事業の終了した地区に対する散水器具導入等の補助事業を検討し、更なる農家所得の安定・向上等を目指し、畑地かんがい事業の円滑な推進と事業効果の早期発現に努めてまいります。

また、お茶の防霜時期になりますと水不足が生じることが懸念されることから、水利用組合の組織強化を図りながら、間断散水及び節水型防霜制御法の導入等による節水を呼びかけるとともに、河川からの取水量の増量を国に強く働きかけてまいりたいと思います。

畜産の振興につきましては、長引く経済不況や配合飼料価格の高止まり、東日本大震災による風評被害などにより、依然として厳しい経営環境下にあります。

また、国がTPP（環太平洋戦略的経済連携協定）への参加に向けた協議を進めておりますが、その内容によっては、本市の畜産や関連産業への影響も多大であると考えられますので、その協議に参加することについては、反対し続ける立場を表明してまいります。

このような情勢の中、高品質畜産物の生産、生産基盤の維持拡大、環境保全対策、家畜防疫対策、付加価値向上対策などを主とした各種施策を講じ、畜産の発展に努めてまいります。

肉用牛繁殖経営につきましては、高品質生産に向けた繁殖牛の改良、更新を促進するために、優良種畜保留導入事業による導入支援や、本年10月に長崎県で開催されます全国和牛能力共進会の出品により本市繁殖牛の能力をアピールし、今後の子牛価格向上を目標に全共出品強化対策事業に取り組んでまいります。

肉用牛肥育経営につきましては、枝肉価格の低迷により収益性が大幅に低下していることから、昨年に引き続き地域内一貫生産の対策事業による肥育素牛購入支援を行い、併せて市内産子牛価格の向上を図ってまいります。

酪農、養豚経営につきましては、優良種畜保留導入事業による泌乳能力、繁殖能力の向上に努めてまいります。

共通の課題としまして、口てい疫や高病原性鳥インフルエンザなどの防疫対策につきましては、消毒ゲートの設置を推進するとともに、家畜排せつ物の適正な管理や、利用の促進、基盤拡充のための施設整備支援を継続し、健全な畜産経営の発展に努めてまいります。

ブランド化の推進につきましては、畜産物の消費志向が安心・安全なものに関心が高まっている中で、昨年より肥育牛農家を主体として取り組みを開始したところであります。安心・安全な牛肉はもちろんですが、まず手始めとして安定した品質の確保を優先として農家の飼養管理技術の見直しを進めるとともに、うまみ成分を測定し付加価値を向上させる対策を検討・協議し、ブランド確立に努めるものであります。

ほ場整備につきましては、野井倉下段地区が平成24年3月末までに、ほぼ完了する予定であり

ます。今後は、補完工事を含め、ほ場の一時利用による円滑な営農形態の推進を図るとともに、下段地区をモデル地区として、野井倉開田の再ほ場整備の推進も努めてまいります。

また、中山間地域総合整備事業におきましては、ほ場整備を20団地、約50haの受益面積で計画しており、併せて用排水整備や暗きょ排水等の工事を平成25年度の新規事業採択を目指してまいります。

農道につきましては、交付金事業等により、多くの路線整備を行ってきたところでありますが、今後も農村環境や生産性の向上を図るため、国・県の交付金事業及び補助金事業を活用しながら、年次的な整備に努めてまいります。

このほか、営農形態の変化により、ビニールハウスやマルチ栽培が多くなったことや、近年の異常気象が重なり、下流域の災害発生が懸念されることから、農地から流域全体に及ぶ総合的な対策を進めるため、新たな事業導入による農村環境の改善に努めてまいります。

林業の振興につきましては、特用林産物の奨励作目であるシキミやさカキ、ヒサカキ等が計画通りに増反されてきており、生産量も拡大しております。今後、ブランド化を見据え、平成26年度末までに50ha作付けの目標面積達成のための苗木購入支援はもとより、出荷体制の整備や品質向上に係る支援等についても取り組んでまいります。

林道につきましては、森林整備の推進や山村地域における生活関連道路として、各種交付金等を活用し整備してきたところであります。今後につきましても適正な管理に努め、長寿命化を図るとともに木材生産量の拡大につながる路線の洗い出し、整備等について年次的に取り組んでまいります。

水産業の振興につきましては、志布志漁協施設整備として、種子島周辺漁業対策事業により、老朽化した荷捌き施設の改修工事を支援し、施設の長寿命化による施設維持コストの軽減と施設利用者である漁業者の安全確保を図ってまいります。

また、水産資源の増殖に資するトコブシの放流に努めてまいりますとともに、ハモのブランド化や漁業を取り巻く環境の変化に対応した漁業振興策について、漁協と連携しながら対応してまいります。

地域商工業の振興につきましては、国の経済情勢が足踏み状態にあり、雇用情勢も依然として厳しく、円高、世界経済の動向等、不透明であり深刻な状況であります。

本市の経済も、一昨年、昨年と実施した緊急経済対策のプレミアム付き商品券事業により、個人消費は持ち直しの動きもありますが、中小企業者にとりましては、厳しい経営状況が続いていることから、市内の施工業者による個人住宅の改築や改修を行う方に対し、住宅リフォーム助成事業を実施することで、市内の産業を活性化し、雇用の促進につなげます。

商工業振興につきましては、商店街の活性化及び魅力ある店舗づくりを進め、商工業者の経営安定を図るため、商工会が実施する商工業振興対策事業、小規模事業経営改善普及事業、地元購買促進対策事業に加え、地域資源を活かした食の開発・普及を目的とした商工業経済活力支援事業を実施し、商工業の活性化を図ってまいりました。

特に、鹿児島県の商店街S-1グルメグランプリにおいて、「背白ちりめん三昧丼」がグランプリを獲得したのを皮切りに、県内外の百貨店の物産展や全国の選りすぐりのどんぶり選手権に出場するなど、志布志市の食を大いにアピールすることができました。

本年度も商工業経済活力支援事業の更なる充実を図り「背白ちりめん三昧丼」に続く本市の地域資源を活かした志布志ならではのメニューを開発し、全国に発信する拠点を設置することにより、更なる本市の観光振興、商店街活性化等、本市経済の活性化を図ることを目的に支援してまいります。

また、本年度も市単独での緊急経済対策事業として、緊急商工業資金利子補給金交付事業に引き続き取り組み、市商工会に加入している商工業者に株式会社日本政策金融公庫などの制度資金の一部利子補給をすることで、経営の強化や安定化につながるものと考えているところであります。

株式会社志布志まちづくり公社の経営改善の対策として、オラレ方式による競艇場外発売場の設置も4年目を迎え、本事業が市内、市外に定着し、売上高、利用者数が増大することにより、志布志市のまちづくりのために、更に役立つものと考えております。本年度も引き続き関係機関との連携を密に行い、「オラレ志布志」のPRに取り組んでまいります。

本市は、まちづくり公社の最大の出資者でもありますので、今後も、開設時借り入れた高度化資金の償還を念頭に置き、経営改善を進めていくよう要請してまいります。

観光の振興につきましては、本市の人や資源（文化・歴史・自然・取り組み）の魅力を活かした志民力による観光振興に取り組み、おもてなし日本一のまちづくりを推進するために、観光振興計画を策定しているところであります。

観光振興計画におきましては、市民が、本市を訪れるすべての方に対して「おもてなしの心」でふれあい、交流することで、市民も観光客も元気になり、地域社会・経済が元気で幸せになる観光を目指してまいります。そのために、市民・市民団体・観光特産品協会・商工会・市内観光関係業者・行政が役割を担いながら連携し、観光まちづくりを推進してまいります。

更に、「観光特産品協会」の組織強化を図り、本市観光振興の中心的な役割と責任を担っていただきたいと考えております。観光特産品協会はJR志布志駅に設置しました「志布志市総合観光案内所」やサンポートしぶしアピア内の「志布志市特産品販売所（港湾通り）」において、志布志市の魅力ある観光や物産、食やイベント、交通情報などを伝えるとともに、おもてなしの心の醸成や受け入れ態勢の充実を図り、市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高め、「訪れて良かったまち」、「再び訪れたいまち」として印象付け、志あふれる「おもてなし」日本一のまちを全国に発信してまいります。

特に、観光客が足を運びたいような、志布志市の「食」や特産品、イベントや体験メニュー等を季節ごとに整理・活用した四季の観光フェアを実施することにより、更なる魅力アップと年間を通じた経済の活性化と維持・安定を図るとともに、観光宣伝隊によるPR活動や観光物産展を開催してまいります。

また、志布志市への更なる観光客誘致を図る「志布志の魅力大キャンペーン事業」を委託し、効果的な事業展開を推進いたします。

観光物産振興については、志布志市観光特産品協会が主体的に実施するイベントにより観光地の魅力を創出する「魅力ある観光地創出事業」や観光船や自衛艦等の志布志港への寄港を誘致し経済振興を図る「志布志港寄港促進事業」、特産品の市内PRや県外への販路拡大を図る「特産品販売促進事業」、特産品のブランド化を推進する「ブランド推進事業」に対して助成金を交付し、観光や物産振興を図ってまいります。

国民宿舎ボルベリアダグリ、ダグリ岬遊園地、蓬の郷につきましては、指定管理者による経費の節減等の営業努力と市民サービスの充実向上を期待しているところではありますが、より効果的、効率的な施設活用が図れるよう管理区分等の見直しを図るとともに、更なる連携強化を図るために、施設管理推進員を設置し適切な管理に努めてまいります。

まちあるき観光推進への取り組みとして、歴史を活用した観光を推進するための「まちあるき観光拠点」を、鹿児島県と連携して設置していくとともに、「観光ガイド」の活用を図ってまいります。

観光物産宣伝に関する取り組みとしまして、志布志市の観光物産情報を整理し、魅力的に配置した「観光パンフレット」や「観光ポスター」のリニューアルを図るとともに、各種メディアや広告媒体等を活用し、志布志市の観光物産情報を総合的に宣伝してまいります。

観光客誘致に関する取り組みとしまして、フェリーさんふらわあと連携したスポーツ合宿客等の観光客の積極的誘致を図るため、「観光客誘致推進員」を配置して、関西地区を中心とした大学や旅行エージェントなどのセールス活動を展開いたします。

また、民間主体の関係団体で組織する「スポーツ団体誘致推進協会」を中心に、受け入れ態勢の充実を図るとともに、合宿奨励金の交付や大会主催者等への支援を行うことにより、宿泊を伴う合宿や大会等の誘致を図ってまいります。

イベントに関する取り組みにつきましては、「志布志市観光入り込み客数・年間100万人」を目標に、「お釈迦まつり」、「志布志みなとまつり」、「やっちく松山藩秋の陣まつり」、「ふるさとまつりIN有明」の4つのまつりを、市民の皆様が主体となり、知恵と汗を出し合い、行政と協働して実施することで、より个性的で、より魅力あるイベントとなるよう強化するとともに、今後の連携した取り組み方についても検討してまいります。

また、JR志布志駅に設置している総合観光案内所を観光情報の受発信拠点と位置づけ、志布志市の顔としてふさわしい形態や活用方法について、市民の皆様とともに検討してまいります。

第4に、「心」かよい合い若さあふれる元気なまちについてでございます。

国の方針として、社会保障と税の一体改革が掲げられており、保健・医療・福祉を取り巻く環境は確実に変化することが予想されます。市民が元気で、安心して暮らせるまちづくりのためにさまざまな施策を実施してまいります。

高齢者の福祉につきましては、核家族の増加に歯止めがかからず、高齢者のひとり暮らしや、

高齢者のみの世帯が、依然として増加傾向にあります。

そのような方々の生きがいづくり、健康づくりを推進し、社会参加を促し、地域でいきいき暮らし、生涯現役で充実した毎日を重ねていただけるように、各種事業を推進してまいります。更に、昨年の東日本大震災を受け、防災対策の強化に向けた取り組みを進めるとともに、「ふれあい・いきいきサロン事業」については、新たに志布志地区の2か所を立ち上げます。

また、各サロンへの講師派遣の充実を図り、社会福祉協議会と連携を図りながら、高齢者の集いの場として提供し、地域活動の充実を目指してまいります。

高齢者の交通手段として定着した感のある福祉タクシー運行事業につきましては、公共交通手段としての改善要望が寄せられており、運行経路、契約方法、利用者負担のあり方等検討すべき課題が山積しております。

本年度を協議・調整の期間と捉え、新たな制度での運行に向け、庁舎内外での論議を進めてまいります。また、災害発生時の高齢者を含む要援護者の防災対策につきましては、関係団体との連携強化に努めてまいります。

子育て支援につきましては、依然として続く景気低迷や女性の社会進出に伴い、保育ニーズの多様化が求められてまいります。また、子どもに対する虐待や、子育てに悩みを抱える保護者の増加等、子どもと親を取り巻く環境は複雑になっており、子育て支援策として、年次的に拡充してきた「子ども医療費助成事業」、「出産祝金支給事業」等の事業を引き続き実施してまいります。

国が進めております「子ども・子育て新システム」につきましても、現状では先行き不透明ではありますが、国・県の動向に留意しながら、地方自治体の立場でシステムの詳細について情報の収集に努めます。多様化する保育サービスにつきましても「保育事業所等連絡協議会」の中で協議を重ねながら事業を進めてまいります。

また、児童虐待につきましては、早期発見、早期対応のための連携を深め、子育てに関する悩みも含め子育て支援センター「はぐくみランド」において相談体制の充実を図ってまいります。

一方、国は子育て支援策として、安心子ども基金へ増額積み立てを行い、子育て支援への更なる助成を決定いたしました。

これにより、保育施設整備に対する補助事業が継続されることとなりました。本市においても、補助事業を活用しながら施設整備に努めてまいりたいと考えております。

障害者福祉につきましては、障害者自立支援法の大幅改正が見込まれる中、「第3期志布志市障害者計画及び障害福祉計画」の見直し作業が予想されます。制度改正により、障害のある方々を施設で支援する従来の方針から、それぞれの家庭で一般の方と変わらない社会生活を送ることへ政策転換される見通しであります。そのための環境整備の強化や支援策として、「そお地区障がい者相談支援センター」の体制を充実し、就労支援、相談体制の強化、関係機関との連携を強化し、障害者の日常生活や就労への障壁を取り除き、地域で安心・安全でいきいきと暮らせるまちづくりを目指してまいります。また、平成24年には、「障害者虐待防止対策協議会」を立ち上げ、顕在化しつつある虐待問題について、関係各機関と連携を深めてまいります。

保健事業につきましては、昨今の経済情勢により、ストレスの増加など健康を取り巻く環境も悪化しつつあり、市民の心と体の健康を保ち、健やかで安心して生活できる環境づくりを図ることは喫緊の課題となっております。

また、高齢化の進展や医療技術の進歩並びに介護サービス等の充実等により、医療・介護の給付費も年々増加し、相互の助け合いで成り立っている国民健康保険や介護保険の特別会計の事業推進につきましては、被保険者の保険料（税）収入に限られる中、非常に厳しい財政運営を強いられております。

特に、介護保険につきましては、第5期介護保険事業計画（平成24年度から平成26年度）の策定にあわせて介護保険料の改定をお願いするところであります。

このような中、平成21年度策定しました健康増進計画「健康しぶし21」は、「すてきな笑顔あふれる仲間いっばいのまち」を目指し、みんなの知恵と力を合わせて、自ら健康づくりに取り組む自助、地域や職場・学校で取り組む共助と健康づくりを支援する環境づくりに取り組む公助により、「より豊かな人生」や「一層の生活の質の向上」を目指そうとする計画であります。

この計画の中間評価を本年度実施し、目標達成に向けて達成状況等を検証し、更なる「健康づくり日本一のまち」につながる、より効果的な事業を展開してまいります。

生活習慣病の早期発見・早期治療を目指して始まった特定健診審査・特定保健指導につきましては、国が設定した目標受診率65%をクリアするため集団健診の充実、情報提供につなぐための資料収集に努めてまいります。また、集落単位での達成受診率に合わせた報奨金交付制度を創設し、受診率65%達成を目指します。併せて疾病予防の観点から引き続き、がん検診の受診率向上に努めてまいります。

市民が日頃から取り組む健康づくりとして、志布志市の健康体操「フロムしぶし元気アップ体操」や「筋膜マッサージ」、並びに鹿屋体育大学の協力のもとに、高齢になると衰える筋肉を無理なく安全に鍛える「貯筋運動」の普及を健康づくり推進員や介護予防ボランティアの方々の御協力をいただきながら普及してまいります。更に、健康ウォーキングイベント開催等によるウォーキングの推奨などを行い、日常の継続的な運動による健康づくりを推進してまいります。

ストレスの増加などによる心の健康づくり対策としまして、地域で自殺予防について理解し、気づき、声をかけ、見守りそしてつなぐ役割を持つゲートキーパーの養成講演会や相談会を開催し、更に自分の心の健康状態をパソコンや携帯電話のインターネットを通して知ることのできる「心の体温計」の導入も図ってまいります。

そのほか、「介護予防教室」の充実や「ミニ健康づくり教室」の開催、「健康づくり推進員養成事業」、「健康づくり自主活動助成事業」などに取り組み、日頃から運動や栄養改善の意識向上、継続した実践活動のできる環境づくりに努めてまいります。

母子保健事業につきましては、乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全な育成環境の確保を図るため、生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する情報提供等を行うとともに、親子の心身の状況や養育環境等の把握や助言を行い、

支援が必要な家庭に対しては、適切なサービス提供につなげてまいります。

更に、乳幼児の健康の維持増進を図るため、乳児1歳6か月、3歳児健診や各種相談等を行い、少子化対策として、妊娠・出産にかかる経済的不安を軽減するために、妊婦健康診査の公費負担を継続して取り組んでまいります。

また、不妊治療助成につきましては、不妊治療を受ける夫婦の経済的負担の軽減を図るため、継続して事業に取り組むこととしており、今後も少子化対策に努めてまいります。

予防事業につきましては、市民全員を対象としましたインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行い、インフルエンザの集団感染予防に努めてまいります。また、3歳未満の小児用肺炎球菌予防接種費用、ヒブワクチン予防接種費用、中学2年生から高校1年生までを対象にした子宮頸がん予防ワクチンの接種費用の全額助成を引き続き取り組み、疾病予防、子育て支援に取り組んでまいります。

救急医療事業につきましては、鹿児島県ドクターヘリの円滑な運航に協力してまいりますとともに、曾於郡医師会による在宅当番医制や夜間急病センター運営、都城市及び鹿屋市との定住自立圏形成の中での大隅広域夜間急病センター設置等、休日や時間外医療の確保や、入院治療を必要とする重症救急患者に対する医療の確保のため、各医師会等と連携して、地域での救急医療体制の円滑化を促進してまいります。また、その前提でもある地域医療の確保を年間テーマに、曾於郡医師会と連携して取り組んでまいりたいと考えております。

介護保険事業につきましては、今年度から始まる「第5期高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に基づき、「共に支え合い、生き生きと笑顔で暮らせるまちづくり」を基本理念に、引き続き介護予防事業に重点を置いて進めてまいります。

介護予防施策につきましては、地域包括支援センター「いきいきセンター」を拠点に、さまざまな健康づくり事業を継続して進めてまいりますとともに、更なる介護予防、地域での支え合いを促進するために、ボランティア・ポイント制度について検討し、市民の皆様が親しまれる仕組みとして整えてまいります。また、各地域においても、介護教室やサロン等の充実を図り、健康で生きがいのある在宅生活が送れるよう支援してまいります。

国民健康保険事業につきましては、被保険者が安心して医療を受けることができるよう、医療費適正化の推進、特定健診・特定保健指導を核とした保健事業の推進並びに保険税の収納率向上対策を推進し、事業の健全運営に努めてまいります。

これらの取り組みを通して、保健・福祉・医療が一体となった地域ケア体制の確立や子育てをサポートする運動を地域ぐるみで展開し、「高齢者が元気なまち」と「子育て日本一のまち」を目指してまいります。

第5に、伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまちについてでございます。

本市の教育行政につきましては、「伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」を基本目標に、郷土の持つ素晴らしい伝統や人情味あふれる教育的風土を生かし、心の豊かさと学ぶ意欲にあふれる市民づくりを目指すとともに、生涯学習の活力ある教育・文化の振興を図って

まいります。

また、教育行政全般において、本市まちづくりの基本理念である「志のあふれるまち」を目指して、本市三つの地域のよさを取り込んだ「きらり輝く三つのおしえ～煮しめ・つけあげ・にぎりめし～」の理念を生かした「志を高める」教育を推進してまいります。

学校教育につきましては、本市の自然や伝統・文化、人材等の豊かな教育資源を活用し、幼児・児童・生徒が志を高くして郷土を愛し、その発展に尽くそうとする意欲や態度を育てる教育の推進に努めてまいります。その実現に向けて、児童生徒が「教科書を正しく、すらすら読める」ようにするとともに、大脳の前頭前野を活性化させ、考える力、コミュニケーション力、記憶力、創造力、自立する力、感情を抑制する力を高めるために、音読の推進に努めてまいります。

また、各学校における学校教育目標の具現化を目指す共通実践事項の設定と確実な取り組みにより、知育・徳育・体育の調和のとれた幼児・児童・生徒の育成を図ります。更に、早起き・早寝・朝ごはん運動を学校が保護者と一体となって取り組み、子どもたちの基本的な生活習慣の確立に努めてまいります。

確かな学力の育成につきましては、学力の実態を各種調査等で年次的に把握するとともに、自立学習や中・小連携による長期休業中の学習課題、小・中学校学力アップ事業などの更なる充実により、基礎的・基本的な事項の確実な定着に努めてまいります。更に、一単位時間で完結する授業の実践や授業を通じた各種研修会の開催により、教職員の資質向上を図ってまいります。

豊かな心の育成につきましては、心いきいきあいさつ運動を学校や家庭・地域で実践するとともに、読書の習慣化に向けた家読（うちどく）運動に取り組んでまいります。

また、生徒指導コーディネーター養成研修会やスクールソーシャルワーカー活用事業などにより、不登校や問題行動等の早期発見・早期対応に努めてまいります。

たくましい体の育成につきましては、虫歯治療率80%を目指すとともに、徒歩、自転車通学による自力登下校の徹底を推進いたします。また、一校一運動や一人一運動を推進し、体力・運動能力の向上に努めてまいります。

開かれた学校づくりにつきましては、郷土に根ざした活動を積極的に取り入れて特色ある教育活動を推進するとともに、学校関係者評価委員会等の保護者や地域の意見を学校経営に活かしてまいります。更に、国際化や高度情報化等の社会の変化に対応するため、外国語指導助手や地域人材の有効活用による小学校外国語活動の充実、電子黒板やICTを効果的に活用した授業の改善に取り組んでまいります。

本市小・中学校再編につきましては、平成22年2月に策定した「学校規模適正化の基本方針」に基づき、学校規模適正化推進委員会の検討結果等を踏まえ、昨年12月、「学校再編基本計画及び第1次実施計画」を策定したところであります。

この第1次実施計画におきましては、志布志地区の3中学校を1中学校に再編するとしており、本年1月には対象校区で実施計画説明会を開催し、関係する小・中学校PTA並びに校区公民館で意見を集約していただいておりますので、理解が得られた中学校区から順次、学校設置条例の

改正を提案したいと考えております。

東日本大震災では、学校施設が児童・生徒の命を守っただけではなく、多くの施設が避難所として機能し、その安全性の確保が極めて重要であることが再認識されております。

本市におきましても、志布志中学校をはじめ、8棟の校舎・体育館の耐震化工事が完了しております。本年度は松山小学校、潤ヶ野小学校、有明中学校の校舎の耐震補強工事と改修工事を実施してまいります。今後も引き続き、耐震化優先度の高い校舎等から順次、計画的に整備を行い、子どもたちが安全で安心して学べる学校施設の整備に努めてまいります。

本市の生涯学習につきましては、「まち全体を学び舎にいつでもどこでもだれでも」をスローガンとし、市民が「学ぶ喜び」を感じ、そして生き生きと学んだことをまちづくりに還元できる生涯学習社会の形成を目指してまいります。

そのために、生涯学習センターを中心に、官民一体となった学びの中に、市民が輝く多種多様な生涯学習講座の開設や志エッセイコンテスト、市民総参加の生涯学習フェスティバルを引き続き開催するとともに、積極的な市民の参加を推進してまいります。また、開校9年目を迎えた創年市民大学は、「志の絆を 生涯学習のまちづくりに」をテーマに、全国の生涯学習まちづくりの第一人者を講師に招き、そのまちづくりの手法を学びながら、自主研究グループの自立した活動の促進や、創年と子どもの積極的な交流を図りながら開校してまいります。

市内の条例公民館につきましては、おおむね改修工事が完了しましたが、地域活動の活性化を図るため、校区公民館等については、引き続き施設整備を行う必要があり、今後も各校区公民館長の意見要望等に基づいた改修等を実施し、地域の方々が安心して利用できる環境整備に努めてまいります。

「花いっぱい運動」につきましては、公園や道路、公民館など地域を花で美しく飾り潤いのある生活環境を創造するため、本年度も引き続き各校区公民館等と連携を図りながら春・秋の年2回花の苗を配布することにより、美しく心豊かなふるさとづくり活動を推進いたします。

青少年の育成につきましては、青少年研修事業を継続して実施することにより、国内や海外の生活・文化・風俗習慣の違いに触れ、交流を通して相互理解が深められ、新しい環境の中で郷土を見直すとともに、親への感謝や他者への思いやりなど広い視野を持った、こころたくましい青少年の人材育成を推進してまいります。また、青少年育成市民会議を通して各校区民会議が自治会、子ども会、学校、PTA等との連携を図りながら、地域ぐるみで青少年の健全育成運動を図ってまいります。

文化振興につきましては、志布志市文化会館が築35年を過ぎており、全館的な施設のリニューアルが求められております。このことを踏まえ平成21年度から年次的に改修を実施しており、本年度は駐車場の整備・拡充計画の検討を行ってまいります。

市内外から高い評価を受けております自主文化事業につきましては、アンケート等から集約した市民ニーズに基づいて、コンサートやミュージカル・落語寄席・文化講演会など幅広く実施し充実を図ってまいります。

芸術・文化の国際交流につきましては、平成23年度はEU・ジャパンフェスト日本委員会からフィンランド及びエストニアで開催された国際青少年音楽祭へ招へいされ、9月に志布志市の子どもたちが参加いたしました。

本年度も広く市内の子どもたちや地域住民が、世界の文化を知る機会と、肌で感じる国際交流を目的に、国際青少年音楽祭の支援をしております。

校区公民館連絡協議会等の社会教育団体につきましては、活動内容を精査しながら組織の運営及び活動の支援を図るとともに、各団体の育成と相互の連携に努めてまいります。

生涯スポーツにつきましては、市民の体力の向上、健康の保持増進を図るため、各地域に整備されている運動施設の利活用を進め、誰もが主体的、継続的にスポーツ・レクリエーションに親しむことを目指して、本県が提唱している「健やかスポーツ100日運動」を推進しております。また、本市の目指すべきスポーツの振興を図る諮問機関として「志布志市スポーツ推進審議会」を開催し、市民とともに本市のスポーツ振興を推進しております。

さらに、各種スポーツ教室を開催するほか、スポーツ推進委員によるニュースポーツの普及・啓発・指導を行っております。なお、スポーツイベントとして定着している「しぶしポートマラソン大会」、「志布志ジョガー駅伝競走大会」、「さんふらわあ志布志交流全国グラウンド・ゴルフ大会」などは、スポーツの楽しさや喜びを味わい、子どもから高齢者まで幅広い年齢層に参加していただき、更に市民の体力づくり・健康意識の高揚に寄与するものでございます。

また、港湾施設である志布志港新若浜地区内にある、しおかぜ公園も、更に市民への周知や普及啓発を図りながら、スポーツ合宿の推進や、市民の憩いの場やスポーツの場として活用しております。

図書館につきましては、市民の学びと憩いの場として、多種多様な生涯学習需要の拡充に対応するため、「図書館へ行こう」を合言葉に、専門的知識を有する人材を育成し、まちづくりの課題解決の調べ学習などに役立つ、参考資料や情報を提供するレファレンスサービスの充実に努めるとともに、総合的な学習の場としての役割を果たす、市民に愛され親しまれる公共図書館づくりを目指しております。

そのためにも、市民が自宅のパソコンや携帯から図書資料の予約などができる図書館システムの更新を図るとともに、幼稚園や保育園、小・中・高等学校、図書館ボランティアグループ等の関係機関、団体との連携を密にし、子育てを支援する読み聞かせ会やブックスタートを展開し、あわせて交通弱者や高齢者等への図書宅配サービスの導入を検討しながら、読書活動の推進に努めてまいります。

また、有明分館の環境改善に伴いまして、図書資料の整備・充実に努め、市民の生涯学習を支援しております。

文化財の保護活用につきましては、本年度も引き続き「志布志城史跡公園保存整備事業」を推進するため、国の補助を受けながら発掘調査をしております。

国指定名勝文化財「志布志麓庭園」につきましては、平成22年度策定しました保存管理計画の

中で示された整備活用の方向性のうち、各庭園の公有化事業を平成25年度から国の補助事業の採択を受け実施するための準備を行ってまいります。

また、本市ではこれまで、埋蔵文化財の発掘調査に伴う出土品の保管場所や考古資料の公開展示施設が不足しておりました。

これを解消するため、国の施設整備の補助事業を活用し、市民にとって埋蔵文化財が、より身近なものとなるよう愛護思想の普及啓発を図ってまいります。そのため、本年度、志布志埋蔵文化財整理作業室の改修増築工事を行い、埋蔵文化財センターとして新たに開所いたします。

「歴史の街づくり事業」につきましては、豊富な史跡及び文化財の保存整備活用に努め、地域の活性化及び観光資源としての活用を推進してまいります。

学校給食につきましては、食材に安心・安全な地元産の野菜等を多く取り入れながら、おいしい給食づくりを心がけ、児童・生徒から大変喜ばれているところであります。本年度も、地産地消の推進を図りながら、「特産品活用学校給食補助事業」により市内の特産品である牛肉、黒豚、はも、うなぎ、メロンの5品目を本市の将来を担う児童・生徒に提供する「志布志市きらり輝く学校給食」を引き続き実施してまいります。

第6に、市民が輝く共生・協働のまちについてであります。

21世紀の地域行政の新しい仕組みである「共生・協働・自立の社会づくり」を実現するためには、市民自らが地域のことを考え、計画・実践することであり、そのことを推進することにより市民が輝き地域が輝いていくことにつながると考えます。

そのため、市内のNPO団体等の情報交換や連携するための「NPO等連絡協議会」や「共生協働推進委員会」の活動内容の充実を図るとともに、市民の皆様への啓発を行い、市民・行政・民間団体やNPOなどがそれぞれ創意工夫に努め、連携しお互いに支えあう「共生・協働・自立の社会づくり」を推進してまいります。

また、地域での取り組みとして実施されている「ふるさとづくり委員会事業」は、各地区の事業内容も年々充実しており、市内全域での取り組みがされておりますので、地域の活性化に結びつくように引き続き支援してまいります。

広報・公聴活動につきましては、「共生・協働・自立」のまちづくりを実現するためにも大変重要であると考えております。

市の施策・諸活動を市民の皆様幅広く周知し、情報を共有するとともに、市民の皆様の意見を施策に反映するために、市民ニーズの把握にしっかりと取り組んでまいります。

広報活動につきましては、市報しぶしやホームページ、更に、市内各世帯に設置されております行政告知放送端末を積極的に活用して、効果的な広報活動を実施してまいります。また、市独自のテレビ番組を作成し、有線テレビジョン放送を活用して市民に有用な情報を分かりやすく広報してまいります。

公聴活動の一つでもある、「ふれあい移動市長室」につきましては、市内各地域を巡回して地域の課題や問題点、行政に対する率直な御意見・提言等をお聞きしたいと考えております。

男女共同参画への取り組みにつきましては、男女にかかわらず、個人がその能力と個性を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現のために、平成19年度に策定いたしました「志布志市男女（ひと）がともに輝くまちづくりプラン」が本年度で終了するため、プランを検証しながら見直しをしなければなりません。

その資料として、昨年度、20歳以上の市民2,000人に「男女共同参画意識に関する住民意識調査」を実施し、60.5%に当たる1209人の回答をいただいたほか、さまざまな団体に男女共同参画に関してグループインタビューを行いながら、更に意見を収集しているところでございます。

御協力いただきました方々に深く感謝申し上げますとともに、皆様の貴重な意見を最大限に活用できるよう努めてまいります。

また、今日、大きな社会問題となっています「ドメスティック・バイオレンス（DV）」防止のための基本計画も併せて策定し、DVやセクシュアル・ハラスメントのない豊かな社会づくりを推進してまいります。

最後に、市民とともに歩む「ムダ」のない経営についてであります。

平成20年度から始まりました、ふるさと納税制度につきましては5年目を迎え、全国の郷土会の皆さんにも制度の周知が図られ、平成23年度には500万円を超える寄附金をいただいたところであります。今後も財源確保と魅力あるまちづくりのため、寄附者に対するきめ細かな情報提供と、新たな寄附者の発掘に努めてまいります。

行財政改革につきましては、地方分権時代にふさわしい行財政基盤の強化を図るとともに、経営の視点を持って、増大する行政需要への対応や、事業の選択と集中による取り組みなど、より一層の行政経営の推進が求められております。

これまでに行政が提供してきたサービスを改めて検証し、必要に応じて的確かつ迅速な見直しに取り組む必要があります。そのため、行政評価制度を拡充しながら、成果を重視した事務事業の改革改善に努めるとともに、後期基本計画の進行管理に努めてまいります。また、第2次志布志市職員定員適正化計画に基づく職員数において、市民サービスを安定的に供給するためには、適正な職員配置が必要になることから、業務量調査の集計結果を分析しながら、職員のマネジメント能力の向上を図り、新たな組織機構改革に取り組むことにより、限られた財源や人材を利活用して業務を効率化し、多様化する住民ニーズに応えてまいります。

以上、市政に対する私の所信の一端と振興計画に基づき、各分野における方策について申し述べました。

私たちは、国外、国内の視野で物事を捉え、考えながら、市民一人ひとりの目線に立って、すべての市民が安心して笑顔で暮らせるまちづくり、次代を担う子どもたちに誇れるまちづくりを進めていかなければなりません。

そのためにも私は、市民の負託に応えるべく、職員の先頭に立ち、誠心誠意、全力で市政運営に取り組んでまいりたいと考えております。

議員各位並びに市民の皆様の御理解と御支援を衷心からお願い申し上げ、私の施政方針といた

します。

○議長（上村 環君） ここで、3時15分まで休憩いたします。

○
午後3時03分 休憩

午後3時15分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

日程第11、議案第7号及び日程第12、議案第8号の2件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思えます。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第11、議案第7号及び日程第12、議案第8号の2件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

○
日程第11 議案第7号 志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第7号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第7号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、人事院の平成23年度の給与改定に関する勧告に鑑み、平成18年の給料の切り替えに伴う経過措置を改正するものであります。

詳細につきましては担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第7号、志布志市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例について、補足して御説明申し上げます。

付議案件説明資料につきましては、1ページをお開きください。

本案は、平成18年度の給与構造改革による給料の切り替えに伴う経過措置を改正しようとするものでございます。

具体的には、平成18年4月1日付で全職員の号給を切り替え表に基づき新号給に切り替えました。その際、新号給の給料月額が旧号給の給料月額より低い場合は、新号給の給料月額が旧号給

の給料月額を上回るまでの期間につきましては、経過措置としてその差額に相当する額の給料として支給されました。いわゆる現給保障措置でございます。

今回、人事院勧告に沿ってその差額に相当する額からその半額を本年4月から減額していくものでございます。なお、減額の上限につきましては、5,000円と定めております。

附則でございますが、この条例につきましては、平成24年4月1日から施行するものでございます。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） 今、説明だと私たちよく分からないわけですね。そういう減額になるということですが、総体でこれどれぐらいになるんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 今回の対象者でございますが、まず対象者が49名でございます。引き下げ額の額が合計で167万2,000円となります。

○19番（小園義行君） 具体的に、この49名の方って、大体どこら辺の号給に該当する方々ですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 対象者でございますが、5級、いわゆる課長補佐、主幹以上の号給の下の方の給料表の方と、あと6級、管理職が対象者になります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

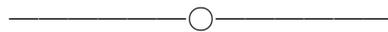
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第7号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、原案のとおり可決されました。



日程第12 議案第8号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定 について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第8号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第8号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、財政健全化に向けた取り組みとして、引き続き市長、副市長及び教育長の給与の減額措置を講じるため、志布志市長等の給与の特例に関する条例の期限を1年間延長するものであります。

内容につきましては、第1条第1項及び附則第2項中、「平成24年3月31日」を「平成25年3月31日」に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

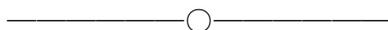
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第8号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、原案のとおり可決されました。



日程第13 議案第9号 志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第9号、志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第9号、志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律第2条第1項及び第3項、第5条第1項、第6条第2項、第9条、第10条第1項及び第2項並びに第12条第1項の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関し、必要な事項を定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○総務課長（溝口 猛君） それでは、議案第9号、志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

本案につきましては、地方公共団体が人的援助を行うことが必要と認められる公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律に基づき、公益的法人等へ職員を派遣する場合の職員の派遣の範囲、派遣先との勤務条件の取り決め、派遣職員の給与に関する事、復帰後の職員の任用、給与等の処遇、特定法人の業務に従事した職員の復帰に関する事、特定法人の業務に従事した職員の復帰後の任用や給与等の処遇等について、必要な事項を整備するものでございます。

それでは、議案の方でございますが、第1条でございますが、趣旨につきましては、ただいま述べた趣旨について定めております。

第2条第1項は、職員の派遣をすることができる公益的法人等について定めております。

同条第2項でございますが、再任用職員、非常勤職員、条件付き採用職員等は、派遣することができない職員を定めております。

同条第3項でございますが、派遣職員にかかる派遣先団体における福利厚生、従事すべき業務等、職員派遣にあたって合意しておくべき事項を定めております。

第3条でございますが、第3条は派遣職員が市業務へ復帰する場合を定めております。

第4条でございますが、派遣職員の給与について、職員派遣の期間中、派遣職員に対して給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当は、市が100分の100以内を支給することができることを定めております。

第5条でございますが、派遣期間中に負傷し、もしくは疾病にかかり、または通勤により負傷し、心身の故障のため上記の休養を要する場合に掲げる事由に該当して休職した時には、派遣先において就いていた業務を公務とみなすことを定めております。

第6条でございますが、派遣職員の復帰時における職務の級、給料月額及び昇給期間につきましては、他の職員と均衡を図ることを定めております。

第7条でございますが、派遣職員が派遣中に退職または復帰後において退職した場合においても、一般職員と同様の取り扱いとすることを定めております。

第8条につきましては、企業職員又は単純労務職員が派遣された場合の給与について、職員派遣の期間中、派遣職員に対して給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当は、市が支給することができることを定めております。

第9条につきましては、任命権者は派遣職員に関する状況を報告しなければならないことを定めております。

以下、10条から18条までは、市が資本金等を出資している株式会社、この条例では特定法人としていますが、その特定法人に職員を派遣した場合の取り扱いについて定めております。

基本的には、条例第2条第1項各号に掲げる団体への職員派遣と同様の扱いとなりますが、条例第2条第1項各号に掲げる団体への職員派遣は、身分を市の職員の身分を有したままの派遣で

あるのに対し、特定法人への職員派遣は、一旦退職の上派遣することとなるとともに、給与は派遣先の特例法人が全て支払うということが大きく異なっているところがございます。

最後に、附則についてですが、第1条から第9条までにつきましては、平成24年4月1日から施行することとしておりますが、第10条から第18条までの規定につきましては、職員の退職が前提となるため、平成24年3月31日から施行することと定めております。

以上、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） これ、全協でも具体的なちょっと説明があったところですが、少しお聞かせをください。

今回、この派遣先としてなってるその団体ですね、そこからの要請というようなことがあってこういうことだということでしたが、職員のままで実際そういった仕事というのはできないものなのかというのが1点ですね。そして、その派遣先となるところの社団法人か何か分かりませんが、そこは具体的にはどこにそういう構えて、事務所を構えてその派遣する職員が行くということになるのかですね、ちょっとお聞かせください。

更に、職員適正化計画で非常に本市の職員が少なくなる状況の中で、こういったことがされると更に大変な状況に、我がところからも貸してくれというようなことになりはせんかという心配もするところですが、そこらについての具体的な議論がされたのかですね、ちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の提案する内容につきましては、先ほども全協でお話しましたように、具体的に観光特産品協会の求めに応じまして、私どもは対応しているということでございます。特に、業務が大幅に見直しをされ、そしてまた職員も減少している中で、今回の対応を求めたいということがございましたので、それに応じまして、職員を派遣するというような形にしたところでございます。

現在、考えている職員の派遣する事務所については、現在所管する課の中に置くというような形を考えているところでございます。また、他の団体へというようなことにつきましても、協議を重ねているところでございますが、現在の段階では特別に要請がある団体はないところでございます。しかし、その要請があるとなれば十分協議をしながら取り組むということが必要となれば取り組まなければならないというふうには考えております。

○総務課長（溝口 猛君） 補足して御答弁申し上げます。

今まで、この法律が制定する前でございますが、上位法でございますが、各自治体、出向とか職務免除とかいう形で形態がいろいろ違うということで、平成12年最高裁の判例も受けまして、自治体が職員を派遣する場合には統一のルールした方がいいというもとにこの上位法ができた。したがって、派遣する場合の身分、そういった取り決めを法律上ちゃんと定めなさいよという形で法律ができたところでございます。

以前のやり方が違法かということに関しましてでございますが、この平成12年に法律ができる

以前のやり方は、判例としてはそのもの自体は違法ではなかったと。ただ、派遣の方法を統一した方がいいということで上位法が制定されたという経緯がございます。

○19番（小園義行君） 具体的な、この特産品協会というの、ここは理事者がおられるわけでしょうけど、具体的にはそこがどういった目的で法人のですね、運営なりされていくということで、今回職員を派遣することの意味としては、特産品協会に対しての支援ということでしょうけど、具体的に何を派遣、わざわざ職員を派遣してまでやらなきゃならないのかという、そういった理由というのは何なんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、今回、観光特産品協会の組織再編というようなことが前提になっているところでございます。従来から、この観光特産品協会におかれましては、もともとは特産品協会と観光協会別々だったものを21年に合併していただきまして、組織の再編をしてきました。その後、国の補助事業等を導入しまして、臨時雇用対策事業でさまざまな事業の展開を拡大してきたところでございますが、その事業が今回終了するというので、改めてその事業を担うとするならば、組織見直しをしながら対応していかなければならないということで、特に協会の方から人的支援というものを求められてきたということでございます。

○19番（小園義行君） その向こうですよ、そういう協会で理事会なり、理事者がおられるわけでしょう。その中で具体的に、今おっしゃったことはよく分かってますよ。今回、わざわざ職員を派遣して特産品協会に派遣してやらなきゃいけないという、その具体的によく分からないですよ。当然その特産品協会、特産品協会、いろんなことをやられるでしょうから、事業として新しくやっていかなければいいわけですよ。しかも、この役所の中に事務所があるわけですよ、今答弁聞いてると。職員は果たして本当の意味でのそこに派遣されて自分は何をちゃんとやるのかということとか含めてですよ、あんまり今の説明では見えませんよ。特産品協会のそういう人的、人がいないからお願いねみたいな、簡単にいうとそういうことですけど、そういうことで果たしていいのかなと。大切な財産である職員の人をですよ、そこに派遣して仕事してもらうために、君の役割はこうだよというものがきちんと明確でないと、行く側も大変じゃないですかね、これ。しかも、役所の中にあるんですよ、その事務所がね。これはね、少しその派遣する職員に対しても親切心がないですよ、この条例。そういう上位法が決まったからそうだとって、じゃああなたはそこに行って、何を私はやるのかという明確なそういうもの渡して、分かるようにするという事は職員にも分かりやすくするという事ですからね。そういう問題が見えない中で派遣だけ決めるっていうのはちょっと問題かなって。

併せて、これまさか1年で交代とかね、そういうことには恐らくならんだろうと思うんです、派遣したら。何年ほどこの職員を派遣して、この特産品協会の新しい事業、そういったものが軌道に乗るまでという答弁でしたけど、具体的にこれは何年間、この人を派遣しようとしてるんですか。

二つ、お願いします。

○市長（本田修一君） この提案につきましては、今お話ししましたように、観光特産品協会に今職員を派遣しなければならないということで、御提案申し上げているところでございます。そして、このことにつきましては、先ほど申しましたように人的対応がとられなくなるというようなことがあります。現在の事業についてしっかりと受け継いでいくというようなこと、そしてまたそれが軌道に乗るまで職員を派遣していくというようなことであります。

派遣する期間というのは3年以内というふうになっておりますが、私どもとしましては、もっと早い期間に軌道に乗せながら、このことについては派遣をしていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○11番（本田孝志君） 一つ教えてください。17条、法第10条第1項の規定により、採用された職員の退職手当については、退職手当条例の定めるところによるとなっておりますが、そこをちょっと説明の方をよろしくお願いします。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど申しましたとおり、10条以降につきましては、特定法人に関する部分でございますが、17条の法第10条第1項でございますが、採用された職員については、退職手当の条例の定めによるということで、市の退職手当の条例と同じ条項の適用を受けるという形でございます。

○11番（本田孝志君） そこが分からないから聞いてるんですね。

○総務課長（溝口 猛君） ここの退職手当条例の定めるところによるという部分につきましては、先ほど申しましたとおり、市の職員と同じ取り扱いの市の退職手当条例に、退職の取り扱いについては、市の職員と同じ扱いの適用を受けると。

（雑談あり）

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど申しましたとおり、特定法人に派遣する職員に対しては、一旦退職という形の形でございます。従いまして、法10条第1項の規定により、採用された職員、一旦退職しますから、向こうでの任期と申しますか、等が終わったあと採用した場合ということでございますので、そこにつきましては、市の退職手当の条例がまた適用されると。

（雑談あり）

○総務課長（溝口 猛君） ただいまの質疑に関しましては、またすみませんが、正式な回答を後ほど申し上げます。御了承ください。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 私も先ほどの19番議員のあれと一緒に、本当午前中も自治会の統廃合のことで職員が少なくなっていく中で、果たしてこういう制度を今とる理由、そして午前中市長が全協の中で、要望があったから派遣する、今のいろいろ答弁を聞いていると、業務内容は分からん、そして職員は今のまま何課に、どこか分かりませんが、そこいる。果たしてこういう手続きをとらんで、一つの業務としてそこをお手伝いするという形がとれなかったのかというのは疑問なんですけど。じゃあそれで質問してまいりますけども、補助団体、結局観光協会にあれ

は当然退職して出るわけですから、そこに対して人件費とか、何か含んだやつを補助するという手続きをとるといことですかね、今後の。

それと、何回も質問できませんからもう先にしますけど、第10条の中で特定法人というのを定めまして、この中で、この場合は相手の派遣した先の給与体系とか何とかちゅう、言うなら、言う失礼ですけど、公務員の方が今いいですよ。相手のところが低かった場合、相手に準ずるといような先ほどの説明だったですけど、その派遣先のですね。こういうの、特定法人といの、ここの中に10条に入れた理由をもう1点。

そして、退職者、派遣者とい、退職派遣者とはどういう意味か。

そして、第9条とか一番最後に出てきますけど、任命権者ちゅうのは誰を指しているのかですね。

それと、職員は今非常に国も含めてい給与改定がいろいろ言われております。じゃあ、そういう給与改定がこっちにいる職員はされたとした場合に、この派遣社員はどのようなのか、それはどこに定めてあるのかですね、それをお聞きします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、軌道に乗るまで一応担当の部署にといようなことで考えているところでございます。本来、要望があった内容といのは、できればこのその担当の中でも支所の方にといような要望があったところとございました。しかし、今回改めて人員が削減される中で同じような業務を、そして更に上回るようなサービスを提供するといようなことになると、担当課と綿密に連携しながら取り組むことが必要ではないかと。現に、従前の観光協会におきましては、担当課の方に、本所の担当課の方に席もあったといこともございましたので、そのことが軌道に乗るまではそのようなふうにさせていただきたいといことで、観光協会の方にはお話をさせていただいているところでございます。

そしてまた今ありましたように、給料につきましては、給料、扶養手当、住居手当、期末手当及び勤勉手当といのは市の負担といことになるとでございます。といことで、その他の手当につきましては、派遣先の負担といふうに考えているところでございます。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど11番議員の御質問でございますが、退職手当条例の定めによるといことの御質問とございましたが、これにつきましては、派遣職員でも退職金につきましては、派遣期間も通算に入れるとい形の解釈でございます。

それから、第10条の特定法人でございますが、この条項を定めた部分につきましては、先ほど申しましたとおり上位法の定めがございまして、派遣の方法としましては、公益等の法人への派遣、それから特定法人への派遣について定めると。特定法人につきましては、第10条で市が資本金、その他これらに準ずるものを出資している株式会社といことで、具体的にはまちづくり公社が該当することになっております。この部分につきましては、先ほど申しましたとおり、職員が一旦退職して派遣といような形になるところでございます。

任命権者は、規則の定めるところにより云々とありますが、法制上の問題で、これは任命権者

という形で謳っておりますが、具体的には市長ということになります。

退職派遣者ということでございますが、ここでの条例につきましては、退職派遣者という部分につきましては、上位法の第10条で、特定法人に派遣する者、以下（退職派遣者）ということになっておりますので、先ほど申しました特定法人に派遣する職員のことを退職派遣者という形で表現しております。

給与改定でございますが、基本的には特定法人の給料体系に基づくというような形になります。

○3番（西江園 明君） ちょっと、今この条例は公益法人ということで今あって、先ほどは観光特産品協会を考えていると。ここに対しては今の職員の身分のままを考えての条例ですよ。そして、ただ10条からの特定法人、この10条以降は、この特定法人に関する定めということになるわけですね、ですから給与とか云々というのは市の公務員の給料とは一切関係なく、その特定法人が定めた給与によるというふうに理解をしいいんですか。じゃあですよ、何回もできんからここでしますけども、第12条、退職者派遣者を採用しなければならない場合という表現がありますよね。そして、13条は、採用することができない場合という、反対の表現がしてありますけども、この第12条なんかを見るとですよ、採用しなければならないということは、採用せないかんことですよ。この第2項なんかを見るとですよ、何か適合しなくなった場合とか、取り決めに反することになった場合とかってあるけども、何か13条の採用することができなかった場合はこうというふうな理解ができる、こういう何か読解力がないのか分かりません。のことで、それはほんなら採用しなければならないというふうなことで。今質疑の中で言いました、10条以降は上位法が云々ということですけども、9条まではこの条例の解釈、確認ですけども、今回の条例は、9条までは今年の職員がする、今考えている職員を定めた条例。10条以降は、とりあえずは関係ないというふうに理解をしいいんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 議員御質疑の件につきましては、第9条まで派遣職員というような定義でずっとしてある分につきましては公益法人等に派遣する、先ほど市長が申しました、例えば観光特産品協会とか、そういった部分に対する派遣の定めでございます、第10条以降につきましては、特定法人に関する退職派遣の定めという解釈でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

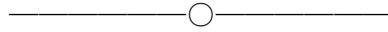
○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第14、議案第10号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第14、議案第10号については、

委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第14 議案第10号 志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第10号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第10号、志布志市防災会議条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、水防法の一部改正による同法の条の繰り下げが行われたことに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の水防法の引用条名を「第33条第1項」から「第34条第1項」に改めるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

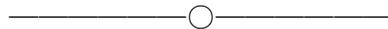
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第10号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、原案のとおり可決されました。



日程第15 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、分団の統合を円滑にするため、分団が統合した場合における報酬の額の特例措置を講

じるものであります。

内容につきましては、分団の統合の日の前日において、統合前の分団の分団長であった者で、当該統合の日において統合後の分団の副分団長になった者に対する報酬の額については、その最初の任期中に限り分団長と同額の10万7,200円とするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 今回、この分団の統合ということを前提としてこういう条例改正ですけど、現在あるそれぞれの旧志布志町、松山町、有明町ですね、そこの分団がどれぐらい計画として考えられているものなんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 今回の議案に関しましては、消防団の再編計画、これが平成21年にできておまして、その対象分団の中で協議が整うという形での条例の改正でございます。今、志布志方面隊におきましては、再編の方でございますが、現状10分団でございます。これが計画上は3分団が一緒になります。

それから、再編後の分団でございますが、分団につきましては、今志布志方面隊が10分団ある分が計画上では5分団になる予定でございますが、計画の中の一部の分団の今回の統合という形で計画しております。

それから、松山方面隊につきましては3分団現在ありますが、計画上は統合ではなくてこのままの方向でいくと。

それから、有明方面隊でございますが、4分団でございますが、ここも4分団のままでいくというような計画になっているところでございます。

○19番（小園義行君） 具体的には、これからそういうことになるんでしょうけど、今ありました、例えば志布志が10分団あったのが5分団になるといって、それぞれの分団がその地域からなくなるか、そういうことで、大変初期消火という観点にしたときに、このことが果たして非常備消防としての役割として十分その機能を果たすということに果たしてなるのかですね。そこらについては、これとても大事なことだと思います。そういう考え方として、10分団が5分団になるとすごく少なくなると、半分になるということですからね、そこらについては初期消火等々を含めてどういった考え方でこういうものが提案されるんですかね。

それと併せて、最低、消防団には運転をされる方とかですよ、いろいろあって、これだけいなければならぬという消防法の規定なり、そういうものがあるのであれば、ちょっと教えていただけませんか。

○総務課長（溝口 猛君） 分団の再編計画についてでございますが、この計画ができる過程としましては、消防団員の減少、それから高齢化、あるいはサラリーマン化によりまして、特に志布志地域の人口集中地域周辺の分団におきましては、昼間消防団員がいないという状況でございます。その際、有効的な対応ができる方法として再編するというような形になったわけござい

ますが、分団を統合するということが、例えば詰所がなくなるとか、そういったことは即なくならないような状況でございますので、現在のところ消火作業には差し支えないと。ただ、先ほど申しました、災害等におきまして分団の数が小さいと、そういった部分の対応がなかなか困難であるから、今回の再編計画と申しますか、そういった部分でできた経緯がございます。

それから、各分団、必要最低限度の人数が何人いなくてはならないのかということについては、特に法上は定めはないところでございますが、ただ、火災一つにしましても、例えば機械、あるいは運転、あるいは消火作業員ということをお案すればですね、当然そこに最低限必要な団員がいなければ、分団としては成り立たないというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（立平利男君） 分団が統合という話になりますが、各分団、それぞれ副分団長、部長、そういう役職があると思うんですが、この条例改正については、分団長が統合分団の副分団長になった処遇だけですね。既存の副分団長なり部長なりのそれぞれ給与は違いますよね。その待遇はどういうふうに持っていかれるお考えですか。

○総務課長（溝口 猛君） 今回の分団の統合に関しまして、この条例改正のきっかけとなった部分につきましては、実際分団の統合がまとまる予定でございます分団からの要望もあったところでございます。

分団長におきましては、最初の任期から2年間は副分団長になっても分団長の報酬を維持するという形での案でございますが、分団長が、じゃあそれに伴って副分団長がまた部長になったりとか、そういった部分の対応はどうするのかということでございますが、そこにつきましては、今回の条例の中でもございましたが、議論はいたしてなかったところでございます。

○10番（立平利男君） 統合していくわけですが、現に副分団長が2名いらっしゃいます、部長が2名いらっしゃいますので、当然この4名の方が階級が下がると申しますか、一人は部長になるかと思いますが、その状況を本当検討していないと、片手落ちの統合、団員の団員が少ない中での処遇ということになると、非常に片手落ちだなと思います。自分も消防団にいまして、そういう寂しさがないような組織再編というのを非常に期待をいたしておりますので、課長、何とか検討して、十分団員の期待に応えるような給与体系をお願いしたいと思いますが、市長、どうですかね、その辺は。

○市長（本田修一君） 今回の提案の中で、副分団長につきまして、新たに副分団長になられた方、団長であって副分団長になられた方については、提案のとおりでございます。そしてまた、副分団長につきましては年額6万3,000円、部長につきましては5万1,200円、班長につきましては5万100円というような形で定めて、このことにつきましては、分団長会等で協議をした上で提案がされているということでございます。

（雑談あり）

○総務課長（溝口 猛君） 今、議員が御指摘にございました副分団長以下が下がった場合がどうなるんだということでございますよね。分団長がとりあえず一方の分団長が副分団長になった

場合は、今回副分団長でも最初の任期の間は分団長の報酬を維持する、補償と申しますか、するという考え方でございましたが、再編分団におきましてはですね、副分団長が経過的な部分でございまして、場合によっては2名体制というような変則的にはなりますけれども、そういった形での措置であれば対応はできると。年額報酬については、今までのとおりの形になるわけでございます。ただ、現実的に額が分団長から副分団長というのが四万数千円、年額報酬につきましては大きく下がるということで、その部分が議論されて、補償はしますよという経過措置になったところでございます。

○10番（立平利男君） 課長、分かりました。今、課長の中で、副分団長も2名体制、部長も2名体制、そうであれば何ら問題ないと思うんですが、そこがちゃんとできますか。

○志布志支所長（外山文弘君） この件につきましては、当面志布志方面隊の関係で直面しておりますので、私の方から説明したいと思います。

今、立平議員が申されたとおり、統合分団につきましては、組織的にはもうほとんど変わらないと。ただ、先ほどから出てますように、二つの分団が一つになりますと、どうしても分団長は1名にせざるを得ないということで、今回このような条例改正をお願いしているところでございます。それ以下の副分団長以下については、全く従来どおりの体制でそのままそれぞれの分団は存在するという御理解いただきたいと思っております。

○10番（立平利男君） 理解はしている。今の総務課長の答弁と僕が質疑の、その対応をどうするかを答えただけならば有り難いんですが。課長は2名体制の話をする、でも2名体制がとれなけりゃ現実の副分団長が降格というような表現がいいのか分からんけども、降格になれば給与も手当も年俸下げます。

○議長（上村 環君） もう1回答弁をさせます。

○志布志支所長（外山文弘君） 今回の条例改正によりまして、分団長、それから副分団長は従来1名ずついたわけです。それに本来分団長が今回の統合によりまして副分団長になりますので、副分団長は3名体制ということになります。それから、それ以下の部長、班長につきましても全然、それぞれの各分団の体制どおりということで、とにかく分団長が統合により1分団の形になりますので、分団長は副分団長に降りる方については、そういう補償をしましょうということで、2分団であれば、当然副分団長は3名になるということになります。

○議長（上村 環君） 特に発言を許可します。

○10番（立平利男君） 先ほど不適切な発言があったようでございます、片手落ち、同和教育を受けながら非常に不適切な発言をいたしました。あえてお断り、お詫びいたします。

今、支所長の方からありましたように、副分団長は3名体制という、あれば理解します。あとは、部長が当然それぞれ2名いらっしゃいますよね。これもちゃんと部長制として組織の中で年俸もなるということですね。そこを確認します。

○志布志支所長（外山文弘君） そのとおりでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（長岡耕二君） 消防の統合のことで、一部お聞かせください。今、統合の中で、志布志の統合をするということで、志布志の市街地で火災があった場合の対応がかなり遅れるということ、前より遅れるということの指摘もありましたが、その対応というのはこの統合計画の中に考慮されているのか、お聞きします。

○総務課長（溝口 猛君） 現在、志布志市街地の火災等があった場合につきましては、合併前につきましては、役場分隊の方が早急に対応してたという形でございます。市街地の火災の場合につきましては、市役所の役場、旧志布志の中央分団に所属している役場分隊の職員、これについては、勤務時間中であっても早急に行くようにはしているところです。

それから、市街地が火災の場合は、中央分団だけではなくて複数の分団での出動という形の体制はとっているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号は、総務常任委員会へ付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

本日の会議はこれで延会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

明日は、午前10時から引き続き本会議を開きます。

本日はこれで延会します。御苦労様でした。

午後4時23分 延会

平成24年第1回志布志市議会定例会（第2号）

期 日：平成24年3月2日（金曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第12号 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第3 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第14号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第15号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第18号 志布志市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第19号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第20号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第21号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第12 議案第22号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について
- 日程第13 議案第23号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第14 議案第24号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について
- 日程第15 議案第25号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合理約の一部を変更する規約について
- 日程第16 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第17 議案第27号 市道路線の認定について
- 日程第18 議案第28号 市道路線の変更について
- 日程第19 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算
- 日程第20 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第21 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第22 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第23 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第24 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第35号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算

- 日程第26 議案第36号 平成24年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

出席議員氏名（24名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 平 野 栄 作 | 2 番 下 平 晴 行 |
| 3 番 西江園 明 | 4 番 丸 山 一 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 毛 野 了 | 10 番 立 平 利 男 |
| 11 番 本 田 孝 志 | 12 番 立 山 静 幸 |
| 13 番 小 野 広 嗣 | 14 番 長 岡 耕 二 |
| 15 番 金 子 光 博 | 16 番 林 勇 作 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 上 村 環 |
| 21 番 鬼 塚 弘 文 | 22 番 丸 崎 幹 男 |
| 23 番 福 重 彰 史 | 24 番 野 村 公 一 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 清 藤 修 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 課 長 溝 口 猛 |
| 情報管理課長 徳 満 裕 幸 | 企画政策課長 武 石 裕 二 |
| 財 務 課 長 野 村 不 二 生 | 港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎 |
| 市民環境課長 竹之内 宏 史 | 税 務 課 長 小 辻 一 海 |
| 福 祉 課 長 木 屋 成 久 | 保 健 課 長 若 松 光 正 |
| 農 政 課 長 上 原 登 | 耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄 |
| 畜 産 課 長 山 田 勝 大 | 建 設 課 長 中 迫 哲 郎 |
| 松山支所長 溝 口 敏 久 | 志布志支所長 外 山 文 弘 |
| 水 道 課 長 木 佐 貫 一 也 | 会 計 管 理 者 中 崎 秀 博 |
| 農業委員会事務局長 堀 苑 智 之 | 教育総務課長 津 曲 兼 隆 |
| 学校教育課長 金 久 三 男 | 生涯学習課長 米 元 史 郎 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 今 井 善 文 | 次長兼議事係長 仮 重 良 一 |
| 調査管理係長 坂 元 正 知 | 議 事 係 武 田 賢 一 郎 |

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。

日程第2 議案第12号 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第12号、志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） おはようございます。

提案理由の説明を申し上げます。

議案第12号、志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の国等に対する寄附制限を廃止する措置が講じられたため、財産の譲与、無償貸付け等の対象に国を加えるものであります。

内容につきましては、第3条の改正が普通財産の譲与または減額譲渡の対象に国を加えるもの。第4条の改正が普通財産の無償貸付けまたは減額貸付けの対象に国を加えるもの。第6条の改正が物品の譲与または減額譲渡の対象に国を加えるもの。第7条の改正が物品の無償貸付けまたは減額貸付けの対象に国を加えるものであります。

なお、この条例は公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 昨日から度々ちょっと質問しておりますけども、今回のこの議案、ちょっと内容の確認なんですけども、地域の自主性及びうんぬん長い文章がございますけども、国に対して、今までは市の財産譲与できなかつたけど、この法律改正によって、国に無償譲渡できるというふうに改正をされるというふうなこの今回の条例というふうに理解をしいんですか。という、先般、今やっていますけど、国が、香月小学校の国道220号の香月小学校を今拡幅、歩道拡幅をやっています。国が、私はこれを見て、国がお金がないから地方の財産をというふうに法律を変えて無償で国が受けられるようにしたんじゃないかなというふうに思えて仕方ないんですけども。じゃあ今やっている香月小学校とかああいう国道沿いにある国の工事にしろ、市の財産

がかかったときには、無償で譲渡しなければならないということが出てくるということですか、確認です。

○財務課長（野村不二生君） ただいまありましたように、工事等をしてもらうために、優先的にしてもらうために歩道等、国道等をですね、提供するということを認めることになります。

○3番（西江園 明君） じゃあちょっと教育委員会に確認をしますけど、教育委員会でいいのか、財務でいいのかわかりませんが、全般の今やっている国道220号の香月小学校の付近の用地については、国は買収したんですか、どうされたんですか。

○財務課長（野村不二生君） はい、買収を昨年度しております。

○3番（西江園 明君） じゃあそれが今後は無償で国に提供しなければならないというふうになるということですかね。もう3回目ですからそこ明確に。

○財務課長（野村不二生君） しなければならないではなくて、市のほうからですね、国のほうに寄附をしますよということをして自発的にできるということでございます。国からしなさいよと要求することは規制がされておりますので、こちらのほうから、市のほうから自発的にですね、こういった施設をつくってほしいのでこの土地を提供しますとか、そういったことができるようになるということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号は、総務常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第3、議案第13号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第3、議案第13号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第3 議案第13号 志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第13号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第13号、志布志市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、志布志市振興計画審議会条例の期限の到来に伴い、振興計画審議会委員の報酬及び費用弁償の額に関する規定を削るものであります。

内容につきましては、別表の振興計画審議会委員の項を削るものであります。

なお、この条例は、平成24年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第13号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、原案のとおり可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第14号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第14号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第14号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地方税法の一部改正に伴い、たばこ税の税率を引き上げ、並びに、都道府県民税及び市町村民税の分離課税に係る所得割の額の特例を廃止する措置が講じられ、並びに、東日本大震災からの復興に関し、地方公共団体が実施する防災のための施策に必要な財源の確保に係る地方税の臨時特例に関する法律の制定に伴い、個人の住民税の均等割の標準税率を引き上げる措置が講じられたため、これらの措置に関する規定を改正するものであります。

内容につきましては、第95条の改正がたばこ税の税率を1,000本につき5,262円に引き上げ、附則第9条を削除とし、附則第16条の2の改正がたばこ税の税率の特例の額を1,000本につき2,495円に引き上げ、附則第24条として平成26年度から平成35年度までの各年度分の個人の市民税に限り、均等割の税率は500円を加算した額とする規定を加えるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、公布の日から施行し、一部の規定は平成25

年1月1日または同年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第14号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第5 議案第15号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第15号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第15号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理計画の公表の義務を努力義務とする措置が講じられたため、一般廃棄物処理計画の公表に関する規定を改めるものであります。

内容につきましては、第7条中、「告示する」を「公表する」に改め、同条第2項として、一般廃棄物処理計画の公表の方法を告示することとする規定を加え、第11条第1項の字句を整理するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第15号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第6、議案第16号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第6、議案第16号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第6 議案第16号 志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第16号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第16号、志布志市重度心身障害者医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、障害者自立支援法の一部改正による同法の条項の繰上げが行われたことに伴い、条例中の当該条項名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第2条第2項の障害者自立支援法の引用条項名を第5条第13項から第5条第12項に改めるものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成24年4月1日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○19番（小園義行君） この条例の中ですね、この重度というそのことについて、まあそれぞれ障害三種あるわけですが、その重度のその区分だけちょっと教えてみてください。

○福祉課長（木屋成久君） 重度の区分ということでありまして、身障者の医療費の助成等にかかわるものでありまして、障害者手帳の部位ではなく、すべての医療費が対象となっているものであります。また、高額医療、自立支援医療との関係等もありませんけれども、このところが支給、給付等の対象になっているところであります。

○19番（小園義行君） 例えば、身体障害者、そして知的障害者、精神保健福祉法に基づくその手帳を持っておられる方々あるわけですが、この重度というのが、例えば、身体障害者でいうと1級、2級とかいろいろあるんでしょう。そして、知的障害だとAからB2まであるわけですが、そういったものについての重度というふうにはわざわざここ障害者だともうすぐわかるんですけど、その重度のくくりだけちょっと教えてということなんです。

○福祉課長（木屋成久君） 重度ということでありまして、今、議員が申されましたように、障害者手帳を持っていらっしゃる1級、2級の方、また療育手帳を持っている方が対象であります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

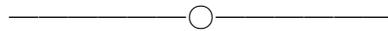
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第16号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、原案のとおり可決されました。



日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度から平成26年度までの各年度における第1号被保険者の保険料率を定めると共に、介護保険法施行令の一部改正に伴い、平成24年度から平成26年度までの保険料率の算定に関する基準の特例を定めることができることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（若松光正君） 議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、補足して御説明申し上げます。

平成24年度から26年度までの高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定にあたり、3年間の標準給付費見込み、これを基に、第5期の第1号被保険者の保険料基準額及び保険料率を定めるものでございます。

それでは、別冊の付議案件説明資料、議案第17号の説明資料により御説明いたします。資料の15ページをごらんください。

（1）保険料収納額、必要額の見込みでありますが、①の標準給付費見込み額、②の地域支援事業費から③の第1号被保険者負担分相当額を求め、調整交付金等の財源補てんを差し引きまして、上の表の下から2段目でございますが、保険料収納必要額でございます。これに予定保険収納率を考慮し、下の表、（2）第5期第1号被保険者の保険料でございます。第4段階の網線部

分が基準額で、保険料月額5,760円でございます。現在の月額4,544円から月額1,216円の引き上げとなるところでございます。

各所得段階区分における保険料につきましては、次のページの2、第1号被保険者の所得段階区分別月額保険料の比較を御覧ください。保険料につきましては、現行では、介護保険法施行令第38条に定める標準割合の6段階としておりましたが、所得の低い方への保険料負担の軽減及び負担能力があると判断される方へ更に負担を求めることとするため、保険料を8段階とし、多段階化を行っております。なお、計画書に各所得段階区分における平成24年度の被保険者数と構成比を記述しております。第4段階基準額までの対象者は、被保険者数全体の79.4%、約8割にあたる方が含まれております。

なお、介護保険条例の改正の内容につきましては、付議案件説明資料の12ページから14ページの新旧対照表により御説明いたします。

説明資料12ページを御覧ください。先ほど申しましたように、現在まで保険料率を介護保険法施行令第38条に定める標準割合の6段階としておりましたが、同施行令第39条の特例基準による保険料率の算定に基づき、保険料を8段階とし、多段階化を行っております。第2条中、平成21年度から平成23年度までを平成24年度から平成26年度までに改め、該当者については、適用法令の変更に伴うものであります。それぞれ第1号から第4号まではそれぞれの額を改正し、所得段階に応じて第5号の6万8,160円を同条第5号で8万6,400円に、同条第6号で9万3,312円とし、第6号の8万1,792円を同条第7号で10万3,680円に、同条第8号で11万7,504円とするものでございます。

第3条以降の改正につきましては、適用法令の変更に伴う改正及び字句の整理等でございます。なお、介護保険法施行令の改正附則第16条第1項及び第2項で所得段階を下回るものの例外規定が設けられており、これにより志布志市介護保険条例の附則第3項で第3段階の世帯全員が市民税非課税であるもののうち、合計所得金額が120万円以下であるものの、介護保険料5万1,840円を5万448円に引き下げ、同様に、附則第4項で介護保険法施行令附則第17条第1項及び第2項の規定により、第4段階の本人が市民税非課税であるもののうち、合計所得金額が80万円以下であるものの、介護保険料6万9,120円を6万2,208円に引き下げるものでございます。

以上で説明を終わります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（立平利男君） 所管であります。市長に考えを少しお聞きしたいと思います。6段階が8段階ということで細かく段階がされておりますが、そういう中でもすべて負担増というふうになっております。第4段階でも月額1,216円、年間1万4,592円の増額になっております。この分介護保険の共に支えあうという観点からいうと、当然かなと思うんですが、ただいま非常に関連して年金問題も出ております。第1号被保険者でございますので、年金受給者がすべてだろうと思っております。国が今物価指数に併せて年金引き下げを行っております。給付は下がり、負担は受ける。こういうのを自分自身は非常に矛盾を感じております。別に年金以外に所得があれ

ばよろしいかと思うんですが、この年金問題を私は物価指数に合わせるんじゃなくして、こういう負担に合わせてほしいなという思いがあります。先ほどの議案でも市民税の500円の値上げがありました。市民が負担は段々増えていく、年金は物価指数で減っていく。あと3年ですか、ずっと減らせる計画があるようでございますが、市長、こういうのをどうしたらいいんでしょうかね。物価指数だけで年金がいいのか、まあ私はすべてこういう負担まで年金に反映して、年金の支給額を決めるべきだなという思いがあります。所管ですので小さいことは文厚でやりますが、市長の私の考えをどう認識されるのか伺いをしたいと思います、一般質問にならない程度でお答えいただければお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の介護保険料のこの改定につきましては、保険の中で介護の施設に対する給付費が増えていくということが予想されておりますので、この財政の健全化を図るために負担を増やすということになっているところでございます。ということで、本来はそれがない形でサービスが向上していけばよろしいわけでございますが、現実的には、こういった施設が増えるということになりまして、サービスが向上いたしまして、結果的に負担が増えていくということになっているところでございます。そういう中で、今、お話がありましたように、年金の受給額が調整されるということになるとなれば、負担が、割合が重くなるということについては、私自身も本当に忍びないというか、大変だなというふうには思うところでございます。これは国のこういった枠の中で私どもはその地域として取り組むべきことができることがあるとすれば、それらのものに取り組みながら改善を図っていくということが私たちの使命ではないかなというふうに思うところでございます。

○10番（立平利男君） ただいま市長の答弁にもありましたけれども、施設が増えて負担が増えると、そういうのは、一方から施設に入っている人たちについては、肩身が狭い表現になってくるんじゃないかなと思います。私は、負担が増える、施設が増える、施設が増えるから負担が増えるわけですが、現状をみると施設はもっと欲しいなというのが一般的意見であります。施設は増やして、負担を少なくする、そういう手立てを我々政治に携わるものとして市長はどう考えているのか、どう行動するのかお考えはないでしょうかね。年金支給額の問題等を含めて負担がしやすい取り組み、そういうのを市長として考えがないのか、あるのか。もし今後、取り組みたいなというのがあればお示しをいただければと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、施設が増えてサービスが高まって負担が大きくなっていること、ということにつきましては、その制度のためにやむを得ない措置というふうには考えるところでございます。しかし、お話がありましたように、その施設に対する方々が別に後ろめたいという気持ちをもたれなくても、これは制度の中でされるサービスの受給ですので、そういうようなことでは別に思いにいたらなくても結構じゃないかなというふうに思っています。しかしながら、基本的には、もっともっと施設を増やせということがあるとなれば、そのような状態にならない方々

を私どもは少しでも増やすと、介護の度合いも低めるというような取り組みが基本的にあるべきだというふうに思います。私自身は健康づくり日本一というものも日本一づくりのひとつの柱として掲げております。これは直接的には病気にならない方を増やしていくということであるわけですが、同時に、なるべく介護にならない元気な高齢者というものを一人でも多く増やそうというような取り組みも同時にしているところでございます。ということで、議員の御指摘のとおり、このことにつきましては、本当に憂慮すべき内容でございますので、少しでも市民の方々の負担が軽減されるような仕組み、取り組みというものを重ねてまいりたいというふうに思っております。

○10番（立平利男君） 自分自身の考えを唐突に申し上げて、市長も戸惑いもあろうかと思いますが、この第1号被保険者のすべての方々が年金受給者という観点からいうと、私は、当然年金問題まで触れるべきだなという考えを持っておりますので、市長、今後、この考えも少しお考えにいただいて、何とかそういう問題も併せて取り組みを要望したいんですが、そこの辺りについてはどうでしょうかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

年金の仕組み、受給につきましては、国の制度の中で行われるということでございますので、そのことについては、受給される方への影響が少ない形で施行されるよう、そういった形の要望は重ねてまいりたいというふうには思います。そして同時に、先程来お話しするように、より介護にならない健康な老後、そしてまた、病気にならない市民全体というものを一生懸命いろんな政策を組み合わせながら取り組みをしてまいりたいと考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○23番（福重彰史君） 今10番議員の方からございましたけど、まさにその通りであろうというふうに私も思います。現実の問題としまして、介護保険料、そしてまた、後期高齢者医療保険それぞれ滞納者が出ているという現実もあるわけですね。今の額であっても、まさにこれで引き上げがなされれば、さらにその滞納者が増えるということは予想されるわけですが、その辺りについてどのようにお考えであるか。

○市長（本田修一君） 本市の滞納者に対する現在の徴収率につきましては、担当の方で、そしてまた、全庁をあげて滞納徴収に取り組んでいるということで、現在の段階では前年に比較しまして、前年並み、ないしは前年より向上しているような状況でございます。ということで、今後またこういった介護保険料等の改正が行われて滞納者が増えていくということになれば、さらに徴収について取り組みを深めていかなきゃならないというふうには考えるところでございます。

○23番（福重彰史君） その徴収体制、いわゆる徴収に力を入れていかなきゃいけないというような考え方を述べられましたけれども、本当にですね、もう限界にきていると思うんですよね。そういう方々に更に今回そういうふうにしてアップがなされる。そして増えていく。今でさえ払えないのに、更に厳しい取り立てをするというふうなことですよね。そういうことは、本当に政治の社会にあっていいのかというふうに私は思うんですよ。やはり、これは申されるとおり、国

の制度であったりしてですね、なかなかこういう末端の市町村、いわゆる自治体ではなかなか地方公共団体ではなかなかその解決できないというものがあるわけですが、やはり先ほど国の方にもしっかりとまた要請していきたいということですが、やはりその辺りもですね、もうちょっと目に見えた形ですね、強くそういう要請をしていかなければですね、これはなかなかますます深刻な事態になっていくと思うんですよ。厳しいですね、やはりひとつのまちだけでできる話じゃないですから、やはり大きなですね、まとまったの取り組みですね、そういう中で、国に強く要望していくというようなですね、そういう決意を示してくださいよ。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおりだと思います。私どもができるところは、先ほどからお話しますように、より病気になる、より介護にならないという市民の方々を一人でも多くつくるということが最大の課題であります。そのことについては、一生懸命いろんな政策を組み合わせながら取り組んでおります。制度としましては、国に強く私どもにとって、そして市民にとって、国民にとって負担が大きくなるということについては、声はあげていきたいというふうには考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第8、議案第18号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第8、議案第18号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第8 議案第18号 志布志市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第18号、志布志市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第18号、志布志市土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における土地改良法の一部改正による同法の1号からなる条例の項の追加が行われたこ

とに伴い、条例中の当該条名を引用している部分を改めるものであります。

内容につきましては、第1条の土地改良法の引用条名を第96条4の4から第96条の4第1項に改め、第4条第2項の字句を整理するものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

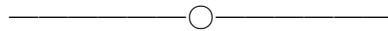
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第18号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、原案のとおり可決されました。



日程第9 議案第19号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第19号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第19号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における公営住宅法の一部改正に伴い、入居者資格のうち、同居親族要件を廃止する措置が講じられたため、入居者資格に関する規定を改正するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○建設課長（中迫哲郎君） それでは、議案第19号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について補足して説明申し上げます。

今回の条例改正の主な理由は、ただいま市長より説明がありましたとおり、公営住宅法の入居資格のうち同居親族要件が廃止されたことに伴って入居資格に関する規定を改正する必要が生じたためでございます。

具体的には、これまで公営住宅の入居者資格では、同居する親族がいることが規定されており、単身での入居は、高齢者や障がい者等に限られておりました。今回の改定で、誰でも入居できるようになることと、新族以外のものと入居できるようになりました。

また、地方公共団体は、公営住宅の入居者資格の同居親族要件を主体的に判断し、条例等で規定するようになりました。これを受けまして、条例の改定となったわけではありますが、大きく3つの項目で改定を行っております。一つが、同居親族要件の廃止、単身入居を可能としたことです。二つ目が但し書き部分になりますが、今までどおり、同居するものがある場合は、新族に限るとしたことです。三つ目が、単身世帯の入居可能な住宅について、面積、部屋数の企画を条例に明記したことです。二番目と三番目が地域の実情に合わせて主体的に判断した部分となるところでございます。

それでは、付議案件説明資料18ページからをお開きください。

新旧対照表であります。2条で市営住宅の定義に、買い取りまたは借り上げによる住宅を追加しております。

5条では、公募の例外に3号で、借り上げにかかわる契約の終了を新設して、運用の円滑化を図っております。

6条が今回の改正部分であります。旧のところの法23条が同居親族要件でありましたが、削除しております。

また、次の但し書きでそのものと同居するものは親族に限るものとするとしております。

19ページの3項では、単身世帯の入居できる市営住宅の規格を1戸当たりの住居占有面積が50平方メートル未満で、かつ居室数が3以下の住宅とするとしております。

なお、6条については、市内には数多くの県営住宅があることから、県条例と整合性、同じ取り扱いとしたところでございます。

7条では、新設であります。旧6条にありました、法第24条の入居者資格の特例を記しております。以下、7条の新設に伴いまして、1条ずつ順次繰り下げておりますが、関係する条項もそれぞれ繰り下げた条項に整理したところでございます。

以上が議案第19号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についての補足説明でございます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第10 議案第20号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第20号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第20号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について説明申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における社会教育法の一部改正に伴い、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準については、文部科学省令に定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

内容につきましては、第5条、第9条及び第12条の改正が字句の整理、第14条の改正が公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに、学識経験のあるものの中から教育委員会が委嘱することとするもの。

第16条の改正が字句の整理。

別表の改正が公民館の位置する町または大字の順への列記の整理及び字句の整理であります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく平成24年4月1日から施行するものであります。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

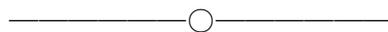
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第20号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第11 議案第21号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第21号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第21号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における図書館法の一部改正を行い、図書館協議会の委員の任命の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたため、これを定めるものであります。

内容につきましては、第8条の改正が字句の整理、第10条の改正が図書館協議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、並びに学識経験のあるも

ののうちから教育委員会が委嘱することとするものであります。

なお、この条例は、関係法律の施行の日と同じく、平成24年4月1日から施行するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） ちょっと今の市長の説明の中で、最後に申されました、教育委員会が委嘱するという言葉を使われましたけど、我々がいただいている資料では、任命するとなっているんですが、どちらが正しいんですか。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。教育委員会が任命するであります。

よろしく申し上げます。

○議長（上村 環君） よろしいですか。

○生涯学習課長（米元史郎君） 図書館法第15条に図書館協議会の委員は、当該図書館を設置する地方公共団体の教育委員会が任命するとなっております。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第21号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第12、議案第22号から日程第15、議案第25号までの4件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第12、議案第22号から日程第15、議案第25号までの4件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第12 議案第22号 ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第22号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第22号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について説明申し上げます。

本案は、ダグリ公園の公園施設の管理を指定管理者に行わせるため、地方自治法第244条の2第

6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） それでは、補足して議案第22号、ダグリ公園の公園施設の指定管理者の指定について補足して説明申し上げます。

まず、公の施設の名称につきましては、ダグリ公園の公園施設のうち、国民宿舎ボルベリアダグリ及び展望台でございます。指定管理者となる団体につきましては、所在地が東京都台東区上野7丁目6番5号、上野KYビル5階の名称につきましては、株式会社休暇村サービスでございます。指定の期間につきましては、平成24年4月1日から平成27年3月31日まででございます。

それでは、付議案件資料の説明資料の28ページをお開きください。

まず、1、指定管理者に管理を行わせる施設の概要でございますが、先ほど申し上げましたように、ダグリ公園の公園施設でございますが、施設内容につきましては、国民宿舎ボルベリアダグリの各施設と展望となっております。

それから、2番目の指定管理者に行わせる業務の範囲ですが、公園施設の利用に関する業務と施設及び設備の維持管理に関する業務でございます。

3の指定管理者の概要でございますが、先ほど申し上げましたように、株式会社休暇村サービス、代表取締役社長は正木功一、平成6年9月9日の設立で、事業としてはホテル、食堂、喫茶店、土産品店の経営、経営コンサルタント業など幅広く展開をされております。

4の募集の概要でございますが、今年の1月23日から募集要項等の配布を始めまして、1月30日には市内外から5団体の参加を得まして、募集説明会を行いました。そして2月7日までに3団体から応募をいただいたところでございます。

5の選定経過の概要でございますが、選定委員8人で2月16日に書類審査、翌2月17日に面接審査、採点等を実施したところでございます。採点は募集要項で示された選定の基準に基づき、各委員が事業計画書、収支計画書等の内容を点数化し、採点した結果、候補者、休暇村サービスが1,600点満点のうち御覧のとおり1,124点を獲得されたところでございます。

以上のことから、株式会社休暇村サービスが3団体中最高点を獲得し、評点も総点の70%に達したことから当該施設の指定管理者として適正であると判断されたところでございます。選定委員会からは、休暇村グループのノウハウ活用やチェーンメリットへの期待と、過去3年間の安定した管理運営実績が評価されたと同時に、地産地消等や地域との連携を図り、施設の利用促進と利用者増に向けた体制を強化し、広域ネットワークを利用した広報、宣伝等新たな経営方針のもと、健全な経営に向けた取り組みについて強く望む意見が付されたところでございます。

6番目の指定管理候補者の事業計画でございますが、経営方針としまして、お客様に安らぎとくつろぎを提供するホテル、旅館及び観光地づくりのお手伝いを経営理念として事業展開をされております。

今回、指定を受けようとする理由は、現在、全国16の公的施設の指定管理者としての運営ノウ

ハウを生かし、信頼関係を築きながら地域活性化、地域貢献を図りたいとされております。

組織及び人員につきましては、現在、雇用されております従業員を継続雇用するということを大前提に御覧のとおり、支配人を筆頭に、営業、総務、調理、施設管理の各部門に36人の配置を計画されております。年間の事業計画としましては、地元利用者のニーズを把握し、地産地消を軸とした食文化の取り入れや温泉入浴と部屋休憩をセットにしたプラン、大都市への情報発信、休暇村、近隣休暇村グループとのタイアップ企画やインターネット販売が計画されております。

サービス向上の方策としまして、一步前に入るサービスの実践により、心に残るサービスの提供、ふれあいプログラム、観光資源を生かした体験プログラムになりますが、そういうふれあいプログラムの実施、それから禁煙ルームの設置などが計画されているところでございます。

以上で補足説明を終わりますが、よろしく御審議いただきますようお願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） このダグリ公園の指定管理に関しては、これまで様々な紆余曲折を経て今日に至ったわけでありますが、特にお聞きしたいことは、この議会のですね、議決を経た後に協定書を交わすと、そして、様々な協議も行うわけですが、時間的にあまりありませんね。そういった中で、まあこれまでの経緯もありますので、1年前に戻るという形ですので、そのノウハウとか様々な協議というのは整うのかなという気もするわけですが、やはり想定外のことがあまりにもこれまでに数多くありましたね。そして、経営を取巻く状況として、まあ天災があったり、様々な口でい疫、鳥インフル、そういったことが起こって経営難に陥るといのは、休暇村さん、そして東日本を抱えての大黒さん、色々あったわけですよ。そういった中で、しっかりとそういったときには協議のテーブルについて、相手方の側にも立ってしっかり対応していくということがすごく大事であろうと思うんですね。で、いわゆる日頃の連携というものがしっかり整っていけばうまくいったんだろうなというところもはたから見てもですね、感じるころもあったもんですから、そういった観点から見たときに、しっかり協定書を結ぶまでに協議をまずしっかりやっていただいて、相手側の立場、行政側からの上から目線ではなくて、これを受けられる議決を経た後のことですが、休暇村さんがスタートされるとすれば、やはりこういった状況の中で受けていただいている側のほうに寄り添ってですね、やはり協議のテーブルにつくという姿勢は崩してはならないと思うんですが、そこについての市長のお考え、そして、例えばですよ、今度は逆の視点ですが、4回に渡って当初より金額が落ちてきて、4回目ですね、今の2,000万円というのはですね。当初、休暇村さんが一生懸命頑張っていたいただけたけれども、3年間で1億前後の赤字を出さざるを得なかったという経緯があります。そういった中から見たときに、今回の2,000万円というのは、いろんな、様々な悪状況があったわけですね、そのときに。あった中を一生懸命頑張られて3,000万円の赤字だったと。今回、単純に計算していくと、この2,000万円を受けていかれると、黒になりますね。黒になっていくということは大事なことなんですけど、そういった場合、例えば、年度、今後そういった不測の事態が起こらなかった場合、今度は逆ですよ。経営

が順調にいった場合、例えば、その経営がうまくいった分にあわせて、例えば、300万円とか500万円上乗せをして市の方に出していただくと、そういった議論というのは今後可能なかどうか。そこも含めてお示しをください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、御提案します休暇村サービスさんにおかれましては、前々回指定を受けられ、そして3年間ダグリ公園のボルベリアダグリの管理を受けていただきまして、多大な失費を強いられたというふうになっております。そして、今回の募集につきましても、1回目の募集では応募はされなかった。そしてまた、2回目で応募いただいたということございまして、私どもとしまして、今回このような形で提案できることになったということにつきましては、ほっとしている面があるところでございます。そのような経緯がございますので、十分これからも経営に際しましては、従来もそうだったわけでございますが、業者の方々と綿密に情報を交換しあいながら、この施設が市民の福利向上に資するような形の運営というものをお願いしていきながら取り組みをしてみたいと思います。

そして、今後2,000万円で納付していただき、そして黒字になるということにつきましては、当然、民間の方々に経営を委ねるわけですので、民間の方々は黒字化を見込んで進出されるということになるかというふうに思います。仮に、黒字が大幅になったら、例えば、市民に対して何らかの形の還元サービスの向上というものをしてくださいよというような形の要望はしてみたいというふうに思うところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今回、しっかりと3年間ですね、スタートを仮にされて黒字を出していかれると、これまでの3年間の赤字の補填にもつながるという当然戦略にもあると思うんですね。しかしながら、今市長が述べられたように、市としても苦渋の選択といたしますか、ここまでの2,000万円という額に関してはですね、そういった額で動いているわけですので、そこに今後右肩上がり黒字の路線が続くとすれば、やはり地域貢献を行うということも約束の一つになっておりますので、地域貢献に際してですね、全力を傾注していただけるよう要請をしていただければというふうにも思います。

少し離れますが、選考、この今回、志布志市指定管理者選定委員会ということで、度々選定委員会に選考をお願いしなければならないという事態になりましたね。そうなってくると、選定委員会の方々もそれぞれにお仕事を持ってらっしゃったりして忙しいわけですよ。そういった中に、様々な資料を渡されて目を通しとってくださいと言われて、そして、選定委員会に望まれる。余裕もなくなってくる場合もあるんですね。こういうスケジュールでくると。大変に困ってらっしゃる方も中にはいらっしゃいます。今後、指定管理者に関してもこういった選考委員会というのは、必ず開かれていくわけですので、こういったことがないようにですね、当局はやはりしっかり進めていかないと、本当に市民に迷惑をかけているというふうに言っても過言ではないと、そういう観点から今回の流れを捉えられたことがありますかね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私ども本当に度々選定委員会を開催いたしまして、選定委員の皆様方には本当に御迷惑、御足労おかけしたというふうに思っております。しかしながら、選定委員の方々もいろんな経緯を御承知でございますので、この新たな選定については、非常に前向きにお考えになっていただきまして、審査をしていただいたという経緯があるようでございます。そのような委員の方から日的に窮屈だというようなことにつきましては、私どもとしましては、そんな声が寄せられてなかったところでございますが、今後はそのような声があるとすれば、十分そのことも考慮いたしまして、選定委員会等を重ねるとすればしていきたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 1点誤解のないように申し上げておきますが、選定委員会の内容を僕にお話されたわけではありませんからね。ただ、そのスケジュール、そしてその回数、非常に仕事がある以上、大変だということを申されたということで理解をお願いいたします。答弁は結構です。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○8番（藤後昇一君） 市長にお伺いしたいんですが、このダグリ岬、ボルベリアダグリは、市の観光行政にとりまして重要な拠点として位置付けられていると思うんですが、この今小野議員の中にもありましたが、指定管理がこう何回もやられる過程をみますと、市はボルベリアダグリの指定管理者を選定して指定するだけで留まっているのではないかと。観光行政として、ダグリ岬及びボルベリアダグリを重要な観光拠点として認識してその車の両輪として観光政策をしてきたのかどうか。その点をはっきりと明白にされて、それをまた合い添えていくような形で指定管理者がボルベリアダグリの経営なり、運営をしていったとしたらばですね、まだこういう事態もまた変わったのではないかという気がしてなんののですよ。つまり、重要な観光拠点としてのダグリを明確に捉えた明白な観光行政が見えてないのではないかと。その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもは、今回、観光振興計画を定めるとしております。その中で、特に重要なゾーンとしまして、この夏井のダグリ周辺を観光振興計画の中では最重要ポイントと定めまして振興計画を今作成中でございます。ということで、今まで私自身この市長になりまして、改めて本市の観光振興の最大のポイントになるものはどこかというふうに考えたとき、夏井、そしてまたダグリ周辺という認識の下で、観光振興に努めてきたところでした。その中で、じゃあしならばその政策は何んだったのかということでございますが、まず、観光計画を有意義にすることが大切だということで、全体的な観光客の増というのを図るために100万人の入り込み観光客のあるまちというものを達成しようという呼びかけをしまして、様々な観光客誘引の事業を取り組んだところでございます。

そして、その来られた方々に本市に宿泊していただくということを前提として、そのようなものは組み立てているということでございますので、そのようなことで少しずつではございますが、観光客が増えてきて、そしてまた、宿泊客も増えてきているというような状況であったところで

ございます。

しかしながら、今回のこういった形での指定管理者が変更になったということにつきましては、まだまだ誘引する客が足りなかったということについては、今後取り組みをさらに高めまして、深めまして、観光客の増というものを図っていかなきゃならない。そして、その最大のポイントは夏井であり、ダグリであるというふうには認識しているところでございます。

○8番（藤後昇一君） この休暇村サービスは全国で16の施設を展開しています。私も以前一般質問したときにいろいろ調べたんですけども、ほとんどのところで行政とタイアップして、独自の事業を行っているんです。ボルベリアダグリではそれが見えなかったんですね。ですから、この休暇村サービスが全国の16か所でその行政とタイアップしてる事業をですね、よく参考にされて、そして生かしてですね、ただ単に一指定管理者が黒字を出すという事業ではなく、そういう観光政策としても広がりを持つ連携を取ってやっていくということをやってくださいよ。そうしないと、また同じような不幸なことになるかもしれないかもしれません。想定外のことが先ほども出ましたけども、いかなる想定外のことが起こるかもしれない状況ですので、そういうことでタイアップしながら、そして、実際今休暇村が16か所でやっている行政との連携した事業というのをよく調べられ、研究されてやっていただきたいと思うんですが、市長の考えを伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どもとしまして、今までも業者の方々といろんな形で、特に観光協会等を通じまして観光振興については取り組みをしているところでございます。そのようなことで、先ほど申しましたように、少しずつではございますが、観光客が増えてきているという状況でございます。しかしながら、口てい疫、そして新燃岳の噴火、そして大震災というようなことが、ある意味、国内全体が景気の冷え込み、観光客の減というのがあって現在の状況になってきているということについては御理解をいただければというふうに思っています。今後、今お話がありましたように、全国各地で参考になる事例の取り組みが休暇村サービスさんの方であろうと思いますので、そのことも十分伺いしながら、今後はきっちりと黒字化が図られるような取り組み、そしてまた、先ほど申しましたようにダグリ岬、夏井のゾーンという全体が浮揚するものとして取り組みをしてまいります。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（長岡耕二君） この選定の中で、3年間の実績をどういう形で評価されたのか、1点。

そして、休暇村サービスがノウハウ、チェーンメリットを生かしたということが実質3年間で実績があったのか、その点を1点。

そして、3年間の実績の中で問題点はなかったのか。

それと選定の中で、この観光であるダグリをどういう形で3年間生かされたのか。そういうところをちょっと教えてください。

○副市長（清藤 修君） お答えいたします。

3年間の実績ということでございます。まずは、3年間努めていただいたというのが大きな要

因かと思えます。ただ、その中でですね、課題というのもいろいろあったというふうに聞いております。特に、以前はですね、あいさつですとか、サービスが足りないというような話も若干聞いておまして、そこら辺につきまして今後どうするのかというような質問が委員の中からも出されました。それにつきましては、いろんな研修を充実させまして、その部分を改善していきたいというような回答でございました。

ダグリ全体につきましてはですね、あの周辺に新しい市外ではございますが、新しい施設等もできております。それと遊園地もございます。海水浴場もございます。そういったものも含めて全国的な企業ですので、そのメリットを生かしてですね、全体を含めまして広報をしていきたいというような提案でございました。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○14番（長岡耕二君） まだ答えてないでしょう。一つしかまだ答えてないでしょう。チェーンメリットはどういうところに実績が出たかということです。それと、あと二つか。

○副市長（清藤 修君） 申し訳ございません。

先ほど3カ年の実績を述べたということになりますでしょうか。その中で、反省点としては、先ほど申し上げましたようなサービスに若干の問題があったというのを申し上げたところでございます。それ以外にチェーンメリットの話でございますけども、これにつきましては、以前受けられてたときもですね、全国の休暇村サービスがやってらっしゃる宿泊施設も含めてですね、広報等に努めていただいておりますので、そこら辺を含めたメリットがあったんではないかというふうに考えております。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいま副市長が申したことがほとんどなんですけども、ただ、その問題点というようなことで御指摘がございました。副市長が答弁したほかに一部指摘というか、住民等からの声もあった点に施設周辺の清掃等について少し時期が遅れていた点等に指摘がありましたので、そういった点につきましては、事実を確認して指導等を行った、そういう経緯もございます。今回はそういった点を踏まえて改善されて経営に務められるということでございます。

○14番（長岡耕二君） 問題点がかかり住民からの問題点というのが、今もありましたようにですね、管理の公園がずさんだということも何回か指摘したんですよね。そして、敷地内の清掃もあんまりよくないということも観光客へのサービスの中で、そういう部分とかですね、やはり私なんか聞いているのが、このチェーンの中で、配置転換を余儀なくされた職員で辞めた方もおられるとか、そういうことをいろいろ、そういうことも採点の中に加味されたのかなというのもありますよね。やはり、チェーン店と、そして地元の利用客へのサービスというところがどういう形でこの採点の中に加味されたのか、その点を教えてください。

○副市長（清藤 修君） お答えいたします。

従来からですね、指定管理者につきましては、審査基準を設けております。その中の一つの項

目として、地域や関係団体とどういったふうに連携体制を築けるかどうかといったような観点からの項目がございます。ただ、これ以外にも様々な項目がございますので、そこらをすべて採点した形で今回こういった形になったわけではございますが、委員会の中では、やはりその地元を大事にする企業であるのかどうかというようなところの質問があったのも事実でございます。それで、委員の中からも、先ほど議員がおっしゃったような環境整備の話ですとか、そういったものも出ておりましたので、そこについては改善を求めるといような意見もあったところでございます。その辺も含めてですね、最終的には評点をした上で決定になったということでございます。

以上です。

○14番（長岡耕二君） 一つ確認しておきます。

この指定管理者の中で、休暇村がいろいろなところで事業展開しておりますが、ダグリの職員をほかの休暇村の施設のほうに転勤といいますか、そういうこともできるんですかね。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ちょっと職員の関係につきましては、先ほど御説明申し上げましたけども、休暇村の基本的な大前提としては、今いらっしゃる方を全員希望があれば雇用するというのが大前提にあるようでございます。35人でしたか、先ほど計画の中で、失礼しました、36人ですね。36人の職員体制を計画されているということでございますけども、向こうから、休暇村の方から来られるのは支配人、それから支配人をはじめとしまして、今営業、総務、調理、それぞれの責任者4人、以前もそうでございましたけど、4人程度になろうかと思えます。それ以外の方につきましては、希望があれば雇用されるということで、契約社員等のような形になるかと思えますけれども、その中で、私どもが現在まで過去の3年間のあれも通じましてお聞きしているのは、休暇村本体から来られるそういった責任者の方については異動があらわれるかもしれませんが、現地で雇用になった方についてのそういう異動というようなことについては、伺っておりません。ないというふうに思っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 先ほどの質疑の中で、黒字になったときにはどうするんだということで、市長がそれは市民に還元をしていただくようお願いをしたいということでおっしゃいましたけれども、そのことは協定書の中に盛り込まれるのか。

それともう1点、逆に、それこそ何が起きるかわからないわけですから、赤字になったと言ったときに、じゃあ途中で契約を解除したいとか、あるいは、またそういう申し入れがあった場合に、協定に反するようなことですね、そういったことがあった場合にはどうしますよということの条項がちゃんと協定書に盛り込まれるのかどうか。その点を確認したいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど黒字が大幅に増えたときはですね、そのようなこともお願いしたいということでお話ししたところでございます。今回、改めて進出して市と共に、また市民のサービス向上を果たしていただけるということにすれば、ほっとしているというような状況でございます。とりあえず黒字化を目指して経営を安定していただきたいということでございます。その上で、例えば、景気が

すごくよくなって、お客さんがたくさん来るようになって、そしてまた、黒字が増えていくということになれば、当然そのことについてはサービス向上、市民への還元というような形のは求めていきたいというふうに考えるところでございます。

赤字につきましては、今回の指定管理の受諾者との関係で、改めてこの協定書について不備があったというふうに反省するところでございます。

今後は、そのことがきちっと両者理解できるように、合意できるような形の協定書を策定してまいりたいというふうに思います。

○17番（岩根賢二君） その件については、もう少し詳しく申し述べてください。質問に対して。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 市長のただいまの答弁に補足でございしますが、今こちらのほうで検討といいますか、しておりますのは、募集要項の際に、今御質問がありましたように、契約された後に指定管理者の都合でというような事態が発生した場合は、今回の反省を踏まえまして、損害賠償を請求させていただきますよというような、そういう要項を加えておりますので、協定書の中にそれは盛り込んでいきたいと思っております。

これについては、あくまでも契約が納付金、今回2,000万円ですけど、2,000万円というような契約3年間計画内容になりますので、それを上回った分につきましては、今市長が申されたとおりの、協定書の中に含むことはなかなか今のところ検討しておりませんが、何らかの形で貢献していただくようなことをですね、相談していきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 8番議員からもありましたとおり、やはり執行部との連携、ここに経営理念があります。お客様に安らぎとくつろぎを提供するホテル、旅館及び観光施設づくりのお手伝いと、そういうのをあげておられるわけですが、特に、観光の客の誘致、あるいは観光事業の活性化ということで、この年間の事業計画の中にも東京、大阪及び福岡のレジャー、関係記者クラブを通じての情報発信、それから、近隣休暇村グループとのタイアップ企画、インターネットの販売と、こういう観光事業の取り組みも考えておられるようでありますので、執行部がですね、外からのいろんな情報が入ってくると思うんですよ。今の状況はこういう状況だと、あるいはいいことも悪いことも、そういうものをどんどん提供して、そしてその運営がスムーズにいくように、これはすごく大事なことだというふうに思うわけですね。

それと地元の食材を使っただかく。この辺も前回は若干使っておられたことは使っておられたわけですが、全体という考え方では全部というようなことではなかったということで、地域の食材を使うことによって地域の方々も利用していただくということにもつながっていくわけがあります。そういうことも含めて、いかに行政との、関係課との連携が大事かということが、以前の3年間の経営の状況を見ても見えてきておりますので、そこ辺を十分対応していただきたいと思っております。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事業計画の中で広範囲に国内でも展開されている事業体でございますので、そのことを生かし

て情報収集しながら、そしてまた、連携しながら取り組んでいくということであるようでございます。

私どもも市の観光振興については、特にこのようなことが大切だということで、今港湾商工課、そしてまたブランド推進室も通じまして、このような展開をいろんな形で広めているところでございます。この休暇村サービスさんに来ていただくことになれば、その幅が更に増して大きな形での観光客誘引につながるという、またつなげたいというふうには思うところでございます。

地元産の食材の利用につきましては、前回も御指摘があったということでございます。今回も特にこのような形でのまた改めての進出ということになりますので、さらに利用を高めていただくような要請はしてまいりたいと思います。

○2番（下平晴行君） それと併せてですね、飛行機の運賃の割安等も出てきております。そういう影響でさんふらわあの利活用の減等も出てくる可能性は十分あると思います。そういう面でも本社が東京ということでありますので、このそれと併せて新幹線あるいはさんふらわあの利活用、こういうものに力を入れてですね、それは市がどういう形でさんふらわあの利用の支援をしていかれるかわかりませんが、できるだけそこ辺も考えて、例えば、ダグリを使った場合のさんふらわあの、新幹線の利用を促進を図るためにタクシーの利用もあるわけですよ。そういうことのような支援体制ができないのか。そこ辺も十分議論して対応していただきたいというふうに思います。そこ辺はどうですか。お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私どものまちは、様々な観光拠点があるわけでございますが、その中でも特にダグリ周辺の夏井につきましては、重点的に取り組みをしていくと。特に、昨年イルカランドさんもオープンしまして、さらなる賑わいが今後も期待されるということでございますので、それらを十分活用するためには、今お話がありましたように、さんふらわあ等、新幹線等のルートをきっちり確立させていながら、本市に来ていただくということの取り組みが必要だというふうにつきましましては、同じく認識しているところでございます。今まで特にフェリーさんふらわあさんとは連携を密にしまして、特にサッカーフェスティバルの際の学校訪問と、あるいは、春のキャンプのアンダー15の誘致のための学校訪問というのにつきましても一緒になって取り組みをしてきたり、それから、様々なイベントの企画の際にも一緒になって取り組みをしていただいているところでございます。

今後も今回また改めて休暇村サービスさんに来ていただけるとなれば、一緒になって取り組みをしていただく。特に、本市には大きな観光業者でございます大黒さんもございますので、そちらとも十分連携を深めながら観光協会、特産品協会等を通じて取り組みをしてまいりたいと考えます。

○2番（下平晴行君） それと債務不履行の件であります。これもいわゆる前回の黒大との件で協定書の中にそういうものが盛り込まれていなかったと。今、課長のほうで債務不履行に損害賠償というものをどういう形で乗せるのか。実際、これは民法であるわけですので、そこ辺がこ

れはお互いの協議の中でそこをちゃんとすれば私は何ら問題ないと。前回はその協議が一方的に行われた。私は質問も質疑もしましたが、そういう執行部と関係者、協定書というこれはもう契約書ですので、約束事をしている中で、お互いの言い分をちゃんとしっかりしないがために、一方的にそういうことになってしまう、なってしまったという、これはいいケースなんですよ。悪いケースなんです。悪いほうのいいケースなんです。ですから、そこ辺は副市長が頭をひねってますけど、わかりますか。僕が言ってるのわかる。そういうことでですね、そこ辺の取り組みを形で、数字で、文字で表していくのがいいのか。そこ辺をちゃんとしっかりして、これはやはりお互いに文書の中に明記しておくべきだろうというふうに思います。形はどうであろうとですね、難しいかもしれませんが、ただ民法にはそういうのもあるんだと。一方ではあるわけですから、そういう文字として定義、ちゃんとするのか。そういう逆に言うと、そっち見えない部分での対応していくのか。これはしっかりと対応していただきたいというふうに思います。そこ辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の段階では、債務不履行の状態ではないということでございまして、きっちり契約協定書どおり執行はされております。ただ、今までの流れの中で様々な条件変更をしていただきたいという申し出があったことにつきまして、私どもはそれについては対応できませんというようなことで話が進められてきておったということでございます。そして、条件変更をあくまでも望まれましたので、私どもとしましては、議会に御相談して、条件変更させていただいたということでございます。

そのような経緯を踏まえまして、今回、今後も新たに契約をする中身の中に、協定書の中身も先ほど言いましたように、募集要項の中にもそういったことも盛りられておりましたので、改めて協定書の中身でもそのことははっきり明示しながら新たな指定管理を受けていただくということにしていきたいと思います。

○2番（下平晴行君） 市長、それは違うと思いますよ。債務不履行というのは、実は、4,500万円が2,000万円になったわけですよ。実際は3年間だったのがこれはもう以前のことで、理解して欲しいということで私は言ってるんですよ。これをどうしようという意味じゃないです。ただ、その考え方をちょっと考え方を改めてもらわないとというのは、4,500万円を2,000万円にして、3年だったのを1年間にしたわけですからね。2,500万円の2,500万円、2年間、5,000万円の債務不履行になるんですよ、これは、実際は。協定書の中から言うんですよ。だからそこは誤解しないでくださいよ。これは一旦議会も1年間と指定したわけですから、これをどうこうというわけじゃないです。これからのこういうことがあった場合はそういうことですよということを理解してほしいというふうに思います。

○市長（本田修一君） 先般、議会ですることにつきましては十分審議をしていただきましたので、私どもはそのことを踏まえまして、今後はそのようなことが発生しないような取り組みを、文書的な取り組みもしてまいりたいと考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○3番（西江園 明君） 今、2番議員からも出ましたけど、その先ほど課長が協定書、契約書の損害賠償のことは募集要項の中にも入れたという答弁がありましたけども、その協定書かも契約書かわかりませんが、その中に具体的にどういう形であらうのか。そして、その協定書、契約書をつくるにあたって、それは庁舎内の法令審査会とか、そういう程度のものか。情報基盤整備事業の場合は、契約した後から3回も弁護士と相談をして、契約した後の相談をしたみたいですけども、そういう何か機関と相談してそういう損害賠償の条項をその協定書、契約書の中に入れるのか、その辺のところはどうなんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいまの御質問の件につきましては、募集要項の中には指定管理者の都合で一方的に契約を破棄するような場合については、議員が申されたように損害賠償を請求することもありますというようなことをうたっておりますので、そのことについて、協定書の中でもそのことをうたっていきたいというふうに考えますが、今、議員が申されましたように、もちろん庁内の検討委員会でも検討しますが、そのほか、専門家等による意見、あるいは国、県等のそういう事例等、指導等も受けながらしっかりとしたものをつくりあげていきたいというふうに考えております。

○3番（西江園 明君） 先ほど13番議員からも最初おっしゃいましたように、時間も非常にないですよ、もう1カ月ないわけですから、そのようなところはですね、早急に事務手続きをし、瑕疵（かし）がないようにですね、お願いして、そういうなら外部を含めたいろんな機関、そういう人たちを含めて協定書はつくるというふうに理解していいんですね。確認です。

○市長（本田修一君） 本議会でも、そして、また前回の議会でも議員の皆様方に様々な形での御議論をいただいたところでございます。本当に私どもも足りないところがあったということで反省するところでございます。そのことにつきましては、ただいま課長が答弁いたしましたように、慎重に、そしてまたできるだけ完璧なものを専門家とも相談しながら作成してまいりますので、御理解いただければと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○18番（東 宏二君） 先ほどから管理のあり方、周辺の管理のずさんなことも出ました。市の建物でございますので、地元の業者の納品のあり方、例えば、今、周辺で風呂が300円だと、ダグりは高いというような声も出ています。市がどこまで声を出せるのか。管理のあり方、また納品業者を地元から使ってくださいとか、お風呂が市民の方々からちょっと周辺の風呂も300円だからその辺の金額にあわせていただきたいというような要望がきた場合ですよ、市はどこまで声を出されるのか。大家ですので、その辺のことも確認をしていかないと、我々、市民から言われるときに、ダグリの管理が悪いぞと言われた時にですよ、どこまで関与できるのか、市がですね。その辺をお示しをいただきたいと思います。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいまの件でございますけども、指定管理者に管理をお願いしますが、今申されたように、あくまでも市の施設でございますので、条例で定められた

施設でございまして、利用料金と今申されました特にお風呂の料金等も条例で1回500円というような形で定めがされておりますので、この点につきましては、指定管理者の方にもこの値段でやっていただきたいというふうに考えているところでございます。ただそういった料金等を総合的に検討しなければならなくて条例等の変更等、変更等というか、協議等が必要になったときにはですね、またそういう場を設けながら御相談ということもあろうかと思えます。

それから、地元の業者等のそういう活用でございますけれども、これについても、以前もそうございましたけれども、休暇村サービスにおかれましては、できるだけ地元の業者を活用するんだというような形での取り組みがなされているようでございます。3年前でございましたが、やはりそういう御指摘がございましたので、1年間の取り引き状況等をチェックというか、資料を出させていただいたことがございます。そのとき、3年前でございまして、約130社の取引業者がございました。その内の約4割が地元の業者ということでございました。残りの5割につきましては、県内の事業者でございました。1割だけがどうしても県外の事業者、たくさん施設を運営されておりますので、そういった方々と融合されて、そういう原材料を調達されているというような状況でございました。そういう状況でございましたので、その市内の4割というその割合をもっと高めていただきたいということを3年前にも申し上げておりましたので、今回もぜひそういった基礎数字がございまして、それ以上の地元の活用というものをお願いしていきたいというふうに考えております。

○18番（東 宏二君） 最初ですね、やはり言っとかないと、あとで、契約したあとですよ、いろいろなことをお願いすると、指定管理を受けた会社もですね、大変だと思うんですよ。だからやはり最初のうち、けんかは最初しとかないというようなこともございますので、最初そういうことをですね、していただければ、やはり地元の業者もですよ、利用していただければ、地元の業者も利用されるわけですので、やはりその辺もやはり強くお願いをしていって欲しいと思っております。

また、次にですよ、今までは施設の修理代100万円以上が市が修理してあげるんだと、それ以下はその会社がしていただくというような形で契約をされたという経緯もありますが、今回もそういう形で100万円以上は市が修繕とかいろいろな整備をしていかれるのか、その辺はどうでしょうか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） その施設の改修等の件につきましては、もう休暇村に限らず募集要項の説明会時に、皆さんに同じように説明をしております。今、議員が申されましたように、修繕等が必要になった場合、100万円以上の場合については市のほうでやりますよと。それ以下につきましては皆さん方でございますよ。ただし、指定管理者にお願いする100万円以下の場合でも、これまでもそうでありましたように、施設の老朽化と耐用年数等が原因でですね、それが必要になったものについては、これまでと同様市のほうでさせていただくことも検討しておりますということを申し上げておりますので、前回の契約、そして現在の契約、そして今回の契約もやはりそういった点につきましては、市の立場としては同じような形で取り組んでいきたいと

いうふうに考えております。

○18番（東 宏二君） やはり最初そういう取り決めをしながらですね、やはり考え方が違わないように、またこのボルベリアダグリはですね、やはり志布志市民の憩いの場として、やはりそういう形で旧志布志町の時代に建てられた建物でございますので、市民がやはり行きやすいような形をとる経営をしていただきたい。また、あのボルベリアダグリというのは、再び訪れたいということで名前は付けられておりますので、ぜひその辺のことも指定業者にですね、肝に銘じていただいて、やはり経営をしていただければと思っています。その辺の指導をしていただければと思っていますが、その辺はどうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回は、また様々な経緯を経て再び来ていただくことになろうかというふうに思いますが、本当に、前回、前々回の反省を踏まえながら今回の進出にはあたっていただきたいというふうに思うところでございます。そのことにつきましては、お話がありますように、今回、協定書なるものを締結する際には、強く、そしてまたお互いに理解を深めながら取り組みを交わしてまいりたいと思いますので、どうぞ御理解ください。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 継続して運営がされるということでございますので、まず、その点については心配事は一つ払拭されたかなというふうに思っております。以前、この国民休暇村が経営をされてたときに、よく入る情報として、こういうことがありました。ダグリに泊まられて、そして少し時間があると、どっか志布志で見たいところ、あるいは行くところがないかと言って、よくフロントでお客さんが聞かれたんだそうです。その答えが苦情として私にあがってきたのが、「いや、あんまりないですね」って、その挙げ句は、都井岬をって言われたんだそうですね。そこら辺からが私は間違っていると思うんですよ。都井岬に案内をすると人はすぐ志布志から出ていくわけで、志布志も見るところは沢山あるわけですね。歴史的なところ、あるいは文化財的なもの、そういう志布志の歴史だとか、見るもの、聞くもの、そういうものをね、職員の皆さんにしっかり教育をしていく。それはぜひやっていただきたいと、特にその東京あたりから来られたね、志布志のことはわからんだろうと、そういう人たちに、特にフロントにおられる方々にはね、志布志市の案内ができるぐらいそういう教育をして欲しいというふうに1点だけは思います。それをどうお考えになるのか、それが1点。

それから、長年の中で返済の負担金が段々段々市の負担金は増えてきました。今年度からは8,500万円の持ち出しになっていく。そのことを場内で協議がされたかどうか。それどの時点でその負担が多くなっていくことの協議がされたか。どういうメンバーでされたか。そこをちょっと教えてください。

2点だけ。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） まず、1点目のフロントの対応でございますが、直接私どもの耳にお客様からそういう苦情が入ったことはあまりございませんけども、議員のところにもそう

いうお話があったということは、やはりそういう状況がやはり発生していたのかなというふうに危惧するところでございます。おっしゃられるとおり、フロントでの対応というのは、やはりその特にダグリの場合は、そのまの顔でございますので、議員がおっしゃられるような形で観光客等からの問い合わせ等については、志布志のことはほとんどのことがわかるというようなことはもう望ましいという状況でございますので、その点につきましては、指定管理者うんぬんというより、私ども関係課の方でやはりそのフォローが足りなかったかなと今反省しているところでございます。今回も観光振興計画の中で観光の拠点ということでダグリを捉えておりますので、そういった面からも来られたお客さんがそのフロントで聞かれたときにですね、ほとんどのことが今申されたように対応できるというような形でのそういう連携を新しい指定管理者の方とはとっていきたいと思います。私ども担当課の方でそこはしっかりと周知しながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

それから、納付金の関係でございますけども、納付金につきましては、先ほども質問ございましたように、6,500万円から4,500万円、3,000万、2,000万円というようなそういう4段階の今を経て現在に至っているわけですけども、その際にやはりもちろん主体は私ども課になりますけども、財務課等を通じ、そしてまた市長等に報告しながら一般会計等の負担が増えていくということへの危惧については、御相談をしております。いつの時点でうんぬんという、そういう正式な場での協議というのにつきましては、庁舎内の検討委員会のときにこういう状況で納付金をこういう形で募集していきたいんだがというようなことの協議をしております。その際に、金額に応じて市の持ち出しがもうこういうふうな増加の傾向にありますというようなことの報告はいたしているところでございます。

○24番（野村公一君） 観光客、志布志に来られた方が滞在時間が少しでも志布志にね、残っていただく。そうすると、ジュースも売れるでしょうし、たばこも売れるでしょう。そのためには、志布志はここにいっきゃんせと、ここを見てもらんせと、やっぱりフロントが優しく案内をしてやる。そのことがやっぱり観光の一番根っこであろうというふうに思いますので、ひとつ指導をお願いをしておきたいと。

それから、その償還金が市の持ち出しが大変多くなっていく、そのことがなぜその皆さんで協議がされたかと私が聞いたのは、やっぱり返済をしていくことのその負担の大きさをしっかりやっぱり市当局は噛み締めてもらわないと、ただダグリだけがもう継続でよかった、よかったではいかんわけで、今年から8,500万円持ち出していく。市民一人当たり二千幾らですよ。それだけ市民に負担をかけていくんですよ。二千幾らずつ。そう考えると、いかにこの作業が市民に負担をかけてきたかということですよ。せめて二千幾らずつ市民一人当たり負担をかけていく。それに対して、市長が市民に対してこういうことをしてあげたい。その負担に対する見返りはどんなもんがあるだろうか、いう協議をされたのかどうか。あるいは、市長自身が何か政策的なものを持ってられるか。それをお伺いをしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎年毎年市の財政から償還をしているということにつきましては、認識しているところでございましたが、ただいまお話のように、それが市民一人一人にとって幾らになって、それが市民の方々に対してのその個人に対しての私の認識というものについては、誠に申し訳ございませんが、今までなかったところでございます。しかし、私自身としましては、このダグリ、そしてまた夏井周辺、また本市の観光振興というものについては、全体的に振興については積極的に取り組まなきゃならないということで、様々なことに取り組みながら、本市を訪れる方々の人数を増やしてきているというふうに思っているところでございます。そのようなことが一人一人の市民の方々の所得の増にもつながってきているというふうには思っているところでございます。

また、今後も更にそのことを高めるために、ブランドという形での取り組みを深めていこうということも施政方針の中でも述べたところでございまして、そのことでもって市民お一人お一人のこの地域に対する私たちのふるさと志布志に対する誇りと自信と愛着というものを生み出していきながら、最終的にはそのような状況にある市民の方々がいらっしゃる地域には多分おもてなし日本一のまちができるとなれば、引いてはそれぞれの市民の方々の所得の向上につながっていくというふうに考えるところでございます。

ただいま御指摘もございましたので、この分については、そのような観点からも考えてまいりたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） それではここで、昼食のため休憩いたします。

○
午後0時05分 休憩
午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

○21番（鬼塚弘文君） 1点だけ市長の考え方を確認をしておきたいと思います。

この資料の中で、地元の信頼関係を築きながら地域活性化、地域の貢献を図ると、当然そうあって欲しいというふうに思っていますが、いかんせん東京だということで3年間の中で予算委員会、決算等々で先ほど課長がお話があったように、地域との関係がどうも気薄だったとか、いろんな話があったわけでありまして、地方自治の中で行政の長は、公的団体の指導・育成をすると、していかななくてはならんということは担っておりますね。公的団体とは、商工会、農協等などということでありまして、商工会であれば松山、有明、志布志、同じような営みをしておられるお店がたくさんたくさんあるわけでありましてね。そういうことで、旧志布志町時代にダグリ国民宿舎の議論をよくしたものであります。何とか大きな負債を抱えておる関係で売上げを伸ばそうということで、行政が一生懸命国民宿舎を応援していくと商工会員が怒るといったような背景がありました。そうあってはいけないというふうに思いますが、今回、苦渋の選択をされた上で休暇村も再度応募をされたというふうに思っております。何と申し上げますか、先ほども同僚議員の方

からありましたが、今回、手を挙げない、手を挙げる方がいないということになったときにはどうなるんだろうという心配をしておりましたが、こういう結果を見てほっとしておりますが、市長としてですね、行政のトップとして商工振興、市全体の商工振興に対して偏ってはいけないというふうに思っていますが、そこら辺りの考えを一つ商工会員に対して市長の思いを一つ語ってみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は公平公正というものを行政姿勢の基本理念として取り組んできているところでございます。それは何も商工振興に限らず、様々な市政運営について基本姿勢はきちり保っていながら取り組んでいるということでございます。ということで、商工振興につきましても、偏った形で特定の方に肩入れをしながらするという事ではないと。そしてまた、様々な産業の振興を図るときには、その業を代表する業界の方々と中心に話を進めながら、そういったその業の振興を図っていくということを旨としてきているところでございます。そんなことで、今回のこのダグリの休暇村サービスの指定管理の指定について、ただいま御議論いただいているところでございますが、このことが可決ということになるとなれば、私どもは当然この国民宿舎ボルベリアダグリのつきましては、市の観光振興の拠点ということもございまして、特に様々な誘客のための取り組みにつきましては、業者と一緒に図っていくということになりますが、総体としての商工振興、観光振興につきましては、公平な形で取り組みはしてまいりたいと考えております。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひそういうことで頑張ってくださいというふうに思っています。

実は、スポーツ振興のスポーツ合宿の誘致活動の中で、我が市にサッカーフェスティバルで来ていただく学校を訪問する機会がありました。すごく喜んでおられます。一般質問の通告をいたしまして、その場で議論をさせていただきたいと思いますが、鹿児島に合宿をはるんだということで、学生も生徒もその父兄も非常に意気込んでいるとおっしゃるわけですね。その内容を聞いてみると、船から降りたらすぐグラウンド、そして泊まる宿が料理がおいしいと、お金が安いと、このことで鹿児島合宿に行くことが全国制覇をする一つの近道だということをお勧めをされました。それを内容を聞いてみますと、子どもたちがこの食べ物おいしいと、このことなんですね。よって、そういう部分をお店の名前まで言われました。やはりそういう面では小ぢなまちでありますので、商工振興、観光振興という観点から志布志の商工人が一つの輪になるということは極めて大事だろうというふうに思いますので、今回、この決定が見た折には、そこら辺りをしっかりとまとめていただきたいということをお願いを申し上げておきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、御議論いただいております休暇村サービスさんがまあ進出するという事になれば、従来お願いしておりました大黒さんと競合するのかなというようなことも考えられるところでございますが、私どもとしましては、今お話がありましたように、志布志市の良さというものを総体として売っていくというような形の観光振興をしていきたいというふうに考えますので、新たに進出される方についても、そして今まで一生懸命やっておられた方についても協働して市と共に観

光振興に、そしてまた、様々な観光客の誘致について取り組みをしていただくよう働きかけは重ねてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） 3点ほどお願いします。

今回、この総点のですね、1,120点という、そこに満たない場合は、今回はなかったわけですね。かろうじてこの4点ほどね、上回ったということで、この選定委員会が選考されたわけですが、非常にこの点数ということではぎりぎりだったんだねと、大変厳しい選考をされたんだなというふうに思っているところです。そういった意味では、午前中も出てましたけど、これがしっかり継続してやれるんだなということでは安心をしているところですが、この管理者としてぎりぎりのところで選考がなったということについて、まずどういうふうに使われているのかですね、1点お願いします。

それと、この休暇村サービスは、ここに施設の内容をすべてトータルで運営をしていくというそういった概念を持っておられたのかなということが、先ほどからいろいろ出てますね。そういった意味で、ここに団体の経営方針として、経営理念をお客様に安らぎとくつろぎを提供するホテル旅館及び観光施設づくりのお手伝いというのを掲げているということであるわけですが、何か宿泊がメインというようなそういう考え方なのかねという心配もまあするわけですよ。志布志市の中でこういう大きなホテルというのがまあ3つほどあって、結婚式をやるそういうところがたくさんあるわけじゃないわけですし、志布志市の若者が今隣のまちで結婚式をよくやったりですね、ここに大黒さんはじめとして、そういう施設があるにもかかわらず、なかなかそういう状況にないということですね、これ営業努力としてただ宿泊だけをメインにしているということではなくて、本市の若者たちが未来に向かって結婚をする、そのときにしっかりとそういう受け皿となれるような問題というのもしっかり提携される際にお願いをするとかですね、こうやらないと、過去の決算の中でも本当に少ない中での状況でありましたので、そこらがこの施設を管理していただくというのは、トータルでやらないといけないということとあわせて、その受けての側のこの経営の理念ですか、そこがかけ離れてたら、これはせっかく指定管理をして意味がないわけですし、そこらについてきちんと最初でやるということをどういうふうにお考えなのかが2点目です。

3点目に、午前中も出てましたけど、今回、このことによって約8,500万円からのいわゆる住民の負担が発生するわけですね。指定管理者制度を導入するときに、少しでもそれを負担を軽減するというのがまあ大きな命題に乗って、その他の施設がなっているわけですが、今回、このように次から次に納付金というのが下げられてきたことで、他の施設を管理しておられる、受けておられる方々への影響というのが非常に心配をするわけですね。指定管理者、何でそこだけがそうなのよ、私たちはこの受けてるこれでは低いからもっと上げてくれっていう、今回は管理料としてですよ。そういったものが出てきたときに、これ改定の時期がきますのでね、そういったものに他の施設を指定管理者として受けておられる方々へのこの影響というのをどれぐらい見てお

られるのか。3点目をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回は、ぎりぎりの評点でかろうじて選定する水準に達したということになっているようでございます。実は、前回はそのような水準でまさしくぎりぎりですね、選定されたということで、選定委員会の評価というのは結構厳しい形でされているなというふうに改めて思ったところでございます。そういう中で、こうしてぎりぎり合格点に達したということについては、ありがたかったなというのは、まあほっとしたなというのが私の率直な気持ちでございます。ということでございますので、改めてそういった評価だったということをお知らせして、そして今お話がありましたように、経営については黒字化をきっちり図っていただきたいと、そして、また黒字化を図っていくためには反省点もありますでしょうから、特に結婚式については、前回段々段々先細りになってきているような状況であったということでございますので、そのことについてもきっちり取り組んでいただくようなことは要望は申し上げてまいりたいと思います。

そしてまた、今回、2,000万円という水準になったところでございますが、県内の他の施設につきましても、私どもは現在の状況と、レベルというものを事前に照会をしたところでございます。その中でも、私どものこの国民休暇村のボルベリアダグリにつきましても、まだまだ水準として高い水準にあるなというふうには感じたところでございます。そのようなことで、休暇村さんにおかれましては、そのような情報というのは入手されておられる中で、改めてこの地で指定を受けたいということを決断されたということにつきましても、ありがたい判断だったというふうには思うところでございます。

○19番（小園義行君） よくわかりました。ぜひですね、こういうトータルで委託をお願いされているわけですし、そういう結婚式等々についても今市長の方からありましたように、しっかり対応をしていただけるようなですね、そういう運営の在り方になっていただきたいと、そういうふうに思います。

それとあわせて、この先々の3年間はこの2,000万円でいくわけですね。そして、ぜひ黒字化を図って、そのあとについてはですよ、もっと納めていいよというぐらいのですね、そういうものになっていかなきゃこの意味がないじゃないですか。ぜひそういう立場でですね、お互いに努力をして最初のところでやっていただきたいと。

あわせて、あと最後ひとつ、1点ですけど、今現在働いておられる方々の雇用の関係が少し心配もあります。今、大黒さんから3月31日で終わって4月1日変わりますね。その人たちをいきなり首ってわけいかんわけですし、休暇村のその雇用の方針というのが、例えば年齢とかいろいろあるでしょう。そこらについての、今現在働いておられる人たちに対しての考え方というのを、休暇村との間ではどういうふうに詰めていかれるおつもりなのか。最後をお願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 従業員の皆様のことにつきましては、説明のときに申し上げましたけども、現在の休暇村サービスにおきましては、現在、働いていらっしゃる従業員の方については、原則従業員の意向があれば雇用を引き続きしたいということでございます。ただその

確認につきましては、指定管理者の本日のこの議決をいただきましたならば、できるだけ早いうちに従業員の意向もございますので、従業員の意向を伺う面接調査を実施したいということで伺っておるところでございます。

それとその現在の指定管理者であります大黒さんにおかれましても、現在、雇用されている方が新しいところに、従業員の選択に応じて残られる方については引き取るし、あるいは、新しい指定管理者の下にですね、引き続き働きたいという方については、それはもう従業員の選択に任せるといったようなことをおっしゃっていただいているところでございます。

ですから、したがいまして、議決をいただきましたならば、できるだけ早いうちに従業員の御意向を聞くような形の機会を設けて対応をとっていきたいというふうに考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○4番（丸山 一君） このダグリにつきましてですね、今十数名の方がいろいろ述べられましたけども、これは指定管理者の在り方と問題点というのがかなり洗いざらいになったのではないかと思います。実際、ここに休暇村の関係者に聞きますと、16の施設を請け負っている中で、市が丸投げ、その後バックアップがほとんどなかったというのが実際の感想であったように聞いておりますので、様々な形で皆さんが御指摘になったことをですね、できれば参考にしていただければと思います。

それと事業計画の中で、情報発信という言葉がありますが、観光振興計画を策定をして、それをただ本みみたいな感じで皆さんに配るのではなくて、それをいかに企画と業務提携をして生かしていくかということが僕は一番大事だと思うんですよ。実際ですね、今この志布志市内に原発問題とか様々な理由でこちらにエスケープされている人たちが結構おられます。そういう人たちが何を一番心配しているかという、今関西から北の方向は原発問題で、食に関してものすごく神経質になっておられる。地産地消の問題もありましたけど、ダグリでですね、やっぱりこの地元の食材を安心安全な食材を提供するんだということはPRしていただければと思います。それと24番議員も言いましたけども、この我が志布志市にはやっぱり歴史的、文化的価値のあるものもいっぱいあるわけですね。そういうところもPRをして、例えば、中世の山城もいいPRになるかと思うんですよ。観光でいいますと、例えば、海水浴場もあります。ダグリの海水浴場、もしくは通山押切海岸にもかなりのウミガメがあがってまいります。そういう情報もひとつ発信して、しかも去年の8月の末ぐらいだったと思うんですけど、秋田からの交流の子どもたちが来まして、たまたまその来た日に通山小学校のふ化場のウミガメがふ化したと。それで彼らも連れてきて翌日も放流させてあげたというのもあります。だから、これはタイミングがなかなか難しい面がありますけども、これも一つの例です。

それと、都会の人たちがこっちに結構おわれます。彼らをですね、私が芋を掘るときも、ちょっと手伝ってと言いましたところ、彼女らは畑で裸足になるという経験がはじめてだと、畑をですね裸足で走り回って、芋を掘る体験というのが初めてしてみた。ですから、グリーンツーリズムじゃないですけども、そういうこともいろいろたえるんじゃないかと。それと例えばさん

ふらわあとの業務提携の話もありましたけども、さんふらわあで来たお客さんを今度はダグリのほうへバスで連れて行くという方法も一つあるんじゃないかと思うんですね。ですから、そういうことを考えれば、方法は幾らでもあると思うんですよ。やっぱり観光という面でいかに市長が誘客を言われますけど、いかにこちらにお客さん呼び込むかというのがあります。それともう一つ付け加えますと、我々がやっているコスモスロードも一つのいい全国的なPRになるんじゃないかと思います。あれだけの規模、多分日本一だと思うんですけど、あれも一つPRできるんじゃないかと思うんですよ。市長の御意見をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回の指定管理を受けた際に、市の、行政のバックアップが足りなかったと、なかったというようにお話がございましたが、私どもとしましては、市の財産でありますし、様々な条件を付けながら指定管理者として運営を委ねている業者でございますので、特にその面につきましては、毎月ごとの営業の報告を受けたりしながら、また、こちら側から市民から寄せられている内容についての報告をしながら改善を図っていただき、そしてまた、できうる限り協力体制をとってきたつもりでございます。そういった感想が得られたということにつきましては、少し残念な気がするところがございますが、今後は、さらに連携を深めまして、バックアップ体制については、特に取り組んでまいりたいと考えます。

それから、様々なメニューを組み合わせながら観光振興していくということについては、当然そういうことだろうというふうに思います。イベントがありましたらイベントの情報を休暇村の方にもお伝えしながら、それでそのことでもって独自にも営業ができるものではないかなというふうに思っています。私どもも小さなイベント等もあわせて紹介を重ねてまいりたいというふうに思います。

○4番（丸山 一君） それとですね、この事業計画の中で近隣休暇村グループとのタイアップ企画というのがありますね。確か休暇村には10万人か20万人の会員さんがおられるということで、その人たちに冊子を送るというのを聞いております。であれば、その冊子の中にですね、先ほども皆さんがいろいろ言われましたことを記載されまして、それを会員さんに配布するという方法も一つのいい試みじゃないかと思います。支配人に伺いますと、16の施設をぐるぐる回っている会員さんも結構いらっしゃるということなんですよ。ですから、内之浦のああいう小さな休暇村にですね、行く人たち、なんであそこが黒字なのかということがあります。やっぱりロケットを年がらねんじゅう打ち上げてるわけじゃないですから、その20万人の会員さんがですね、ぐるぐるいろんなところをまわって楽しんでおられるというのがあります。

それと宿泊料のことなんですけども、志布志の港湾関係で大体東京、大阪とか名古屋とかあちら方面からの人たちがよくこちらに赴任されてきますよね。その人たちを接客するとき、ちょっと料金が安いという声を聞くんですよ。だから部屋の中で幾つかちょっと部屋の内装をちょっといじってですね、そういう人たちが納得できるような金額でしたらどうかとの一つの提案です。一般の宿泊客とか、例えば、サッカーフェスティバルで来る人たちに対しましては、それは安い

金額でいいかと思うんですけども、やっぱり接待する側のことも考えてですね、料金をちょっと高くしたら納得できるよという話も聞いております。ですから、それを込めましてですね、再度港湾商工課もしくは市長のこの指定管理者についてですね、もう一度その意気込みを伺って終わりにしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

休暇村サービスさんにおかれましては、全国の休暇村へパンフレットを作成して、そして送ってられるということでございます。会員34万人がおられるということで、組織の情報、そしてまたそれぞれのガイドブックを配布されているということでございますので、今回、また改めて志布志の国民宿舎がこのグループの一つのネットワークの一つというふうになるとなれば、これらの情報発信のシステムで志布志のボルベリアダグリが全国の会員の方々に知られるということになろうかと思っておりますので、そんな中に志布志の魅力を最大限盛り込んでいただくよう私どもの方からも要請をしてみたいと思っております。

そして、今お話がありましたように、料金を特別に安く、あるいは高くというようなお話でございしますが、宿泊の料金につきましては、管理条例の方で決めてございまして、その中で取り組みがされているようでございます。設定がされておりますので、これは簡単には変えられないということになろうかと思っておりますが、サービスの内容については、それぞれ程度があらうかと思っておりますので、それらに応じてしていただけるということはあるかもしれませんが、料金については、今申しましたように条例で決まっているということでございますので、簡単には個人個人によって変えられないということでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第22号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第22号は、可決されました。

日程第13 議案第23号 財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について

日程第14 議案第24号 財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第23号、財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について、日程第14、議案第24号、財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について

てをを会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第23号、財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称の変更について説明を申し上げます。

本案は、さゆり保育所の建物の譲渡の相手方となるものが社会福祉法人となったこと及び所在地が変更されたことに伴い、財産の無償譲渡の相手方の所在地及び名称を変更するものであります。内容につきましては、譲渡の相手方の所在地を鹿児島県志布志市松山町尾野見41番地1に、名称を社会福祉法人創風に変更するものであります。

次に、議案第24号、財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称の変更について説明を申し上げます。

本案は、さゆり保育所の土地の貸付けの相手方となるものが社会福祉法人となったこと及び所在地が変更されたことに伴い、財産の無償貸付けの相手方の所在地及び名称を変更するものであります。内容につきましては、貸付けの相手方の所在地を鹿児島県志布志市松山町尾野見41番地1に、名称を社会福祉法人創風に変更するものであります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから2件に対する質疑を行います。質疑はありますか。

○10番（立平利男君） 今回の議案は、相手方の名称と所在地の変更ですが、これにつきましては、9月定例会で可決したものであります。そういう、その後、12月定例会で保育所の移転、新築が出てまいりました。委員会でも、無償譲渡の建物の利用について議論をしたわけですが、12月定例会の議案の中では、児童館、児童福祉のために活用していくということで、可決いたしております。その中でいろいろ議論した中で、もしそういう無償譲渡の建物が移転新築の場合は、必要でなってくるケースもあるんじゃないかと幾つも民間移管いたしておりますので、その今後の取り扱いについて執行部としては、今後検討するというような記憶があるわけですが、その後3カ月となっておりますので、その取り扱い等について今どういう状況なのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

たちばな保育園を移管した当時の建物譲渡契約書につきましては、別の場所への建て替えによる施設整備について想定してなかったということでございます。委員会での御指摘後、移管先法人に再度確認しましたところ、土地の貸付期限の平成25年までは学童保育と付近の河川を利用した山学校の利用時の施設として現在の建物を利用したいとの回答を受けたところでございます。これを受けまして、契約書の条項について精査し、第5条の用途の指定について児童福祉施設となつてはいるものの、括弧書で保育所と限定されております。この部分をどのように捉えるか、文書法制係とも協議をさせていただきまして、必要であれば議決案件に修正を加えなければならないので、改めて修正議案を提出させていただきたいと思っております。そのような事務手続きを行った上で、現状の使用を許可してまいりたいと考えております。

○10番（立平利男君） たちばな保育園については、そういうことだろうと思いますが、民間移管した保育所が無償譲渡、建物についてはですよ、そういう例が幾つもあるかと思います。そのたちばな保育園と同じような土地を求め、移転新築した場合、無償譲渡した建物がどう今後取り扱い、対応していくのかという想定されるわけですよ。たちばな保育園については、そういう状況で理解をしますが、今後の対応についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質疑あった内容につきまして、そのような状況が発生した折には、改めて契約の変更を協議したいというふうに考えるところでございます。

○10番（立平利男君） 市長、契約変更なんですけど、無償譲渡ですよ、市の財産を。そういう中で、もう使わないという状況が出た場合、譲渡された側が対応していくのか。市が対応していくのか。その問題をお伺いしているところであります。まあ使わなくなったで返すっとなれば、当然、市が対応していかなくてはならないと。それで無償譲渡ですので、譲渡者がちゃんと管理をしていけばいいんですが、そこのなんちゅうかな、もし無償譲渡したものを返還しますよと言った場合は、市はちゃんと取れるのか。そこの対応をちょっと説明が悪いかな。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

譲渡を受けた側と改めて協議をしまして、そしてまた、地元とも協議をしながら検討させていただきたいということでございます。

○10番（立平利男君） 市長、協議するのはわかるんですよ。ただ、いろんな民間移管の中で、建物を無償譲渡していますよね。そのたんに協議していいのかなという思いがあるんですよ。市の、市民の財産をですよ、だからそこんとこをある程度方向性を示していないと、譲渡を受けた側の意向によってどうにでもなるというような気がするわけですよ。そこんとこをどう方向性が示されているのかなという疑問を持っていますので、そこのところをお答えいただければ。

○議長（上村 環君） ここで、しばらく休憩します。

—————○—————

午後1時38分 休憩

午後1時47分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 答弁が遅れまして誠に申し訳ございませんでした。

様々なケースも考えるところでございますが、基本的に市の財産であったものでありますので、返還をしてもらうということになるかと思いますが、しかし、別途建て替えられた場合、ほかに用途がないということに、そのような場合には、用途がない場合には、市の方で管理することになりますので、市の方で撤去ないしは存続のための取り扱いをするということになるかと思いますが、

譲渡の契約の中に契約締結の日から10年間引き続き指定用途に寄与しなければならないという

制約を定めております。そして、このような中で、10年のうちに先ほどからありますように、別途施設があり、建てられ、そして、この施設が用途に供しないということになったときに、改めて譲渡が、そして、また地元とも話をするわけですが、そのようなときにその用途に供しないということになったときには、市に対しまして返還ということでございます。

○19番（小園義行君） まず1点お願いします。

今回ですね、この法人が社会、個人から社会福祉法人ということになったということで、この所在地の変更がされているわけですね。どこからどこに変更になったのが1点ですね。

そして2点目に、この社会福祉法人の創風って言うんですかね。理事長は誰ですかね。

3点目に、今10番議員からもありましたが、土地を無償で10年間貸し付けますよと、そして建物は無償で譲渡しますということですね。引き続き10年経った場合に、そこを利用されていけば更新ということもなるでしょうけど、別途10年、9年目のときですよ。まあ10年目でもいいですけど、別に土地を買い求められて、そこにするときも耐用年数いろんなこともあるでしょう。でも、譲渡した時点でもう社会福祉法人のものじゃないですか。その建物はですよ。土地はもうその用に供さなくなったら返していただくということで、あとのその処分については、法人のほうで当然やるものだというふうに理解するわけですね。その場所で建て替えだと当然法人がやるじゃないですか。そのまんまですね。それを別に土地を買い求めたときに、どういうことになるのかと。今回、この創風さんのこどももうすごい古い施設であるわけですから、そういうことが発生するという心配もあるわけですし、そういったときに市の方として具体的、土地は返してもらえますよ。建物については、もう向こうにあげちゃっているわけで、そこについての考え方をきちんとしないと、今後出てくるという心配をするものですから、12月の議会でそういうことが議論になって、検討してやるということだったんですよ。もう1回そこについての基本的な考え方をですね、ちゃんと示した上で今回のこれを議案として出てるのかどうか。そうでなきゃこれ認めるわけいかんでしょう、そういうのを。

○福祉課長（木屋成久君） 誠に申し訳ありませんでした。

先ほど質問があった件でありますけれども、個人の住所からということではありますが、個人の住所は、松山町尾野見1392番地から今回の保育所の地番に変わったところであります。そして、理事の代表者は創風の山下修一であります。

○市長（本田修一君） 誠に申し訳ございません。

先ほども答弁いたしました件についてでございますが、10年間につきましては縛りがございまして、10年間引き続き指定用途に供しなければならない。ただし、指定用途に供すべき期間前に同一の用途に供するための建物を建築するため、建築、建物等を処分する場合はこの限りでないということございまして、10年間の縛りが第6条であるということでございます。そしてまた13条で譲与財産の返還について述べられております。第6条に定める期間内において第5条に定める指定用途に供しなくなった場合は、現状に復して譲与財産を返還しなければならないということでございますので、例えば、9年目ということになるとなれば、現状に復して譲与財産を返

還しなければならぬということでございます。そしてまた、前条により返還する場合も同様とするということございまして、このようなことから10年の縛りの中で返還が、例えば、9年目にあったとなれば現状に復した形で市は受け取るというようなことになろうかと思えます。

○19番（小園義行君） 今、市長が答弁されたようなそういったものがあるのであればね、12月の議会の委員会にきちんとそれは提出されるべきですよ。一切そういうことは検討させていただきます、検討させてくださいということで、私たちが同じような質疑を何回もしたんですよ。その中で一切そういうのない状況の中で、これから先どうなるのかということについても検討させていただきますと、委員長報告あったでしょう。そういうのがあるなら何でそれ最初に僕たちにやらないんですかね。先ほど市長の答弁、これ質疑だから言いたくないんだけど、地元と協議するとおっしゃいましたよね。あなた自身もそのこと知らなかったんじゃないの。答弁聞いていると。だから、本来10年間無償で土地は貸し付けますよと。そして、建物についてはもうあげますよと、もう譲渡ですよ。その時点で基本名義変わりますよね、基本的には。その登記されるかどうかは、その法人のことでしょうから、そういうことですよ。そして、その土地にそのまま壊して建て替えればもうそれは問題ないでしょう、そのまま。当然、法人の責任においてやられるわけです。土地はまた貸すということでしょうからね、実際にね。別に今回土地を買い求めてまたこの創風さんがやられた場合に、たちばな保育園と同じようにですよ。そういったときに、どういうふうにやると、市がですよ、どういうふうにそれを受け取る、やらないということを明確になってなかったものですから、たちばな保育園のときですね。それを今回また同じようなことが起きると、耐用年数も過ぎてるような状況の建物ですのですね、そこらについて、今市長がおっしゃったその方向が答弁としてきちんとそれであればですよ、12月議会のその僕たちの議論というのはさ、何だったのかねみたいなのところも少しあるんですけど。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この契約書につきましては、当時の旧志布志町のときに作成されている契約書でございます、こういったものが現にあったわけでございますので、皆様方にお示ししなかったことについては陳謝申し上げたいと思います。この文書に基づいて審議をしていただくとすれば、もっと早い形で御理解をいただけたものというふうに思うところでございます。

誠に申し訳ございません。

○19番（小園義行君） 3回目ですね、これ即決でしたよね、ですよ。市長いいですか、先ほど答弁の中で、今仮に私が言ったようなことが起きた場合には、現状に復して返すという、貸したときの現状に復してということですね。仮に、9年間経ってますよ。その現状に復すというのはどういうことを指しておっしゃっているんですかね。そのあなたが答弁されたそれ。普通私なんかはもう土地は無償貸付で市のものだから返してもらいますよと。建物については、今そういうものがないという状況の中で議論をしたものですから、今あったやつの中で、現状に復して市がまた一旦あげたものをまたもらい返すということですよ。寄附採納してもらおうわけですね、市の方に。そのときは、現状に復す、貸したときと同じような状況にして返すということですよ

ね。そういう理解でいいんですね。

○市長(本田修一君) 10年間の指定用途に供しなければならないという縛りがございますので、この指定用途に指定された用途に供せられない状況があったときには、戻してもらいますよというようなことでございます。この現状復帰ということにつきましては、当然、その返還のされるときに改めて貸付ないしは譲渡をしたときの状況等も精査しながら大幅な変更があるとなれば、何らかの形の措置が必要というふうになるかというふうに思います。

○19番(小園義行君) ちょっとこれも議案とは少しじゃあ離れますけど、そのたちばな保育園については、その契約違反じゃないですか、ほんじゃ。保育所に用するというふうになっているんですね、それね。だから、先ほど議会で契約変更ですから議決をお願いしたい。実際、今の市長のその答弁だったらたちばな保育園さんもお困りになるんじゃないですか。それはもう返してもらわんといかんですよ、それも、即。だからそこらはきちんと法人の立場もあるわけですから、ここでいい加減な答弁をしますよ、たちばな保育園さんもお困りになるわけですよ。今おっしゃっているようなことだったら、即返してもらわんといかんじゃないですか、もう新年度から。そういうことも含めてね、きちんと精査した上でもう1回きちんとした答弁してくださいよ。

○市長(本田修一君) 再度答弁が遅れまして申し訳ございません。

たちばな保育園につきましては、先ほど立平議員の御質疑に対しましてお答えしましたとおり、私どもとしましては、児童福祉施設(保育所)ということで今回の契約はするところでございますが、学童保育につきましては、児童福祉事業の中であるという観点から今回契約を取り交わすということでございます。この施設につきましては、10月から本格的にスタートということでございますので、その時点で改めて修正が必要ということになるとなればそのことについて修正をお願いするということとなりますが、私どもの現時点の判断では、児童福祉施設の中の学童保育事業というふうに考えるところでございます。

○議長(上村 環君) ほかに質疑はありませんか。

○3番(西江園 明君) 今議論がありまして、私当時、この委員会の委員長ということで、先ほどもありました委員会の審議の中でも今の件は議論に非常になりました。その中で担当課の答えは、学童、すなわち今市長の言ったように、供するからいいんだという、ただ我々委員会の中では、譲渡した施設だから当然、上物は壊して、更地にして市に返すべきじゃないかということで議論あった。でも、担当課としては、はじめてのケースでしたので、ちょっと時間をいただきたいと、その中で協議をしていきたいということで、その場は一応良と委員会の中でもしたわけです。でも、今の議論を聞いていると、今10番議員もその辺のところはどうなったとかというのを問い合わせたら、そういう契約書なんかがあって、それは我々先ほども見てません。あればそれで議論するんですよ。おかしいじゃないかということ。でも、今当時じゃなくて、今そういうおかしいような答弁をもって、それで判断しろと我々に言う。譲渡したものの、言うなら相手にくれたものをまた今度はそんまんま市が負担をせんないかんような状態で戻すと。例えば、有明

保育園今建て替え中ですよ。ほかのところに建設の予定があったけど、一等地だからうんぬん、やれないだから今のところに建て替える。あれが別なところにもし建ったとした場合に、残った施設は市で壊すんですか。今は当然法人の責任で壊して新しいのつくっているじゃないですか。何でそういう市長がだから、事務所と協議して、市長がちゃんとした答弁をすればいいんですよ。そうになってこういうふうを考えているというように、我々の今までの議論は何だったのというふうに私も思います。どうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども陳謝いたしましたとおり、このような契約書なるものがありまして、皆様方にお示ししなかったということにつきましては、改めて陳謝申し上げたいと思います。

この契約書によりますと、10年間の縛りがあるということで、指定の用途に供しなくなったという場合に、そのような形で返還がされたときには、この縛りがありまして、改めて譲与財産の返還というような内容の条項に該当するということになるかというふうに思います。その場合には、現状に復して譲与財産を返還しなければならないということになっておりますので、現状というような形で返ってくるものというふうに考えます。

○3番（西江園 明君） じゃあ3回しかないですから、市長はですよ、譲渡と今その建物をですよ、無償貸付、10年間無償貸付しましたという見解と、無償譲渡とした場合にどう違いますかな。もし貸し付けと譲渡の違いをですよ、どういうふうに捉えますか。そして、まして今度新しい保育園は築何十年、児童館もとてもじゃないけど暗くてあれを現状復帰できるんですかね。使ったあとですよ、10年使って、そういうのが可能なのか。その貸し付けと譲渡のちょっと意味を教えてください。

○市長（本田修一君） 貸し付けということになるとなれば、当然所有権が市側にあるということにございますので、大きな災害等が発生しまして、原型復旧ということになれば、市が当然しなきゃならない内容になると思います。譲渡となれば、譲渡を受けた側がすべての責任において用途に資するような形に保たなければならないということになるかというふうに思います。

○3番（西江園 明君） でも、そのもらったほうが責任でせないかんばってん、途中でいらんごつなつたと。じゃあそんまんま返しますと。このじゃあもう3回目ですから、この建物は、たちばなを含めてですよ、たちばなの場合は、登記はしてあったんですかね。

○福祉課長（木屋成久君） 登記はしてあります。

○2番（下平晴行君） おそらくですね、これは社会福祉法人格を取るために譲渡でないとはできなかったはずですよ、多分、貸し付けでは。ですから、そういうことも踏まえて、今市長の方で用途が変更になった場合の取り扱いをしていると思うんですよ。ですから、それだったらそれ、今私も委員会は別ですので、ほとんど委員会のもと委員会の方が質問しているんですよ。いかにその議論があっても内部で議論されなかったと。執行部の方ですよ。執行部の議論がなかったと。これ見てわかるんですよ。ですから、そこ辺は明確に19番議員もおっしゃるように、していかないと、今後そういうものがずっと施設のこの耐用年数見ても考えられるわけですよ。だか

ら、これは行政とすれば公平・公正にちゃんと処置していかないといい加減な基準でそんなときの判断でもらってはおかしいわけですから、そこら辺ちゃんとしてください。どうですか。

○議長（上村 環君） ここで、答弁準備のためしばらく休憩いたします。

○
午後2時19分 休憩

午後2時49分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○市長（本田修一君） 度々審議を中断させていただきまして、誠に申し訳ございません。お答えいたします。

さゆり保育所につきましては、今後の契約ということになりますので、今回の皆様方の御意見をもとに、必要事項を盛り込んだ契約とさせていただきたいと思えます。

たちばな保育園の契約につきましては、契約当初は保育業務を継続していただくために返還の条件等を付してあったということでございます。しかし、現在は建物が老朽化してきた現状において、当時の契約内容がそぐわない面も出てまいりましたので、契約書の疑義が生じた場合、双方協議して決定できる旨記載してありますので、契約内容についての協議を進めてまいります。

どうぞよろしく願いいたします。

○2番（下平晴行君） 契約の変更をしていくということでありませけれども、これはどの保育所でもですね、そのあと、今後、共通するものでないとそのときそのときの変更契約ではおかしいと思うんですよ。そこ辺はどうなんですか。

○市長（本田修一君） はじめに申しましたように、今回のこのさゆり保育所の契約書を基に、順次ほかの保育所の契約書についても協議を進めてまいりたいというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 今2番議員からもありましたように、旧志布志町時代のですよ、そういった契約書を基に、それを踏襲して新市になってからも同じ契約書が交わされているというふうな理解でよろしんですか。

○市長（本田修一君） 今までのケースにつきましては、そのような形で契約書が取り交わされてきたということでございます。

○13番（小野広嗣君） 一応この創風に関しては、今後契約をすると。そういった中で、議会で示された意思を尊重して契約を進めていくと。そして、これまでの契約に関しては、たちばな保育園だけではありませんので、そこに関しても協議をしていくということになりますね。その協議をしていく基準として、本来、先ほどから意見がかみ合いませんけれども、我々が理解している、譲渡した先、譲渡した以上、譲渡した先が処分するなり、すると。そういう考え方というか、方向付けですね、そういったものが曖昧なままでここを閉じるわけにもいかんだろうなという気がするんですが、その辺どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員御指摘のとおりでございます。今後の契約につきましては、譲渡先がきちっと責任を持つような形の契約の内容にしていきたいと思いますと考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから2件に対する討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

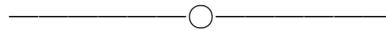
これで討論を終わります。

これから議案第23号及び議案第24号を一括して採決します。

お諮りします。議案第23号及び議案第24号の2件は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第23号及び議案第24号は、可決されました。



日程第15 議案第25号 曾於地域公設地方卸売市場管理組合同規約の一部を変更する規約について

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第25号、曾於地域公設地方卸売市場管理組合同規約の一部を変更する規約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第25号、曾於地域公設地方卸売市場管理組合同規約の一部を変更する規約について説明を申し上げます。

本案は、曾於地域公設地方卸売市場管理組合の議会の組織及び議員の選挙の方法並びに執行機関の選任の方法の見直しを行うため、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○農政課長（上原 登君） 議案第25号、曾於地域公設地方卸売市場管理組合同規約の一部を変更する規約について、補足して御説明申し上げます。

当管理組合は、曾於市、志布志市、大崎町で構成する一部事務組合で、構成市町の長と議会議員の中から市にあっては3人、町にあっては2人が選任され、市場議会を構成すると規定されております。管理組合の管理者は、この市場管理組合議会議員の中で互選し、管理者を選任することと規定されており、管理者の選任により、市場管理組合議会議員に欠員が生じることとなり、

管理者が選任された構成市町に再度議会議員の選任をお願いしていることから事務が煩雑でありました。そのため、市場議会の協議会で事務、議事をスムーズに進める意味から規約改正を行い、管理組合の管理者は市場所在地の志布志市長と定めて欲しいとの意見があったことから、今回管理者を含む執行機関の選任方法、市場議会議員の選任方法について見直しを行うものであります。

お手元に配布してございます付議案件説明資料の31ページをお開きください。

新旧対照表で説明申し上げますと、第5条2項は、市場管理組合議会議員の構成を曾於市は市長と議会市議会議員2人、大崎町は町長と町議会議員1人、志布志市は市議会議員3人とする改正しております。

6条では、議会議員の任期について字句を整理しております。

9条では、管理者の選任方法について市場議員の互選から管理者は志布志市長をあて、さらに副管理者、会計管理者の志布志市の副市長、会計管理者の職にあるものをあてるように改正してございます。

11条では、管理者、副管理者の任期を定めております。

13条、14条では、字句の整理を行ったところでございます。

以上、補足説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第25号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、可決されました。

—————○—————

日程第16 議案第26号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第26号、市道路線の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第26号、市道路線の廃止について説明を申し上げます。

本案は、過疎基幹農道整備事業による尾野見地区農道の整備に伴い、市道中村・大統線と市道曲瀬線を接続する当該農道の区域について、市道の路線を認定するため、当該農道に終点が接続

する市道曲瀬線を廃止する必要があるので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

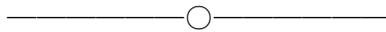
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第26号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第17 議案第27号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第27号、市道路線の認定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第27号、市道路線の認定について説明を申し上げます。

本案は、過疎基幹農道整備事業による尾野見地区農道の整備に伴い、路線の整理を図り、及び同農道の旧道敷となった区域について地方開発及び産業振興に資するため、市道の路線を認定する必要があるので、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

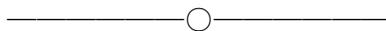
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第27号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第18 議案第28号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第28号、市道路線の変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第28号、市道路線の変更について説明を申し上げます。

本案は、新たな市道路線の認定並びに市道一丁田・宇都鼻線、市道弓場ヶ尾・佐野原線、市道吉村・山之口1号線及び市道六月坂・安良線の改良に伴い、これらに接続する路線の路線名、起点及び終点の整理を行う必要があるので、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

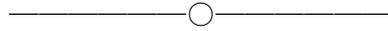
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第28号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第19 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市一般会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

平成24年度志布志市一般会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ180億2,300万円となり、前年度当初予算と比較しますと2億7,700万円、1.5%の減となっております。平成24年度志布志市一般会計予算におきましては、さんふらわあの利活用及び魅力ある観光資源を積極的に情報発信して観光客を誘致する観光振興対策をはじめ、健康審査受診率の向上、予防接種、医療費への助成等による市民の疾病予防、健康増進を図る健康づくり及び子育て支援対策に重点的な予算配分をしたところであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算案について、補足して説明申し上げます。

予算書の8ページをお開きください。説明資料につきましては5ページから9ページを御参照ください。

まず、予算書第2表の債務負担行為につきましては、地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額を定め、平成27年志布志市土地評価策定業務委託ほか8件、限度額を総額で2億8,687万9,000円計上しております。

予算書の9ページ、第3表地方債につきましては、事業の資金調達を図るため、地方自治法第230条第1項の規定に基づき、起債の目的、限度額等を定め、一般公共事業ほか地方債の総額を15億7,710万円計上しております。

臨時財政対策債につきましては、6億6,000万円計上しております。

それでは、平成24年度一般会計歳入歳出予算の主なものを御説明申し上げます。予算説明資料の1ページをお開きください。

歳入の自主財源は、47億8,995万2,000円、構成比26.6%で2.2%の増となっております。

まず、自主財源の柱となります市税は、1,388万6,000円、0.4%減の30億9,079万円計上しております。

予算書の13ページをお開きください。

主な内訳といたしましては、市民税は年少扶養控除の廃止等による増収を見込み2,200万円増の11億750万円、固定資産税は評価替えによる影響を考慮し、5,388万6,000円減額の16億479万円、軽自動車税は300万円増額の9,350万円、市たばこ税は1,500万円増額の2億8,500万円計上しております。

予算説明資料の1ページのほうにお戻りください。

財産収入は、地域情報通信基盤設備使用料の予算費目を貸付収入に見直したことにより1億343万2,000円、566.5%増額の1億2,169万円計上しております。

繰入金は財源調整のため、財政調整基金を3億282万8,000円繰り入れたほか、減債基金、施設整備事業基金、蓬の郷振興基金、繰入金等を2億6,420万3,000円、83.3%増の5億8,144万6,000円計上しております。

分担金及び負担金は、保育料、老人福祉施設入所者負担金等2,167万円、9.6%増の2億4,697万7,000円計上しております。

使用料及び手数料は、地域情報通信基盤設備に係る予算費目の見直しにより、1億633万6,000円、41.9%減の1億4,720万6,000円計上しております。

諸収入は、県地域振興公社へ事業参加者負担金が増額となったことから5,504万2,000円、16%増の3億9,883万9,000円計上しております。

次に、依存財源は、132億3,304万8,000円、構成比73.4%で2.2%の減となっております。

地方譲与税は、地方財政計画により700万円、2.8%増の2億6,000万円、地方消費税交付金は前年度の交付見込み額を勘案し、700万円、2.5%減の2億7,000万円計上しております。

地方交付税は、地方財政計画及び前年度の交付見込みを勘案し、4億6,000万円、0.6%増の74億5,300万円計上しております。

地方特例交付金は、22年度税制改正における扶養控除の見直し等に伴う地方増収分にあわせ、大幅な減額が予想されることから3,900万円、86.7%減の600万円計上しております。

国庫支出金は、子ども手当交付金等の減額により1億3,841万円、6%減の21億7,647万1,000円計上しております。

県支出金は、緊急雇用創出事業の事業縮小等により911万5,000円、0.6%減の14億4,667万7,000円計上しております。

市債は、合併特例債、過疎債、臨時財政対策債等4億6,360万円、22.7%減の15億7,710万円計上しております。

次に、歳出予算について性質別に御説明申し上げます。予算説明資料の2ページをお開きください。

まず、義務的経費は公債費の増加に伴い、2,367万1,000円、0.2%増の98億2,272万2,000円計上、

歳出に占める割合は54.5%となっております。

人件費は、1億159万1,000円、2.9%減の34億292万円計上しております。一般職については、定員適正化計画に基づく退職者、一部不補充等により、7,353万9,000円、2.6%減となっております。

公債費は、1億2,833万4,000円、5.2%増の25億7,727万円計上しております。

投資的経費は、小中学校の耐震補強事業が国の平成23年度第3次補正に認められ、平成23年度繰越事業となったことと、県営事業負担金、道路新設改良等の用地取得費補償金の大幅減により4億4,926万円、16%減の23億6,287万2,000円計上しております。

物件費は、経常的な経費について5%の削減を実施したものの、操法大会開催に伴う消防団員費用弁償の増や法改正に伴うシステム改修費用、家屋全棟調査委託業務等の新規事業等により7,495万2,000円、3.6%増の21億7,706万5,000円計上しております。

繰出金は、介護保険特別会計、国民宿舎特別会計等特別会計への繰出金の増額等により9,197万4,000円、7.8%増の12億7,008万3,000円計上しております。

次に、歳出予算の目的別について御説明を申し上げます。予算書の5ページをお開きください。併せて12ページも御覧いただきたいと思っております。

なお、当初予算における各課の主な事業は、予算説明資料の10ページから15ページを御参照ください。

議会費は、議員共済費負担金の減額により2,170万6,000円、8.6%減の総額2億2,988万8,000円計上しております。

総務費は、7,416万1,000円、3.5%減の総額20億1,626万5,000円計上しております。

市政全般の管理的な事務を要する経費等総務管理費に14億3,019万4,000円、税の賦課徴収に要する経費等徴税費に3億9,110万3,000円、戸籍住民基本台帳費に1億3,129万1,000円、県知事選挙に要する経費と選挙費に3,503万3,000円それぞれ計上しております。

財務課関係では、老朽化に伴う志布志支所庁舎2階窓口フロアの空調設備更新事業に2,450万円計上、企画政策課関係では、新規事業として個人住宅のリフォームに対し、1件当たり15万円を上限に助成する住宅リフォーム助成事業に1,500万円計上、情報管理課関係では、行政放送番組等を製作・放送することで市政に関する情報をわかりやすく提供する地域情報通信基盤設備活用事業に1,020万円計上、税務課関係では、公平で適正な課税業務の執行を図るため、家屋全棟調査業務委託事業に4,117万円計上しております。

民生費は3,182万8,000円、0.5%増の増額61億4,933万4,000円計上しております。介護保険特別会計への繰出金、鹿児島県後期高齢者医療広域連合への負担金等社会福祉費に30億7,055万8,000円、子ども手当給付事業、保育所運営事業等児童福祉費に24億227万8,000円、生活保護費に6億7,519万8,000円それぞれ計上しております。福祉課関係では、中学校終了までの子どもに対する医療費を無料化する子ども医療費助成事業に8,365万2,000円計上しております。

衛生費は、811万円、0.6%増の12億5,688万4,000円計上しております。曾於南部厚生事務組合

負担金等保健衛生費に7億6,863万2,000円、塵芥収集等業務委託、下水道管理特別会計への繰出金等清掃費に4億8,825万2,000円それぞれ計上しております。

市民環境課関係では、住宅用太陽光発電システム設置に対して、助成を行う地球温暖化防止推進事業に643万8,000円計上、フィジー国を中心とした大洋州諸国の廃棄物の減量化及び資源化の推進に加え、新たにブータン王国の廃棄物の処理を支援するための実態調査を行う草の根技術協力事業実行委員会事業に1,191万円計上。

保健課関係では、健康診断受診率向上を図るための自治会報償金交付事業を追加した元気はつらつ志民健康づくり事業に708万2,000円計上しております。

農林水産業費は1億77万4,000円、5.9%減の総額16億388万7,000円計上しております。活動火山周辺地域防災営農対策事業、畑地かんがい事業等農業費に14億9,389万3,000円、森林整備地域活性化支援事業、治山事業等林業費に9,067万1,000円、漁港管理等、水産業費に1,932万3,000円それぞれ計上しております。

農政課関係では、農林漁業資源を生かした地域活性化の新たな取り組みとして修学旅行生の受け入れを目指すツーリズム推進事業に144万1,000円計上、畜産課関係では、本年度長崎県で開催される全国和牛能力共進会での上位入賞を目指し、候補牛の導入から育成までを支援する全共出品強化対策事業に300万円計上。

耕地林務水産課関係では、シキミ等の生産拡大及び産地づくりを推進する特用林産物（枝物）振興事業に157万5,000円計上しております。

商工費は、6万3,000円減の総額4億4,816万3,000円計上しております。

港湾商工課関係では、観光振興計画策定にあわせた観光パンフレットのリニューアル事業に350万円、さんふらわあ志布志航路の利用促進を県と一体となってさらに展開していくさんふらわあ志布志航路利用促進協議会事業に1,500万円計上しております。

土木費は、9,292万6,000円、5.4%減の総額16億2,345万7,000円計上しております。

建設課関係の管理的な事務を要する経費等土木管理費に1億8,215万5,000円、道路新設改良事業等道路橋梁費に9億4,297万7,000円、港湾改修事業負担金等港湾費に9,410万6,000円、公園管理事業等都市計画費に6,371万5,000円、公営住宅管理事業等住宅費に3億3,624万9,000円それぞれ計上しております。

建設課関係では、新規事業として国の社会資本整備総合交付金事業を活用し、予防的な維持管理手法を取り入れた橋梁長寿命化修繕事業に1億204万9,000円、老朽化した市営住宅の建て替えや個別改善等を実施する公営住宅ストック活用事業に2億7,785万円計上しております。消防費は1,209万3,000円、2.1%減の総額5億7,450万1,000円計上しております。

総務課関係では、新規事業として防災行政無線同報系施設のデジタル化整備に向けた調査、設計費用を2,000万円計上しております。

教育費は、1億4,255万5,000円、8.6%減の総額15億567万4,000円計上しております。委員等報酬、教職員住宅管理事業等教育総務費に2億6,832万円、耐震補強事業、学校施設維持改修事業等

小学校費に2億5,698万6,000円、中学校費に1億3,023万1,000円、公民館等改修事業、生涯学習推進事業等社会教育費に5億6,805万2,000円、体育施設の維持管理、学校給食センターの運営事業等保健体育費に2億5,128万円それぞれ計上しております。

教育総務課関係では、小学校の校舎や体育館の耐震補強計画、実施設計を行うための小学校耐震補強事業に1,151万円計上、学校教育課関係では、いじめ、不登校、児童虐待等の問題行動の改善を図るスクールソーシャルワーカー活用事業に255万6,000円計上、生涯学習課関係では、老朽化している埋蔵文化財整理作業室を改修、増築し、展示室を備えた市の埋蔵文化財センターとして整備する史跡等及び埋蔵文化財公開活用事業に9,592万2,000円計上しております。

このほか、災害復旧費に1,767万7,000円、公債費に25億7,727万円、予備費に2,000万円計上しております。

予算書の169ページをお開きください。

地方債の平成24年度末現在高の見込みでございますが、6億3,865万8,000円減額の239億3,096万4,000円となる見込みでございます。

以上、よろしく御審議のほどをお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○13番（小野広嗣君） 冒頭にちょっと苦言を呈しておきたいと思いますが、行政は本当に引き継ぎをしっかりとっていないというのが感じられてならないんですが、昨年もですよ、この当初予算の審議に入る前に、いわゆる今財務課長が読み上げた資料、この分は以前はいわゆる市長の施政方針のあとに添付されてた情報ですよ。それが付いてないということで、前のときにもそのことを申し上げているんですよ。そして、皆さんを見とつてもそうですがね、予算、どこを読んでもわからない状況の中で、ただ聞いているという状況、これは不親切じゃないかということで申し上げますよ。そのことは全然引き継がれてませんよ。

これ総務課長、今財務課長、横に並んでいらっしゃるけれども、この辺どうなんですか。これ一つ、質疑というかこれですね。

あと質疑を所管に関することで1点、あと所管外で3点お聞きをしたいと思いますが、所管に関しては、予算書の60ページ、総務管理費委託料ですが、基本的に市長のお考えをお伺いたいということで所管でありますけど、伺いたいと思います。

この行政経営推進支援業務委託事業ということで、市長が今回進められています。施政方針の最後の結びにもそういった方向付けが載っておりますけれども、いわゆるこれまでの行政運営が管理型であったとすれば、今後は経営型に転換をして、民間活力を活かして行政運営をしていくんだと。そうすると、いわゆる指定管理者であるとか、民間委託であるとか、あるいはPFI、こういったもの、アウトソーシング、こういったものまで含めて視野に入れて動いていくんだろうなというふうに思うんですが、基本的なそこの市長の考え方をお示しをください。

それと先ほど財務課長の予算書の81ページ、老人福祉費の中の食の自立支援事業ですが、今回、

23年度予算で300万円を超える不用額が出て、それもあって今回23年度より127万円減額で当初予算が組まれているわけですが、この食の自立支援事業の中で、この安否確認の件は非常に大事な事業だと思っているんですね。その観点から、今回、23年度の利用実態に比べて減っているという状況の中で提案も少ないわけですが、この安否確認の観点からの成果というものがどういうふうに推移しているのかお願いをしたいと思います。

それとあと所管外で、先ほど財務課長の方からもありました、予算書の93ページ、環境衛生費になりますが、この地球温暖化防止推進事業の中の第3点、太陽光発電システム設置事業補助金ですね。これがまあこうやって市単独で補助事業を行っていかれるということは好ましいことだと思うわけですが、市内の状況をどう把握してこの予算化に至っているのかということ。そして、対象となるところに対するこの周知、漏れの無い取り組み、こういったものの状況というものをお示しをください。

あと最後、予算書の125ページ、危険廃屋解体撤去事業ですが、これ今回1,230万円計上されているわけですが、平成24年度までの期間限定というふうに理解をしているところでもあります。確か4年間で今推移をしてきているのかなという理解ではありますが、これ24年度以降の計画性、いわゆる市単独も含めての流れがどう検討されているのかお示しをしてください。市町村によっては、26年度ぐらいまでに継続をして頑張ろうとしているところもあるようでございますので、本市としての計画性をお示しください。

以上、4点お願いいたします。

○総務課長（溝口 猛君） まず、議員御指摘の件でございますが、財務課長、新しい財務課長に引き継ぐときには、以前よりもより詳しい形の説明資料にしてくれというふうにはお願いしておりました。ただし、今回の口頭での財務課長の説明資料については、私のちゃんとした引継書の中に入ってなかったということでございます。御了承ください。すみません。

○財務課長（野村不二生君） 失礼をいたしました。総務課長からは一応話を聞きまして、資料等につきましては、各課の主なもの等に対する事業の後のほうに、金額のうしろのほうにページ等を入れてですね、見やすくしたところございました。

また、小野議員からの指摘があった分につきましては、昨年の本会議の会議録を見ましてですね、承知しておったところがございますけれども、私としてはわかりやすくですね、説明をしたつもりだったんですけれども、早口であったりしたために非常に御迷惑をかけたかなと思っております。今ありました件につきましては、また内部で協議をいたしまして、お示しをまたしていきたいというふうに思っております。

よろしく御理解のほどをお願いいたします。

○市長（本田修一君） 行政評価についてでございますが、行政経営推進支援事業業務委託ということでございますが、合併後様々な事業についての精査をしてきておりまして、その中で、ビルドアンドスクラップということが必要であるということになってきたところですが、その中で改めてこの制度、事業を取り組むとするとすれば、業務量調査が必要というようなこともござい

まして、それらの調査を今しているところでございます。そして、そのものと同時に、振興管理を業務の振興管理というものについても作成をしていきながら新たな業務が増えている中でのスムーズな対応ができるような行政執行を目指していこうということが基本的な考えてというふうになっております。

○建設課長(中迫哲郎君) 危険廃屋の補助事業でございますが、平成22年の6月補正で600万円、それから12月補正をいただきまして平成22年度が892万5,000円で32件の処理をしております。23年度は当初900万円からはじめまして、9月補正で1,200万円にいただきまして、1月末時点で43件の処理を補助を行ったところでございます。23年度からは一部補助金を入れましてしているところでございますが、24年度につきましては、1,230万円ということで社会資本整備総合交付金事業ということで補助をいただくような事業にかえたところでございます。当初この事業をはじめた当初は3年限定ということで、基本的には25年の3月31日までということで、24年度の終了となるところでございますが、今社会資本整備総合交付金事業が公営住宅のストック計画と連動しておりまして、まだ補助金が長期に見込められるところでございまして、あとは申請の状況、件数をみながら次年度への対応を考えていきたいと考えているところでです。

○市民環境課長(竹之内宏史君) 太陽光発電システム導入対策事業補助金のことについてのお尋ねでございます。

太陽光発電システムにつきましては、本年度キロ当たり3万円、12万円、4キロワットを上限として支給をいたしたいと考えております。一昨年の実績が32件、昨年度、23年度の実績が84件でございます。今回は4ワットで12万円ということでございますが、そうしますと50件ほどの対応ということになります。実際3.5キロとか、3キロとかそういうのもございます。

そしてお尋ねのことでございますが、太陽光発電システム、非常に皆様つけてですね、非常に申請が多ございます。12月の補正でもいただいておりますが、そのときも一応そのような形でですね、1月の中旬にはすべて補助金が底をついたという状況でございます。周知の方法につきましては、広報、ホームページ、そして散らし等をつくりまして周知広報を行っているところでございます。

以上です。

○保健課長(若松光正君) 食の自立支援事業でございますが、100人程度の利用者を23年度は見込んでおりましたが、月10人から15人程度少なかったところでございます。月に3,900食、年間で4万5,000食というところでございます。この方々は、一人暮らし高齢者等で食事をつくるのが困難な方ということでございまして、要介護認定者の方々、病弱、交通弱者の方々、独居高齢者の方々がおられるところでございます。私どもこの食の自立支援事業につきましては、どうしても自分でつくることはできないというような、このような目的に沿ったことでの事業ということで捉えておりますので、危惧しております見守りににつきましては、この食の自立支援による見守り、そして福祉マップを活用した地域での総合見守り、さらには、近隣福祉ネットワークを利用しました見守りということで、充実していきたいと考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 市長、行政経営推進支援事業の件ですが、お答えをいただきましたけれども、所掌事務をしっかりと把握していくと。そして、この施政方針の流れを見て行きますと、定員適正化計画を進めていく。一方で、新たな機構改革ということを目指していかないと釣り合いがとれないわけですね。そうなった場合、今回この支援事業、委託事業を進められていった結果、課の統合とか、質とかいろいろな問題が出てくるわけですね、今後。そして、この戦略で言えば、今自治体によっては、この行政経営課というものを立ち上げて、いわゆる今までいう総務、企画で言えば調整役を行っていますね。そして、人事を扱っている総務、あるいは財務、こういったものを糾合して行政経営課というふうに機構改革の中で進めていっているものもあるわけですが、そういったところまで視野においてこういった支援事業に取り組みられるのか。そこをお示しをください。

あと、今お示しをいただきました食の自立支援ですが、少しその見守りのですよ、安否確認でどういった成果が上がったのかと、充実に努めていくというふうに、今課長は言われましたけど、特に目立った成果があればですね、それをお示しをしていただきたいというのがあったんです。所管外なものですからね。そして、利用者が減っているわけですが、いわゆるこの少しここにもありますように、地域支援事業の対象者にならないものということはあるんですが、少し門戸を広げてあげてですね、取り組めないものかというのがあるんですね。何回か私も関わってまですけれども、少しそんなに高いハードルじゃないんですが、ある。そういったものを広げて言って、単身者であるとか、高齢者の中で職に従事することは困難な人、そういった人の輪をですね、枠をですね、少し広げられないものかなという気がするんですか。そこに対する答弁を求めておきたいと思います。

あと地球温暖化のこの太陽光発電に関しては理解をいたしましたので、しっかり広報等を行っていただいて、漏れのないよう、あとで苦情があがってこないようにですね、取り組みをしていただければと思います。答弁は結構であります。

あと危険廃屋に関しては、今課長のほうから24年度までということであるけれども、利用実態をみて25年度以降も取り組んでいくという理解をしていいんですね。で、そうであればですよ、この工事計画を工事着手1か月前までにあげなきゃいけないとか、様々なくくりがあって、例えば23年度内に間に合わないということもあつたらうかと思うんですが、そういったことのやはり特に、ここに関しては周知がしっかりなされていかないと、業者が多い実態の中でですね、いわゆるそこに外れてしまうような方、そういったことに対して不満が上がってくるといけませんので、そこらの対応方をもう少しお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

行政経営推進支援事業についてでございますが、先ほども申しましたように、業務が新たに展開していく中で、人員削減をしなきゃならないというような状況の中で、職員の中で業務量が適当な水準になされているかということの評価をするために業務量調査もしているところでございます。そして、これは28年度、最終的には28年度になるということでございますが、途中、人員

削減というような形の中で組織の見直しというものも当然しなきゃならないということですので、それをするためにすべての職員が共通認識ができるような形でのこういった事業を導入しながら取り組もうとするものでございます。先ほども言いましたように、スクラップアンドビルドというようなことの観点も必要ということでございますので、そのようなときに、新たな組織再編というものは当然考えてなきゃいかなきゃならないというふうには思うところでございます。

○保健課長（若松光正君） 食の自立、支援と同様に補助事業でも2次予防、高齢者、御承知のように、見守りの必要な高齢者等につきましても配食事業をしているところでございます。委託先が社会福祉協議会ということで365日の配食、そして栄養バランスの取れた食事、そして、先ほど御質問がありました見守りというようなことで大変喜ばれている事業でございます。この枠を広げられないかという御相談でございます。今、私どもが考えておりますのは、それぞれ補助事業の縛りなり、この食の自立支援事業につきましても、それぞれの目的がございますので、その判定と申しますか、その基準にどうしても満たらない、しかしながら配食が必要だと思われる方につきましても、今、社会福祉協議会の方でそのような独自にですね、そのような配食の事業を展開できないかということをお話しているところでございます。実績については、あともってお答えしたいと思います。

○建設課長（中迫哲郎君） 危険廃屋でございますが、公募、広報とかしまして、まず事前審査というようなことで相談を受けまして、職員が現地を確認しまして、そういう該当する物件かというのを調査いたしまして、それから申請書を出していただいてですね、交付決定を行うというようなことで、その後、30日以内に市長に交付申請書を提出するといような流れになって、解体後に完了届け、それから補助金の交付というようなことになっております。その中で、年度末になりますと、どうしても予算の関係上ですね、件数を翌年末というようなことにですね、今待機が8件ほどございますので、そういうところはちょっと年度内での処理がちょっと厳しい、できなかったという反省はありますけど、予算の範囲内というようにですね、今後はストックではございませんが、そういう予定がありましたらですね、次年度へですね、そういうのも反映させていきたいと考えております。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（立平利男君） 幾つかお伺いいたしますが、まず予算書の13、14、15、市民税、固定資産税、軽自動車税の滞納額繰越がそれぞれありますが、繰越額が大体どれぐらいかお示しをいただきたいと思っております。

それと30ページの総務費負担金ですが、都城市派遣職員給与負担金という、ここ説明いただければと思っております。

それと94ページになりますが、説明資料でいくと83ページ、健康審査受診率向上対策自治会報償金ということで、昨日、施政方針の中でも説明があったわけですが、受診率65%を目指して報償金を集落ごとに支給するという。これについて違法性はないのか。それだけをお伺いいた

します。

○総務課長（溝口 猛君） まず、予算書30ページ、都城市派遣職員給与負担金でございます。これにつきましては、都城との定住自立圏構想の中で職員の人事交流をするという流れになりまして、本市から都城市に一人、都城市から本市に一人という形での人事交流をする予定でございます。従いまして、派遣する職員の給与の分を都城市の方から歳入で負担金としていただくというようなことでございます。

○保健課長（若松光正君） 受診率向上対策についてでございます。この健康審査受診率向上対策は、前の説明にもございましたが、地域ぐるみで受診率向上を目指し、受診率の達成率や受診の人数をもとに自治会ごとに報償金を交付するというような仕組みでございます。40歳以上の方でございましたら国保に関係なくほかの社会保険の方、長寿検診の方というようなことで、全員参加といたしますか、対象となるというような受診勧奨でございます。このことにつきまして、その実績に基づいた報償費ということでございます。違法な方法というようなことでは考えていないところでございます。

○税務課長（小辻一海君） お答えいたします。

滞納繰越分でございますが、1月末現在で個人市民税のほうは4,829万3,355円、それから法人市民税のほうは163万9,259円、それから固定資産税のほうは1億4,558万4,292円、軽自動車税のほうは881万7,372円になっております。

以上でございます。

○10番（立平利男君） 税務課長、徴収率をどれぐらい予想されておりますか。

○税務課長（小辻一海君） 徴収率のほうにつきましては、現在のところ、1月現在ですと見てみますと、軽自動車税と個人市民税が前年度1月末をクリアしていないところでございますが、この分については、担当係と協議していますところ大丈夫だということでありますので、去年からしますと大体全体で0.07%ぐらい見込んでいるところでございます。

前年度を上回っているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○24番（野村公一君） 1点だけで結構ですが、昨日でしたか、施政方針を聞かせていただきました。その施政方針を基に今日の予算があがってきたものと承知をしておりますが、この180億2,000万円、この予算を消化することによって昨日市長が述べられた施政方針、これのおおよそどれぐらい施政方針が達成をされていくのか。査定をされた一つ財務課長にお伺いをいたします。

○財務課長（野村不二生君） 施政方針をもとにといたしますか、当初予算編成方針等を立てまして、そのあと市長等のいろいろな方針、また企画政策課との協議等を踏まえながら予算を編成したところでございます。施政方針のどれだけを達成するかという点につきましては、十分現在のある予算の中で組み入れて対応したつもりでございますけれども、そのすべてをできるというのはなかなか難しいと思っておりますが、これからまたいろいろな当初予算の審議をいただく中でいろいろな御指摘等もあろうかと思っておりますけれども、それらは足りない分についてはまた市長の

ほうが判断をされて補正等で組んでいかれるというふうに、今私は認識しております。その中で、財務課としましては、財源等を見つながら予算編成を今後さらに進めていかなければならないのかなというふうに思っております。

○24番（野村公一君） 言わんとするところが届いてないようで、それはそうでしょう、同じ質問を市長、あなたに申し上げます。

それから、施政方針の中の教育行政、これもこの教育予算の中でどれぐらい施政方針の項が、目的が達成されるか。あのそんな小さな数字は入りません。正直な気持ちを教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま財務課長のほうで答弁がありましたように、現況の事業等の積み上げをしながらこの予算編成は基本的にされているところでございます。当然、その積み上げに関しましては、私自身のマニフェストに基づくものというものを基本にしておりますので、昨日、お話申し上げました施政方針の内容を十分に盛り込んだ予算ということにはなろうかと思っております。ただ、方針ということにつきましては、前段の全体的な目標設定ということにつきましては、高いレベルのものを提示しておりますので、そのものについて目指していくというような表現がかなり多かったと思っておりますので、目指していくんだということの御理解をしていただければと思っております。後段の具体的な事業内容につきましては、先ほども申しましたように、マニフェストに基づく内容が裏付けされた事業展開となっておりますので、そのことにつきましては、当年度におきましてその予算の範囲内での達成をしていくということになろうかと思っております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

大体7割から8割ぐらいは近づきたいなと。と申しますのは、この生涯学習課関係の事業などにおきますと、例えば、自主文化事業をしたいというようなときに、呼びたい人が大変有名であったり、素晴らしい人であったりすると、ついもうあるところで手を打たなければならないみたいな、あの人が来てほしいけどな、でもなかなか予算がうまくないかないというようなことで、内容の吟味等をしなければならない部分も出てくると。そして、これもまた生涯学習課関係でございしますが、以前、ある議員からセカンドブック事業というようなことも考えていっていいんじゃないかと。私も関係課と検討いたしますというようなことを申し上げましたが、今回、その資料にありますように、図書館管理システム機器の更新事業等などのほうが先じゃないかなということを議論いたしまして、セカンドブック事業等は割愛せざるを得なかったというようなこともございまして、それから、教育総務課関係では、教職員の住宅改築事業というのものもあるわけですが、これも年次的にしていかなきゃならないということで、運のいい人は、運のいい管理職はすぐできあがってそこへ入れるということはあるんですが、3年、4年いたけどどうともう手がつかなかったというような状態で、やや気持ち的にですね、落ち着かない状況といたしますか、不便を来たしながら志布志市を出ていかれたということもあるわけでございまして、こういうものにつきましては、どうしても金額が嵩みますので、一遍に100%というわけにはいかないということもありますので、私といたしましては、7割から8割ぐらいは大体目的を達成できるのではなから

うかと、こういうふうに思っております。なお、そういう場合は、これは当然自然災害等はないことを前提としておりますので、学校等はまた台風でもまいりますと、それでまた修理、保全というようなことが出てきますので、通常の状態が続いた場合というふうに考えておきまして、できるだけ子どもたちの教育環境整備を今後関係課にもお願いをして進めていきたいと、こういうふうに考えております。

○24番（野村公一君） 市長も今回で市長になられて6回目ですかね、編成は、予算編成はね。予算を立てていく、自分の行政の思惑通りに予算を仕立てていく、そして、その予算をしっかりと消化をしていく。これが理想だろうと思うんですよ。市長の答弁を聞いてますと、何か自信のない答弁であります。むしろ私は、いや、今年はこれでしっかりやれますと、自分の思ったとおりの予算措置ができましたという、私は答弁が返ってくればなと願っておったんですが、もう無理は申しません。そういう気持ちで我々に接して欲しいと。どうだろうか、どうだろうかじゃなくて、70でも80でもパーセントはいいですよ。いい予算措置ができましたという表明をして欲しい。我々はあなたがすることに反対じゃないんですよ。いい予算措置ができたということは、市民の皆さんにいい仕事をしてあげられるということです。それに議会は反対はしません。そういう意味でしっかりとした答弁をお願い申し上げたい。もう1回どうぞ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身2期目の2年を過ぎて3年目を迎えるということの予算編成になっているところでございます。そのような意味合いからいけば、当初、本当に私が描いたような、私が思っているようなまちづくりというものを市民の皆さん方に御理解いただけるんだらうかというような不安もあってやってきたところでございました。私自身、昨年、一昨年来、日本一のまちづくりをしようということのお話を申し上げ、そして、そのことについての様々な事業の組み立てをしてきたところでございますが、当初においては、とてもそんなものはできるはずはないというような御意見が多々あったところでございます。しかしながら、現段階においては、そのことが可能じゃないかというふうに思われる市民の方々も多数出てきておられるということについては、本当にありがたいなというふうにつくづく思うところでございます。

そのような意味合いから、財源が限られている中で、私どもはできるものから取り組んでいこうというような形での今回も御提案させていただいているということでございます。

どうぞそのことを御理解いただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第29号は、それぞれの所管の常任委員会に付託いたします。ここで、トイレのため4時10分まで休憩いたします。



午後4時04分 休憩

午後4時11分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

はじめに、保健課長から答弁の申し出があります。

○保健課長（若松光正君） 先ほど小野議員のほうから御質問のございました、配食サービスにおける事件と申しますか、そういうものがなかったかというお問い合わせでございます。7件ございました。内訳でございますが、死亡発見が1件、具合の悪い人等の発見が6件ございました。その他でストーブの消し忘れや夜間の火の消し忘れ等がございました。やはりこの見守りということでは、どのような状況、緊急状況になるかということがございますので、大変配食サービスは有意義な事業だと思っております。



日程第20 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第30号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第30号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（若松光正君） それでは、議案第30号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は170ページからでございます。説明資料は152ページからでございますので、御参照いただきたいと思います。

平成24年度予算総額は、国民健康保険被保険者数及び医療費等を考慮し、歳入歳出それぞれ47億2,886万8,000円となり、前年度当初予算と比較しますと2億3,687万9,000円、5.3%の増となっております。

それでは、予算書の176ページをお開きください。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険税の医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分で7億4,300万円を計上しております。

179ページ、180ページの国庫支出金が14億7,670万円、181ページの療養給付費等交付金1億6,071万3,000円、182ページの前期高齢者交付金7億5,509万4,000円、183ページ、184ページの県支出金2億4,940万2,000円、185ページの共同事業交付金6億8,468万5,000円をそれぞれ計上しております。

187ページの一般会計繰入金は、保健基盤安定繰入金として2億444万6,000円、事務費等繰入金2,200万円、出産育児一時金等繰入金1,960万円、財政安定化支援事業繰入金7,096万1,000円、その他繰入金5,000万円を計上しております。

188ページの基金繰入金は8,000万円、189ページ、繰越金は2億円を計上しております。

次に、歳出でございますが、主なものといたしまして、197ページから201ページまでの保険給付費につきましては、31億1,022万5,000円計上しております。

197ページの一般被保険者療養給付費25億4,000万円、退職被保険者等療養給付費1億4,700万円、198ページの一般被保険者高額療養費3億3,000万円、200ページの出産育児一時金2,941万5,000円等となっております。

202ページでございます。後期高齢者支援金等として、5億2,906万9,000円、205ページの介護納付金2億5,753万2,000円、206ページの共同事業拠出金7億3,087万4,000円、207ページ、208ページの保健事業費5,203万4,000円、213ページの予備費、677万3,000円をそれぞれ計上しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

○23番（福重彰史君） それじゃ1点だけお伺ひいたします。

国保税ですけれども、6月に本査定ができるんじゃないかなというふうに思いますが、今回、法定外の繰入金5,000万円、そしてまた、基金からの取り崩し8,000万円、これをもっていわゆる保険税の引き上げと、いわゆる今回は保険税が据え置きなんだというふうに理解をしいものか。

○保健課長（若松光正君） 国保税につきましては、23年中の所得によりましての算定ということがございますが、ほかの歳出歳入等につきましては、前期高齢者交付金につきましても20年度からその出てきている交付金ですが、シミュレーションが、制度がましてきておりますので、それに基づいての額ということで、実際の交付金に近い額を計上しているところでございます。共同事業拠出金、交付金につきましても国保連合会の概算通知の額でございますので、そのほかの予算については大きな変動はないということで、今回、予算を計上させていただいたところでございます。

○市長（本田修一君） 補足してお答えいたします。

前年度と同様に5,000万円の一般会計からの繰り入れということの24年度の国保の財政ということになったところでございます。財政が健全化するような健康増進運動には、一生懸命取り組んできているところでございますが、23年度においては、若干給付費がよそより上回ったということではありますが、3%ほど上回ったということでございますが、今までお願いしておりました繰り入れで賄えることができるということで、保険料の改定はしなくていいというようなことで今回の御提案ということでございます。

よろしく申し上げます。

○23番（福重彰史君） そのことにつきましては、評価をしていきたいというふうに思うところがございます。

そこで、あとこの基金ですね、基金の残がどれだけあるのかお伺いいたしたい。

○保健課長（若松光正君） 23年度末の基金の残高が1億40万円ということでございます。これから24年度の基金取り崩しを8,000万円ということで、今回計上しておりますので、残り約2,000万円ということが基金の24年度の残高というようなことで考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 市長、今医療費がどんどん増大していく中で、例えばですよ、保険証を1回も使わなかった方に対する何らかの還元をしていくと、そういう考え方、あるいは議論はないのかですね、内部で。こういう取り扱い、これは私の考え方ですよ。まあそういうことのような議論は内部でされていないのかですね、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

24年度の新たな健康増進運動について、ただいまお話がありましたような内容についての議論はしたところでございます。しかしながら、別途事業を組み立てながら制度の安定化に向けて、また制度の健全化に向けての取り組みが可能ではないかということで、今お話がありましたようなことについては取り組みは考えないことになったところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長、ほかのところ、他の他市町村もこういう考え方全然してないわけですよ。やはり何かですよ、そういう志布志市独自の医療費抑制とそのそういうのを市民の皆さんが医療費が、医療を使わないことによってそれなりのものが還元できるんだと、そうなる何らかの形で健康づくりしていくというふうに思うわけですよ。何かそういうものも内部で議論をしていていただきたいなというふうに思います。

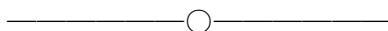
○市長（本田修一君） 今、お話になりました御提案の内容につきましては、本当にみな健康になろうねと、病院になるべく行かんようにしようよねという形での推進にはひとつはなるんじゃないかなというふうな観点から議論はまあしてきたところでございました。しかし、取り組みとするとすると、少しハードルが高いとか、難しい面がかなりありそうでしたので、今回はできる内容から取り組んでいこうということでございますので、今後、またそのことにつきましては、内部で協議をさせていただければというふうに思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第21 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第31号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予

算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第31号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（若松光正君） それでは、議案第31号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は215ページからでございます。説明資料は158ページからですので、御参照いただきたいと思っております。

平成24年度予算総額は、歳入歳出それぞれ3億3,280万3,000円となり、前年度当初予算と比較しますと780万2,000円、2.4%の増となっております。

予算書の219ページをお開きください。

歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料1億6,730万円、221ページの一般会計繰入金ですが、1億6,003万9,000円、223ページから227ページまでの諸収入310万4,000円を計上しております。

次に、歳出の主なものとしましては、230ページの広域連合納付金3億2,268万8,000円、231ページ、232ページの保健事業費606万9,000円を計上しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

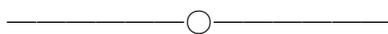
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。 質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第22 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第32号、平成24年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第32号、平成24年度志布志市介護保険特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市介護保険特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○保健課長（若松光正君） それでは、議案第32号、平成24年度志布志市介護保険特別会計予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

予算書は237ページからでございます。説明資料は159ページからですので、御参照いただきたいと思っております。

平成24年度予算総額は、歳入歳出それぞれ37億7,468万9,000円、前年度と比較しまして4億1,359万7,000円、12.3%の増となっております。

歳入の主なものとしましては、243ページになります保険料ですが、第1号被保険者に関する保険料を5億5,100万円計上しております。

245ページ、246ページの国庫支出金につきましては、保険給付費に対します国の負担金と調整交付金、地域支援事業の負担分を10億7,653万7,000円計上しております。

247ページの支払基金交付金につきましては、保険給付費及び地域支援事業に対します第2号被保険者の負担分を10億6,482万6,000円計上しております。

248ページ、249ページ、250ページの県支出金につきましては、保険給付費及び地域支援事業に対します県の負担分と県の財政安定化基金の取り崩しに伴う交付金で5億8,110万6,000円計上しております。

251ページの一般会計繰入金でございますが、保険給付及び地域支援事業に対します市の負担分と事務費の繰り入れを4億7,631万4,000円計上しております。

次に、歳出でございますが、主なものとしましては、保険給付費でございます。

257ページ、258ページの要介護1から5の認定を受けている方の給付費でなる介護サービス等諸費、259ページ、260ページの要支援1、2の認定者に対する給付費の介護予防サービス等諸費、261ページの審査支払手数料のその他諸費、262ページの自己負担額が所得状況により定められた一定額を超えた場合に支給する高額介護サービス等費、263ページの介護保険と医療保険、両方の年間の自己負担額を合算して、限度額を超えた場合に支給される高額医療合算介護サービス等費、264ページの介護保険施設等における居住費や食費の自己負担につきましては、所得に応じて上限が設けられていまして、これを超える部分を給付する特定入所者サービス等費、これらを併せまして36億5,333万円を計上しております。

265ページの財政安定化基金、償還金は、平成23年度貸し付けを受けました県の財政安定化基金3,000万円に対する本年度分の償還金でございます。

次に、支援事業費でございますが、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針が一部改正され、介護予防、特定高齢者施策については、二次予防に係る事業、介護予防、一般高齢者施策については、一次予防に係る事業とされましたので、当初予算からこの事業名称を用いております。

それでは、268ページをお開きください。

介護予防事業費は、一次予防事業費、二次予防事業費に係る事業費でございます。

269ページ、270ページの包括的支援事業、任意事業費につきましては、二次予防高齢者の介護予防プラン作成に關します介護予防ケアマネジメント事業費や総合相談事業、権利、擁護事業、見守りの必要な方の配食事業、緊急通報装置の整備などがございます。

271ページの予備費は3,631万5,000円を計上しております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第23 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第23、議案第33号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第33号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 議案第33号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算について、補足して御説明を申し上げます。

平成24年度下水道管理特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億1,464万9,000円となり、前年度当初予算と比較しますと527万円、1.6%の減となっております。

予算書は280ページから、予算説明資料は163ページをお願いいたします。

歳入の主なものといたしましては、下水道使用料を6,000万円、一般会計からの繰入金1億7,513万3,000円、農林水産業債の資本費平準化債を7,700万円計上いたしております。

次に、歳出の主なものといたしましては、総務管理費は職員2名分の人件費、市内に4つの4地区の浄化センターの維持管理に要する経費などあわせて8,246万8,000円を計上いたしております。そのほか、地方債の元利償還金2億3,118万1,000円、予備費を100万円計上いたしております。

以上でございます。どうかよろしくお願ひいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。

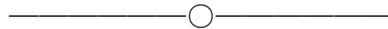
質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第33号は、文教厚生常任委員会に付託いたします。



日程第24 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第24、議案第34号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第34号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

今回の当初予算は、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ283万9,000円と定めるものであります。

それでは、歳入歳出予算の主なものにつきまして説明を申し上げます。

予算書の302ページをお開きください。

歳入の繰入金は、一般会計繰入金を252万5,000円計上しております。

306ページをお開きください。

歳出の公債費は元金を179万6,000円、利子を72万9,000円計上しております。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第34号は、産業建設常任委員会に付託いたします。



日程第25 議案第35号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第25、議案第35号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第35号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算について説明を申し上げます。

本案は、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算を調製したもので、地方自治法第211条第1項

の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 議案第35号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算につきまして、補足して御説明申し上げます。

平成24年度国民宿舎特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億903万1,000円となり、前年度当初予算と比較しますと461万7,000円、4.1%の減となっております。

予算書は309ページから、当初予算説明資料としては164ページでございますので御参照いただきたいと思っております。

歳入の主なものとしましては、指定管理者からの納入金としまして、公営企業収入2,000万円、一般会計繰入金を8,872万6,000円計上しております。

歳出の主なものとしましては、施設修繕料を含む国民宿舎の維持管理に関する経費としまして、管理費を579万6,000円、地方債の償還金を元利1億273万5,000円計上しております。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

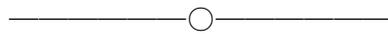
○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、総務常任委員会に付託いたします。



日程第26 議案第36号 平成24年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第36号、平成24年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第36号、平成24年度志布志市水道事業会計予算について説明を申し上げます。

本案は、志布志市水道事業が作成した予算の原案に基づき平成24年度志布志市水道事業会計予算を調製したもので、地方公営企業法第24条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○水道課長（木佐貫一也君） それでは、議案第36号、平成24年度志布志市水道事業会計予算について、補足して御説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

第2条の業務の予定量ですが、これは当該年度の企業としての活動の基本目標、事業量の予定

を示すものでございます。給水戸数1万7,000戸、年間総給水量572万3,000立方メートル、1日平均給水量1万5,679立方メートル、主要な建設改良事業として上水道施設整備改良事業を掲げております。

第3条の収益的収入及び支出ですが、これは当該年度の経営活動に伴い、発生すると予定されるすべての収益と費用を計上するものでございます。収入としまして、サービス提供の対価としての水道料金をはじめとして、5億7,281万3,000円を計上し、水道料金を得るための費用である職員関係費、労力費等の支出として5億4,716万2,000円を計上しております。

予算書の2ページをお開きください。

第4条の資本的収入及び支出ですが、これは住民サービスの維持と将来の利用度の増数に対処するための施設の整備改良費、これらの改良費に要する資金としての企業債、現在の企業債の元金償還等の予定を示すものでございます。収入の主なものとしましては、企業債、負担金、工事負担金等であり、総額1億6,969万7,000円計上し、支出につきましては、水源地施設整備を行い、また上水、簡水の老朽管の布設替え工事や国・県道を含む道路改良工事等による布設替えに係る費用として、総額6億3,266万8,000円を計上しております。

なお、資本的収入額が資本的支出額に対し、不足する額4億6,297万1,000円は、過年度分損益勘定留保資金8,820万円、当年度分損益勘定留保資金1億8,982万3,000円、固定負債394万3,000円及び当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,359万3,000円、減債積立金5,372万4,000円、建設改良積立金1億368万8,000円で補てんするものでございます。

説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、産業建設常任委員会に付託いたします。

—————○—————

○議長（上村 環君） お諮りします。

日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第27、諮問第1号及び日程第28、諮問第2号につきましては、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。

—————○—————

日程第27 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第27、諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第1号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年6月30日をもって任期が満了する春日敏彦氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

春日敏彦氏の略歴につきましては、説明資料の48ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

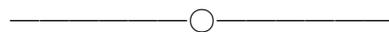
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第1号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号は、適任とすることに決定されました。



日程第28 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（上村 環君） 日程第28、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて説明を申し上げます。

本案は、平成24年6月30日をもって任期が満了する山裾律子氏を引き続き人権擁護委員に推薦したいので、議会の意見を求めるものであります。

山裾律子氏の略歴につきましては、説明資料の49ページに記載してございます。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。諮問第2号は、適任とすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第2号は、適任とすることに決定されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日から3月7日までは、休会とします。

3月8日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時54分 散会

平成24年第1回志布志市議会定例会（第3号）

期日：平成24年3月8日（木曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第1号 志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第3 議案第2号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第4 議案第3号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第4号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）
- 日程第6 議案第5号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第7 議案第6号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）
- 日程第8 一般質問
 - 坂元 修一郎
 - 鬼塚 弘文
 - 玉垣 大二郎

出席議員氏名（24名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 平 野 栄 作 | 2 番 下 平 晴 行 |
| 3 番 西江園 明 | 4 番 丸 山 一 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 毛 野 了 | 10 番 立 平 利 男 |
| 11 番 本 田 孝 志 | 12 番 立 山 静 幸 |
| 13 番 小 野 広 嗣 | 14 番 長 岡 耕 二 |
| 15 番 金 子 光 博 | 16 番 林 勇 作 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 上 村 環 |
| 21 番 鬼 塚 弘 文 | 22 番 丸 崎 幹 男 |
| 23 番 福 重 彰 史 | |

欠席議員氏名（1名）

24 番 野 村 公 一

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|---------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 清 藤 修 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 課 長 溝 口 猛 |
| 情報管理課長 徳 満 裕 幸 | 企画政策課長 武 石 裕 二 |
| 財 務 課 長 野 村 不二生 | 港湾商工課長 萩 本 昌一郎 |
| 市民環境課長 竹之内 宏 史 | 税 務 課 長 小 辻 一 海 |
| 福 祉 課 長 木 屋 成 久 | 保 健 課 長 若 松 光 正 |
| 農 政 課 長 上 原 登 | 耕地林務水産課長 井 手 佐喜雄 |
| 畜 産 課 長 山 田 勝 大 | 建 設 課 長 中 迫 哲 郎 |
| 松山支所長 溝 口 敏 久 | 志布志支所長 外 山 文 弘 |
| 水 道 局 長 木佐貫 一 也 | 会 計 管 理 者 中 崎 秀 博 |
| 農業委員会事務局長 堀 苑 智 之 | 教 育 総 務 課 長 津 曲 兼 隆 |
| 学校教育課長 金 久 三 男 | 生涯学習課長 米 元 史 郎 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 今 井 善 文 | 次長兼議事係長 仮 重 良 一 |
| 調査管理係長 坂 元 正 知 | 議 事 係 武 田 賢一郎 |

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。

○
日程第2 議案第1号 志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第1号、志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第1号、志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定についての審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部からの補足説明として、本事業は旧志布志町において国庫事業の生産振興総合対策事業により実施されてきたが、合併協議において市が直接貸し付ける制度については、廃止の方向で協議がなされ、合併時において貸し付けを受けた者からの貸し付け相当額の市への納付金を整理する目的で現行の条例を平成18年に施行し、平成20年度ですべての償還が完了した。

この間、県に対し事業終了に伴う基金の廃止と、補助金の償還について、国との調整を依頼していたが、協議が調ったため今回の提案に至ったものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、利子の精算はいつしたのかとただしたところ、3月29日に通帳を解約し、3月30日で廃止を施行する計画であるため、本年の利子については、金融機関に3月29日分までの計算をしてもらったところである、との答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第1号、志布志市特別導入事業基金条例を廃止する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第1号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第3 議案第2号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、17番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

本委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から担当課長、局長、ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い、報告いたします。

はじめに総務課及び選挙管理委員会分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、第2表、繰越明許費のうち消防費591万2,000円は、国の第3次補正予算の成立に伴い今回補正をするが、納期に3か月ほど要するため繰り越すものである。

歳入では、消防費国庫補助金の消防防災施設等整備費補助の減額は、耐震性貯水槽を4基計画していたが、2基分しか計上できなかったため2基分を減額、消防団安全対策設備整備事業は、消防団の簡易無線機購入に対する補助金として、197万円を増額、県支出金の選挙費委託金の減額は、県議会議員選挙費交付金の確定に伴うものである。

歳出では、消防費のうち非常備消防費の費用弁償は、消防団の出動手当分を減額、工事請負費は耐震性貯水槽に2基分を減額、備品購入費は消防団活動用の簡易無線機68機分を増額した。災害対策費は、東日本大震災支援に係る職員派遣費324万4,000円を減額する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑、答弁の主なものについて、申し上げます。

国の補正の決定が本市に伝えられたのはいつか、また無線機購入になぜ3か月にかかるのかた

だしたところ、交付決定が伝えられたのは、2月1日であった。無線機購入については、全国的に要望が多く通常は1か月の所が現在は3か月待ちになっている、との答弁でした。

貯水槽が4基から2基に減ったことによる影響はないかとただしたところ、あとの2基については、24年度で計画をしている。それまでは、消火栓やタンク車で対処できる、との答弁でした。

また、農村部では畑かんの水を消防に利用できないかとただしたところ、水道本管の通っていない所では、既に畑かんの水を活用している、との答弁でした。

東日本大震災へ派遣された職員の貴重な体験を今後の本市の防災対策に生かすべきではないかとただしたところ、庁内の職員研修や自治会の会合、消防の規律訓練、PTAの会合等でも報告をして今後に生かす活動をしている、との答弁でした。

県議会議員選挙の報酬の減額の理由をただしたところ、投票立ち会い人の欠席を予想して予備的に計上をしていたが、その必要がなかったため減額する、との答弁でした。

以上で、総務課と選挙管理委員会分を終わり、次に、財務課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、今回の補正予算は、総体で既定の予算から2億2,471万4,000円を減額し、総額を194億5,484万5,000円とする。繰越明許費は、9事業で3億8,973万8,000円である。債務負担行為の変更は、曾於南部土地改良区の日本政策金融公庫からの借入金が確定したための補正である。

地方債の補正は、小・中学校の耐震補強事業の1億1,060万円で明許繰越しの事業である。そのほかの地方債の変更は、それぞれの事業費確定によるものである。

また、財務課分としては、歳入の財政調整基金繰入金1億1,498万4,000円の減額は、事業費確定や執行残等による繰り戻し、施設整備事業基金繰入金と地域づくり推進基金の繰入金は、充当していたそれぞれの事業の確定による減額である。

市債は、各事業の確定に伴い1億930万円を増額し、24億3,350万円とするものである。

今年度の合併特例事業の主なものは、消防署建設事業4億3,450万円、文化会館リニューアル事業を1億1,010万円である。その結果、平成23年度末の合併特例債発行額は、58億1,320万円となり、予定総額95億円の61.2%となる見込みである。

歳出では、総務費の積立金は財政調整基金を3,316万9,000円、減債基金を1億円、施設整備事業基金を2億5,000万円増額、公債費は、地方債償還金の利息分1,101万3,000円を減額するものである。

なお、平成23年度末の地方債残高見込み額は、245億6,962万2,000円となる見込みである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑、答弁の主なものを申し上げます。

合併特例債は、残り37億円ほどあり、町の活性化につながる使い方をすべきと考えるが、庁舎内でそのことの協議をしているのかとただしたところ、これまでは消防署建設や畑かんの繰上償還など財政を圧迫しない使い方をしてきたが、今後は市長の施政方針や議員の提案等を勘案しながら、企画政策課を中心に町の活性化につながるよう協議を進めていきたい、との答弁でありま

した。

以上で財務課分を終わり、次に税務課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入では市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税がそれぞれ増額になり、市税を1億1,510万円増額する。そのうちたばこ税については、東日本大震災で工場が被災し、一次供給が停止し、銘柄や数量が制限されたが、一昨年10月にたばこ税の引き上げがあり、一時的な落ち込みはあったものの昨年10月以降は前年度に比べ増加に転じている。

歳出では、税務総務費は執行残による減額、賦課徴収費の償還金利子及び割引料は、固定資産税の非課税申告に伴い、償還金が増加したため増額するものであるとの説明がありました。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑、答弁の主なものについて申し上げます。

税の滞納者と給食費等の滞納者は同一の場合があると思うが、そのような人に対する徴税の在り方について、庁内で議論しているかとただしたところ、市の債権対策委員会の中で検討している、との答弁でした。

また、共有名義の資産についての取り組みはどうなっているかただしたところ、現在台帳整理中で、来年度からデータ入力を計画している、との答弁でした。

以上で税務課分を終わり、次に企画政策課分について、申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入では県支出金の総務費県補助金105万円は、歳出の企画費に充当をする。財産収入のうち、土地売り払い収入の減額は、森山団地1区間分の売却見込みがないための減額である。寄附金405万5,000円は、ふるさと志基金へ充当する。

また、歳出では、企画費の負担金補助及び交付金は、南九州地域及び熊毛地域活性化推進協議会の活動休止による減額、ふるさと志基金は505万5,000円を増額、自治振興費の負担金補助及び交付金は、執行見込みがないため減額する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

ふるさと志基金のこれまでの推移と累計についてただしたところ、件数は増えているが、金額は伸びていない。累計金額は、約3,018万円である、との答弁でした。

ブランド推進事業の減額の内容をただしたところ、準備段階で東京在住のアドバイザー5名をお願いしていたが、そのうち4名が本市へ移住されたため減額したとのことでした。

また、進捗状況をただしたところ、単年度で結果が出るものでもないので、今後いろいろな分野で議論を深めていかなければならない、との答弁でした。

自治会の統合分割について、自治会長や公民館長が十分理解していないのではないかとただしたところ、自治会長や公民館長には、「新しい枠組み」という言葉を使って説明をしている。単純に地理的なことや戸数だけで統合や分割はできないので、年齢構成や高齢化率、自治会の財産の有無等のデータを整理して統合または分割を進めなければいけないのではないかと考えている、との答弁でした。

合併特例債の予算執行の在り方についての考え方をただしたところ、企画政策課で事業調整をし、主要事業を決めて財務課と協議しながら進めていく、どの事業も一つの課だけではできない面もあるので、管理する課と協議をして効果的に活用していきたい、との答弁でした。

以上で企画政策課分を終わり、次に港湾商工課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入の雑入209万5,000円の減額は、プレミアム商品券の販売予定額2億円に対して、1億9,790万5,000円の販売実績だったことによるものである。

オラレ収入金は、年間売り上げ10億円に対する3%の収入金3,000万円を予定していたが、売り上げが8億円にとどまり、収入金が2,400万円と見込まれることにより、600万円の減額となる。

歳出では、商工総務費の積立金602万7,000円の減額は、蓬の郷振興基金の利子のほかは、オラレまちづくり基金の減額によるものである。

商工業振興費の負担金補助及び交付金は、企業立地促進事業で予定していた2社のうち1社しか雇用促進補助金の雇用要件に該当しなかったこと等により429万円減額する。

観光費は、304万1,000円の減額だが、主なものはまちあるき観光客用駐車場及びトイレ、休憩所用のプレハブ賃借料が県の魅力ある観光地づくり事業で整備できたため不用となったためである。港湾振興費の負担金補助及び交付金は、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナルのコンテナ貨物が増える見込みとなったため増額するものである。

港湾建設費は、県の事業費の減額に伴う市の負担金4,838万2,000円の減額である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

それでは、質疑、答弁の主なものを申し上げます。

オラレ収入金の減額による影響をただしたところ、2,400万円は市に入ってくるので、償還には影響ないが、3,000万円に近いほど商工業の振興や教育関係への利活用もできると考えている、との答弁でした。

企業立地促進事業の減額の理由をただしたところ、雇用促進事業で2社のうち1社が派遣社員を雇用したために補助の対象にならずに360万円が申請できなかったのが主な原因である、との答弁でした。

国際コンテナターミナル利用促進事業の補助金は、誰に支払われるのかただしたところ、荷主が申請をし、実績に基づきその荷主に支払われる、との答弁でした。

以上で港湾商工課分を終わり、次に、情報管理課分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳入では地域通信基盤設備使用料は、九州総合通信局から光ファイバー施設を電気通信事業者に貸し付ける場合、行政財産として管理するよりは物品として分類することが適当であるとの指導を受け、総務使用料から物品貸し付け収入に予算科目の組み替えをするものである。

歳出では、地域情報通信基盤整備保守管理事業は、当初4月からの1年間分を計上していたが、7月からの開始となったため期間の短縮により減額する。

電算システム管理整備事業は、共同入札による減額、地上デジタル放送難視地区対象事業は、

当初200世帯を見込んでいたが、最終的に92世帯が対象になり302万4,000円を減額、地域情報通信基盤設備活用事業も7月からの事業開始となり、期間短縮のため減額する。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

質疑と答弁の主なものを申し上げます。

機器修繕の内容と、今後の見通しをただしたところ、告知端末の修繕は95件あったが、そのうち実際に修理が必要なのは46件であり、件数としては当初の予想より低かった。操作方法が分からなかったり、差し込みを入れたりしてリセットで直すこともあり、操作方法の周知が必要である、との答弁でした。

I R U契約は、10年間だがその後はどうなるのかとただしたところ、10年後に1年間の延長はできることになっているが、その後のことについては、いろいろな選択肢があるのでその時点で検討することになる、との答弁でした。

以上で情報管理課分を終わり、次に、会計課分について申し上げます。

補足説明として、歳入で預金利子115万8,000円を増額し、歳出で印刷製本費7万8,000円と、修繕費35万8,000円を減額するとの説明があり、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

監査委員事務局分について申し上げます。

補足説明の主なものとして、歳出の監査委員費14万円の減額のうち主なものは、旅費12万6,000円であるとの説明がありました。

質疑として、なぜ不用になったのかとただしたところ、出席日数が予定より少なかったことと、航空運賃の安いものを利用したためであるとの答弁でした。

以上で監査委員事務局分を終わり、次に、議会事務局分について申し上げます。

補足説明として、歳出は、総額495万円の減額で、主なものは費用弁償で当初で余裕をもって組んでいたため不用分を減額する。また、航空運賃については、早割やホテルパック等を利用したため不用額が生じているとの説明がありました。

主な質疑として備品購入費の43万6,000円の減額の理由をただしたところ、議場内のモニターが割安で購入できたためであるとの答弁でした。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっています議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、耐震関係では新たに3次補正もあり、これで全部終わるのか、残りはどのようにしているのかとただしたところ、今回は松山、潤ヶ野、有明の各小学校であり、その後小学校では香月小、志布志小、有明小の校舎、潤ヶ野小屋体、野神小の校舎、尾野見小、伊崎田小、香月小の校舎、松山中屋体が平成27年度の終了の予定であるとの答弁でありました。

就学援助の関係で23年度税法の改正で年少扶養家族の廃止があり、就学援助は住民税非課税世帯が対象であるが、このことによって所得はあまり変わらない状態で課税世帯になった場合のそこに対しての考え方についてただしたところ、基本的には所得等を見ながら判断していく、約220万円程度の基準を設けているので、そこに達しない世帯については、援助の対象世帯であるということである。また、そのことが理由で市町村民税の課税世帯となった場合、税務課等と情報を共有しながら連携をとり配慮していくとの答弁でありました。

教育指導費の14節で自動車借上げ料の減額について、社会科見学の際、市のバスで運行したので減額とのことだが、社会科見学の内容とその理由は何かとただしたところ、小学校3・4年生を対象に主に社会科の学習のために社会科見学を行う。または、宿泊学習で大隅少年自然の家や霧島ふれあいセンターに行ったりする際、マイクロバス借上げをしてないと学校の行事が決まってからの市のバスが空いてない場合に予定どおり活動ができないこともあり、予算に計上している。市のバスが空いている場合は市のバスを活用する方法をとっているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。

次に、生涯学習課分について御報告いたします。

主な質疑といたしまして、文化会館のリニューアル事業について毎年出てくるが、大方これで終わりか、まだ新年度以降も出てくるのかとただしたところ、平成19年に文化振興課として文化会館のリニューアル事業として掲げたところ、総額7億程度であった。建て直しよりもその方がいいという方向性が出て、現在に至るまで各種のリニューアル工事を済ませてきた。まだ、手を付けていないものとして不足している駐車場の確保、また、いすが窮屈であることで改修がまだである。駐車場は、都市化に合わせて総体的に考え、いすについては、改修が床も同時にしなくてはならないこともあって、今回のリニューアルでは見合わせたいとの答弁でありました。

自主文化事業で240万円の減の入場料の減額だが、毎年このような状況が続いていると考えているが、内容的な状況についてただしたところ、自主文化事業の公演委託については、ほかの事業のように設計額があってこの数字ということではなく、例年にならった形でおおむねこういう内容のものを実施したいということで予算を計上している。年度途中になってプロモーターから事業選択して、事業費を確定し、年度内で事業が確定していくことになる。今年は、計画どおりの本数、5本を実施したが、そのようなことでギャラについては、実際と差異が生じてくるので年度末で減額することとなる、との答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされました。

次に、市民環境課分について御報告いたします。

主な質疑といたしまして、し尿処理費の負担金補助及び交付金の合併処理浄化槽設置事業について、何人槽を何基計画して、何基設置したのかとただしたところ、浄化槽設置は当初5人槽が163基、実績150基、7人槽が当初35基、実績22基、10人槽が当初2基、実績4基であり、合計200基に対して176基の実績見込みである、との答弁でありました。

環境衛生費の委託料が水質検査を年4回実施する場所の選定、箇所数、その場所とした理由は何かとただしたところ、水質検査については、当初委託契約を結び、場所は市内の4河川、1河川で3箇所から6箇所、上流、中流、下流の方、そして河口を選抜している検査箇所数は21箇所、年4回実施している。これ以外に出てくる場合は、役務費による随時に契約し、専門業者に水質検査を行わせているところである、との答弁でありました。

以上のような質疑答弁がなされ、次に、福祉課分について御報告いたします。

主な質疑といたしまして、生活保護の関係で現在ケースワーカーは何人いて、世帯として何世帯生活保護の受給をされているのかとただしたところ、生活保護世帯は12月1日現在で371世帯、ケースワーカーは6名である、との答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、次に保健課分について、御報告いたします。

主な質疑といたしまして、介護予防支援事業で、介護認定の結果で要介護から要支援1と2となるのが多いと思っていたが、減っているということだが、これが実績となると、介護予防は進んでいると思う。実際の要介護から要支援になった方がプランは要らないということで、このようになっているのか。要介護から要支援に移る人が少ない状況なのかとただしたところ、介護予防支援事業の委託料の減について、介護支援計画は委託分と直営分があって、委託分は現在14事業所に委託している。事業所の作成したプランを市の介護予防支援事業で確認するため時間を要することもあるが、委託件数等は減ってきている状況にある。18年度の当初では、委託事業所分は6割、直営分が4割という状況であったが、現在では事業所分が3割、直営分が7割という状況であるとの答弁でありました。

母子保健事業で受診回数の14回が見込みを下回ったということだったが、ただ受診者が少なかったということかとただしたところ、健診対象者に当初300人見込んでいたが、280人程度であった。また、健診回数については、無料で14回受けられるということで、予算措置していたが、妊婦届の周数とかあって、実際の回数が減ってきたところである、との答弁でありました。

食の自立支援事業で不用額が351万8,000円と出ているが、内容的に途中で死亡者が出たとか、そのような関係はないのかとただしたところ、当初100人程度の利用者を予定していたところ、実績として月平均10人程度見込みを下回っての利用者であった。対象者が、一人暮らしの高齢者で食事を作ることが困難な方、となっているということで、実際要介護認定者、病弱、交通弱者、独居高齢者等であるが、途中死亡や年間を通してこれらの条件を満たす新規で支援する方が少なかった、との答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で全ての課を終えて、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、3月5日、委員全員の出席の下、執行部から関係課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、まず農業委員会分について御報告申し上げます。

補足説明として、歳入の農業委員会費補助事業と、農業者年金支給業務委託手数料の増額補正については、いずれも事業確定によるものであり、歳出の旅費減額は、委員等の総会や研修等への欠席などによる費用弁償の減が主なものである。概略以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、臨時職員賃金の48万円減額の内容についてただしたところ、農家台帳システム導入に伴う修正、入力等のために新たに臨時職員を雇うため予算化したが、緊急雇用対策事業の財源を充てて対応したため、その分減額するものである。新たに募集した3月まで雇用する臨時職員分であり、新年度においては、従来の臨時職員で対応するとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、建設課分について御報告申し上げます。

主な質疑といたしましては、公園の委託料と役務費手数料の減額の内容についてただしたところ、委託料の減額28万3,000円減額のうち、20万円はシルバー人材センターに委託している開田の里の除草分の不用額分である。手数料については、公園樹木への薬剤散布を例年数回実施しているが、本年度は害虫の発生が少なかったため、1回だけの散布になったための減額である。

また、公園トイレは、ほとんどが合併浄化槽であるが、志布志町の三角公園はくみ取り式であり、そのくみ取り手数料の実績による減額である、との答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、農政課分について御報告申し上げます。

主な質疑といたしまして、今農業分野において予算の関係で事業を打ち切るという事例が全国的に多いと聞くが、本市においてそういった事例がないかただしたところ、23年度の場合、降灰対策事業において希望が多く、県の予算枠に収まりきらないので、翌年度に調整してくださいという事例はあったが、事業費がなくて抑えられた、市の都合や農家側の都合で事業と打ち切ったという事例は聞いていない、との答弁でありました。

また、たばこの廃作農家の関係で、市としてどのような対応をしているかただしたところ、たばこ農家の廃作対策については、農家も交えて検討を重ねており、その中で国がたばこ廃作に伴うリース資源事業を立ち上げていることを説明した。

現在、たばこからかんしょやだいこんへの転換希望がある、との答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について御報告を申し上げます。

主な質疑といたしまして、治山事業について事業費の確定による減額だが、負担金補助及び交付金が増額となっている理由をただしたところ、今回の治山事業については、委託料と工事請負費については、市が事業主体となる事業分が実施に伴い精算され、負担金については、国の第4次補正予算に伴う、県営事業分の市の負担分であるとの答弁でありました。

また、森林整備木材産業活性化推進事業におけるふるさとの森再生事業と、力強い木材産業づくり事業の実施内容についてただしたところ、ふるさとの森再生事業については、高性能林業機械ザウルスロボ1台とハーベスタ1台を曾於地区森林組合が導入し、力強い木材産業づくり事業については、選別機の整備と土場舗装、フォークリフト3台、20tトラック1台、7tトラック1台、選別機の共販管理システムを1式、同じく曾於地区森林組合が導入しているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結しました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、振興事業補助金、全共出品強化対策事業の350万円の減額は、対象見込み頭数の減によるものである。施設整備事業補助金、海外悪性伝染病等防疫消毒ゲート設置事業の1,000万円の減額は、経営環境が厳しいことから見込み設置数の減によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、海外悪性伝染病等防疫消毒ゲート設置事業について、1基当たりの額と、市の補助率についてただしたところ、30万円から200万円の事業費である。プール式の消毒ゲートを設置する場合、路盤整備から必要であるため、事業費が上がってしまう。市の補助率は、22年度に2分の1で開始したが、設置が進まなかったため、本年度から補助率を3分の2にして実施している、との答弁でありました。

次に、全共出品強化対策事業の350万円の減額について原因をただしたところ、鉄平号については、助成促進対策では73頭ほど授精し、2月競り市までに雌牛が14頭ほど出荷されたが、市内に保留されるのが少なく、鉄平号の対象牛の導入が進まなかったとの答弁でありました。

また、鉄平号の評価が下がってきた原因と今後の見通しについてただしたところ、事業に取り組む前は評価が高いということで、ベタ付けになってしまい、ばらつきがあるということで市場の評価が下がっているということと、育種価については、サシの所は評価が高いが、その他の評価が今ひとつである。ベタ付けが済んだ後に種を付けた牛の枝肉評価が出てくるので、その結果によっては、評価がまた上がってくるという可能性があり、引き続き全共については、取り組ん

でいくとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結しました。

以上で全ての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第2号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第8号）のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第2号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第4 議案第3号 平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第3号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第3号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、特定健診について、目標に届かず実績は半分である。なぜ、特定健診の受診者がそこまでいかなかったのかとただしたところ、この特定健診は、平成20年度から始まっているところで、以前の基本健診が20%ぐらいであった。23年度特定健診の受診率の見込みが約40%ぐらいであるので、倍近く受診者数は増えてきている状況である。受診者の啓発、勧奨

等をいろんな形で行っており、未受診者調査等も実施している。訪問して面接できた方でも健診に行っていない方がいらっしゃる。今後もできるだけ機会をつくって直接受診勧奨をお願いしたいと考えている、との答弁でありました。

特定健診受診率が65%に届かないと、平成25年度からはペナルティーを掛けられ、国保税に影響していくのではとただしたところ、特定健診の65%は、国保に課せられている目標であるが、24年度の目標達成に至らなかった場合に、高齢者の医療に関する法律の中で、後期高齢者支援金に対するペナルティーが課せられるということになっている。この達成率が、実際に後期高齢者支援金に加味されるのは、平成27年4月に決定する平成25年度支援金確定額であると、厚生労働省の検討会の考え方になっているようであるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第3号、平成23年度志布志市国民健康保険特別会計補正予算(第3号)は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長(上村 環君) これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 討論なしと認めます。

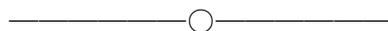
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第3号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(上村 環君) 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第4号 平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)

○議長(上村 環君) 日程第5、議案第4号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長(本田孝志君) ただいま議題となりました議案第4号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算(第3号)について、文教厚生常任委員会における審査経

過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第4号、平成23年度志布志市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

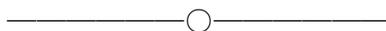
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第4号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第5号 平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第5号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第5号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、一般管理費の委託料、259万9,000円、ホストコンピューターのシステム改修とあるが、3月いっぱい終わるのかとただしたところ、3月いっぱいこのシステム改修が終わるということで、実際ソフト会社の方では、この介護報酬等の改定に伴い、いち早く

どこを改修するというところを押さえており、契約していからスケジュールに合わせて対処してもらえらるものと思っている、との答弁でありました。

以上で質疑を終わり、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第5号、平成23年度志布志市介護保険特別会計補正予算（第3号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第5号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

日程第7 議案第6号 平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第6号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第6号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月5日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

質疑に入りましたが、質疑はなく、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第6号、平成23年度志布志市下水道管理特別会計補正予算（第2号）は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

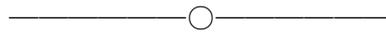
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第6号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第8、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、6番、坂元修一郎君の一般質問を許可します。

○6番（坂元修一郎君） 皆さんこんにちは、本日から一般質問ということで、よろしくお願ひいたします。

早いもので、未曾有の3・11災害から1年を迎えようとしておりますけれども、不自由な生活をいまだに強いられている皆様にお見舞いを申し上げ、復興に御尽力をいただいている方々に対し、心より敬意を表しながら一般質問を行いたいと思います。

原発事故によります放射能問題は、依然として収束を見ないまま食品中のセシウム基準値が現行の暫定基準値からさらに厳しく改正され、4月から適用される運びとなっております。お茶につきましては、これまでの粗茶1kg当たり500ベクレルが新しい基準では粗茶そのままでは適用対象とはせず、お茶をお湯に入れた状態でセシウム濃度を検査し、飲料水と同じ10ベクレルというかなり厳しい新基準が設定されているようでございます。

本年度の茶につきましても、新芽が出てこないと正確な測定ができないために、震災から1年を経過する中、国内の茶業界は非常に混乱、揺れ動いているところでございます。皮肉なもので、それとは反対に、国内でも日本茶の効能が見直されまして、海外でもアメリカを中心に緑茶ブームが起こっておりまして、輸出量が急激に増えつつあります。国内の主要な茶産地がセシウムの問題を抱える中、去年は国でも茶業振興法が制定されました。県の方でも鹿児島茶産地拡大チャレンジ事業などのお茶文化の維持と健康に寄与する日本独特の飲み物として需要拡大に乗り出し

ているところであります。

今回は、県内2番目の産地として成長してきました本市の茶業振興について一問一答式で質問いたします。

まず、防霜対策について質問いたしますが、3月に入りまして防霜時期を迎えているところであります。来週あたりから、また冷え込むようでありますけれども、ここ最近また防霜ファンの盗難が出ておりまして、新聞等でも出ておりましたけれども、茶農家は茶価の低迷、そして生産コスト高によりまして、非常に厳しい経営を強いられているところであります。最近では先月でしたか松山の方で80a、8反歩の茶園のですね、銅線、電線が盗まれたということですが、防霜時期が近づいている中で、非常に許し難い行為であるというふうに思います。

市内の被害状況、そして近隣産地の被害状況を把握されているのか。そして、この銅線だけでなく、個人または公共施設等のですね、物品等の盗難というものがあるのかどうなのか、その辺把握されているのかですね、できたら被害額等まで分かっておりますらお知らせをお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） 坂元議員の御質問にお答えいたします。

防霜対策で銅線盗難ということが発生しておりまして、そのうちの市内の被害、また近隣市町の被害等についてのお尋ねでございます。

お答えいたします。

ここ1年県内では、始良・曾於地区を中心に被害が発生しております。志布志市では、2月の初旬までに5か所が発生し、7名の農家が被害を受けております。市内の被害5件は、松山地区で1件80a、1名です。志布志地区で3件、200a、5名、有明地区で1件、40a、1名で5件、320a、7名であります。

そしてまた、近隣市町においては、曾於市で4件、350a、8名、大崎町で3件、160a、3名、鹿屋市1件、50a、1名でございます。主な盗難は、茶の防霜ファンの銅線が多いというふうに聞いております。地区外では、このほか倉庫内の農機具類や常用型管理機械、トラクターなどのバッテリーなども被害を受けております。

また、本市の公共施設等での盗難事件はないということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 市内かなりの発生があったようでありまして、近隣産地もですね、銅線のほかにもですね、被害を受けているようでありますが、実際はですね、今市長から答弁ありましたけれども、実際はもっとたくさんの被害があるようでありまして、警察からの事情聴取、そういったものが嫌で届け出ない部分もかなりあるようでありますので、その辺ですね、もっと被害があるというふうに考えていただきたいと思います。

被害が拡大する背景ですね、これがどういった状況にあるのか。罪を犯してまで盗む理由ですね、現在の廃品業者等の買い入れ価格、どうなっているのか、中国のオリンピック等が終わりましたので、こういったことは起きないだろうなと思いましたが、最近また非常に増えております。

そして農家がですね、その盗まれた状況から復元させる時にかかる費用ですね、こういったも

の、どれだけかかるのか調べてありましたら報告をお願いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしました中で、被害額というものにつきましては、推定額で160万円ほどになっているようでございました。

ただいまお尋ねの件でございますが、銅などの鋼材というものは、発展途上国の経済発展によりまして、資源鉱石の輸出入等で相場が変動があるということでございます。例えば、1990年でございますと217円の平均相場であったものが、高い時2006年でございますと834円、2007年でございますと888円ということで、最近また相場が上がってきているということが背景にあるのかなというふうに考えられるところでございます。それに伴う廃品業者等の買い入れ価格というのは、はっきり分からないところではございますが、先ほど言いましたように19年の最高が888円と、そして23年度は平均で762円というふうになっているようで、過去4番目の高い高値ということでありまして、これらのものが影響しているのかなというふうには思うところでございます。

そしてまた、復旧させるための費用としましては、10a当たりで平均5万円前後掛かるというふうに聞いております。

○6番（坂元修一郎君） 復旧には1反歩当たり5万円掛かると、2月に盗難に遭った農家は40万円ほど掛かるということでありまして、大概ですね、保険にかかってないので、これ本当自腹ですね、復旧しなければならないということでありまして。

以前にもですね、一般質問でもこの盗難対策をお願いしたわけでありまして、警備会社等へのお願いできないかとかですね、質問したわけでありまして、現在の本市での盗難防止対策は、どのようにとらえているのか答弁をお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の盗難防止対策でございますが、まず盗難の被害に遭わないように情報の共有化をしていただくと、農家と密接に連絡を調整しているところでございます。

また、技連会などの協力も得まして、情報の発信を努めているということでございます。そしてまた、JAや畑かんセンターの協力を得ながら県内の状況などを細かく収集いたしまして、関係機関の情報網を活用しながら周知に努めているところであります。そしてまた、定期的に行政告知放送の活用や茶業の研修会などを通して、生産者に警戒を促しているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） いろいろ手だては打っておられるようでありますが、市内だけの対策ということであるようであります。

以前はですね、人気のない所の盗難ということであったわけですが、最近ではですね、それこそ2月の盗難におきましては、人家がすごく多いんですね、人家の前を通過して銅線を奪っているということでありまして、これが前進化しますと凶悪化する恐れがあるというふうに思うわけでありまして、廃品業者の協力等も得られればですね、犯人像というのも見えてくるんじゃないかというふうに思うわけですが、なかなか捕まったという情報も聞いていませんが、警察か

らですね、捕まった経緯はないのか、警察との連携ですね、警察からの情報や資料というものはどういったものがあるのかお願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

犯人と遭遇するとなれば、例えば極端な例で傷害事件とか、事故等が発生するということになるわけですが、そういったことを防ぐために定期的な行政告示端末で警戒態勢に努めていただきたいということのお知らせをしているところでございます。

今後も情報の共有化で盗難防止の警戒態勢を努めてまいりたいと、このような中でございますが、警察との連携は密にしております。しかしながら、まだ犯人逮捕には至っていないということでございます。被害が曾於・始良・都城地区に集中しているということから、特定の地域になっておりますので、廃品業者の特定ができるのではないかとこのふうには期待をしているところでございますが、現在の段階では、まだ逮捕に至っていないということでございます。

しかし、このような状況でありますので、現行犯でない逮捕は難しいというような見解でございます。警察からは、危険を避けるため不審な人物及び車などを見かけたら、駐在所または警察署の方へ連絡してくださいというような指導をいただいているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 警察からも情報をいただいているということではありますが、この大隅地域に非常に発生が多い。実は防霜ファンというのは、南薩地域で非常に多いわけでありまして、向こうでの発生というのは実際聞いてないので、その辺はですね、我々もよく分からないところでありますが、霧島市ではですね、警察を中心に生産者・JA・行政でパトロール隊を結成したという新聞記事がございましたけれども、以前は有明の方でもそういったことをされていたということを聞いておりますが、霧島市のこの取り組みはどういった状況であるのかですね、有明で取りやめになった経緯についてお答えをいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

霧島市溝辺地域では、生産者が自警団を組織しまして、茶畑を巡回する青パト隊を結成するという防犯に取り組んでいるという記事があったところでございます。青色回転灯やステッカーなどの装着でパトロールを強化しまして、安全・安心なまちづくりに警察と一体となって取り組んでいると聞いております。過去において、本市も多くの被害を受けたところでございます。以前は、異常な発生と被害であったため、報道機関への呼び掛けや看板設置などを行って、生産者自らがパトロール巡回を実施したことがございます。当時、警察署をはじめ生産農家との協力体制で一定の防犯効果を得たところでございます。しかし、深夜から朝方にかけての犯行ということで、非常に危険を伴う場面も多々ございまして、事故に巻き込まれる可能性があったため、1番茶前の約1か月半にわたる警戒対策のみとしまして、組織的な防犯パトロールについては、中止をされているところでございます。

こうした反省を踏まえまして、定期的な見回りと警戒態勢に切り替えて防犯に努めてまいりました。そして、先ほども申しましたように看板の整備とか、定期的に生産農家へ周知を重ねてきているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） お茶の防霜というのは、もちろん夜中にやるわけでございますので、昼間は仕事をしてですね、夜中は見回りと、これはもう大変きつい仕事であろうということは理解するわけであります。

先ほども申しましたけれども、ほとんどが保険に入っていないので、ほとんどもう泣き寝入り状態であるというふうに思うわけでありますが、そういうところに対してですね、やはり市も協力をしてはいいわけですが、この短い期間ですね、この期間をどうにかして乗り越えなければならぬというわけでありまして、もし銅線を切られたらですね、即対処できない場合には、新芽までやられてしまいますので、二重の被害に遭うということも十分考えられるわけでありますが、もう終止符を本当打ってほしいなという思いであります。世間では、さくらんぼの盗難とかですね、いろいろ盗難もあるわけですが、テレビカメラの設置とか、赤外線の見え方も見えるそういったカメラの設置とか、あとブザーを付けたりですね、いろんなことをやっていらっしゃるようです。農家、行政、警察、それぞれやることはあるんでしょうけれども、決定的なですね、取り組みというのは、何か本当なものかなというふうに思うわけですが、行政の方ではそういった決定的なものはないのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありましたように、防犯体制を強化すれば、それに合わせて網の目をかいくぐって泥棒さんは、またそれをそのようなものから逃れる形で盗難をされるということになります。そしてまた、そのようなことが続くと、犯罪が更に凶悪化することになってしまうのではないかなということで、私どもとしましては、捜査については警察署にお任せしまして、生産者や地域全体では、その方々ができることを役割分担として務めてまいりたいということでございます。

ということで、今以上に警戒体制を強めるためには、地域の皆様が地域全体の皆様方にですね、そのようなことを実情を理解していただき、市民の全員の皆さん方から情報をいただけるような体制もつくってまいりたいというふうには思うところでございます。

そしてまた、被害を受けないよう警察署との連携や、情報の共有化に更に務めまして安心・安全なまちづくりの一環として、取り組んでまいりたいと、そしてまた、被害ははじめに申しましたように防霜ファンだけではなく、防霜ファンの銅線ではないということでございまして、民家や倉庫などの農機具や大型の農業機械などの被害事例もありますので、これらのものにつきまして、保管・管理について定期的にお知らせいたしまして、他作物を栽培される農家につきましても、そしてまた、一般の市民につきましても、いつ御自身に被害が発生するかもしれないということのお知らせもいたしまして、このような警戒体制をとってまいりたいというふうに思うところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 結局は身を守るしかないということであるというふうに思いますが、人を疑う、人を信じられなくなるということは非常に悲しいことであるように思います。早くですね、この問題が解決するように望むところではありますが、もし被害に遭った場合ですね、先ほど申しましたが二重の災害を起こることがあるということではありますが、もし被害に遭った場

合、農家は動揺して、どういふふうにしていいかわからないわけではありますが、もし災害に遭った時のマニュアル的なものというものはあるものかですね、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

被害に遭われた場合には、まず地元の駐在所や警察署へすぐ連絡していただく、届け出ていただくということが必要かというふうに思います。JAの茶業担当者によりますと、そのような届け出を嫌った方が何名かいらっしゃったというふうにお伺いしております。このような方々につきましても、被害発生と同時に直ちに届け出ていただければ、さらなる情報の共有化ができたんじゃないかなというふうに思います。

今後につきましても、生産農家へ情報提供や情報収集に努めるとともに、最寄りの駐在所や警察署との連携を更に密にしながら警戒を続けてまいりたいと思います。

○6番（坂元修一郎君） 早期に収束をすることを願いたいと思います。

次に、畑かんを利用した防霜についてお伺いしたいと思います。

本市は、全国に先駆けて散水氷結法を実施してきた発祥の地であるということは以前述べましたけれども、霜を防ぐには、今申しました防霜ファン、暖かい風を吹き下ろす。そして、水をかけてですね、凍らせる散水氷結法というのがありますが、そして従来の寒冷紗をかけてですね、被せをして霜を守ると、この三つが大かたの防霜法ではありますけれども、有り難いことですね、我が地域は畑かんがありまして、それを防霜に使えるということで、全国でも一番の面積をこの散水氷結法で防霜しているところでもありますけれども、この畑かん整備によってですね、その割合というものは、どのように変化しているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

畑かん事業導入以前の防霜対策は、防霜ファンと寒冷紗が主流でありましたが、近年は散水氷結法が普及してきております。志布志市全体1,209haの茶園面積のうち、スプリンクラーによる散水氷結法は、631haで茶園全体の52.2%であります。防霜ファンによる防霜は430haで35.6%、寒冷紗の被覆による防霜は、34haで2.8%であります。施設のない茶園は114haで9.4%となっております。

○6番（坂元修一郎君） まさに防霜設備が整ってきたということではありますが、この畑かん事業につきましても、南部が進行中、東部につきましても、一応一部を残しまして、23年度で完了ということでもありますけれども、この水利用が可能になったために本市の茶園の面積は増殖率、これは多分日本一だというふうに思っておりますが、全国では、静岡を中心にですね、毎年400haほど減ってきておりました。昨年の東日本の津波、そして原発事故に遭った昨年は、600haほど減ったと聞いております。鹿児島県につきましてもですね、今までずっと増えておりましたが、20haほど減ったというふうな情報もあるわけでもあります。本市の茶園面積の状況ですね、これはどのぐらい今増えているのかお聞きいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今お話がありましたように、全国的に茶園が減っている中で、昨年まで本県、そしてまた、そ

の中でも本市においては著しい増反がありました。

平成23年度につきましては、新植は9.5haというふうに少しその増反率は減ったところですが、それでも増えているということでございます。

○6番（坂元修一郎君） 世間では減っている中ですね、やはり本市においては、やはり増植率というのは日本一であろうと、これはもう間違いないところであります。

現在の茶園への畑かんの整備計画に対しまして、施工状況、施工された茶園面積はどのくらいなのかですね、申し込み分が全て整備された場合の畑かんの整備率、これは何パーセントになるものかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

曾於東部地区のお茶に対する散水計画面積は、全体で240.8ha、志布志市内で150.1haであります。

平成23年度時点での整備率は、志布志市内が144.1ha、計画面積の96％になります。平成24年度完了時点で148.2ha、計画面積の98.7％になるかと思われま。

曾於東部全体でも、平成24年度完了時点で、おおむね計画の100％の面積が防霜可能受益地となる見込みでございます。

また、曾於南部のお茶に対する散水計画面積は、全体で762.0ha、志布志市内で544.2haでございます。平成23年時点での整備率は、志布志市内が342.2ha、計画面積の62.9％となっております。曾於南部地区全体では、事業完了時までにおおむね計画の100％の面積が防霜可能受益地となる見込みでございます。

○6番（坂元修一郎君） 計画が実行されればもう100％になるということであります。有明につきましては、ここ10年間でかなり伸びておまして、ここ20年間で倍ぐらいの面積になったというふうに私は記憶しておりますが、すごい勢いで面積が増えております。

3月に入りまして防霜が始まるわけですがけれども、昨年3月の下旬でしたけれども、10日間続けてですね、防霜をしたということで、ファームポンドの水がほとんどない状態にまで陥ったと聞いておりますが、なぜそのような状況になったのかというふうにその辺はお聞きされていいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当初の計画では、東部地区、南部地区ともに8時間連続散水しまして、二日間防霜ができるという計画でございました。その後、実施を重ねることで間断散水による防霜が節水になることから、現在は間断散水での防霜を推進されているところでございます。

しかし、間断散水をして、連続使用した場合でも水量は二日間から数日伸びるぐらいということで、連続10日というものにつきましては、誠に想定外というような気象条件だったということでございます。そのような想定外の寒波がきまして、今回ファームポンドがほとんど空になったというような経緯でございます。

このような寒波が今後も起こり得ると考え、間断散水に加えまして、節水型防霜制御法を推進

しまして、さらなる節水をし、防霜管理組合や改良区とともに、これからもその節水についての呼び掛けをしてまいりたいと思います。

○6番（坂元修一郎君） 8時間散水で二日ということでした。

次に完備した場合に、何日防霜ができるのかという質問をしようと思いましたが、おおむね二日ということでもありますね、ですから10日間霜がきたらですね、まずこれ、何で守れたかというのが不思議なんですけども、実際は間断散水とかですね、南部につきましては、0℃制御等の新しい機器が使われてそうなわけですが、昨年のような事例もあるので極力無駄な水を使わないようにしなければならない。以前の質問の中でも、無駄をなくすためにも管理組合の設置をしたらどうかという話をしたところでありましたが、防霜管理組合の設置がされたということですが、この無駄な散水をしないためにどういった取り決めがされているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 先ほどお答えしました普通間断散水をして、二日から数日と述べたということで、その条件によって日数というのは特定できないということですが、節水については十分呼び掛けしていかなければならないということで、ただいま御質問の管理組合というようなことで、今後管理組合をしながら取り組んでいかなきゃならないというふうに思います。そのルールづくりにつきましては、東部地区においては、防霜管理組合の防霜班が21班、南部地区においては、水利用管理組合の水利用班が28班ございまして、それぞれの地区でルールが決められております。水圧の調整や防霜の開始温度、停止温度、受益者同士が、それぞれについて、節水に協力することの取り決めというものがされているようでございます。

○6番（坂元修一郎君） 非常に貴重な水でございますので、無駄のないようにですね、使って、今年の防霜にも備えていただきたいというふうに思うわけですが、現在の計画が終了すればですね、この茶園の畑かん整備は終了するわけがあります。

そして、その後に定植された茶園とか、申し込みのない茶園というのは、防霜ファンなり被覆という形になるんでしょうけれども、東部は実際もう事業が終了しておりますが、産地でですね、もっとお茶を植えたいんだけど、もうこれで頭打ちだよな、という話もよく農家から聞くところでございまして、事業の終了と同時にですね、また新しいファームポンドの設置の要望、これもまた国へしていかなければいけないだろうなというふうに思うんですが、市長の考えはいかがでしょう。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどありました昨年の10日間の散水をしなければならない期間があったような寒波がくるということもまた今後も考える、さらにまた増反がありまして、対象面積が増えていくということがあるとなれば、当然ファームポンドを増設しなければならない、してほしいという要望については何回も何回も寄せられてきておったところでした。

そのことにつきまして、県に問い合わせ、新たなファームポンドをつくっても現在の送水管施設では許可、水利権により、許容量が決められているということであるようでございます。許容

量を超える恐れが大きいということや、ファームポンド増設のほかにも新たな加圧機場、送水管を整備する必要があり、現在の事業費が大幅に増加するというところで、増設については無理であるというような回答をいただいているところでございます。

しかし、何らかの対策は必要かというふうに思いますので、更に県とも協議を進めたいというふうには考えております。

○6番（坂元修一郎君） 事業が終わったばかりですね、その要望というのもおこがましいというような気はいたします。本当にこの畑かんのおかげをもちましてですね、いろんな農作物、最初はお茶には防霜では使えないという条件でありましたが、それがお茶に使えるということで、非常にお茶農家は助かっているわけではあります。

しかしながら、水が足りないというのは事実でありまして、よく調べてみるとこの自然に流れている川にも河川法という水利権が決められているということであるようではありますが、このファームポンドへ送る水の量が制限されているこの河川法、どのような法律なのか、また年間の期間ごとの取水量ですね、どのように決まっているのか教えていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

河川法というのは、河川に関することにつきまして、次のようなことを目的としまして、昭和39年に制定された法律であります。洪水、高潮等による被害の発生の防止、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持、河川環境の整備と保全が定められております。

ファームポンドへの送水量につきましては、先ほども申しましたように、水利権許可に付された水利使用規則の中で取り決めがされておりまして、取水口ごとの最大取水量のほかに1日最大取水量、年間総取水量、最大使用水量等が決められております。

東部地区の期別の最大取水量につきましては、次のとおりでございます。4月1日から6月30日までが $1.166\text{m}^3/\text{s}$ です。7月1日から8月31日が、毎秒 1.314m^3 、9月1日から10月31日が毎秒 0.983m^3 、11月1日から3月31日が毎秒 0.586m^3 。

南部地区につきましては、3月1日から4月30日が $1.614\text{m}^3/\text{s}$ です。5月1日から6月30日が毎秒 1.447m^3 、7月1日から8月31日が毎秒 1.903m^3 、9月1日から10月31日が毎秒 1.182m^3 、11月1日から2月末日が毎秒 0.828m^3 というふうになっております。

○6番（坂元修一郎君） 年間の取水量をお聞きいたしました。南部と東部はこの取水量というのが違うということであるようであります。1秒間に1tの水というのがどのぐらいなのかなかなか想像はできませんけれども、東部についてはですね、もう事業が完了しておりますが、防霜で一番水を使うのが3月ということでもありますね。しかしながら、この3月の取水量が4月の半分しか水を取れないということになっているようであります。4月になればですね、気温が上がってきますので、ほとんどこの防霜というのも、連続の防霜というのはいわけでありまして、昨年3月下旬、二日、三日以上、この防霜が続くというのは3月でありますので、3月に水が欲しいわけではありますが、この河川法の改正、こういったものは変えられないのかですね。そして、見直しがあるとすれば、何年置きに見直しの更新というのがされるのか教えていただきたい

と思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

東部地区は、水利権の許可は、平成18年4月1日から10年間許可されております。また、南部地区は水利権の許可は、平成19年3月30日から10年間許可されております。

許可期間の更新のための河川法第95条の協議は、許可期限の6か月前から1か月前までの間にしなければならないとされておまして、これまでも国へ水利権の変更はできないものかということの要望をしておりますが、現状では変更できないということの返事をいただいているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 変更ができないということではありますが、それで引き下げたらですね、結局本市の茶業というのは、前進化できないということでもありますので、もう一つ聞きますが、この最大の節水も実際今行っておりますね。そして我々も土地改良区には、かいあるごとにお願いをしているわけですが、農家を巻き込んだ署名活動というのを国へ行ってですね、水の水量の増というものができないものかですね、そういったことについては情報はないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の東部地区と南部地区の水の利用形態や水利用時期の変化から、南九州畑地かんがい推進連絡協議会長名で水利権と各畑かん地区の要望をまとめた冊子を平成23年7月27日に農政局及び、別の日に国会議員に対しまして提出しております。

その結果、平成23年度から国も現状調査への動きが出てきておりますので、また重ねてこのような要望はしてまいりたいと思います。

○6番（坂元修一郎君） 調査に入っているということであるようでありますので、ぜひその調査結果を基にですね、期待はしますけれども、どうなるか分かりませんが、なるべく早期にですね、その水量が多く取れるようにですね、お願いをしたいというふうに思います。

次に、移りますが、本市の茶園の急増率は日本一であるという話をいたしましたけれども、当初の計画よりも急激に茶園が増えたために、基本的に南部においては間断散水という、東部もそうですけれども手法がとられている。さらに最近農家と大隅分場、そして散水機器メーカーと協力してですね、散水途中でも茶園の温度が上がった場合に0℃を上回ったら水の散水を停止する方法が開発されているわけですが、水温で水温以上になったら水を止めるという機械なんですけれども、この方法で散水すると従来からするとどれほどの散水効果が得られるのか、これは去年の始めだったですかね、途中から作られた機械で、まだ日本国内にはほとんど情報がいつてないと思います。それについて教えていただきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県の農業開発総合センター茶業部大隅分場で実証試験を行った結果、葉の温度を0℃付近で制御しますと、節水型防霜方法が考えられたところでございます。葉の温度がマイナス0.3℃を下回れば、交互間断散水、100秒散水しまして100秒停止すると、これを2回400秒間実施しまして、その後、葉の温度がマイナス0.3℃以上であれば散水を停止するというプログラムでございます。こ

の場合、葉の温度が低下しない場合は、速やかに散水を停止することから、節水効果が高くなっているということでございまして、2011年3月11日から28日にかけて実証をされまして、間断散水より約60%の節水が確認されたということでもあります。

○6番(坂元修一郎君) 間断で半分の節水ができるわけでありまして、その間断よりも更に60%の削減ができるということはですね、これはすごいセンセーションですね、また、水の世界も大きく変わってくるんじゃないかと思いますが、これがですね、実際この地域で農家、そして市場、もちろんメーカーがなければできないわけですけども、そういったものが生まれているということは非常に驚くべきことだというふうに思います。

この0℃制御装置、0℃コントローラー、最近開発されまして、南部畑かんへの普及率と申しますか、これは県の補助内の補助等もあるというふうに思いますが、現在の普及状況ですね、何台ぐらい設置されているものか、何パーセントぐらい設置されているのかですね、分かっていたら教えていただきたい。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

0℃制御の節水型防霜法の技術につきましては、昨年9月5日の展示ほ場におきまして、説明会及び実演会を皮切りといたしまして、9回の会議及び実演会を重ね、平成23年の秋冬期防霜では、有明地区で534台、大崎地区で30台、輝北地区で8台の合計572台が節水型防霜コントローラーへの改良がなされました。

また、春防霜においても、有明地区で131台、大崎地区で6台の合計137台の追加の改良がされているようでございます。

○6番(坂元修一郎君) 短期間でかなりの台数が入っているようでありますが、この設置によってですね、散水時間を倍以上にできるということでもありますので、更にですね、この防霜ファンでは、大体マイナス3℃ぐらいまでが限界と言われておりますが、水を使えばですね、マイナス7℃、8℃ぐらいまでは私も経験がありますので、ほぼ100%の霜が防げるということであるようでもありますので、非常に期待はしております。

しかしながら、この東部がもう終了しておりますので、東部への普及というものもですね、どうかできないかなと、そして農家からの要望もあるわけですが、それについてはいかがでしょうか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

この0℃制御が開発された時点では残念ながら東部につきましては、事業が終了いたしまして、東部への普及活動ができなかったということもございます。

今後、当然南部より東部の方が寒さが厳しいということでございますので、現在民間の業者の方が実証試験をされておられます。その結果を基に、今後改良区とともに、防霜対策につきましては考えてまいりたいというふうに思います。

○議長(上村 環君) ここで、昼食のため休憩をいたします。



午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○6番（坂元修一郎君） 本日から一般質問であります。午前中に続きまして、一般質問を続けたいと思います。

今回は、茶業振興について大まかに防霜対策について、そして、お茶の消費拡大とPR活動ということについて質問をしているわけでありますが、現在、お茶の節水についてお伺いしているところであります。

本市は、畑かんを利用した水の利用については、先進地であるということ述べたわけでありますが、この水の多目的利用の中で、水を利用して、お茶の葉ダニとかですね、クワシロカイガラムシという害虫がいるわけですが、これを水をかけておぼれさせるといったような防除方法がございます。特に有明のIPM研究会、こういったところが中心になってですね、実証試験をされているわけでありますが、このことは安心・安全な茶づくりに欠かせないわけでありまして、このことがですね、認められまして、国から表彰されるというふうにお聞きいたしました。国からですね、こういった評価を受けているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回、全国環境保全型農業推進会議主催の第17回環境保全型農業推進コンクールにおきまして、志布志市の茶業振興会有明支部、有明茶業振興会が、農林水産大臣賞を受賞したということでございます。これは、生産者が自ら立ち上げましたIPM研究会、特定病害虫の予防の研究会でございますが、経営改善はもちろん環境への負荷や、安心・安全なお茶づくりを励行しながら、将来の産地力の形成と銘柄確立を図るために一人一人が生産に携わる思いを話し合い、実証活動とともに情報の収集や共有化など地域全体に波及され、農薬散布回数を県の慣行基準の3割低減を達成したこと、そしてまた、高品質茶生産を後継者と一緒になって取り組んだ成果ということで、農林水産大臣賞を受賞するというところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 本市の中の茶業振興会が農林水産大臣賞を受けたということでありまして、これは非常に自信を持ってこれからの本事業についてですね、推進していかなければならないということにもつながると思います。

地球の環境の変化が起こっております、非常に先の地球の変化というものがつかみにくい状況であるわけでありまして、そういったことを乗り越えてですね、水利用といったものをやるわけですが、そのためにはやはり地域住民なり、理解を得なければいけないだろうなというふう思うわけでありまして、水を使う場合にスプリンクラー、散水機器を利用するわけでありまして、これが隣の畑に飛んでしまったりとかですね、道路に飛んで、道路が凍結するといったような状況も起こるわけでありまして、これまでこの車の事故、そういったものがなかったものかですね、一般社会に交通事情に迷惑がかからないようにこういった指導が行われているのかですね、お伺

いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、道路沿いの茶畑を通られるとお気づきになられるかもしれませんが、その茶畑の中にスプリンクラーとともに飛散防止用のネットが張られているということでございまして、各農家の方々は、それなりに対応されているということでございますが、昨年12月27日に早朝にスプリンクラーによる路面凍結がございまして、高校生の乗ったバイクが転倒した事故がありました。大事には至りませんでした。ほ場の使用及び早急な対策を依頼し、当日のうちに路面への水の飛散対策をとったところでございます。

ということで、市報のほかホームページにもことについては、注意を喚起することを掲載いたしまして、水の飛散による路面の凍結防止や他作物への飛散防止の呼び掛けをしているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） このことはですね、注意喚起をされているということでございますので、事故を起こした場合にはですね、非常に使う方もですね、引け目を感じながら使うということになりますので、この点についてはですね、農家の方に十分お達しをいただきたいというふうに思います。以上ですね、水についての質問は終わりますが、次に、お茶の消費拡大とPR活動についてですね、質問をしてみたいと思います。

一昨年、NHKの番組でお茶が取り上げられまして、お茶の深蒸し茶ブームが始まったわけですけれども、このことは皆さん記憶にまだ新しいと思いますけれども、静岡の掛川、ここからですね、一連のお茶の効果が発信されております。

お茶の効能に着目し、お茶を飲むことでですね、日本の国民を健康にしながら、医療費の削減を提唱されている方がいらっしゃいます。この方が鹿児島県の知覧町出身の方でありまして、掛川市立総合病院の医学博士、鮫島庸一という方ですが、この博士によりまして、国民の社会保障費は100兆円余りに上っているということでありますが、年間医療費が36兆円を突破し、国民所得の1割を超えたということでもあります。

しかし、国内でも地域差がありまして、全国で一番お茶を飲む掛川市は、がんによる死亡者が最も低く、平均寿命が長く、老人医療費は全国で最も低いとされております。

平成20年度の全国の老人医療費は12兆円でありまして、これが掛川レベルになると9兆円ということで、削減額がマイナス3兆円になると試算されております。これが平成30年になりますと、更に高齢化が進みまして、老人医療費は20兆円になるということでありまして、これが掛川レベルになりますと、15兆円ということでマイナス5兆円の削減になるということであるようであります。

さらに、日本一お茶を飲む、この掛川市の特徴が次のように示されておりますね。医師や看護師の数と医療機関が人口に対して非常に極端に少ないということ、幼児や学童の虫歯が少ない、肥満者が少ない、がんによる死亡者が少ない、平均寿命が長く、老人医療費が低いということでありまして、お茶の効能に着目されまして、様々なデータを出していらっしゃいます。長寿獲得

コストが全国平均の0.75ということで極めて低い数字が出ております。

今回の定例議会の初日に、本市の高齢者保健福祉計画と第5期の介護保険事業計画を示されておりますけれども、65歳以上の高齢者が30%になった本市におきましては、施政方針で述べられていらっしゃるように、医療、介護の給付費を増加し、このままでは破綻するというところで、介護保険料の引き上げが提案されているということでもあります。

健康増進計画の中でも、いろいろな手だてをされまして、中間評価を今年度実施されるということですが、後半に向けましてですね、このお茶の効果を生かした取り組みをされたらどうかという質問をするところでもあります。

まず、この鮫島博士の茶の効能について、市長はどのような感想をお持ちか伺いをしておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員がお話になりましたNHKの番組については、私も当日見ておりまして、その内容について本当にびっくりしたところでございます。

がんの発生率が最も全国で低いというような内容で紹介されていたということでございますが、その中で、今お話になりました様々なデータについてもありましたように、このお茶を多飲するというので、そのような健康な状況が出現されるとなれば、本市でも積極的に取り入れてみたいというふうには思ったところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 市長もご覧になったということで、「ためしてガッテン」ですね、これが世界にもですね、YouTubeかどうか分かりませんが伝わりまして、外国でブームを引き起こしている原因にもなっているということであるようであります。

国内の茶園面積は4万6,000haということですが、そのうちの4割が静岡県で栽培されておりまして、2位が鹿児島県であるということでもあります。この2県で国内の半分以上の生産を賄っているわけでもあります。ペットボトルの普及というのが、平成10年ちょっと前からですね、起こりまして、急須でさす茶はリーフ茶が低迷しているわけでございますが、各主要都市のリーフ茶葉の消費順位のデータがありましたので、ちょっと御紹介したいと思います。この茶産地の静岡県にありますが、まず全国1位が掛川市がまず第1位ですね、トップであります。そして、静岡の静岡市とかですね、お茶の産地が続いております。この順位は、お茶の産地とつながっていくのかなと思いましたが、生産が2番目のこの鹿児島県、多分本市はそのデータはないと思うんですが、鹿児島市がですね、下位の36位なんですね、全国で。非常にお茶を飲む人間が全国の中では少ないということであるようであります。1世帯当たりの年間の消費量、鹿児島県が約900グラム、1キロに満たないわけですが、これが静岡市の方ではですね、約鹿児島市の2倍は飲まれてるということでもあります。そして、全国トップの掛川市はですね、この鹿児島市の4倍の消費量があるということであるようであります。

やはり、このお茶を飲む差がですね、この医療費にも関係しているのではないかなというふうに思いますが、このことについてですね、市長、残念なという思いはございませんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本当に新しい産地であります鹿児島県、そしてまた鹿児島市のデータで見たときに、そのような地位であるということについては、本当に残念だなというふうには思ったところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 私もですね、この順位というのはちょっと知らなかったですけども、ある会でですね、この順位を聞いたり、パソコンで調べてみますと、やはりこういった順番が出てまいりました。

本市の介護保険料は、第4期の3年間実績が89億円ということであるようでございます。第5期、向こう3年間は12億円増しの101億円になる見込みということでもあります。健康日本一を唱える市長としてですね、この掛川市のデータを基にですね、日本一健康で医療費のかからない市にしたいという考えはお持ちでないかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように「ためしてガッテン」の番組を見まして、すぐさま担当課の方に、保健課の方にこのことについての話をしまして、保健医療の観点から茶を多飲する風習を培いたいということのお話をしたところでした。

しかし、担当の方ではその内容につきまして明確な裏づけとなるデータがないということで、担当の方ではちょっと担うことはできないというようなことでございまして、その後、担当の方では様々な健康増進計画につきまして、ほかのメニューを組み立てて取り組みをしてきているところでございます。

今お話がありましたように、本市にはデータはないわけですが、鹿児島市に比較して掛川の方では4倍も茶を消費しているということであるとなれば、かなりこのことについては、本腰を入れて取り組まなければ掛川に追いつかないということでございますので、十分このことにつきまして、健康増進に寄与することについては認識しておりますので、今後掛川の内容を分析しながら取り組みをしていきたいと、そしてまた、先ほどもお話ありました、掛川市の鮫島医学博士を本市にもお招きしまして、お茶を使った健康飲料の研究や効能について、市民の皆様方に広くお知らせしたいと、認識を深めていきたいというふうに思うところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 大変前向きな答弁をいただきました。そうですね、実際疫学的、そして科学的にも立証されておりますし、また先生の講演のビデオ等もあるようであります。そして、生の声をぜひともですね、この県内2番目の産地でですね、開いてほしいなという思いであります。

実際お茶をおいしく飲ませるだけでですね、健康になっていく、実際はその飲ませるというのが実際難しいんですけども、そういったことであります。

近年、健康ブームということでありまして、いろいろなサプリメントが発売、販売されております。開発もされておりますが、お茶は天然の凝縮サプリということですね、注目をされております。茶葉に含まれておりますカテキン、ベータカロテン、ビタミンC、フッ素、カフェインというような抗酸化物質ですね、そういったものが多く、疾病予防効果といたしまして、がん予

防、動脈硬化、高血圧、心臓病、糖尿病などに効果があるということでもあります。身体改善効果といたしまして、アレルギー、インフルエンザ、虫歯予防効果、さらに認知症、ダイエット、美肌効果などですね、数えきれない効果が上げられております。

本市のデータを見ましても、高血圧、心臓病、糖尿病が多いですね。そして、全国平均よりも男性が大腸がんが多い。そして、女性の方では子宮がんというのは、特に多く発生しているわけです。これら全てですね、お茶で防げるものばかりであります。こういった効果を受けて、各茶産地でいろいろな健康づくりへの取り組みというものがされております。

南九州市でもですね、子供たちへの効果というのが出ているというふう聞いておりますが、本市でも給茶機ですね、設置のお願いもしてきましたし、そして茶業振興会とかですね、学校、そして、福祉施設などへのお茶の提供というものもされてきております。そういった中で、子供たちへの健康への効果というものが現れているのかですね、それについて市長、そして教育長、分かっているはずですね、答弁をいただきたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

毎年毎年お茶の生産農家で組織されております市の茶業振興会の方々や、若葉会の方々から市内の小・中学校や養護施設へお茶の贈り物がされているところでございます。

今お話がありましたように、カテキンやビタミンCなどの成分で抗菌作用があるということで、インフルエンザの予防に本当に児童や生徒に大きな効果が出ているようでございます。ここ数年、学級閉鎖ということにつきましても、きわめて学校閉鎖ということがなく、学校関係者や保護者から喜ばれております。このことにつきましても、教育長も同じでございます。

ことのほか虫歯予防、肥満防止の効果、そしてまた発がん抑制作用などもあります。ほかにたくさん効能があるということになりますが、基幹作物に位置付けしている茶業振興を支援しまして、市民の皆様方の健康の源として、お茶を勧め、昔から親しまれているお茶の文化を継承するとも大切にしたいというふうには思っております。

そして、児童や生徒が将来、現在の静岡県掛川市のようにがんによる死亡率が最も低く、平均寿命が長くなり、医療費は全国でも最も低く日本一健康な児童生徒を育むというようなふうにするによりまして、立派な志布志市民として育てていただくことを願うところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 本議会におきましても、教育委員長から答弁の委任がございましたので、答弁させていただきます。

子供たちへのお茶による健康の効果ということでございますが、質問にお答えする前に、まずは志布志市茶業振興会から市内の小・中学校へ毎年茶葉を寄附いただいておりますことに対しまして、心から感謝申し上げます。ありがとうございます。

さて、平成21年度の地域活性化経済危機対策臨時交付金を活用いたしまして、先ほどありますように、市内全ての小・中学校に自動給茶機が設置されたところでございます。このことによりまして、児童生徒が本市の特産品であるお茶に親しむ機会が格段に増えまして、ふるさとの地場産業への理解が深まったと認識をいたしております。

お茶による児童生徒への健康の効果は、お茶に含まれるポリフェノールの一種でありますカテキンを摂取することで、風邪やインフルエンザ等を予防する効果があると考えております。また、学校では、お茶を飲むだけでなく、うがいにも利用して、風邪やインフルエンザの予防対策としているところがございます。

県内では、今年も2月3日にインフルエンザ警報が発令され、県内多くの幼稚園、小・中学校でインフルエンザ集団感染による臨時休業等の措置がとられました。がしかし、本市の児童生徒はお茶をよく飲み、お茶うがいを励行することで、インフルエンザへの集団感染はございませんで、23校中ある1中学校、1学級のみ2日間の学級閉鎖の措置をとるにとどまったところがございます。さらに、風邪をひいたり、発熱したりした際も長引かなくなったなど、免疫力を高める効果があると感じているという学校からの報告を聞いているところがございます。

今後とも地場産業への理解と、児童生徒の健康管理の一助としてお茶の活用に学校を挙げて積極的に取り組むよう、例えば運動会等の学校行事の接待をする場合には、安易にペットボトルに頼ることなく、地元産のリーフ茶を利用するよう今後とも各学校を指導してまいりたいと考えております。

○6番（坂元修一郎君） お茶の効果について質問いたしましたが、確かに効果があるという答弁をいただいたところであります。

原発事故が起こりまして1年を経とうとしているわけですが、最近東京以北の子供たちに異変が起こっているということがあられるようであります。最近の子供は、特に鼻血が出るということをお親御さんのメールとかですね、そういったもので見られるわけですが、この原発から発生されたストロンチウムというのは、骨に蓄積されますね。あとセシウム、今騒がれているセシウムというのは筋肉等へ組み込まれまして、細胞に組み込まれまして、内部被ばくを延々と続けていくということであるようであります。ですから、がんにかかるといいますか、発症を始めるのは20年後から始まるということであるようであります。依然としてですね、この放射能問題、収束を迎えておりませんが、今回4月から施行されるセシウムの新基準値、これは審議会で厚労省がですね、子供への内部被ばくの影響を特に考慮してかなり厳しいものになったということのようであります。

しかしながらですね、この基準値は下がるんですけども、出回る食への安全性というものは全てを計っているわけではありませんし、全くゼロであるということでもまたないわけなんですね。これは、大人はいいんでしょうけれども、20年後本当にどうなるんだろうというような心配があるわけですが、子供たちにとって非常に不安なものとなってくるのではないかというふうに思います。発がん、この予防に対するお茶の効果というのは、さっきも申しましたとおり疫学的に示され、放射性物質を含め、体内の有害物質をお茶の利尿作用によってですね、おしっこをすることによって体外へ除去する必要があるということをお専門家もとらえております。安心・安全で安価、安い費用でですね、費用対効果にも非常に優れているわけであります。お茶を子供たちに飲ませる必要性に迫られている現状があるというふうに思います。ある専門家は、最

近の子供がキレルというのも、お茶で改善できるというような話もございますけれども、子供たちに飲ませる現状に迫られているということをどう見ているかですね、これも市長及び教育長にお伺いしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

食生活の多様化ということでございまして、それによってお茶を飲む機会が少なくなっているということが実情じゃなかろうかというふうに思います。今ほどキレル子供が出ているということについてもお茶を多飲することによって、そのことが解決されるんじゃないかということにつきましては、私もその説になる本を読んだことがございまして、多分そうではないかなというふうには思っているところでございます。その本によりますと、ペットボトルのジュース、あるいは缶コーヒー等を飲むことによりまして、多量の糖分を摂取して、そして糖分を摂取することによってカルシウムが結合しまして、体外に排出されて結果的に子供たちが落ち着かない、あるいはキレルというような状況になっているのではないかなというような本でございました。

ということで、従来からの私どもの生活を考えたときに、お茶を飲みながら、水分を補給することについては、最もだというふうに考えるところでございます。

昨年4月に制定されました茶業振興法によりますと、第7条第2項におきまして、お茶を活用した食育の推進がお茶の消費拡大に資することに鑑み、児童に対するお茶の普及活動への支援と、その他お茶を活用した食育の推進に必要な施策を講じるというふうにされております。

先ほども申しましたように、現在茶業振興会の方々が、茶業青年、そしてまた若葉会ということで、お茶の入れ方等の教室も開催していただいている、茶葉の配布もしていただいているということでございますので、これらのものを更に充実されるような連携を深めていきたいということでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

学校においては、先ほど申しますようにそういう給茶機も購入していただきましたので、比較のお茶を飲む機会、あるいはうがいをする機会はあるかと思いますが、私はやはり家庭においてどの程度リーフ茶ですかね、お茶を飲む機会がつかれるかということの啓発というのは非常に大事じゃないかと、特に若いお母様方が、お茶を飲んだ後の出がらしというんですか、あの始末にやはり一種の抵抗があるやに聞いております。ですから、あれも私が聞いたところによりますと、あの出がらしのお茶葉は、あれをたまごとじなどにして食べるという一つのレシピがあるや聞いておりますが、そういうような料理の工夫の仕方というようなことや、やはり出がらしのお茶葉を何か使う工夫等々があればですね、また、家庭でもリーフ茶が利用されるのではないかなというようなことも個人的には考えているわけでございますが、なにせ家庭に大部分はいるわけでございますから、学校でのお茶の飲み方というのは、今申しましたように効果もあるわけですから、今後進めてまいりたいと思いますが、今後は保護者に対する啓発を学校または地域社会と一緒にやっていかなければいけないのではないかなとかように考えております。

○6番（坂元修一郎君） 教育長が申されたようにですね、いかに飲ませるか、やはり家庭で、

家庭からやっぱり始まるべきだろうなということは考えているところであります。その出がらについてです、高級茶であれば三杯酢をかけるなりして、天ぷらにして食べられるんですけど、ちょっと安いお茶、茎のあるお茶についてはですね、なかなか使えないということでもあります。都会ではだしがらが出るもんですから、それが出ないようにですね、粉末茶が最近では都会の方では売れ筋だということも言われているようでもあります。

この医療・介護の給付費が増加する中で、市民の健康を守りつつ医療費の削減をお茶によってできないものか提案をしているところでありますけれども、施政方針の中に健康づくり日本一のまちづくりというものを目指すんだというふうに市長は申されておりますけれども、全国の中でも屈指の茶産地でありながら、地元の特産品であるお茶を使い健康を維持するという施設は施政方針の中には実際入っておりません。市民によってですね、多くのお茶を飲んでいただき、健康増進を図ることについて、今後どのような取り組みが必要と考えられるのかですね、市長にお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

健康づくり日本一ということで、様々なメニューを組み立てながらこのことについて挑戦をしているところでございます。その中で、今お話がありますように、お茶を多飲することによって健康な体をつくるということについては、触れていなかったところでございます。

先ほども申しましたように所管する保健課の方でそのことについて、少し確たるデータを持ってなかったということで、そのような観点からの取り組みがされてなかったということでございますので、先ほどお話ししましたように、来年度鮫島先生をお迎えして、そしてまた先生からそのようなデータ等を提供いただきながら、市民の方々の理解がいただけるとなれば、きっちりこのことについては、健康増進のために資するという事で何らかの事業を組み込んでまいりたいというふうに考えるところでございます。

○6番（坂元修一郎君） やはり地産地消ということで、なかなかですね、市民に理解いただくということも難しいと思っておりますけれども、やはり病院でですね、先生のビデオを流したり、本市でもそういった講演が実行されるということでもありますので、そういったものをビデオに撮ってですね、いつも病院で流しておくということから始めていければ、地域住民もお茶をそれこそ日本一になるようにですね、飲んでいただきたいというふうに思っております。

次に、地域の特産品であるお茶、茶業振興会というのがありますけれども、イベントに向けた取り組みについてですね、ちょっと質問したいと思っておりますが、本年は3年に1回行われております曾於地域の茶業振興大会が本市で開かれるということであるようでもあります。来年につきましては、曾於市の方で県の茶業振興大会が開催される運びになっております。

そして、来年であります、九州茶主要産地市町村協議会首長会議というのがあったそうでありまして、その中で市長自ら来年開催されます「全国お茶サミット」というのが開催されるということで、そのサミットを市長自らお受けになったというふうに聞いておりますが、どのような内容のサミットなのかですね、お伺いをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まず、曾於地区の茶業振興大会がございます。それは3年に1回ということで開催されまして、平成24年については、本市で開催される予定になっております。

そして、全国のお茶サミットにつきましては、全国でおおむね100ha以上の茶の栽培面積を保有する自治体で構成される全国81の自治体の大会でございます。この構成で、茶業の様々な問題や課題等につきまして、各自治体の首長が一堂に会しながら、健全な茶業振興と地域農業の発展、そしてまた、経済発展を模索し地域の活性化を担おうとするものでございます。

そして、情報交換をし、産地間の交流などを経て、さらなる茶業振興をしていこうというものでございます。

ということで、今回の全国のお茶サミットにつきましては、来年度本市でというようなことの提案を申し上げて、受けられたところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 全国のお茶サミットでありますので、参加したことはございませんので、こういったサミットなのか分かりませんが、10年内には全国のお茶まつりというのもやりたいというふうに聞いておりますけれども、今後ですね、そういったいろんなイベントをやりながら、この産地は有名になっていくんだろうなというふうに思います。

時間がちょっと少なくなりましたので、このイベント等については、これにて終わりたいと思っておりますが、本市はですね、現在1,200haほどあるんですが、先ほど申しましたように1番が静岡、2番が鹿児島、3番が三重ということになっております。県単位でいくとですね、そうなるわけですが、宮崎、熊本県はですね、1,600haでございます、県全部でですね。そして、福岡、京都というふうが続くわけですが、福岡、京都も1,500haほどです。埼玉県に限っては1,000ha、これは志布志市よりも少ないんですね。ですから、本市の面積というのは宮崎、熊本、福岡、京都府、そういった県単位の面積までもう達しつつあるということでもあります。これは、農家だけですね、ここまでできたわけではありまして、行政、そしていろんな機関、JA、そういった協力によって現在の面積まで拡大できたということは間違いではないわけでありまして。しかしながら、この実績、生産量、面積と、この知名度というのが非常に低いということでもあります。この知名度とか、この実績のギャップについてですね、市長はどのように感じていらっしゃるのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全国的にお茶の産地と言え、静岡、そして宇治、狭山という、そしてまた、近年では九州の産地が出てくるわけですが、それに遅れること100年ではないかというふうに鹿児島産地は言われてきたところでございます。

しかしながら、近年の増反率からしまして、静岡に追いつき、追いつくことはまだ先かもしれませんが、静岡が減少する中で、鹿児島は増反しているということは、本地区の茶の栽培する条件が極めて良好であるというような面からこのようなふう伸びてきているのではないかなというふうに思っています。そしてまた、生産量が伸びてきているのみならず、その品質についても

全国の茶商から高い評価を受けられるものになってきたということでございまして、それに合わせて志布志市の産品につきましても、お茶につきましても、品質、そして生産量が県内でも有数の産地になってきているということでございます。

ということで、100年開いていたものが、今20年、30年というようなことになってきているということで、後10年ぐらいすれば、それこそ全国でもお茶と言えば鹿児島というような形で評価がされる時代になってくるのではないかなというふうに思うところでございます。

特に、本市におきましては、先程来お話がありましたように、I P M研究会なるものが、きっちと安心・安全なものを栽培して、それが国からも評価されてきているというようなことでありますので、放射能等の問題もある時代になりましたので、そのようなものが求められて、そして高い評価を得られる茶の産地というふうに近いうちになっていくというふうに期待するところでございます。

○6番（坂元修一郎君） そうなんです、特にここ10年間でもものすごい増植をされて日本一の茶産地に近づきつつあるということは、もう間違いないというふうに思っております。

全国あちこちの産地に行ってますね、茶畑なり、いろんな観光しながらですね、行くことがあるんですけども、知覧の平和記念公園、特攻基地ですけども、あそこの前にお茶の急須とですね、湯飲みがあって、お茶が注がれているというモニュメントがあったり、先日は嬉野の方に行きましたら、急須とですね、あとお茶つぼがありましたですね、そして茶産地へ行くと、大概記念碑があったりとかですね、福岡の八女の星野村に行きますと、お茶の文化館とかですね、非常に山奥ですよ、すごい所にすごい立派な施設があったりするわけですが、そこまでとは言いませんけれども、全国の各茶産地のそういったPRされている姿を見ますと、多くのイベントを控えている本市ですが、全国でも有数の茶産地らしいですね、看板、モニュメント、そういったものが見当たらないというふうに思うわけですけども、これからいろいろなイベントを控える中でですね、そういったものは必要でないと考えていらっしゃるのかですね、お伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お話がありますように、全国に有数たる茶産地を目指す本市としては、そのようなモニュメント、あるいは看板というのは足りないなど、不足しているなというふうには思うところでございます。

現在看板につきましては、市の茶業振興会や観光協会の方々と協議を進めようとしているところでございます。25年度に全国茶サミット大会が開催されとなれば、先ほども申しましたように環境保全型農業で、農林水産大臣賞を受賞したということや、増反率の最も全国一の地域だと、そしてまた品質面でも優れている地域だということのPRをするための何らかのものは必要ではないかなというふうに思うところでございます。

そしてまた、旧有明町の方で、この茶のPRということで、平成元年ぐらいから新茶祭りというものをやったところでございます。そのことにつきましては高い評価を得ておりましたので、そのことについても、また、そのような形での何らかのイベント等も組み合わせながら、本市の

茶をPRする機会をつくってまいりたいというふうには考えているところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 全国でもトップの日本一の産地を目指すにはですね、いろいろやらなきゃいけないこともたくさんあるような気がいたしております。

市長がべぶんこ村の村長であった頃ですね、お茶飛脚ということで、県庁の方まで走っていかれたのをですね、今でもよく記憶しているところであります。

財政が財政ですので、そんな金をかけなくて何かできないかなというふうに私も考えておりますが、京都の大文字焼きじゃないんですけれども、岳野山にですね、茶の木を使いながらお茶という大きな文字を書いたりとかですね、いろいろなお金を掛けなくてもできることがありますので、ぜひとも考えていただきたい。

そして、お茶だけでなくですね、宣伝活動につきましては、公用車を利用できないかということもいつも考えております。無地の公用車が走るよりもですね、何か宣伝活動、目立った何かシールでも貼ってですね、市内を走る、そういうことであるものを宣伝しながら、そして職員も市の車に乗っているんだという意識向上にもつながる。毎回事故の報告がありますけれども、そういったことを考えるとですね、これは一石二鳥ではないかというふうに思いますが、市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在それぞれの所管の方で、様々な事業をするときには、それなりのステッカーなりシールなりが作成されて、市内出張の際には、その公用車が走っているようでございます。ただいまお話がありましたように、意識を高めるためにも全車そのような形で取り組むとなれば、かなりいい形でのPRになる。そしてまた、市民の方々の注意を喚起するということになろうかというふうに思いますので、貴重なアドバイスと受けまして、今後工夫をしてみたいというふうに思います。

○6番（坂元修一郎君） ぜひともですね、白い車体で走るのではなくて、いろんな目立つ格好でですね、市内を走っていただきたいなというふうに思います。

お茶というのは、茶畑、そして茶工場を持って、そして販売までするというところであります。実際、農商工連携、そして6次産業化というものを国で進める中でですね、茶業というものは全てをもちや行っている業種であります。しかしながら、農協の技術員、かつて一番多かった時期よりもですね、半分ぐらいに農協の技術指導員も減っている。そして、農業改良普及センター、今の畑かんセンターというふうになっておりますが、これも以前のような指導体制はないわけがあります。そういった中で、事業が非常に幅広いこの茶業においてですね、茶業振興室、または対策室というものは格上げといいますか、そういったものはできないかという質問であります。年間の生産量もですね、畜産に次いで50億円というお茶の生産量があるわけですが、この指導体制の強化というものについて、市長はどのような見解をお持ちでしょう。

○市長（本田修一君） 現在本市では、様々な行財政改革を取り組んできている中で、職員の減というようなことで、要望が増えている業務について対応してきているところでございます。

そのような中で、特別に職員の配置をするとなるとなれば、詳細にそのことについては、他地

域等とも兼ね合い等も考えながら取り組まなければならないというふうには考えるところでございます。いずれにしても、25年に全国茶サミットを開催するというところでございますので、このことに対する対応は必要かなというふうには考えております。

○6番（坂元修一郎君）　そうですね、霧島市においても対策、県大会対策室というのを何か設けてらっしゃったふうに記憶がございましたが、現状の茶業係の2名ではですね、非常にこれは厳しいんじゃないかという気もいたしております。

茶業は、地域の主幹産業でありますし、生産するお茶というものが健康増進、そして、医療費削減などの多面的な事業にもつながっていくということでもあります。そういった中で、この茶業係2名、臨時の方も女性もいらっしゃるような気はいたしますが、どこにも出向けないというようなことでありますが、この現状ですね、このことについて妥当と思われているのか、再度伺いいたします。

○市長（本田修一君）　現在、農政課内で茶業の振興係として2名がおります。そしてまた、臨時職員ということで、現場に市役所からなかなか出向けない状況もあるというふうには聞いているところでございます。

先ほども言いましたように、他の茶産地、特に南九州市等は非常にそのようなことで先進的な地域でございますので、そちらの状況等も勉強させていただきながら、本市が今後の茶業振興の推移というものを考慮しながら、そしてまた、25年の全国茶サミット開催というものを考慮しながらの体制というものを、今後考えさせていただければというふうに思うところでございます。

○6番（坂元修一郎君）　時間も押し迫ってまいりましたが、本市茶業はですね、先ほどから申しますように、本当に土地、そして畑かん等を使いながら、日本一恵まれた産地である。そして、畑かんの防霜によってですね、もうほとんど遅霜の影響は受けない、ここ三、四年、全国ではものすごい寒の戻りによりまして、壊滅的な産地も多々あるわけであります。そういった中で、売り上げが伸びているのは、本市ぐらいのものであります。これは、本当全てに恵まれた産地であり、そういうことがあって後継者もですね、多くの茶工場の中で後継者がいるというのは、この茶業ならではのいうふうに思っております。そういった将来性があるから後継者も生まれているということではありますが、財政難、職員の適正化ということもあるわけですが、交付税などの依存財源がですね、減り続ける中で、やはり自主財源を生み出す産業、自主財源を生み出すかについてはですね、増員しながら経済を生み出す必要もあるんじゃないかというふうに思いますが、再度答弁を求めます。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

産業振興という観点からいきますと、当然現在本市の地域では、畑かん事業が完了するというところで、その畑かん地域に対する畑地に対する作物の選定をすることでございます。その中で、最優良作物として茶は位置付けられるところでございますが、先ほどから議論がありますように、茶を本格的にまだまだ増反するとなると、水の確保が難しいということでございますので、0℃散水というような新しい手法も生み出されておりますので、そういったものがどんどんどん

技術的に改良されるとなれば、まだまだ増反がされて、安定的な畑かん作物に位置付けられるのではないかというふうに思うところでございます。このことにつきましては、関係機関とともに更に取り組みを深めていきたいというふうに思います。

そしてまた、健康増進という観点からいきますと、当然、子どもたちのまちは先程来ありますように、介護におきましても、そして医療におきましても、支出が増えてきているというような状況が基本的にございますので、それらを解決するために、お茶を多飲する風習をつくるということは、この地域では、大いに市民の方々に受け入れられる土地ではないかなというふうに改めて思うところでございます。このことも積極的に進めるために、先程来お話しするように、鮫島先生のお話等を十分市民の方々とお伺いしながら、その認識を共有して、そのことについては取り組みをしてまいりたいというふうに思うところでございます。

本当に、いろいろな観点からみたときに、やはり、この茶というものは、本市は港を有しておりますので、将来的には生産者の方々は輸出も考えたいというような要望もございます。それらのものにも耐えうるような、それらのことが十分進められるような施策というものも今後考えてまいりたいと思うところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 前向きな答弁をいただきました。

最後になりますけれども、本市の主幹産業である茶業ですね、非常に恵まれた地域、海に面した産地でもありますし、早場から内陸部の遅場まであります。

そして、遊休農地の有効活用ということでもですね、お茶を相当植えてまいりました。

そして、雇用の創出ということで、工場を持ってですね、人夫の方々も使われ、そして自主財源を増やししながら、市民の健康を守り医療の削減にもつながる産業として、今後大きく成長していくんだらうなというふうに思います。これは自分でそういった中に入ってですね、常々思います。本当に愚痴はないです。前向きに頑張らうやという形ですね、そういったこともあって、農林水産大臣賞の表彰も受けるということであると思います。

現在、国内にはたくさん産地がありますが、今視察の一番多いところは、多分この志布志だと思います。私もお茶をやっていますので、あちこち講演へ行ったりとかですね、視察もかなり受けますけれども、本当に本場の方々が来てですね、この志布志市の茶業の取り組みを持って帰られるというような状態です。お茶の品質にしてもですね、非常にレベルアップしておりますので、今後非常に楽しみな産地になるんだらうなと、そのためにはですね、やはり行政も手伝っていただきながら、ここにきて、やはりすごい産地だな、伸びてる産地だなということを実感してですね、帰るときにはお茶をつくってらっしゃる方々が買って帰るぐらいのですね、そういった産地になってほしいなというふうに思います。

本市の茶業をですね、日本一の茶の産地にするために市長のですね、茶業振興に対する思いを再度聞きまして質問を終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） 今、祭典、特にお葬式等に行きますと、香典返し等で志としてお茶が添えられております。その光景を見るたびに、私は本市にとって、これは全国的に志布志の茶が使

用されてもいいのではないかなというふうに思っているところでございます。

それは、今回環境保全型の農業コンクールで本市のお茶の取り組みが農林水産大臣賞を受賞したということは、今、原発問題で放射能関係で非常に食品の安全性について、敏感な方が増えてきているというような背景の中で、本市のお茶はまさしく安心・安全、そして健康、本物なんですよということがPRできて認識されるとなれば、日本全国で志布志産のものが使われるというようなことになるのではないかなというふうに思います。それはもちろん志布志産のものだけでなく、南薩のものもそういったものであろうかと思いますが、しかし、志布志産は違うんです。志布志というのは土地の名前が、志布志とあるように志（こころざし）が二つもあると、日本一志あふれる町なんですよと、そこで作られている安心・安全なお茶なんですよということで、ひよっとすればすごく今いいチャンスではないかなというふうに思ってます。そういったものをブランド推進室の方で、積極的にそういった観点からのPR、販売活動というものを重ねていきたいというふうに思います。

そういうことで私どもは、この茶業につきましては、もっともっと生産者の方々は今でも元気なのですが、更に元気を出していただいても取り組んでいただければというふうに思うところでございます。

○6番（坂元修一郎君） 質問終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、坂元修一郎君の一般質問を終わります。

ここで、2時10分まで休憩いたします。

—————○—————
午後2時03分 休憩
午後2時12分 再開
—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、21番、鬼塚弘文君の一般質問を許可します。

○21番（鬼塚弘文君） 質問通告をしておきましたので、順に従って質問させていただきたいと思います。

先ほど同僚の坂元議員の御質問を聞いて、本市の主幹作目であるお茶の状況がよく分かったような気がいたしました。ぜひとも振興を一生懸命やっていただきたいというふうに思います。

それでは、通告を4点大きくしておきましたけれども、まず通告前に、先の2月28日に県下周駅伝が我が市にやってきました。関係者の昼食の場所は、伊崎田の中継所、婦人会の有明支部の皆様方の志のもとで、県内それぞれの関係者が「大変おいしかった」と、お礼を言っておられました。あのボランティアの奥様方に、市民の一人として本当にお礼を申し上げたいという気がいたします。

そして昨日、平成23年度の自衛隊の入隊者の壮行会がございました。代表者の答辞の中で、私は航空部隊にいくんだと、「空から志布志を守ります」というお礼の言葉を言っておられました。

さらに、この前ポートマラソンがございましたが、安楽小学校の4年生の岩田君があのだ東北震災に対しての思いを込めた選手宣誓をし、陸上競技場がシーンとなった。あれを聞いて、本当に私どもの志布志市の市民の感性は、大の大人から小さな子供まですごいんだということを私は再認識することでありました。

そこで、一般質問に入っていきますけれども、大変申し訳ありませんけれども、市長にまず私は伺っておきたいと思います。今、国会の中で野田首相にそれぞれの国会議員の先生方が大変厳しい質問をぶつけておられるようであります。まねではございませんけれども、市長に思いを確認しておきたい。市長、政治家と官僚の違い、これは何だと思えますか。

○市長（本田修一君） 鬼塚議員の御質問にお答えいたします。

野田総理がお答えしたのは、確か「政治家は選挙で選ばれるんだ、そして官僚は試験に通って官僚になってるんだ」というようなお答えだったのではなかろうかなと思ったところでございます。

私は地方自治に携わる者として、皆様方と同じように市民の皆様方に選ばれて市長になっている。そして、皆様方も議員としてなられている。そして、私どもの市役所の職員につきましては、同じ地方自治を目指す者としませんが、その取り組みにつきましては、試験を受けて試験をパスして公務員になったと、市役所職員になったということではなかろうかというふうに思います。

○21番（鬼塚弘文君） 全く野田首相もそんな答弁をしておられたようでございます。

また、政治家は現状ももちろん大事でありますけれども、5年、10年、まだまだその先まで見通す、見抜く力が求められると、更に日の当たるところもだけど、日の当たらない所に日を当てる職人であるということもよく言われるようであります。

また、市民に夢を語ると、以前旧志布志町のときに、ある先輩議員が今我が市の名誉市民である黒木町長に都城志布志間の高速道路が志布志をどっか通るぞと、地域に行った所、行った所で、ここに通る、ここに通るというお話をしておられた。それを見て先輩議員が、本会議場で「町長、でたらめを言っちゃいかん」と、「市民はみんな迷いますよ」という質問をされたら、あの名黒木町長は、何とおっしゃったか、「私は町民に夢を語る、これも町長の一つの仕事だ」という話をされたことをゆうべ、今日の準備をしながら思うことでありました。よって、市民から選ばれた政治家、本田修一市長を官僚の皆さん、職員の皆様が支えていく。市長の政策を本物にしていくために、しっかりと支えていくということが官僚と政治家だろうというふうに私は思います。

よって、今我が市で、この冒頭に出しております学校問題というものは、大変、大きな大きな政策だろうと思います。学校は、地域の光の灯台とも言われ、子供の教育だけでなく、社会教育の核である。その学校の灯火が消えた地域をこれほど見せつけられたことは私はありませんでした。四浦小学校から八野小学校、今中学校問題、みんなみんな本当を言ってびびってますね。そのことについて、ちょっと通告をしておきましたので、御質問を申し上げてみたいと思います。

まず、市立小中学校の統廃合ということではありますが、現在休校中の四浦小学校、この今後の見通し、このことについて監査の方からもたびたび指摘があるようでありますけれども、一体全

体市はどうするんだと、教育委員会はどうするんだということでありましてけれども、当然学校が開くことがいいわけですね。そういうことで、四浦地域の方々も期待しているのかと、それとも期待してはいけないのかといったような思いにかられていらっしゃるようであります。今の思いで結構でございます。市長、設置者である市長、教育長の思いをひとつお聞かせいただきたいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

四浦小学校につきましては、休校になりまして4年が終わろうとしております。小学校自体につきましては、地域の方々に施設の管理をお願いしておりまして、それなりに子供たちがいつ来てもいいような形での管理がされているようでございまして、本当に有り難いなど、しかしながら、地域の方々はお寂しい気持ちではなかろうかなというふうには思っているところでございます。

教育委員会の報告によりますと、現在入学の予定されている方はいらっしゃるということでございますので、私としましては、地域の意向を確認するとともに、教育委員会の報告を参考にしながら休校を続けるのか、あるいは閉校を決断しなければならないのか、今しばらく様子を見て判断してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

四浦小学校につきましては、御案内のとおり平成20年4月から2回目の休校となりまして、今4年が経過しようとしているところでございます。

この間、今市長からもありましたように、地元公民館の皆様方には、いつでも開校できるようにということで、入念に学校施設の管理及び校庭の清掃をしていただいておりますことに、心から感謝申し上げたいと思えます。本当にありがとうございます。

私ども教育委員会といたしましても、毎月1回は点検等に出向きまして、校庭や体育館、教室、教職員住宅等異常がないかを確認をいたしております。

全国的に少子化が進行する中で、休校となっている小中学校は、文部科学省の調査によりますと、平成23年5月現在、全国で431校ございます。このうちの251校、58%は休校期間が5年以上となっております。鹿児島県内では、平成22年4月6日現在で、小中学校849校中、25校が休校という状況でございます。

教育委員会といたしましては、休校後5年程度は未就学児等の推移を見守りたいと、こういうふうには考えておりましたが、現在までは入学予定者は皆無という状況でございます。来年3月で休校後5年間が経過いたしますので、平成25年度になりましたら、四浦小学校の今後について、地元の皆様方の意向を確認させていただきながら、今後の方向性を示したいと、こういうふうには考えているところでございます。

そして、その教育委員会の考え方を先ほど市長が申しますように、設置者である市長に報告をいたしまして、市長の決断を仰ぐということに、そしてまた、議会の皆様方にお諮りするという手順になるのかなと、今考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひと慌ててもいかんわけでしょうし、しかしですね、今から議論をさせていただきますが、閉校にした八野、そして今統合の計画のある出水中、田之浦中学校区内、旧志布志町の農村地域の多くの皆さんがおっしゃるには、別な学校を語る前に、まず四浦はどうするんだということの方向性を、行政がしっかり発信すべきだという意見を言う方がたくさん多くなりました。そのことも添えておきたいと、今教育長の方でそういうお話がありましたので、再度、次の機会に、また状況はどうなっているかは確認をさせていただきたいと思います。

2番目に旧八野小学校の跡地利用計画募集要項についてというのが全協でも御説明がありました。貸し付け条件に運動場、校舎などの建物等の一体的な貸し付けを前提をすると、いわゆる分離して貸し付けはしないぞということだろうと思います。そしてさらに、敷地建物等は一括して管理をしていただくと、お受けになった方に管理をしていただく。さらに土地は有償貸し付けだよと、校舎など建物は無償だよと、よって年額23万1,100円でしょうか、一月にしますと、1万9,425円、2万円ならんわけですね。こういう状態で貸し付けをするということが、先の2月20日から4月19日まで、2か月間募集をするということの説明が全協でもございました。ここに至るまでには、地域の方々の協議等々があって、ここに届いているようであります。よって、市内、市外に発送、発信をされたというようなことでありますが、その内容、どういうところに発送、発信がしてあるのか、現在まだ日にちはわずかしか経っておりませんが、反応はどうか、担当課長でも結構でございます。伺っておきたいと思います。

○企画政策課長（武石裕二君） 今の八野小学校の跡地利用につきましては、今議員申されたとおり、2月20日から4月19日まで2か月間ということで募集期間を設けまして、今募集をいたしております。

現在、文科省のホームページ、それから市のホームページ、そして3月の志布志の市報等で、また公募等の内容についてお知らせをしたいというふうに考えておりますし、また、ケーブルテレビ等を通じて、また内容についてお知らせをしたいというふうに思っております。

それから、市内の各事業所につきましては、福祉、それから保健、そして企業等に約200社ほど直接内容についてお知らせをいたしている状況でございます。

現在、本日までに1件の今問い合わせがございまして、まだ具体的に申し入れをされたということではございませんが、募集等の内容とか確認をされて、また後日相談に来たいというような状況でございます。

以上でございます。

○21番（鬼塚弘文君） 分かりました。今スタートをただけでございますので、じっくりと待ってみたいというふうに思います。

よって、たしか教育長そうですね、学校を失った地域の公民館活動、非常に苦しいんだそうですね。人が集まらないんだそうですね。やはり、今の時期、学校の校長先生が変わったよと、送りの会があったり、また迎いの飲み会があったり、いろんなことがあるんですけども、そういう刺激がなくなったということで、人集めに大変苦慮されてますね。

よって、ここにざらっとですけれども八野小学校の校区公民館、小学校を閉校した後の行事の流れをちょっと館長さんから借ってきましたけれども、4、5、6、7、8月までありますけれども、かなり入れてますね。例えば、4月1日からでしたけれども、4月4日に小学校跡地管理について教育委員会から説明を受けたと、教育長、津曲課長、補佐、八木さんといったようなこと。そして、グラウンドゴルフがあったり、国会議員がこの場所を見にきたり、水を活用できないかということで関係者が見にこられたり、運動会もなくなるぞということで、たちばな保育園の園長さんが八野小学校の卒業生だということで、応援をしようということで、運動会に参加するとの打ち合わせ等々、小学校の草払い、県道3号線を何とかしようということで、地域で県会議員にお願いしたこととか、役所からもらった花を植えたとか。さらに市長、企画政策課長と再生の協議についてやったとか等々こうあるわけですよ。

そして、この再生委員会というのが地域に立ち上がっておりまして、市内、市外2回ほど研修も実施をしておられるようであります。それも当局でしっかりと確認をしておられるわけですが、この募集要項にも再生委員会の方々をお集まりをいただいて、これを出していいかという確認を武石課長のところでとっておられると、よって地域の委員会としては、もう役所に任したと、頼むということだったという話を私は聞きました。そういうことで、本田市長にもう頼むという地域の思いだろうというふうに思うわけです。

そこで、市長、あのですね、私もこの時に参加をさせていただいたんですが、八野小をある企業が見たいと、東京から来ると、それを立ち会ってくれということで、公民館長に連絡をして鍵を開けていただいて、ずっと見ていただきました。4名こられたわけですね。来るといなや校門の入り口の所に花がいっぱい咲いている。校舎の周りにも花がきれいに咲いています。体育館の前にもきれいに咲いている。その花を見て、その関係者の方が、「この花は誰が植えたのですか、誰が水をかけているんでしょうか」この問いに、公民館長さんが、「市役所から花をいただいておりますので、校区の皆さんで必ず誰かがきつこの学校を見に来てくれるはずだという思いを込めて、校区を挙げて植えました、水をかけております」という説明をされました。その関係者が立ち止まってですね、「すごい、すごい」と、「できたら、この勢いのある時にこの学校の再生だよな」という話をされたことを、私は本当ですね、身の震う思いをして聞きました。館長が何とそれに答えたか。「だって市長さんがこの八野小の跡地活用は、市のモデルとして名言をされておられるのですよ」と、よって「地域も頑張らなくちゃいけない」ということでの説明をされました。そして、その企業の方に深々とその館長は頭を下げておられた。

市長、その校区民の思いですね、これは大事にしてほしいんです。どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

八野校区の皆様方にはたびたびお声が掛かりまして、八野校区の方に赴いたところでした。

そして、本当にどこの地区よりも負けない地域に対する思い入れの強い方々の地域だなというふうに、いつもいつも感じていたところでございます。

そのような中で、今回八野小学校の閉校ということにつきまして決断、苦渋の決断をされて私

どもと十分協議をさせていただきながら、今後の活用の在り方についてともに進みを、歩みをしていただいているところでございます。

そのようなことで、私どものこの本市としましては、今回が初めて廃校というような状況でございますので、そのことでもって、地域の方々が望まれている活用ということにきっちり結びつけるような方策をしたいということで、モデルとしたいということのお話をしてきているところでございます。

そのようなことで、担当の方といたしましては、全面的にそのことについては、取り組みを重ねているということであるようでございますので、地域の方々についてもそのことについては、御理解いただけているのではないかなというふうに思っているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君）　そういうことですよ、地域の方々も本当にあなたの政策を待っていますね。それで先ほども同僚議員が、市長は政治家になられる前は、本当村おこしのチャンピオンでしたよ。そういう面で、あなたならできるといふ思いを地域民は思ってるわけですよ。それで昨年の22年の議会で、私の質問に対しての答弁がここに書いてあります。今申し上げたことなんですけれども、復唱させていただきたいと思いますが、私の質問に対して、「この八野小学校の事例というものにつきましては、非常に本市の行政、そしてまた、教育行政ともに有り難く、重く受け止めさせていただいているところであります。少子高齢化に伴いまして、学校の統廃合をということにつきましては、本市の発足以来、最重要課題としてきましたので」、うんぬんということですね。

「そして、このような意味合いから私自身としても、ぜひこのケースを、これは行政発信じゃないですよ、地域発動型です。このようなケースをモデルとして、私どもにしては捉えさせていただきまして、行政としてそして教育委員会と、そして地域の方々と綿密に連絡を取りながら、連携をしながらこの学校の跡地活用について取り組みをしてまいりたいというふうに思います。」という答弁を私の質問にいただいたわけでありまして。

よって、校区の方々の苦渋の決断により、このような結論を出されたということについては有り難くうんぬんということで、モデルが出てきたわけですね。全くそのとおりだろうと思います。これに何もいささか私は間違っていないというふうに思いますので、今スタートを切っただけです。何とかですね、武石課長頑張ってください。中学校どころじゃないですよ、やっぱりこういうものを一つ一つ整理していくということが大事じゃないんでしょうか。地域の方々もぜひ引き回していただきたいというふうに待っておられます。

そして、畜産課長ともいつも話をしていますが、八野に大型畜産が今着々と準備中です。その代表の方も八野再生のために、私どもも汗をかきたいというお話もしておられますので、どうかですね、私どもがどうだこうだということじゃなくて、市民が選んだ政治家本田修一市長の下ですね、官僚の皆さん方が知恵を出しながら、何がいいんだろうということに、ひとつ知恵を出していただきたいということも御要望をしておきたいと思っております。

そして、市長、次から次にこの学校の統廃合問題が出てくるわけですが、八野は本当に私はミ

二、ミニ、ミニのモデルだと思っんです。あの小さな四つしか集落はないんですよ。小さなのどかな集落、特別何か反対運動の旗があがるわけでもないし、そういうところこそ日を当ててほしい、本田市長の日を当ててほしい。そこが成功しないことに、ほかに1歩も前に私は出られないと思う。だって皆さんが言うわけですから、八野を見てもよと、そこから始めていただきたいということなんです。

それで、先の委員長さん方の報告でありましたが、その中でも合併特例債の議論もございました。私も当時の合併協議委員会のメンバーでしたので、合併特例債の活用について、特に有明、松山町代表の学識経験者の方が力説をしておられました。

それは、この合併特例債というのをできたら箱物に使ってほしくないんだと、ソフト面に使ってほしいと。私はどういうことかなと思ってましたら、いわゆる農業後継者がおれば、その後継者育成に使ってほしいとか、学校が統廃合でさびしい思いをしておれば、そこに使ってほしいとか。先ほどのお茶の話がありましたが、そういう本当皆様の心を揺るような部分に使ってほしいというお話であったと思います。10年間に95億円、合併特例債が活用できるということでございましたが、6年たって、今58億円活用した後、財政課長が説明でございました。残りが37億円あると、この金の有効活用を財政課長にも委員会で述べたところです。極力企画政策課と十分協議しながら、そういうソフト面に活用していただきたいという話もしたところでもあります。どうですか、そこら辺りは、思いですよ、思い、具体的に何ということじゃないんですけれども。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併特例債につきましては、ただいまお話がありましたような形で推移しているところでございますが、本来この特例債につきましては、合併した町の行財政運営がスムーズにいくような事業に資するというような形になっているようでございます。そのようなことでございますので、ソフト事業に活用ということになるとなれば、かなりそのことについては、準備を周到にしながら、活用を図っていくということになるかというふうには考えるところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひともですね、この前、待望の消防署も出来上がりつつあります。そういう人の命にかかわるような箱物づくりに活用する、これも大事なことだろうと思います。よって、そういうことも大事だけれども、そういうソフト面の方にも活用していただくような知恵を絞ってほしいということでございます。

次に、統合計画しておられる出水中、田之浦中の説明会が今展開をされております。まだ結論が出たわけでもありませんけれども、地域の市民の方々にお示しをされた、また、議会にも説明されたこのスケジュールを見ると、6月議会に御提案といったような運びにもなっておりますので、あえて決定もしていないのに質問するのはいかがなものかと思っておりますけれども、ちょっと触れさせていただきたいと思うんですが、教育長、私は潤ヶ野での傍聴をさせていただきましたが、あそこで父兄からいろんな意見が出ましたよね。私は、何やらあの出水中には手拍子（てべし）だとか、ああいうものもありますので、この学校だけは駄目だという意見を言う人がいくらかいらっしゃるんじゃないかなという思いで傍聴をさせていただきました。ところが、その話どころ

じゃない、あるおひと方の質問を御紹介させていただきますけれども、小学校6年生のお子様を持っているお父さんの発言、夜センターで会があるということで、家を出る時の会話でしょうね。会に来る前に子供に尋ねてきたと、「あんたが中学校2年生になる時には、出水中は志布志中と合併するんだってよ」という話ですね、「だったら1年生から志布志中学校に行きたい」と答えたと、なぜなれば、「だって3年生になったとき高校入試があるじゃない、大事な時期に慣れない環境に入って入試に失敗するのは怖い」と、この発言をしておられましたね。教育長は、そこに対して答弁をしておられるわけですが、私どもが考えている以上に、子供の親は教育、中学校の高等教育、義務教育のラスト、このことについて真剣なんだということを私は感じたところであります。

そういうことで、この中学校において今進めておられますけれども、この進捗、反応、反響、そこら辺りは教育長どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

志布志地区の中学校統合につきましては、本年1月対象校区で実施計画説明会を開催をいたしまして、その概要につきましては、2月23日の全員協議会で、議員の皆様方にも御報告したとおりでございます。

田之浦中学校区、それから出水中学校区とももう少し早くできないかという御意見はありましたが、統合に反対する意見はなく、保護者の方々からは、むしろ統合した後の通学バスの運行、それから制服等の購入、学級編成等に対する要望がほとんどでございました。迎え入れる側の志布志中学校区におきましては、田之浦中学校、出水中学校の生徒たちを快く迎え入れたいということでもございました。

これから、3月、4月にかけて、関係する校区公民館や小中学校PTAの総会、あるいは全体会が開催されまして、それぞれの団体で中学校区統合についての方向性が定まるものと考えておりますし、各校区の求めがあれば再度出かけて御説明を申し上げたいと、こういうふうを考えております。

その後、関係団体の意見を集約した結果を持ち寄りまして、地域としての意向を判断し、あわせて市長に報告をし、市長の判断を仰いで、早ければ6月議会で学校設置条例の改正と関連予算の補正を提案し、議会の皆様に審議をお願いすることになろうかと、こういうふうを考えているところでございます。

教育委員会といたしましては、これからも機会あるごとに、PTAや地域の方々の御理解をいただけるよう努力を重ねてまいりたいとこういうふうと考えているところでございます。

以上でございます。

○21番（鬼塚弘文君） はい分かりました。そういうことで慎重に回を重ねていくということでございます。

市長、どうなんですかね、子供のことを考えると、教育上環境のいい所に子供をおきたいと、これは全ての親が思うことだろうと思います。

前も私申し上げましたが、私もあの農村地域で生活しておりますが、自分の子供すら町部に

行ってるんですよ。親として止ますこともできませんでした。そのことを言うもんだから、だから本当につらい思いをしているんですけども、じゃあ問題は、その説明資料の中で、みんなに配布して私たちもいただいている、地域の方にも配布はされていますが、説明資料によると、「出水中と田之浦中の跡地の有効活用、地域の活性化に生かされるよう、地域住民の要望などを聞きながら聴取しながら進めるものとする」とあります。当然そうだろうと思います。まだ決まってもないからここを考える暇はないよと言いたいんだろうけれども、相手がありますね。よって、黒木大先輩じゃございませぬけれども、政治家は夢がないといかん。ああいう広大な土地、箱物、プール、体育館あるわけですから、ああいうものが志布志市から、例えば出水中で言うと10分ですよ。田之浦中であると都城にも近いし、かなりそういう利便のいい所です。八野とすると環境が違ふ。そういうところについても、やはりやってみないと分からんということよりも、できたらこんな夢を私は持ってるんだという思いは市長ないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

地域の方々の思いというものを考えたときに、本当に複雑な、そしてまた、やるせない思いがあるんじゃないかなというふうに思うところでございます。それらのものを癒やすとなれば、この跡地については、きっちり方向性を示しまして、そして、そのことが結果的には地域の活性化にもつながっていくんだよというような形でお示しできれば、本当にそういう意味で言えば廃校、統合ということをとられた地域の方々も、それなりに心が休まるんじゃないかなというふうには考えるところでございます。そのような夢というものを与えられるために、今八野小学校で様々な取り組みをしながら方策を練っているというようなことでございます。その手がかりになるようなものを得ましたら、そのことをもって地域の方々たちにもお話を申し上げたいというふう考えるところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） はい、それ以上のことは申し上げませんので、しっかりとそのことを官僚の皆さんとたたき上げていただきたいというふうに思います。

次の県道3号線について御質問をさせていただきます。

局部改良をするということでお話は聞いております。しかし、今のところもう3月の半ばになろうとしてますが、ピンが打ったままで何のことも進んでない、見えてないようですが、現状はどうなってますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 県道3号線の福島渡の区間の改良でございしますが、昨年5月に現場におきまして、地元住民の皆様が苦慮している現状を県土木部へ直接要望されております。その中で、成果といたしまして、福島渡の狭小区間の約140m区間を実施設計委託を昨年行いまして、県の計画でありますと、平成24年度におきまして用地買収の協力、それが終わり次第、工事の発注を予定しているということを伺っているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） そういうことですか、課長、市長が存じてないのかな、そういう要望ごとがあったですよね。それで、地元の県議の先生が振興局まで行って、段取っているじゃないですか。23年度で県は予算化してますよ。そして、私が昨日確認したところでは、いわゆる境界の

立ち会いのことで遅れていると、その相手方は県外に住んでおられるといったような話を私は聞いていますがね、どうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 事業を要望して、すぐ地元の地権者の方にはですね、市長の方からコンタクトを取りまして、用地の話をしているところでございます。その中で、県外の方が地権者で1名、2名おられます。そして、一番今問題になっているのが、直接用地には関係ないんですが、どうしても分筆をする関係上、隣接者の立ち会いの印鑑が必要というようなことで、その方が今まだはっきりとつかめてないという状況でありまして、若干遅れているという状況でございます。あとの2名の県外の方には、直接市の職員が話をして電話、直接赴いてですね、話をしておりますので、そちらの方はうまくいくものと思いますが、今問題になっているのは、立ち会いの印鑑がもらえないということで、そういう状況でございます。

○21番（鬼塚弘文君） 見通しはどうですか。

○建設課長（中迫哲郎君） こちらの方が栃木だったですね、の方でですね、今どういう経緯でその土地を取得されてるのかということを調べている最中でございます。

○21番（鬼塚弘文君） 何とか課長頑張ってくださいね。私どもも愛知県の方とも話を密にします。どうも段取りがうまくいってないんじゃないかなという気がしております。もう詳しいことは申し上げませんが、頑張ってくださいと、先ほど言ったことですよ、3号線について以前も議場で私が議論したときに、どう思われますかということで申し上げたところ、例えば小学校、中学校、高等学校の通学路でもある。このことについて、坪田先生どう思われますかと、教育長は、本当道路の事情について、登下校の使用の際に極めて危険な場所があるということを経長からたびたび聞かされていると、何とか早くしてほしいという教育委員会の見解、畜産課長、畜産基地がいっぱいあるから何とか急いでほしいと、なのに全然進まない、分かんませんがよ。

それで、この23年度は3月いっぱいですよ、県が改良で予算化をしている。今課長が言うようにうまく進んでない。23年度に段取りしたものが不可能であるとすれば、3号線に次年度予算化することは果たしてどうなんだろうと振興局長が言っているんだそうですよ。だから、やっぱりですよ、何でしょうかね、市長、一部改良してあって一部ができてないわけですよ。なあ建設課長な、できていない所は何かがあるわけよな。何かがあるからその部分で止まっているわけですよ。であれば、誰が交渉したのか分からないけど、地域の公民館もろもろ地元にも私も3名おりますよ、議員が。おっしゃってくださいよ。だから、鹿児島県も今別府福島線も次から次見えてるけれども、3号線がどうも見えない、県は八野小学校が抜けたあの奥地にすごい大規模に畜産がはり付こうとしている、なのに道路行政はいっこうに触らない。

だから、私が冒頭に申し上げた政治家と官僚の問題なんですよ。企画政策課長、総合調整ですよ、畜産を張り付けるんだしたら、まず道路はどげんかと、建設課大丈夫かよと、委員会でもあったじゃないですか。養鶏が入ると、農道に、林道に生コンを入れたいんだと、使えなかったということで出てきたじゃないですか。その時も、私は委員会で思うことでした。これこそ企画調整ですよ。道路は大丈夫かよと、河川は大丈夫かと、においはどうかということの調整をしなく

てあんたどうも進まんですがね。たちばな保育園が、今の所から佐野原になおりますよ、理由はいろいろあるけど、その一つは県道の3号、あの高土手、あれがずれるんですよ。危ないからもうここは大変だということで移行していく、その中の一つでもあるんですよ。いっこうに3号線に触ってくれない。県が準備しよっどんこれもこんな状態。今日は3月8日ですか、だから私思うんです、私はあんまり厳しいことを言うのはあんまり得意じゃないんですけど、やっぱり言わんと駄目なのかなと、言ったが勝ちなのかなと思いますね。学校はずたずたなくなるんですよ。ところがぜんぜん触ってくれない。選挙に行った時、道路が悪いなということはいつも思っています。やっぱりやってくださいよ。まだ今やろうとしている場所以外に出水中学校の下、あのままですからね、どうなってるんですか、今後の見通し、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私も就任当時から、この路線この区間につきましては、何回も質問をいただきましてお答えしているところでございます。今お話がありましたように、地主の方々と調整がつかないということで、この事業について、前に進めないということを担当の方からは聞いていたところでございます。

今回の局部改良の箇所につきましては、そのことが解決がついたということで、前に進むというような話を聞いていたところでございますが、今お話を聞きましたところ、まだ納得が得られない方がいられるということであるようでございますので、そのことにつきましては、すぐさまこの事業が進むように努力してまいりたいというふうに思います。

○21番（鬼塚弘文君） そういうふうにして、ひとつ指示をしていただきたいというふうに思います。

建設課長あのですね、さっき名古屋でしたかね、そこのお話ですが、自分が生まれた場所だと、その場所は。そこを道路が通るみたいだよと、でも父ちゃんは帰らんから役所からこういう資料が送ってきたよと、子供たちをみんな家に集めてどうかと、お父さんいいんじゃないと、自分のふるさとにそういう道路ができるんだったらいいんじゃないということで印鑑をついて送ったというんですよ。でしょう、いいのいいの分かってるから。だから、そういうふうみんな自分のふるさとに思っているから、相手ですよ問題は。その方とお話をしてもらったのは、出水中学校の同級生が話をしてくれたわけですから、やはりあの手この手を使ってやってもらわないと、人様の財産ですからね、そう簡単にいかんわけですね。その手法をやっぱりですね、私先ほど申し上げましたが、執行部火の玉になってくださいよ。そういうことを思いますが、課長、何かありますか。

○建設課長（中迫哲郎君） 先ほどちょっと立ち会い人のですね、住所というか、所在地をちょっと間違っておりました。本籍が和歌山の方で、大阪に住所がありまして、奈良までは追跡をしているところでございますが、その後がですね、ちょっと今確認できないということで、立ち会い管理者の追跡を今行っているところでございます。直接用地には影響いたしませんので、地元でもひよっとしたら管理されてる方がですね、ちゃんとおられたらですね、その管理されてる方

の立ち会いでもよろしいということですので、今はこの方を追跡調査いたしまして、何とか連絡を取るという段取りをしているところでございます。その他、議員おっしゃるみたいに愛知の方とかですね、宮崎の方は直接職員が話をして了解をもらっておりますので、今立ち会いの印鑑がないということでの止まりだという御理解願いたいと思います。

○21番（鬼塚弘文君） はい、よく分かりました。ぜひともですね、振興局ともよく話をしてみてくださいよ。そのことで、次年度に3号線には予算を付けられないということになったら大変ですよ。だからひとつ課長、期待していますからね、頑張ってください。

次に、部分林、学有林の処分ということを通告しておきました。

これは、旧志布志町時代から私は先人が築いた学有林、やがては子供たちのためになるであろうということで自分の山も顧みらず、子供たちの教育のためにということで育ててきた学有林が、今眠っている所が多いということですね。そういうこともありまして、これを思いついたのは何かというと、出水中学校、田之浦中学校にないのかという聞いてみるとあるんですね。そして、統廃合が確定していくと、そのことに対する対応も始まるんだろうというふうに思います。出水中の校長先生に確認してみると、2月とおっしゃったですかね、必ず1年に1回、PTA会長と校長と現場を見るようにしていると。そして、新しくこられた校長先生にはすぐさま御案内をするという運びになっているんですよと、ところがこれも多くの先人たちの汗と結晶です。志布志中学校に出水中学校はいった、学校だけはそのまま残って、手をつけられないということになるのか。それとも校長、会員の中から、公民館の中から、何とか今のうちに活用する方法はないのかということをもし探った時に、行政として、財務として、教育委員会として、すぐさま対応してくれるのか、今までの流れでは動きませんでしたね、どうですか。

○市長（本田修一君） 今お話がありましたようにあの地区につきましては、学校の統廃合というものがされようとしていると、そしてまた地域の方々も高齢化して、そしてまたPTAの方々もこのような分収林ということについて、維持が難しくなっているということであるようでございます。

ということで、私どもとしましては、契約に基づきまして、市有林や国有林において所有者以外の自治会や学校等が造林者となり、木を植え、標準伐期に至るまでの管理を行い、成林後に分収林を販売し、その収益や、市や国といった所有者と自治会や学校等の造林者であらかじめ契約した一定の割合で分収する制度に基づき、このものは取り組まれているということでございます。

現在、材価が高価であった時代にその収益を自治会や学校等の運営に充てるということを目的にして多くの契約が締結されたようであります。これらの分収林の処分を行う際には、契約期間満了時に、その契約を更新するか売り払うかの選択を地元自治会、学校等がすることになります。この時に、契約を更新された場合は、契約期間が延長され、引き続き自治会や学校等で管理していただくということになります。また、売り払いを選択されると売却に向けた手続きがされるということでございます。

市の市有林の場合は、在籍調査等を実施して、立木の販売予定価格を設定し、入札による販売

額を決定されると、国有林の場合は、自治会や学校等からの売り払い申請に基づきまして、市が森林管理者に売り払いを申請するということとなります。その後、森林管理者において立木調査が実際されまして、販売予定価格が決定されて入札により売却されるということとなります。立木の伐採につきましては、森林整備計画で示しております標準伐期経過後の伐採を基本としており、部分林につきましては、同様の考え方に基づいて処理しております。このようなことで、部分林、学有林の処分につきましては、契約に基づき、期間満了後の自治会、学校等の判断により決定されることとなります。

また、国有林につきましては、現地調査等を踏まえまして、予定価格決定後に入札が執行されますが、入札不落等の要因によりまして、売り払いの申請後、売却に3年と期間がかかる事案も見受けられているところでございます。

ということでございますので、私どもとしましては、このような申請がありましたら、直ちにその取り組みを始めていくということにしておるところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） 今市長の方からも答弁がございましたが、学有林の意義とかいうことに、これまでの目的とかいうことは省略、簡単に申しますと、学有林の造成は、戦後の国土復興の運動の一環として、森林資源の確保、自然愛護思想の普及、勤労体験学習、公共福祉への寄与など、森林全般ではなく教育上においても重要なものとして推進されてきたわけでございます。これはもう議員御案内のとおりだと思います。

ところが現在では、市内の小・中学校におきましては、学有林を保有はしているものの、その存在場所すら明確でない学校もございまして、安全管理の上からも学有林そのものを教育活動の場として活用するところはもうほとんどないというのが現状でございます。

私も中学生の頃は、学有林に行きまして、たきぎを取ったり、下払いをしたりという経験はございましたが、今はもうほとんど、どこの学校もやっていないという状況でございます。これは当然やってるところもあります。市内で3校ほど調査したところ、保護者の方々が中心になって年に1回下払いをしていただいているところはございますが、大部分の学校は、もう御案内のとおりPTA戸数の減少、それから森林作業経験のない保護者の増加、また地域住民の高齢化などで学校での管理がままならず、あえて言えば放置されているという現状でございます。

今先ほど市長の答弁もありましたように、伐採につきましては、伐期がきますと、担当課から学校へ伐採をするかどうかを連絡がありますので、学校長は保護者や地域の方々と相談して木の処分について協議をするということになるわけでございます。これは担当課というのは、御案内のとおり耕地林務水産課でございますが、本年度は伐期となりました1小、1中学校、これが売り払い承諾書を所管課を経由して国に提出したと、こういうふう聞いております。ですから、教育委員会といたしましては、学校から学有林についての相談がありました場合は、今後学有林をどのように取り扱うかということを担当課と協議してまいりたいと、こういうふう考えているところでございます。

先ほど出ました、田之浦中学校にはですね、具体的にその書類が正式に交換されていないよう

なんですよ、探したんですけど。一部書類はあるので、それは不備ですね。ですから、もう1回調査してみますが、きちっとした印鑑が座ってないというようなこともございまして、もう何十年も前でしょうから、あったのかなと思いますが、だから、実際は学有林はありませんという形になっているようでございます。

出水中学校は、これは昭和35年に旧志布志町と学校長の間で交わされた部分林設定契約書があると聞いておりますので、まだ契約期間は過ぎていないと、おそらくしておるということでございます。

私どもも今度統廃合の話が出ましたので、このことにつきましても、統廃合の委員会をつくりませんが、その中に学校林をどうするかという専門部会もつくりましてですね、そこでも検討してもらおうと、こういうふうを考えているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） 学有林については、ぜひともですね、そういう進めをしてもらうとうまくいくんじゃないかなと思います。

市長、その部分林ですよ、問題は。私が一番よく耳にするのが、先ほどおっしゃった、その販売の予定価格、木材の価格が安いもんだから、その予定価格に届かんわけでしょう。ところが会員は、高齢化、もう不幸にして亡くなった、会員そのもの組織そのものが消滅をしそうだ、よって今のうちに早く処分したいと、もう伐期もきてるんだと。ところが、予定価格に届かんもんだから、国の方が、営林署の方が対応してくれないと。ところが、私が聞くところ、隣の自治体では、それを役所の担当が営林署の方に一声、声を掛けることによって、事情がそういう事情であればということで対応していただいているという話を聞いたんですね。どうなんですか、それは、担当課長分かってませんか。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

部分林につきましては、議員仰せのとおり、私ども市においては、そういう隣の市と申しますか、宮崎県側の市なんですけど、そのような形をとっておりませんでした。今後そういう地元の意向調査等も十分踏まえてですね、そういう対応をして、森林管理署の方にまたお話をしたいというふうに考えております。

○21番（鬼塚弘文君） ぜひそのことをお願いしたかったんです。

次に、スポーツ振興についてちょっと伺ってみたいと思います。

サッカーフェスティバル等の開催について経済効果はどうか。スポーツ振興に対しての効果はどうか、二つだけひとつ伺っておきたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サッカーフェスティバルは、毎年8月1日から12日間県内外の高校生を本市に招いて練習試合形式で行い、市内の高校のサッカーの先生方が中心となりまして運営されている大会でございます。

去年は、過去最高の県内外から104校、延べ1万2,414名の参加があったところであります。

期間中は宿泊、コンビニ弁当、コインランドリー、飲食、タクシーなど4,600万円を超える経済

効果が図られております。

また、スポーツ振興面においても全国大会に出場する学校もこのフェスティバルに参加しますので、地元高校が対戦し、技術力の向上が図られており、先般も県大会で地元高校がベスト4に入るなど、技術力向上にも十分寄与していると認識しております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

平成8年から実施しておりますサッカーフェスティバルは、ただいま市長が答弁いたしましたように、参加校が年々増加いたしまして、本市の代表的なスポーツイベントになりつつあるようでございます。

議員御指摘のとおり、森林にも囲まれた運動公園でございますので、参加する人々にとっては、心休まる癒しの場にもなると、大変評判のようでございます。

また、先ほど担当の係と話をしましたら、この12日間は、高等学校では全国高等学校で申し合わせて公的な試合はしないというふうになっているほどに評価されていると言いますか、大会にもなっていると聞いているところでございます。ただし、サッカーフェスティバルの期間をあまり長くするとかですね、あるいはオールシーズン利用するとかいうことになると、施設の中心となりますやはりこの芝も生き物でございますので、傷みがひどくて回復に時間がかかり、維持管理費もかさみますことから、冬場にはやはり一定の休養期間を設けながら、快適なスポーツ空間となるように今後とも努めてまいりたいとかように考えております。

なお、このサッカーフェスティバルにつきましても関係高校の先生方や、指定管理者など十分連携を図りながら会場の問題、あるいは管理の問題等々、最良策を模索しながら対応していきたいとかように考えております。

以上でございます。

○21番（鬼塚弘文君） そういうことでひとつお願いをしておきたいと思います。

私は、先のサッカーフェスティバルに参加をされる関西方面の学校に御挨拶に伺いました。その時に、市役所の職員と私はあの学校に行ってくれというのがあるんですね、3校でしたか、すごい所でしたが、行けば私みたいなペーパーの者が行ったのに監督、関係者がずらっと待ってですね、鹿児島から見えたということでお話があるんです。それでお礼と、またぜひ来年来ていただきたいということのお願いに行くわけですが、あれも良かった、これも良かったとおっしゃるから、「いや監督、悪い部分を言ってくださいよ」と、「志布志市がこの部分をもうちょっと改善すると、まだまだ隣の学校も誘えるんだけどといったようなお話はないですか」と言うと、これもですね、私びっくりしたんですが、「ない」とおっしゃる。それよりも尚志館の、はっきり申し上げますけれども、井手元先生に感謝、感謝だと、あんな先生がいるから行くんですよ、ということはお人ですよ。

私たちが議会で、先進地の研修に行って、そしてここでそのものをまちづくりに反映しようということで、市長にいろんな意見をぶつけていくわけですが、行った所に必ずそういうスーパーマンみたいな人がおるんですよ。危機管理の所に総務委員会で行きました。すごいと思

いました。市役所の幹部には災害がある時に、そういう防災訓練の時には、全部上着が同じシャツを着せるんだそうですよ。その危機監の一言で、防大を卒業した志布志の湾に潜水艦で艦長として何回か来たという方を市長が危機監として採用しているわけです。すごい人がいるなと思えば、必ずそういう人がいるわけですよ。

だから、私はこのスポーツ振興でも大阪のその先生方が、あえて私どもの尚志館高校の体育の先生の名前をおっしゃるぐらい、やはりですね、市長、あのしおかげ公園も立派、サッカーフェスティバルもかなりの人が来た、志布志のホテル業界も非常に喜んでいて。ところがこの管理公社、なあ総務課長、いつも言ってますよね、あの管理公社が一生懸命芝をきれいにして便所をきれいにしてやっていただいているが、もう一步前に踏み込んで管理公社が企画運営までできないのかなと。だって市役所の職員も同じポジションにずっとおれるわけじゃない、ローテーションでいろんなところを回っていく、スポーツに得意な人もおればそうでない人もおる。よって、やっぱりそういう方が、私どもが全国いろんなところに研修に行くと、いらっしゃるといことです。そういう考え方をですね、市長はお持ちであったはずですよ。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サッカーフェスティバルにつきましては、今お話がありましたように、井手元先生が本当に献身的に務めていただきまして、多くのチームが参加する一大大会になったところでございます。これは、もともと古島先生という方がおられまして、その方が一生懸命されたことを井手元先生が更に引き継いで盛大にされていると。そして、井手元先生自身のキャラクターと申しますか、あのような積極的な雰囲気、「また全国にお礼回りに行くんですよ、お礼の試合に行くんですよ」というようなお話もされておられましたので、そのようなことが、全体的な参加チームの底上げになっているんじゃないかなというふうに感じているところでございます。

誠に私自身いつもいつもお会いするたびに感謝申し上げているところでございまして、古島先生、そしてまた井手元先生に何か御用はございませんかということをお伺いしながら、少しでも先生の御負担が軽くなるような体制というものをとっているところでございます。

そのような流れの中で、今お話がありました管理公社の芝の管理についても、そのことも十分受け止めながら管理をさせているところでございます。

○21番（鬼塚弘文君） そういうことで、ひとつ頑張ってくださいと思います。

次に、松山町の城山運動公園のテニスコートの改善ということで、以前から体育関係の役員の方、テニス関係の方等々から、あそこのコートの改善がほしいなというお話がありました。

24年度の一般会計で、とうとう顔を出してくれました。よかったなというふうに思っております。3面増設の設計委託料として150万円が当初予算で計上されて、今から審議があるところであります。今委員会、担当の委員会でも十分な審議がされるはずであります。

よって、私はですね、最も申し上げておきたいのが、このスポーツ振興の中で何といたらサッカー、ポートマラソン、ジョガー駅伝じゃないかと、ほかのスポーツはどうしたというのがよくあるんです。よって、よかったなと、松山のテニスコートにそれだけの多くの関西方面の方々

が合宿に来られるということ、これはすごいなというふうに思ってます。市内のバランスからみても1か所に集中することもいいけれども、そうでない部分もやっぱりやっていけないといかんのじゃないかなというふうに思っております。この早期の事業着手が必要だと思いますが、今年度はこの設計委託だけで終わるのか、どうなんでしょうか。併せてこの使用料の状況、どういう方が年間どのぐらい利用しておられるか、そのこともひとつ答弁をしてみてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、城山総合公園内のテニスコートにつきましては、7面の人工芝コートとなっております。

市内外の中学生、高校生、一般並びにスポーツ合宿で、主に関西方面からの大学の部活やサークルを中心に広く利用されているようでございます。

しかしながら、一方では以前から旅行代理店や大学のサークル等から、テニスコートの増設をしてほしいとの要望がされておりました。そのことをもちまして、25年度に同敷地内で新たに3面を増設することとし、24年度予算において、その設計委託料150万円を計上させていただいたところでございます。

ということで、25年度で事業をするということに、増設をするということを計画したところでございますが、この事業化につきましては、有利な資金が獲得できるとなれば、早めに前倒しで取り組みたいというふうには考えているところでございます。

○生涯学習課長（米元史郎君） 利用状況について御報告をさせていただきます。

テニスコートにつきましては、20年から23年度まで4年間の資料がございまして、大体8,000人前後で推移をしているところでございます。

合宿で利用される関西の大学でございまして、関西外語大学、同志社大学、龍谷大学、京都産業大学、立命館大学、京都大学、仏教大学、関西学院大学、神戸大学といったようなところがお見えになっております。数字につきましては、40人程度から300人の延べ利用者数となっております。

以上でございます。

○21番（鬼塚弘文君） 今利用の状況も御答弁いただきましたけれども、そんなところからそれほど多くの方が松山のテニスコートに足を運んでいただいていると、本当感謝ですよね、だから25年度着工ということで考えているけど、有利な財源が見つかったら早めにやりたいと、ぜひ見つけてくださいよ、財務課長お願いしますよ。本当ですよ、人のことじゃないですよ。今市長がそう言ったわけだから、こういうことなんですね。いい財源があったらというのは、やっぱり担当が見つけてほしい。市長は、そこまでは手は届かんですよ。ひとつ頑張ってくださいね。これも一つの市内のスポーツ振興の部分だろうと思います。

最後、私どもの市内に陣岳という関取がおられてからずっと見えておりませんでしたでしたが、市内の千代鳳関が十両に昇進された。そしてまた、お兄ちゃんが待ってますね。そういうことで、この方は市内のスポーツ少年団、柔道、相撲、あの花堂先生、菅間さん、そういう方々の指導の上で出来上がった力士ですよ。よって、スポーツ関係者も非常に喜んでます。この方に何とか応援

をしようということで、旧志布志町時代陣岳関が誕生したときに、旧志布志町は聞くとところによると100万円だったと、町民の血税を投資して頑張れと、テレビで「鹿児島県志布志市出身」という報道がされるわけです。あなたの施政方針にも書いています。

そういうことで、市の行政として、この後援会にそれなりの支援が必要だろうというふうに思いますが、具体的には答弁は要りませんが、市長の考え方をですね、ひとつ聞かせてください。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありましたように、志布志市志布志町出身の千代鳳、本名が木下祐樹さんということで、初場所におきまして幕下筆頭の地位で6勝1敗というすばらしい成績を上げて、十両昇進が決定したということでございます。

そして、これを受けまして、1月30日に発起人会、2月20日に後援会の設立総会を開催いたしまして、現在に至っております。お話がありますように、陣岳関の誕生以来30年ぶりの快挙であるということでございまして、先日番付発表がございまして、11日から始まります3月場所におきましては、東十両11枚目となりまして、テレビ中継で毎日「鹿児島県志布志市出身」というふうアナウンスされるということで、志布志市のPRをしていただけるというふうになったところでございます。

後援会では、現在化粧まわしを寄贈しようということで、広く市民からの協賛を募っている状況でございます。設立総会の場では、今後祝賀会や激励会を開催をされるということも確認されているところでございます。

市といたしましても、後援会に参画するとともに、市報やホームページ等で千代鳳関の活躍の情報提供を末長くしてまいりたいというふうに考えております。

そしてまた、後援会に対する支援につきましては、今後考えてまいりたいというふうに考えております。

○21番（鬼塚弘文君） 終わります。ありがとうございました。

○議長（上村 環君） 以上で、鬼塚弘文君の一般質問を終わります。

ここで、休憩します。

○
午後3時32分 休憩

午後3時41分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、5番、玉垣大二郎君の一般質問を許可します。

○5番（玉垣大二郎君） お疲れさまでございます。通告に従いまして、順次質問させていただきます。

まずはじめに、観光行政についてお伺いいたします。

一昨年から、商工観光関係者の皆様の御尽力により、鹿児島県商店街S-1グランプリで「背

白ちりめん三味井」がグランプリの栄光に輝き、全国大会出場という快挙を、また本年度も「志布志黒豚バルク丼」で準グランプリを獲得され、全国大会への出場権を獲得していただきました。全国大会へ出場していただいたことで、志布志市のPRにつながったこと、そして志布志市民はもとより、市外に住んでおられる出身者の方々にとっても、志布志市への愛着と誇りを再認識していただけたと思うとともに、今後の志布志市の活性化と発展に期待を寄せられたことと思います。関係者の情熱と努力に対して敬意を表しますとともに、感謝申し上げたいと思います。

このたび策定された観光振興計画において、市民が本市を訪れる全ての方に対して、おもてなしの心でふれあい、交流することで市民も観光客も元気になり、地域社会経済が元気で幸せになる観光を目指して、市民関係団体が連携し、観光のまちづくりを推進してまいります、となっているようであります。

今回の施政方針、当初予算を見ますと、商工観光事業で多くの新規事業が取り入れられているようであります。リーマンショックや一昨年の口てい疫、東日本大震災で人の心も経済も落ち込んでいる中に、近年にない予算措置は商工業者にとっては願ってもないタイムリーな事業ではないかと思われ、私自身も大変に期待しているところであります。そこで、このような事業計画に至った経緯と、今後の志布志市における観光事業に対する考え方をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 玉垣議員の御質問にお答えいたします。

観光振興につきましては、平成23年度に観光振興計画を策定しているところでございました。おもてなしの心で観光客をお迎えし、ふれあい交流することで市民も観光客も元気になり、地域社会、経済が元気で幸せになる観光を目指しているところであります。

具体的には、観光入り込み客、宿泊観光客、旅行商品、ツーリズムの受け入れ、スポーツ合宿誘致などの数値目標を掲げて基本方針と基本施策を定めており、実行計画の中では、にぎわいが生まれる拠点づくりやニューツーリズムの推進、情報の発信、志のおもてなしの実践を掲げております。

食の取り組みにつきましても、本市の地域資源を生かした志布志ならではのメニューを開発し、全国へ発信し、商店街の活性化、地域経済の活性化を図ってまいります。

また、重点整備エリアも定めて観光拠点の整備を推進するところであります。

これらの事業の実践につきましては、行政はもちろんのこと、市民、市民団体、観光特産品協会、商工会やホテル業などの観光関連事業者の皆さんの協力をいただき、連携と役割分担が重要だと位置付けております。

平成24年度からは、これまでの事業の継続を深めて、新たな観光振興の事業を計画しております。これらの事業の施設の維持管理やハード部門については、行政が直接行う部分となりますが、志布志市の魅力発信やイベント、観光物産事業などのソフト事業については、観光特産品協会などの団体に事業を受諾してもらい、市と連携しながら、観光特産品事業を推進していきたいと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 今おっしゃっていただきました様々な事業などを展開していただきま

して、多くの観光客が来ていただくことが商工業者の願いでもあります。

次年度以降引き続きですね、これらの事業に対しまして、継続して推進していただきますように要望いたしておきます。

施政方針で、総合観光案内事業の計画の中に、インターネット販売運営事業が新しく出てきております。また、志布志魅力大キャンペーン事業の中の四季の彩りフェア開催事業も新規で出ておりますが、どのような事業なのかお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総合観光案内事業で計画されております。インターネット販売運営事業につきましては、ヤフーショッピングや楽天市場などのインターネット上にあるショッピングサイト内に仮想店舗を出店するという事業でございます。

特産品協会に引き続き委託を予定しているアピアの特産品販売所、「港湾通り」の商品を中心に出店を計画しております。

また、志布志の魅力大キャンペーン事業で計画されている四季の彩りフェア開催事業につきましては、志布志市の各種ツーリズムの体験や商工会等を中心に開発振興された四季折々の食材を味わってもらい、二か月程度の観光フェアを開催し、既存イベントをはじめとする各種観光事業のさらなる経済効果を高めるために、年間を通じて観光客を誘致し、経済の活性化と安定化を図るという事業であります。春、夏、秋、冬と年4回程度開催するもので、このフェアに合わせて観光宣伝隊の派遣や、モニターツアーの実施、観光物産展の開催をすることによりまして、総合的に志布志の魅力を高め情報を発信してまいりたいと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 都城の「よかもん屋都城」など、インターネット販売により特産品はもとより、農林水産物の販売や新たな特産品の開発が期待されますが、このような独自のサイトを立ち上げる考えはないのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

都城市におかれましては、道の駅都城の物産館とあわせまして、早くから楽天市場の中に仮想店舗「よかもん屋都城」というものを開設しておりますが、本市もようやく遅ればせながら、このような形態での販売展開を図って、志布志特産品の魅力を積極的に発信していきたいというふうになったところでございます。

また、農林水産物の販売や新たな特産品の開発につきましても、観光特産品協会を取り扱い窓口といたしまして、JAや漁協といった関係機関とも連携を図りながら、積極的に推進してまいりたいと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） その土地でしか味わえないものを食すこともまた旅の一つであり、今やテレビ番組でも、その土地に根づいた食材を利用した郷土料理を取り上げているものがほとんどとなっているようであります。

本市にも多くの食材があり、それを巧みに操る多くの調理職人がおります。その方々に本市の特産食材を使った四季折々の食を開発してもらおうということも可能であり、またこのことは志布

志としての情報発信にもつながるのではないかと思いますが見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、議員も冒頭おっしゃったように、本市でまた新たな動きが出てきているということでございます。地元の職人によりまして、新たなメニュー、新たな名物が今回開発されまして、それが全国レベルまで来たということにつきましては、また様々な取り組みが今後始まっていくのではないかなというふうに思います。

このことに関しまして、私の市長2期目のマニフェストの中に、うまいものグルメ通りと、それからうまいものコンテストという形で名物づくりをしたいということ掲げておりますので、このことについての実現ということになるのではないかなというふうに思っております。

○5番（玉垣大二郎君） 今まで市で実施してきた総合観光案内事業を、今回新規事業であります志布志魅力大キャンペーン事業とともに、次年度より観光特産品協会に委託して実施していく計画のようであります。様々な事業が計画されておりますが、4月からの事業展開ができるのか危惧するところあります。今回、協会の職員体制として何名の市職員を派遣されるのか、全体として何名の職員体制で運営されていくのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事務局への派遣につきましては、1名を考えております。

そしてまた、委託事業の中で直接雇用しまして、事業を推進する嘱託の事務局職員につきまして、2名を予定しているところでございます。

また、観光案内所、特産品販売所の案内事務、販売事務に携わるパートの職員につきましては、年間を通じそれぞれの施設ごとに1名を常駐する体制を計画しているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） なぜ条例を制定してまでも派遣という形をとらなくてはいけないのかお伺いいたします。

今までも観光特産品担当職員として支援してきており、今後も今までどおり港湾商工課内で仕事をするのであれば、何だ変わらないというふうに思うわけですが、そこを教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

観光特産品協会につきましては、合併直後は観光協会と特産品協会と二つの組織がりましたが、その後様々な経緯がございまして、観光特産品協会としまして、現在事業の展開をしているところでございます。この協会におかれましては、平成21年度より国の雇用対策事業を活用しながら、外部からの事務局長の登用や職員の配置、事務委託等によって、本来の観光事業の推進や組織運営の自立化を目指してきたところではございますが、残念ながら結果が残せていないのが現状でございます。このような中で、観光特産品協会としまして、今後も観光特産品振興の専門家集団としまして、市と連携しながら観光特産品発展のために事業の拡大を図っていくことにつきまして、理事会、臨時総会でも確認されまして、その実現に向けて当時の堤賢一会長から事務所の設置、市からの人的支援などの5項目の要望がされたところでございます。

市としましては、策定中の観光振興計画においても、観光特産品協会を観光振興の中核組織と

して行政と観光関連事業者、市民を結びつけた観光振興に関する事業の企画運営を期待しておりましたので、要望に沿った形での検討を行い、今回その実現に向けて土台づくりへのお手伝いとして職員派遣を計画したところでございます。

派遣される職員につきましては、観光特産品協会が志布志市観光特産品振興の一翼を担う中核団体としての責任を果たすため、会員の皆様と対等な立場で議論をしながら強固に組織強化を図って、現在市が直接実施している事業を無理なく継続し、市民の皆様や観光客に対しサービス水準の維持のみならず、さらなる向上を目指すという大変重要で責任の重い業務に取り組んでいくこととなります。

また、当然協会の皆様の御意見を十分反映しながら、会員の皆様と一緒に知恵を出して、汗を出しながら事業を進めていくことになろうかと思っております。そのため、所管である港湾商工課においては、観光特産品担当として全面的にバックアップする体制をとり、派遣職員や協会の支援をいたします。

将来的には、観光特産品協会が自主的に観光特産品の分野で専門的な知識や経験を持った民間からの人材を登用し、積極的な事業展開をしていただければと考えておりますが、過去の結果が示すとおり現協会の組織では本来の力を発揮できないのではないかと考えるところであり、より早い段階での自立を図り、事業実施の基盤がつくられるまでの間、市職員を派遣しようとするものでございます。

なお、派遣期間は2年程度を予定しております。事務所につきましては、現在市の方で観光客の玄関口としまして、情報発信やおもてなしの拠点として整備しようとするJR志布志駅を考えておりますが、当面の間は市役所の空きスペースを使っていきたいというふうに考えているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） この件につきましては、委員会に付託されておりますので、聞きおくことにしまして、次に移らせていただきます。

次に、総合観光案内所についてお尋ねします。

現在の案内所につきましては、案内業務、パンフレット、観光マップの配布、パソコンでの検索、レンタサイクルの貸し出しが主な事業であり、これだけの事業内容であれば観光案内所という名称だけでよく、冠の「総合」の文字は要らないのではないかと思っているところです。お客様からの要望にどのようなものがあるのか聞いてみますと、特産物産の買えるところや、JRのチケットの予約、販売など聞かれることが多いということで、特産品についての問い合わせに対しては、アピアの「港湾通り」に行っていただくようお願いしているとのことでした。

今回の施政方針で、おもてなしの心でふれあい、交流し日本一の観光まちづくりを目指していくということでありましたが、果たしてお客様に足を運ばせることが、おもてなしの心になるのか疑問に思うところでもあります。

今後、商工観光案内所として、ここの運営を観光特産品協会に実施していくのであれば、駅前広場の一角にログハウス風のプレハブを併設して、アピアの特産品販売所をこの場所に移し、協

会運営もここでできるような事業の展開を望むわけですが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

総合観光案内所につきましては、単なる窓口での案内のみならず、登録された市内58か所のまちかど案内所との連携や、おもてなしの心の醸成を図るおもてなしセミナーの開催、FMやインターネット等を活用した案内情報の発信を行っており、おもてなしの拠点として総合的な観光案内事業を展開しているところであります。

また、平成21年度よりアピア内に設置しました志布志市特産品販売所「港湾通り」につきましては、当初より11社増え、31社の方が登録をしていただき商品の充実が図られているところでございます。

今後も観光案内所と連携した取り組みによりまして、今の場所でのさらなる運営の強化に取り組むとともに、収益アップを図ってまいりたいと考えております。なお、JR志布志駅は、現在策定している観光振興計画におきまして、観光客の玄関口として情報発信やおもてなしの拠点と位置付けまして、計画的な整備を図ってまいりたいと考えます。

JR志布志駅は、現在JR日南線の終着駅ということもありまして、乗務員の仮眠や宿舎としての機能も有しております。そのため、その機能の移転などをはじめとする様々な協議をJR側と重ねて、市民の皆様や関係団体の皆様の御意見をお聞きしながら、なるべく早い段階でその活用方針について皆様にお示ししまして、観光客の玄関口としてふさわしい機能や外観の整備を図ってまいりたいと考えているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 先ほど申しましたJRのチケット予約販売について国鉄との協議は今のようになっているのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

JR志布志駅の観光案内所の切符取り扱いにつきましては、案内オープン時からですね、JRに要望書を提出いたしまして協議を重ねてきたところでございますが、JR側担当者の配置転換や他の協議を優先したために、現実的にはなかなか進んでないところでございます。実際に観光案内所には不便であるという声も寄せられておりますので、引き続き要望を続けまして、JRのチケット販売については、そしてまた、予約についても取り組みをしたいと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 今回の施政方針の中に、JR志布志駅で設置している総合観光案内所を観光情報の発信拠点として位置付け、志布志の顔としてふさわしい形態や活用方法について検討していきたいと締めくくられております。

今回の観光特産品協会の委託を機に、総合観光案内所が志布志の観光の拠点となり得るべく早急に検討していただき、さらなる志布志市の経済浮揚につながりますように要請いたしまして、次に移ります。

減災対策についてであります。

今回実施されました津波を想定した避難訓練についてお伺いいたしますが、29日の南日本新聞に津波対策への提言、志布志市検討委員会が最終論議ということで取り上げられておりました。

内容的には、新聞で理解したところですが、この通告を既に済ませておりましたので、今回ははしりながら質問させていただきます。

昨年10月30日に予定していた避難訓練が当時朝からの雨によって延期となり、12月11日に実施されました。延期につきましても苦渋の決断であったと思われませんが、市民の間ではこのことに対して様々な意見が寄せられたと聞いております。結果としまして、7,000人を対象とした訓練に1,400人の参加者ということで、先日鹿児島防災シンポジウムにおいてもこのことに触れておられました。再度、この避難訓練を顧みたま市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話ありましたように、当初は10月30日に開催する予定で準備しておったところですが、当日雨あしが強いということで、急きょ12月11日に延期させていただいたところですが、私どもとしましては、今回の津波避難訓練ということにつきましては、3・11の東日本大震災を受けての取り組みということで初めての取り組みではございますが、市民の方々の意識はかなり高いものではないかなということを期待していたところがございます。その10月31日に開催する前にも広く告知をいたしまして、参加の呼び掛けをしたところがございます。また改めて12月に開催する際にも散らし、そしてまた、行政告知端末によりまして、自治会を通じましての散らし配布もしたところがございます。

ということで、かなりの参加が得られるのではないかというふうに考えておりましたが、結果的には7,000人対象で1,400人、2割しか参加いただけなかったということにつきましては、まだまだ市民の方々の津波に対する危機感や防災に対する認識が高まってないんだなというふうには思ったところがございます。

防災の基本は何とんでも自分の命は自分で守るということ、そしてまた、自分たちの地域は自分たちで守るという防災の原点がございますので、予想される津波災害やあらゆる自然災害から御自身の命を守るために、防災意識の高まりを私どもはいろんな形で啓発をしていきたいというふうに変更して感じたところがございます。

○5番（玉垣大二郎君） 先のシンポジウムでもあったように内閣府が行っている東海、東南海、南海地震の想定見直しでは、日向灘も連動した4連動の大地震、大津波の可能性があるとのことでした。

また、県の災害想定でも五つの想定震源域のうち3つが海底で、鹿児島湾直下、日向灘、奄美近海があり、本市にもこれによる津波が想定されているということでありました。このことにおきまして、今後津波における避難訓練は大変重要であるとされ、本市においても毎年実施されることと思います。

現在の防災計画における避難予定場所においては、小中学校体育館や校区公民館など、公的施設が中心に指定されており、津波を想定した場合、特に志布志地区においては、避難にすぐわな場所ばかりであります。このことも今回見直されると思いますが、地震、津波が実際に起こった場合、例えば季節の違いによる避難方法や、深夜に発生した場合など、それぞれのケースを想

定した避難計画と詳細な避難マップを作成する必要があるのではということで質問をする予定でしたが、先日の新聞に今回両方とも作成し、1万6,000世帯に配布する計画であるということで載っておりました。

そこで、これらのマップ・マニュアルを配布するだけでなく、全市民に説明するための防災講習会等を計画し、志布志湾への津波の到達シミュレーション等で、市民の視覚へ訴えるなどして意識啓発を促し、ここまで逃げれば命が助かるという実際の津波避難計画に沿った訓練を実施すべきだと思いますがいかがお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員お話になられましたように、住民向けに、地震・津波避難に備えて作成しまして、避難訓練の実施、そしてまた沿岸部の標高表示板の設置を行うということの項目につきまして、検討させていただいたところでございます。

来年度におきましては、また津波避難訓練を対象地域の市民全員に対して行うということの計画をしておりますので、そのことにつきまして、事前にそのような研修等が必要であるとなれば、そのことも併せて開催したいというふうに考えるところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 先ほど市長の方も意識啓発が薄かったのではないかとということでおっしゃっていましたので、ぜひ計画して行って、市民の意識を高めていただくような努力をお願いしたいというふうに思います。

今回の訓練で設定された避難場所の件でお伺いします。

内閣府のシミュレーションで、志布志湾に押し寄せてくる津波は、2.5mから3.5mと想定されており、実際に遡上してくる波は、想定値の3から4倍になると言われています。種子屋久沖での地震発生における津波に対しては、志布志湾の形状から、共振現象により更に大きなものになると想定されております。前回の訓練で実施された場所である前川上流の献上橋、金剛寺、志布志支所、出口病院は第一次避難所として適当であったのか。また、第二次避難所は確保され、移動が可能であったのかをお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

12月11日に実施しました避難訓練につきましては、先ほども申しましたように、合併後初めてする避難訓練ということで、一人でも多くの方に参加してもらいたいなというふうに思ったところですが、残念ながら思ったほどではなかったということでございます。その方々に、実際避難する場合、避難所までの時間がどれぐらいかかるかということも体験してもらいたいということで、実施したところでございます。

その中で、第一には公民館区域ごとの住民の迅速な避難、第二に関係機関の情報伝達などの連携を主眼に実施いたしました。避難訓練の実施にあたりましては、事前に対象となる自治会に対しまして、公民館単位で説明会を実施しまして、避難訓練の内容等について説明を行いまして、一人でも多くの方々に参加していただくよう努めたところでございます。その中で避難場所につきましては、今回志布志支所を含めて22か所を設けましたが、この訓練の津波の高さを2mと想

定しまして、避難場所につきましては、高齢者の方々も参加しやすい形で実施したことから、地域の実情に詳しい公民館の方々に選定をしていただいたところでございます。

議員御指摘のとおり、本来はもっと高台の場所を避難場所とすべきであったかと思いますが、今回はその途中の広場など一時的な避難場所として訓練をしたところでございます。想定外を考慮しますと、もっと高台へ避難場所を設置することも必要かと考えますので、次回以降自治会や公民館の方々の意見も参考にしながら、見直しを考えてまいりたいと思います。

○5番（玉垣大二郎君） 今回の訓練に参加された方からですね、こんな所が避難場所になるのかなというふうに数多く聞いたわけです。知らない市民の方々は、そこが本当に避難場所だというふうに勘違いをされることもあると思ひまして、今回質問させていただきました。次回からは、しっかりした所を選定をお願いしたいというふうに思っております。

1月30日に香月小学校で津波を想定した不意打ちによる避難訓練が実施されたということでした。児童らは、すぐに正門に集合し、高さ30mの伊勢神社へ向かい、約10分間で全学年が避難を終了したとありました。子供たちにとっては、不意を突かれた形ではありましたが、実践に近い形での避難で貴重な体験になったのではないかと思います。香月小学校の避難場所を伊勢神社としていることで、昼間に実際の津波避難となった時、全校児童367名と地域住民の避難者を含めた場合、この細い階段、狭い場所で安全を確保できるものかと思うところであります。このことにつきましては、昨年4番議員も指摘されており、六月坂、水ヶ迫方面への避難経路の見直しを要望されておりました。今回の避難訓練も伊勢神社ということで、見直しがされていないのではと思うところであります。その後の経過についてお伺いをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） 避難場所についてどうであったかということでございますが、特に香月小学校、危険な所と申しますと志布志小学校、香月小学校、通山小学校とあるわけでございますが、津波発生時の避難場所を私の方では40mとしておりましたが、30m、40mの場所はないかと探しましたところ、あそこの伊勢神社が適当だろうということでやったわけでございますが、避難場所及び避難経路につきましては、各学校で児童の安全確保を最優先いたしまして定めたとところでございます。香月小学校の例をこの前もまた不意打ちにやりましたので、香月小学校のことを申し上げますと、校長をはじめ学校職員がですね、幾つかの経路を歩くなどして、実際に現地を調査しまして、現段階で最も適切と考えられる避難経路及び避難場所を定めております。いずれの学校でもこのような方法をもとに、避難経路と避難場所を定めておりますが、今後も関係各課や地域との連携を図りながら、児童の安全確保を最優先とした避難経路等の設定に努めてまいりたいと思っております。

伊勢神社に関してでございますが、香月小学校の場合は、どうしてここにしたかと申し上げますと、坂道までの距離がですね、高台への、松下病院横の通路と比較して約50m短いので最短距離であるということ。それから、歩道が設置してある部分が長く、車との接触が少ないと考えられること等によって避難経路を決定いたすと。

そして場所につきましては、海拔がその30m、40mありますので、津波の危険性はないと考え

られること、そして孤立しないかということも考えまして、調査いたしましたところ、大黒のピアガーデンへ抜ける道がありまして、二次避難場所と考える、文化会館を考えているわけですが、文化会館へ移動することも可能であることということで、まずは伊勢神社ということを私どもは学校児童の避難場所として考えたところでございます。

ただし、高齢者の移動手段となりますと、私は個人的にはあの急な伊勢神社への階段は、ちょっと危険かもなとは思っております。

以上であります。

○5番（玉垣大二郎君） 見直しについては、日々行っていくということでもございました。

今後とも子供たちの安全をしっかりと構築していただきたいというふうに思うところでもあります。

今回の訓練において一丁田集落においては、避難場所が、尚志館高校となっており、一挙に一番高い所への移動であったということで、当日の集計によりますと、31人の参加であったとなっております。距離的にも遠く、あそこまで行くのであれば参加しないといった高齢者もいらっしゃったと聞いております。まず、参加していただくことを前提に考えれば、第一次避難所は少し小高い位置に設定し、二次避難所を尚志館高校というように、高齢者に逃げる勇気を与え、避難訓練への参加を即していくことも検討していくべきではないかと思えます。

また、志布志市街地においては、高齢者や独居老人が多いこと、高齢者療養施設などがあるなど、避難の際の移動手段はどのようにすればよいのか懸念されるところであります。今まで自主防災組織の立ち上げは即してきましたが、このような時に機能する組織であるのかなどの問題も提起されておりました。このことについては、非常に難しい問題とは思いますが、率直に市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

高齢者などの災害時要援護者の避難につきましては、自主防災組織や地元消防団の方々による共助による避難が一番であるというふうに考えるところでございます。

市の現状の取り組みとしましては、公民館単位での共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業による防災マップや、防災ハンドブックの作成、そして自主防災組織育成支援事業による防災研修会や避難訓練などの取り組みを行っているところであります。

市街地の高齢者や老健施設の避難につきましても、どのような避難支援ができるか職員の先進地研修もいたしまして、今後の取り組みにしていきたいと思いますと考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 今回の訓練では、志布志支所で避難者107名、うち要支援者3名と一番多い数でした。実際に津波が押し寄せてきた場合、まちの形態として、ここには多くの人が集まることが予想されるわけですが、一次避難所から二次避難所まで坂道での移動を考えると、御高齢の方の移動がスムーズにできるとも想像できず、避難自体をあきらめる方もいらっしゃるのではないかと思うところであります。

そこで、旧志布志町時代から話題になっておりますが、志布志支所5階から二次避難所となる

文化会館までの避難経路を建設することはできないものかお伺いいたします。これができるとなれば、高齢者や障がいのある方もエレベーターや階段にて、5階への移動もスムーズにでき、避難経路も一つ増えることにもなり、混雑の解消にもつながると思いますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員のお話のように、今回の避難訓練におきまして、志布志支所に避難された方が一番多いようであります。

そのような方が、本物の地震・津波がきたときには更に避難される方が多くなるということは当然であろうかと思えます。その方々を支所から文化会館へ通ずる通路を設置するということがあるとなれば、ということのお話でございますが、仮にそのような事態になるとなれば、大規模地震が発生しまして、支所のエレベーターというものを使用できない状況になるのではないかなと、そしてまた、地震によりましてがけ崩れ等も想定されるのではないかなということでございますが、以前からそういった話もあるというふうには聞いているところでございますが、ただいまお話ししましたようなことから、支所の5階から文化会館への通路につきましては、現在のところ考えてないというような状況でございます。

○5番（玉垣大二郎君） あきらめたくはないんですけれども、財政的な面もあると思いますから、とりあえず承っておきます。

次に移ります。今回、防災対策事業として標高表示板を国道225線沿いに23か所、左右設置で計46か所、高台への避難経路入り口へ7か所、緊急退避ビルを表示板7か所に設置されることになりました。この事業に対する今後の設置計画についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

標高表示板の設置につきましては、3月末までに国道220号線沿いを中心にして46か所、津波の時の避難場所及び緊急避難ビル並びに沿岸部の公民館に19か所、合わせて65か所設置を行う予定としております。

今後の設置計画につきましては、今回は国道沿いが中心でありましたが、港湾の事業所が立地している周辺をはじめ、市道などを中心に設置する計画で、地域の方々の意見もお聞きしながら設置してまいりたいというふうには考えているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 津波がきたら市民は原則高台へと避難していくわけですが、今自分がどの高さにいるのか、ここまで登ってくれば安全だということを認識することで、避難を完結されるのではないかと思います。ということは、あらゆる一般道の坂の途中途中にも標高5mぐらいへの表示が必要になってくるのではと思っております。何も標高表示板でなくても許可を取りまして、支柱にペンキでの線を引いて、ここは標高何mと書くことで事足ることではないかと思えます。このことは、各校区公民館にお願いすることもできるし、この作業に携わった方々の意識啓発にもつながると思いますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公民館にお願いするということにつきましては、公民館ごとに文字の大きさや色などの統一性

ということについて図られるのかなということもあります。

そしてまた、耐久性についても、また標高の精度、それから景観というものにつきましても、かなり統一性が図られるということにつきまして、難しいのがあるんじゃないかなというふうに考えるところがございます。このようなことから、市民の意識啓発にはつながるということではございますが、現時点では検討はしていないところがございます。

○5番（玉垣大二郎君） 検討はしていないということではございましたが、先ほども言いましたように、坂道約5m、10mぐらいの所はですね、やっぱり表示していただきますように要望をしておきます。

続きまして、昼間については、この表示板で標高や避難経路入り口は分かるのですが、夜間の表示に対しては、皆無に等しいのではと思うところです。そこで、街灯の色を変えることにより避難経路入り口への誘導を促すことを考えますが、そのようなことはできないものかお考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

標高表示板につきまして設置を計画しているところがございます。その中で、ただいま御提案がありましたように、例えば5mごとの高さの表示というものをするとすれば、本市の有する電柱と、あるいはN T Tにも相談するということになりますが、そのようなことにつきましてもできるものがあれば、そのような標高の表示も検討してまいりたいというふうには考えるところがございます。

[玉垣大二郎君「夜の」と呼ぶ]

○市長（本田修一君） お答えいたします。

街灯につきましては、同じような形で、もしその街灯が標高表示板の不足によってカバーできるといことになれば、その分については検討をしてまいりたいと考えます。

○5番（玉垣大二郎君） 今の質問はですね、夜になると。表示が見えなくなるということで、街灯の色を変えることによって、その誘導入り口等を示すことはできないのかという質問でございました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

そのことにつきましては、今まで協議検討しておりませんでしたので、協議を重ねまして、色合い等で避難路等を明示するという内容になろうかと思いますが、そのようなことができるのであれば、取り組みをしてまいりたいと思います。

○5番（玉垣大二郎君） はい、よろしく願いいたします。

次にいきます。

地震津波での被災者の80%以上が家屋や壁の倒壊などの複合災害によるものと報告されております。このことを踏まえ、中央防災会議で決定された建築物の耐震化、緊急対策方針が示され、今後10年間で地震による被害を被害想定から半減させることを目標としており、住宅及び建築物の耐震化率を90%にすることが定められました。

このことにより本市でも、建築物耐震改修促進計画が、平成22年度に策定され、昭和56年6月以前の建築物を対象として、平成27年度時点の目標耐震化率を国や県と同様の90%とすることと定められております。この数字をクリアするには、非常にハードルが高いと思いますが、この2年間の現状と今後の考え方についてお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県でも鹿児島県建築物耐震改修促進計画の策定が、平成19年にされたところでございます。市でも計画を定めるような努力義務でありましたが、平成21年度に志布志市建築物耐震改修促進計画を策定したところでございます。

この計画は、今後発生が予想される地震災害から、市民の生命、身体及び財産を守ることを目的とし、計画的かつ総合的に耐震化を促進し、平成27年度までに耐震化率を90%にすることを目標としております。この計画を受けまして、本市では、平成22年度より有事の際に市民の防災及び応急対策活動の拠点となり得る施設のうち、昭和56年以前建設の志布志支所、松山支所庁舎、有明総合体育館の耐震診断を行いまして診断の結果、地震に対する安全性を確かめているところであります。

また、住宅等における耐震化率の向上につきましては、平成27年度末までの目標数字である耐震化率90%は非常に高い目標値であると認識しているところですが、市内においては、毎年新しい住宅が百数十軒建設され、古い住宅が年間200軒ほど滅失されているということからも、微増であります。年間数パーセントずつこの耐震化率が向上しているというふうに考えるところでございます。

現在、住宅の廃屋解体の助成も行い、耐震化率の向上に努めているところでもあります。新たに平成24年度より住宅リフォーム促進事業とし、住宅の耐震化に伴う改修等もリフォーム促進事業の対象とするところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） ある自治体におきましては、一般住宅の耐震化における簡易診断は無料、それから改修には、ある程度の助成を行っているところもあるようであります。財政上の問題もあろうかと思いますが、周知をしていただいた上で希望者がいれば1棟でも2棟でも実施できる体制を整えていただきたいというふうに要望をしておきます。

次に、釜石の奇跡と言われる岩手県釜石市立小中学校14校の児童生徒のほぼ全員にあたる3,000人が津波の驚異から助かりました。このことは、長年にわたる防災教育のたまものであったと言われ、教えに従い、生徒独自の判断で避難経路を高い所へと移動していった結果の奇跡だったと言われています。このことは、授業での繰り返しの結果がここに現れていると思います。前回の8番議員の質問で、防災教育への重要性を訴えておられましたが、その後、本市における防災教育の現状はどのようになされているのかお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

現在各学校におきましては、これまでも学校における危機管理マニュアルを作成いたしますとともに、災害を想定した避難訓練を実施してまいりました。

しかし、今回の東日本大震災を受けまして、これまでの取り組み等を見直し、防災教育のさらなる充実を図ることの必要性を痛感したところでございます。児童生徒が自らの命を守り抜くためには、まず周りの状況に応じて主体的に行動する態度の育成が肝要でございます。学校においては、これまでも災害を想定した避難訓練を実施していますけれども、形骸化することなく、実効性のある避難訓練を関係機関や地域と連携して実施するよう指導してきております。例えば、新聞報道等で御存じのとおり、先ほどもありましたが、香月小学校では、昼休みに地震が発生し、津波の危険性があるという想定で、児童が自分が今現在いる場所から安全な場所へ避難する訓練を実施いたしました。このように、他校においても、児童生徒の主体的態度を育成するための避難訓練等が実施されるよう、今後も学校に対し、指導していきたいと考えております。

また、防災教育の基礎となる基本的な知識に関する指導を充実させることも極めて大事でございます。市内の学校におきましては、計画的、継続的指導を行うために防災教育の指導計画を作成し、教育課程に位置付けている学校もでございます。例えば、通山小学校においては、平成24年度から総合的な学習の時間において、防災について学ぶ単元を設定し、防災教育のさらなる充実を図るよう計画しております。

今後、市内全ての学校において、このような防災教育の充実が図られるよう指導していきたいと考えております。さらに、災害は学校にいるときに発生するとは限りませんので、学校外活動中の被災対応についても指導していく必要がございます。いつでもどこにいても適切な対応ができるように、学校の危機管理マニュアルを見直し、児童生徒はもとより、保護者への周知を各学校で行ってまいります。

それから加えて、学校が避難場所に設定された場合の対応についても各学校に対応できるよう、各学校の状況に応じたマニュアルを作成いたしまして、教職員並びに児童生徒が適切に対応できるよう備えていきたいと考えております。

今後ともあのような大震災が発生しないことを祈りながら、市内全ての小中学校において充実した防災教育が展開されるよう、教育委員会といたしましても各学校への情報提供と指導に努めてまいりたいとかように考えております。

○5番（玉垣大二郎君） 地震・津波減災対策につきましては、避難経路の安全確保と繰り返しの避難訓練、事前の補強対策というように様々な施策の構築によるものと思います。この訓練に多くの市民が参加して、地域の高齢者は地域で守る、自分の身は自分で守るというように意識改革ができるまで継続して取り組んでいっていただきたいと要望いたして、次に移らせていただきます。

有害鳥獣対策についてであります。

近年テレビや新聞等において各地でカラスによるごみ置き場荒らしや、威嚇攻撃などの被害が報道されております。また、先日のテレビ放送におきましても、カラスの増殖について放送されておりました。

本市においてもここ二、三年で非常に多くなってきているように思われ、本庁からの帰宅途中、

野井倉から安楽にかけての電線や畑に一個団体、数百羽はいると思われる群れが見かけられ、奇妙というよりも恐怖を感じるほどの威圧感であります。集落を散歩していても、電線の下には広範囲でカラスのふんや食べ残しの残骸などが見られ、市民からも、どうにかならないものかと苦情が寄せられているところです。

現在、有害鳥獣駆除での猟友会によるカラスの捕獲数は、年間どれぐらいになっているのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農作物への被害を及ぼす有害鳥獣の駆除につきましては、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び志布志市有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱に基づき、法人捕獲として実施しております。

市内における平成23年度のカラスの駆除実績は、松山地区が65羽、志布志地区が149羽、有明地区が41羽の計225羽となっております。

○5番（玉垣大二郎君） 今、数を教えていただきましたが、これらはどのような方法で捕獲されているのかお願い申し上げます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駆除につきましては、狩猟者登録証の交付者で5年以上の狩猟経験者等の条件を満たす会員が属する、市の猟友会に対しまして捕獲指示書を交付いたしまして、捕獲の作業に従事していただいているところでございます。一時期市役所周辺におきましては、相当数の渡りカラスが確認されておりましたが、その数も今では大分減少してきているようでございます。人家、集落等の近隣での出現につきましては、銃器による駆除が困難になっているのが現状でございます。駆除につきましては、ただいま申しましたように猟友会の方々の銃器による駆除がほとんどでございますが、一部わなによるカラスの駆除もしているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 以前、カラスによるものと思われるもので、墓に供えられた花が引き抜かれたり、湯飲みを割られたりと、墓地が荒らされているという苦情が寄せられました。今では少なくなってきましたが、供えられてる木の実を食べたり、墓石へのふんの被害は今なお変わらず発生しております。

安楽小学校裏の山一帯や付近の林がカラスの巣になっていると思われ、夕方決まった時刻に集団での帰宅行動が見られ、また朝にはカラスの泣き声で起こされるというような状態にもなっているところであります。このことは、本市だけではなく、全国に及ぶものであるようですが、このようなカラスの増殖は鳥インフルエンザの媒介要因にもなると考えられ、早急な対策が必要と思います。

有害鳥獣捕獲許可取扱要綱第3条第2項の「予察捕獲」の部分での市としての率先した捕獲駆除はできないものかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、市の有害鳥獣捕獲許可事務取扱要綱第3条第2項にありますように、予察捕獲につきましては、有害鳥獣捕獲対策協議会におきまして、捕獲計画数とともに議決いた

だく必要がございます。先日開催いたしました平成23年度有害鳥獣捕獲対策協議会におきまして、捕獲計画数とともに、予察捕獲の実施につきましても、御提案申し上げ議決いただきましたので、迅速な駆除が実施されるところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 今聞いて安心していたところですが、この予察捕獲による駆除ができることを知っている市民という方は少ないんじゃないかというふうに思いますので、年に数回は有害鳥獣の広報をされると思いますが、その時の折にでもですね、周知していただければ、カラスによる被害等も分かるのではないかというふうに考えておりますので、ぜひよろしくお願い申し上げます。

ということで、私もちょっと調べてみたんですが、東京都では2001年度から駆除を開始し、この10年で半減したとありました。2010年度からは新たな巣の撤去やひなの捕獲も導入したとあり、ねぐらとなっている緑地40か所の生息調査を実施したところ、2001年度3万6,400羽であったものが、2009年度1万9,100羽となったとありました。この巣の撤去やひなの捕獲を本市でも導入できないものかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駆除につきましては、先ほど申しましたように人家集落等の近隣につきましては、銃器による捕獲駆除は困難ということでございます。しかし、そのようなところでないところにつきましては、今お話があったような対処をすることが必要かというふうに思いますので、カラスを特定の場所に居座らせないように、えさを絶つことが有力ではないかなというふうに本地区では考えるところでございます。農作物出荷後のほ場内にえさとなるような物を放置しないと。そしてまた、カラスがえさを容易に得ることのできない環境づくりに努めることも重要ではないかなというふうに考えますので、そのようなことを取り組みを市民の方々に要望してともに取り組みたいというふうに考えております。

○5番（玉垣大二郎君） そのことも含めまして、ぜひよろしくお願い申し上げます。

県はこのほど、鳥獣被害防止特措法に基づき、市町村が策定した被害防止計画に沿って捕獲や防護柵の設置、見回りなどに取り組む鳥獣被害対策実施班の設置を整備していく計画ですが、本市における計画策定の状況と設置計画はどのようになっているのかお伺いいたします。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） 本市におきましては、猟友会の方々に捕獲隊を編成していただきまして、その中におきまして、わな、銃等による捕獲をお願いしているところでございます。

ただ、電気柵等につきましてはですね、当然農作物の関係で農家の方々。

捕獲隊を編成していただきまして、わな、銃による捕獲をしていただく計画を立てているところでございます。

計画数についても、それぞれ年間目標の捕獲数を設定して、県の方に申請しているところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 今私が質問したのは、県が今回特措法に基づきまして、鳥獣被害対策

実施隊の設置を整備していくという計画をしているところであります。その状況が、本市はどのようなになっているのかを伺っておりますのでお願い申し上げます。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

本市におきましては、今の計画についてはまだ立てていないところでございます。

○5番（玉垣大二郎君） 国は12年度から自治体の有無に応じて、防護柵設置の補助を優先配分するなどの方針を示しております。このことは、農家にとっても非常に重要な部分になってきますので、早急な策定と自治体の設置に取り組んでいただきたいと要請しておきまして、私の質問を終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、玉垣大二郎君の一般質問を終わります。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、本日の日程は終了しました。

明日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後4時50分 散会

平成24年第1回志布志市議会定例会（第4号）

期日：平成24年3月9日（金曜日）午前10時00分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

岩 根 賢 二

小 野 広 嗣

丸 山 一

平 野 栄 作

出席議員氏名（24名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 平 野 栄 作 | 2 番 下 平 晴 行 |
| 3 番 西江園 明 | 4 番 丸 山 一 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 毛 野 了 | 10 番 立 平 利 男 |
| 11 番 本 田 孝 志 | 12 番 立 山 静 幸 |
| 13 番 小 野 広 嗣 | 14 番 長 岡 耕 二 |
| 15 番 金 子 光 博 | 16 番 林 勇 作 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 上 村 環 |
| 21 番 鬼 塚 弘 文 | 22 番 丸 崎 幹 男 |
| 23 番 福 重 彰 史 | 24 番 野 村 公 一 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 清 藤 修 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 課 長 溝 口 猛 |
| 情報管理課長 徳 満 裕 幸 | 企画政策課長 武 石 裕 二 |
| 財 務 課 長 野 村 不 二 生 | 港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎 |
| 市民環境課長 竹之内 宏 史 | 税 務 課 長 小 辻 一 海 |
| 福 祉 課 長 木 屋 成 久 | 保 健 課 長 若 松 光 正 |
| 農 政 課 長 上 原 登 | 耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄 |
| 畜 産 課 長 山 田 勝 大 | 建 設 課 長 中 迫 哲 郎 |
| 松山支所長 溝 口 敏 久 | 志布志支所長 外 山 文 弘 |
| 水 道 課 長 木 佐 貫 一 也 | 会 計 管 理 者 中 崎 秀 博 |
| 農業委員会事務局長 堀 苑 智 之 | 教育総務課長 津 曲 兼 隆 |
| 学校教育課長 金 久 三 男 | 生涯学習課長 米 元 史 郎 |

議会議務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 今 井 善 文 | 次長兼議事係長 仮 重 良 一 |
| 調査管理係長 坂 元 正 知 | 議 事 係 武 田 賢 一 郎 |

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。



日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。
昨日の答弁において、訂正の申し出がありましたので発言を許可します。

○市長（本田修一君） おはようございます。

昨日の玉垣議員の一般質問におきまして、鳥獣による農林水産業にかかる被害の防止のための特別措置に関する法律に基づきまして、志布志市の被害防止計画の作成に関する御質問をいただきましたが、間違った答弁をいたしました。訂正しておわび申し上げます。

訂正内容につきまして、担当課長に説明させますのでよろしく願いいたします。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） おはようございます。

昨日の玉垣議員より御質問のありました被害防止計画書につきましては、作成しておりませんと答弁いたしましたが、平成20年度に作成しているところでございます。

また、見回り隊についての御質問には、見回り隊はありませんと答弁いたしましたが、被害防止計画書の中で、鳥獣被害対策実施隊員の設置を検討すると記載しておりますが、猟友会と協議した結果、設置には至っておりません。

以上のとおり訂正させていただきます。大変申し訳ございませんでした。



日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、17番、岩根賢二君の一般質問を許可します。

○17番（岩根賢二君） 改めましておはようございます。よろしく願いいたします。

それでは、通告に基づきまして、質問をしていきます。

まず市長の施政方針について、3点質問をいたします。

一つ目が観光振興策について、2点目が自殺予防対策について、3点目が介護予防策についてであります。

まず、1点目の観光振興策についてお尋ねいたします。

施政方針の中で、観光振興については、本市の人や資源の魅力を生かした志民力、市民の「し」は「志（こころざし）」となっております。志民力による観光振興に取り組み、おもてなし日本一のまちづくりを推進するとし、本市を訪れる全ての方に対しておもてなしの心でふれあい、交流する、そして市民ぐるみで観光客をもてなす気風を高め、訪れてよかったまち、再び訪れたいまちとして印象づけ、おもてなし日本一のまちを全国に発信していきたいとこう述べておられます。

このことは、観光に限らず人として大切な心構えだと思いますが、「心は行いによって初めて見える」という言葉があるように、思っていることを行動として示す一つの手段として、次のことを提案をしたいと思います。

私は、通告では「お茶一杯」という言葉を使っていますが、これは鹿児島に古くからある「茶一杯（ちゃいっぺ）」の心で、志布志にこられたお客様にお茶を一杯飲んでいただくと、そのようなサービスを市内の各所で展開してはどうかということでもあります。

例えば、志布志駅の総合観光案内所やさんふらわあのフェリーターミナル、アピア内の特産品販売所の港湾通り、松山の道の駅などでお茶をサービスする。「茶を一杯飲んでいきやんせ」ということでサービスをすると、そこでは例えば手づくりの漬物や、ちりめん入りのガネの天ぷらなどをお茶うけに出すというようなことをしてみてもいいでしょうか。このことは、本市の特産のお茶やちりめんなどのPRにもなります。消費拡大にもつながりますし、「茶一杯（ちゃいっぺ）」のサービスが志布志でのおもてなしとなって、志布志ファンになってもらえば、リピーターが増えて入り込み客数も増えるのではないかと考えております。

市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） 岩根議員の御質問にお答えいたします。

本市の観光振興につきましては、観光振興計画におきまして、市民が本市を訪れる全ての方に対して、おもてなしの心でふれあい、交流することで市民も観光客も元気になり、地域社会経済が元気で幸せになる観光を目指しているところでございます。

そこで、議員からおもてなしの取り組みとして、市内各所で「お茶一杯」のサービスをしたらどうかという御提案でございます。

市民全体で本市に来られる方に対して歓迎の気持ちで、そして滞在期間中を気持ちよく過ごしてもらえるためにも、お茶の振る舞いはいい取り組みであると考えております。議員からもお話にありましたように、鹿児島には古くから「茶一杯（ちゃいっぺ）」という言葉がございます。これはお客様が来られたら、まずお茶を出しなさいと、出しますよ、という習慣でございます。そして、そのことによりまして、相手に対しまして、お客様に対しまして、慌てず、急がず、「まあお茶一杯飲んでいきなさいよ」という優しい気遣い、心遣いと、そこからコミュニケーションが生まれてくるというような考えで、いかにも茶どころ鹿児島らしいお茶で心まで温まる言葉ではないかと思っております。この「お茶一杯」というサービスにつきましては、おもてなし日本一を目指す本市において、そして全国有数の茶産地である本市においても志布志市をアピールする取り組みにもなると思いますので、観光振興計画の実践として、今後ぜひ取り組んでまいりたいと考えます。

○17番（岩根賢二君） ぜひ取り組むというお答えをいただきましたけれども、例えば具体的に通告をしたばかりでしたので、具体的にどうこうすると、予算付けをすとか、そういうところまで話が進んだんでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お茶一杯のおもてなしということでございますので、具体的には観光案内所や特産品販売所、そしてまた、公共施設で充実させていきたいというふうに考えます。

そしてまた、現在市内に58店舗を志布志のまちかど案内所として指定しておりますので、道案内や観光パンフレットの配布などを実施していただいております。この中でも、お茶のサービスをしている箇所が10か所程度ありますので、このことを更に充実を図ってまいりたいというふうに考えます。

○17番（岩根賢二君） ぜひ実践に向けて進めていただきたいと思います。

ところで、観光ということで、観光振興という全体的なこともちよっとお尋ねしたいと思いますが、観光というのは一節には、光を観ると書きますよね、光を観ると書く。この光とは何かということで調べてみますと、その光とは、その国その地域の素晴らしい人物のことであると。そして、観るということは、その人に接することであるということが私が調べた範囲でですね、出てきました。志布志に来られた観光客の方が、次にまた行きたいと思うのは、景色でも食べ物でもない。その地域で触れた人たちのおもてなしの心にまたひかれてリピーターが増えるということだろうと思います。

そこで、私先日ですね、霧島の温泉街のおもてなしが評価されて満足度1位の観光地ということで報道がありました。インターネットで「茶一杯（ちゃいっぺ）」ということを検索しますと、まず霧島市が出てきましたね。そして、その中にやはり「お茶一杯（おちゃいっぺ）」と、そのサービスのおもてなしの心が掲載してあります。そこで、このおもてなし満足度日本一の霧島市に、例えば職員の皆さん研修に行くとか、そういうことも必要ではないかなと思っておりますが、そのことについて、市長のお考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

霧島市におかれましては、昨年全国お茶祭りを開催されまして、そのお茶祭り開催に向けて、茶の振興、茶のPRというものについて、特に力を入れておられたようでございました。それらのことで「茶一杯（ちゃいっぺ）」というようなことのおもてなしが、まずはされたのではないかなと、そしてまた、霧島市はいわゆる霧島温泉街がございまして、観光の町でございます。その町が新燃岳の噴火によりまして、お客さんが激減したという状況がございまして、その激減した期間中に関係者の方々を集めて、その状況が改善された時には、お客様に最高のおもてなしができるようにということで、研修を重ねられたというふうに聞いております。そのことが、今お話がありましたように、霧島市が観光地の満足度ナンバー1というような評価につながってきたものではないかなというふうに思ったところでございます。

私どものまちも、今こうして「茶一杯（ちゃいっぺ）」というものを広げようということを取り組みを開始しようとするところでございます。となれば、先進地である霧島市につきましては、特に近場でございますので、研修を重ねてまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 施政方針にあります市民ぐるみでおもてなしの心を醸成するということですね。それで総合観光案内所の仕事の中の一つに、その「おもてなしの心を醸成する」とい

う言葉が使われております。

そこで、ちょっと本日ここに出席の課長の皆さんにお尋ねしますが、3月25日の日曜日に志布志の文化会館で志あふれるおもてなしセミナーというのが開催される予定でございます。そこに、ここにきておられる出席されている課長の皆さんの中で、出席予定の方は何名ぐらいおるかちょっとお願いします。ちょっと手を挙げてみてください。

はい、分かりました。今約6名ですか、市長、このことについてどう考えますか。

○市長（本田修一君） 今回のおもてなしセミナーにつきましては、特に観光振興という立場で、その担当部署が中心になってするということになるわけでございます、それはいろいろな事業につきまして、担当の所管するところは運営、参加するということになるかと思えます。ほかの部署につきましては、できうる限りそのことについては、対応をいつも課長会等をお願いしているところでございますが、少し都合がつけられた方が少なかったのかなというふうに思ったところでございます。改めて参加を促したいと思えます。

○17番（岩根賢二君） そのおもてなしセミナーの案内の散らしがありますが、この中には、今市長がおっしゃられた観光関係者だけではなくて、おもてなしに興味のある方ならどなたでも参加できますと書いてありますね。ですから、もちろん市民の皆さんにはたくさん来ていただきたいということで書いてあると思うんですが、市役所の職員も市民の一人ですよ。ですから、市役所の職員自らそういう心構えで参加してもらいたいなど、例えば市役所にですね、来られるお客さんに対して、自らあいさつをすると、そういうやっぱり姿勢が必要だろうと思うんですよね、おもてなしということですね。

本市には、環境のことであちこちから視察研修のお客さんが来られるということも聞いております。そういう中であって、やはりそういうあいさつを率先してする、あるいはそれこそお茶一杯を差し上げるということが実行されているかどうか、そのことをちょっと確認したいと思えます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

おもてなしということになれば、まず第一歩があいさつだということだろうと思えます。そのあいさつにつきましては、今回の施政方針の中でも私自身が述べましたように、あいさつ日本一の市役所を目指そうと、そのことでもって市民の方々も一緒に取り組んでもらえる取り組みをしながら、あいさつ日本一のまちを目指していこうということが、おもてなし日本一につながっていくものと思えます。

このように、方針として明示するということは、現に今はそのようなものがされてないということでもあります。ということで、今後様々な方策を立てまして、このことがきっちりと図られるような取り組みにしていきたいというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 市民環境課長にお尋ねしますが、研修に来られたお客さんに対して、もちろんお茶を出しておられると思えますよね。昨日、教育長がおっしゃられたペットボトルのお茶ではなくて、ちゃんと湯飲みに入れていると、それは実行されていますか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 年間に四、五十件ほど視察がございます。議会関係、行政関係、御存じのとおりフィジーとか、そういう外国からも30か国程度今まで来られておりますが、必ずリーフ茶を出しておるところでございます。そしてまた、ついなんです、有明茶が「おーいお茶」に入っていますということも宣伝をいたしておるところでございます。

○17番（岩根賢二君） それはまた、ぜひ実行を続けていっていただきたいと思います。

それと、おもてなしという意味からですね、志布志市に来られたお客様が、今度の新幹線の開通、あるいは4月からは格安航空会社が就航ということで、遠方からのお客様がかなりあると思うんですね、それで、実際観光ガイドの皆さんが、今あちこちからのツアーのお客様を市内のまちあるきということで案内もされております。それで、新幹線開通の効果が昨日テレビを見ておりますと、NHKテレビでやっておりましたが、新幹線効果の波及を志布志に呼び込みたいということで、500円のワンコインイベントを行っているということで、ちょっと特集をされておりましたけれども、なかなかこれもまだ思うように進んでいないのではないかなと思っておりますが、この新幹線、例えば新幹線の開通の波及効果がどれぐらいあるかというのは、市の方では把握をしておられますか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お尋ねの新幹線による観光客の志布志への実績というかですね、そういったものについて、詳細に私どもの方で調査をした経緯はございません。なかなかいろいろ多岐にわたるものですから、実績は把握しづらいところなんです、ただ宿泊者だけをですね、実績でみますと、先日鹿児島県の全体で20%強宿泊が増えているというような新聞の報道があったわけなんですけれども、私どもの市内もですね、それと同等の対前年度比較でいきますと、約20%を超える宿泊客の方が、市内の各宿泊所の方にお泊まりなっているというような実績が出ておるところでございます。これは一つにはですね、昨年が口てい疫がありまして、少し落ち込んだ経緯がありまして、その分の影響もあるかなというふうに思っているところなんですけれども、ただ一昨年に比べまして10%以上ですね、昨年度は宿泊の伸びという実績が出ておりますので、どこに幾らの新幹線のお客さんがという、なかなかそこまで把握はできておりませんけれども、宿泊だけをみますとですね、何もなかった一昨年に比べて10%以上の効果がありましたので、やはりそれも何かしら新幹線の効果になっているのではないかというふうに把握をしておるところでございます。

○17番（岩根賢二君） 新幹線かどうか分からないけれども、増加しているということでございましたが、例えば、観光ガイドで案内をしている数というのは把握をしておられますか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） さっき議員が今おっしゃいましたように、いろいろ志布志のそういうまちあるき関係の旅行イベントによる志布志のまちあるき関係の回数が増えているのは把握をしておりますけれども、具体的なその人数についてはですね、ちょっと今把握をしておりませんので、また後もって報告させていただきたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 観光ガイドの方にお話を聞きますと、今まさに課長が言われた行政の姿が見えないんですよ、観光ガイドに関してね。実際には、私がお聞きしたところ、昨年10月

から今年の2月までの5か月間で、これは具体的な数字だと思いますが、JTBとチューブという会社の企画によって、32回の団体の1,300人が志布志のまちを訪れて、特に大慈寺周辺が多いということですが、そこでツアーの時間を過ごしておられるということでございます。

そこですと、一番ネックになっているのが、大型バスで来られるものですから、大型バスの駐車場がないので困っていると、路上駐車でお客さんをずっと待っておかなければいけないと、そこに、例えばほかの大型の車が来た時にですね、大変困っていると。そして、周辺にトイレがないと。大慈寺のお寺の中のトイレを使わせてもらっているけれども、やはり人数が例えば50人、60人来られた時には、とても対応ができないということで、そういうことになった場合に、そういう場面に遭遇したお客様は、もう志布志は大変なところやったと、トイレもなかったということでリピートしないと思うんですよ。ですから、そこら辺のことをもうちょっと考えていただかないと、もてなしにつながらないんじゃないかと思っておりますよ。

それで、今度の23年度の補正予算で減額になった観光費の300万円余りが減額になりましたが、これは、説明資料によりますと、本来なら近くに駐車場を借りてトイレを整備するつもりだったけれども、県の事業でそれが確保できたからこの分はもうカットしますよと、減額しますということでした。ですから、こういう気持ちはこの時あったわけですよ、整備をしようと、何とかしようと、それは場所は違いますけれども、そういうことで、大慈寺周辺、元N T Tがあったそこら辺に何かそういう施設の確保はできないのかなという話でございます。そのことについて検討をしていただけないかなと思っておりますがいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま減額になった分につきましては、県の方で魅力ある観光地づくり事業によりまして、駐車場を整備していただけるという事業を導入した関係で、そのような措置をしたということでございます。これにつきましては、志布志小学校横に駐車場を設置し、そしてまた、トイレも設置するという計画でございます。

ただいまお話になりました大慈寺周辺につきましても、従来から観光ガイドの方から要望があるところでございます。ということで、順次整備はしてまいりたいと考えます。

○17番（岩根賢二君） 今、順次整備していくということでしたが、具体的にじゃあいつ頃になるのかなという、そこまでお答えができますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大慈寺周辺につきましては、従来から要望があったということで、用地の確保について検討をしているところでございますが、そのことがまだめどが立っていないという状況でございます。

ということで、近辺ということも含めまして、その確保をまず先にしてまいりたいと考えております。

○17番（岩根賢二君） はい、ぜひ早めに進めていただきたいと思っております。

観光振興について最後に、本日の新聞、南日本新聞御覧になりましたでしょうか、まだ見てないですか。これ今朝の新聞です。副市長はさすがに持っておられますね。この中に書いてある結

論、結論と言いますか、観光の鹿児島を盛り上げるおもてなしとは、一番右側ですね、市長、大きいタイトルで書いてあります。そして、左下に書いてあります。突き詰めれば観光地の評価は、人でありますよと。最初に私が申し上げたことが書いてありますね。

そして中をめくっていただきますと、一番下の方に「茶一杯（ちゃいっぺ）」というのが出てると思っています。そういうことで、本日の一つ目の質問の結論はそこじゃないかなと思います。この新聞を今御覧になって、市長、感想を聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私は今朝これを見た時に、ちらっとしか見なかったもので、この新聞のおもてなし隊の写真の中に、本県の観光プロデュースの奈良迫さん、この方は私どものまちでも、特にブランド推進室のアドバイザーとしてきていただいて、いつもいつも御助言をいただいているところでございます。

ということで、ああ奈良迫さんが載っているな、うれしいなというふうに思ったところで、中身につきましては、詳しく読まなかったところでございます。

結論として、観光地については人なんだと、人というのは、おもてなしの心をもった人がいるまちということになるということでもありますので、先程来お話しするように、具体的にじゃあおもてなしって何なのといったときに、やはりあいさつということからまず始めていければというふうに思います。

そのことが、市民全員があいさつが、来られた方にあいさつができる。いらっしゃいませ、こんにちは、おはようございます、というあいさつができるようなまちになれば、そのまちに来られた方々が温かさというのを感じられるんじゃないかなと。特に、鹿児島県という所がそういったふうに評価されていたようなふうにも聞いているところでございます。子供たちが、知らない人に対してもきちんと「こんにちは」とあいさつができると、まちなんだということで、鹿児島に来られた方がびっくりされているという話を時々お伺いするところでございます。そのような、基本的なものがあるとなれば、このことを推進していくことをすれば、成果が上がるのは早い段階で成果が上がるのではないかなというふうに思いますので、しっかりと取り組んでまいりたいと思います。

○17番（岩根賢二君） よく市長は、何々があるとなれば、という言葉が使われますけれども、やっぱりそれは基本ですからね、基本ですと、そういう言葉遣いにしてくださいよ。

それで、今市長がおっしゃられたことを市役所の皆さん率先して実践をしていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

それでは、次に、自殺予防対策についてお尋ねいたします。

自殺予防対策については、今までも多くの同僚議員が質問をしています。私自身も今回でもう3回目の質問になりますが、質問者が多数に上るということは、それだけ本市にとって自殺問題が大きな課題であるということを示しているのではないのでしょうか。

一番最近の質問では、昨年12月に同僚議員が質問をされ、その時に提案のあったゲートキー

パーや心の体温計のシステムが採用され、今回の施政方針の中に導入の計画が示されております。このことは、うつや自殺者の比率が高い本市にとっては、大変効果が期待できるものと思います。これらの事業を実施することは、もちろん有効な手だてではありますが、私が昨年3月に質問した時に条例のことを質問いたしました。それから、ちょうど1年が経つわけですが、その時に市長は、十分勉強させていただきたいと答弁をされております。それからちょうど1年が経ちました。その1年間の中で勉強をしていただいて、どのようなことになっているのか、この条例制定の部分について、それと自殺対策についてどのような対策をとってきたか、そのことについてお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前回の議員からの御提案いただきました自殺、うつ病対策について検討し、本年度は県の地域自殺対策緊急強化事業を中心に、啓発・相談事業を実施してまいりました。

自殺の現状を知っていただくこと、うつに関する正しい知識の普及、早期発見のために市民、職場、民生委員等の地域支援者を対象に講演会を2回、無料相談会を3回実施しました。

保健所とも協力しまして、自殺予防週間の1日を利用して市内大型店舗2か所周辺で、自殺予防のパンフレットやグッズを街頭配布しまして、普及啓発を図りました。

また、3月の市報に保健所実施のアンケート調査をもとに、適切なアルコール接種についても掲載しております。志布志保健所が事務局の曾於地区自殺対策ネットワーク会議では、県の自殺対策の取り組みや曾於地域の自殺の現状の説明や意見交換を行っております。その他、機会あるごとに相談や講話の場を設け活動しております。

自殺対策に関する条例に関しては、平成18年に国が自殺対策基本法を制定してから条例制定し、自殺対策に取り組んでいる市町村もあるところであります。

特に、議員からの提案がありました神奈川県平塚市では、平成20年に「平塚市民のこころと命を守る条例」を自治体としては、初めて制定されました。市、事業主、市民の責務を位置付けまして、市民への啓発、教育、人材育成、精神医療や社会的な取り組み体制の整備、自殺未遂者や自殺者親族への支援、自殺対策会議の設置等の施策を立て、市民全体の活動として取り組んでおられます。

本市としましても、先進地に学び、来年度は自分の心の状態が携帯やパソコンで分かる心の体温計や地域のサポート体制を強化するために、民生委員や見守りボランティア等の方々の研修等を予算計上させていただいております。来年度も県の地域自殺対策緊急強化事業を利用して、本年度の事業を継続しながら、啓発・相談事業に取り組んでまいります。

本市は、自殺者の多い地域でもあり、今後もさらなる対策が必要と考えております。市民、事業所、行政が一体となって、気づく・つなげる・見守るを意識しながら市民全体の活動として捉えるために、関係機関や市民の声を聞きながら条例制定について協議を進めてまいります。

○17番（岩根賢二君） いろいろな事業がまた計画されているということで、それはぜひ実行していただきたいと思います。

条例制定の部分については、これから協議するということでもございましたね。

平塚市の条例を見られて、やはり必要だなということを感じられたのかどうか、感じられたから協議すると思うんですが、どういう点が本市にとってやはり必要なことだなと感じられましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平塚の状況というものにつきまして、本市と同じ状況なのか、ちょっとその辺については把握してなかったところですが、私自身はしてなかったところでございますが、こういった形で先進的に取り組まれるということについては、そのような背景があるのかなというふうに思ったところでございます。

しかしながら、本市は特に県内でもそのような憂慮するべき状況の地域だということを改めて認識するとなれば、様々な事業等を導入して、少しでも改善を図っていく中で、更に強化するために条例制定というのは必要かというふうに考えまして、協議を始めるとしたところでございます。

○17番（岩根賢二君） ぜひ協議を進めていってほしいと思いますが、平塚市さんのですね、取り組みで、庁内の全課長がこの自殺対策の庁内会議というのに入っていると、その中で特に関係する課とほかの機関、保健所とかそういうところだと思いますが、そういうところも入れて、担当者会議というのを設置しているという例もありますので、その辺までまた検討をしていただきたいと思います。

それと、先ほど市長の答弁の中で、いろんな相談を受けていると、講演会も開いているということでもございました。心の健康相談というのがありますね。それと、心配事相談というのもまたあるわけですが、ここに相談に来られる方というのは、例えば年間でどれくらいあるものか、その点はどうでしょうか、把握をされてますか。

○保健課長（若松光正君） 心の健康相談窓口でございます。医療機関が曾於管内に精神科の2病院、鹿屋肝属管内で5病院、県内のアルコール専門3病院というのがございます。心の健康相談についても御承知のように「鹿児島いのちの電話」等ございます。各保健所等もございます。ちょっと手元に件数等の資料を持っておりませんので、後ほどちょっとお答えさせていただければと思っております。

○17番（岩根賢二君） 私の質問時間内にそれ出してくださいよ。質問通告をしているわけですから、それくらいの資料は整えておいてほしいと思います。

では、その間に関連がありますので、もう1件お尋ねしますけれども、昨年質問をした時に、市役所の職員が、例えば、それはどのような理由か分かりませんが、長期に休職している人が8名あるという話がございましたね。これは、もちろん肉体的なことあるかも知れませんが、精神的なことで休んでおられるのではないかなという推測もできるわけですが、現在はどのような状況になっているのかお答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在5名の職員が休職、または休暇というふうになっております。

○17番（岩根賢二君） そのような職員の方に対しては、市としてはどのような対応をしておられるんですか。お互い休んでいいよと、それで終わりなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

これは職員に対しましては、所属する担当の課長が定期的に休職、休暇されている職員を訪問しまして、状況を把握するところでございます。

○17番（岩根賢二君） 状況把握ということで、多分相談に乗っておられるということの方がいいんじゃないかなと思うんですが、何か課長ありますか。

○総務課長（溝口 猛君） 現在休暇を取っている職員への対応ということですが、先ほど市長が申したとおり、定期的に本人と面談をしているところでございます。

その中で、本人の今の状況、あるいは希望、あるいは産業医と、直接産業医が直接主治医となっている職員に関しましては、産業医と連携を取りながら、今の状況を把握しているところでございます。

○17番（岩根賢二君） そのことがですね、重い方にいかないようにひとつ御指導をお願いしたいと思います。

保健課長資料は出たんですか、まだですか、じゃあいいです。後でまた確認をいたします。

それでは、施政方針の中の3点目として、介護予防策のうちボランティア・ポイント制度についてお尋ねをいたします。

このボランティア・ポイント制度についても、同僚議員が質問をされ、執行部としても検討を重ねた結果、導入しようということで施政方針の中で、その方向性を示されたものと思います。

このことは、第5期の高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画の中にも示されていますので、早い時期に実施されるものと思いますが、この仕組みをスタートさせる前に1点だけ確認をしておきたいところがございます。そこで質問をいたします。

このボランティア・ポイント制度は、ボランティア活動によってたまったポイントをお金に換えるという仕組みだと聞いております。私が申し上げたいのは、そうではなくて、将来自分が要介護状態になったときに、その介護のために使えるような形にできないかということの提案でございます。といいますのも、ボランティアをしている人たちの中には、お金が欲しくてボランティアをしているのではないよと、お互いに助け合い、助けられたりして生きたいからボランティアをしているんですよという方が結構多いと思うんですよね。ですから、せめて換金制度は換金制度であってもいいでしょう。自分が介護のために使いたいということの選択ができるような、そういった形にできないものか、そのことについてお尋ねいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

介護予防につきましては、高齢者の予防事業としまして、デイサービス事業等の実施や地域サロン等の充実、各地区での健康教室などに積極的に取り組んでいるところでございます。

平成21年度から生活介護支援サポーターの養成に取り組みまして、介護施設を中心に入所者の

話し相手や行事参加の施設訪問、地域サロンなどの補助者として30名を超える方々に御協力をいただいているところであります。

御質問の介護支援ボランティア・ポイントにつきましては、私の施政方針でも「介護予防、地域での支え合いを促進するために、このボランティア・ポイント制度について検討し、市民の皆様が親しまれる仕組みとして整える」というふうに述べておりますが、高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の介護予防事業推進にも、その取り組みに掲げているところであります。

具体的には、平成24年度を準備期間としまして、25年度から実施したいと考えております。ポイントを蓄積して還元する制度につきましては、この事業を補助事業として地域資源事業に位置付けることから、単年度ごとに実績に基づき精算される仕組みですので、難しいものというふうに考えております。

議員御提案の換金ではなく、自分が介護される側になった時に、ポイントを使える仕組みにつきましては、地域通貨のように個人レベルの作業を独自の通貨や時間単位でカウントし、参加メンバーで物やサービスをやり取りするシステムを用いる方法があらうかと思いますが、個人ごとに蓄積されるポイントの管理方法や、誰に生活支援等のサービスを担ってもらおうのかといった課題もあるところでございます。ただいま御提案の趣旨につきましては、もう少し全国の状況等を調べさせていただければというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） 補助金制度を使っているから、なかなかそういう地域通貨的なことは難しいんじゃないかなということだろうと思いますね。

このポイント制度を施政方針の中に入れたということは、実行に向けて動いていると思うんですけども、その前にちょっとお尋ねしますが、例えば具体的にボランティア活動をしておられる方に、こういうことをしたいと思っていますがどうですかという、そういうもちろん正式な場ではなかったかと思うんですが、そういう例えばアンケートを取ったとか、そういう意見を聞く場を設けたとかいうことはあったんですか。

○保健課長（若松光正君） 昨年度実施しました高齢者の調査で、元気であれば働きたい、役に立ちたいというようなアンケートもあったところですよ。お尋ねの具体的に、その方々のニーズがいくらあるかということについては、まだ調査をいたしてないところでございます。

○17番（岩根賢二君） このことについてですね、校區別に説明会をされましたよね、介護保険計画の、その中で課長も来られてましたから、その時に出たのがこの提案だったんですよ。自分たちはお金じゃなくて、何か別な形でそのポイントを使わせてもらいたいという話がありました。

ですから、私は今現在ボランティアされている方に対して、そういう意向の把握をする必要があると思いますよ。まだこれから計画して、25年度に実施ということですので、それまでに若干ちょっと調査研究をしていただけないかなと思いますが、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も多年にわたりまして、そのポイントが蓄積されて、それがひいては自分がそのような状態になったときに、そのサービスが受けられる制度が望ましいんじゃないかというような形で

担当の方には指示を申したところでございます。

しかしながら、事業を導入するという時に補助事業導入という形になると、単年度の精算ですよ、ということがございまして、じゃあ別な方法はないのかということを読み模索しているところでございますが、個人ごとに蓄積されるポイントの管理方法や誰に生活支援等のサービスを担ってもらうかというような課題。それから2番目に、社会の変化を考慮しながら、その期間をどのように定めていくのかということ。3番目に、介護予防ボランティア・ポイントが施設等でなく、在宅等で実施された場合、どんな時にポイントが加算されるのか。その種類や誰にその活動実績を証明してもらうのか。次に、4番目に転出や死亡等で本人が使用できなくなった場合、本人が認知症等になり、判断能力が低下した場合等にどういったふうに取り扱うのか。5番目に、システムの担い手は将来の保障を担うことになることから、信用性、信頼性、確実性のある担い手でなければならないということ。等々の課題が今考えられております。このことをクリアしながら、今お話になられましたボランティアを純粋にやりたいという方の期待に応えるような制度というものを協議してまいりたいというふうに考えます。

○保健課長(若松光正君) 先ほどの議員の御質問でございました相談会等の実績でございます。市が主催して行っているものでございますが、こころの健康づくり相談会の相談件数が23件でございます。社会福祉協議会が主催しております心配事相談では103件でございます。

[岩根賢二君「年間で」と呼ぶ]

○保健課長(若松光正君) これは年間、今日現在でございます。

[岩根賢二君「年間ですね」と呼ぶ]

○保健課長(若松光正君) はい。

それともう1点でございますが、このボランティア・ポイント制でございますが、介護保険の策定委員会でもこのことについて、第6回の委員会ですが、これを議題にして協議をしていただいております。先ほど市長が申しましたようなことが、課題として上がったところでございます。

○17番(岩根賢二君) 課題という言葉が使われていますが、私の立場からすればそれはできない理由を探しているにすぎないなと思いますね。課題を克服することが、行政の仕事じゃないかなと思いますよ。ですから、これからもまだ研究をするということですので、ぜひそういう検討・研究を重ねていただきたいと思います。

そこで、ちょっとお尋ねしますが、これは市長もちろん御存知ですよ。志布志市の地域通貨と書いてあります。地域通貨の使い方、これはどういうふうに使うんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

その地域通貨ひまわり券につきましては、環境について様々な取り組みをしていただいた方に項目別にポイント制という形で、そのひまわり券を地域通貨券として発行しているところでございます。

そのひまわり券がある一定の枚数でたまった折には、決められたものに交換できるという制度でございます。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 補足して御説明申し上げます。

ひまわり券につきましては、主体的にはマイロードクリーン大作戦ということで、自分の決められた地域100m以上の地域について清掃をすると、そういったことにつきまして届け出をさせていただいて、そのことにつきまして月に5回を限度にですね、そのひまわり券を差し上げておると、ひまわり券の換金につきましては、ひまわり油とか、トイレトペーパーとかエコ石けんとか、そういうものに交換できますよという制度でございます。

○17番（岩根賢二君） これが地域通貨という名称になっている、それは今市長も課長も言われましたが、いろんな品物に交換できますよと、お金ではないけれども、交換できますよという形ですね、これのですね、裏に書いてある、いいですか市長、裏面をよく見てください。下の方に小さい字で書いてあります。お互いの親切・サービスの際にもぜひ御利用くださいと、こう書いてある。これが地域通貨の趣旨じゃないですか、本来の。このことを今介護ポイントに生かす方法はないですかということを知っているわけですよ、もう1回答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

お互いの親切サービスの際にもぜひ御利用くださいということは、お互いにこういったやり取りというか、親切のやり取りがあった時に、今これを持っていますので、じゃあこれを使って枚数がたまったら物に交換してくださいというような内容かというふうに思います。

先程来お話がありますように、ボランティアポイント制度につきましては、介護というような形でボランティアをしていただいた方にポイントを差し上げて、それを何らかの形でためていただいたものを利用していただくということになろうかというふうに思います。

そのことにつきましては、先程来申しましたように様々な課題がございますので、この課題を一つずつクリアしながら、取り組みを進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

○17番（岩根賢二君） ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。

先ほど課長から答弁いただきましたこのころの健康相談ですね、この件数の中で、例えば保健所だとか、あるいは心療内科だとか、そういった関係に紹介をした方というのは実際にあるんですか。

○保健課長（若松光正君） そのような相談件数があるところでございますが、そのケースによって専門の医療機関等に御案内された件数もあろうかと思いますが、調査不足で手持ちしていないところでございます。

○17番（岩根賢二君） 先ほど社会福祉協議会で103件ということでしたよね、そして、このころの健康相談が市の方でしてるのが23件と、やはりじゃあその方は相談に来られた方は、最終的にどういうことでこの問題を解決したのかなと、そこまでやっぱり行政としては把握しておく必要があるんじゃないですか。市長どうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当然このような相談を受けた場合には、その措置につきまして、方向性を示して相談を受ける

ということにしているというふうに思うところでございます。ということで、そのような関係機関に、また再度御紹介申し上げたというのは、記録にはあるのではないかなというふうに思っておりますが、ただいま手持ちがないということで誠に申し訳ございません。

○17番（岩根賢二君） 多分把握はしてるということで、心の相談ですからね、やはり相当思い切って相談に来られると思います。ですから、そういう方に対しては、本当の心のケアということで、我が身と思って相談に乗っていただきたいと思います。課長、何か資料が出たんですか。

○保健課長（若松光正君） 心配事相談に関する相談事項の件数でございました。それによりますと、やはり財産に関する件数が一番高く20件、次が生計というような、これが19件というような相談件数でございます。

○17番（岩根賢二君） 自殺の原因というのは、やはり体のことだとか、経済的なことだとか、いろんな原因がありますけれども、やはり今課長のお話を聞きますと、最悪の場合はそういう結果に至るのではないかなということも考えられますので、やはりその方の身になってですね、相談に乗っていただきたいと思います。いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

冒頭お話がありましたように、この地域は特にそのような対象となる方が多いということでございますので、担当する者もそれなりに真剣に取り組んでいるというふうに私は認識しているところでございます。

そしてまた、私自身もそのような汚名を晴らすべく様々な取り組みをしてほしいと、そして解決の方向に向かうような取り組みをしてほしいということで、先程来話をしますように、様々な事業の取り組みをしているところでございます。

○17番（岩根賢二君） ぜひそういう方向でお願いをいたします。

次に、国民文化祭について質問をいたします。

国民体育大会の文化版ともいべき国民文化祭が、2015年（平成27年）に鹿児島県で開催されることが、昨年12月に決まりました。この国民文化祭は、昭和61年に東京都で始まり、鹿児島での開催はちょうど30回目という節目の開催となるようでございます。

市長も御承知のとおり、この国民文化祭は、全国の伝統芸能や文芸、音楽、舞踊、演劇、美術などが開催県の各地で発表され、文化活動への参加意欲を高め、新たな文化の創造や地方文化の発展、国民生活の一層の充実を図ることが大きな目的とされています。

鹿児島県での開催決定を受けて、伊藤知事も県民総参加で、本物鹿児島県の多彩な魅力を全国へ発信し、鹿児島へ来てよかったと思ってもらい、次のところは、市長と同じ言葉を使っておられます。「おもてなしの心あふれる大会となるよう、今後市町村や関係団体と力を合わせて準備を進めたい」と述べておられます。このような全国規模の催しが本県で開催されるのは、最近では平成18年の「ねんりんピック」、昨年の全国都市緑化フェア「花かごしま」以来ということになります。観光振興を目指す本市にとりましては、このうえないチャンス到来ではないかと思えます。

実際、平成22年に岡山県で開催された時には、出演者が2万8,000人、観客数が187万人、129

億円の経済効果があったと言われております。文化活動の発展に寄与することはもとより、入り込み客数100万人を目指す本市にとって大変魅力的な一大行事ではないかと思えます。市長は、この国民文化祭にどのように取り組む考えなのかお尋ねをいたします。

国民文化祭の開催要項によりますと、主催者は文化庁、開催県のほか、市町村等となっております。文化という言葉からすると、教育委員会ももちろん関係してくると思えます。教育委員会は、このことにどのように取り組もうとしているのかお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

国民文化祭は、国民一般の各種の文化活動を全国的な規模で発表する場を提供することによりまして、文化活動への参加の意欲を喚起し、新しい芸能、文化の創造を促し、併せて地方文化の発展に寄与するとともに、国民生活のより一層の充実に資することを目的に開催されているものでございます。

国はもとより、開催県の文化力の総力を挙げて取り組まれている国民的行事であり、昭和61年に東京都で第1回大会が開催されて以来、現在26回目となりまして、本年度は京都府で開催されております。

本県における国民文化祭への取り組みは、県の文化協会を中心に、平成20年度に国民文化祭誘致促進委員会が設置されまして、活発に誘致活動や県への開催要望が行われ、併せて国民文化祭実施を見越した県民文化フェスタも実施されている状況でございます。県においても文化庁に対し、本件開催を強く働き掛け、その結果、平成27年度の鹿児島県での国民文化祭の開催が内定したと案内があったところでございます。

今年の1月、県から市町村に国民文化祭への取り組みについての意向調査の通知がございましたが、国民文化祭への参加は、県内はもとより全国に志布志をアピールできる絶好の機会と考えますので、どのような形で参画していけるのか積極的に検討するよう関係部局に指示したいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

国民文化祭につきましては、ただいま市長が答弁いたしました内容でございまして、国民が一般的に行っております各種文化活動を全国規模で発表いたしまして共演し、交流する場を提供することによりまして、国民の文化活動への参加の気運を高め、新しい芸術・文化の創造を促すことをねらいとした日本最大の文化の祭典であるとかように認識しております。

このような全国規模の文化祭が本県で開催されるということで、本市教育委員会といたしましても、文化祭への取り組みが本市の芸術・文化の振興に寄与するものと考えますので、今後、市文化協会をはじめ、民俗芸能等保存連絡協議会や文化財愛護会など、関係団体の御意見をいただきながら、志布志の芸術文化をアピールできるように具体的に検討していくことになろうかと考えております。

○17番（岩根賢二君） 市長も教育長も積極的に取り組んでいくということのお答えをいただきましたので、期待をしたいと思えますが、市長の答弁の中にありました意向調査が県の方からき

ましたということでしたが、そのことにも今申されたような積極的な姿勢を調査票には書いて返事を出されたんですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

意向調査の回答につきましては、文化団体の意向を把握のうえ、回答をするということになっておりましたけれども、各団体に相談する時間的余裕がございませんでしたので、そしてまた、この調査で事業を確定するものではないと、そういうふうに明記してありましたから、とりあえず本市としても賛同する意思表示を、手を挙げるということで回答をいたしたところでございます。

以上でございます。

○17番（岩根賢二君） 取り組むということになれば、これはどこの課が担当することになりそうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

今まで業務を推進してきた教育委員会といたしましては、やはり教育委員会が中心になり、生涯学習のセンターや、それから関係団体等と連絡しながらやっていくことになろうかと、一部港湾商工課あたりにも御相談申し上げる部分も出てきて、全課的にやらなければならない。

それは、やり方の規模だと思うんですね。鹿児島に出かけて行って何か発表するとかいうものであれば、またそれでしょうし、もう志布志は志布志市でおやんなさいということであれば、また志布志をあげてやっていかなければならないということでしょう。

いずれにいたしましても、そういう指示があるまで待つて、準備は内々で進めていくことになろうかと考えております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま教育長の方で答弁いたしましたように、主管としましては、教育委員会の方にお願ひするということになろうかというふうに思います。

そしてまた、このことにつきましては、本市のPRにもなるということでございますので、それらの部署についても協力を申し上げながら、このことについての参加をしていきたいと思っております。

○17番（岩根賢二君） 教育委員会が主になるだろうということですが、開催要項をよく御覧いただきますと、中にですね、文化として取り組める例として食文化とかいうのがあるんですね、食文化。それは、港湾商工課で進めているいろんな特産品ありますよね。そういったことに関しての国民文化祭という開催も可能だと、お茶にしてもそうですよ。あるいは歴史的な文化祭ということで、志布志の山城とか、麓公園とか、そういったことも対象になってくるのかなということで、もう少し研究をしていただいて、全庁的に取り組むという姿勢が必要ではないかなと思っておりますがどうでしょうか、市長。

○市長（本田修一君） 県からの案内文書によりますと、開催に向けて鹿児島島の特性をいろんな形で織り込んでいくんだと、多様で豊かな食文化と自然環境、それから個性ある歴史文化と多様

な生活様式、連帯感のある地域社会、資質に富んだ人材というようなものの特性を表せるような文化祭にもっていったというようなことの案内がきているところでございます。

私どももこのことを踏まえて、取り組みをしてまいりたいというふうに考えます。

○17番（岩根賢二君） ぜひ積極的に取り組んでいただきたいと思いますが、市長の答弁の中にもありましたが、2年前からですね、この国民文化祭を想定して、県民文化フェスタというのが開催されているとおっしゃいましたね。去年が第2回だったわけですが、このことには、例えば志布志市から見に行っているとか、参加したとかということはあったんでしょうか。

○生涯学習課長（米元史郎君） 県民文化フェスタにつきましては、ちょっと把握をしておりませんでしたので、後ほど資料の御報告をさせていただきたいと思います。

○17番（岩根賢二君） 今の課長の答弁だと多分もちろん出演もしてないし、見学にも行ってないんじゃないかなと思います。

県から、この国民文化祭のお知らせがきたときに、これも入ってたんじゃないですか。県民文化フェスタ、これはですね、私の提案ですけども、職員の方に担当を決めていただいて、一遍見学に行ってもらいたいなと思っております。

それと、今年はこの国民文化祭は、徳島県であります。来年は山梨県の予定になっております。志布志市が例えば手を挙げて、県全体で調整をして、じゃあ志布志市にはこういうことをお願いしますよねという形になるんじゃないかなと思いますが、そういう開催になるとしても、やはり実際に、じゃあ徳島県の国民文化祭はどういうことをやっているかなということで、視察に行くということも必要ではないかなと思いますが、先ほど申しました県の県民文化フェスタ、あるいは徳島、山梨で開催される国民文化祭、これらを研究、視察に行く考えはないか、市長、お尋ねします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

機会があればまいりたいなというふうには思うところのございますが、少なくともこの県民文化フェスタにつきましては、職員を派遣してまいりたいと考えます。

○17番（岩根賢二君） 昨年、ジャズストリートなる催しがありました。あれは市長が自ら大阪の高槻市まで視察に行かれて、やっぱりやろうということで開催できたわけですね、それぐらいの熱意をもってこの国民文化祭にも臨んでいただきたいなと思いますが、市長の心意気をちょっとお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年のジャズストリート in 大隅につきましては、民間の実行委員会の方々が主体となりまして取り組まれ、県の大隅半島の観光振興事業の補助を受けられて開催できたところでございます。初めての開催ということでしたので、私自身もイメージがわからないということで、その前に本場の方で13回を重ねている大阪の高槻の方で開催されるということを知りましたので、そのものを見てみたいということで、案内を受けたところでございます。見てみまして、本当に回を重ねるごとに大きな大会になってきていると、初回というのはそんなに大したことはなかったけど、回

を重ねるごとにそういった大会になってきているということで、本地区でも回を重ねていけばきっと地域のにぎわいも創出されるし、そしてまた、音楽関係の方々の親交というのも図れるんじゃないかなということで、取り組みにつきましては、全面的に協力するという形をしたところまでございます。

今回の、この国民文化祭においても、本市の文化振興ということに今後もつながるということになれば、そのような形で本市といたしましても積極的な関係団体の支援をしながら、本市での開催と鹿児島県での開催の一部を担うということになるかと思いますが、それにつきましては、積極的に取り組んでいきたいというふうに考えるところでございます。

○17番（岩根賢二君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、岩根賢二君の一般質問を終わります。

次に、13番、小野広嗣君の一般質問を許可します。

○13番（小野広嗣君） それでは、皆様こんにちは。明後日には東日本大震災から1年が経過をいたします。未曾有の大災害により尊い命を失われた犠牲者の方々に改めて哀悼の意を表しますとともに、御遺族ならびに被災された皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

それでは、早速通告に従い質問をいたします。

はじめに行政サービスの拡充の観点から2点質問をいたします。

市長は、本定例会の初日の施政方針で、「行財政改革に全職員が積極的かつ主体的に取り組み、質の高いサービスを提供する」と述べられるとともに、あいさつを徹底し、あいさつに日本一の市役所を目指したいとも述べられております。

そして、その結びにおきましては、「職員のマネジメント能力の向上を図り、新たな組織機構改革に取り組むことにより、限られた財源や人材を活用して業務を効率化し、多様化する住民ニーズに答えてまいりたい」とされております。

そこで、本市では、今後具体的には行政サービスをどのように向上させて、市民の満足度を高めていくおつもりなのか、窓口業務を中心に伺いたいと思います。

また、市民ニーズについて施政方針では、「市の施策・諸活動を市民の皆様に広く周知し、情報を共有するとともに、市民の皆様の意見を施策に反映するため、市民ニーズの把握にしっかり取り組んでいく」と述べられ、さらには、「これまでに行政が提供してきたサービスを改めて検証し、必要に応じて適確かつ迅速な見直しに取り組む必要がある」とされております。

そこで、具体的には行政サービスに対する市民のニーズをどう把握し、提供すべきサービスメニューの優先度をどう位置付けているのか伺いたいと思います。

次に、成年後見制度について質問をいたします。

成年後見制度の普及推進につきましては、これまでもたびたび取り上げてきたテーマであります。本市の高齢者や障がい者にとって、もっと身近な制度になるよう、相談支援や制度の普及に向けた対策を行うよう、その都度要請をしております。その際、市長は制度に対するPR不足もあり、現実の支援までには至っていない。今後、地域住民、関係機関等への広報啓発、成年

後見についての説明会や相談会の実施、パンフレット等の活用により制度の利用促進につなげたいと述べられております。

そこで、既に成年後見制度がスタートして12年が経過しようとする中、今後高齢者や障がい者を支える成年後見制度を着実に浸透させるために、どのような取り組みを展開していくおつもりなのかを伺いたいと思います。

次に、生活保護の観点から質問をいたします。

生活保護は、憲法第25条の健康で文化的な最低限度の生活を実現する最後のセーフティーネットとして、社会的弱者救済のために絶対に必要な制度であります。

しかし、一方、厚生労働省は、昨年12月に全国の生活保護受給者が7月時点で205万人を突破し、戦後混乱期の余波で過去最多であった1951年、いわゆる昭和26年度の204万人を上回ったと発表いたしました。国の生活保護費は、既に3兆円を超えており、地方自治体にとっても4分の1の負担が生じる中で、本市においても財政運営上からも大きな課題が突きつけられているものと思います。

そこで、本市の生活保護の現状と、今後の課題及び自立支援、就労支援に向けた取り組み状況について伺いたいと思います。

次に、教育行政のうち携帯電話等の使用に関する指導の観点から質問をいたします。

内閣府は、昨年10月に平成23年度青少年のインターネット利用環境実態調査を発表いたしました。

調査内容は、携帯電話の利用状況、パソコンの利用状況、インターネットの利用状況、フィルタリングに関する知識など、青少年、保護者の両面から調査をいたしております。

調査によると、携帯電話の所有は、小学生では約2割、中学生では4割台後半で、携帯電話を所有する青少年のうち、小学生の7割半ば、中学生のほとんどがインターネットを利用しております。また、そのうち40%近くは、何らかのトラブルを経験しているとあります。

そこで、本市の児童生徒における携帯電話の利用実態と学校におけるインターネット、携帯電話の適正な使用方法の指導状況について伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） 小野議員の質問にお答えいたします。

まずはじめに、行政サービスの拡充についてでございます。行政サービスをどのように向上させていくか、市民の満足度を高めていくのか、窓口業務を中心に示せというお尋ねでございます。お答えいたします。

厳しくなる財政運営の中で、ますます多様化、高度化する住民ニーズに対しまして、限られた財源の中で、最大のサービスを提供するために住民ニーズを的確に把握することも求められます。

そのためには、移動市長室を開催し、市民の皆様と情報を共有し、市民の視線に立って、より質の高い行政サービスを提供するため、行政評価制度を活用して、行政が提供してきたサービスの検証を行うとともに、振興計画の個別目標ごとの事務事業の優先度評価と、コスト削減優先度評価の結果を予算に反映させ、成果重視の計画的、効率的な行政運営に努めているところでござ

います。

23年度に実施しましたアンケート調査では、市役所の受け付け窓口対応及び機能の重要度は66.8%ということで、結果に対しまして、44.2%の満足度が得られております。

そしてまた、窓口サービスの改善については、さらに求められているところでございまして、市民の満足度を向上させる要因としましては、言葉遣いや説明、職員のサービス業であるという意識、態度や服装、待ち時間の解消などであると思います。このことを改善するために、現在職員研修としまして、新規採用職員につきましては、民間での接客サービス研修及び鹿児島県市町村振興協会自治研修センターが主催する新規採用職員研修会において、接遇研修を実施しております。

また、24年度は民間が主催する接遇研修や職員全体の研修として、接遇及びクレーム対応研修を計画し、職員の意識改革や人材育成に取り組むところでございます。

さらに、行政評価と業務量調査を連動しまして、全ての事務事業において効率性において、常に改革、改善意識を持った評価を実施して、業務内容に応じた様々な改善に取り組み、窓口業務では待ち時間の短縮や手続きに関する案内の仕方の工夫、市民が安心して手続き等を済ませることができるよう窓口づくりに取り組んでまいります。

今後、第2次志布志市集中改革プランに基づく改革の方向性に沿って、市民ニーズや社会情勢を的確に把握しながら窓口サービスの質の向上に取り組むことにより、市民満足度の向上並びに市政に対する市民の信頼のさらなる獲得を目指してまいります。

次に、行政サービスに対する市民のニーズをどのように把握し、提供するサービスメニューの優先度をどういうふうに位置付けていくかということでございます。お答えいたします。

高度化、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応する行政サービスを提供するため、市民の意向を十分に把握し、志布志市振興計画後期基本計画に反映するために、分野別の市政に対する評価を中心に市民の皆様から広く意見をお伺いするために、平成23年1月13日から2月7日を調査期間としてアンケート調査を実施してまいりました。その中で、市政に対する満足度や重要度を検証し、重要課題を捉えて、その内容を基本的に反映させたところであります。

後期基本計画については、計画期間を平成24年度から平成28年度までの5年間としております。

この計画の進行管理について、行政評価制度を活用して検証してまいります。最終年度である平成28年度の目標に関して、検証を行うことにより、目標設定の根拠や考え方を明確にして、計画の実現を目指してまいります。

また、振興計画の個別目標ごとに事務事業評価を活用して、事業の選択と集中により優先度の高い事業の成果向上に努め、住民福祉の増進を図り、さらに限られた資源・人・もの・金を有効的に効率的に活用し、マネジメントサイクルを通して、最少の経費で最大の効果があげられるよう、市民ニーズに対応した行政サービスの提供をしてまいります。

次に、成年後見制度についてお尋ねでございまして。お答えいたします。

成年後見制度は、本人の判断能力が認知症、知的障がい、精神上の障がいなどにより不十分な

場合に本人を法的に保護し、支えるための制度でございます。既に判断能力が低下している方が、自らが進んでこの制度を利用することは考えにくいということで、御家族や周囲の方が、この制度の利用方法や手続き等を理解していただくことが重要であります。市としましては、福祉課や包括支援センター等の相談窓口で、また市民の方々への広報等も行い、制度の周知に努めているところでございます。

本市におきましては、自立支援法発足時から、志布志市成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定しております。国におきまして、市町村地域生活支援事業の成年後見制度利用支援事業について、来年度必須事業に格上げになることから、引き続き市で取り組むべき重要事業と認識しております。

現在、本市で実施している成年後見制度に係る事業につきましては、市長による審判請求手続きがあり、その内容については認知高齢者、知的障がい者、精神障がい者の親族や本人が、成年後見審判請求を行う見込みがなく、本人からの通報があった際に、市長による後見制度の審判請求を行うことができるというものであります。また、成年後見制度を利用する者が、その後見人に対する報酬の支払いが困難であると認められた場合、報酬を市が助成する制度であります。現在のところ利用者はございません。これらの事業や制度の浸透につきましては、成年後見制度のニーズが発生した場合や相談があった場合に、その都度対応はしておりますが、今回国の制度に対する位置付けも変わるのを機に、関係機関と協議をし、問題点の抽出を行い改正の検討をいたしまして、制度の浸透を図りたいと思っております。

次に、生活保護についてお尋ねでございます。お答えいたします。

本市の生活保護の現状につきましては、平成18年度の保護世帯398世帯、保護人員550人、保護率16.2%（パーミル）をピークに、年々減少しております。平成22年度は、370世帯、486人、14.7%となっております。

平成23年度は、平成24年2月までの平均で、367世帯、477人の状況であります。保護率につきましては、住民基本台帳ではなく、県の推計人口を基に公表されるため確かな数値は、今現在は把握できないところでございますが、見込みでは14.5%となっております。

県下の動向について申し上げますと、平成18年度保護世帯1万8,233世帯、保護人員2万5,774人、保護率14.8%から年々増加してございまして、平成22年度は、2万2,077世帯、3万677人、18.0%となっております。平成23年度も増え続けてございまして、1月現在2万3,279世帯、3万2,298人、19.0%の状況でございます。県内19の福祉事務所における本市の現状につきましては、保護率で奄美市、鹿児島市、西之表市に次ぐ上位4番目の位置にあります。

また、本市の補助額におきましても、平成18年度の約8億4,200万円から平成22年度は約6億4,400万円となっております。平成23年度は、前年度を若干下回る見込みであります。

新規の申請開始、廃止状況について申し上げますが、平成23年度におきましては、平成24年2月末現在で新規の申請が68、うち開始が44、廃止が49世帯となっております。

今後の課題でございます。今後の課題は、保護世帯数人員数とも平成23年11月から前年同期を

上回る状況が続いていること及び年金の改正が見込まれること等から、新規申請の増加が危惧される状況にあると考えております。経済情勢に大きく左右されることから、今後の動向を注意深く見つめる必要があると思います。

そしてまた、二つ目に臨時収入や就労収入等があった場合、収入申告の記入漏れがないよう適正な収入申告指導を徹底する必要があると考えております。

そしてまた、三つ目に自立支援、就労支援と積極的に行い、保護からの早期自立が必要かというふうに考えております。

そしてまた、自立支援、就労支援に対しまして、取り組みの状況でございます。自立支援・就労支援に向けた取り組み状況についてですが、家庭訪問を通して就労収入控除があり、就労収入全額を収入認定しないメリットを強調し、就労意欲の向上を図ってまいります。

生活保護受給者及び児童扶養手当受給者については、その就労による自立促進を図るため、平成17年度より福祉事務所と公共職業安定所との連携によりまして、個々の対象者の状況、ニーズに応じた就労支援を行う生活保護受給者等就労支援事業を実施していますが、平成20年度のリーマンショックに端を発しました経済状況の悪化、厳しい雇用失業情勢を背景としました働きによる収入の減少喪失を理由として、生活保護の受給を開始する者が増加しており、生活保護受給者等の就労を通じた自立支援の充実・強化が求められています。

福祉施策を担う地方公共団体と雇用施策を担う都道府県労働局、公共職業安定所が連携した支援チームより一貫したサポートを展開するため、平成23年4月1日から就労支援の目標、相互の連携方法等を明確にしまして、効果的、効率的な就労を図る「福祉から就労」支援事業を実施しております。

本市におきましては、平成23年6月1日付けで、大隅公共職業安定所と「福祉から就労」支援事業に関する協定書を締結しております。

事業内容としましては、自治体が受給者に対する求人情報の提供、安定所の職業相談への同行があり、担当のケースワーカー及び生活保護面接相談員が支援しております。職業安定所からの支援内容は、求人情報の提供、職業訓練及び職業相談、職業紹介であります。協定書におきまして、生活保護受給者の就労支援対象者として、5名を選出しましたところ、2名が就労を開始しまして、うち1名が保護廃止となったところでございます。就労開始に伴う収入増により、生活保護を廃止となった世帯は、平成23年度で6世帯、平成22年度で16世帯、平成21年度で10世帯ということで、「福祉から就労」支援事業対象者外の保護者も就労を開始、保護廃止となっております。

今後も厳しい経済状況及び雇用情勢が継続すると思われませんが、「福祉から就労」支援事業を活用し、ハローワーク及び地域職業相談室等関係機関との連携を密にして生活保護受給者の自立及び就労を支援してまいります。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

本市の児童生徒の携帯電話の利用実態並びに各学校におけるインターネット、携帯電話の適正

な使用方法の指導状況についてでございますが、平成23年9月に行いました児童生徒の携帯電話所持の調査では、小学生が県で10.1%であるのに対しまして、本市は7.4%、中学生が県で20%に対しまして、本市の中学生は16.8%が自分専用の携帯電話を所持しているようでございます。また、そのほかに15.4%の小学生、25.4%の中学生が保護者と携帯電話を共有している実態が明らかになっております。

次に、インターネット、携帯電話の適正な使用方法の指導状況でございますが、各学校では各教科や道徳、それから特別活動、総合的な学習を利用いたしまして、情報化社会のもたらす光と影の学習をしたり、それから調べ学習の際に実際に情報機器を利活用いたしまして、正しい使用法を学んだりいたしております。

特に、中学校技術科におきましては、著作権や発信した情報に対する責任を負うなどの情報モラルについての指導も行っております。

また、保護者に対しましては、啓発プリントを配布したり、情報機器の取り扱いに関するDVDを用いてPTAで啓発活動を行っているところでございます。

県PTA連合会も、平成15年8月に携帯電話に関する緊急アピールを発出いたしまして、正しい使用法について積極的に取り組まれております。

さらに児童生徒保護者を対象にした携帯安全教室も開催し、携帯電話の適正な使用方法について理解を深めております。

教育委員会といたしましても、子供たちにとって本当に携帯電話が必要であるのかを親子で共に考えること。携帯電話を持たせる際にフィルタリングをかけること。家庭内でインターネットや携帯電話使用上のルールを設けることなどをこれからも保護者の理解啓発を深めながら指導してまいりたいとかように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○
午前11時51分 休憩
午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

まず、発言の申し出があります。

○生涯学習課長（米元史郎君） 先ほどの岩根議員からの御質問に回答させていただきます。

県文化協会主催の県民文化フェスタに行ったかどうかということでございますが、職員は参加していないということでございました。今後は、積極的に参加するように指示したいと思います。

○13番（小野広嗣君） それでは、午前中に引き続きまして質問を続けてまいりたいと思います。

まず、この行政サービスの拡充についてであります。この件については、先ほど答弁をいただいたわけですが、特に2問目の質問に関しては、あらかじめ理解をいたしたところであり

ますので、この1と2ひっくるめてですね、今後質問をしてみたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

市長、先ほど述べていただきました。その前にですね、一言ちょっと言っておきたいんですが、私は質問5分間ぐらいで終えてるんですが、当局の答弁が22分にわたってなされてまして、ちょっと能力に欠けるもんですから、その分をまとめ上げるのに大変だなという思いで、先ほど筆を執ったところであります。もう少しコンパクトにですね、答弁をしていただかないと、これ以上質疑をしてほしくないということで、まとめて答弁されたのかと、そういう誤解をしますものでね、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

先ほど答弁をしていただいたわけですが、市長これまでですよ、この窓口サービスの総合的なメニュー、あるいはタイムスケジュール、そういったものを含めたビジョンですね、窓口業務に関する、そういったものがこれまで1回もですね、まとまった形で提案されたことがないと、そういうふうに僕は理解しているんですね。そういう意味では、合併して6年が経過をして、もういよいよ7年目に入りました。そういった中で、もうそろそろ市民の満足度を高めるために様々なサービスはされてるんですが、窓口業務に限って、市民の意識調査もなさってるわけですので、そういったものをまとめ上げて、そして事業計画としてうたうと、そして我々にもお示しをしていただくと、そういったときに至ってるのではないのかというふうに思うんですね。そういった観点から、今回この行政サービスの拡充という件で質問をしているということを理解をまずしていただきたいというふうに思います。

そういった観点から、具体的に5点ほどお聞きをしたいと思ってるんですが、たくさんまとめて質問をすると、市長の方もお困りでしょう。先ほど僕が困ったのと一緒だと思いますが、まずいわゆる土・日開庁、月1回ぐらいの土・日開庁だとか、週1回平日における時間延長、例えば7時までだとか、こういったことに対する市民の満足度を高めていく考え方の議論、これがまず一つですね。

そして、以前も申し上げてまいりましたけれども、窓口の煩雑さ、手続きを簡素化するためのワンストップサービス、これは以前も質問をして、市長も答弁をされていますので、その後の検討状況、そして、その時に答弁された経緯をたどって今きているのかという問題。

そして、あと電子申請、あるいはコンビニ収納、そして今証明書発行機がありますが、その稼働率を高めていくための努力、こういった点が今庁内でどう進められているのか、まずお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まずはじめに、答弁が長すぎるといふ御指摘でございました。私も答弁しながら誠に迷惑をお掛けしているなというふうに思ひまして、今後簡潔な形で答弁ができるように努めてまいりたいとますので、よろしくお願いをいたします。

はじめに、窓口業務全体をまとめ上げながら、サービスの向上を果たしていくということについての取り組みにつきましては、合併後それぞれの部署でサービスの向上に努めてきておりまし

て、総体的な形での取り組みというものはされてなかったということは、御指摘のとおりでございます。

しかし、私今回の施政方針で述べましたように、特に観光計画、振興計画でもおもてなしの心を持って、観光振興計画の基本とするんだと、しからば、そのもとになるのは何かといった時にあいさつということであろうということで、今回、または教育委員会もタイアップしながら、全市的なあいさつがあるまちというものをつくって、おもてなし日本一のまちを形成していこうというふうに考えるところでございます。その第1歩としまして、市役所全体がそのような形で、まず取り組んでいこうよということの心構えを示したところでございます。

ということでございますので、まず行政サービスの向上の第1歩としまして、全庁的にそういったことを今後協議をしながら、いかなる取り組みをすれば効果が上がるかということの検討を加えてまいりたいというふうに思います。

そのような中で、御質問がございました土・日開庁、あるいは時間の延長ということについては全庁的な形で議論がされていなかったところでございますが、それぞれの担当では、そのことにつきまして、市民の方々のサービス向上のためにいかなる形ですべきかということについては、取り組みがされてきたようでございます。特に、就業時間の延長、サービスの延長ということにつきましては、来られた方が全て事務手続きが完了するまでは、その関係する部署に連絡しまして、待機するようというところで、特に市民環境課の方で率先して取り組みをされておまして、長い方で6時半までには完結するような形で取り組みがされておまして、実質的に時間延長をしながら対応しているということでございます。

また、土・日開庁につきましては、総務課の行革の方でこのことについては、協議はされているようでございますが、近隣市町の事例を参考にいたしましたときに、そのような形で取り組むとなれば、周知を十分しなげなければ、土・日開庁というものについては、効果が上がらないというようなことが述べられておりますので、そのことも併せて今後も検討してまいりたいというふうに思います。

そしてまた、ワンストップサービスのことについてでございますが、平成21年3月に策定しました志布志市情報化実施計画で、目標年次を平成24年というふうにしたところでございますが、このことにつきましては、情報管理課の方で地域情報通信基盤整備推進事業を優先して実践しなければならなかったという経緯がございまして、このICT活用によりますワンストップサービスについては、今後平成26年1月を目標として検討を重ねていきたいということでございます。

そしてまた、電子申請でございますが、先ほどお話ししましたように、情報管理課の方で26年1月を目標にワンストップサービスの取り組みもするというところでございますので、これに併せまして、他のサービス特にコンビニ収納等についてですね、検討を加えるということにしております。

そのほかに、インターネットを活用しました届け出申請ということで、今回は電子自治体システム整備ということで、10種類の申請ができるようになっております。

○市民環境課長（竹之内宏史君） サービスの向上という観点で、自動交付機の活用状況についてお答えいたしたいと思います。

現在、18年合併時から市民カードについては、1万6,600枚を交付いたしております。約人口の半分ということが分かっております。

そして、この活用状況でございますが、年間で21年度が6,615件、22年度が7,467件でございます。全体の有料でいわゆる申請する各種証明に対します市民環境課内の住民票、印鑑証明につきましては、21年度が16.8%、22年度が18.9%ということでございまして、そして、この市民カードにつきましては、確か18年の時に説明を申し上げましたが、市民カードの普及についてと、広報をするということが功を奏しまして、18年度が2,477件、19年度が1,773件、20年度が1,817件、21年度が1,609件、22年度で1,650件、23年度が2月1日現在で1,277件という形で増加をしているということでございます。

○13番（小野広嗣君） 今答弁をいただきましたけれども、曜日やニーズに関する満足度を高めていくための土・日開庁、これは毎週開庁ということで申し上げているわけではありません。月1回第1とか第2とか第3とか決めて開庁できないものかという視点。

そして、平日に関しては、1週間1回、木曜日とか水曜日とかを決めてですね、延長はできないものかと、この延長に関しては最終的に6時半までの完了でやってるというふうに言われますけれども、実際市民は6時半までやっているという意識はないわけですよ。5時で終えてると、5時15分で終えてるという意識であるわけですので、実質的な時間延長になっていると僕は思いません。

そういう観点での検討というのをしっかり加えていただきたいと、ワンストップに関しては、先ほど市長が述べられて、情報通信基盤整備事業が優先したということでそれは理解いたします。そして、26年の1月に対して、そこまで持っていきたいんだということですね。コンビニ収納も併せて時を並べて進めていきたいということであれば、そういう方向でぜひ進めていただきたい。そういったことをまとめて、いわゆる実施計画、いわゆる窓口サービスの実施計画として提示をしていただきたいんですよ。ただこういった所でやります、やりますということを繰り返しても、なかなか実態が伴ってきませんのでね、やはりそういうものを提示すれば、そこへ向けてやはり努力をするわけですので、そこをぜひとも提示を、近いうちにですね、できればなど。少なくともいわゆる24年、この間には今後の5年間ぐらいの窓口サービスのいわゆる事業計画、こういったものを絞り込んでですね、出していただければなと思いますけどどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今後、そのような実施計画なるものを作成するとなれば、市役所全体で職員で構成するワーキンググループを設置いたしまして、様々な検討を加えながら作成していきたいというふうに思います。

先ほども申しましたように、例えば土・日のある月の土・日に開庁するという、あるいはある週のある曜日に時間延長の窓口サービスをするということをするとなれば、かなり前もって

市民の方々にお知らせして取り組みをしなければ、その利便性が活用が図られないというふうに考えるところでございます。

特に、コンビニ収納については、事前に十分にお知らせしながら、こういった形で利用できるかということをお知らせしなければ活用が図られないということでございますので、そういった観点からしますと、十分前もって協議を重ねて十分な準備をして、そして早い段階から実施の計画というのをお知らせするという事は、努めなければならないというふうに考えます。

○13番（小野広嗣君） 当然市長が今答弁された流れに沿っていかなければ実現できないわけですね。そして、周知徹底がなされなければ、そこに人件費さまざま絡んでくるわけですね、そういったものをクリアできないということですので、がゆえに計画性をもって進めてほしいと、冒頭からそこを基本に質問してるんだということを申し上げたのはそういうことであります。

あと、先ほど市民カードの件で、市民環境課長より答弁をいただきました。年々伸びてきているという実態で、半数の方が持たれていると、あとは稼働率ですよ。いわゆる窓口に行って窓口の手続きよりもカードを使って手続きをする稼働率が高まってくれば、待ち時間等に問われることもないわけですので、この稼働率が16.8、そして最近では18.9まで上がってきているということですが、この稼働率で良しとされてるんでしょうか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 稼働率を上げたいというふうに考えておまして、毎年19年から20年にかけて814件、20年から21年にかけて548件、さらに21年度から22年度にかけてが、852件ほど伸びてきつつありますので、これをまたさらに上げていきたいと、ということはとりもなおさず窓口の手続きが少なくなるということは非常に簡素化も図れるというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） まさしく窓口の手続き、そして待ち時間等が解決するわけですね、そういう意味では、現状に甘んじることなくやはり目標を掲げてですね、達成度を上げていくということが大事だろうと思うんですね。この件に関しては、過去にも質問していますが、市民カードを多機能化していくという問題ですね、このことも検討をすると過去に述べられていますが、その検討状況をお示してください。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 今の磁気の中には5項目しか入れる余地がございません。よって、印鑑証明、住民票、所得証明、課税証明、納税証明の5項目でございます。さらにこれを拡充しようということで内部で協議を進めておりますが、できれば戸籍抄本、戸籍謄本等も加味できないかという検討はしてまいりました。

しかし、この磁石の中にですね、入る5項目はないということで、今後そのことにかけて確か21年度だったと思いますが、住基カードの活用というようなことも一応内部では検討いたしております。ただ、内部でこのことについて検討と言いますか、あくまでも協議段階なんですけど、中では17チップ、中に17ぐらい項目が入るということですから、これはまたほかの課と一緒に連携をしながらですね、その中にほかのものはないのかと、じゃあ住基カードを使えば住基カードに写真が載ると、高齢者の方の免許証の回収の後に、身分証明書として使えるのではないかという

ようなこと等も検討はいたしておりますけれども、まだこれに至る今の市民カードの普及状況を考えますと、なかなかそのことについては、また今後時間をかけて検討していくというふうに考えております。

○13番（小野広嗣君） この関係に関しては、協議はしていると、検討はされているということではありますが、検討で終わってるんですね、なかなか進んでないという。高度情報通信基盤整備事業等を使いながら、そちらのニーズに対してはしっかりと答えていけるという状態ですが、やはりそのカードを使ってそのカードの多機能化によって、市民の利便性を図るということはすごく大事であろうと思うんですね。

先ほど言われました今までも議論してますので、もう繰り返しませんけれども、高齢者にとって身分証明にもなるとか、さまざま過去にもやりましたね。そういった意味で、それがそのまま終わってしまってるということをもう少しですね、踏み込んで検討をしていただきたいと、これは要請をしておきたいと思います。

市長、市民の満足度を高めるために、今自治体に取り組んでいる事業の一つに、コールセンターの設置というのがありますね。いわゆる1年365日、例えば朝8時から夜9時まで市民の知りたいこと、聞きたいこと、様々な問い合わせ等に電話、メール、ファクス等で対応をするという自治体がこれは着実に増えてきております。そこに対する検討が庁内でどのようになされているのか、そこらお示しをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民へのサービスということで、いろいろお尋ね、そしてまた、相談ということについて、24時間対応するという形でのコールセンターということになるかと思いますが、そのことにつきましては、まだ庁内でも検討はしていないところでございます。

○13番（小野広嗣君） 庁内では検討されてないということではありますが、今確実にそういったサービスが広がっていったるんですね。市民のニーズ、市民の満足度を高めていくという観点での質問ではありますが、こういった、名前はコールセンターですが、そこに常駐の方が一人いたりとか、あるいは電話回線をフルに回しとって対応するとか様々あるんですね。これは今後の方向性として、市長、庁内でそういった事例をしっかり学んでいただいて、それを市長に報告するという形で協議する内容ではないかなというふうに思うんですが、その辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

コールセンターなるものの業務の内容というものについても、まだ把握してない状況でございます。

しかし、24時間そのような相談、あるいは申請に応じるということはこのコールセンターで紹介するということになれば、かなり能力の高い職員の配置とかいうふうになるのではないかなというふうに想像するところでございます。そういったことも含めまして、先進地があるということでございますので、そちらの方をまず勉強させていただきたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） これはですね、先進地はいっぱいあるわけですよ、広がっていますので

ね。24時間態勢が望ましいんですが、そうはなかなかいかないんです。ですから365日ですが、朝8時から夜9時ぐらいまでは対応をすると、そして対応する職員は一人で結構なんですね。志布志市あたりの人口規模で言えば、やはりそこに市民の便利手帳というか、そういったものを用意してしっかり読み込んで、その問題に対してはこう答える、どこにつなぐと、そういったことさえしっかり学んでいけば対応できるんですね。そういったことを申し上げておきますので、今後のこととして協議をしていただければと思います。

あと、考え方として少しこの件では述べさせていただきたいと思います。市長があいさつ運動に取り組んでいきたい。日本一のあいさつができる市役所にしていきたいと、そのことがとりもなおさず市民の満足度を高めていく上での基本となることなんだというふうに述べられているその趣旨はよく分かります。じゃあこれまではどうだったのかということ考えたときに、現時点におきましても市役所職員のあいさつがしっかりできる人、できない人、様々であります。できない人一部のできない人たちのせいであいさつが悪いと、態度が悪いとか、様々な声を聞くわけですね。

そして、確か今定例会の初日でしたか、議運の時でしたか、ちょっと記憶忘れましたが、本会議で一般質問とか質疑の最中に休憩が多すぎると、そういうことで申し入れをしましたね。その時に、副議長あるいは私の方もでしたけれども、あいさつが悪いということを市長にお伝えしました。そういった声を聞いて率直にどう思われましたですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私市長に就任以来、特に接遇ということについては、職員に向上を目指すように機会をみて話をしてきているところでした。しかしながら、本市におきまして、現在始業時のあいさつ運動を実施しておりまして、このことで職場内のチームワークを今以上に高めながら、このことについて効果があるような取り組みをするということでございまして、このことができまして市役所に来られる市民の皆様をはじめ、来庁されるお客様にさわやかな明るいあいさつによる満足感を感じていただきたいというふうに思っているところでございます。

しかしながら、先ほどお話がありましたように、議長、副議長、そして委員長から御指摘がありましたように、依然としてそのようなことができない職員がいるということの御指摘を受けまして、誠に残念に思うところでございます。

ということで、今回改めて施政方針に盛り込みをいたしましたので、今月の朝礼の私の訓示の中で市民の方々に施政方針としてお約束をした事項なので、今後は引くに引けないという不退転の決意で、みんなで取り組もうよということの話をさせていただいたところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういった思いはよく理解できますのでね、これからスタートだということで日本一のあいさつのできる市役所を目指して行って、市民の満足度が高まればなというふうに思います。

市長、窓口業務だけではなくて、いわゆる市役所の職員というのは、市民のもとへ足を運んで仕事される場合も結構ありますね、そういった場合に上から目線というか、高圧的だと、あるい

は紋切り型の表現で接することはないのかなと、そういう反省。

そしてまた、市役所というのは、いわゆる広報紙を使ったり様々な文書、あるいはホームページ、そしてまた告知端末がスタートしましたので、こういったものを使って市民の皆さんに情報をお届けするわけですが、その届ける文書、あるいは放送の内容が本当に市民の側に立って、市民になじみのある分かりやすい表現になっていなければ意味がないわけですね。そういった観点に立って仕事をしていかなきゃいけないと思うんですが、そこらに対する考え方、以前も市民に送る文書をもっともっと分かりやすくしなければいけない。公文書でありますから、できる範囲とできない範囲が当然あるわけですが、できうる限り知恵を絞って分かりやすく、やさしい表現でお届けすることが大事だと、そういうお話をしておりますが、その点はどうなんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただ今お話がありました内容につきましては、多分そのようなことがあれば、すぐさま市民の方々から御指摘、ないしはおしかりがある時代になっているんじゃないかなというふうに思っています。ということで、そういったふうにならないようにということにつきましては、職員は身を引き締めて、そしてまた注意深く取り組みをしているというふうに感じるところでございます。

しかしながら、結果的にはそのようなことが発生しているようでございますので、そのために私の方からも注意をいたしまして、今後はそのようなことがないような取り組みをするように指導をしているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 今市長の答弁のようにしっかりとしたですね、指導をしていただきたい。細々とは申しませんが、やっぱり我々のところにもそういった御相談があったり、憤った声が届いたりするわけですね。

先ほど、それとも関連するんですが、先ほど市長も説明責任を果たすということを言われました。この説明責任を果たす対応ということで考えた時に、以前にも1回申し上げてるんですが、いわゆる市民の皆さんがいろんな手続きに来られる、あるいは苦情を言われる場合だってある、問い返すことも何回もある。そういった時に対して職員の皆さんが全てそうではないですけども、こういったふうに表示されますね。「ちゃんと説明をしたつもりなんですけど」という、表現をされる場合が多いですよ。それは、自分はちゃんと説明したんだけど、聞いている側が分からないから悪いんだというふうに聞こえてならないんです。そうではなくて、やはり市民の側に寄り添って懇切丁寧に、どこまでも分かっていたらいいように接するのが市役所職員の務めであろうと思うんですね。そういう視点が本当に欠けてるなということが時々ありますよ。こういったところにしっかりメスを入れていかないと、いわゆる特に高齢者や生活弱者という方々がもう役所に行きたくないと言われるんですね。そういった声が市民の中から出ていくというのは、満足度を高めるどころじゃないですよ。本当に不幸なことですよ。ただでさえ高齢者の方、生活弱者と言われるような方々が数居が高い状況の中で役所に見える、その時こそ抱きかかえるように親身になって、対応してあげるのが職員の務めではないですか。市長どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

職員といたしましては、自分の職務の中で通常使っている用語等、そしてまた要領等について丁寧にお話しているつもりでしようが、受け取る方が言葉が分からなかったり、要領が難しかったりということで御不明の点があらわれるんじゃないかというふうにお伺いして聞いておったところでございます。

そのことにつきましては、また改めて尋ねられるとすれば、このことについてはどこが悪かったのか、そしてまた分かりにくかったのかということをも改めて自身で検証しながら、その部分について詳しく丁寧に説明していくことが必要かというふうに思いますので、そのような形の指導をまたしてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 要するにですよ、市職員の一人一人の市民に対する心の持ちようだと思うんですね。やはり、自分の仕事だけにこり固まるのではなくて、市のあらゆる仕事を担ってるんだという自覚のもとに、例えば地域に出るといろいろなことを市職員も聞かれるわけですね、的確に答えられなくても、全部自分が責任を負ってるんだというような思いで答えていくような親切さ、そういったものも大事だろうと思うんです。

要は市長が最初に答弁で言われたように、言葉で言えば簡単、意識改革ですよ、レベルアップを図るしかないんです。それをしっかり図っていく基礎として、今回施政方針で日本一のあいさつ運動ができるということを打ち出されて、もう後へは引けないという状況で打ち出されているわけですので、それはそういう方向でぜひ進めていっていただきたい。何もですね、いろんな事業を実施して、サービスメニューをいっぱい使って予算措置をするだけが行政サービスじゃないですよ。そういった精神論的なもの、心のひだにひたひたと触れ寄ってくるような市役所職員の仕事の在り方、こういったもので市民の満足度というのは変わるんですからね。そういったことを申し上げ、これは答弁はいいですから、次へ移りたいと思います。

成年後見制度に対する問題ですが、先ほど市長の方からも答弁をいただきましたが、これはひとえに周知をいかに図るか、何回図っても図っても難しいという問題もあろうかと思えますね。

地域包括支援センターがなじみがない、言葉が難しすぎて市民に親しくないということで、過去にもずっと申し上げて、ネーミングを考えた方がいいよと、愛称をつけた方がいいよということで申し上げまして、やっと去年、社会福祉協議会の大会の時に僕も参加しておりましたが、その時に市民公募で「いきいきセンター」というふうに名前がつきました。一歩前進かなというふうに思っているんです。テレビ等でも、放送で地域包括支援センターのCMが流れますけれども、なかなかそれでも分からない。あれ自体も本当に愛称を付けたりしていかないと、なじみ深くないんじゃないかという気がするわけですが、そういった中で仕事をしていただいているわけですが、いわゆる市長も当然感じていらっしゃると思いますけど、志布志市においてもあらゆる心の相談であるとか、消費者相談であるとか、司法書士会への相談だとか、あとは行政相談だとか様々な相談業務をうけおっていただけてますね。高齢者が巻き込まれる事件、あるいは卑劣な詐欺、こういったことが頻繁に起こっています。そういった状況の中で、志布志市の高齢化率も30%、そういった状況に突入をしてまいりました。

本来ですね、この介護保険制度、あるいは成年後見制度というのは、こういった高齢化社会で生まれるそういったひずみを支援するために生まれた制度であろうというふうに思ってるんです。ある意味で車の両輪のごとく両方が支え合いながら、この高齢社会を支え合っていくという流れであったらと思うんですが、介護保険制度の方はですね、3年ごとの見直しを行いながら、調整しながら進めてきて少しずつ高齢社会の中に根づいてきています。

しかし残念ながら、この成年後見制度の方はなかなか初期の目標を達成できない。初期の目標はノーマライゼーション、そしてこの権利の擁護、これらを社会化していく。こういったことが一つのねらいだったわけですが、なかなか看板倒れになってしまってるなという気がするんですね。

そういった状況がありながらも、一方では潜在的なこの成年後見者の利用者というのはたくさんあるんだというのが多くの識者の声であります。

そして、ここがポイントなんです。市長、その多くの識者が一様に申されるのは、その潜在的な利用者というのはいらんだということ。前提にして、どういうふうな物差しで計っていけばいいかという、その自治体の人口の1%が潜在的利用者だと考えてよいとされております。

そういうふう考えたときに、志布志は3万4,000弱の今人口であります。いうにそれから見た時に、300人を超す潜在的な成年後見を必要とされる方がいるということも想定されるんですね。

そしてまた、一方で要介護認定者の方が約2,000人いらっしゃいます。そういった方々がいらっしゃる中で、今後団塊の世代の方々がどんどん増えていく中で、そういった方向に進んでいく方々も増えていくわけですね。そういった観点からこの成年後見制度の利用実態というのを見ることが大事だと思いますが、こういった視点でものを考えられたことはありますか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

成年後見制度の制度自体の内容を考えてみました時に、その対象者となれる方が人口の1%はいらんだというようなデータ等については、認識してなかったところがございます。

しかしながら、本市としましては、このような制度を設けながら相談を受ける分については、相談を受けまして、積極的に対応しているということでございますので、そのような潜在的な対象者がおられるということも頭において、今後は取り組みをしていかなきゃならないというふうにご考えるところでございます。

○13番（小野広嗣君） ぜひですね、これ周知だけではなくて、しっかり認識をして取り組んでいくのと、そうでないのとは全然前進の違いが出てきますから、今回第5期介護保険事業計画、そして、高齢者保健福祉計画が出来上がったわけですね。そういった中で、この成年後見制度の利用相談、これは相談ですよ、相談で20年度が実人数で3、21年度が2、そして平成22年度が2となっておりますが、23年度はもう終わろうとしています、23年度はどうか、ちょっとお示しくください。

○市長（本田修一君） 23年度につきましては、福祉関係で2件の相談があったところがございます。

○13番（小野広嗣君） この成年後見制度利用支援事業というのが、先ほど市長も述べられたようにゼロですね。やはり、先ほど潜在的な利用者の数というのが、こんだけ想定されるということ、そして、要介護者の数が2,000ということを見た時に、こういう実態というのはやはり認識と周知、啓もうが弱いということと言わざるを得ないわけですね。ある意味で市長申し立てによる件数という、この件数がどれだけあるかによって、この成年後見制度に取り組む姿勢がうかがえるという識者の評価であります。市長、そういう観点からどう今の現状を受け止められますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現段階で、市長による審判請求というものはないということでございます。そのことにつきまして、ただいま議員の方から様々な観点からのお話がある中で、受け止めますと、このことがないことについては、少しまだまだそういった潜在的な形で、この後見人制度を必要とされる方の声をまだくみ取ってないなというふうには感じたところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういう答弁であればぜひですね、そういった潜在的利用者に対して光が当たる、手が届くようなですね、対応方をですね、今後真剣に庁内で議論をして進めていっていただきたいというふうに思うわけですが、この市長も当然御存知だと思いますが、この計画書にもうたってありますけれども、国としては、今後市民後見人、これのいわゆる研修、あるいは家庭裁判所にそういった方々を推薦していくというのを市町村努力義務とうたってますね。そして、そういったことに取り組む自治体に対して、補助制度を組んで去年スタートしています。鹿児島県では、薩摩川内市が約500万円ほどの補助を受けてこの事業をスタートさせております。そして、志布志市でも計画としてはですね、現在ゼロですね。そして、平成26年度に向けてすぐですが、この後見人を10人養成したいというふうに計画にはうたっています。なぜこういった制度が出てくるかということ、権利擁護の立場から、こういった後見人を法定後見人等をつくっていくわけですね。任意後見人と法定後見人と分かります。中身はもう今までもやっていますので議論しませんけれども、こういった後見人がいわゆる自分たちが任された方々のその財産を奪っていくという、そういうケースが全国で見られているわけですね。そういった観点からしっかりとした第三者的な後見人を設置しなければいけないということで、この市民後見人という制度のスタートが始まっているわけですね。そこに対する認識と、この26年度10人という目標を立ててる、そこに実効性が伴う状況にあるのか、そこをお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

26年ということの計画をしておりますので、それに向けての準備ができていくというふうに認識するところでございます。今回また新たに計画を定めた中での協議ということでございますので、そのようなふうに理解しております。

○13番（小野広嗣君） もう少しですね、詳しく述べませんが、市民後見人のことに関しては、市長もうちょっと勉強していただいて、先ほども申し上げましたように、高齢化人口がますます増えていくんですよ。そして、団塊の世代がそれこそ2015年問題といわれる時に、どんと入り込んでくる。そして、この方々がいずれは75歳以上の高齢者に移り変わっていきますね。そうなる

と、この成年後見制度の中の市民後見人の養成というのは必須ですよ、本当に求められるんですよ。そこに真剣に取り組んでいかないと、次の時代に対応できないということなんです。そこをしっかりと認識していただくことが大事、先ほども言いましたように市長申し立てに関してもそうですよ、この制度に取り組むバロメーターなんだと、意欲の表れが出てると、ゼロというのは意欲がないというふうに受け取られてもしょうがないですよ、12年ですよ、経過しているのは。制度がスタートして3年、4年じゃないですよ。そういったことにもう少し立ち入ってですね、深く考えて取り組みをしてほしいと思いますが、これは弁護士であるとか、司法書士さんであるとか、そういった専門的職業人、こういったことも大事なんです、社会福祉士さんの福祉の観点からの寄り添いが大事だというふうに言われてるんですが、この社会福祉士さんは実際今何人いらっしゃるんですか。

○市長（本田修一君） 現在職員につきましては1名おります。そしてまた、嘱託につきまして1名がいるということでございます。

○13番（小野広嗣君） この地域包括支援センターに配置をしなければいけません。保健師さん、そしてこの社会福祉士さん、あと主任ケアマネジャー、そういった方々を配置ということでありますが、このいわゆる成年後見制度も含めてやっていく、この地域包括支援センターの社会福祉士さんというのは正職ですか、嘱託ですか。

○市長（本田修一君） 嘱託でございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

社会福祉士さんが、いわゆるその嘱託さん以外に、この地域包括以外にですよ、お一人ですか、お二人じゃないですか、あと、正職で。

○総務課長（溝口 猛君） 現在総務課で把握しております社会福祉士の免許の取得者につきましては、申告と、本人からの申告という形で捉えております。したがって、今本人からの申告によりまして一人でございます。

○13番（小野広嗣君） 正職に就かれている方で、その有資格者は、あと2名いらっしゃるというふうにお聞きをしております。それが総務課に申告制であれば伝わってないのかもしれませんが、その方々はその資格を有して、それを利活用できる有効活用できる職場に就いてらっしゃいますか。

○総務課長（溝口 猛君） 一人の方は現在農業委員会のという形で、包括支援センターの方ではございません。

○13番（小野広嗣君） 市長このことに関してどういう理解をされていますか。僕が伺っている限り2名いらっしゃる、その2名の方ともそういう福祉に関する職場には今いらっしゃらないというふうにご理解しているんですが、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま課長が申しましたように、申告制でこのことの把握をしているということでございます、私どもとしまして、その把握ができていなかったことにつきましては、反省するところで

ございます。

そしてまた、他の部署に配属されているということにつきましても、今後もこのような資格を生かすような形での配属というものを考えてまいりたいというふうに思います。

○13番（小野広嗣君） 課長なんかありますか。

○保健課長（若松光正君） 包括支援センターの社会福祉士の件でございますが、この社会福祉士につきましては、経過措置がまだ生きてるところでございます。介護支援専門員の業務経験3年以上で、かつ高齢者福祉関係の相談業務に3年以上従事した経験を有する者で可ということになっておりまして、ただいま本庁保健課にこれに該当する保健師が二人いるところでございます。

包括支援センターの相談業務につきましては、ケースによりまして、これらの職員も対応しているところでございます。

○13番（小野広嗣君） そういう方向で進めていった場合に、今度は保健師さんの数が適当であるのかという議論にもなりますのでね、それはこの場の質問ではありませんので、いいですけども、市長、職員採用をされる場合にですよ、一つの方向性を持ってなきゃいけないと思うんですね。

先程来言ってますね、成年後見制度、後でやります生活保護制度、様々な問題に取り組んでいかなければいけないわけですが、例えば採用の段階で5名ほど採用されるとすれば、そこに保健師さんとか、あるいは社会福祉士さんとか、そういった方々を毎年でなくてもせめて2年に1回とか、3年に1回必ず入れていくと、そういう取り組みというのは大事じゃないかと僕は思うんですよ、それはどうですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

いわゆる有資格者、専門職者という形での採用というものにつきましては、ただいまお話がありましたように、保健師さんとか、あるいは建設の方の土木技師とか、建築技師とか、それから農業関連の技師もいるわけでございます。それらのものにつきましては、それぞれの担当の部署から1名確保してほしい、何年度に確保してほしいというような要望が上がってきた上で、採用の方法をとるということでございます。

○13番（小野広嗣君） 分かりました。

社協の方ですよ、この成年後見制度を利用する一步手前と言いますか、認知症に関しても初期の段階で対応できる事案については、事業を行ってるんですね。それを考えていったときに、今後これを周知し、利用者が増えていくという方向付けを考えたときに、いわゆる社会福祉協議会がこういった分野を担っていくということは協議されていないのか、そこは少しお示しをください。

○福祉課長（木屋成久君） 今おっしゃられました後見人についてでありますけれども、社会福祉協議会が後見人を務めている事例があるかということではありますが、本市では全国でも事例はあるようなんですけれども、この福祉サービス利用支援事業につきましては、今後関係機関を含めて、また社協とも確認を含めまして、協議をしていきたいと思っております。

○13番（小野広嗣君） どういうスタイルでですね、臨むかというのは議論の分かれるところであろうというふうに思うんですが、やはり社協やっている福祉サービス利用支援事業というのを見ていくと、12名から14名程度の方が今財産管理であるとか、様々な手続きお願いして利用されてるんですね。これももっともっと周知が広まっていければ、利用者が増えるんだろなというふうに思うんですが、今度は人的対応が難しいということも出てくるんだろなというふうに思うんですが、社協が直接やるという方向もありますね。

そして、今度は逆に市が市民後見人を養成し、家庭裁判所に推薦していくという流れをとっていかなきゃいけない。それを今度はバックから補佐していくのが社協であるというふうな捉え方をしている自治体もあるようです。これはだから、今ここで答えを出す必要はありませんので、そういった時にもう近づいているという観点からですね、庁内で市長、議論をちょっと深めてほしいんですね、よろしいでしょうか。当面は結構ですけども、大事なことであると思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。とにかく、この本市においては、この成年後見制度の実効性は担保されてないという今の段階での状況ですので、しっかりと周知をしていただきたい。そして福祉課、保健課、また先ほど申し上げました社会福祉協議会、そして地域包括支援センター、こういったところに寄せられてくる市民の声にしっかりとアンテナを張りながら、こういった施策を横断的にやっていけばいいのかと、連携をとっていけばいいのかということをしつかりと積み上げながらですね、次のステップへつないでほしいと、これは要請をしておきたいというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

次、生活保護の観点からでございます。

本当に日頃の議員活動の中でも、生活保護に関する御相談、手続き上の問題等を受けることがあるわけですが、本当にひっ迫した状態の中で御相談される。そういったことには、しっかりと対応をしていかなければいけないということで、私も動いておりますが、一方で冒頭申し上げましたように、絶対に必要な制度ではあるけれども、あまりにも安易に考えて、そこに入り込んでいくというのはいかなものなのかなというふうにも思いました。時には生意気かも知れませんが、言葉を選びながら本当に生活保護でなければ生活が成り立たないでしょうかという観点から、お話をし、頑張れないものかということで模索をする場合もあります。

そういった中でも、最終的に生活保護で最低保障を受けなきゃいけないという方々がいっぱいいらっしゃるのが現実であろうというふうに思うわけですが、特にですね、今回お聞きしたい何点かのうちに、医療費扶助ですね、ここの観点、いわゆる保護費に占める割合というものがあります。

医療費の負担額が本市においては、2億6,000万円超であります。そして、当局の御努力によりまして、少し年々ここは下がってはきてるんですが、先ほど市長が言われましたように、県下で4番目の保護世帯の数ですから、もともと高かった分が少し低くなってきているという捉え方を僕もしております。市長もそれは一緒だろうと思います。

そういった中で、2億6,000万円を超える医療扶助が出ている。そして、これは保護費全体に占

める割合が51%をちょっと超えているという状況です。これに介護の方も少し加わってきます。これを考えた時に大変な市にとってもですね、大きな問題であろうというふうに思うんですね。そういった観点からいった時に、市長に以前僕はこういう質問をしていますね。医療費の、これは全般ですよ、市全体の全般として医療費の負担軽減のためにジェネリック医薬品を啓発すべきでないかと。それでいわゆる健康保険にしても、この法の関係においても、その医療費というのは市内でレセプトを点検していると思うんですね。そういった観点から見た時も、長期にわたって慢性的な服用をなさってる場合は、よりこの安価なジェネリック医薬品を使っていただくという、そして、この医療費の扶助を抑えていく、扶助費を抑えていく、こういう捉え方も大事だろうと思うんですが、そこらについてどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話になられました観点からの取り組みというのは、されてないというふうに考えます。

担当の方で、先般別な観点から医療費の軽減につながったということの報告がございました。それは、国保のレセプトの内容を点検した時に、精神疾患のケースで補助の率が返還になるような形のレセプトの点検ができたということで、報告がございましたので、もしかするとそのような観点からの今お話がありましたジェネリック医薬品を使うことによりまして、さらに医療費が軽減されるとなれば、そのことについての取り組みも必要かというふうには思ったところでございます。

○13番（小野広嗣君） 本市、国保のですね、医療費軽減、医療費負担のですね、軽減のためにもジェネリック医薬品を使うべきだというふうに以前申し上げました。この観点と、今申し上げました生活保護における医療費扶助に対する軽減策としてもですね、ぜひ市内で協議をして前向きに捉えてですね、取り組んでいていただきたいというふうに思うんです。これをしっかりやっていくことによって、目に見えてですね、軽減化が図れるという部分が出てきますのでね、ぜひ早い時点で、その推進を求めておきたいと思います。

職員の担当職員、いわゆるケースワーカーさん、ケースワーカーさんの立場に立って今度はものを考えていった時に、大変な業務を担っていらっしゃるなというふうに思うんですね。いわゆる人の話を一番聞かなければいけない仕事ですよ、傾聴という立場ですね。

そして、生活保護を受けようとされる方々は様々な問題を抱えて見えられるわけで、そこに対応していかれるケースワーカーさんの立場というのはかなりの負担であろうというふうに思うんです。

やはり最後は職員立場というのは、あくまでもマンパワーが発揮される、そういうことだろうと思うんですが、やはりそこに対してあまりにも負担が大きくて、その担当の職員の皆さんがへとへとになっていくと、そうなるにつれて最低限の保障を受けなければいけない人たちまで見逃していく場合だってあり得るんですね。そういったことも含めて、ケースワーカーさんが今従事している業務、そしてその負担度合い、こういったものを市長はどのように認識をされております

か。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在、ケースワーカー6人体制で対応しているようでございます。年度別には、1人当たりの平均世帯数というのが、平成18年度で67、そしてまた、19年度65、20年度で64、21年度で63、22年度で62、平成23年度で61世帯となっております。

県の指導監査で毎年訪問計画戸数を上回る訪問を実施しているということで、いい評価をいただいているということでございまして、本市の場合は、このような形でいい形でケースワーカーの仕事はできてるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

○13番（小野広嗣君） ケースワーカーさんの精神的な負担というものをどう考えてるかという点も含めてお聞きしてるんです。

○市長（本田修一君） ケースワーカーさんにとりまして、担当されるその世帯の内容が違うわけございますので、そのランクもまた付けられているところでございます。そしてまた、1人当たり月平均24世帯を訪問しているという数字がございまして、このことにつきましても、適当じゃないかなというふうに思っています。先ほど申しましたように、全体を担う世帯数、そしてまた、今お話ししました1人当たりの世帯数ということで、県の指導監査の方でそういった評価をいただいているということでございまして、この本市のケースワーカーの体制というのは、十分とは言えないかもしれませんが、それなりには機能している内容ではないかなというふうに思っています。

○13番（小野広嗣君） そういったふうにケースワーカーさんが適正に機能しているということは、よく理解するんですよ。ただ、いわゆる市民の声に直接耳を傾ける、傾聴という大変に重い仕事をなさって、そういった日々の精神的負担というのは市長これあるんですよ。そこに思いをトップがいたしてないと、どんな事故が今後起こるか分からんでしょう。やはりどんなトラブルが起こるかも分からない。

そういった観点で、やはりいわゆる生活保護を受けている方にも寄り添わなきゃいけないけど、市内で、市庁舎で仕事をされている市職員の側にも市長は寄り添わなきゃいけないんですよ。そういう観点で今後は見てってほしいと思います。何も厳しく僕らも言うだけが仕事じゃないんです。やはり大変なところにはしっかり光を当てて、市長も目を向けてほしいということも言っていくわけですから、それはお互い今後の共通理解としてお願いしておきたいと思います。

あとですね、自立支援のことも先ほど述べていただきました。少し書き取れなくてあったんですが、いわゆる何年度、何年度はいいですよ。例えば22、23年度ぐらいで結構ですけど、この就労支援、そして自立支援に当たる、特にこの就労、いわゆる本格的に仕事について生活保護を脱却したという数も当然ありましたけれども、パートについて、パート収入は、あるいはアルバイト収入は入るけれども、生活保護は脱却できない。こういったことも含めて、23年度、例えばケースワーカーさんとの努力、ハローワークとの協調によって就労に就かれた数をちょっとお示しください。

○福祉課長（木屋成久君） 今申し出があった就労についての世帯ですけれども、今こちらの方で手持ちで調べているところは、21年度が20世帯で22人、22年度で28世帯で33人、23年度で26世帯で30人と生活保護をもらいながら就労をしている形であります。

○13番（小野広嗣君） 対象者というか、相手がいるわけですので、その努力を数だけではかるということは難しいだろうというふうに思うんですが、しっかりと連携をとりながらケースワーカーさんが頑張っていらっしゃるんだらうというふうに思うわけですが、やはりこの就労についていただいて、そして保護から脱却をしていただくということがまず第一ですね。特に稼働年齢層というのがありますね、いわゆるまだ元気いっぱい実際は働ける年齢であるという65歳未満という形でデータが出るわけですが、本市の場合は23年度で172世帯267人で、この稼働率が56%という状況であります。

この方々を全てにおいて就労に就けるというのはどだい無理で様々な事情があるわけですので、それは理解するんですが、しっかりとやはり目標を立てて足をしっかりと運んで、就労支援に至ることが大事だろうと思います。

先ほど、市長の方からもいろいろとこれまでの御努力については述べられましたが、ただ予算措置もされておりますので、市長、国の訓練、生活支援給付金制度というのが、今後恒久的に決定いたしましたね。昨年10月からスタートをしているわけですね。長期の失業者等に対して、月10万円支給をしながら、いわゆる職業訓練所等で手に職をつける、そして自立を促すという制度です。

これは、何も生活保護と直結するだけの問題ではありませんが、こういった事業もですよ、自立支援につなげていって、就労につなげていって自立を促すという方向付けというのにも検討なさってもいいんじゃないかと思いますが、そこらはどうですか。

○福祉課長（木屋成久君） 今先ほどおっしゃられました就労支援については、保護のケースワーカーの方で、各それぞれ個人に当たりまして、こういうことの支援があるかどうかということで、実際勤めております。勤めている中で、今二人ほどがそれを利用していますけれども、勤めてもなかなか生活保護をもらって、そっちの方にいってないというのが現状であります。

○13番（小野広嗣君） 課長、僕が今申し上げた事業を説明してそっちにいかれたのが2名いらっしゃるか。

○福祉課長（木屋成久君） （聴取不能）

○13番（小野広嗣君） であれば、そういう話を進めてもなかなかいったん稼働世帯で保護を利用される、これはいろんな理由があると思います。しかし負の面では、働けるのに働こうとしないという実態が出てくると思うんですね。今課長の答弁を聞いても、そういったものがあるよと、そのことによって自立ができるよというふうにお示しをしてもなかなかそこに乗ろうとしない。そこをクリアするというのは大変、それをクリアするためにはペナルティーを設けるしかないというような状況になると思いますね。

お国によっては、そうやって紹介をして、例えば仕事に就いて、その仕事辞めた場合はペナル

ティーを課すとか、いうところもあります。ドイツですけどね。フランスでは逆に仕事に就いても減額されるから、ばかばかしいといって仕事に就かない。そういった問題をクリアするために、しっかりと仕事に就いた場合は、6割はしっかり認めますよというような方向付けをしてるところもあるんです。

当然、生活保護は国の制度でもありますので、地方自治体だけで軽々に議論することはできませんけれども、様々な知恵を絞って自立を促すという時に至ってるんじゃないかなというふうに思いますので、庁内でできる限りのですね、努力をしていただきたいと思います。

でも、こういったことを逆に言うと、何か厳しい言い方になりますけれども、そうではなくてやはり市長も言われたように、福祉から自立へと転換をしていかなきゃいけない。そういう時に至ってるんですね。だから働ける人には頑張ってもらいたい。ところがそこで障がいを負ってらっしゃったり、様々な病気で動けない人に働け働けと言ったって働けない。そういった場合は、半就労、半福祉という観点もあるんですね。突然企業戦士のように働けるはずないわけですから、普通の方でも正規で雇用がなかなかできない、そういう状況。そういったのを全て鑑みながら、保護行政としてはですね、仕事に当たっていただきたいと思いますというふうに思うんですね。

市長こっだけ今述べたことの感想をお聞きをしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

保護を受けられる方々は、それぞれの事情がありまして受けられるに至るということでございます。しかしながら、稼働の年齢の方々については、できうる限り健康になっていただいて、就労の機会を増やしていただく、そしてまた、保護から脱却していただくということを勧めるのが私どもの仕事でございます。そういった環境を醸成するのも私どもの仕事でございますので、そういったことについては更に努めてまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） そういう方向で、ぜひこの難しい事業には取り組んでいただきたいと思いますというふうに思います。

1点聞き忘れてたと思いますが、よく言われるこの不正受給であるとか、あるいは医療費に不必要な、不必要なという表現はまずいかも知れませんが、不必要な入院費、あるいは病院の重複、こういった観点はレセプトを通してとか、あるいはケースワーカーさんが日々対応する中で、見えてくる部分もあると思うんですが、その実態調査といいますかね、どの程度というのは難しいんですが、そういったものはどういうふうにつかんで今結果としてどう現れているのか、それをちょっと最後にお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年度で、不正受給という形で発生した件数は6件で、162万9,927円ということで、このうち1件につきましては完納していただいております。4件については、分納していただいております。1件については、まだ期間が短いということで自主納付を待っているということでございます。納付されない場合には、分納の処理を考えていきたいということでございます。

○13番（小野広嗣君） 少しずつ時間がなくなりましたので、ぜひそういった実態をですね、し

っかり把握しながら、保護費の負担増をですね、減らしていくという努力もお仕事であろうと思いますので、前向きに取り組んでいていただきたいと思います。

最後の項ですが、教育行政の中で携帯電話、インターネット等に関する指導状況ですね。先ほど述べていただきました。実態については、昨年9月にその所持の実態を述べられました。

実は教育長、2月ですよ、2月に、例えば志布志中学校の期末試験、この最中に携帯電話が鳴りましたね。そして、試験の最中教師の方が携帯を取り上げ、そしてその生徒を出して指導室に連れて行っていろいろとやったということが起こりました。シーンとしている中でありますので、すぐ分かるんですね、マナーモードにしてたらしいんですよ。してたけれども、あのブーブーという音が鳴ったんですね。そういったことが耳に入ってくるにつれ、原則禁止ですよ、学校に持っていくのは。それでも持ってくるのは、子供なのか親の責任なのかという問題を考えた時に、やはり親だろうと僕は思うんです、保護者であろうと。そういったことを考えた時に、やはりさっきも出ました携帯を持つ方がいいのか、持たない方がいいのか、昔はなかったわけですから、その所持率が上へ上がるほど増えてくるわけですね。中学校全体で20%ですか、16.8%ですね、16.8%であります。これ年々増えていくと思うんですね。やはり、そのうえに保護者と共用というのを考えた時に、もう少し上がってくるというふうな理解であろうと思います。様々な機会をつかまえて御指導なさっていることは、先ほどありましたとおりであります。やはり、怖いのはですね、ここにインターネット利用環境実態調査、これがここに乗ってますよ。これ課長は見られました、昨年の実態調査の件ですけど見られましたね。これを見ていくと、携帯によるインターネット、そしてパソコンによるインターネット、どちらにしても中学生ぐらいになってくるとほとんどはやってるという状況。そして、その中でトラブルに巻き込まれているケースが4割ぐらいあると、これはゆゆしきことだろうというふうに思うんですね。じゃあ、それにどう手を打っていくかとなると、これはやはり学校だけの責任では当然ありませんで、こういったことに対する保護者の意識がどうなのかということだろうと思います。

この調査結果を見ると、子供や親、両方から答えを求めているんですけども、子供の答えと親との答えが半分ぐらい分かれててギャップが出てるんですね。これではなかなか解決しないというふうに思うんですが、それを解決させるための方法がやはり保護者に対する学校側からの周知、講演会の準備だとか、そういったことであろうと思うんですが、それに対して積極的に今後取り組んでいていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○学校教育課長（金久三男君） 携帯電話やパソコンを活用し、インターネットの活用というのは、今後ますます増えていくだろうと思っているところであり、児童生徒の指導はもちろん、保護者へきちんと指導しなければならないという立場で立っているところでもあります。各学校においてPTAあるいは市P連と連携を図りながら、今後も積極的かつ確かな指導を、そして啓発に努めてまいりたいと考えているところです。

○13番（小野広嗣君） ぜひ今課長答弁のようにですね、やっていていただきたいんですが、この志布志市教育振興基本計画、この中にもやはり先ほど教育長が御答弁をしてくださったよう

に、情報教育という項目の中で、しっかりうたってらっしゃいますが、いわゆるこの携帯電話による書き込み等によるいじめ問題、こういった問題に対応するために、小・中・高等学校において体系的な情報モラルを構築していくんだというふうにあります。

こういった問題ですね、今保護者に対しての周知徹底学習の機会というものは、学校の方からお願いをしていくということでもいいんですが、逆に指導する側の教員の方々が、こういった情報について、いわゆる子供や保護者の方々より先んじて学んで知っておかなきゃいけない。いわゆる専門的な言葉が子供たちの中では飛び交うわけでしょう。学校裏サイトの話であるとか、様々な言葉が飛び交う、そういった言葉が何なのか分からない教員が、であるとその危険を察知することが全くできないわけでありますので、まず教員の方々の学習ということがすごく大事ななと思うんですけど、そういった機会をしっかりと作りあげて取り組んでほしいんですけど、どうですか。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

もう今おっしゃるとおりでございます、皆様方も私もそうですが、テレビのコマーシャルなどを見てますと、もう携帯に限らずですね、日進月歩の時代でございます、触っただけで画面が出て、私なんか使うこともできませんが、私の携帯なんていうのは受信と発信しかできませんけれども、あんな機械がどんどんどんどん進んでいくと、こういう時代の中であって、果たしてどこにブレーキがかかるだろうと、私自身個人的に思っております。

今、私はベストセラーになっております五木寛之の『下山の思想』という本を読んでおりますが、もう日本は経済大国という山登りをして、世界第2位まで上り詰めたと、もう今度は下りる時だと彼も言うておりますが、私も個人的にはもう下りる時がきたんじゃないかというふうに考えております。どこまでたっても速さと便利さを求める社会がいつまで続くんだろうと、もう携帯もそろそろどっかですることを規制していただかないと、もうそれはどんどんどんどんこれでもか、これでもかといきますので、今議員おっしゃるように先生方自身も、とてもじゃないが勉強に追いつかないと、そういう機器を十分に使いこなせる能力を身につけるのにあっぴあっぴしているというような状況もありまして、鶏が先か卵が先かというようなことになるわけですが、私も親は子供の安全のために持たせると、こうおっしゃる、子供たちは友達が持っているから持つんだと、もう既に今おっしゃったようなギャップが生じてるわけでございます、誰がこの情報化の急速な発展にブレーキをかけて、そして子供たちを守ってくれるものであろうかと、私自身は日頃考えております。

ですから、今度の大地震でもろうそくであるとか、懐中電灯であるとか、ああいう物の大切さが見直されたということではありますが、まさに速さや便利さや、清潔さだけを求めるんじゃなくて、いま一度私は教育そのものもですが、大人社会も猛反省しなければならないところにきているんじゃないかなと、答弁になりませんが、そういうことを今考えているところでございます。

○13番（小野広嗣君） 教育長の思いはよく分かりました。

先ほどいじめの問題、いわゆる携帯電話でのいじめ、メールによるですね、パソコンも使えま

すね。そういった情報というのは、なかなか表に上がってこないわけですよ。しかし、水面下で隠れて生徒同士でそういったいじめが生じる。そうなった時には適確に保護者とも連携をとって、協議をしていくという体制がとられていかなければ、トラブルがますます拡大をしていくわけですね。そういったことに対する取り組みが一つ、もう一つは周知徹底ということで言えば、教員に対しても保護者に対しても、子供に対してもいわゆる国が準備をしていますね。いわゆる総務省と文科省が共同でやっている「e-ネットキャラバン」ってありますよ。これ、答弁で出るかと思いましたが、出なかったですね。これやられてるらしいじゃないですか、認識されてないんですか。

○学校教育課長（金久三男君） 「e-ネットキャラバン」のことは知っていますけれども、具体的な取り組みとしては、現段階では知ってないところであります。

○13番（小野広嗣君） 教育委員会と連携が取れてないのかもしれませんが、2月28日、田之浦小学校で実施済みというふうになってるんですが、そういう情報はつかんでらっしゃらないんですか。

○学校教育課長（金久三男君） 今議員がおっしゃったことについては、学校から聞いてなかったところであります。

○13番（小野広嗣君） この「e-ネットキャラバン」というのは、安全、それを周知するために、いわゆる先ほど申しました総務省と文科省がタッグを組んでやっている。一切経費が発生しないんですね、九州の総務局、あるいはNTTドコモとか、そういった所が出張をしてきて、一切経費をかけない形で出前講座をやってるんです。これをしっかり広げていって、利活用するというのはすごく大事だと思うんですね。田之浦の場合は、保護者は入ってなかったみたいですね、僕が調べたところによると。できれば、いわゆる先生方だけを集める場合もあります。できれば学校で子供さん、保護者、そして教員の方も含めてできる形というのは年に何回ずつ、もうこれスタートして6年たっていますのでね、やっていければと思います。

5年ぐらい前は、PTAで1回やってるんです、志布志の文化会館で。そして、その前は鹿児島で志布志市の養護教育に携わっている方々が鹿児島で1回研修を受けていらっしゃいます。それ以外はもう全く5年間なくて、今に至ってるんですね、どうですか。

○学校教育課長（金久三男君） しばらくしてないということですので、今後「e-ネットキャラバン」を活用し、児童生徒、保護者、職員を対象にした研修などを積極的にやってまいりたいと思います。

○13番（小野広嗣君） 答弁に漏れになっちゃうんですけど、ちょっと長くしゃべったものから、いじめの問題だとか、そういった水面下で行われている。そういったことに対する対応方というのもしっかり考えていってほしいというのも述べました。そのことも答えてください。

あともう1点は、やはりこういったインターネット社会、これがいいのか悪いのかという教育長の議論でもあった。どこまで果てしなく続いていくのかという問題もありますね。教育委員会がこういった問題まで抱えていかなきゃいけない時代に入っているということを考えると、大変

な時代状況だなというふうに思うんですが、しかし現実にかようなものを踏まえてトラブルが
いっぱい起こって、子供が巻き込まれている現実がある。そのことは、どっか遠いところの問題
ではなくて、我が地域でも、この志布志でも今日でも明日にでも起こりうる問題だろうと思うん
ですね。それに対して、しっかり教育委員会も緊張感を持って見据えて、学校にも指導監督を行
っていただきたい。そういった思いで質問をしておりますので、答弁を求めます。

○学校教育課長（金久三男君） いじめ問題につきましては、携帯電話やインターネットによる
ものだけではなく、言葉やそのほかのものを含めて1件でも多く発見し、そして1件でも多く解
決するという立場に立っているところであり、特に目に見えない部分の携帯電話やインターネット、
ネット上でのいじめ問題には、大変危惧しているところでもあります。そういうものを含めまして、
常に危機意識をもって対処しているところでもありますし、平成23年度においては、今のところネ
ット上でのいじめ問題等は1件も報告を受けてないところでもあります。

今後このことについては、きちんと対応してまいりたいと考えております。

○13番（小野広嗣君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小野広嗣君の一般質問を終わります。

ここで、2時40分まで休憩いたします。

○
午後2時26分 休憩
午後2時40分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、4番、丸山一君の一般質問を許可します。

○4番（丸山 一君） 通告をしておりましたので、質問をいたします。昼からの眠たい時間
ありますが、頑張りたいと思います。なるべく早く済ませたいので、誠意ある答弁を求
めるものでございます。

それではまず、市内にある石橋の保存を検討する考えはないかについてお伺いをいたします。

市長は、施政方針の中で、「橋を長く安全に使い続けるための長寿命化修繕計画により、効果的
な維持修繕を行ってまいります。」と述べておられます。これは、現在自治体が管理する橋のうち、
老朽化に備えて損傷を早期に補修することに対しまして、国が計画策定費などを補助する制度で
あり、2007年からスタートしております。4年も経ちますので、少々対応が遅いかなという懸念を
抱いております。

市長、その計画の中に、今まで手付かずであった石橋は含まれているのかどうかお伺いをいた
します。

なお、石橋の中には現在使用されているのもありますし、大体は使われておられないわけですが、
その石橋も対象になるのでしょうか、お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 丸山議員の御質問にお答えいたします。

石橋につきましては、平成21年度から道路橋の長寿命化について点検を行いまして、15m以上

の橋について、本年から補修計画に基づき修繕工事を実施するための当初予算について御審議をいただいているところでございます。

本市が管理する市道の橋梁は、現在186橋ありまして、そのうち橋が架けられてから、そのままの状態に残り道路として使用している石橋は13橋でございます。

補強が必要となり、何らかの手を加えて石橋の構造が変わったものを含めると、全部で20橋の石橋が道路橋として、現在も使われているところであります。

今後、更に研究され、その補修方法が明確に決められれば、対処方法も分かってくるかと思いますが、現在では目視の点検で部分補修を進めているのが長持ちさせる方法ではないかと判断しているところでございます。

○4番(丸山 一君) 今の市長答弁にありましたけれども、186あってそのうちの20が今現在使用されているという認識でよろしいですか。

私がいただいた資料の中にはですね、186、これは普通の石橋と水道橋、それとか宝満寺橋とか、ああいうのを含めてそういう数字じゃないかと思うんですけども、一応、県道、市道等に架かっております石橋の中では、志布志町に28、有明町に3、松山町に10、合計41橋あるという資料をいただいております。

いただいたこの数字といいますと、県内では2番目に多い地域でありまして、そのことに注目しておられる学者の方たち、それと一般の方でもかなり関心を持っておられる方がいっぱいおられます。私自身もそのうちの一人であります。

なお、8年ほど前になりますが、伊崎田中野に向かう本村の川に架かっておる単橋ですね、一つのアーチの橋、その橋を今現在はもう廃業されましたけれども、ある建設会社が三日ほどかけて、草木を取り除いてきれいにしまして、それを渡り初めをするシーンがNHKの番組で、確か8年か9年ぐらい前だったと思うんです。伊崎田中野の人です。先頭にこられたのが、その石橋をつくった、石工ではなく大工さんの子孫だということでありました。名前も分かっておりますけれども、その人がですね、先頭を歩いて建設会社の人たち、地元の人たちが歩いてくるのが、テレビのシーンでありました。かなり誇らしげに歩いてこられたのを強烈な印象で思っております。

それと大迫橋の上に架かっておったのが、あれは5連橋ですね、それと松山町の新橋に架かっておったのが、あれは太鼓橋、あれは2連橋ですね。あれは、大雨の影響でなくなってしまって、今となってみれば、すごく僕は残念だと思います。新橋の方は橋脚が高くて、あまり引っかかっているのは見なかったんですけども、大迫橋の場合は、大雨後通ってみますと、かなり木や竹が引っかかっておりまして、なぜ県はああいうのを撤去しないだろうと、いずれ崩るといつも見ておったですけど、とうとうなくなってしまって、その残骸は多分川ん中に、そのまま落ちておると思うんですけども、先ほども我々議員と話をしましたけれども、お金があれば川ざらいをして、取り出せばまた復元できるんじゃないかという話も先ほどしたばかりで、非常に残念でありまして、石橋というのは歴史的、文化的な価値が非常に高い。僕にとりましては、あれは芸

術作品ではないかというぐらいの認識をもっている。

市長も先ほど答弁で述べられましたけれども、今現在放置されておる橋、これは市道、県道が道路改良によりましてルートが変わった。そういう結果によりまして、取り残されてしまった橋が数多くあるわけですね。そういう橋、現在使われている橋を含めまして、整備してですね、整備する検討はどういう状況なのかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど流出した橋のお話があったところでございますが、私自身も大迫の橋については、本当に今となっては残念だなというふうに思っているところでございます。

橋に流木等が引っかかっていたというのは、私も覚えているところでございますが、石橋であろうとなかろうと、コンクリート橋であろうと、流木があったら速やかに除去しなければならないということは当然でございますので、道路のパトロールの職員が点検しておりますが、もし気づかれたら教えていただければというふうに思います。

そのような形で現在の管理につきましては、市の文化財指定を受けました志布志町の高濱橋、旧井久保橋、旧柳橋、牧野開田新田山架け越し水路橋の4橋につきましては、教育委員会の文化財として管理しているということでございまして、他のものにつきましては、建設課の方で通常の道路管理と同じ形での管理をしているところでございます。

○4番（丸山 一君） 市の文化財として認定をされておるのが四つの橋ということですが、これは時間がありませんので、分かりませんが、ちゃんと整備はされておるんですね。

○生涯学習課長（米元史郎君） 石橋は近代化遺産というジャンルに入ろうかと思うんですけれども、使われなくなって、それは新しい道がバイパスとしてできて、そこに新しい橋が架けられて旧道の方が使われなくなった橋については、道路を含めて通常の維持管理がなされないもんですから、雑草等がかん木が生い茂ったりしております。

石橋の部分につきましては、指定物件については、教育委員会の方で維持管理をしたりしておりますが、それも予算の関係もありますし、使われない品物でございますので、1年あるいは数年に1回が限界でございまして、その程度で管理をしているということになります。

また、橋によりましては、地域の方々がボランティアで愛護して清掃活動をしてくださっているものもございます。

[丸山一君「課長もう1回、四つの橋の名前を教えて」と呼ぶ]

○生涯学習課長（米元史郎君） 旧柳橋、旧井久保橋、現在使っている高濱橋、これは西谷川、町中にあります。これが志布志市では一番古い橋です。明治30年。

[丸山一君「西谷川の下の方にあるやつですね」と呼ぶ]

○生涯学習課長（米元史郎君） はい、大川に。はい。

それと、牧野開田の用水路として新田山の方に架け越し水路橋がございます。その4件が市の指定文化財になっております。

○4番(丸山 一君) 今課長答弁にありましたけれども、文化財指定になっておっても現在使われていないせいで、二、三年に1回草刈り等をするだけだという答弁でありましたけれども、実際ですね、私も幾つか見て回ったんですけれども、大体放置されっぱなし、実際そうなんですよ。

それから、県土木の方に県庁の方に伺いまして、まず川に架かってるから川の管轄だろうと試みてみたところ、川の管轄ではないと、河川課ではないと、川に架かってる橋は道路建設課であるということで、また道路建設課の方にいきましたところ、土木部道路維持課というところで管理をしておるんだということを言われまして、じゃあ管理はどうやってされているんですかと伺いましたところ、先ほどの課長答弁と一緒にですね、「パトロールをしております」と、じゃあ予算をどのくらいあるんですかと伺ったところ、「予算措置はされておりません」ということで、パトロールだったらただ見に行くだけだと、何とかしてくださいよという一応申し入れはしたんですよ。先ほどの課長答弁にありまして、文化財指定になっておるのであれば、なるべくその価値を皆さんに親しめるためにも、僕は手を加えてですね、オープンにすべきだと思うんですけれども。

もう一度答弁を、それについての見解をお願いをいたします。

○市長(本田修一君) 先ほど生涯学習課長の方で答弁いたしましたように、文化財指定の分につきましては、教育委員会の方ですと、そしてまた、現在使われてない橋で残っている分につきましては、ふるさとづくり委員会みたいなところで維持管理をしてもらえれば、というようなふうにと考えるとございます。

道路の一部というような形での維持管理をしているということでございます。

○4番(丸山 一君) 文化財においては教育委員会の管轄で、そちらで何とか対応すると。ただ市長あれですよ、数が多いですから、地元のふるさとづくり委員会で、それを整備しようといひましてもですね、落差があつたりして危ないんですよ。あれを下からビテイ足場を組んでいって、保安上のことを考えながらやるのであれば、僕ら地元のふるさとづくり委員会というのはちょっと無理があるんじゃないかと、橋の広報はできますよね。ただ、手を加えないということは、これは後世に禍根を残すのではないかと考えております。

例えば、アンコールワット遺跡だってそうですね、木が生えっぱなしにして、根が大きくなっていってあれは遺跡が崩れていくわけですから、ただ根があんまり大きくなりすぎた結果、根を切っちゃうと崩れちゃうということで、日本人の技師が行ってやっておりますけど、あれもそういう状態ですよ。いろいろ見たところ、まだそんなに木が大きくありませんので、今のうちだったら手を加えれば何とかなるんじゃないかと、全部が全部やれと言っているわけじゃないんですけれども、そのうちの5つか10個でもやったらどうかと。なぜこういうことをいいますかと言いますと、これが観光振興に結びつく可能性が高いんですよ。先ほど冒頭で言いましたけれども、そういう石橋についてですね、文化的な価値を見いだして、それに興味を持ってる人は結構いるんですよ、私もそのうちの一人であります。

例えば、石橋を巡るツアーみたいなことを組めば、僕はかなり観光振興に、市内にお金が落ちるという形になるのではないかと、実際考えております。

先ほども言いましたけれども、県が予算措置していないのであれば、我が市が先べんを付けたらどうかと思うんですけれども、市長もう一度お願いをいたします。

○市長（本田修一君） 石橋の維持につきましては、現在の段階では2年前に点検しておりました、15m以上の橋では心配されるということはありませんでした。24年度で15m以下の石橋の点検も行う予定としておりますので、仮に直接影響があるとすれば、何らかの措置はとりたいというふうに考えているところでございます。

そして、今お話がありましたように、観光資源としての観点でございますが、そのような観点で、この石橋というものを今まで考えたことはなかったところでございます。そのような観光資源という形での位置付けが可能となれば、何らかの対応は必要かと思っておりますので、担当の方とも協議を重ねてまいりたいと思っております。

○4番（丸山 一君） 観光資源のことは、指定管理者の中でもダグリ岬が観光資源であると言われたですね。隣の海水浴場もそうだし、この石橋もそのうちの一つに実際入るんですよ。実際あれを下から見ますとですね、本当あれは芸術作品ですよ。あれができたのが、大体300年ぐらい前のはずですから、島津氏がこちらで、まだ志布志でいるときに財力のある程度できていった。その時にここができたんじゃないかと、僕はまだ詳しくは調べてませんが、そういう気持ちがあるんですよ。ここで財力を蓄えてあれは鹿児島に行ったわけですから、島津氏の御先祖はここだと僕は誇らしげに思ってるんですけれども、当時の人たちがですね、ああいう立派な橋をつくられたというのは、祇園之洲に行けば分かりますよ、あそこで下から全部構造的なものが見えるようにつくってありますよね。僕がまだ二十歳ぐらいの時に、僕がまだ若かりし青年の頃ですね、西田橋と高麗橋の問題がいろいろ県で取りざたされて、それが今祇園之洲の方に移設をされておりますね。なくなる前に移設したからよかったかなと、ただ移設するには反対というのも相当ありましたよ。あれは石を1枚1枚取って行って図面を書いて行ってやったんですよ。そこまではどうかと思うんですけれども、なくなってしまうと終わりですから、ぜひですね、これを観光資源として考えていただきたい。

県は、まだ予算措置はしてないということですので、先べんを付ける意味からもですね、ぜひこの志布志市の方で取り組んでいただきたいと思っておりますね。

土木の経験がある私でさえですね、今ああいう橋をつくれと言われてもとてもじゃない無理です。ですから、僕は先人たちのああいう遺勲を尊重するためにもですね、ぜひそれをつなげていていただきたいと思っております。前向きの答弁でありましたので、次いきます。

次に、一丁田地区の荒れた農地、これは休耕田であります。子供たちの憩いの親水公園にできないかについてお伺いをいたします。

この一丁田地区は、国道より南側に約15町歩ほど田んぼがあります。そのうちの2分の1約7町歩が休耕田です。草が生えたり木が生えたり竹が生えたりしておる。その中でも、7町歩の中

でも約1町歩から2町歩ぐらい、大きく見て2町歩ぐらいが稲作ができない状態になっております。その理由は、今はパチンコ屋がありますけれども、あそこが昔、池がありまして釣り堀を始めた人がおられて、釣り堀が駄目になって軽石を取られた、軽石加工をあそこでされました。その軽石も駄目で売却をされまして、今はパチンコ屋になっております。

埋め立てられた影響だと思うんですけども、地下水の出方が変わってまいりまして、鉄道線のちょっと上の辺りですけど、あれが五、六反ですけども、ちょうど稲刈りの時期に湧水になります。見てますと、頭を垂れて、よし今から稲刈りだぞと、二、三日うちしたら稲刈りだという時に不思議と水が出てきて、コンバインも何も機械を入れられない状態にあるわけです。今現在もう皆さんその地区は作らないと、実際機械を入れられないわけですから。いくら黄色に色づきがなってもですね、稲刈りができないわけですから、田んぼは作らない今現在状況になっています。ただ、皆さんまじめですので、安楽土地改良区の賦課金は払い続けておりますし、田んどもまじめに皆さんで出てきておられる。

高齢化する中でですね、そういう人たちも何とかしてやらんないかなという気持ちもあります。

そこで、地区の取水をするような所がありますので、5反か6反ぐらいですね、あそこ辺りをですね、少し掘り下げて露天掘りみたいな感じで1mぐらい掘り下げれば、多分これ十分だと思うんですけど、掘り下げて、そこを子供たちの憩えるような親水公園にできないかということの提案に対しまして、市長の見解をお願いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市内には親水公園としまして、普現堂湧水源の所と高下谷公園があるところでございます。

議員が言われるように休耕田の利活用といたしましては、ビオトープとして環境学習の場が考えられるところでございます。親水公園として利活用する場合には、問題となるのが、今お話にありました、まさしく水の問題ではなからうかと思えます。市内2か所の親水公園は、湧水を活用した公園であります。一丁田地区の休耕田を親水公園化する場合、農業用水を利用しなければならないため、農閑期の冬場にも農業用水を流し続ける必要が生じ、安楽土地改良区との調整も必要ということになります。

また、新たに河川より取水する場合、県河川課への許可、水利権の申請が必要になるということでございます。

湧水を活用するとした場合、常時湧水があるのか年間を通じ検証しなければなりません。これらの諸問題をクリアしたうえで、親水公園化ということで、また改めて考えなければならないことではないかというふうに考えるところであります。

○4番（丸山 一君） 今市長答弁の中で、一年中湧水があるかということですがけれども、パチンコ屋が2軒ありますね、あれのこっち側のパチンコ屋の下辺りは、かなり湧水がありまして一年中水は流れております。だから、水の問題は心配ないんじゃないかと思えます。

我が通山地区はですね、昔ふゆ湖という池がありました。5町か6町ぐらいのでかい池が旧国

立病院の下にありました。このふゆ湖という池は、大昔安楽川と菱田川が合流をして海岸に注いでいた時の通山地区から海岸へ出ていた、二つの川が合流して。その名残の三日月湖であります。時代が変わりまして、国から払い下げによりまして、民地になりまして、砂採取業者が砂を取っていった。その後、シラスで埋められた。そこに今度は鉱採を入れた人たちがおった、その鉱採が一番悪かったですね。それによりまして、それこそ今伊牟田池しかいませんけれども、ベッコウトンボが全滅してしまった。これは新聞に出ましたから皆さん御存知だと思うんです。かえすがえすも残念なのは、県内に2か所しかなかったベッコウトンボの生息地が1か所は消滅したということですね。このふゆ湖に関しましては、私は特に通山、押切、一丁田地区、あと稚児松もそうですけれども、かなり思い入れがあります。なぜかといいますと、そこはコイ、フナ、ボラなどはもとよりですね、泥亀とか日本固有の泥亀ですね、スッポン、それと鳥で言いますと、カイツブリ、これは水鳥で僕らはケツツンとか言ってましたけれども、ぽこっと潜って、頭から潜って尻を出すので、カイツブリという。頭が赤い鳥がいたんですけれども、そういう所は本当動植物の宝庫だったわけですね。我々が小さい頃は、そこが小中高を含めてですけれども、よく遊び場所であって、大人から子供までいろんな遊びをしたり、猟をしたりして楽しんでおったわけですね。そういうところが先ほど述べた理由によりまして、なくなってしまった。

今見ていますと、夏休みなんかにですね、中学生が竿を担いでよく走ってますよ、ところが釣る場所がない。この通山、有明校区が近いのは、普現堂池ですよ。ところが普現堂池でもよく行ったたんびに見てますけれども、釣れない、竿仕掛けですね、あれ500円で貸してますけれども、あれは貸す意味がないですね、釣れないわけですから。たまに僕が2か月水くみに行ったりして見ていますけど。たまにこのぐらいの、僕らはエツナと言いますけれども、ボラン子ですね。2cmぐらいのボラン子がたまに釣れるのを見ます。

魚釣り場合は、アサマズメとユウマズメが魚がよくえさを食うわけですね。それと、例えば僕らが小さい時は、竿もありませんでしたので、コサン竹で竿は作っていましたよ、竿の作り方があったり、例えば浮きの作り方、仕掛けの作り方、これは漁によって違うわけですから、そういうところが全然受け継がれていない状態になっているのが、すごく僕は残念でならない。

こういう話をいろんな人にしましたところ、それは丸山さん絶対つくってくれという話が出て、私がこういう一般質問をしているわけですが、子供たちにとってもですね、我々大人にとっても、こういう場所は必要じゃないかと。日本の中では、もう池であったり沼であったりとか、大体埋められてきちゃって、あまり残ってないわけですね。

ですから、先ほど言いましたけれども、そんなお金はかからんわけですから、素掘りをするだけですから、皆さんに楽しめる場所を提供したら、特に子供たちにとりましてはですね、そういう場所はすごくないわけですから、提供するの市の責任じゃないかと思うんですけど、もう一度答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

議員ただいま御提案になられておる場所につきましては、お話のように近隣にパチンコ場もあ

るということでございまして、子供たちが憩う場所としては、どうなのかなというようなこともあるようでございます。

そしてまた、水位が低いということでございます。ということで、また今年の3・11の大地震の発生以来、こういった地区の整備については、特に慎重さが必要ということがあるんじゃないかなというふうに思うところでございます。

○4番(丸山 一君) パチンコ屋が近いという懸念をされておりますので、そこから離れた私の土地を提供しても構いません。かなり離れております。ただ湧水の問題では、手前側のパチンコ屋の下が、今ガマがいっぱいはえてる、あそこは一年中水がたまってるんですよ。特に、220からの排水路はあそこに流し込んでいます。国がなんでああいうことをやったのかと僕は思ってるんですけども、墓石屋さんの横に横断暗渠があるんですね、そこからの水があのパチンコ屋の敷地を通ってきているのが、ちょうどガマがいっぱい生えてる所ですね。時期によりましてガマの穂をとりにくるおばちゃんたちもいますけれども、一年中あそこは水がたまってますので、たぶん水の心配はないんじゃないかと思うんですね。

教育長にも通告してませんでしたけれども、お伺いしますが、例えばビオトープのですね、概念の中で自然の水草や水生植物とプランクトン、小さな魚、昆虫の幼虫などの生態系、また食物連鎖を維持している。そういう自然環境の成り立ち、またそのシステムを学ばせると、ビオトープの概念の中であるんですね。

子供たちへの総合的な学習など、教育的な面から見ても、そのような場所を提供することが市にとっては必要じゃないかと考える。

予告はしておりませんが、教育長答弁できればお願いをいたします。

○教育長(坪田勝秀君) お答えいたします。

場所はどこかは、それは別といたしまして、そういう親水公園内にですね、昔懐かしいコイ、フナ、それからメダカ、それからゲンゴロウとかタニシとか、いろいろそういうものを小動物を放流したり、あるいは水生植物を植えつけたりしてですね、そして自然に親しみ、ふれ合う場をつくることは、これは子供たちとりまして、命を大切にすることでありまして、あるいはまた、思いやりの心を育成することにも役立ちまして、ひいては、親子のふれあいの場、あるいはまた、癒しの場ともなるのかなと、そういうふうには考えております。

以上です。

○4番(丸山 一君) 市内の農地もそうですけれども、ほ場整備が進んだおかげで護岸ができ、3面張り水路になったと、そして必要な時期だけしか水が流れてこないというのが現実ですよ。そうなりますと、生態系は崩れてしまってるわけですね。だから、そこを先ほどから言いますけれども、湧水もあると、素掘りをして1mぐらい掘り下げれば、十分そういうビオトープ的なことができるということで、それをやったらどうですかとっております。

そういう所をつくりましてですね、今その下の田んぼの中には用水路がずっとありますから、市の予算で水道を拡張して工事をしていただいた。そこからですね、例えば4反歩、5反歩のそ

ういう所をつくれればですね、そこが用水路として繋がるわけですね、水が常時流れることによりまして、4月、5月にはこういうふうなナマズがそ上していくんですよ、実際。田んぼ時期もそうですけれども、私の田んぼは安楽川のすぐ横ですから、4月になりまして田植えをして、ちょっと雨が降った日には必ずこういうフナが上がってくるんですよ。田んぼの中で走り回ってますよ。で、帰れなくなって取り残されてカラス、トンビのえさになっているのが現実なんですよ。

ところが実際ですね、4月、5月にはコイ、フナは絶対産卵のためにそ上をするんですね。ですから、そういう親水公園から安楽川までの距離はそんなに長くはないですから、そこを用水路として常時水が流れていることによって、食物連鎖といいますかですね、そういう循環が発生するわけですね。なかなかそういう場所というのはなかなかないんですよ。ですから僕はこうしたらどうですかと、先ほども言いましたけど、地主さんは結局作らん田んぼにですよ、賦課金を払ってるんですよ。たんどにも出てくる、人がいないから出てくるれという、快く皆さん出てくれますよ。だんだん高齢化が進んでいきますので、できればそういう人たちの軽減策にもなるんじゃないかと、休耕田の解消にもつながると。

だからいろんな意味でですね、なかなかこれはいいアイデアだと、私はほくそ笑んでるんですけども、市長もう一度答弁をお願いします。ぜひつくるいう答弁をいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方で地元のそういった地域の環境についての思いのお話があったところでございます。本当に昔ならば普通にどこでもあったような光景ではなかったかなというふうに思いますが、様々な便利快適の時代の中で、整備を果たしまして、そのような身近で見る環境が少なくなったということは、まさしくお話のとおりだというふうに思います。

そのような時代の中でございますので、私どもとしましては、そのような生態環境が見られればということとなれば、今先ほどお話ししました普現堂の湧水群の所にビオトープ、学習環境の場というものはあるということでございますので、そちらの方でまた改めて子供たちには環境の学習をしてもらえばというふうに思うところでございます。

ただいまお話になっていただいている場につきましては、先ほどからお話しますように、少しそのような場として整備するということについては、難しいのではないかとというふうに考えるところでございます。

○4番（丸山 一君） そのような環境が減ったのではなくてですね、ほとんどなくなってしまったというのが現実なんですよ。本当、中学生の男の子供たちが自転車に竿を担いで走り回っていますけれども、釣る場所がないんですよ。普現堂に池に行ったら、あんな何個かですね、ちよろっとたまに釣れるぐらいで500円も貸し出しでかわいそうだなと実際思います。

ビオトープの話で普現堂池の話が出ましたけれども、それは小学生、あそこにですね、子供たちを連れていっても大して勉強の場にならないですね、今の現状であれば。やっぱり自然に近いような状態につくらないとビオトープの学習の場にはならないんですよ。

実際、あそこだって山半分干上がっているような状態で、なかなかそういう場所にはありませ

るので、ぜひですね、この一丁田地区につきましては、現地調査をすると、そして、その対応を考えるという考えはございませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどからお答えしますように、環境的にそのような公園的なものを整備するという点については、少し難しい地域ではないかなというふうに考えているところでございます。

特に、先ほども申しましたように3・11以降、そのような影響が考えられる地域については、慎重に整備については、慎重に取り組まなければならないというような時代でございますので、その点も併せて御理解いただければというふうに思います。

○4番（丸山 一君） 3・11の問題を提案されましたけれども、我々はその地域に住んでおります。高さはほぼ一緒です。海拔3mか4mの地域に我々は現在から未来まで住み続けなくちゃいけないという状況なんですね。ですから、同じような場所に大した二、三百万もあれば済むことです。四、五百万円かな、そのぐらいの金額で素掘りをするわけですから大丈夫です。

環境と言いましたけれども、鉄道線路跡地の所まで行けば、ずいぶんパチンコ屋さんからは離れております。道路上のルートも別途ありますので、できればですね、教育長を含めて、まだ御存知ないと言われましたから、私は御案内しますので、ぜひ見ていただきたい。その対応を考えていただきたい。

次いきます。防犯街灯についてであります。西押切からですね、一丁田の下までの線路跡地に現在防犯街灯付いてますけれども、その設置状況についてお伺いをいたします。

また、ここは通学路でありますので、増設する考えはないか、市長の見解をお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘の路線につきましては、市が管理している市道上ノ浜押切線であります。

この路線に市が設置している防犯街灯が10基ありまして、いずれも20w形の蛍光灯防犯街灯であります。

その他に自治会設置であると思われるものが、市道沿線上に5基ほど設置されているようであります。夜間に現地を確認しましたところ、設置の間隔が広いうえに、先ほど申しました20w形の蛍光灯防犯灯であることから、明るさが不足しているような状況が確認できたところであります。

増設についてでございますが、通学路ということもありますので、現在設置されている防犯街灯と自治会が設置されております防犯街灯との調整を図りながら安心・安全なまちづくりのために、必要な箇所には予算の範囲内で設置していきたいというふうに考えているところでございます。

○4番（丸山 一君） 前向きな答弁をいただきましたので、これでやめようかなと思うんですけども、実際ですね、以前に申し込みをした時には、電柱がすごく間隔が長かったんですね。そこから今度は線を引っ張ってくるためには、新たに電柱を引っ張らないかと、費用がかさむ

ということで、その当時4基ぐらいしか設置できなかったですね。ところが、一昨年サンキョーミートが電圧不足になるということで、稚児松から鉄道線路跡地をずっと菱田川の所まで高圧線を引っ張ったんですよ、それで電柱がかなり増えまして、これなら設置可能であろうと、しかも通学路であって、子供たちがですね、今の冬時間になりますと、もう6時頃は暗くなるんですよ、それでも歩いていく。ひとつ一番心配しておるのは、そこの部分に通山から一丁田の下までですけど、歩道がないというのがですね、今市営住宅はつくってますけれども、なぜあそこに歩道設置の幅を取らなかったんだろうと危惧はしておりますが、これはまた別の機会に一般質問をしますけれども、通学路であるということと、朝ですね、もう早いばあちゃんたちは4時頃から歩いてるんですね、犬を連れて。かなり先ほど市長答弁でありましたけれども、間隔が広いというのがあります。ですから、そういうことを含めてですね、できればなるべく早い時期に数多く設置されるよう予算化していただければと思うんですけれども、再度お伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成24年度の予算の中で、道路維持費がございしますが、その中に道路照明設備設置費用というものも計上してございますので、この予算の範囲内で取り組みをしたいと考えております。

○4番（丸山 一君） 市長、再度お伺いしますけれども、西押切の下、いいやま歯科の所から一丁田下まで約2キロ弱ぐらいあるんですね、どこからとは言いませんけれども、できればその区間をですね、できれば何年間かかけてですね、整備していただければと思いますのでひとつよろしくお伺いをいたします。

前向きな答弁がありましたので、次いきます。

次4番目、反響板の設置状況、利用状況についてお伺いをいたします。

市長は、施政方針を述べられましたけれども、第5章のタイトルは、「伝統・文化を守り育み、次代へつなげる人づくりのまち」とあります。その中で、各学校における学校教育目標の具現化を目指すうんぬんとあります。

そこで市長にお伺いをしますけれども、今市内に反響板は1セットしかない。しかも確認をしましたところ、あれは確か手づくりですね、それが有効活用されているか少々疑問に思っております。旧町時代、あれは志布志町の文化会館にあったものですね、それが今は松山町のふれあいセンターに移動しておる。その利用状況、それと併せて市内の公共施設に反響板がどのぐらいあるものかお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

反響板は、文化会館のホールなどにおいて、舞台上での生演奏等の音響効果を高めるために設置される可動式の反射板壁を指すものと認識しております。

本市が管理しております志布志市文化会館等の公共施設における反響板の設置状況であります。以前志布志市文化会館に手づくりの簡易型反響板を常備しておりましたが、保管スペースの関係から、現在はやっちくふれあいセンターに常備し、管理しているところでございます。

また、やっちくふれあいセンターにおける利用状況につきましては、中学校の吹奏楽部、合唱

部の演奏で一部利用されている状況でございます。

舞台機器の専門家によりますと、本格的な反響板の設置となれば、数千万円単位の予算が必要となり、志布志市文化会館におきましては、引き続きリニューアル工事も実施しなければならないため、財政的に厳しい状況でございます。

現在、ふれあいセンターで保管しているものは、手づくりの反響板であり、専門家からは十分な反響効果がないと指摘されているものです。なお、既製品としての簡易型反響板というものもあるようでございますので、今後その金額や効果について調査をしてみたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

市内の小中学校で反響板を保有している学校は、現在のところございません。

学校内の施設では、体育館への移動式の反響板の設置が考えられますが、体育館はもともと体育の授業を主体に設計・建設されておりまして、天井及び内壁の仕上げは、音楽授業等の音響を考慮しておりませんで、反響板を設置しての効果は限定的な部分が多いと思われまます。

また、保管場所も考えなければなりませんで、この反響板というのは、それなりに大変重量もありますので、保管先から移手段など、利用時数や安全性を考慮いたしますと、児童生徒の負担も大きくなりますので、学校に反響板を設置することはなじまないのではないかと、このように考えております。

教育委員会では、学校から新年度予算につきましては、学校から予算要求ヒアリングを実施して、その優先順位を考慮しながら、財務課との協議に臨んでおりますが、学校からの反響板設置の要望は、来年度についても聞いておりません。

教育委員会といたしましては、先ほど市長の答弁にもありましたように、現在のところ文化会館ホールのリニューアル事業を優先的に予算要望しておるところでございますが、児童生徒及び市民の質の良い文化活動を支援する意味からも、今後文化会館等大きな施設には必要になってくるのではないかなとこういうふうには考えております。

以上でございます。

○4番（丸山 一君） 市長答弁にありましたとおり、今現在ふれあいセンターにいつている反響板は、あれは手づくりですね、下にローラーが付けてあって移動するようにはなっておりますけれども、かなり傷んでおります。実際あれが反響板として機能するのかなというのは実際思いますね。やっぱり、反響板となりますと、板の密度がかなり高くなくちゃ音は反響しないわけですね。だからコンパネで例えば作ったとすると、音は抜けていっちゃうわけですから、あんまり意味がないと。

ただ、教育長に答弁にありましたけれども、県内の文化会館みたいなところ、市民ホールみたいなところにはあるということも何箇所もありますね、実際リニューアルの計画が話が出ましたけれども、天井からつるして下ろしてくるような形にしてあるところも実際あるそうです。

そうすると、今のリニューアル計画の中で、また相当な金がかかるなというのがありますので、例えば、移動式とかですね、もうちょっと重量が軽い簡易型にするとか、そういうことは考えら

れないかお伺いをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

私も今ここにそのカタログから写真を持ってきておりますが、今おっしゃるように、いろいろな形がございますね。びょうぶみたいに取り囲んで、五、六人でああいうアンサンブルなんかをやる時に、上からと横と囲んでやる式のものとか、ずっと並べていって、そして反響板として使うもの。いろいろございますが、これはおそらく先ほど申しましたように、学校じゃちょっと置けませんので、やっぱり文化会館とかいう、そういう大きな文化施設には今後やっぱり必要だろうと考えております。

現在先ほど利用状況に市長もちょっと触れましたけれども、松山のものは効果の多少にかかわらず、志布志中学校の吹奏楽ですか、時々練習の仕上げみたいな時にあそこに出かけていって使っていると、こういうふう聞いております。

今後は、いろいろな形で反響板について私もあまり詳しく知りませんでしたので、今回議員の方からこういう質問をいただきましたので、またまたいろいろとどういうものがあるのか研究しておきたいとこういうふう考えます。

以上です。

○4番（丸山 一君） 私ごとで恐縮なんですけど、私高校時代はコーラス部におりましてですね、反響板につきましてはですね、かなり理解はあります。

しかも、テレビで見えますと鶴田浩二が耳に手をあてて歌うと、あれも一種の反響板ですね。いろいろ聞き取りをしましたところ、市内の音楽関係の先生たちも、教育長答弁はありませんと言われましたけれども、何回か申し入れはしておるようです。ところが反応はゼロであったと、私はこのお話は人づてに聞いてきたんですよ。ああそうだなと、実際ねえやと、いやこれはした方がいいだろうということで、今実際質問をしておるわけですね。

特に、例えばですね、ピアノの調律とか、練習ですよ、あれにも必要ですよ。例えば、有中が今コーラスではかなり有名ですけども、有中の子供たちと先生はどうするかというと、発表前に改善センターに来るんですよ。先ほど答弁でありましたけれども、あそこは体育館ですから、改善センターはなぜかしらんけれども、音響効果がかなりいいんですよ。

それと、ふれあいセンターの話で、志布志中学校の吹奏楽の話がされましたけれども、非常に難儀をされておりますね。道具がいっぱいあるわけですから、2 t 車に積んで運ぶ、親が子供たちを連れていくというのがあります。それと、志布志高校の吹奏楽部におきましては、コンクール前はどこまで行っていると思います。串間、垂水ですよ。特に、垂水でいきますと、あれは有料だそうです。

市内の文化会館みたいな感じで使用料は僕はないのかなと思ったところ、実際あると、行き帰りの経費、その他含めると1回で10万円かかると、その10万円はどうやって捻出してるんですかといったら、部費の中から捻出しているということなんですよ。であればかなりの経済的な面からですね、負担を強いてるんだと、今教育長答弁にありましたけれども、僕は中学校にセ

ットしろと言ってるわけじゃないですね。文化会館にはぜひ必要だと、しかもですね、26年度に県の音楽教育研究会が幼稚園、小学校、中学校、高校を含めて市内でも催しをされる計画であるということなんですが、教育長は御存知ですか。

○学校教育課長（金久三男君） 鹿児島県音楽研究大会は、12地区をそれぞれ持ち回りでしまして、平成24年におきまして、南薩大会であります。

26年度は曾於地区大会ということは伺ってるところであります。

○4番（丸山 一君） 今答弁がありましたけれども、26年度がこの曾於地区である可能性が高いわけですね。ですから、音楽関係者の人たちはぜひその前に反響板の設置をお願いできないかということでもあります。

何回も言いますけれども、リニューアルではちょっと対応が遅いんじゃないかと、であれば教育長が先ほどカタログを出されましたけれども、音楽関係者の人たちにですね、少しでも希望に答えてあげるためにもですね、なるべく早い対応、しかもそんな値段のかからないような感じで、移動式で僕はいいと思うんですよね。

本格的であればあるいは床から天井まで張らなくちゃいけないですよ。密封式じゃないと音が抜けちゃったら意味がないわけですから、そういうことを考えてですね、なるべく経済的に負担を伴わない、なるべく少ない負担で、なるべく早い対応をひとつお願いをしたいんですけれども、答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

先ほど文化会館リニューアル中ということをお申しましたが、二、三日前に音楽コンサートがございましたが、その後、済んだ後、御覧になった方から、文化会館の使用についてですね、要望があったと、それは何かといいますと、あそこはさすがですね、ちょっと傷んでおるものですから、あちこち剥がれているわけですね、このいすが。ですから、それは今現在ガムテープを貼って使っておりますが、ああいうところもありますので、どうしても反響板ももちろん大事でありますけれども、まずはああいう座っていただく椅子の張り替え等が先かなと、そしてまた、御案内のとおり障がい者のための通路もつくりましたし、そしてまた空調も調節いたしましたし、トイレもつくり変えたところでございます。

ですから、まだまだそういうところが先ではないかなと思って今おります。このカタログを見ましても1枚が65万円、あるいはまた80万円とかいう値段でございます。これが広さにもよりますが、少なくとも五、六枚、七、八枚立てないとならないというようなことのようにございますので、私も実際にああいう今やちくにある手づくりのものじゃなくて、本格的な反響板をどっか出かけて行って見せてもらいたいというふうに思っております。

そして、文化会館に設置できるかどうかということ等もちょっと勉強したいなと、こういうふう思っておりますので、すぐすぐはということにはちょっと無理かなと思っております。

以上です。

○4番（丸山 一君） 音楽関係の先生たちは、県内を転勤されて来られているわけですね、だ

から志布志に赴任する前にはどこにありましたよ、どこにありましたよという先生たちは御存知なんですよ。

ですから、先生たちに伺えばいいかと思えます。それと、枚数ですけれども、今ふれあいセンターにあるのが、確か8枚ぐらいだったと思うんですけど、聞いてみるとあと4枚ぐらいあれば、ある程度例えばピアノを置いたところで、4枚ぐらいだったら囲えるんじゃないかということもお聞きをしました。救急にですね、予算措置というのはできないわけですから、でも26年度で研究会があるわけですから、できれば25年度ぐらいには設置はいかがかなと思えますけれども、市長答弁をお願いします。

○市長（本田修一君） 先ほど教育長が答弁いたしましたように、ほかの施設等も十分勉強させていただきたいということでございます。

そしてまた、26年に本市で開催されるとなれば、来ていただいた方が、本当に満足していただけるような施設の整備が先ではないかなというふうにも思ったところでございます。

○4番（丸山 一君） 施設整備の方はですね、今のリニューアル計画の方でやっていくわけですから、そこに先ほど教育長が言われましたけれども、例えば12枚したところでですね、何千万円もかからんでしょう。できれば教育関係者の方たちが今まで何回も熱望されても結果が出てないということでもありますので、できれば私は一般質問をすると先生たちに言うておりますので、どういう返答でしたかと答えなくちゃいけない。であれば、せめて26年の前の25年ぐらいには、何かつくるという話になりましたよぐらい答弁をしたいんですけども、再度答弁をお願いします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

教育委員会というところは、お金を持たないものですから、またお願いをしていかなきゃなりませんので、関係課の課長さん方とも、また市長さんとも今議員の質問を聞いておられるわけですから、議会等が済んだ後、御相談に行ってみたいと思います。

以上でございます。

○4番（丸山 一君） 終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどリニューアル計画を推進していくのが先決だということでございます。

そしてまた、教育長の答弁にもありましたように、学校関係またその他学校教育関係の方々からの要望については、教育委員会の方で取りまとめがされるというふうに思いますので、その中でまた優先順位というものがあるのではないかなと、様々な要望の中での優先順位というものがあるのではなかろうかなというふうにも考えたところでございます。

教育委員会と十分協議をしながら対応してまいりたいと思います。

○4番（丸山 一君） 終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、丸山一君の一般質問を終わります。

ここで、3時50分まで休憩いたします。

○
午後3時40分 休憩
午後3時50分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、1番、平野栄作君の一般質問を許可します。

○1番（平野栄作君） 本日最後です。最後までよろしくお願い申し上げます。元気を出していきたいと思います。誠意ある答弁をお願い申し上げます。

12月に引き続きまして、また防災関係についてちょっと質問をさせていただきます。

昨年3月11日発生いたしました未曾有の大災害を引き起こしました東日本大震災からもう1年が経過しようとしています。8日現在で、まだ3,200名を超える行方不明者がいる現状です。

また、国は復旧復興へ向け、取り組みを行ってはいるものの、その道筋というのは不透明な部分も多く、被災された方々にとって万全の対策がとられているのかどうか、不透明な部分もあるのではないかと感じています。

私たちは、この震災を踏まえて自然の驚異というものを目の当たりにし、自然とともに共存していくことを真剣に考えなければならないという時期にきていると思っております。

この1年間、市では職員の被災地への派遣、物的、経済的支援、そして災害を教訓とした防災対策への取り組みを進めているところでありますが、取り組みの内容、進め方、また今回示された施政方針を見ますと、市民の生命を守るという気迫が伝わってこないと思えてなりません。このことから、12月に引き続きまして、再度防災の在り方について質問をさせていただきます。

まず1点目としては、津波対策検討委員会から提言書が提出されていると思っておりますが、これを基にして対策を今後構築されていくと思っております。今までやってこられました取り組みを踏まえて、24年度には、ある程度の方向性が示されていくものと思っておりますが、具体的な方向性として、どのようなことを想定して実施されるのか、その点をまずお尋ねをいたします。

○市長（本田修一君） 平野議員の御質問にお答えいたします。

昨年7月29日に津波対策検討委員会を設置しまして、本市における津波対策の基本的な方針について検討を行い、これまで4回の検討委員会を開催してまいりました。

その中で、早急に取り組むべき事項としまして、津波対策マップ及び地震津波避難に備えてのマニュアルの作成、避難訓練の実施、標高表示板の設置につきまして検討をしていただいたところでございます。

そして、2月24日に開催しました第4回検討委員会におきまして、提言書がまとまり、先日提言書をいただいたところでございます。

提言書の内容としましては、緊急的に対応すべき対策として、まずは津波に関する知識の普及・啓発、並びに避難場所の確保や海岸保全施設等の安全性の確認等が提言されております。具体的には、避難訓練の継続実施や自主防災組織の設置・育成、津波防災教育の充実など、中長期的な課題として高台への避難施設、公共施設等の整備促進などが提言されております。

平成24年度中の取り組みとしましては、今年度に引き続き避難訓練や標高表示板を設置するとともに、市民の防災意識の高揚、普及・啓発などソフト対策を中心に取り組んでまいりたいと考えております。

○1番（平野栄作君） 提言を受けて継続して実施をしていくということみたいですが、私はちよっと思うのがですね、今回の大震災の根本的な要因は何か、この前シンポジウムもありましたが、地震ですよ、それが根本的な要因となって津波、そしてまたいろいろな問題というふうに発展していったんだろうとっております。

今回津波対策という形で取り組んでいらっしゃるんですけど、このことですよ、市内全域を見渡した時に、確かに海岸線部が多数ございます。

しかし、山間地もございます。この津波対策ということだけを前提にやっていると、どうしても意識の希薄化が山間部では生まれてくるのではないかというふうに考えているところです。

ですから、確かにこの津波対策というのも大事な部分ではございますけれども、原因となるものは大震災の発生、そしてそれから避難していかなければいけない。そして、その次に津波、そういう形で災害というのは波及していくのかなと。そうした時にですよ、当面は我が地域におきましては、東海、東南海、南海、日向灘沖の連動型の地震という発生が30年以内に何%かという形で言われております。

こういう状況の中で、この1年間の市の取り組みを見てきた時に、今何ができてるのかなと、もう明日、明後日で1年が経過するんです。この1年間本当に訓練はやりました、津波のですね。果たして市民の方々というのは、危機感を本当に持っているのかなと、そしてまた、訓練にも私も参加をいたしました。避難の状況も見せていただきました。そして、振り返りますと、昨年3月11日、海岸部に避難勧告をして160名程度でしたか、避難されたのは。そういう背景がありながら、本当に市民の方々に危機意識を持っていただくということが、本当やってこられたのかなというのを非常に疑問を感じている。その中でですね、やはりこの津波というのは大きな問題なんです。広範囲にわたります。

しかし、市内全体を見渡したときに、大地震というものによつての被害というものも相当想像されるわけです。そして、津波というような分野にわたっていく。こういう中でですよ、やはり市全体の防災というものを捉えていくとなれば、大震災に対する対策委員会とか、その中に津波対策委員会、そしてまた、山間部のがけ崩れとか、そういうものを想定した委員会なり、もうちょっと充実した形での取り組みはできないのかなというのを感じているところなんです、市長はどのような見解をお持ちでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年5月消防庁から出されました防災体制の緊急点検の通知や、本市の津波対策検討委員会の移転等によりまして、避難訓練や津波防災マップ、地震・津波・避難に備えての作成等を進めてきたところがございます。確かに津波発生の前には、議員のお話のとおり地震がまず発生するということが前提になっておりますので、市内全域的に関係することであろうかと思っております。

今回、作成しました「地震・津波（避難に備えて）」の中で、地震に対する家具の転倒防止などの対策についても明記しているところがございます。

今後、自治会や公民館などで、この地震・津波避難に備えてを活用しながら、地震等に対する防災意識の高揚も図ってまいりたいと考えております。

○1番（平野栄作君） 中身については、12月で市長にお尋ねをしました対策をしているかということで、市長はしてないということでした。今回ここにいらっしゃる皆様方にお尋ねをします。自宅の耐震対策、完全にやっていらっしゃる方はいらっしゃいますか。

家具の固定でもいいですし、非常食の蓄えでもいいですし、そういうこと取り組んでいらっしゃる方はいらっしゃいますか。

それがこの施政方針に表れているのかなと思いますね。私はですね、これをめくった時に前書きの段階で、やはりその震災を踏まえて、市民の生命、財産まではもう守れるか分かりません。市民の生命を守るんだというのが前面に出てくるんだらうなというのを期待しておりました。

項目としては中に記載はされておりますが、まだ市長の強い思いがですね、あってそしてそれを基盤にしながら地域経済の発展とか、そういうものにつないでいくんだらうというのを期待していたんですけども、それがなかったというのが非常に残念というのと、本当に市長をはじめ職員の皆さんが危機意識を持っているのか。そして、本当に市民の生命を守っていくんだと、そういう思いがあらわれるのかですね、非常に今の状況でもですけども、危惧しているところです。

確かに自主防災組織は必要だと思っております。ただし、現状を見ますと活動は伴っていないのが現状です。そして、組織率もなかなか伸び悩んでいる。今後どういう形で自主防災組織をつくっていくのか、自助・共助・公助ですね、こういう形で防災は言われておりますけれども、やはりそういう点をですよ、よく見きわめながら、今からできるところはやっておいた方がいいんじゃないかなと、そう常々考えているところなんですよ。

ですから、市の中では自治会のサポートをする職員がずっと割り振られておりますよね。これは、どの部分で活用するんだらうと思っておりましたら、去年は地域情報基盤整備事業に伴う説明では1回ありました。なぜこういう職員配置をしておきながら、その職員が自主防災組織の立ち上げとか、そういうものをやっていかないのかなと、そういうことを、これ1回で全てが広がるということはまずありません。地道に時間をかけながらやっていくことが最大だと思うんです。なぜそれができないのかなと、ここはやはり考え直すべきではないのかなと。だからできる部分、そういうところに着手をしていかないといけないのかなというのを考えるところですが、市長はどのようにお考えでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在取り組んでおります共生・協働型地域コミュニティ活動によりまして、防災マップや防災ハンドブックの作成をしてきました。

そしてまた、自主防災組織の育成支援事業での防災研修会の取り組みをしてきたところがございます。

そのほか、避難訓練の実施、さらには今回の津波防災マップや地震・津波避難に備えてを
ての自治会や公民館単位での講習会などを実施して、併せて消防団幹部における防災研修会も
実施して防災意識を高めてきたということでございます。

ただいまお話がありましたように、集落の担当職員を活用しながらということですが、
自治会や公民館の総会に合わせまして、防災に対して改めて意識啓発を図っていくと
ございませう。

今後、職員の防災に対する研修会も開催しまして、資質向上も図ってまいりたい
というふうに思います。

現在までのところ、集落担当職員による説明会は考えていないところですが、
要望がある自治会につきましては、防災担当職員で対応をしてまいりたいという
ふうに考えているところでございます。

○1番(平野栄作君) なるべくですね、そういう形で、やはりこれは地道な積み重ね
だろーと思ひます。なかなか文書等でいろいろきてもですね、なかなか見ても
らえない。それと地域防災マップ作成、うちの校区もやりました。それであ
ってもですね、たぶん持ってらっしゃるんでしよー。あの地図を貼り付けて
いる方が何人いるのかな。そして、あの手引きを本当に最初から最後まで
読まれた方が何人いるのかなと、非常に危惧しております。

要は配っても実際その人が見ようという意識がなければ、何もならないん
じゃないかなと、だったら見るような努力を我々はやっていかないとはいけ
ない。そういうところに力を注ぐべきであつて、この震災というのはいつ発
生するか分からない。この1年間で発生しなかったからまだいいですよ。
今後、明日発生するかもしれない、やはりそういうところをですね、いつ
発生するか分からないからこそ、早めにできるところには手を打っておく
必要があるのかなと、そういうところでやはり組織力、そして職員、市の
職員もたくさんいらっしゃいます。市内全域に広がっていらっしゃいます。
そして、この前災害地に行かれて支援をされた方々もいらっしゃいます。
ですから、そういう人たちを活用しながらですよ、やはり先ほど言われた
総会なり、そういうところでなるべくそういう実態を知ってもらって、こ
うならないためにはどうすればいいのかと、そしてやはり市のできる分
野、あとは個人のやる分野、分かれてくると思うんですよ。その責任と
いうか、その所在をうまく今でやっておかないと、起こった後からはも
う訳が分からないといった状況じゃなかったのかなと思っております。

それと、やはり市が全部の市民に目をくまなく届けるといふのは、もう
限度があります。その中で、やはり自分たちが自分たちのやれること、そ
して、この自分たちの住んでいる地域でやれること、そういうことをや
はり区分けをしていかないとはいけません。

そして、自主防災組織についてもですよ、やはり、後でまた教育長にも
お尋ねをしますけれども、今ちょっと余談になりますが、PTA関係に
しても自治会加入している人が少ない。そういう中で、校区の中でも
運営をさせてもらっておりますが、もうほとんどそういう状況な
ものですから、名前が分からなくなつて、校区でも学校の保護者の方
々は知っていないんですね、という

のは結局自治会に加入してないもんですから、校区行事に出てこれられない。そういう状況があるんですよ、だからやはり自治会の活性化と、この自主防災は併せて検討すべきであって、そういう方々にやっぱり入っていただくと、そして、そういう方は若いわけですから、そういう方々の力を借りて何かあった場合は力を貸してもらい、そして逆にそちらで何かあった場合は、我々が力を貸すよと、そういう意識づくりをしながら自治会の構成自体もですね、自主防災の形成に合わせてやはり考えていって、そういう形で若い人を取り組んでいく。そういう形で進めていった方が、今後のこの防災にしてもですし、自治の活力の活性化といった面でも非常に効果があるのかなというふうに思います。

前も広場の方で、鹿児島市の方からも広場欄に掲載されておりましたが、やはり地元住民の声を十分生かして、これは津波に強いということで載っておりますけれども、安全なまちづくりを積極的に推進してほしいと。

我々もですね、行政に頼る部分、我々がやる部分、そういう部分をやはり区分けをしていかないといけないというところにきているんだと思います。

確かに市の方も職員は削減されておりますし、地域からの要望も多数あるのは十分分かっておりますが、やはりそこはメリハリをつけながら、こういう部分については特にですね、推進をしていただきたいと思いますが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市民全員の安心・安全な生活を守り、そして命を守っていくということは、私どもの責務でございます。その中で、災害が発生した時には、災害が大きくなればなるほど、公の救助ということが困難になってくると、まずは自助ということになるかと思えます。そして、共助というのが次に考えられるということで、自助につきましては、それぞれの危機意識を高めていただいて、それに対する避難等についての意識を常に持っていただくことが必要かというふうに思えます。

そして、そのことについて意識を高めていくことは、私どもの仕事ではなかろうかと。そしてまた、次に共助の場面においては、ただいまお話がありましたように、自治会の中で若い人がいるのに参加がされてないということがありますので、このことにつきましては、ただいま御提言がありましたように、そのような方々につきましては、特別にこのようなことをお願いしたいというような形で協力を求めるならば、かなりの方が自分のできる範囲内の協力をしていただける体制がとれるのではないかというふうに、ただいま考えたところでございます。そのようなことにつきましても、今後市民の方々にもお話を申し上げたいと思えます。

○1番（平野栄作君） 前向きな答弁であったかと思っております。ぜひですね、そういう形でやはり自分の命は自分で守ると、自分たちの地域は自分たちで守るんだと。そして、最終的には公の公助が必要になってくるといふ、そういうメリハリをやはりつけていかないといけないかなと思っております。そうすることで、またその地域自体の浮揚も出てくるのかなと思っております。そういう形でですね、どんどん進めていっていただきたい。

それともう1点はですね、やはりさっき手を挙げられた方は二人ということでしたが、やはり

職員もいろいろ今言われてますよね、地震対策というのは、非常時の常備食というんですか、そういうのを一応いくらかは蓄えておきましょうとか。

そして、家具の転倒防止をしましょう。まずやってみないと、市民に伝えられますか。こういうところには、こういうことをすると効果がありますよ、まず私は思うんですけれども、まず率先して私は職員の方々にもやってもらいたい。そうすることで自分の命、家族の命を守ることができる。そして、逆にここにいらっしゃる方々は自分の命を守る、そして、その先には市民の命を守っていくと。大きな責務がありますがね。まずは取り組んでみていただきたい。

そして、それをまた市民に波及して行っていただきたい。そして、問題点があれば改善をしていく。

今度リフォーム事業等もあります。そういう中で、こういう耐震の方法がありますよとか、そういうものでもいいですがね、ただ個人的にやってくださいじゃなくてですよ。耐震だったらこういうやり方もあります。こういう形でリフォームをしてください。そうすると市の方の補助金も若干にありますよと、そういう形の勧め方というのも必要ではないのかなと、まずはマンパワーを生かしながらそこら辺りをですね、積極的に進めていただきたいんですが、その点についてはいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど私自身も手が挙がらなかったところで、手が挙がらなかったのは、非常食の備えがしてなかったということでごさいます、いつも身の回りに食べる物がある関係で、そういった意識が図ることができなかつたんだなというふうに反省したところでございます。

私どもの立場としまして、今お話がありましたように、御自身の命、安全を守っていただくということが、まず第一でございますので、先ほども申しましたように、いざ災害といったときに、どういった形で避難していくのか、またどういった形で連絡していくのか。そしてまた、ただいまありますように、災害に地震等があった時に転倒する家具をどのようなふうに防止するのかと、そしてまた、閉じ込められた時の非常食というようなものについて指導する立場でございますので、当然私どもが十分そのことについては備わってなければ、指導する力というのは、まるっきりないような形になるかと思えます。ということでございますので、改めて本市の職員につきましては、非常時の備えについての万全の態勢をとるよう指導をしたいというふうに考えたところでございます。

○1番（平野栄作君） ぜひですね、前向きに取り組んで、このことについてはですね、もう早急に進めていただきたい。やはり広域的な部分についてはですね、時間が多少かかると思います。でもできる場所を見つけてですよ、進めないことには、これは期限がいつくるというのは分からないわけですよ、明日きますよとか言ってないわけですから、だからですね、なるべくできる場所を見つけながら、無理のない範囲の中で少しずつでもいいから前進させていただきたい。

防災計画とかですね、県が修正を行った後、防災会議を開始、修正を行う計画でありますとか、ありますけど、これ計画を待ってて、それから実施しようとするれば、いつになるか分かりません

よ。もうその頃には災害が発生している可能性もあります。

そしてまた、その前に大災害じゃなくても小災害が発生する可能性もあるわけです。豪雨災害がいつ発生してもおかしくない今の御時勢ですから、ですからそういう時に備えても、やはりそういう部分で少しずつでも進めていっていただきたいなと思っております。

それともう1点なんです、また平成19年度からの地域の防災マップの作成や、自主防災組織の育成強化、これを今度有明地区で実施されるということになってはいますが、今まで伊崎田、原田、山重、野神、ずっとやってきたと思います。今までやってきたところの実際やった人たちの御意見とか、そういうものを聞いた上で、今度その有明地区に入られるわけなんですか。

○総務課長（溝口 猛君） ただいま議員が御質問された事業についてでございますが、年次的に平成25年度を最終年度として、公民館単位での事業が終わるという形でしております。

今までの意見をという形、意見を聞いてするのかということについてはでございますが、実質的にはNPO法人にお願いして指導をお願いしているという形の流れでございます。今までやったところの実績については、例えば問題点、そこ辺りの部分については、詳細な把握をしてないところでございます。

○1番（平野栄作君） 我が校区もやらせていただきましたが、ちょうど口てい疫が発生しまして、遅れに遅れましたけれども、やはり今まで校区間で連携を取るのも一つの手だとは思いますが、やはり委託だからといってですよ、任せっきりじゃなくて、実際今までやってきてマップを作りました。でも何か月かしたらもう変わってるんですね、要援護者とか亡くなったりして、いろいろ問題があると思いますよ。手引きについてもそうです。もうちょっと、なぜあんな小さいのB5版なのって、今はA4ですよ。予算の範囲内だから仕方がないと言われればそうかもしれませんが、やはり見やすいものを、見たくなるようなものを作って活用していかなければ、ただの紙切れで資源ごみですよ、本当。その方が経費の無駄遣いだと思うんですよ。

だから、せつかくやるんだったら今までやったところの反省点なり、そういうものをもう1回収集しながら、そしてそれをベースにして、今までやったところは、またやるということにはならないと思いますが、今度やるところにはそれを踏まえた上で、また良いものを作ってもらう。そして、そこでまた作ったもの我々に還元してもらう。そういう形でやっていかないとですよ、本当にこれで意識が高まっていくのかなと。

特に、今は我が校区も高齢者が多いです。高齢者が多い中にあの小さい文字の冊子を見せてもですよ、絵は分かりますけれども、本当見ていただいているんだろうかと、ものすごく危惧をしている。

今後ですね、ぜひほかの校区でも取り入れなければならないとは思いますが、やはりそういう反省点なり改良点なり、やったところでは大体把握はできてると思うんです。そういうものを踏まえつつ、次のステップに生かしていただきたいと思っております。その点はいかがでしょうか。

○市長（本田修一君） 御指摘のとおりだと思います。今後の作成につきましては、十分今まで作成したのを見つめ直し、その使い勝手について意見を聴取しながら取り組みをしたいと考えます。

○1番（平野栄作君） ぜひそうしてください。

厳しい財政の中でですね、やはり市民の命を守っていかないといけない。そうすれば、その投資効果が一番高まるような方向で、事業は進めていっていただきたいなと思っております。

そして、1回でそういうものが周知できればいいんでしょうけれども、多分どんどんどんどん移り変わっていきます。そこを今度はどうしていくのか、防災マップにしても整備がされてきます。

整備がされたところは、そのまま危険箇所に乗っている可能性もあるわけです。それが未来永劫じゃないんです。多分1年、2年のうちに中身は大分変化をしていくと思います。そこら辺りを今度はどういう形で進めていくんだと、そういう点もですね、今後は出てくると思うんですよ。ですから、やはり任せっぱなし、やりっぱなしじゃなくて、やったところの感想なり、改良点なりをやはり拾い上げながら、そしてNPO法人ともいろいろ協議をしながら、最良のものをつくり上げていっていただきたいというふうに考えております。

今後ですね、またこの防災ということは私は好きじゃないんですけれども、関係についてはまだまだ今後出てこようかと思っております。

今後の流れを見ながら、また次の質問につなげていきたいと思っておりますので、ぜひ市民の生命を守るという大きな目標がございますので、それに向かってなるべく短時間のうちに施策を進めていっていただきたいと思っております。

それでは、次に移ります。

防災教育という観点です。私も今防災というのがあまり言葉としてはですね、どうなのかなと思って、ここで危機管理という形で表していただきました。なぜかという、防災、災害は防ぎようがないと、こういう大きな震災はですね。ただやはり防災という意識も持っていないといけない。

今、児童生徒の皆さん方、今後将来を担っていく立場になります。そして、10年後、20年後にはまたその方々が子供を産んで、そしてその方々が防災、減災、そして危機管理、そういうものを自分の子供に伝えていく。そういう形で釜石市の方でもですね、防災教育というものに取り組んで7年ぐらいですか、掛けてやってらっしゃったということなんですが、釜石の奇跡と大きく報じられているんですけれども、釜石市では17年からこの防災教育というものに取り組んできたという経緯があります。これが今回の大震災時に効果を発揮したと言われております。

また、近年児童生徒に対する防災教育、いわゆる危機管理の教育と言いますか、そういうものを導入する自治体が増えております。ただここで気になるのが、やはりこれが津波なんですね、大きな津波を想定してのこういう経緯があると。先ほども言いましたが、やはり広域的に考えると、危機管理だろうなと。どこにいるか分からない、その時にどうやって自分の身を守るんだ、

人を守るんだ、そういった言葉としてはやはり危機管理という言い方がいいのかなと自分なりに
は思っているところです。

そういう形で、そういう釜石市の事例を見習って、自治体で採用していくというケースが増え
ております。近くでは、宮崎市もこの手引きを参考にした独自の手引き書づくりに着手をしてい
るというようなことであります。またほかにも高知、三重というところが取り組んでいるという
ふうに、インターネット等で見ると流れているようでございます。

昨日、5番議員から同様の質問があり、委員会の方としては学校への指導を強化していくとい
うような答弁がありました。

教育長は、この釜石市が行っている防災教育、これをどのように捉えていらっしゃるのか、そ
れと本市においても同様というか、それに類似したような取り組みを今後推進していかれるのか、
その点をお尋ねをいたします。

○教育長（坪田勝秀君） まずはじめに、釜石市の防災教育ということでございますが、あれは
誠に幸運なことに死亡者がいなかったということですよ。これはやはり、長い間の訓練の成果
であろうと思ってるんですが、我々教員というのは誠に悲しい性の持ち主でありまして、必ず点
呼をしたがる、「さあみんなここに集まれ、みんなそろったか、さあ逃げよう」ということをした
がるというか、するもんなんでありまして、あそこの場合は「さあ逃げろ」と声を掛けながら逃
げて行って、そして結果として死亡者が出なかったということですが、もしあれが一人でも二人
でも先生方が置き去りにしてというか、もし死亡者でも出たとすれば、果たして反応はどうい
うことになったんだろうなどと、私はあのすばらしい成果、防災教育の結果については考えたりも
しているわけでありまして、そこがなかなか防災教育の難しさだろうと考えております。

それは感想でございますが、議員御指摘のとおり、やはり「ないと思うな運と災難」という言
葉もありますから、いつ発生するか分からない、この自然災害から身を守るには、将来を担う児
童生徒が自らの危機意識、今おっしゃるように危機意識を高め、日頃から災害発生時における適
切な対応の在り方を学ぶための教育が大変重要であろうとこういうふうに認識しております。

昨日申し上げましたけれども、市内全ての小中学校におきましては、地震を想定した避難訓練
を少なくとも年1回は必ず実施するようにしております。

特に、津波による被害の危険性がある志布志小学校、香月小学校、通山小学校、ここにおい
ては平成23年度からそういう通常の避難訓練に加えまして、津波対応避難訓練を実施するよう
にいたしました。

避難訓練については、これが形骸化することなく、地域や関係者と連携し、可能であればP T
A保護者の皆様を巻き込みながら、実効性のある訓練となるよう管理職研修会等では口をすっぱ
く申し上げておきます。

次に、災害発生に伴いましては、学校の立地条件等からするに最悪の状態、悲観的な状況を想
定しながら学校の危機管理マニュアルをまずはそれぞれの学校実態に応じて見直すというふう
に指導をしております。

そして休日等学校にいない時、または海での友達の家遊びに行った時、そういう時に災害が発生した際の適切な対応についてもマニュアルを作成し、指導していただきたいというふうな指導をしております。

また、学校における防災教育の全体計画、それから年間指導計画を作成いたしまして、計画的、継続的に指導している学校もございます。

教育委員会といたしましては、平成24年度中に学校における防災指導計画を作成いたしまして、児童生徒に対して計画的、継続的、そして系統的な指導がなされるよう管理職研究会を通じて更に継続指導していきたいと。さらに県が小学校高学年の児童を対象にして配布しております、砂防読本というのがありますが、砂防読本を更に社会科の授業を中心にして活用しているんですけども、活用度につきましては、残念ながら学校間において温度差があるようでございますので、防災教育の年間計画に位置付けて、適切かつ効果的な活用がなされるよう各小中学校を指導してまいりたいと思っております。

今後とも地震・津波のみならずですね、山間部における土砂崩れ、それから大雨や台風等を含めた様々な災害を想定いたしまして、各学校における防災マップや通学路の点検を徹底しますとともに、避難訓練時だけでなく日頃から児童生徒の今おっしゃる危機管理意識を啓発するように指導していきたいと思っておりますし、どうしても関係機関や地域の人材の協力を得ながら推進するよう、その指導を継続してまいるほかないと思っております。

以上でございます。

○1番（平野栄作君） はい、分かりました。

今後、各校の状況に応じた防災対策が構築されていくんだらうと思いますが、この釜石の奇跡ですね、今度は逆に大川小学校の問題、教育委員会としては非常に頭が痛いところだらうと思っております。多数の児童生徒をいかに安全に避難させるために点呼をとったおかげで避難ができなかった。逆に避難ができて後で点呼をとったらいなかった、問題になった。大変厳しいのかなとは思っておりますが、やはり一人一人がですね、児童もですが、我々もですが、やはり常に危機的な危機管理というものを常にやはり持つておかないといけないのかなと、そして一番思っているのはですね、この釜石で、これはちょうど下校時間帯に地震が発生した。これがもし夜発生して、子供たちが全部家にいた場合はどうだったらうか、というのを考えるんですよ。自分なんかですけども、まあいいがと、もうそこまでせんでええがと、子供が言ったりします。そんな形で犠牲になった方もいたのかな、それとも子供たちが率先して避難せんないかん、避難しようとお父さんお母さんを引っ張っていったのかなと、ここら辺りがですね、どうだったんだらうかなというのをこれはいい方ですからね、そこまで考える必要もないのかもしれませんが、やはり災害というのは昼夜を問わず発生していくと、そしてまた、次世代を担っていく子供たち、そういう子供たちはですね、やはり危機管理、先ほどの携帯の問題もありましたが、やはりどういう形で外部からくるのか、内部からくるのかもしれない。そういうものに対して、どういう形での攻めをしていって、受けをすればいいのか。そこら辺りは難しいとは思いますがけれども、や

はり少しずつでもですね、やはり教育という中で、やっていかないといけないのかなと思ってお
ります。

市長はどういうふうに思われますか、この防災教育というものに対して。

○市長（本田修一君） 先ほど釜石の奇跡のお話がありましたように、子供たちは常日頃訓練を
しておけば、それにきっちり対応できる子供たちだというふう思うところがございます。

ということで、先ほど教育長がお話、答弁されましたように、それぞれの学校にあった避難訓
練、防災対策ということがとられるとなれば、この地域の子供たちの安心・安全については、か
なり高まった形で守られるというふう考えたところがございます。

○1番（平野栄作君） そういう形ですね、なるべく一挙にはできないと思いますが、少しづ
つの積み重ねで、そして子供たちを中心としながらそれが地域に広がっていく、そして一番P T
A、そういうところの連携をですね、この部分についてはですよ、やはり図って行って、共通し
た認識をもってもらわないと子供と親が別の意見を持ったらいけないわけですので、そこらあた
りをですね、うまくやっていてもらいたいなど。

そして、この釜石市の事例を100%まねするのではなくて、先ほど言われましたように地域性が
あります。そういう部分でうまく活用していただきたいと、そして少しずつですね、それ
を蓄積をしていただけて、それをまた地域に還元していくような形でP T Aの方からもで
すね、各地域におりますので、先ほどの自治会ではないですが、そういうところでの防災に対す
る取り組みを地域と一緒にやっていこうというのを逆にP T Aの方から地域に投げかけてもらえ
ば、地域はまた違う形で受け取るのではないのかなというふうに感じておりますので、ぜひこの
件についてはですね、進めていただきたいなど。

それとこれは、危機管理というのは職員についてもですよ、何回か事故等の説明があります。
やはりこれも危機管理なんです。その場所で作業をする、危険性があるのかないのか、この作業
はこういうことをすることに危険はないのか、それを回避するためにいろいろな安全マニュアル
も労働基準局なんかはつくってますよね。それを無視しているから事故なんです。ただ作業の効
率性とか、そういうものを優先するから事故につながっていく、だからそれを守るか守らないか
というのはその人ですから、やはりそういう危機管理というものをですね、やはり職員、我々も
なんですけれども、やっぱりそういうもの学んでいく必要があるし、そういう機会をどんどんつ
くっていただければ有り難いなど思っております。

それでは、次の福祉行政について質問を移ります。

今回、この高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画を見ましてですね、非常に今後、
この計画というのは重みを増していくのかなと思っております。基本項目に4項目をあげていら
っしゃいます。そのうちの基本目標の1と2、ここはどちらかというところある程度健康でいらっ
しゃる方々を対象にしているのかなと、それと3と4については、やや、やはり介護を要する、そ
してどうしても施設での生活が余儀なくされる、そういう方々に対してを目標とされているのか
なというのを感じるころです。

まず1点目なのですが、この中でですよ、この策定委員会というのをもたれて、この委員会をもとにこの計画書が作成されているんですが、中身を見てみますと、やはりお医者さんであるとか、施設の職員さんであるとか、保険を受けていらっしゃる方だとか、民生委員さん、公民館長さん、老人クラブの会員というのが委員になっていらっしゃるんですけども、この中の重点政策で就労等への支援、ここでシルバー人材センターをあげていらっしゃいます。

なぜこの委員会の中のメンバーに名前が出てこないのか、まずここを1点お聞かせください。

○市長（本田修一君） ただいまの御質問につきましては保健課の方で回答いたします。

○保健課長（若松光正君） 今回の策定委員の選任に当たりまして、策定委員会の設置要項により、委員構成を定めておりました。

その委員の構成内容は、第4期計画の策定時と同じでございます。ただいま御質問にありましたなぜシルバー人材センターの関係者を委員になっていただけなかったのかということでございますが、シルバー人材センターは、福祉課の所管となっているところでございます。福祉課との協議でその意向等については、把握できるものと考えておりましたので、委員としての任命ということに至らなかったところでございます。

○1番（平野栄作君） はい、分かりました。

というのがですね、やはり重点施策の中にこの事業を掲げていると、そしてこの事業もこの到来するであろう高齢化社会を目指して、この事業というのができてきた背景がありますよね。そして、やはり元気な高齢者をいかにつくっていくのか。そして、この厳しい社会情勢の中で、就労をあっせんしていく、そしてまた、就労だけではなくて別な意味で生きがい対策を図っていく事業であります。そういう事業をやっているのに、委員会の中に入っていないのでちょっと気になったところでしたので、ちょっと質問をさせていただいたところです。

今後ですね、生涯健康でいきいきと暮らしていくことが非常に望まれるわけなんですけれども、なかなかそうはいかない。そして、市としてもそういう方向で、いろいろな事業を組んでおります。しかしながら一方では、この介護関係に移行する方々も増えております。

そして、団塊の世代が65歳を過ぎる頃になると、その比率というのはますますまた高まってくるのかなと、そういう中でですね、自分もシルバー事業を経験しております。県下ですね、実績を見てみたんですよ。どこも実績並びに会員数も減少傾向にあります。特に志布志市、これは23年の12月のデータですが、前年同月対比が7.8%の減、会員数ですね、同月対比が6.2%の減。県下で一番でした。確かにどこも減っているんですけども、前年プラスして今年7%減った、そういうのはあるんです。2年続けてこういう数値で減っているところはなかったんです。

私は本当ですね、今社会情勢が厳しい中、また高齢者が増えていく中で、生きがい対策事業、就労を通じての生きがい対策、そしてその就労にも福祉家事の部分があったり、環境保全の部分があったり、いろいろ多角的に事業を展開しております。

しかし、ここ数年の流れを見てみますと、国の方も補助金をカットをずっとしてきております。どうも、これ解せないのがですね、そんだけ高齢化社会を見据えて事業を展開しろと、国の方が

補助金を出してつくったこういう事業がですよ、どんどんどんどんお金がないからと絞られて人件費まで今は切られている状況。そして、市の中でも重点施策に入るべき事業のはずなのに、実際中身を見てみますと、会員数は減少してきている。そして、実際働いている方々から見ても仕事がないよというような声も多数聞きます。それは確かに実績が県下全域のものですから、ここだけのものだとは思っておりませんが、そういうところにあるわけです。

この事業というのをこの計画の中で、重点施策としてうたっている以上、やはり期待というものがあるんだろうと思いますが、市長はどのような期待をお持ちでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

シルバー人材センターの機能充実ということになるかと思いますが、このことにつきましては、センターの基本理念を尊重しまして、市として運営補助を行い、高齢者の技術と経験を生かした就労の場を提供しているところでございます。

しかし、ここ数年社会情勢の変化等により会員数、就業者数が減少しているという現状でございます。計画策定に実施しました高齢者実態調査によりますと、「年齢に関係なく、働けるうちはいつまでも働きたい」と回答された方が半数以上おられたところであります。そのうち約1割の方が就労環境が整備されていないため、働きたくても働けないという現状を述べておられました。センターの機能充実を図るためには、この実態調査に現れた事実を真摯に受け止め、シルバー人材センターの組織役割のそういったものを就労する意欲のある方に周知徹底することが急務ではなかろうかというふうに考えます。

一方、現在行っている会員募集策としまして、市内在住の方々にシニアワークプログラムの講習会等に参加してもらい、技術を習得していただき講習会終了後は、会員として入会していただき、習得した技術を活用し、シルバー人材センターでの就労につなげているところでございます。

また、就業機会創出員、いきいき就業開拓員をそれぞれ1名配置しまして、市内巡回していただき、新規会員の加入促進にも努めているところであります。それと併せまして、会員や市民の方々からも広く意見を求めながらセンターの運営に役立てているというふうに聞いているところでございます。

○1番（平野栄作君） シルバー事業はですね、本当今後の高齢化社会を見据えた中において、元気な高齢者をばつくっていくというのはちょっとおかしいですけども、元気な高齢の状態を維持していく、そして生きがいを与えるという点ではすばらしい事業だと思っております。ただ、やり方によっては変わってまいります。そこら辺りをうまくやらないとですね、今後の多様化する高齢者のニーズには応えていくことはできないんじゃないかなと、やはりここを見ますとですね、今度目標は4%ですか、26年度、大体65歳以上1万を超えるわけですから、400人程度を見込んでいらっしゃる。本当にこれが今の状況で達成できるのかなというのを危惧するところなんです。

それとですね、シルバーの現役の会員さんが一方でやはり幾らかの収入を得ながらですよ、それを自分の生涯学習とかですね、そういう形で生かしていらっしゃるんですよ。そういう方が何人

もいらっしゃるんですよ。だからやはり、少しでもやはり収入、働いて自分で使えるお金、またそれをもとにしてお孫さんにもお小遣いをやったりと、昔から言われておりましたけれども、やはりここも必要なのかなと。

ですから、今本当、自分もどっちを言いたいのか、ちょっと自分自体が分からないところがあるんですけども、今の現状、今の現状ですよ、でもシルバー事業というこの事業、ここが今ギャップがありすぎると思う。直接市とは関係はないという補助団体ですので、やはりこの重点施策に上げている以上は、やはりそこら辺りをですね、指導なりしていかないと、本当大きな今後力を発揮する部分が、今までずっと補助金でやってきましたよ、もう15年になるかな、有明町時代からすると15年ぐらいなりますよね、もう、そんだけ、このこれからのためにですよ、この何年か先のためにずっと投資をしてきたわけです。それが何もならんと、そんな事業であってはいけないと思うもんですから、一方ではその事業運営をよくしてもらいたい、一方ではやはりシルバー事業というものをもうちょっと理解してもらって、もうちょっと後押しをしてもらいたいと、どうも自分の中でまだちょっと割り切れない部分があって、うまく言葉にできませんけれども、今実態がそういう形に大きく事業という位置付けと運営という位置付けがちょっとちぐはぐになっているというようなことを感じております。

ここに重点施策として掲げた以上は、やはりこれが100%生きるような形ですね、その事業を取り組んでいって、今後の高齢化社会に対応できるような形にしていきたいと思いますが、その点はいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在シルバー人材センター設立しまして、16年がたってきておりますが、近年において会員の減少と、そしてまた、仕事の減少というようなことが重ねられているようでございます。

シルバーの方々ですので、当然団塊の世代の方々がこういった対象者になるというふうに思われていたのでございますが、案外その方々におかれましては、まだ当分はゆっくりしたいというようなことがございまして、シルバーに加入されないというようなことで会員数も見込みよりも増えてないというようなことであるようでございます。

しかしながら、それらの方々ももうそろそろ65ぐらいに達するというところでございますので、ひょっとすれば、またそれらの方々がこのシルバーの方に足を向けていただけるというような状況にはなるのではないかなというふうに思っています。

そしてまた、仕事自体につきましても、近年の農業関係の事業が少し不振ということがございまして、そちらの方の確保がされなかったということもあるようでございますので、今後農業の方が振興が図られてきて、また活性化があるとなれば、そちらの方の就業の機会も増えていくものというふうに考えるところでございます。

そういったことから、本事業につきましても、市としましては、高齢者の福祉対策ということできっちり位置付けて、元気な高齢者の方々を一人でも多く、安心して生活できる形で存在していただきたいという気持ちには間違いございませんので、このことについてはセンターとも連絡

を取り合いながら、事業の推進のためにどのような形ができるかということについて協議を重ねてまいりたいと考えます。

○1番（平野栄作君） ぜひですね、そうしてください。でないと今までこの先を見据えてつくった事業がですね、何も生かされないというような形になるのかなと。そして、今言われましたように当初見込まれていた団塊の世代の方々が入ってもらってないという、言えば、何なのかな、やっぱりちょっと感覚が違ってきたのかなとは思いますが、そして先ほど農業分野で人がいないというような、雇用先がないという言い方ですかね。実際自分が聞いているところは、来てもらえないもんだからほかから来てもらってますと、大口さんがですね、今まで10人とか20人とか声を掛けていただいたところが、そういう形で別の施設の方から来ていただいているという事例も分かっております。それは、派遣というか、行く人がいないということだったみたいですが、そこら辺りもですね、そういうところもあるわけですので、事業の中身をもう1回点検して、何が悪いのか。そして、今後どういう形で事業として取り組んで、どういう形でここをアプローチをしていくのか、そこら辺りをですね、きっちり明確にしていっていただきたいなと思っております。

最後に移ります。これは、地域情報通信基盤整備事業なんですけれども、これができる前、開発農協が有明地区でやっておりました。

一般質問の中でも、基盤が整備された後についても、従来やっていた放送内容とはそんなに変わることはないだろうというような話ではありましたが、今自分たちの地域にいきますとですね、やはりそのギャップが大きすぎると、何で前に戻してもらえないんだろうかというような意見を多数聞くことが多いわけでありまして。

ただ、特に告知の方もなんですけれども、防災無線で10時と3時に時報が鳴ると、1次産業の多い所です。どうしても外部での作業、そして先ほどもですけれども、人を来てもらって作業をやってもらっている。その中で、やはり自分もやらないといけない。そうすると、ついつい時間を忘れてしまうと、10分前にあと10分だと思っても、仕事に熱中していると、ついつい忘れてしまうと、そしてその時間を過ぎてしまったとかですね。そういう形で、どうかそこら辺りも元に戻せないのかというような意見を多く聞くんですが、ここにこちらにつきましても、市長の方にはそういう話は来てないですか、そういうのを聞いたことはないですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の行政告知放送開始にあたりましては、放送内容や放送時間について、市民の方々のニーズを把握するため、無作為に抽出しました市民1,000人の方々を対象に、平成23年3月にアンケート調査を行ったところでございます。

その結果をもとに、行政告知放送内容につきましては、放送基準を設けて、行政情報を中心とした公共性の高いものについてのみ放送を行うことといたしました。

しかしながら、有明地区におきましては、昭和33年から昨年5月末まで有明町開発農業協同組合により行政情報等の放送が行われておりましたので、その内容の違いに多くの要望が苦情

が寄せられているところでございます。

子どもが市民の皆様と直接意見交換を行うふれあい移動市長室をはじめとする各種会合等を通じまして、有明地区では以前ありました午前10時と午後3時の屋外の定刻音の復活や、放送時間、放送の内容について多くの声が寄せられたところであります。

現在、そのような多くの声を把握するために、市内全域の自治会長さんを対象としたアンケートを実施しているところでございます。そのアンケートの結果をもとに、より市民のニーズを反映した放送としてまいりたいと考えているところでございます。

—————○—————

○議長（上村 環君）　ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

—————○—————

○1番（平野栄作君）　前に担当課の方にも出向いていきまして、そういう話だということでしたが、志布志市は第1次産業が多いわけですね。その中で、なぜ今の体系になったか、それはアンケートの結果だと思いますが、市長は前やっていたことから、今の体系に変えるのに抵抗はなかったんですか、市長自身は。

○市長（本田修一君）　お答えいたします。

今回行政告知端末機を設置いたしました地域情報通信基盤整備事業は、市内の合併後の意識の統一化を図るということを考えて時に、市内全域で同じようなサービスが提供されるのがふさわしいのではないかとという観点から、市内全域同じ形でのサービス提供としたところでございます。そのようなことでありますが、先ほども申しましたように、私自身も移動市長室等で、そのような意見は議員が御指摘の意見というのは多々聞きましたので、もう少し地域別というものを考えるべきだったというふうには、今考えているところでございます。

○1番（平野栄作君）　せっかく時間を延長していただきましたので、有効に使わせていただきたいと思います。

やはりアンケートというのも分かるんですよ。何ですけど、やはり自治会校区とかですよ、そういう単位で、やはりその地域の声を挙げたものを、公民館長とかいらっしゃるわけですから、そういうところの意見を集約してほしかったなというのをつくづく感じているんです。

たぶん松山地区等についても同じような意見が出てくるんじゃないのかなと思うんですけども、何で急に変える、流れの中でいろいろ質問をしましたが、そんなに十分引き継いでいくというような意見だったもんですから、そこまで変わらないだろうと思ってはいるんですけども、そして朝、夕の放送につきましてはですね、集落単位というか、そういうのが放送時間等がある

から、どうしてもその時間帯というのは分かります。でも、あれも相当クレームをいただいているところなんですよ。

ですから、やはり新規に取り組むとか、そういう場合にはですね、やっぱり意見の集約の仕方というの、やはり無作為に抽出するのもいいのしょうけれども、下から吸い上げた大きい形で地域で持っている人、そういう方々の意見も、やはり聞いていただきたいなというふうに考えているところです。

今後、またそれが生かされていくと思うんですが、それは改善される方向に、市長はどう考えていらっしゃるんですか。意見が今多いわけですよ、改善していく方向に考えていらっしゃるんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

はじめにお話ししましたとおり、当初においては、市内全域で同じサービスを提供したいと、格差のない社会を築くためにはそういったものを取り込むんだということで、情報の共有化を図るために同じ形ですとなれば、アンケートの結果に基づいたものでやったということでございます。

しかし、地域によりましては、地域の特殊の要望ということが多いということに気づきましたので、このことについては、地域別にできる内容でございますので、そのような形での取り組みを今後考えていきたいということでございます。

○1番（平野栄作君） そうすると地域別ということは、有明地区だけとか、松山地区だけ、志布志地区だけというような形での取り組みということですか。

○市長（本田修一君） 基本的にはそういったことでございます。旧時間帯でされていたものをまた復活してほしいということであれば、可能であればそのような形で地域ごとにやっていきたいということでございます。

○1番（平野栄作君） 自分たちのところは農村地帯ですよ、そういう要望が多いと。

そうすると、その部分というのは一緒にはできないということなんですか。やはり、それをやらないでほしいという意見もあると、地域によってはあるということではないんですかね。

できたらですね、やはりそういう部分というのは御理解をいただいて、志布志市の産業構造等を加味しながら、こういう形で必要性があるということで認識をしてもらって、やはり地域全体で今までの流れと一緒にですよ、この分割するのではなくて、そういう形で取り組めないんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

当初はとにかく統一した形だと、合併した町でございますので、皆さん同じような形のサービスを受けるのが適当ということで、取り組みをしたところでございます。

しかし、今までなじんでいた時間帯にないとか、あるいは今までなかった時間帯にあるということになれば、極端に言えばうるさいというような声が返ってくるところでございます。

そのようなことも十分配慮しながら、今後取り組みをしていきたいということでございます。

○1番（平野栄作君） せっかく合併して一緒になっているわけですから、そこら辺りはやはり説明が必要なのかなと思います。その変更をするにあたって反対をする人も有明だから100%多分要望をしてとは思えないんですよ。ある地域によっては、それは要らないという地域もあるかもしれませんが、やはり総体的に必要性が高いということをやはり認識をしてもらって、自分の要望としてはですね、やはり全域を対象とした形で、同じような取り組みを実際はやっていただきたいんですけども、そこら辺りをですね、できないのであれば、また個別という形になるのかと思います。

またそうすると、元に戻ってしまうような気がするものですから、そういう形で全体的にこういう要望が多いと、そしてそういうのを理解していただいて、こういう形で統一した形で全地域にこういう形で対応していきますというようなことは全く駄目なんではないでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま要望、お話がございました10時と3時という時間帯につきましては、従来ほかの地域ではされていなかった時間帯ということがございますので、そのことについて、じゃあなんでその時間帯に鳴らすのということについての説明が、農業振興ということで、農家の方々が畑で一生懸命されている時間、その放送が流れることでそのような時間を確認されるんですよというようなことで、お話ができるのかどうかということについては、今の段階では少し自信がないところでございます。

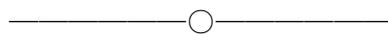
そのようなことを十分をおくみ取りいただければというふうに思います。

○1番（平野栄作君） 分かりました。

問題が急にですね、まず自分たちもですよ、急になくなったわけですよ。ですからギャップが出てきてしまうと、反対に言えば、急に鳴らされたらまたそこには抵抗があるのかなと思いますが、やはりそういうところもですね、一挙には行かないかもしれませんが、少しずつ御理解をいただきながら、そんな自分もうるさいと思わないんですけども、できたら全域で同じ形の放送が取ればなど。

それとあと、告知放送の方の時間についてもですね、自分なんかも聞いているんですけども、やはりあの時間帯というのは、ニュース等々重複してしまっ、聞きたいものが聞けなかったりというようなのも多々あります。

それと、いったん7時で切れて、またそれから再度続けるというようなこともあるようですので、そこら辺りも市民の意見を十分反映した形でですね、もう1回検討をしていただきたいと要望をいたしまして、質問を終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、平野栄作君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

12日は、午前10時から本会議を開きます。日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後 5 時06分 散会

平成24年第1回志布志市議会定例会（第5号）

期 日：平成24年3月12日（月曜日）午前10時00分

場 所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

西江園 明

下 平 晴 行

小 園 義 行

立 山 静 幸

出席議員氏名（24名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 平 野 栄 作 | 2 番 下 平 晴 行 |
| 3 番 西江園 明 | 4 番 丸 山 一 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 毛 野 了 | 10 番 立 平 利 男 |
| 11 番 本 田 孝 志 | 12 番 立 山 静 幸 |
| 13 番 小 野 広 嗣 | 14 番 長 岡 耕 二 |
| 15 番 金 子 光 博 | 16 番 林 勇 作 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 上 村 環 |
| 21 番 鬼 塚 弘 文 | 22 番 丸 崎 幹 男 |
| 23 番 福 重 彰 史 | 24 番 野 村 公 一 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 清 藤 修 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 課 長 溝 口 猛 |
| 情報管理課長 徳 満 裕 幸 | 企画政策課長 武 石 裕 二 |
| 財 務 課 長 野 村 不 二 生 | 港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎 |
| 市民環境課長 竹之内 宏 史 | 税 務 課 長 小 辻 一 海 |
| 福 祉 課 長 木 屋 成 久 | 保 健 課 長 若 松 光 正 |
| 農 政 課 長 上 原 登 | 耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄 |
| 畜 産 課 長 山 田 勝 大 | 建 設 課 長 中 迫 哲 郎 |
| 松山支所長 溝 口 敏 久 | 志布志支所長 外 山 文 弘 |
| 水 道 課 長 木 佐 貫 一 也 | 会 計 管 理 者 中 崎 秀 博 |
| 農業委員会事務局長 堀 苑 智 之 | 教育総務課長 津 曲 兼 隆 |
| 学校教育課長 金 久 三 男 | 生涯学習課長 米 元 史 郎 |
| 学校教育課参事 富 田 好 昭 | |

議会事務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 今 井 善 文 | 次長兼議事係長 仮 重 良 一 |
| 調査管理係長 坂 元 正 知 | 議 事 係 武 田 賢 一 郎 |

午前10時00分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、3番、西江園明君の一般質問を許可します。

○3番（西江園 明君） 改めましておはようございます。

昨日のテレビを観ていますと、一日中ずっと昨年の大災害、丸1年経ちまして、いろいろな形で放送されていました。しかし復旧は、政治力が発揮されず遅々として進まない状況にあります。このような暗いニュースの中で、新しい年を迎えましたが、1月6日だったと思いますが、南日本新聞の1面に桜島からの噴煙がまさに龍が空に昇るようにと表現した写真が掲載されていました。まさに辰年の年明けだと感じたところです。その写真が志布志から撮影されたものでした。詳しくは、有明町の野神からと撮影がありました。暗いニュースの中で、今年は我がまちにはいいことがあるのではないかと期待をし、新聞を読んだところでした。そのような気持ちで、今年最初の定例会にあたり、本田市長の施政方針を聞きながら、どんな政治力を発揮するのかと期待しながら施政方針を聞きました。日本一のオンパレードでした。その施政方針の中に毎年出てまいります、「市民の目線による行政を行う」と言われています。

そこで、今回の一般質問は、市長の言う市民目線と、今述べました日本一について一般質問をしてみたいと思います。

今年、新年早々1月4日でしたですかね、文化会館で成人式が行われました。これから日本、そして我がふるさとを背負っていく若者の姿をほほえましく、また、たくましく見ていたところ です。

市長は、このあいさつの中で、式典のあいさつで、「志布志の日本一」と称して三つ掲げて、一つ目がごみのリサイクル、2番目が健康増進でした。健康づくりでしたですかね。3番目に情報基盤を挙げてあいさつされておりました。まず伺います。何をもちて日本一と言われあいさつされたのかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） おはようございます。

西江園議員の御質問にお答えいたします。

「日本一づくり」ということで、さまざまな日本一づくりに挑戦するまちをつくりたいということで、お話を申し上げているところでございます。その中で、今お話がありましたように三つ

の大きなものとしましては、四つのお話をさせていただいているところでございますが、今三つのことについてお話がございましたので、お答えさせていただきます。

まず、ごみのリサイクルについてでございますが、施政方針でも述べましたように、ごみリサイクルを始め、マイロードクリーン大作戦「おじゃったもんせクリーン大作戦」など、あるいは産業活動においても環境に対する取り組みについて「日本一を目指して」という言葉を使いながら積極的に行っております。

私は、このような市民と行政の共生・協働に基づいた環境に対する市民の取り組みが日本一であると考え、更に維持発展させていきたいと考えているところでございます。ごみのリサイクルにつきましても、御承知のとおり資源化率において6年連続で市のレベルで全国1位ということから申し上げているところでございます。このことは、市民の良いまちにしたい、住みやすいまちにしたいという意識、すなわち志も高まっていくというふうを考えているところでございます。そのような観点から日本一と呼び掛けているところでございます。

次に、健康づくりについてでございますが、長寿社会の到来によりまして、将来の生活に不安を感じることを要因の第一に、病気や認知症などで要介護状態になることに不安を感じることが上げられております。医療費や、介護給付費の適正化のためにも、高齢者の健康づくりが大変重要であると考え、本市では健康づくり日本一のまちを目指していこうとするところでございます。

特に、特定健診受診率におきましては、平成24年度65%達成目標となっております。疾病の早期発見、早期治療のための特定健診でありますので、私はこれを全国一の受診率にもっていければというふうに思っているところでございます。新年度予算に特定健診受診率向上対策事業としまして、自治会ごとに達成受診率によりまして、報奨金を交付すると予算案を計上しておりますが、健康づくりは人づくりであると考え、地域ぐるみで健診・受診に取り組み、健康だから健診は受けないという方も健康のあかしとして、健診を受けていただき、その取り組みの実りとして、目標受診率を達成し、まさに日本一健康な人が多く住むまちにしたいと考えているところであります。

次に、情報通信基盤整備推進事業でございますが、今回地域情報通信基盤整備推進事業を実施しましたが、志布志市の事業は日本一と言っても過言ではないと思っております。志布志市の特徴ではありますが、一つ目に志布志市の事業は全国でも最大規模であったところですが、財源的に大変有利な事業導入ができたと思っております。総事業費43億1,788万5,075円のうち、地域情報通信基盤整備交付金と地域活性化公共投資臨時交付金や、合併特例債を活用できたため、わずかな一般財源でこの事業を行うことができました。

二つ目に、通常では告知放送端末の整備費は、住民負担が3万円から5万円程度必要とされておりますが、志布志市では設置を希望された世帯に対しまして、住民負担ゼロで整備をすることができました。

三つ目には、旧有明町の有線放送は、月に630円使用料が必要でしたが、市民の皆さんは月額使用料も負担することなく行政告知放送を聞くことができました。

四つ目に、このような大規模の施設では、維持管理のために多額の経費が必要となるところですが、志布志市では公設民営方式による I R U 契約によりまして、維持管理費用は持ち出しがゼロであります。他の自治体では、年間3,000万円程度の維持管理費を支出しているケースもあるところでもあります。

五つ目に地上デジタル放送対策を含めてケーブルテレビサービスや、市内全域ブロードバンドゼロ地域を解消できた光インターネットサービスや、携帯電話不感地帯の解消ができたことなど、住民生活に役立つ事業となったところでございます。

総務省からも志布志市は、日本一の I C T 環境が整備されたとの評価をいただいているところでございます。

今後は、この施設整備を利用しまして市民サービス向上のための利活用策を検討してまいりたいと考えます。

そして、利活用面でも日本一を目指してまいりたいと考えております。

○3番（西江園 明君） はい、いろいろ答弁いただきました。

では、それぞれについてお尋ねしてまいりたいと思います。まず最初に、ごみのリサイクルです。市民との取り組みで、これは合併前から各町が取り組んだ結果、それなりの長い歴史の中で、今市長が言いましたように、市のレベルでは日本一を維持しておりますが、でも一方不法投棄が多いのも上位かもしれません。数字のことですから、ちょっと担当課長で結構ですが、不法投棄されたごみの量は年間どのぐらいですか、分かりますか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 不法投棄の量のお尋ねでございます。

不法投棄の中でも、いわゆるポイ捨てかれこれそういうもので環境パトロールで収集したごみの量が約22年度で11.1 t でございます。そのほかにも、不法投棄につきましては、年間に30か所、40か所ございますが、そのことについては、こちらの方と警察とタイアップして対処をいたしております。

○3番（西江園 明君） すごいですね、市が回収、拾って回収した分だけでも大体月に1 t 弱です。これが見えてる分で氷山の一角ではないと思いますが、不法投棄日本一ということはないと思いますけど、志布志というまちの特徴、特異性から簡単になかなか改善するのは厳しいと思います。

特に、企業が集中している志布志町部分におきましては、昼間の人口の約5割は市外、すなわち志布志市民以外の人と言われます。この人たちは、すなわちごみの処分方法が違うわけですが、なかなかこの人たちに志布志の方法を理解してもらうのは厳しいと思います。これから暑い季節になってくると、車の中で弁当を食べて、弁当がらは車の中には置けませんから、ついポイ捨てという形にならざるを得ないと思います。なかにはお店にもごみ箱を外に置いてなくて、店内に置いてあるところもあります。外からの持ち込みごみの対策だと思っておりますけれども、市長は、この志布志の持つまちの特徴というか特異性等と、ごみの分別、不法投棄を含めて、今後どのように考えていますか。今の現状で結構です、今後じゃなくて。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたように、マイロードクリーン大作戦、おじゃったもんせクリーン大作戦など、市民の方々に全面的な御協力をいただきながら、ポイ捨てごみを拾っていただくとか、あるいは不法投棄についてもお知らせをしていただくということを重ねているところでございます。

そのようなことで、合併以降このことにつきましては、着々と成果が上がってきているのではないかなというふうに私自身は感じているところでございます。

課長が答弁いたしましたように、11.1tの環境パトロールによるごみの回収があるところでございますが、これらにつきましても、徐々に徐々に減ってきているというようなことございますので、今後は更に市民の方々にお話を申し上げながら、ポイ捨てごみ等につきましても、減少する取り組みをしてまいりたいと、そしてまた、ただいまお話がありましたように、市内にお勤めの市外の方々につきましても、会社を通して市としましては、こういった取り組みをしているということで、全面的な協力を願うというようなことを先般の港湾振興協議会の場でも、そしてまた、誘致企業の懇話会の中でも、そのようなことのお話を申し上げ、協力の依頼をしたところでございます。

○3番（西江園 明君） ポイ捨ても減っていると、そして企業にもお願いをしているということです。昔は、企業にも大きなコンテナを置いて、そこにぼんぼん捨てさせていたんですけども、有料ということでですね、1箱が四、五万円処分料が掛かるということで、それも企業も撤去するような形になって、そういう形がどっかにポイ捨てという形になっているのかなと思います。

私たちの自治会でもごみ捨て処理については、どこにも負けないぐらい整備しているつもりです。コンクリートの舗装をして、袋が破れないようにすのこを敷き、掃除ができるように水道まで引っ張っております。常にきれいにと心掛けていますが、やっぱり時々そこにどっか持ち込みの不法投棄があります。これを自治会で始末するんですけど、ある奥さんが始末するのは構わないけど、プライバシーをのぞくような気がして、それが変な気持ちがするというふうにおっしゃっていました。

また、収集業者がちょっとした心遣いがあれば、カラスにかみちぎられることもなく、一面に散らかったことも多々ありますけれども、これはこういうことはたちごっこ、市長が今言いましたようにお願いしながらですね、たちごっこになっても仕方がないかなとあきらめているところです。

では次に、2番目に市長が言われました健康づくりについて伺います。

本当はですね、こんな小さいことを一般質問するのはどうかとも私は思ったんですけども、市長の目線は、市長の補佐役である職員も同等であるべきとも思いますので、お聞きしてみたいと思いますが、市民が市役所に出向く場合、あるいは電話をしたりする場合は、役所を頼ってくるわけです。役所に聞いたり、行けば何とか解決するんじゃないかと期待してくるわけですが、その相談や内容によっては、時間のかかることも多いと思います。

そこで、市民、我々も含めてですけれども、大事なはその後のフォローなんです、その人に対しての。例えば、市民から相談がありました。この前の件は、今こげんなっちゃうじなあち、もう少し待ってくださいと言ってでもフォローがあれば市民も、ああ市役所は忘れてなかったんだと安心するんです。これが私は市民目線だと思います。市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

施政方針でも述べましたように、まずあいさつ日本一の市役所を目指そうというようなことのお話をしたところでございます。市役所に来られる方々に対しましては、基本的に完璧な接遇をいたしまして、そして、来られた内容については的確に対応して、そして迅速にお答え申し上げていくということが基本だということについてはいつもお話をさせていただいているところでございます。

そのような中で、その時に解決ができなかった分については、また後ほど解答を申し上げますというような形で、職員は対応しているというふうに思っているところでございます。

○3番（西江園 明君） 同感でしたので安心しました。私たち議員も皆さん職員もと思えますけれども、いろんなことを頼まれたり、あるいは聞かれたりします。

そこで伺いますけれども、市民税は、すなわち税金ですよ。税金は、志布志市に納めているが、市民としてサービスが受けられない人がいるということです。市長が健康づくり日本一ということは、インフルエンザの予防接種の助成を市民全員を対象にしたことを含んでいると思いますが、ほかの自治体よりも助成額が大きいですから評価するところですが、ある人がこのインフルエンザの予防接種を受けて病院で個人の負担額を支払って帰りました。そしたら、後日役所から、「あなたは住所が志布志にないから、助成、すなわち補助の対象外です。差額を病院に支払ってください」と連絡がありました。理解できますか、分かりますよね。住所がないということは、志布志市民ではないということは当然ですから、それは当然です。助成がないということは。しかし住所、住民票はないけれども、志布志市には住んでいるということで税金は払ってるんですよ。住民票がなくても税金を払っているんです。しかし、サービスは受けられないのです。税金を払っている人から言わせれば、志布志市というところは取るものは取りばってん、サービスでは差別しているのかと言いたいでしょう。市長の施政方針の中で、住みやすい、住んでみたいまちを目指すどころか、評判を落とすことになると思うんですけど、どう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの件につきましては、インフルエンザの予防接種の費用の助成のお話ではないかと思えますので、お答えいたします。

インフルエンザ予防接種の費用助成対象者は、実施要項で志布志市に住所を有する者と定めているところでありますが、この場合の住所を有する人とは、住民基本台帳に登録されている方と認識しているところであります。地方自治法第10条及び住民基本台帳法第3条第3項において、「生活の本拠がある所に住所を置く者」と規定されているところでございます。

お尋ねの住民基本台帳に登録されておらず、住民税を地方税法第294条第3項により納付されて

いる方の場合、本来住民税の賦課期日である1月1日の住所地で課税されるべき方ではありますが、給与支払い報告書等の住所により合法的に課税徴収されているものでございます。納税しているからという理由で、権利義務が発生することは個人目線に立つとそれも合法と考えられますが、住民税賦課は、1月1日現在の住所地で課税納付することになっており、転出された住所のない方も当該年度の間は納付することになっております。みなし課税された方におかれましては、年の途中で生活の本拠に引っ越される場合もあるということで、住所の把握も困難ということで、納税しているからということで行政サービスの対象とすることは地方自治の混乱をまねくことにつながりかねません。そういう意味で、住民基本台帳に登録されている方を行政サービスの対象としているところでありますので、御理解いただきたいと思います。

市といたしましては、機会をとらえまして行政サービスの提供について、住民登録のある方を対象としているということを啓発してまいりたいと考えております。

○3番（西江園 明君） 市長、今事務局が準備した答弁書をみる読まれまして、内容を理解、結局サービスはできないという結論ですよね。この議論はいつされました。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回議員の質問を受けましてから、このようなことで協議したところでございます。

○3番（西江園 明君） 先ほども言いましたが、志布志には一時的に、転勤で住んでいる人も多いです。このような、先ほど言いましたけど、このような人たちが、今市長の答弁にもありましたけれども、今度の転勤で本社やあるいはどっかほかの県にでも行った時に、この事実をどう話されるのでしょうか。だから住みやすい土地、住んでみたいまちと一方では言いながら、果たしてそれが市長が言っている日本一住みやすいまちだったとは、決してその人たちは転勤された後は話はされないと思います。だから、何をもちあわせられたのかとりたいのです。

私はこの件を聞いたときですね、すぐ税務課の窓口にいきまして、この実態を聞きました。20名弱だったですかね、住民票はないけども、市長が言う住民基本台帳はないけども、税金を志布志が取っていると、徴収をしている人はいるということでした。

ですから、私もこのようなことは不公平ではないかということで、窓口、若い職員ですのですね、それは即答はできませんので、こういう事実もあるんだよなということを話をしたところでした。そしたら、1週間ぐらいで税務課は即回答がきました。税務課としては、実態はおかしいと思う、そういう不思議なと思うけれども、保健課がどういう対応するか分からんけど、保健課が必要であれば、その対象者の名簿は渡しますと、税務課からは即フォローがありました。

今市長がみる申されましたけど、その予防接種の申込書には、住所うんぬんということは一切記入されていません。百歩譲って担当課では、そのようなことは想定されていなかったとしましょう。

市長も、このような小さなことまでは分からないであろうから、そういうことは知らんから、今後のこともあるから、市長と対応を協議してくれと話をしたところですよ。結果としては、法的にできない、市長の言い分でできないということですから、だから方向性だけは早めに決めて窓

口も大変だからというふうに、そこで話をしたところです。

市長は、今私の通告書があったと言って議論はしたというふうに聞きました。私が話をしたのは10月です。私はそこでもう4か月以上経ちますが、今ここで回答を聞きました。ですから、私は相談を受けた人には、いまだに回答はしていません。私はその時、市長も細んちことは知っちょらんどということで、これが市長のいう市民目線ですか。

税務課は対応は早かったです。先日もほかの件で国土調査、俗に言う地籍調査ですけれども、四十数年前の件でしたが相談しました。40年以上前のことですから、時間もかかるだろうというふうに思ってたんですけども。これも1週間か10日ぐらいで回答がありまして、市民の人も回答が早かったのでびっくりしていました。「えー」と言って喜びながら、一方、ここで名前を出すといかんと思ったんですけども、保健課の対応はさっき言った状況です。5か月、4か月以上経ちました。今ここで答弁を聞きました。ほかにも先ほど市長が健康づくり日本一、いろいろ貯筋運動とか施政方針の中にも掲げてあります。その中でも、保健推進員のことでしたですかね、正式名称はちょっと忘れちゃったけれども、各地域に依頼していますけど、なかなか応募者がいない。市が掲げる方針と違うもんだからということで、公民館から推薦してくださいと公民館長に連絡がありました。それで女性部長なんかと相談をしながら、やっと承諾をもらって名簿を提出しました。これだって全くその後連絡がなく、無理して承諾してもらった人からどうなっているのかとお叱りの電話を公民館の女性部長さんも受けて、保健課に問い合わせると、「まだ全員そろっていませんからそのままです」それだったら、それなりの方法があるでしょう。経過報告ですよ、目線がどこにあるのかと、全く理解できません。市長の言う市民目線は、このようなものなんですか、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

誠に申し訳ございません。ただいまお話がありました件につきまして、もしかするとまだほかにもあるかもしれませんが、市民の方々にフォローというか、そのような返事というのがすぐなされてなかったということについては、誠に申し訳なく思うところでございます。先ほどお話がありましたように、インフルエンザの件につきましては、私の方に協議という形で行ったのは、先ほど申しましたように、今回の御質問があった時に、この内容については協議をしたところでございます。

そしてまた、今保健課の事業でということですが、多分健康づくり相談員のことで、校区の方に選定をお願いをしてきたところでございますが、そのことにつきましても、事業の内容について、進捗について、お知らせできなかったことにつきましては、誠に申し訳なく思うところでございます。

○3番（西江園 明君） フォローがあれば、私だってこんな所でしたくはないんですよ、あまりにもずさんというかですね、何を市長が言っている市民目線というのは、何なのかなと思って一般質問をしているわけです。

ただ一方、私は市長の職員に対しての市民目線にも疑問を持つことがあります。職員も同じ市

民です。職員は減る一方だし、次から次市長が日本一を掲げるもんだから通常の仕事以外に、ほかかんせんないかん仕事量は増えるし、職員も大変です。

だから、先ほど議論する暇がないのかなと思いながら、先日みたいに議案上程してからここで議論するのかなと思ってしまいます。職員は忙しくてたまらんに、外部に職員を派遣しようとする発想が私は理解できません。

先般の一般質問でもありましたけれども、総務課長もう1回、病気で長期療養中の職員、そして合併後何人の自殺者がいますか。

○総務課長（溝口 猛君） ただいま心の病により、病休で休んでいる職員は5人でございます。

それと今までに亡くなられた職員に関しましては、3人でございます。

○3番（西江園 明君） 市長、この数字を見てどう市長は感じられますか。市長の部下ですよ、市長の補佐役がこういう状況、3人も亡くなった、ここ6年の間に。回復されたり、いろんなことで今5人の長期療養中の職員がいるということ、この数字を市長はどのようにとらえていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

合併以降そのような方々が休まれたり、そしてまた亡くなられたりしているということにつきましては、本当に心痛の思いでございます。

私自身は、このようなことが発生しない職場づくり、環境づくりというものを一生懸命全職員挙げてつくろうということの協議をさせているところでございます。そのためには、まずチームワークをもって、それぞれのチームのメンバーがどのような状況かということは、目配り気配りができるような環境をつくっていくと。

そしてまた、それをつくるもとになるのは、それぞれのチームのリーダーである課長だよということの話をして、そのような環境づくりに取り組んでいるところでございます。

そしてまた、その時にそのような方が見られるということになれば、すぐさま総務課の方と連携を取り合いながら、その方々の状況が改善されるように、そしてまた、状況と同時にその方を持っておられるストレスの要因というものが何なのかということを生方の方に相談をさせていただきながら、探っていくというようなことをさせていただいているところでございます。

いずれにしても、職員がだんだんだんだん減っていく中で、このような方が発生するということは、市役所のチーム全体としても非常に大きなロスでございますので、そのようなことのない職場づくりを目指しているところでございます。

○3番（西江園 明君） 今職員にも目線を配ってということでしたので、安心をしました。

私も職員あがりですから、職員のことではすね、あんまり言いたくないんですけども、自分なりにフォローが大切だと思って、信念を持って現職時代を勤めてきたつもりでしたので、あまりにもお粗末な事態でしたので、今回このような形で厳しいことを言いましたが、議員が言ってきたから、市民が言ってきたからといって、差のないサービスを期待いたします。

今回は、通告件数が多かったのですが、次へいきますけれども、次にまた、日本一と先ほど三つ目

に私がお尋ねしますのは、情報基盤のことでございます。通告書の方に端末機の設置状況をまずお尋ねしたいと思っておりますけど、情報端末機、行政告知放送受信機ですかね、言葉が長ったらしいですから、端末機と言いますけれども、その設置状況はどんな状況ですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） お答えいたします。

前回の地域情報通信基盤整備推進事業で、設置しました台数が1万2,750台でございます。

それから、今回市の単独事業としまして、補助事業等での整備を推進しているところでございますが、この件数が現在95件申請があったところでございます。

○3番（西江園 明君） この件でも、前申しました申請漏れの世帯に対しての対応でも、当初示された時は、目線がどこにあるのかと驚きました。申請漏れの世帯に対して、市長は、我々役所は内容証明の手紙まで出して紹介したのに、それでも回答がないから、その後の申請した世帯から半額負担してもらおうんだというふうに答弁されました。これが市長の意見なのかと、私はびっくりしたところですが、例えば事務局が準備した答弁書であろうとも、市長が答弁するわけですから市長の言葉です。担当課の目線がそうであっても、それを修正しての市長の意見を聞きかかったですけれども残念でした。結局総務委員会で全額補助に修正され議会で解決されました。確か90件分の予算措置がされたと思いますが、今課長の答弁では、95件の申し込みがあったということですが、その90件分予算措置をしましたけれども、その執行状況はどうなんですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回、予算につきましては、90件分ということで予算を認めていただいたところでございます。

この工事費の標準工事費につきましては、4万9,300円ということで積算をしたところでございますが、この募集を、受け付けを開始しました現在までに、工事費の安い価格等もあったところございまして、現段階で95件受け付けができたということでございます。現状においては、予算をほぼ使い切った状況でございます。

それから、内訳でございますが、申請件数が95件でございます。そして、そのうち工事が完了いたしまして、補助金交付請求をされました件数が89件でございます。現在、工事中が6件ということでございます。それから補助金の支払いが完了した件数が77件でございます。

○3番（西江園 明君） 今課長が95件あって、全部申請をした分については工事中とか、あるいは完了ということですが、今課長の答弁を聞いて、皆さんがどの程度理解をされたか分かりませんが、我々は議会の中では、修正、半額負担を全額補助にしろということでは、議会はそうにして予算を通ったわけですね。認めたわけですが、でも、今ある人が申し込んだら5万円請求、厳密には4万9,300円ですね、課長が言ったように、5万円近く請求されました。設置後、工事が終わった後、返却しますからということでとりあえず支払ってくださいということで、その人は慌てて銀行に行って5万円おろしてきて支払ったと、その後工事が終わって何か月後にはもうお金は返却されているんですが、全額補助なのに請求した理由は何なのかなと思いつつ、市長はこのような措置が取られていることは、当然御存知だったと思つたんで

すが、なぜこういう方法をとったんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方からのお話があったようなことで、全額補助に今回の場合なっただころでございませう。

その補助を交付する際に申し込みをしていただいて、申し込みをしていただいた分につきまして審査をし、そして工事発注をして、工事が完了した後に領収書というものをいただいて返還するというような流れになっていたようございませう。

当初そのような流れできたという関係で、今お話のあったようなケースがあったということでございまして、その後、請求書で事業をするという要項の改正をしているようございませう。

○3番（西江園 明君） ちょっと今の市長の答弁では理解できなかったんですけど、約5万円ですよ、申し込みました5万円市に預けました。そして、工事をその後はもちろん、こういう面倒くさい手続きをなんでとるのか。当然それだったらですよ、申請があった、申し込みがあった家へ調査へ行くわけですが、これは誰が調査に行くんですかね。

○情報管理課長（徳満裕幸君） まず、この告知放送端末の補助金等の流れについて、まず説明を申し上げますが、市民の方から告知端末を取り付けたいというような要望がございましたら、まずその住宅に対しまして、設置工事が可能であるか、そして工事費について、幾らぐらいかかるかの工事調査依頼を本人に出していただくということにしております。

そして、この工事調査依頼を受けまして、市役所の方から工事業者の方に、工事調査を依頼して、そして、その工事見積もり、それから工事設定が可能であるかどうかについて、御本人にお伝えするということになっております。

そして、その内容等を御本人に提示しまして、御本人が、じゃあ工事をしますということであれば、申請ということになります。市の方に、この工事補助金の交付申請等をしていただくということになります。

そして、内容を審査しまして、交付あるいは機器の端末代は貸与ということで決定をいたしまして、ここで初めて工事をば工事業者の方に依頼するということございませう。

そして、工事施工完了ということによって完了しますならば、次の段階で市民の方々から工事完了届と、それから補助金請求書を出していただくことになっておりますが、この段階で御本人が工事費を支払われるケースもあるところございませう。

そして、その段階でどうしてもお金の都合がつかないという方については、領収書を添付するというので、市の方にただいまのような交付請求をしていただいて、そしてその後補助金を交付するというところございませう。ですので、あくまでも支払いについては、市の方に前もって払うということではなくて、御本人が施工業者にお支払いするというような形になります。それについては、工事が終わった後払うのか、あるいは、市の補助金が交付された後に払うのかについては、どちらでもいいということ今しておるところございませう。

以上でございます。

○3番(西江園 明君) 市長、今の説明を聞いて分かりました。何でこんな面倒くさいことを、全額補助ち決めてて、個人負担はないはずなのに、5万円出して、いったん施工業者に払うんだと言って、そしてお金の都合がつかんかった人については、それはいいんだと。そんな交付申請とか補助金申請とか一般市民にですよ、そんな、市が県とか国に対しての補助金申請、交付申請だったら分かるけど、市民が一銭も負担はないのに何でそんな手続き、こんな面倒くさい手続きをしているというのは市長御存知だったんですか。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話ししました手続きにつきましては、当初5割補助というような形で、このような流れが必要かというようなことで、要項を定めたところでございます。

全額補助ということになれば、もう少し簡明化した形でできるのではないかというふうには感じておりますので、この点については、改善をさせていただきたいというふうに思います。

○3番(西江園 明君) そして、今課長の答弁の中に、その4万9,000何がしのお金を業者の人に預けるんだと、結局、市がする事業に対して、職員でもないですよ、職員でもない業者に現金を預けるという業務について、市長はどのように思いますか。

○情報管理課長(徳満裕幸君) ただいまの支払いの関係でございますが、市の事業ということではないです。あくまでも本人が工事をすると、そして、その工事費に対しまして、市が補助をするということでございます。

それから、先ほどの質問につきまして、ちょっと補足して説明を申し上げたいと思っておりますが、補助金の簡素化でございますけれども、今回の補助金の手続きにつきましては、通常の補助金で必要とされます事業計画書、収支予算、あるいは決算書、実績報告書も補助事業者から通常は提出を求めるところでございますが、今回のこの事業につきましては、簡素化をしているところでございます。

○3番(西江園 明君) じゃあ、市がする事業じゃないから、個人が業者に申請をして、そして、申請する事業だから、市はそれに対して補助をするだけだから、そういう個人に対しての補助だから、業者にお金を預けるんだという今の課長の答弁、そういうことですか、そうじゃないんですか、もう1回ほんなら。

○情報管理課長(徳満裕幸君) あくまでも工事は、工事に係る費用については、本人が業者にお支払いするというところでございます。

そして、市はその工事代金分につきまして、市民の方に補助をするという流れでございます。

○3番(西江園 明君) 市長いいですか、結局市民は5万円ぐらいはいつでも負担できると、申し込みすいかなれば5万円は簡単に支払えるというふうに市長はお考え、この上目線が私はどうも理解できないんですけど、その端末機が欲しいけど、5万円がないから申請ができない市民というのは出てこないのかと思います。先ほどの答弁の中でも、そういう人についてはうんぬんという形がありましたけど、会計課長が補助金を出すはずですけども、会計課長その5万円、4万9,000何がし補助した市民と、市民の人が負担がなくて出んかったという例もあるんですか。

○会計管理者（中崎秀博君） ただいまの質問でございますが、会計課の支払いの告知端末の補助金につきましては、全て95件申請があったわけですが、現在77件の支払いがあったということでございますけど、全て市民の方に補助金をお支払いしております。

○3番（西江園 明君） 私が聞いたのは、結局その人たちは全て個人負担はしたということですね。さっき言ったように5万円が準備できなくて、その分はというふうな課長の答弁では、そういう準備できなくてうんぬんという表現があったみたいだったんですけど、そういう人たちはなかったんですか、確認なんです。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 今回のまず工事費を市民の方々がお支払いするパターンとして、二通りあります。

まず、事業完了後に市民の方が自分のお金で工事費を支払う場合、これが80件ございました。

それから、工事が終わりました、その段階でお金が準備できないという方につきましては、いったん市の方に補助金の交付請求書をば領収書で添付してもらって、提出してもらおうと、補助金交付請求です。補助金交付請求の段階で、請求書を工事の請求書を添付していただくという方、このケースが9件あったところでございます。

○3番（西江園 明君） だから、私が聞いているのは、全額補助なのに何でそういう手続きを、面倒くさい手続きをとって、5万円も準備、じゃあ5万円準備できなかった市民に対しては、今のような手続きをとっちゃいわけ、それだったら最初から出せばいいわけですがね。今ちょっと出ましたけれども、この姿は正当だというふうに思いますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたように、当初この事業につきましては、半額補助という形で御提案させていただきまして、要項については、その後全額補助というような形で御可決いただいたところでございますが、要項については、そのままの形でいたしましたので、ただいまのような流れになっているというふうに思っているところでございます。

このことにつきましては、手続きが極めて煩雑でございますので、今後改めたいというふうに考えます。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 補足して説明申し上げます。

先ほど請求書と申し上げましたのは、業者が発行する請求書ということでございます。

それから、この工事完了届につきましては、工事が完了したことを証明する欄に業者の方からの工事が完了した旨の証明を添付して、情報管理課としては、そのことで工事が完了したということを確認をしているところでございます。

○3番（西江園 明君） ちょっと通告はしておりませんが、副市長、県の職員の立場としてこのような手続きというのを今聞かれて、どの程度理解されたか、そして、どう思われます。

○副市長（清藤 修君） 今回の告知端末の補助の件につきましては、先ほどから市長が申し上げておりますように、当初半額補助というのを前提にしておりました。

それが、いろいろな経緯がありまして、全額補助となりました。ただし、半額補助の場合は1

回全体の金額が出ないと、その半分ということですので、金額が確定しませんので、1回金額を確定させるために住民の方々に1回業者さんにお支払いしてもらわないと金額が固まらないということなんです。

それに対して半額補助であれば、その確定した金額に半分、市の方から補助をするということであれば、領収書を付けて交付申請をしていただいて、それに交付決定を打って、それに対して補助金を交付するという流れかと思います。

ただ、いろいろは経緯がございまして、10割補助ということになりましたので、10割補助になったんだけど、要項で定める支払いの仕方を変えてなかったということから、そのような今議員がおっしゃるような疑問が生じたのではないかと思います。補助金の流れとして、全く間違っているとは思いません。ただ、住民の方から見るとどうせ返ってくるのに、何でこんな面倒くさい手続きをしないといけないのというのは、お気持ちとしては分かります。ですので、取り扱いとしては、住民の方々の煩雑な手続きをなくすという意味から言いますと、交付申請書のところに、交付申請1枚だけで多分できると思います。交付申請を1枚出していただいて、そこに請求書、業者さんからこだけかかりましたよという請求書が来て、それを直接市の方からもう払い込むという形にとればよろしいのではないかと私は思いますが、これはちょっとまだ、今私の考えですので、もうちょっと内部で協議をさせていただきたいと思います。

以上です。

○3番(西江園 明君) 私もそうだと思ったからこそやってることが違ったからあえてここで質問してるんですよ、だから市民目線は5万円ぐらいはでくつとやがという市民目線かというのを私は言いたいんですよ。

ですから、もうちょっと市民におりたそういう、本当自分たちの役所に要項がどうのこうのって、市民に要項って何ですかと言いますよ、そんな手続きは、どうせそれだって印鑑をもらって全部出してしているはずですよ。ですから、そういう手続きをですね、もうちょっと理解できないようなことを、5万円というのは簡単に払える、その人も慌てて「私は銀行に行っておろしてきました」というふうに言いました。今、そういうことで、今後協議するということですので、終わりたいと思いますけど、日本一というのはですね、結果だと思っんですよ。結果が証明する。私はそう思います。結果が出たからこそ、リサイクルがそうでしょう、結果が出たからこそ声高々に言えるんです。押しつけの日本一にならないようお願いをします。

市民が市民の目線で、日本一というのは判断されるものだと思います。

そこで、今の請求の件については終わりますけど、端末機の効果についてちょっとお伺いしますが、皆さんもいろいろ相談を受けられていると思います。もう一日中わんわん言っていて、夜も寝られんが、どげんかならんですかという相談を私も受けまして、行って調整をしてあげました。私の近所だけでも3軒ありました。こんな人は多いと思います。これが現場です。ほとんどの人が日常の放送は聞き流していると思います。それは仕方ないとして、皆さんが聞き耳を立てるのは、緊急放送です。

ところで、これが設置されるまでは、私も自治会長をしてたけど、私はなかったんですけども、自治会長さんの所や消防団員の所には無線式のラジオみたいな受信機があって、設置されていましてということで、それが回収されるとか回収されないとかというふうに聞きましたけれども、その回収したのであれば、その回収した時期と、その回収した理由は何ですか。お聞かせください。

○市長（本田修一君） 今回、情報通信基盤整備推進事業におきまして、市内のほぼ全世帯に行政告知端末の設置が行われたところでございます。

今回、戸別受信機を引き揚げました理由は、行政告知端末が戸別受信機と同様の機能を果たすことということ、そしてまた、老朽化も相まって引き揚げたということでございます。

また時期は、防災行政無線設備と行政告知端末機の連動の工事が完了しました後、昨年10月下旬に自治会長へ回収依頼いたしまして、11月下旬にかけて回収を行ったところでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、その新しく設置した端末機、告知機から緊急放送が流れるようになったのはいつからですか。

○総務課長（溝口 猛君） 緊急放送が流れた時期でございますが、防災行政無線の操作卓の改修工事が終了した段階ということで、9月20日でございます。

○3番（西江園 明君） 今の話を聞けば、整合性はあっているように思うんですけども、供用開始は7月1日からですよ、端末。それから、今総務課長の答弁では、9月20日からというふうに、もうちょっと遅かったような気がするんですけども、消防団員、今市長のお話では10月下旬に回収したというふうなことだったんですけども、それ以前に回収していませんか。

それは、市が回収したんじゃなくて、各分団とかいろいろ出先というか、そういう形で回収したんじゃないですか、その辺は確認ですけど、全部10月下旬ですか。

○総務課長（溝口 猛君） 戸別受信機の回収につきましては、本所、支所それぞれで回収したところでございます。

したがって、多少日程的な部分はずれがありますが、ほぼ先ほど市長が申したとおり10月ごろ全部回収したという形でございます。

○3番（西江園 明君） 結局、即回収された消防団の人もいたんですよ。

そして、志布志で夜住宅火災がありました。それは、回収されてるから消防団員は聞こえない。

市長は、日本一という何十億もかけたお金ではつながってない、緊急の時に役に立っていないという事態があって、消防団の人から私もすぐ電話をいただきまして、総務課に私は連絡しました。

そしたら、そういう事実があったと、つながってないということで、何のために何十億も掛けた市長が言う日本一という設備が緊急の時に役たたんで、何のための施設かと思ったんですけども、これはもう1回、なぜこういう事態が発生したのか教えてください。

○総務課長（溝口 猛君） 防災無線での緊急放送の件でございますが、先ほど、防災無線の操作卓の工事が完了した段階で、幾度となくテスト放送しました。その結果、正常に動いていると

いう形での確認をとったところでございます。

議員御指摘の11月の末に発生しました志布志の若浜住宅の火災でございますが、その当日、告知放送が鳴らなかったということが判明しところでございます。その後、翌日に業者に早急に点検の確認をいたしましたところ、防災無線と告知端末を連動させる装置の一部に故障が発見されたということが分かったところでございます。早期に修理しております。

そして、その後、機器の修繕を行いまして、12月5日に試験を行い正常確認をしたところでございます。

その後、12月の避難訓練、あるいは1月になりましてから、志布志の上天神で火災が発生しておりますが、その時は正常に稼働しているところでございます。

○3番（西江園 明君） 市長、あなたが日本一と言った機械はですよ、本当は12月5日から正式に稼働したんですよ。だから、消防団の人がその後の火事になったときに、外に出ていたもんですから、お家にいる奥さんに電話をして、聞こえたかよちっせ、はい聞こえたよと言ってわざわざ確認の電話をした団員もいました。

これが現実でですね、ですから、そんなせつかくあれが私は目的だったんじゃないかなというふうに、この設備はですね、そういう中で市長が盛んに日本一ち言っちゃいながら、いざというときに役に立たない施設が、そして、そういう緊急事態があって初めてつながってないというのが分かるようなお粗末な機械、設備だったと私は感じました。

今、そして、市長は盛んに言われますけれども、日本一の消防署を建設中というふうにおっしゃっていますが、先ほどの言いましたあくまでも結果が日本一というのは証明すると私は思います。必要な時に役に立たないような施設が日本一だというふうに言われないように、ぜひこれからもしていただきたいと思います。

そして、私は以前一般質問の中でも言いました。市長が今る冒頭述べました、もう書ききらんぐらい総務省からも言われて、どうのこうのち言うっせ言われました「日本一」ということを盛んにPRされていましたが、昼間人が集まっている大規模なお店とか、福祉施設、企業、病院という所には、今言いました津波放送というとか、緊急放送というのは聞こえないんです。夜、皆さんうちに帰った時だけは聞こえますよね。

だから、市民の人たちは、夜しか津波はこんじゃろかいなというふうに、冷やかす人もいますけれども、このような施設、今言いました病院、福祉施設、企業、大規模店、どのように考えているのか、市長は前は有料で申請があれば付けるというようなことですけど、まだそういうお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の事業によります行政告知端末機につきましては、市民の方々に無料で設置できたということございまして、それはお住まいなっておられる住家に対して、そのようなことができたということでございます。

事業所等につきましては、今回は対象になっていなかったということでありまして、今後その

ことにつきましては、設置を希望される方につきましては、行政告知端末機の設置の希望をされる方につきましては、有料で設置をしていきたいと、そしてまた、別途戸別受信機を回収しておりますので、戸別受信機につきましては、無償で貸与をするというような形をしてみたいと考えております。

○3番（西江園 明君） 苦しい言い訳だなというふうに聞いてました。一方じゃ老朽化したから回収すると言いながら、今度はそれを貸し付けると。前は有料でということ。また今回も有料で、今どき10万円近くのお金をかけて果たして付ける企業というのが、果たしているでしょうか。東北大震災でも発生したのは2時46分、昼間ですよ。あの時、何人の人が家にあれを聞いたでしょうか。あくまでも有料で申請があれば付けるという市の姿勢ですので、またこのことについては、いろいろまた、それが果たして日本一と言える市なのかということをもう1回考えていただきたいと思います。私は、全市を網羅してからのことだと、日本一というのは、ほとんど日中にいない家に付けて日本一というのはどうかと思います。これが私は市民目線だと思います。

そして、この事業のことについては、いろいろ一昨年から執行の在り方については、一般質問をしてきました。そして、現在市が訴えられて裁判中です。一般的に、こういう裁判というのはすごい時間がかかりますよね。結果が出る頃は、市長はあなたではないかもしれませんが。判決がどうなるか分かりませんが、負けた時は相当な費用を私たちの税金で支払わなくてはなりません。その時、10年後かもしれん、判決が出るのですよ、結果が出るのは。その時、あなたが市長であれば、それなりの責任は問えると思うんですけども、市長でない時の市長が責任というか、賠償をしなければなりませんけど、その責任についてはどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御指摘のとおり、私自身は市長として任務を担っているということございますので、市長としての責任はとるということでございます。

○3番（西江園 明君） このことについてはですね、仮定ですからあまり追及はいたしませんけれども、勝っても負けても、例え和解でもですね、相当な費用負担ということはあることは分かりますよね。じゃあ伺いますけど、今、これ現在まで裁判にかかった費用は幾らですか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在まで裁判費用として支払った金額でございますが、まず弁護士にお支払いします着手金、これが52万5,000円でございます。それから、弁護士の裁判が開かれた折にお支払いしております旅費相当分でございますが、これが36万7,500円でございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ、もう既に90万弱ですかね、というお金を私たちの市民が納めた税金で既に使っているということです。これから何年かかるか分かりません。弁護士費用だけでも膨大なものです。

今、市民税の申告シーズンです。市民が自分たちが納めた税金が裁判に使われていると知ったら、どう思うでしょうか。裁判の中身についてはですね、聞いても今裁判中ですから、私が先般裁判とは関係ないような工事の流れについても情報開示請求をしましたら、裁判中につき開示は

できませんという書留で回答をいただきましたので、裁判の中身については、もう聞いてもですね、裁判中ですから、ということで分かっていますから聞きませんが伺います。では、まだ裁判は現在一般の人が傍聴はできない弁論準備というか、裁判の前段の部分ですけれども、それには職員がいろいろ出廷をして聞かれていると思います。先ほどの弁護士費用だけでも聞くと、このペースでいくと7回ぐらいかな、行かれると思いますが、この裁判に市の職員としてコンサルタントの職員社員が出廷したことはありませんか。

○情報管理課長（徳満裕幸君） 現在裁判の参加については、市役所側については、情報管理課の職員、それから弁護士ということでございます。

ほかに誰が参加したかということでございますが、裁判の傍聴につきましては、裁判所の権限でございますので、傍聴について市が関与するところではないところです。

○3番（西江園 明君） 聞かれてないことも答弁いただきましたけれども、私の得た情報では、コンサルタントの社員が出廷して退去を命じられたと、12月13日の弁論準備のとき、はっきりそういう情報を得てますけど、今課長の答弁ではそういう事実はないということでしたので、いずれこのことははっきりするでしょう。微妙な問題ですのでですね、これ以上は聞きませんが。

ところで担当課長は今年で、今回で定年退職と聞きますが、裁判はこれからもずっと続きますけれども、今後も情報管理課でこれは所管するんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

裁判につきましては、本来は総務課が担当して行うところでございますが、今回情報管理課の業務に関する内容ということで、情報管理課の方で担当をしているところでございます。

今後も総務課、そしてまた、情報管理課と共同で対応するということになるかと思えます。

○3番（西江園 明君） 後任の課長も大変ですよ、業務以外のことをしなくちゃならんわけですから、このことについてはですね、裁判中ということですので、これ以上お聞きしません。もう時間がありませんので、次に指定管理者制度のことでお尋ねします。この件も以前にお聞きしましたように、果たして志布志市になじむ制度なのかと、国の箱もの行政の失敗を民間に任せようとした制度が、地方にも適用されただけと私は思います。この制度の導入にあたって、どのような議論がなされたのか、私は不思議でなりません。前も言いました。隣の都城市は、この件で研修に行ったとき、ここの職員ははっきりとこの制度ほど、市長あなたですよ、あなたのことを思って、「市長の人気を下げる制度はないから導入する気はありません」というふうに都城職員は、その時は答えられました。自信を持って答えるということは、この制度を導入すれば、市長のためにならないと思ってそういうふうに議論した結果だと思えます。それを志布志市は、当初はほとんど公共施設を対象にしていました。最初は、公民館まで指定管理者制度の対象でしたが、私も教育委員会に行って聞いてみました。「公民館を指定して、制度を導入して何かメリットがあるのか」と尋ねてみました時の課長いわく、「メリットは一つもありませんでした」ということでした。メリットがないのに導入するのが志布志市かと思いましたが、その後、議論されたの

がいくつかそういう対象から外れたようですけれども、そこで伺いますけど、この制度を導入しての成果をお伺います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

指定管理者制度の導入に関しましては、地方自治法の改正により、平成18年9月以降指定管理者制度へ移行しなければならなくなったところであり、これに併せて、市の全ての施設について、実態調査を実施した上で、指定管理者制度検討委員会を設置しまして、本市の基本的な考え方を示した指定管理者導入指針、指定管理者導入計画を策定し、この指針計画に基づき積極的かつ計画的に指定管理者の導入を推進してまいりました。

指定管理者制度導入の目的は多様化する住民ニーズにより、効果的、効率的に対応するため、公の施設の管理について、民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図るものであります。

本市の公の施設については、現在99施設の中で指定管理者制度を導入している施設は、45施設であります。また、45施設のうち24施設で公募による選定を行っております。

指定管理者制度を導入しまして、民間の活力やそのノウハウを活用して、利用者のニーズに対応した効率的で、質の高いサービスの提供が図られていると考えております。施設管理費については、直営で管理している際の職員の人件費からすると縮減され、また業務の簡素化にもつながっているものと思います。

全ての施設において、公の施設に係る指定管理者制度に関する指針に基づき、業者からの苦情への対応については、施設の所管課と連携して対応し、業務改善の実施や必要があれば市からの指示も行いながら次年度への協定を結び、施設の設置目的を十分に反映した中での管理運営がされ、施設の一層の効率的、効果的な活用が図られ、市民サービスの向上につながっているものと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

有明地区にごございます青少年館は、校区公民館活動の拠点施設でございまして、施設の設置目的などから、その管理については、地域の活力を積極的に活用することが望ましいと考えまして、平成18年9月から指定管理者制度導入を行い、各校区公民館に管理を委託している施設でございます。

指定管理者制度導入により、実際に利用される公民館長さんや地域の方々により、環境美化や施設の老朽化及び風水害による不具合箇所の発見対応が迅速にできたのではないかと考えております。

○3番（西江園 明君） 非常に市長は、事務局が準備した答弁書をどの程度理解されて答弁されたのか分かりませんが、今回議会で臨時議会でも提案されましたダグリだつて2,000万円という金額です。果たしてこれが、指定管理者制度の直営よりも低いんじゃないかなというふうには私は思いましたけれども、先ほど市長は成果をうんぬんということで言われましたけれども、この2,000万円という金額、そして直営よりも私は低いと思うんですけれども、このことについて

市長はどう思われますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ダグリの指定管理につきましては、当初6,500万円ということで、スタートをしたところでした。

しかしながら、今回の応募につきましては、その指定管理を受けた受託業者がその金額ではとても対応できないということで、改めてその額については、4,500万円に変えて公募しまして、そしてまた、その金額についても応募がなくて3,000万円というような形で公募がされたところございました。

そして、改めて今回2,000万円という形での公募ということになっておりますが、そのことにつきましては、この指定管理が始まった頃の経済の状況、そして、志布志市を取り巻く畜産環境の変化というものがあつたうえで、そのような形で指定管理制度の中の使用料についての納付金についての額の変更になっているものと考えるところでございます。

○3番（西江園 明君） ボルベリアダグリへの制度導入については、多くの問題があり、議論されてきました。この制度、指定管理者制度を導入したばかりに余計な火種を市長がつくったものだと私は思っています。

それではですね、公共施設管理公社の件でお尋ねします。ここは体育館やグラウンドを管理していますから、協定とか契約の金額はほとんど人件費です。だから、ダグリなんかと違って収入がありませんから、節約しようにも節約できません。

そして、この制度は3年間です。ですから、導入して3年後、この人たちは自分たちの職場を3年後には更に自分の職場を確保するために、3年後また市と入札をしなければなりません。入札するためには、当然入札というのは安い方で落札するわけですから、市と契約するためにここで働いている人たちは、自分たちの給料を20%削って、2割削って入札に参加しました。そして、自分たちの職場を3年間確保しました。仕事に3年間就くために給料を下げなくてはならないという、これがあなたが進めた制度です。目線はどこを向いているのかと、私は言いたいですよ。さすが2年前、この制度が契約された時、私は文厚委員会に所属してまして、こんな制度はおかしい、給料を下げるのはおかしいと、委員会で問題になり、市長を委員会に出席してもらい、問いただしたところ、市長は給料は下げないということを約束して予算は可決となりました。

そして、今年は3年目を迎えようとしておりますから、このことについて、こういう事態が3年ごとに発生するわけですがけれども、このことについて検討したいというふうなことでしたが、今後どのように考えていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成4年に志布志町の公共施設の管理を効率的に行うことを目的に設置されました公共施設等管理公社の今後の方向性についてでございますが、現在は、志布志支所での電話交換業務及び公共施設等管理公社の総務業務について委託するとともに、文化会館、志布志運動公園施設の指定管理業務を実施しているところでございます。

その中でも、総務課の委託事業についても事務事業評価の対象とし、内部で今後の方向性を検討したところでございます。

また、昨年8月に実施しました外部評価会議でも、事務事業の必要の有無や実施主体の在り方を議論していただいているところでございます。

外部評価委員は、電話交換業務においては、本庁各支所の業務統一を図るべきであると同時に、公共施設等管理公社の職員の雇用問題を勘案しながら、この事業を廃止していく方向性が妥当であるとの意見が8人中5人の意見から提案され、この意見参考にしながら、平成25年3月末、24年度をもってこの事業を廃止し、電話交換業務については、市が直接雇用する職員でと考えております。先ほど述べましたとおり、現在公共施設等管理公社は、文化会館、志布志運動公園施設の指定管理者となっておりますが、25年3月までの期間となっております。併せて、平成22年8月1日から、しおかぜ公園の維持管理事業も展開しており、先ほどの電話交換業務の廃止に合わせて自立を促し、NPO法人化に向けて取り組んでいるところでございます。

○3番（西江園 明君） 今、市長の答弁ということは、公共施設この指定管理者制度は廃止、今回でもう終わりというふうに外部でも評価、そういうふうな意見ということで理解していいんですね。そして、その後はNPOとかいうことですがけれども、法人化を進めるということですが、じゃあそれがならなかった場合は、直営とか、そのNPOというのは、どういう考え方なんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

NPO法人化ということによりまして、今後事業に参入しやすくなる、そしてまた、現在の段階では、任意団体として指定管理制度の導入をしているため、単年度精算方式になっているということでございますので、これらのことで修繕費を除いて単年度精算することなく法人の裁量の中で、動きやすい経営を図ることが可能というふうになるということでございます。そのような形の法人化を目指していくということでございます。

電話交換業務につきましては、現在市の本所の方でやっております内容と同じ内容にしていきたいということでございます。

そしてまた、現在従事している職員につきましては、このNPO法人化の中で引き続いて仕事をしてもらうというような方向性を協議しているところでございます。

○総務課長（溝口 猛君） 補足を申し上げます。

今電話交換業務につきましては、指定管理者制度ではなくて、業務委託という形での委託事業をしているところでございます。

そのほかの現在公社が受託しています例えば運動公園施設とか、あるいは文化施設の指定管理でございますが、この件については、先ほど市長が申し上げましたとおり、公社自体をNPO法人化すると、そのことによって公社自体も事業がしやすくなるということでのNPO法人化を検討していくという形でございました。

○3番（西江園 明君） 教育委員会にお聞きしますけど、今ここの公社はしおかぜ公園は管理

してないですよ、市長の答弁ではしおかぜ公園を含めてというような、管理はしてないですよ、教育委員会の直営でやっていますよね、しおかぜ公園は。

○生涯学習課長（米元史郎君） 公共施設管理公社の方に業務委託ということでお願いをしております。

○3番（西江園 明君） ああそうですか、では、当初は教育委員会が直営で人を雇って雇用して、あの機械をいろんな補助で買いましたよね、あの機械を使ってしおかぜ公園は管理しているというふうな方針を聞こえたんですけど、もう時間がありませんから、もうこのことについては廃止ということで、NPO化を目指すということでお聞きしましたので、終わりますけれども、やっぱり市長、勇気ある撤退もですね、やっぱり施設によっては必要だと思うんですよ。国は失敗だらけじゃないですか。私も先ほど教育長は、有明町にある青少年館のことでもですね、公民館長さんに聞いたことは、よう皆さんは受けきったですねというふうなことですね、そしたら、「いや鍵ぐらいのこっじゃっで」というふうにお聞きをしたんですけど、こういう例えば、青少年館なんかでもですよ、当然私は委員会の中でも聞きましたけれども、事故が発生した時には、当然そこに管理者がいるわけです。管理者の責任があるというふうに委員会の中でもお聞きしたんですけど、再度確認しますけれども、こういう最近天井の崩落事故とかで報道されていますけれども、こんな大きな事故じゃなくも管理瑕疵（かし）的な事故が発生した時には、こういう青少年館なんかの事故の場合の責任というのはどこにあるわけですかね。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほどの指定管理の問題ですけれども、現在公社が受けております施設につきましては、25年3月までの公社の受託という形になっております。

したがって、来年度中に改めて指定管理についての協議をするわけですが、この施設につきましては、現段階では引き続き公募による指定管理を継続するという形でございます。

○3番（西江園 明君） もう時間がない時に、前んとをひっくり返しても、市長がもう廃止という表現をしてNPOという、市長、どのことですか。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほど市長の答弁の中で、廃止という部分につきましては、今公社の方に志布志支所の電話交換業務を業務委託しております。その部分につきましては、公社の職員の定年と申しますか、そこら辺りを見計らって廃止の方向で進めていくと。

それと、現在受けております施設につきましては、引き続き指定管理者制度を維持していくという形でございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

事故等の施設への賠償責任につきましては、国家賠償法で公の施設の管理の瑕疵（かし）により、利用者に損害を与えた場合には、地方公共団体が賠償責任を負います。指定管理者に管理代行させた場合であっても、市は公の施設の設置者であることに変わりはなく、市が責任を負うこととなります。

ただし、この場合は、指定管理者に対する求償権を有するものであるということでございます。

○3番（西江園 明君） もう時間がないのに前んとを答弁してもらおうとですね、私が聞いたの

は、結局また引き続き公募するという方針、それだったらすよ、そういう方針だけでも給料は下げないという同じ事態が発生することになるわけですから、公募するとなると、今の公共施設の管理公社のやり方はですよ、それでまた市長は、そこで予算を下げないという、給料は下げないということで、予算を可決した経緯があるわけですがけれども、同じことというふうに理解していいんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の件につきましては、先ほど答弁いたしましたように、職員の中で退職者も出る時期を選んで、このような措置をしていきたいということでございます。

そのような中で、改めて現職員の待遇については、保証しながら取り組みをしていきたいということを基本的に考えております。

○3番（西江園 明君） 仕事をしたければ給料を下げても応募しなさいということになるんですかね。じゃあもう次へいきます。

そういう市長の目線ということですね、疑問を思いながら質問をしておりますけれども、先の議会で11番議員も質問されましたが、昨年秋でしたかね、伊崎田中で私もいきまして、学校統廃合の説明会に私も出席をして意見を聞かせていただきました。参加者の3分の2の意見は、伊崎田地区の校区の住宅行政に対する批判でした。回答する教育長はじめ教育委員会の皆さんは本当大変、回答のしようがないですから、私はこのような市長のお膝元でこのような意見が出ることに驚きましたけれども、町長時代から市長になって、市長の目線というのはどこだったのかなというふうに思いながら聞いていました。農振地域だからというのはうんぬんということも聞かれましたが、じゃあそれを解除とかするために、市長の政治力というかを発揮する行動をとられたことはなかったんですか。ここを解除してくださいと市長が自ら出向いて国や県に農水省というふうなことはなかったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

農家住宅の件につきましては、先月先般の議会の折にお答えしたとおりでございまして、市長会で私の方で知事にかような要望があるということをお話し申し上げ、そして改善をお願いしたいということの提案をしたところでございました。

知事といたしましても、この内容については、国が決めるべき内容ではあるが、知事といたしましても、農家住宅の農業後継者が自分の土地に住宅を設けられないということについては、非常に疑問を感じるというようなことのお話がありまして、その内容については、改善の方向をすると、そのまた関係機関に求めるというような答弁をいただいたところでございます。そのような形で、それぞれの事案につきまして、それぞれの部署で要望、また陳情等を申し上げているところでございます。

○議長（上村 環君） 西江園議員、通告されたものについて、済ませられるようお願いいたします。

○3番（西江園 明君） 市長の政治力に関することで、日本一ということですね、先の一般

質問の中でも6番議員の水の取水、あるいは先般の学有林のことでは、口まわしはできたというような、いろいろ市長の政治力に関するような質問もなされております。

最近、伊崎田でも国会議員が動けばそういうふうに変更になったということも聞きました。国会議員だからできたんじゃないで、あなたが動けばできるんですよ、それが政治力でそれを皆さんは、市民は期待をしているわけです。役所の仕事というのは3月31日はぴしゃっと終わりますから、心配せんでもですね、もう飛ばします時間がないから。

じゃあ最後の通告しておりました道路行政のことで、都城志布志道路の件でお聞きします。志布志港がバルク港に指定されまして、後背地の道路整備というのは急務というふうに言われております。背後地に通ずる道路整備は大きな課題です。年次的に現在志布志港に向けて工事が行われておりますけれども、ここに先日のうちの委員会の中でも一部出ましてけれども、志布志町で進められております計画が、市道町原弓場ヶ尾線を利用するもので、国道でもなく県道でもなく、市道を自動車専用道路として利用する計画です。一般の市民は自動車専用道路と言っても理解できませんから、高速道路というふうに理解しています。

この高速道路と一般道路と一緒に走らせる計画です。市長、意味は分かりますよね、通告していますから担当課から聞いていると思いますけれども、中央の2車線が高速道路、外側が上りと下りの一般道路、4車線の道路です。いきなりこの4車線の計画が地域に示されたものですから、大変です。この付近にあるお店も大変です。結局右折ができないわけです。高速道路がありますから。

私たちの自治会でも急きょ役員会を開催し、この計画を示したところでは、道路沿いの人は説明会がありましたから、理解をしていましたけれども、奥の人は入ってなくて、初めて、びっくりしていました。ですから、まず伺いますけど、この自動車専用道路と一般道路と共用する計画、併用する計画を公安委員会が、私はよく認めたなと思うんですけども、公安委員会との協議は状況はどのような状況ですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公安委員会との協議でございますが、この道路は2車線の市道を4車線に拡幅したうえで、主要な交差点を立体交差化する計画でありまして、現在委託業務を発注いたしまして、公安委員会など関係機関と調整を行いながら、測量や設計を進めているというふうに伺っているところでございます。

○3番（西江園 明君） じゃあ公安委員会は条件さえクリアすれば、もう公安委員会の方は認めるというふうに理解していいんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

2車線の市道を4車線に拡幅しまして、主要な交差点を立体交差化する計画でありまして、最終的には公安委員会の協議があるということで、この協議を調えなければならないということでもありますので、このことが進められるというふうに思っております。

○3番（西江園 明君） 県のする事業ですから、地域沿線の人たちにとっては、この車、この

計画で車のルートは大幅に変わります。地域にとっては、決してメリットのある計画とは思いませんけれども、この地域とこの幹線道路計画との調整というか整合性をどのように考えていますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

道路網策定業務で、この地域の現在の土地利用状況、交通量や交通流の把握、流れの把握。また、東九州自動車道と都城志布志道路によって分断される沿線の交通影響を検討するところであります。

この結果をもとに、既存の拡幅や新たな道路の整備を組み合わせまして、まちづくりへの影響の軽減と利便性の確保を図っていきたいと考えております。

○3番（西江園 明君） 県が計画した道路のために沿線の生活道路には、大幅に今市長がありましたように見直しはしなければなりません。明許繰り越しでもされてました設計がですね、でも億単位の私は事業費がかかると思いますけれども、市には考えてない余計な財政支出が伴うわけですけれども、このことについてはどのようにお考えですか。

○市長（本田修一君） ただいまお話がありましたように、かなり財政的にも大きな支出が考えられるところがございます。そのような状況でございますので、年次的に整備を行ってまいりたい。特に、この事業につきましては、まだまだ明日あさってできるという話ではございません。5年、10年という単位で今後事業が進められていくと思われまいますので、それらに合わせて整備をしてまいりたいと考えます。

○3番（西江園 明君） この計画も縦割り行政の弊害というか、相当な事業費をここに投入しなければなりません。県が進める都城志布志道路と、国が進める東九州自動車道がちょうど交差するわけですけれども、約1kmぐらい、その東九州自動車道を通ればですよ、これを利用して途中から志布志港に入るジャンクションをつくるのかなというふうに我々は思っていたんですけれども、そうすれば事業費も少なくて済むのというふうに思ったんですけれども、そのような計画はなかったんですかね、この道路を東九州自動車道に一部乗せるという計画です。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この都城志布志道路の志布志港までの区間につきましては、現在インターチェンジとして予定されております志布志までの区間というようなことで当初予定のあったものを志布志港までということの延伸をお願いしたところがございます。そのような観点で、ただいまお話がありましたように、東九州自動車道に乗せて、この道路の整備が図られれば地元に対する負荷も小さいというようなふうに考えたところがございますが、東九州自動車道のルートの関係で、その勾配がある所につきましては、そのような形での接続というのは非常に難しいというようなことがありまして、ただいまお話しているようなルートの設計になったようでございます。

○3番（西江園 明君） 今市長がお話しされたように誰だってそう思いますよね。ですから、ここで先ほど言いました市長の政治力、市長の出番ですよ、市長はこの件で直接国や県に出向いて、この場合は県かな、東九州自動車道は国です。出向いて、そのような今市長がお話になった

ようなことで協議したということはなかったんですか。あればその結果を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、現在都城志布志道路、そして東九州自動車道というものが、本市に新しく高速道路網として整備される計画になっているということでございますが、臨港線も含めまして、都城志布志道路が志布志港まで新たに整備されるとなる時に、別の形で路線が設計されるとなれば、地区に対して非常に負荷が大きいということで、地域が分断されるということがございましたので、なるべくそういったことの影響の少ない形での設計をお願いしたいということにつきましては、このことには特に担当の県、そしてまた、国へもお話を申し上げてきたところでございました。そして、今お話しております路線についても、できるだけ効果というものを設計をお願いしたいということの要望は重ねてきたところでございます。

○3番（西江園 明君） 志布志にとっても大きな道路、全国で初めてののようなケース、いいことは、おだて日本一でいいんですけれども、果たしてこれが、初めてが日本一と言えるのか分かりませんが、大いにこれについてはですね、私が言いたいのは、市がもうちょっとものを申せということをお願いいたします。終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、西江園明君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩いたします。

午後は、1時から再開いたします。

○
午前11時58分 休憩
午後1時00分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、下平晴行君の一般質問を許可します。

○2番（下平晴行君） 昨日、東日本大震災が発生して1年を迎えたということで、今までの状況をテレビで放映がありました。地震、津波だけでも大変な災害であった上に、原発事故が重なり、特に農業、漁業の方々は大変な生活を強いられておられました。

胸の締めつけられる思いでありました。改めて行政、国の対応の遅いことが浮き彫りになりました。早い復興をお祈りいたしたいと思います。

それでは、通告書に基づいて質問いたします。

初めに施政方針全般についてであります。平成24年度施政方針は、七つのまちづくりの方針について、行政改革大綱、第二次志布志市改革プランに基づいて行政改革に全職員が積極的かつ主体的に取り組み、質の高いサービスを提供するとともに、効率的な行財政運営に努めていくとありますが、施策をしっかりと実現するためには、どのような取り組みを考えておられるか伺います。

○市長（本田修一君） 下平議員の御質問にお答えいたします。

私は、平成24年の施政方針において、志のあふれるまちを基本理念として、市の将来像である、

「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて、市民の皆様が安心・安全でいきいきと暮らし、市民が主役の市民のための、市民に開かれた、そして、市民の目線に立った行政を基本としたまちづくりに全力で取り組んでいくことを述べさせていただきました。

そして、本市はこれまでさまざまな日本一づくりに取り組んでまいりましたが、そのような日本一づくりの取り組みは、本市のまちづくりを進める上で重要なものであると考えております。

志布志ブランドを確立させる施策を行政と市民が一体となり、継続して取り組むことで、志布志市の知名度評価が高まり、志布志でできた農・蓄・林・水産物は、安心・安全・本物としての銘柄が確立されることで、地域経済の活性化が図られ、結果として市民の所得向上につながると考えておりますので、引き続き日本一のあるまちづくりに取り組んでまいりたいと考えております。

また、各施策の推進にあたっては、財源に限りがあることから、その施策が本市の発展に真の必要な施策であるか十分な検討を行いながら主要な事業について、予算の重点配分をしたところであります。

さらに、各施策の実施にあたっては、職員の資質向上が不可欠であることから、職員の意識改革や能力向上を図りながら、限られた財源や人材を活用し、職員一丸となった市全体としてチームワークで取り組んでいきたいと考えております。

○2番（下平晴行君） 市長が全体的と申しますか、それぞれの取り組みの在り方というのは、例えば職員の資質向上とか、私が思うのはですね、それぞれの部署の責任者である課長が、市長と同じ方向を向いて、そして、考え方も一緒に、あるいはそれ以上の考え方をもった人が、その立場にならないと、私は施策の実現とはないというふうに思うわけですよ。

いろんな市がどんな取り組みをしているのかということで、その事例を検索してみますと、松坂市の山中市長がですね、施策を実現するために部課長、部局長、いわゆる課長と一緒にですね、志布志で言いますところ、の政策宣言の取り組みをしているわけです。部局長の政策宣言は市政の各分野の責任者である部局長が、市長のマニフェストや所信、施策に基づき1年間どのような市政で何を重点施策として仕事に取り組むのかを明らかにするとともに、可能な限り目標を数値化し、目標達成へ向けた取り組みを進め、その成果を評価していくと、こういう考え方で政策宣言をつくる。

そして、この政策宣言を公表するにあたっては、部局長一人一人と面談を行い、昨年掲げた重点施策の成果はどうであったのか、何が達成できて、何が達成できなかったのか、なぜそういう結果に至ったのかということと一緒に検証しているようであります。

そして、施策で市民の皆さんと約束したことや、総合計画の実現などのために昨年度の検証を踏まえて、今年度はどのような形として具現化していくのかを議論し、重点的に取り組んでいくということでもあります。

この部局長の政策宣言の内容を市民の皆さんに御覧いただくことにより、市政の在り方について関心を持っていただき、また市政の進捗状況を一緒に厳しくチェックして、市民の皆さま

んの市政に対するさまざまな声を聞かせていただくということでの取り組みであります。

特に、これは3年目ですね、この人は3年目でこういうやり方、もう3年かけてこの政策宣言をつくらせているということです。この中で特に市長、検証と、やはり検証することで次の次年度、より一層の実現に近づけるわけですね。

そこでちょっと、これは総務部長の政策宣言、ちょっと読ませていただきますね。部局の基本方針と使命ということで、総務部長が、総務部は財源の有効活用、人材の育成、法制執務など、市役所内部の支援組織としての使命を課せられています。

具体的な方針の柱は、一つ、適正で効率的な財政運営による健全な財政状況の堅持。二つ、定員の適正化。三つ、しあわせ創造型職員の実現に向けた職員の育成。四、公平で公正な透明性のある公共調達の実行確保。五、公正で透明な市政運営を図るための情報公開の推進の5本ですと、いわゆる基本方針を課長が立てているわけですよ。

そして次に、目標設定に至った背景、現状と課題、こうすることで現状については、そういう地域経済の活性化を阻害することのある厳しい財政環境にありながらということであってあります。そして、その中で課題が、次に今年度重点的に取り組む施策ということで、重点施策、自主財源の確保、そして具体的に取り組む内容と、具体的に何をするかというまでこれは掲載してあるんですよ。

そしてですね、次があと一つ、ちょっと例ですので、市政戦略部長の政策宣言ということで、部局の基本方針と使命、地方分権自体の下、深刻な経済危機、少子高齢化が進む中、社会経済情勢や市民ニーズの変化を的確に捉え、市民の幸せや痛みに直接反映する効率的、効果的な行政運営の仕組みを市民とともにつくってまいります。

そして、目標設定に至った背景、現状と課題ということで、現状ですね、市税収入の増加が期待できず、また地方交付税も減少していくことが見込まれることから、財政規模が縮小していくことは否めません。加えて、少子化や高齢社会の振興などの伴う社会保障関連経費の増大などにより、非常に厳しい行財政運営をしていかなければなりません。行政として徹底した効率的な行政運営を行うとともに、行政として税金を投入して行うべきものは何かという市政運営の原点に立ち返り、改めて現状を検証することが今求められており、昨年度は行革元年と位置付ける中で、事業仕分けに着手してきました。

こういうふうに、市長、市長と同じ方向に向かって、それぞれの管理職である部局長、課長が現状と課題、課題がですね、これからの効率的で、いっぱいあるんですよ。効率的な市政運営を推進するための基本的な考え方として、その具体的な行動計画を明確に示して、行財政改革を具体的に推進するとともに、その状況を積極的に公表して、行政だけで進めるのではなく、市民とともに取り組んでいかなければなりませんと、いっぱい課題はあります。

そして、今後の重点的に取り組む施策、行財政改革の推進、そして具体的に取り組む内容と。こういうふうに明確に市長、うたってるんですよ。大きな表現で言うと、市長よくこの施政方針にも書いてありますよね。先ほど市長がおっしゃったように、職員の質の向上とか、だけども見え

ないわけですよ、これじゃあ。

今、よくあいさつの話もこの前同僚議員も言うておりました。しかし、私は行政は最大のサービス機関であることをしっかり職員の皆さんが認識すればですよ、本来あいさつは当然じゃないですか、こんなことをあいさつしなさいなんて言うことがおかしいと私は思います。体操をしましょうとか、あいさつをしましょうって、これはもう体操、健康は家ですればいいことであって、ここにきてまで体操をする必要ないと私は思いますよ。

ですから、このように志布志市のいわゆる各分野の責任者は課長なんですよ。ですから、あなたがそのビジョンや施策に対応できる人、それは自己申告やヒヤリング、これをしっかりやって、適材適所の人を充てればいいわけですよ。どうですか、取り組みは。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員の方で松阪市の例を示されたところでございます。

本市といたしましては、私自身のマニフェストに基づいた形で、各担当の方で事業化をするという形でそれぞれの年度において施政方針という中で述べられているところでございます。

議員御指摘のとおり、実働部隊となるところは、まさしく担当の部署の課でございますので、その課のもとに、課長の下にチームワークを発揮しながら事業運営していかなければならないということは、御指摘のとおりだというふうに思います。

そのような中で、じゃあその松阪市と同じように課長自身にそのような形で、事業の具現化のために基本方針等について述べさせ、そしてまた、その進捗よくについての内容の公開をするということについては、現在取り組んではいけないところでございますが、課長自身は当然そのようなことを自分の業務の範囲内と捉えて事業執行に当たっているというふうに考えているところでございます。

そしてまた、課長自身ではないわけですが、市全体の方向性としましては、毎年の広報の中で私自身の施政方針、そしてまた、主な事業についての紹介を述べさせていただいているところでございます。そしてまた、財政状況についても、そのような形で市の広報で紹介をさせていただきまして、できうる限りの公開制というものはとっているつもりでございます。

○2番（下平晴行君） であると思いますじゃなくて、私はこれは提案ですから、このとおりやればいいということじゃないんですよ。こういうことをやって、しっかりと実現をしていくためにはここまでしないと実現しないんじゃないかということをおっしゃるんですよ、市長。

これは教育長から全部ですよ、教育長もいわゆる政策宣言を出させて、そしてこれをクリックしますと、今みたいにそれぞれの部長がどういう考え方で1年間事業を進めているのか。先ほどありましたように、そして前年度の事業はどうであったのか。やはりこの検証をすることで、施策の実現ができるというふうに先ほども言いましたけれども、市長、私はそういうふうに思うんですよ。あなたが自分で思っている、課長が思わなかったら進まないわけですよ。まして私はこの前の人事管理という問題でも質問しましたけれども、若いうちにそれぞれの課を全部回って、そして、それぞれの担当、係長、課長補佐、課長にならないと、中身が分からない、仕事が

分からない人が部下の人事管理ができますか、できないと思いますよ、指導は。ところがあなたは、課長と補佐も一緒に異動したり、係長と担当と一緒に異動したり、これはグループ制だったらいんですよ。でもグループ制も取り組みされないじゃないですか。

やはり、市民の目線でって市長もいつもおっしゃっておられるわけですから、市民の目線にどう対応できるか。今回も同僚の議員が対応があまりにも遅すぎるといような質問もされておりますけど、しっかりやっている職員はほとんどそうやってますよ。しかし、一人でもやったらそういうふうに言われるわけですから、それは何が責任かというと、一番あなたが責任ですけど、課は課長なんですよ。課長がしっかり絶えずそのことを言うと、言うというか指導、あるいはその考え方を課内でいつも指導していると、新しく入ってきた職員でもやっぱり公務員とはこういうものなんだと、宣誓書を読んだそのとおりかと、そのようになるんですよ。ですが、私は職員は民間から採用した方がいいというのは、民間の考え方を分かっているから、その方がいいと言ってるんですよ。民間は厳しいです。行政はあまりにも甘い、それはやはり金を取ってないから、お金は給料も毎月間違いなくボーナスももらえるわけですよ、私もいましたからよく分かります。

だけど民間は、私も民間にいましたから、民間は厳しいですよ。民間はその月に収入が、あるいは年度内に収入がこれだけ達成できなかつたら、必ずボーナスなんかないですよ。給料も落ちます。ところが公務員はどうですか、240何億の赤字ですよ志布志も、でも黒字ですよ。やはりそういう取り組み、市長、市民の目線に立った取り組み、それをちゃんとしっかりやる。このとおりしなさいということは言ってませんからね、これもいい事例だというふうに私は思って質問してるわけですよ。ですから、そのことをしっかり考えてもう1回お願いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本日も対応が悪いと、迅速でないといようなお叱りでの質問があったところでございまして、そのようなことは皆無ということではないということは、認識しております。そのようなことがないような形での、市民サービスの向上というものを全体でとっていこうよといような形で、本当にただいま御指摘がありましたように、課長を中心としたチームワークの形成というものについて、力を入れてきているところでございます。

私自身も民間出身でございますので、この町長、そしてまた、市長になって職員の皆さん方の勤務ぶりを見たときに、気になるところは多々あるところでございます。そのことにつきましては、今議員のお話がありましたように、民間ではそのような形ではいけませんよ、といような形でのお話は申し上げて意識の高揚を図らせているところでございます。

しかしながら、公務員の方々は、本当に優秀な方々が多いということでございますので、そういった気づきを得られて、そしてまた、認識を改め深められれば、本当にすばらしい市政運営ができるということを信じて指導を重ねてきているところでございます。

○2番（下平晴行君） ぜひですね、そういう能力がどうこうじゃなくて、市民の立場にどう立っているかということで、取り組みをぜひしていただきたいというふうに思います。

次にいきます。環境対策についてであります。

第2回志布志市水保全シンポジウムの在り方ではありますが、これは目的、それから基調講演、これは本当しっかり目的にも書いてあるんですよ、書いてあることは、しっかり書いてあるということを書いて、基調講演については、これは竹炭を利用した河川などの水質浄化をテーマに大竹教授が画期的な研究成果を紹介して、竹炭で軽石など微生物が付着し、水質浄化に効果が見られる。長い目で見て環境浄化に取り組む手助けをしたい。こういう講演でした。

そして、もう一人が飯島先生ではありますが、志布志市の水質検査結果などを示しながら、地下水の利用、保全ルールづくりが重要と指摘をしました。

問題は、市長、パネルディスカッションです。このパネル討論の目的、方向については、やはりしっかり事前にパネリストの皆さんと意識合わせをしますよね、やはりこのシンポジウムは参加する人が、やはり満足をしていく討論でないと、何のためのシンポジウムだったのかというふうに思うわけですよ。そこ辺をちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

水保全シンポジウムにつきましては、昨年に引き続き2月18日に2回目を開催したところであります。昨年は、地下水水質の情報共有と水質保全の重要性を啓発することを主眼としまして開催いたしました。今年の水保全について個人、各種団体及び事業所など各種主体が自主的な取り組みを啓発することを主眼としまして開催したところでございます。

そのため、志布志市の地下水と竹炭を活用した河川などの水質浄化と題しまして、2大基調講演をしていただき、その後パネルディスカッションを行いました。

パネルディスカッションでは、1番目に安楽川とどろ渓谷河岸整備の取り組み。2番目に野神地区のふるさとづくり委員会の田原川整備の取り組み。3番目に有明淡水有限会社の養鰻業の取り組み。そして、4番目に有明茶IPM研究会の取り組みを行政からは、市の施策について、発表させていただきました。発表者の中には、ふだん舞台上で発表するということになれない方、そのなれない中でその役をお引き受けいただいたと、本当に感謝したいと思います。

要は、このようなシンポジウムを開催しまして、市民及び事業者の意識改革、さらには行動が変わってくれればと考えているところでございます。

そして、このような取り組みは、また志布志市は何かやっているぞ、やってみようかということの情報発信、ブランドづくりにもなりまして、市民の誇りにもつながっていくと考えております。

今回、参加者のほとんどの方が、終了後のアンケートに回答されておりました。その結果も参考にしながら、また御指摘いただきました点につきましては、検討いたしまして、来年度につなげていき、さらに充実したシンポジウムにしていきたいと考えております。

○2番（下平晴行君） パネリストの方々には、本当に忙しい中を参加して説明していただいたということでは、本当に感謝いたしているんですが、ただ例えば、一つの例ですこれは、市内の養鰻業者の方が発表されましたシラス台地のきれいな水で養鰻経営ができていると、これはいいんですよ。ところが養鰻から出る排水、これについての浄化対策はどうなんだという、私はここ

がポイントだと思うんですよ、市長。排水については、保全対策をしっかりと、河川の汚染が川が汚染しないように、こういう対策をしておりますと、そういうのがあればですね、やっぱり水保全のシンポジウムかなというふうに理解するわけですけども、ここに参加される人は、本当に水に関心のある方がほとんどだと市長思うんですよ。だったら、何を期待するかというと、水保全シンポジウムだから、市が基調講演まで先生方を呼んで、そして、パネル討論までしていただくのは、何かまた改革できてくれるんじゃないかという期待もありながら参加すると思いますよ。

市長がそのアンケートを見ながら来年度はもうちょっと対応して、そのアンケート結果を見て対応していきたいということでありますので、そこはそれでいいと思いますが、それともう一つは、地下水保全条例の質問をしましたが、それはどこまで進んでいますか。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 地下水保全条例についてのお尋ねでございます。

先般の議会でお尋ねでしたが、現在、県内で地下水保全条例に類似した条例を定めている自治体は11団体でございます。環境保全条例やその他独自の条例等もございます。

先般お尋ねがございましたが、我々も水の保全の観点で、地下水保全条例の先進地を1月31日に宮崎県の小林の方にまいったところでございます。

条例の中身を精査するという形、そして、これがどのような背景で、どのような形で定められたということについて、学んできたところがございます。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。できるだけ急いで制定をしていただきたいと思います。

2番目にいきます。河川浄化対策協議会の在り方でございますが、この協議会を立ち上げた目的は、やはりそれぞれの河川が養豚場のし尿、たれ流し、こういうことで浄化できないかということでの河川浄化対策協議会が発足されたと思います。

しかし、雨前、あるいは雨の日、においがする。あるいは川が濁っている。一向にその浄化対策が進まない状況であるわけですよ。そこで、協議会の在り方を伺ってみたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

河川浄化対策協議会の設置につきましては、平成21年度に前川、平成22年度に田原川、平成23年度に安楽川と菱田川を立ち上げてきたところでございます。御承知のとおり、各河川浄化対策協議会の設置目的は生態系を認識し、情報を共有しつつ、次の世代に清流を残すための協議を行い、もって経済と環境の持続可能な発展を図ることを目的としております。

構成メンバーとしましては、1番目に流域の地域を代表する者、2番目に自然保護に関する活動を行っている者、3番目に流域で事業を行っている者、4番目に関係行政機関の職員である者、5番目にその他目的に賛同する者としております。

その河川ごとに自主的な活動を目指しておりますが、今のところ立ち上がったばかりという協議会もあり、議員御指摘のような十分な議論がされていないところもあります。今後、活動がより推進されるよう、共生・協働・自立推進事業などを活用しながら、サポートしてまいりたいと

考えます。

また、各河川協議会からの代表で構成する市全体の仮称志布志市河川浄化対策協議会を設置しまして、同じ目的をもった共通理解、共通認識に立った河川協議会を立ち上げていこうと考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） 代表の協議会を立ち上げるということでありませぬ、市長この市長がおっしゃったように、その委員の会員ですか、これは事業者も入ってますよね。一つはです、事業者それぞれがみんな考え方が違う、地域は守ろうというのは一緒なんでしょうけれども、やはりその中では、やはり参加している人から聞いたらです、表面上の意見は出るみたいなんです。ところが突っ込んだ意見がでないと、これはもちろん事業者もおられる、そういう立场上言えない。だから、私はもうちょっと逆の立場でいくと、事業者は事業者、あるいはNPOはNPO、あるいは地域は地域の人たちで議論する会をつくってですよ、その中で出た問題点、それを協議会で議論する。

協議会というのは、相談や情報公開、そういうことと合わせて討論のための事前に決められた会議みたいな形ですよ、協議会というのは、ここで決定する場じゃない。これはよく理解してるんです。ですから、そういう事前のあるいはもしくは協議会の中に調査委員会とかですよ。そういうものを三つ、四つつくってこの目的を達成する。このやり方も一つあると思うんですが、そこ辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

各河川浄化対策協議会におかれましては、一番影響のある事業者も参加しておられるということで、それこそその方針というか、表面的な形でしか意見はないというようなことになろうかというふうに思います。突っ込んだ形で意見が出るという協議会になればよろしいんですが、皆さんとそういった立場の方を十分理解され、そしてまた、遠慮されているというような形になっているというふうに思われるところでございます。

ただいまお話がありましたように、その横の連絡を取り合いまして、同じ立場の人たちのみの部会で協議しまして、その同じ立場の人の意見をもって全体の協議会の場で協議していくというやり方もあるのではというふうにただいま考えましたので、そのような方法もとらせていただければというふうに考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） はい、分かりました。ぜひそういう取り組みをしてほしいというふうに思います。

ただ、ここでです、何かあります。

○市民環境課長（竹之内宏史君） 市長の説明に補足をいたします。今、先ほどから議員の御指摘がございませぬとおり、そのような考え方にたつてです、やろうということで、現在内部で作業を進めておりますので、そういうやり方でないとなかなか遠慮して意見が出ないと、本来の目的を達成するためには、御指摘があったような形でです、やっていきたいというふうに考えておりますので、補足説明でございませぬ。

○2番（下平晴行君） もうちょっと言おうかなと、もうこれで終わります。分かりました。

次に、国有林の四浦地区と八野地区の130年以上の広葉樹を伐採して、新規に林道を2路線開設していることについて、伺ってみたいと思います。

市民の方から大変なことが起きていると、そのことは何なのかなと思っていたら、いわゆる国有林に2か所原生林に近い広葉樹を伐採して、新規に林道を開設しているということで、2月23日確かだったと思います。現地を見に行きました。びっくりしたのは、四浦地区も八野地区も山の峰を150年以上ある、あるいは二、三人で囲っても、手をつないでもつなげない広葉樹を伐採して、林道を開設していました。このことについて、行政は知っていたのかどうかですね、お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市におきましては、森林法のもと、地域森林整備計画を策定し、その計画に基づき森林整備を努めているところでございますが、その対象森林は、民有林となっております。国有林につきましても同様に、全国森林計画に則した地域別の森林計画が立てられております。森林法では、その計画の案に対して、市町村長の意見を聞くこととされており、また計画変更の際には関係市町村長に通知することとされておりますので、今回の事案は法に従い処理されているところであります。

議員御指摘の四浦、八野地区での林道開設につきましては、森林計画に明示されておりますが、具体的な施工箇所等は明示されておりましたので、今回の通告を受け、担当課において現地確認を行ったところであります。なお、今回の林道開設につきましては、森林整備に資する森林整備に基づいた整備であること、また大隅森林管理署に確認しましたところ、林道開設の支障になる立木のみを伐採であること。開設林道周辺の広葉樹伐採の計画はないこと等から、市において、その施業の中止等を求める法的根拠はないと認識したところでございます。

○2番（下平晴行君） 市長甘いですよ、根拠がないって、広葉樹を伐採してるんですよ。ちょっと、写真これはちょっと暗いかな、見えますか。

市長がそういう考え方だから国有林は、しかし市町村の意見をとるというのを市長おっしゃいませんでした。

これ、この3月19日でしたですかね、工期が。あと150か200m、これが市長これなんですよ、ちょっとテレビ映るのかな、これは先ですよ、今から工事をすると。課長が行ったんですか確認は、担当課長が行ったんですか、課長お願いします。

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） お答えいたします。

議員の一般質問に基づきまして、3月5日、現地を四浦側と八野側の和田林道からの2方向から現地を見てまいりました。

〔下平晴行君「どう感じたんですか」と呼ぶ〕

○耕地林務水産課長（井手佐喜雄君） 私の方としましては、当然山林の管理について、林道は当然必要不可欠なものでございますが、確かに現地においては、自然林である広葉樹のゾーンに

林道が開設されているという点においては、もうちょっと配慮ができなかったのかなという感想は受けたところでございます。

○2番（下平晴行君）　そういう考え方だから、ちょっと勝手に林道も、勝手というわけじゃないかもしれませんがけれども、私も、昔は営林署ですけど、今は大隅森林管理署ですね。熊本は九州森林管理局ってなっています。そこに電話しました。明る日だったと思うんですね、その森林整備課長とお話をしたんです。あなた方が管理している国有林の役割、広葉樹の役割、どこまで考えているのかということと、千年の森をボランティアではどんぐりの植樹をしながら、次世代のために、あるいは水保全、あるいは火災防止、あるいは小動物の生活、生きるための広葉樹としての価値があるんだよと、そしたら、その課長が千年の森も知らなかったです。あなたはよく森林整備課長として管理ができますねと、そしたら、向こうがあなたは何をされてるんですかと、僕はNPOのオアシス水環境研究会、もうちょっと言えば日本自然保護団体までは加入していませんけれども、それに近いような活動をしていますと、これは大変なことが起きますよ、あなたは、という脅しじゃないですよ、そういう言い方をしたんです。そしてですね、明る日はストップしました。そして、工事の在り方にも問題があると、問題があるというのは、いわゆる工事請け負い者にも、設計図があるからそこまでは失礼かもしれませんが、しかし私どもが見た時は広葉樹を倒して、この写真がそこにあるとおり、切りっぱなしと申しますか、そこも次の日にはみんな持ち出しという指示があったそうです。

私は、もうちょっと市長、あの入り口にですね、この看板が立ってるんですよ、何で職員分かんのかなって、これ市長、これ立ってるんですよ。ここにちゃんと、中間2124林道新設工事、23年10月13日から、24年3月16日までという。これを職員それぞれ、耕地林務水産課の職員じゃなくてもほかの職員も通るわけですよ。これ何をつくってるんだろう、林道ですけども、どういう工事してるんだろうって、せめて一人ぐらいはおかしいと思わないのがおかしくて、気づかないのがおかしいと思うんですけどね。もうちょっと早く分かっておれば、もうちょっと早く止められたと思うんですよ。これ一つはですね、もと営林署の職員の方、営林署、森林管理署の方も一緒に行ったんです、辞めた方です。そしたら何と言うかということですね、こんな所につくる必要はないんだと僕たちは言ってるんですよ、下の方にいわゆる谷間につくると広葉樹はほとんどないですから、そして、道路幅、幅員もそんなに幅を取らなくてもいいと。木は上から下に引っ張った方がずっと効率的なんですよと、上につくると今度は支線を入れんないかんわけですよ、横の方、斜めに。また木を伐採しなきゃいけないわけです。そこは杉だからいいかもしれませんが、下の所は。

そういうふうに職員でもそのことを言っているわけですよ。「上の者は机上で設計するから現場は全然分からない」と、こんな言い方をしていました。

だから、そのことも森林課長に言ったんです。こういう元あなた方の部下の方でも、辞めた方はこんなに真剣に山のことを考えて取り組みをしようとしているのに、あなた方は一切そのことは無視していると、そんなに言っているよというところまで言ったんです、私。

市長、だからですね、もうちょっと目配り気配りをしてほしいと思うんですよ。あなたはもちろんですけど、職員の方も。今の環境状況はどうかというのが何でここが分からんのかなと思って不思議でならないわけですよ。おそらくこのままいくとですよ、みんな伐採していたと思いますよ、これ、ここも。赤いひもがずっと結んでありました。そこを市長よく見てくださいよ。

ですから、かねてがやはりそういう関心がないのか、志布志市内の山であるのに国有林だから違うんだという考え方があるのかですね、そこ辺はどうなんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまの議員御指摘のとおり、広葉樹林でしかも、大きな木が切られているということについては、残念だなというふうに思います。そしてまた、今ふと思い出したんですが、それこそ宮崎の綾が国有林が伐採されるということで、当時の町長がこのことにつきましては、国に掛け合いをしまして、その伐採を止めて、そして広葉樹林の町と、その後、有機農業の町というふうに発展したということをおもって思い出したところでございます。

本市におきましても、今後はさまざまな造林につきましては、できる限り広葉樹等を受ける方向にしようかということをおもって協力を進めているところでございます。スギ、ヒノキの材価というものが低迷しているということで、しかし、またそれこそこの点につきましても50年、100年すればどうなるか分からないところでございますが、現在の段階ではそのような方向性で林業が維持できなくなっているというような中で、特に民有林においては、新たに伐採された後に新たに木が植林されるケースというのが極めて少ないということで、大きな課題になっているところでございます。

こういったことも含めて、今後森林というものはいかにあるべきかという観点から、対処すべき内容の一つかなというふうには思ったところでございます。

そのようなことで、また私自身も改めて現場を見に行ってみたいと考えているところでございます。

○2番（下平晴行君） ぜひ市長現場を見てください。

それとですね、ちょうど水資源地域の宝、志布志で水保全シンポというのが載ったちょうど横にですね、市長見られませんでした。広葉樹を育てよう、都城のNPO法人どんぐり株主募集ということで、広葉樹の森の再生を目指す都城市のNPO法人どんぐり千年の森をつくる会が、1枚500円の株券を購入して苗木オーナーとなる今年のどんぐり株主を募集していると、株主らによる植樹会は3月18日、同市山田町の市有林で開かれる。市有林ですよ、ぜひこれもまた見てください。

市長がおっしゃったように、大変うれしかったのは、綾町の郷田町長でしたかね、「結い」という形で広葉樹林を伐採しないで、いわゆる有機農業の町、むらづくりというのをそのおかげで、今まちがすごく活性化しております。それも頭に入れてお願いをしたいと思います。

では、次にいきます。

商店街活性化対策についてであります。これは、通告書にありますように、秩父市のみやのかわ商店街の取り組みであります。ボランティアバンクおたすけ隊が事務局になって援助を必要としている高齢者の方、障がい者の方、あるいは子育て中の方々に有償で支援するシニアボランティア中心の組織でまちの活性を図ると同時に自分自身の老後のためにも利用できる取り組みであります。この質問にも17番議員でしたか、いわゆる対価じゃなくて自分に返ってくる、将来。そういう取り組みはできないか。これはまさにその取り組みでありまして、援助を依頼する側、これは利用料金が1時間800円、10枚、1枚添えて8,000円で買って、使用時間が1時間ということであるわけです。そして、買った人はそれを商品券として500円の価値で物が買えると、300円はおそらくおたすけ隊が事務局の手数料としているんじゃないかなというふうに思うわけですが、このボランティア時間を貯蓄して、自分のため、あるいは家族のために利用が可能だということではありますが、先ほども言いましたように、換金だけじゃなくて自分の老後のためにも活用できる仕組みであります。この取り組みはできないかということです。どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

埼玉県秩父市のみやのかわ商店街の商店街振興組合で、埼玉県及び秩父市と連携しながら、ボランティアバンクおたすけ隊という取り組みを平成19年から行われております。これは、元気な高齢者が援助の必要な高齢者の生活支援を行い、その謝礼を地域の商店で利用できる地域商品券として受け取る仕組みとなっております。

この取り組みは援助の必要な高齢者等の日常生活の安心確保、元気な高齢者の介護予防及び商品券活用により、地元商店街も売り上げが向上し、地域経済活性化に寄与する一石三鳥の仕組みとなっております。全国的にも珍しい商店街主体の家事援助サービスとして始まったとのことでもあります。

本市におきましては、志布志支所周辺に商店街を形成しておりますが、後継者不足や高齢化など、商店街の空洞化が進む一方、大型量販店の出店が相次ぎまして、一店舗での買いそろえや近隣の都城市や鹿屋市へのマイカーでの消費行動の拡大と、厳しい商環境にあるというふうに認識しております。

現在、商店街活性化につきましては、市の商工会が主体となり、景観の整備、イベント等誘客を図る取り組みが実施されております。特に、志布志の中央商店街におかれましては、S-1グルメグランプリで背白ちりめん三昧丼、志布志黒豚バルク丼を開発しまして、本市における食を大いにアピールするなど、地域経済の向上に努められております。

みやのかわ商店街のボランティアバンクおたすけ隊の取り組みについては、高齢化社会のニーズに合った中、必要なサービスの提供を商品券で活用し、地域経済の活性化を図る参考になる取り組みであると考えます。このような取り組みが本市でも可能であるか、福祉施策にも人材派遣サービス事業があることから、事業実施に向けて一体的な取り組みと福祉、商工業関係機関と協議してまいります。

○2番（下平晴行君） よく市長は、例えば洗濯物を干すだけでも来てもらえないかという、一

人暮らしの方、あるいは年をとってからちょっと高い所に上がれないと、そういう方もいらっしゃるんですよ。市長がおっしゃったように、そういう私は前ワンコイン、これは八代市がやっているその取り組みはできないかというのも質問していましたが、あれも何も進まないようでありますけれども、こういうものだったら、これは商店街活性化対策だけじゃなくて、やはりそういう困っている人の手助け、そしていずれ自分も年をとる、それを有効活用できるという、こういうこれがどっちかという主になっただけいいのかなというふうに思うわけでありまして。そこ辺も含めて取り組みを考えるということでございますので、次にいきたいと思います。

最後になりました。歴史のまちづくり事業についてであります。歴史のまちづくり事業について検討、協議をされているようでありまして、歴史のまちづくり法についての考え方を市長、教育長にお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歴史のまちづくり法は、文部科学省、農林水産省、国土交通省の共同管轄する法律で、歴史及び伝統を反映した人々の活動が行われる歴史的価値の高い建造物を市街地が一体となって、形成してきた良好な環境を維持、向上させることを目的として、平成20年5月に制定されました。これまで、全国で金沢市、高山市、彦根市など27の地区の計画が認定されており、九州では福岡県太宰府市と、熊本県山鹿市の2地区があります。本市の歴史のまちづくり事業につきましては、合併協議の中で志布志町から計画案が出されておりましたので、よく把握しておりますし、志布志の歴史に対する皆様の熱い思いというものも十分に理解しているつもりであります。

したがって、合併後におきましても、志布志城跡の公有化や宝満寺の石橋改修、観光案内板の整備等を行ってまいりました。

また、本事業につきましては、平成20年度に企画政策課が主務課となり、庁内で検討委員会を設置し、3年間にわたって協議を重ねてきたところです。その中で、歴史のまちづくり法の適用についても協議しておりますが、クリアしなければならない、要件がいくつかあるようでございます。

1番目に重点地区内に国指定文化財が存在すること、2番目に第一種低層住宅専用地域等の比較的厳しい用途設定が必要なこと、3番目に景観計画の策定が必要なこと、4番目に観光庁長官が同意した外国人観光旅行の容易化等の促進に関する国際観光の振興に関する法律に基づく、外客来訪促進地域の区域であること、5番目に国指定文化財の時代から続けられてきた地域の伝統産業における人々の営みが必要であること、となっております。

このことから、本市では歴史的風致を形成している要件を満たす要素に至っていないと判断し、申請は困難としてきたところでございます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

歴史のまちづくり法に関しましては、ただいま市長が答弁しましたので、私からは教育委員会として文化財保護の観点から、今後歴史のまちづくり事業をどのように取り組んでいくかということについて、述べさせていただきたいと思っております。

旧町時代に策定されました歴史まちづくり基本構想にも文化財保護部局としての取り組むべきテーマにつきましては、はっきりと明示されており、その推進に向けて努力してまいりたいと考えているところでございます。

特に、国の文化財指定を受けた志布志城跡の保存整備事業や志布志麓庭園保存管理計画策定に基づく公有化や、整備事業につきましては、計画的な推進が図られていると思っております。

しかしながら、国の指定でない商家資料館の整備計画などの県指定や市指定となっています文化財の整備事業につきましては、先ほど市長が申しましたとおり、県の助成事業などを丹念に調査するなどしながら、財源の範囲内での取り組みを考えていくことになろうかと思っております。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） 市長が、この検討協議の中身を6点ほどおっしゃいましたけれども、もう頭からこれは、例えば国指定の文化財、これは二つあるんですよね。それから、第一種低層住宅専用地域、これは町部はあれですけども、麓地区はオッケーなんですよ。それから観光圏整備法、いわゆる観光整備計画、これは市長は入り込み客100万人、あるいは施政の中にも観光客誘致に関する取り組みとして、観光客誘致推進を配置して関西地区を中心として、大学、旅行エージェントなどのセールス活動を展開いたしますと、言うことと全然違うんじゃないですか。確かに地域の伝統産業、これはその人々の営みがないことは事実であります。しかし、この歴史的風致維持向上計画、これはもとあったものを、あるいは維持ですから、あるものをそのまま継続していく、あるいはそれ以上のこの取り組みをしていく。こういうことでありますよね。

ですから、あと一つですね、先ほどもありましたけど、教育長も市長も歴史のまちづくり委員会が提言して、基本構想、これは策定しているわけですね、志布志町時代に。本来ですね、この志布志のまちづくり事業の取り組みは、この歴史のまちづくり法、これをやるための事業を今までしてきたというようなもんですよ、と私は思うんですよ。これは、県の指定にと教育長がおっしゃいましたけど、この事業を導入すると県指定、市指定、これはほとんど事業対象になりません、補助の。ところが、この法では50%補助か3分の1補助を得られるんです。ですから、いわゆる計画書もつくらずに、もう頭から要件を満たす要素に至ってないと、決めつけて言ってるんじゃないですか。なぜ、その企画に主務課を持っていったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

所管を教育委員会から市長部局の方に移したというのは、全体的なまちづくりという観点から景観、道路、観光、文化財等の広範囲にわたる調整が必要ということを考えまして、市長部局の企画の方に移したところでございます。

○2番（下平晴行君） そうなりますと、今の教育委員会の在り方、これは私志布志町時代に埼玉県の志木市長、穂坂さんという方がこう言いに来られたんですよね、教育委員会廃止という講演じゃないですよ、その中で彼は講演が終わった後、いろんな話をしながら、私は教育委員会廃止論を考えているんだと、何ですかと、そしてよく見たら本も出していますね、この人。これは一

つですね、なぜそのことを言ったかといいますと、これは経済界やら首長の先進的な考え方を持っている首長なんかもこのことを言っているわけですけども、一つですね、小・中学校と高校が都道府県という別のレベルでの教育委員会に委ねられている、そういうこと。それから教育委員会が公選制でないために文部行政の末端となっていること。さらに教育委員会の強大な権限と官僚的な組織が学校の主体性の発揮を阻害していること。現行の教育委員会制度を厳しく批判し、社会教育、生涯学習部門、ここなんですけどね、可能な限り民間委託と学校教育に関する権限の校長への移管により、教育委員会の大幅な整理縮小を大胆に主張したという記事があるんですよ。やはり今まで、例えば農業委員会もそうなんです。独立した行政機関、行政委員会ですよ、だから今まで市長はやってたのは当たり前じゃないんですよ。例えば、主務課を企画にもっていかなくても、生涯学習課をあなたの直属の課にすれば、このことを言っているわけですよ。学校教育委員会はもうしょうがないとして、しょうがないと失礼かもしれない。学校教育委員会は委員会の組織の中である。生涯学習課は市長部局にもってくると。するとスムーズに運営ができるわけですよ。そのこともこの中で主張している一つの例じゃないのかなというふうに思うんですよ。そこ辺はどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

教育委員会の所管する課につきましては、協議を重ねてきているところでございます。私自身もさまざまな事業について、教育委員会にお願いしているところでございますが、市長部局の面からもそのことについては、主体的に取り組むべきものが多々あるというふうには認識しているところでございます。

そのような観点から今後また行財政改革の中で、組織再編ということに取り組みますので、その中でまた改めて御提案を申し上げたいというふうに思います。

○2番（下平晴行君） 分かりました。

それとですね、この歴史のまちづくり法を導入すると、例えば旅行業界では、波及効果を期待していると、いわゆる旅行ニーズの多様化や個性が求められる中で、今までの目的地にはない場所がいわゆる表舞台になったりというのは、今まで表面に出てない歴史的なそういう文化財ですよ。旅行業界にとってもすごいプラスだと、話を聞いたんですが、JTBも大慈寺なんか1,200人ぐらい来ているみたいですよ。それとあわせて今の庭園、福山庭園とかですね、そういうところもいわゆる今回、国土交通省、文化庁、文部科学省、それから農林水産省、これが一緒になってやるということは、この文化財をどう観光に生かすかという、これも一つはあるわけですよ、市長。でですね、例えば亀山市の事例ですよ、亀山市のような認知度の低い自治体が歴史、歴まち法の制定に伴い、歴史都市に名乗りを上げるべく準備を進めている。亀山市は指定文化財、武家屋敷と商家ですね、整備費用半分を国費で賄う、市指定文化財など自治体の文化財整備は、これまで各自治体の単独出費だったが、新法に基づき歴史的風致建造物に指定すれば整備費の2分の1の補助が受けられる。こういうことも書いてあるわけですよ。

それとですね、文教厚生常任委員会が松本市に所管事務調査に行かれているんですけども、

ここに意見書まとめがちょっと部分だけ読みます。これは一つです。志布志の歴史づくり構想も策定され数年経過しているが、再度景観条例策定とともに見直しも含め、国の認定を得ることは別として、市独自の歴史的風致維持向上計画を策定するのもいいと思う。プロジェクトチームでの再出発を望みたい。文化財の保存と活用について、松本市全体を博物館として所有者が文化財の価値をどのように見るか、文化財保護は民意が大事であり、行政が全てやるべきではないとの話であった。同感である。まとめ、今回の調査地は文化財の規模の違いがあり、また歴史的風致維持向上計画策定には諸条件があって、調査市と同様の計画を策定することは難しいと感じた。しかし、職員による計画策定までの取り組みは職員のまちづくりに対する情熱や、まちへの愛情、まちの誇りを痛切に感じたところであった。志布志市内に豊富な文化遺跡や重要建造物等もあり、もっと市民が興味を抱くような取り組みをして、知ってもらうための工夫がほしいところである。調査地の親子パスポートの活用はまちを知ることで残すべきものの認識を子供の頃から感じさせる取り組みであると感じた。市民の文化遺産に対する意識を育てる取り組みを考え、市独自の計画の策定を行う必要がある、まちの景観計画、文化財の保存を優先して考えた場合、現在の市の体制の再検討と充実化を図る必要があるのではないかと思った。こういう所管事務調査の報告書があるわけですよ、市長。

ですから、私はまず計画書をつくって、その次の段階で、これはこの松本市は職員が、いわゆるコンサル出してないんです。職員でつくってるんですね、これは。そのことによって、職員自体に文化財の在り方、あるいは文化財に対する意識、関心、そういうものがすごく出てきているような取り組みをしているわけですよ。ですから、何も金を使ってやるんじゃないで、せっかくこういうまち、志布志には取り組みしなきゃいけない、私はまちづくり法だというふうに思いますよ。

市長、そこ辺もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

歴史的風致維持向上計画ということにつきましては、計画思想づくりを行うことによりまして、全庁的な取り組みとなり、そしてまた、歴史のまちづくり基本構想の認識も深まってくるとは思えないかなというふうに考えます。

ということで、歴史のまちづくり法の導入ということはさておいても、この歴史的風致維持向上計画の作成については、取り組みをしてまいりたいと考えます。

○2番（下平晴行君） はい、ぜひお願いしたいと思います。

それとあわせて、生涯学習課長が今年度で終わりなんですよ、課長の考え方をどう考えているのか、一言だけ述べてほしいというように思います。でないと、後に引き継ぐあなたの後輩が、それをどう引き継ぐかでまちは変わりますので、この歴史的にはですね、大変失礼ですけども、思いをぜひ一言お願いしたいと思います。

○生涯学習課長（米元史郎君） お答えいたします。

私個人的な意見、考えをということであろうと思いますので、そういう立場でお答えしたいと

思いますけれども、この事業、歴史のまちづくり事業が誕生したのは、平成元年、ふるさと創生資金を活用した活動として、行政からではなく、市民のこのまちを生かしたいという発想のもとに生まれた市民から提言された事業内容でございました。それを受けまして、旧志布志町としまして、その市民から提言されたものの考え方に対して、まちとしてどのように取り組んでいくかということを真剣に受け止め、検討した結果が基本構想書として、まちの考え方をまとめられたわけでございます。

御存知のとおり歴史のまちづくり事業は、文化財保護活用に限らず、観光振興、住環境整備、ひいては道路行政や治水対策までわたってくる広範な事業でございますので、行政にとりましては、事業完了がいつになるのか、総体的な事業費がどれぐらいになるのかということにつきましては、当時の議会の方からもずいぶん厳しい指摘もございまして、なかなか短期的事業のように、事が進まなかった経緯がございます。ただ、この事業を推進するに当たりまして、私もなかなか思うように事業を推進できない部分を抱えながら、どう進めるべきかということについては、考えてまいりましてけれども、文化財が対応できるのは、文化財保護行政が対応できるのは、やっぱり文化財として、国、県、市の指定をかけられた物件だけでございます。ですから、指定をかけられないものについては、テーマについては対応が教育委員会文化財サイドでは対応できない部分がございます。

そのような中で、県、市の指定物件につきましては、なかなか補助事業あるいは単独でそれらに対応するというのもなかなか事が進まない部分がございます。とりあえず国指定にすれば公有化で8割、整備事業で5割というような大きな補助事業が付いておりますので、志布志城にしても、志布志麓庭園にしても、そういう補助事業を得られる国指定化をここ10年にわたりまして、一生懸命努力してきたところでございます。

これらについては、先ほど市長も述べられましたように、現在も計画的に推進をされておりますし、今後も継続してやっていくというお約束をいただいているところでございます。

ほかに県の観光振興の事業のからみもあって、いろんな事業を取り組み展開されているところでございます。

ただ、文化財サイドの事業につきましても、県指定文化財、市指定文化財というものにつきましては、これまで何ら補助事業というものがなかったのもので、これの進展ができないということが文化財担当部局の悩みでございました。

平成20年にこの歴史のまちづくり法が生まれまして、志布志町としては、20年前に取りかかっていた仕事がやっと国のレベルでこういう対応ができるようになる環境が整ったと思ったところでもございましたけれども、事業も生まれたばっかしで内容がよく把握できていなかったもんですから、不安に感じていたところですけども、ただいま議員がおっしゃるように県指定、市指定の補助事業が該当するということであれば、これはもう待っていたものが用意されたというだけのことだと思います。生意気なようですが、市長がごみ拾い日本一の市長となられ、発表されるような覚悟があれば、ほかのテーマは何ら難しいことはないのではないかというような気持ちが

個人的にはするところではございました。

以上でございます。

○2番（下平晴行君） 本当に長い間、どうもお疲れさまでございました。

市長、そういうことで、今担当課長も市長の日本一意気込みだったら、これも十分不可能じゃないわけでありますので、市長は取り組むということでお答えをさせていただきましたので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上で終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、下平晴行君の一般質問を終わります。

ここで、2時35分まで休憩いたします。

○

午後2時22分 休憩

午後2時34分 再開

○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、19番、小園義行君の一般質問を許可します。

○19番（小園義行君） お疲れさまです。日本共産党の小園義行でございます。

昨年一般質問をして、その次の日にああいう大変なことがなりました。いまだに行方不明の方々もたくさんおられる。そして、一方では避難を余儀なくされてる方がたくさんおられるという状況の中で、国、その自治体、県も含めてですけれども、早い復興をですね、努力をしていただきたいとそういうふうと思うところであります。

少し風邪と花粉症が相まってこういう状況ですので、あまり元気がないみたいですが、一生懸命やりたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず、今回5項目ほどお願ひをしました。通告をしておりました点について、順次質問をしたいと思ひます。まず、政治姿勢についてということで、本田市長に合併して6年になりました。市長がその間ずっとこの市政を担っておられるわけですが、大変厳しい状況等々がある状況の中で、合併後6年間を経て、今あなた自身が、このまちをどういうふうを受けとめておられるんだろうかと、そのことがひいては、施政方針、そして行政の進め方、そういったものにどう生かされてるのかなという思いがあつて、今回こういう質問を通告をしておきました。現状、合併をして6年ですが、市長がどういうふうはこのまちのあり様というのを受けとめておられるのか、まずお伺ひをしたいと思ひます。

○市長（本田修一君） 小園議員の御質問にお答えいたします。

合併いたしまして6年と、私自身も2期目の2年過ぎて、残り2年というふうになったところでございます。

そのような中で、議員冒頭もお話がありましたように、昨日3月11日の東日本大震災の丸1年経過したということのニュースの報道が一日中流されておりました。それらを見まして私自身も

本当に国難の大災害だったんだなああと、そしてまた、それに立ち向かう人々が本当に真摯に、そしてまた懸命に、そしてまたそれを支える日本全体の国力というものが示された1年ではなかったかなというふうには思ったところでございます。

しかしながら、その中で政府の対応については、さまざまな議論がありますように、なかなか思うように復興について、取り組みがなされてないということで、その一端として20兆円ほどの復興に関する予算が組まれている中で、わずか1兆円ほどしかまだ費やされてないという状況については、被災地の方々にお気の毒だなというふうには感じたところでございます。残りの予算についても速やかに執行されて、そしてそれが目的どおりに復興というような形で、いち早く現地がされるように祈るところでございます。

その中で、私自身6年目を迎えているところでございますが、この6年間本市にとりましてもさまざまな事件等があり、大変財政状況の中で市政運営を担っていかなきゃならなかったということであるようでございます。

特に、一昨年のおたけい疫につきましては、全市を揺るがす一大事件となりまして、半年ほど移動の制限が加えられて、本市の経済活動についても大きな影響があったということでございます。それらの影響というものを一日も早く払拭すべき昨年、そしてまた今年になっているというふうには思うところでございます。そのような中ではございますが、合併後のまちづくりにつきましては、市民の皆様方の全面的な御協力をいただきながら、順調に進んできたのではなかろうかなというふうに思っているところでございます。

特に、本市の将来像であります「やすらぎとにぎわいの輪が協奏するまち」の実現に向けて、志あふれるまちというものを基本理念としまして、共生・協働・自立のまちづくりを皆さんともに進めてきたということが、少しずつ少しずつまち自体が一体感をもって進んできているんじゃないかなというふうに考えるところでございます。

そのようなことが昨年から、そしてまた、今年にかけてさまざまな分野でいわゆる世間の注目を引くような形での成果として出てきているというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長の方で順調にきてるんだというようなことであります。

私は、この行政のあり様というのは、先ほどもいろいろやりとりありましたけど、この現状をちゃんと踏まえた上でいろいろやらないと意味がないというふうに思います。そういった意味で今回、市長の施政方針をみますと、確かに起きてることのいい側面、全文の総括ですね、ここには全てそういう日本一になったことの、そういったこと等々を含めて、全てこれまで昨年起こったことの中にですね、日本一のことをいろいろ書かれてありますが、具体的に住民の生活なり、そういったものがどういった状況にあるのかという、そこの捉え方が一切ここには見えてないというふうに僕は思ったものですから、本田市長が本当に施政方針の中でいろいろ述べておられます。評価する部分いろいろありますよ。その中でこの現状をどういうふうに、住民の生活は本当にそういう大事なのかとか、いろんなことを含めてですね、経済からいろいろありますよ、産業を含む、そのことの現状が本当に市長が真剣に受けとめてるんだったら、そのこと一つは、こ

の全文の中にですね、何かあってもよかったのではないかというふうに思います。

一切、これ何回も僕読み返しましたが、そのことが子供からお年寄りまでのその生活のあり様というのを、どこにもそのことがないんですね。

あとのここの執行の考え方というところには若干出てきますけど、そこを僕はもう1回お聞きしてみたいと、そのことによって、次のステップを踏んでいく、そしてよりよいものにしていくんだという、そういう議論の積み重ねが必要なのではないかと思うものですから、そこらについては、先ほども語られませんでしたので、いかがですか、市長。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

前文の方で元気のあるまちが出現したんだということを具体的に今述べさせていただいたところでございます。そしてまた、ブランド推進室を設置しまして、志布志の知名度を更に向上させていきたい。その知名度が向上することによりまして、志布志の認識がされ、志布志の産品が評価されるようになるんだということございまして、そのことがひいては最終的には、最終的になくてもその流れとして、市民の皆さん方の所得が増大していくんだと、そのようなまちを形成していきたいということを述べさせていただいたところでございます。

市民の皆様方は、本当にさまざまな経済状況の中で、厳しい状況ということについては、認識しているところでございます。そのような方々が、いかにして生活環境がよくなるのか、そしてまた、御自身の経済状況がよくなるのか、ということを考えてとなれば、ただいまお話ししましたような形でのまち全体の推進というものが図られることが、まちの市民の皆様方のそのような生活向上、経済向上につながっていくというふうに思うところで、前文にそのような形で主に述べさせていただいたところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長のそういうことを前提にして、この1番目から6番目のその質問をさせていただきました。その中で、現状がどうかということで、これまで本庁の位置の見直しや、組織の在り方等々について、市長に質問をしてきました。24回ほど質問をしてるわけですね、この6年間の間にですね、その中で毎回何らかの形でこの本庁の問題や組織の在り方、そういったものをして、全てあなたの答弁はここに出してますけど、それをいちいち言うつもりはありません。その中でですね、現状を踏まえたうえで行政はどう動くべきかということ考えた時に、この志布志市のまちづくりの将来を考えると、私は18年の最初の議会から、5年後、10年後どうあるべきかと、そのことをもって本庁の位置の問題やある時期きちんと見直しをしたり、やる必要があるのではないかということ市長に投げ掛けて、やりとりをずっとしてきました。現状、例えば高速道路のインターチェンジも志布志町地域につくられますね。そして、志布志町は特に重要港湾である港を控えている、その港も志布志町地域にある。その港に対してのインフラという意味で、高規格道路やそういったものがどんどん整備されていくという状況が大きなもので見たときありますね。そういう状況を考えた時に、あなたのこの施政方針の中ではそういったものがあまり触れられてないわけですよ。

僕は、今の状況をそういう大きな問題があるという状況の中で具体的なことを今から聞いてい

きます。本庁がここにあることを含めてどういったことになるのかなということを含めてですよ、昨年大変うれしいことに市長も頑張られてですね、バルクの選定を受けましたね。こういったことにどう具体化し、その対応をしていくのかと、もちろん民間の方々の協力と、行政はどうだろうか。管理者は県ですけれども、きちんとそこにお金が落ちてくるというものに対しては、この市の役割というのも結構あるというふうに思うわけですね。そういった問題について、どういうふうに考えておられるんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年5月31日に国際バルク戦略港湾に国より指定を受けまして、本当にこのまちが更に発展していくんだなということを抱かされるニュースでございました。このことにより、本市に至るアクセス道路東九州自動車道、そして都城志布志道路についても国全体で予算がひっ迫している中、また公共事業が抑えられている中ではありますが、この路線については、計画どおり整備をするというようなことのお話もいただいているところでございます。となれば、2020年には国際バルク戦略港湾が開港という予定とされておりますので、それまでにはこの道路も整備もあらかた整備ができていないかなと、そして、今お話がありましたように志布志地区にインターチェンジが開設されているというような時代がくるいうふうには思うところでございます。

そのような時というのは、今申しましたように、まだあと七、八年先ということでございますので、その期が近くなるとなれば、新たにまたこの本庁舎位置というものについての議論も起きてくるのではなからうかというふうに思います。

そのような時に、改めて市民のみなさま方の御意見等をしん酌しながら、そのことについては、検討はされるものと考えます。

○19番（小園義行君） ずいぶん先の話だみないな受け止め方ですね、もう少しごめんなさい。

そういったバルクの関係のそういったものに対して、国がやる県もやる民間も一緒になって、市は、じゃあどうやるのかということとか含めてですね。そして、今回わざわざ条例を改正しまして、職員を公益法人への派遣というのをやっていますね。これ、民間の方々からお願いをされて、職員を派遣してでもちゃんとやってほしいよということを民間の人たちが市の方にお願ひされて、それが市長が応えられて、今回議会提案ということですね。

それとか、この問題も本来だとここにおいておくのほうがいいかどうか、それは後で議論するとして、そういう民間のいわゆる志布志特産品協会、事務所は今志布志にあるわけですが、そういうところからぜひ職員を派遣してくれ、そういった問題。

消防の問題でいうと、今志布志の商店街いわゆるまち地区でつながって連担性ありますね。いわゆる火事が発生した時に、即中央分団、志布志町時代は、中央分団の役場分隊というのがあって、そこが即いわゆる職員が、言葉が悪いですけど常駐しているような状況ですよ、仕事だからですね。そういったものが合併をし、本庁が志布志にきたことによって、その初期消火というのがすごく大変なことになっているのではないかなという思いがしてるわけですよ。そういった問題をよく考えたときに、現状がバルクでちゃんと港をあそこに見据えてやらなきゃいけない。

そして、そういう特産品協会、民間ももっと志布志へ職員の派遣をしてくれと、そこにね。そういう消防の問題とか、そういったいろんなものを考えた時に、本庁舎の位置、そして組織の在り方、これは一部だけでもですよ、そういうところはちゃんと移して身近なところに、いわゆる要求の多いところにそういう部分を移してやっていくという考え方に立てないものなのかなと。もう6年過ぎて7年目ですよ、合併して。これから先、またバルクのそういったのは8年ぐらい先だからという市長は悠長な考えをお持ちかもしれないですけども、もっともっとスピーディーにならないと、このいろんな問題ですね、志布志市が本当に沈んじゃってからは遅いじゃないですかという思いが私はあるものですから、そういった住民要求に応じていく、経済界からの要求にも応えていくという問題をした時に、本庁舎の位置の問題や、いわゆる組織の問題をこのまんまで果たしていいのかとうことをですね、市長をはじめとしてここにおられるスタッフの方々と議論をして、方向性を示していくというのが、私は市長に課せられている命題じゃないのかなというふうな思いがあるものですから、そこらについてはいかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身、移動市長室というものを開催しておりまして、その移動市長室を地区地区で開催しましたときに、その地区地区の要望、また苦情等を承っているところでございます。

その中で、総体的な議論というのもいただいている中で、新庁舎についての議論というのは、今まで移動市長室を開催した中では、なかったということでございます。

ということで、私自身は市長という立場で市民の代表ということで市政運営に取り組んでいるところでございますが、そのような観点から市民の方々も取り立ててそのことについてはなかった。

そしてまた一方、行財政改革というものについて、取り組まなければならないという立場でございますので、なるべく支出については抑えながら事業を運営していくという立場でございますので、合併当初のそういった取り決めというものは、今現在も尊重しながらやっていきたいということでございます。

○19番（小園義行君） 合併協議会が決めたことだからということ、絶えずそういうふうにおっしゃるわけですけども、当然それは一つの出発するときに、それがなければ前に進めないから、それはあったわけですね。そのことに後はですよ、見直しをしていく、そういったのをしなきゃいけないというふうに僕は思うんですね。そのことがずっといいんだったら、見直しをしていることはたくさんありますよ、例を挙げてもですね。そのことは、それは首長として政治家としてあなたがどう判断するかということにかかっているわけです。それはなぜかという、4年に1回選挙をやるわけですから、そのことあなた自身が絶えず問われてるわけで、そこを決めたからそれをずっと尊重という、それだったらもう前には進むけれども、変化はないわけですよ。それをずっとあなたは、いろんなものを変えてきていますからね、合併協議会で決まったこと。そのことを議論するつもりはありませんが、そういう考え方ですかね。

でも、今回ここにこういうふうな消防署のことを書いていますよ。「志」が八つもある日本一あ

ふれる消防署でありますと、全国的に大きな話題になると思います。

志布志市役所は、大変申し訳ないけど、志布志市有明町野井倉にあるんですね。そして、最後に志布志市役所です。八つならないんですね、本来ね、これが志布志市志布志町志布志2丁目1番地1ですよ、全国的に志のあるまちをあなたが目指してる、志いっぱい市役所ですよ。市長これね、全国に誇れると、僕は揚げ足を取るつもりはありませんよ。そういうことも考えたときに、僕はあなたがこれだけ志を言うのであれば、そのことも少し含んでね、この問題を本当に本庁舎の位置の問題をみんなで考えてですよ、やろうよということなんかを議論をしていく。一方から市民からきていないと言うけど、僕たちが行くとそういうことをいっぱいおっしゃるんですよ。そういう意味では、「志」が八つもある市役所をつくりませんか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

非常に魅力的というとおかしいんですが、できればうれしいなというふうには思うところがございます。

しかしながら、この行財政につきましては、いつもいつも真摯に取り組み、そして少しでも無駄を省きながらやっていくという流れの中で、現段階では今合併の時の考えをとらさせていただきたいというふうにお話したところがございます。

将来的には、先ほども言いましたように、このインターが開設されるということが、現実的に見えてくるとなれば、そのような議論が当然起きてくるのではなかろうかというふうには思うところがございます。

○19番（小園義行君） その高速道路やそういったものが完成した暁にということですが、この問題はぜひですね、その時では遅い部分が私は正直言ってあります。だから、5年後、10年後を心配しています。もう10年はもうすぐ終わりますね、そういった意味でこの一部、その関係する港の関係だとか、そういったものも議会での移したらどうだということも言われて、市長に問われるわけですが、そういった問題も本庁舎の位置の見直しや、組織の在り方として、そういったものを志布志の方に移してやると、そういう考え方に立てんのかなと。なぜそんなことを言うかという、志布志の支所長を兼務で港の関係のそれをされた小辻課長の時だったと思うんですけどね、そういうことがありましたね。それは、多分民間の要請があって、多分そういうことになったのではないかと、もちろんそれは首長として、あなたが市長として必要性を感じたから、そのこともやられたと思うんですよ。そういう意味からしたときに、できる部分はそういうところに移してやるという、そういった柔軟な考え方に立ってんのかなという思いがするものですから、8年ごとか高速道路がきた段階で考えればよいというものではないというふうに思うものですから、そういう組織を一部そちらに移してやるとか、そういったことも考えられんのかですね。本庁舎の問題ではそういう答弁ですので、そこについては市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

効率的な行政運営をするということになるとなれば、私自身としましては、所管の課長と、そしてまた、できうれば教育委員会もですが、私といつもいつも顔が接せられる所にいるのが、効

率的に運営ができるというふうに思うところでございます。

そのような観点から、本庁、そしてまた支所というような形で、現在できうる限りの内容で組織を維持させていただいているということ、特にそれぞれの支所の地元に対しましても、十分な配慮を行いながらしているということを御理解いただければというふうに思います。

○19番（小園義行君） 私はぜひですね、政治家としてやっぱりそういう判断を誤ったり、見通しを誤ると後々後悔をする。その時は、すごく被害って言いますかね、大きくなるんじゃないかというような気がしてなんののです。

この問題については、私自身はやっぱり自治法が求めているそういった問題等々を含めてですね、やっぱり、そういう要求の多い所にちゃんと置いて発信をし、カバーしていくという、そういうものが必要だろうというふうに思います。そういった意味で、本庁を志布志町地域移してですね、きちんとやっていく、それが即かなわなないんであれば、そういう関係の部署は志布志の方に移してやっていくというのが基本だというふうに思います。

この問題は、今後まだあと私も2年間任期ありますけど、毎回市長といろいろやりたいというふうに思って、次にいきたいと思います。

次は、介護保険のことについて質問をさせていただきます。

今回、介護保険の第5期の計画が示されて、保険料の見直し等々がされているわけですね。市長の質疑とか、いろいろこれまであったところでしたが、この介護保険の現状ということについて、足りないんだから値上げすれば、引き上げればいいんだという、まさかそういうような考え方には立っておられんと思うんですが、この現状について、どう思っておられるのか、足りないから引き上げればいいんだという、そういう思いですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成21年度から23年度までの第4期介護保険事業計画内の介護保険の現状について御説明いたします。

65歳以上の第1号保険者数の推移でございますが、第3期の最終年度の平成21年3月末には、現在では1万282人でしたが、23年の10月末現在では1万2人となっており、280人減少しております。

要支援を含む要介護者の認定数は、平成21年3月末で1,797人、認定率は17.5パーセントであったのに対して、23年10月末現在では1,962人、165人増加しまして、認定率も19.6%と2.1ポイント増加しております。

平成23年10月末現在の県平均の認定率が20.2%となっておりますので、平均より0.6ポイント低くなっております。この認定者のうち、実際に介護サービスを受けられる受給者の割合であります。受給率につきましては、第3期の最終年度21年3月には、3月末現在では85%でありましたが、23年10月末現在では、84.3%で受給率も若干低くなっているところでございます。

しかし、23年10月末現在の県の平均受給率が81.3%となっておりますので、サービスを受けられている方の割合は、県平均より3ポイント高い状況になっているところでございます。こ

のように、受給率は若干下がりましたが、依然として高い水準にあるということから、給付費の増につながっているというふうに考えております。

御承知のとおり、第4期の財政状況につきましては赤字で、県財政安定化基金から3,000万円借り入れをしております、非常に厳しい状況であります。

今回、このような状況の中で、介護保険料を定めるに当たりまして、負担能力の低いと思われる所得の方や、負担能力のあると思われる所得の高い方への調整を行うために、保険料率を現在の6段階から8段階へ多段階し、保険料率を定めたところでございます。併せて、第4期の第4段階への特例軽減に加えて、第3段階でも特例を設けることで軽減を図ることといたしました。

保険料収入としましては、平成23年度に比べると、平成24年度は1億2,000万円程度増加する見込みでございます。

今回の保険料の引き上げは、年金暮らしの高齢者の方にとりまして、大きな負担増となりますが、市民の皆様にも互助制度であります介護保険制度を御理解いただきまして、御負担をお願いしたいというふうに考えております。

○19番（小園義行君） 今の説明、答弁を聞いていると、そういうお金が必要になったから御負担を受益者に求めるんだという、平たく言えばそういうことですね、今の答弁はね。それが本当にこの施政方針でも住民目線に立ってって、先ほど言いましたね、住民の状況はどうかという、そのことをよく分かった上で、こういう提案がされているのかなという思いが、またここでもあるわけです。なぜかという、この志布志市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定委員会設置要項、ここありますね。ここにですよ、所掌事務、事務としてね、委員会は、次に掲げる事務を行うということであるわけですが、高齢者等の保健医療及び福祉に関する社会的環境の現状の把握及び将来の予測に関する、目標年度における保健医療及び福祉サービスの目標量の設定に関する、保健医療及び福祉サービスの供給体制の在り方の調整に関する、介護保険料の設定に関する、その他高齢者等の保健医療及び福祉に関し必要な事項というふうに、この委員会でいろんな議論をされて、この計画及び介護保険料が改定になっているわけですね。

そこで、実際にこういうことがよく分かってなったのかなという思いがあります。そこで、この所得段階別の加入者数、4期は6段階です。それで、今回8段階にしてされていますね。このそれぞれの段階のですね、決算を昨年11月やりまして、いろいろ滞納というのが発生しているわけですね。そういった段階ごとの滞納者数と合計のいわゆる現状の加入されている介護保険のそれをされている1号保険者の状況がどういうことになっているのかというのを市長、分かりますか。これは通告してるから、当然分かっていなかったら担当の課長でもいいですけど、お願いします。

○税務課長（小辻一海君） 収入未済額滞納につきましては、税務課が所管でございますので、お答えいたします。

介護保険料の特別徴収においては、最終的に収入未済額、滞納額はありませぬので、普通徴収分の所得段階別の滞納者数を区分段階別に申し上げます。

第1段階で15人、第2段階で111人、第3段階で39人、第4段階で65人、第5段階で72人、第6段階で15人、全体で317人、普通徴収被保険者の約23%に当たるところでございます。滞納額の合計でございますが、現在3月6日現在で、1,426万5,000円ほどになっているところでございます。

以上でございます。

○19番（小園義行君） こういった今あります状況をこの策定委員会の中で、議論がされてですよ、これはいわゆるお金が足りないんだからしょうがないよってということで、こういうふうに決まったということであれば、このいわゆる委員会の委員の方が大変申し訳ないわけですが、こういった現況をですね、本当に明らかにして、その中でこういった方法があるかということなんかを議論をされて、ここに至ったのかという思いがあるものですから、今ちょっとお聞きをしたところですよ。

現実にこの問題で、先ほど市長が答弁されましたね、約1億2,000万円ほどの引き上げと、年度で言うとお金が必要だということでしたね、先ほどの答弁。これ第1段階からですよ、これ第3段階のここまですとですね、第4段階までですかね、ここで言うということですよ、一つ言いますね。第3段階でいうと、世帯全員が市町村民税非課税というこの対象者ですね、非課税というのは、その人が生活が大変だから税金をかけてはいけませんよというのが、この言葉を正しく理解すればそういうことです。

現状、非課税でもこんなにですよ、お金を払わなきゃいけないということの中で、ここで4期と5期の比較の関係でいただきましたけれども、これ、第1段階からしたときに、4期との年額の比較ですが、7,296円上がります。一番6段階のこの方で、8段階に今回分かりますね、3万5,712円上がるんですよ。平均のところでも1万3,000円からこれ上がるということです。約1,094円ですね、それぐらい引き上げられるわけですよ、これ、通るかどうかわかりませんけど。

そこで、この策定委員会で、こういった議論をされて、それでとされてこの議会に提案されているのかね。それとも、必要だからもう上げんとしょうがないということだったのか、そこらについては、市長いかがですか。この委員会、あなたは入っておられませんよね、これで見るとね。そこらはどうだったんですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話がありました内容については、当然委員会でも議論をしまして、そして6段階を8段階にした形での提案ということになっているところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長、私が言いましたこういった滞納があるよという、こういったこと等もよく分かった上で僕はされたのかなって思うものですから、そういう問題が分かっていたらですね、それぞれの介護の職員とか、いろいろ1号被保険者、2号、いろいろこの方々が住民からいつも寄り添っておられる人ですよ、大変だというのは、この人たちが一番よく分かっておられるはずなんですよ。その中で、この滞納、いわゆる税金を納められない、保険料を納められないという状況があるということも分かって、なおかつ引き上げがあったら更にこれアウトじゃないですか、また滞納が増えるだけですよ。

そういう中で、今回1億2,000万ですか、引き上げ、ここに市長が首長としての考え方が発揮できなかったのかな、法定外の繰り入れをやるとかしてですよ、きちんと引き上げを少しでもやわらかくしてあげるといふ、この考え方に立てんのかなというふうに思いがあるんです。そういうものは全く考えなかったんですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

法定外の繰り入れということにつきましては、当然考えたところではございますが、厚生労働省は保険料減免の三原則を技術的助言しておりまして、その一つは、市町村の意見を踏まえ、一般財源からの繰り入れが常態化しないように、財政安定化基金を設けている経緯に鑑みると、保険料の減免分を一般財源からの繰り入れにより補填することは不相当であるとなっております。

総務省は、平成13年度に実態調査を行った結果、この三原則を踏まえずに、保険料の減免等を行っている市町村が見受けられたことから、厚生労働省に対しまして、6段階制の導入や保険料率の変更の検討も含め、保険料の減免の適正化を図るよう、市町村に技術的助言を行うよう勧告を行っております。

厚生労働省が実施しました平成22年度介護保険事務調査におきまして、この三原則を守らず減免を実施している保険者は、全体の3.2%、1,587のうちの50となっております。残りの保険者においては、この3原則を遵守しているということでございます。

また、県におきましても法定外の繰り入れを行っている自治体はないということでございました。ということで、本市におきましては、ただいま申しました三原則を遵守してまいりたいと考えたところでございます。

○19番（小園義行君） 今それ、国の指針ですね、国が認めているじゃないですか。今のは全く真逆のことだけど、その言っているのは。なぜかといったら、国が昨年8月ですよ、財政安定化基金を取り崩してね、ちゃんと抑制に充てなさいという指導してるでしょう。

この財政安定化基金というのは、国・県・市町村でちゃんと負担、積み立ててるんですよ。市町村の財源は何かといったら保険料ですよ、その保険料を取り崩してよいと、昨年8月にそのことがきて、今回ちゃんとこれを保険料の急激な引き上げにならんようにしてよいという通達が出てくるんですよ。そして、今の三原則の話をもたまたここでやるんですか。前、部長制があった時に、その担当の福祉部長と、そのことで委任事務ですか、自治事務ですかということで、私と市長との間でそれまで間違った答弁をやってるもんだから、それはおかしいよということで、自治事務ですか、委任事務ですかと言ったら、担当の部長が「自治事務です」って答えましたね。そのことで、私が国会の議事録、それをやり取りをちゃんとして三原則、そこについては、当時の坂口大臣がそこまで国は踏み込んだ指導をしないということを明確に答弁している。もう1回それやりますか。二つ今言いましたよ、国が認めてるといふ財政安定化基金取り崩して、引き上げを緩和するためのしなさいということも8月きてるんですよ、これ。

そして、その国・県で負担をしている3分の1ずつこれやってるんですよ。その市町村の財源は何かといったら、これ保険料からそれ出されてるんですよ。いわゆるこれすごい全国で積み

てるんですよ、財政安定化基金。これ、昨年8月に都道府県にこれをして利用方法をちゃんとしてしなさいということで、国が認めている。

もう一つじゃあやりますね、介護保険料減免に対する三原則についての当時、井上美代参議院議員の国会質問ですよ、2002年3月19日、これをして当時の福祉部長と市長とにいろいろやりましたね。もう1回言いますよ、これをまたやらんといかんのかな、時間ももったいないけど。そういうことはね、1回1回担当が変わったとしても、きちんと分かってやってもらわんと困りますよ、これ。

これ、もう1回やりますよ、じゃあ。

「ところで、介護保険は言うまでもなく自治事務だと思います」、井上参議院議員ですよ。「自治法上自治事務に国が関与する場合には、助言もしくは勧告、是正の要求などに限られているふうに思っておりますが、確認をしておきたいんですけれども、自治体の介護保険料、それから介護保険の減免制度ですね、これに対する三つの原則というのは、国の関与の仕組みの中で何に当たるのでしょうか。」堤さんという厚生労働省の老健局長です。こういうふうに言っていますよ、「今御指摘いただきました保険料の単独減免に対する私どもの三つの考え方をお示しをしておりますが、これを地方自治法の国の関与という条文がございますので、それに当てはめて考えてみますと、地方自治法245条第1号のイに規定する助言、あるいは勧告に当たるということだと思っています」井上議員、「助言もしくは勧告の場合に、自治体にはそれに従う義務があるのでしょうか」、堤局長ですよ、「自治体に対する国の関与には今の助言、勧告のほかに先ほど御紹介ありました是正の要求というのがありますが、これは、この是正の要求のように地方自治体が地方自治法上従うべき義務という法律上の義務というものはないというふうに解釈をされております」こう言ってるんですね。

そして、この三つの原則に対して、井上議員がこう言ってますよ。「私は、この三つの原則というのは、自治体を圧迫しておりますし、いろいろ矛盾を起こしております。だから、三つの原則というのは、私は撤回すべきだというふうに思っているんです。大臣、これを見直しの中から撤回してほしいというふうに思っているんですが、いかがでしょうか」坂口厚生労働大臣です。「私の方は、それを乗り越えてやりますというところも先ほど申しましたように、百幾つでございますが、あるわけでございますから、それはそれで、それでもなおかつそこを乗り越えてやるというのを私たちもこれは私たちの言うこと、三原則のことからはみ出ているから、それは絶対駄目だと、やめろということまで私たちは言っていないわけで、それはそれとして、その皆さん方の主体性というものを尊重しながら、しかしそういうことを私たちは奨励しているわけではございませんよ」こう最後には言ってますけど。ちゃんと、従う義務はないというふうに国が言ってるんですよ、これ。このことを何回も言わないといかんのですかね。自治事務だからちゃんとここでやれるということを国が認めているんですよ。

だから、今回県の財政安定化基金、これを取り崩してちゃんとしていいということまで厚生労働省が示してるんですよ。そういう立場に立てませんか、これ。なぜかといったら毎年ですよ、

1億6,000万円、5,000万円の法定外繰り入れを下水道会計に繰り入れてますよね。もちろんあの事業も大事ですよ。この保険料、これは生活をしていく年金、普通徴収で集められるわけで、数少ない年金の中からですよ、納められない人が現実にいるという状況の中で、当局としてそれが全くお金が必要だからそのことをやらないといけないんだという、そのことがね、僕は悲しいと、そういうふうに思うわけです。

市長としてですよ、そういう引き上げを全くゼロにしろとは僕も思わないけれども、極力そういったものを少しでも緩和してやるために、努力をできんのかということを僕はあなたに聞いてるんですよ、いかがですか。

○保健課長（若松光正君） 先ほど議員の方からお話のありました財政安定化基金でございますが、国の方が全国的に上昇が見込まれる第5期の介護保険料を軽減するための措置として、平成23年6月22日に公布された介護サービスの基盤強化のための介護保険法等の一部を改正する法律によりまして、都道府県に設置されております財政安定化基金を取り崩すことを可能としたところでございます。

本市におきましても、この財政安定化基金の取り崩し交付額につきまして、県の方から交付額の通知があったところでございます。2,714万7,000円でございます。

これにつきましては、今回当初予算の方で計上させていただいておりますが、これを加味した形での差引保険料ということで、今回の議案でお願いしているところでございます。

○市長（本田修一君） ただいま課長の方から、財政安定化基金についても含めた形での討議がされ、その上で更に6段階から8段階に今回段階を階層化を多くいたしまして、御提案することになったということでございます。

○19番（小園義行君） そのことは、予算書を見て分かっています。だから、それ以外にそういう考え方に立てなかったんですかということですよ。

本当に、この策定委員会の中で、今滞納の状況だとか、そういったのがきちんと議論されてですよ、それでもやっぱり引き上げないかんがということになったのかですね、そこらはいかがですか。

本当に、これ過去2年ほど決算の中で、このいわゆる1年以上滞納をしていると、保険証のいわゆる取り上げですね。そして、1回必ず病院行ったり、いろんなそういうものの時は、必ず全部納めないと駄目だよっていうことになってくる。そういう状況を私が決算の中で2年お願いをして、お聞きをしたら、6名ほどそういう方がおられて、やっぱり制度でつないだりいろいろしないといかんのじゃないですかということもやったうえでね、今質問をしてるんですよ。こういう人たちが、引き上げをしたらですよ、どんだけ納められますかね。第1段階、第2段階の人たちでも年間で言うと7,296円ですよ。そして、第3段階になると1万円ですよ、これ。こういうものをね、その人たちにとっては、市長にとっては、7,000円とか1万円というのは本当に重くないかもしれないけど、この人たちは本当に数少ない年金、いろんなものの中でこういう状況ですよ。だからぜひね、そこは少し考えて議論があったのかなと思うものですから、市長にお聞きしてる

んですよ。

そして、いろいろあっても自治事務だからですよ。ここで、私のまちは日本一を目指すんですよ。高齢者に対しても、そういう意味で日本一の市長、あなたのごみ拾い日本一の市長というふうに使われたらと言ってるけれども、それもいいでしょう、否定はしませんよ。でも、そういうお年寄り、高齢者に今まで頑張ってきた人たちにやさしい市長と、日本一やさしい市長ということの方がよっぽど僕は心に響きますよね。

そういった意味で、この財政上の問題等々を含めてですよ、そういう策定委員会の中で状況をちゃんとしたうえで、きちんとなったのかということと、もう1回いわゆる下水道事業に1億5,000万円だったり、6,000万円だったり、その年で変わりますが、そういうのが毎年ずっと繰り入れられてるんですよ。これも待たないです、どっちもですね。そういったものとの考え方としてですよ、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市の介護事業につきましては、内容といたしまして、かなり高いサービスの内容というふうに認識しているところでございます。そのことにつきましては、さまざまな形で前期まで施設の整備について取り組みを深め、そしてその結果、そのような形でサービス度の高い内容になっているということでございます。

そのような流れの中で、先ほども冒頭申しましたような形の要援護者、要介護者が増えているというような状況も併せて、今回保険料については、改定をせざるを得なくなっているというようなことでございます。

そういった観点から議論をいただきまして、今回御提案するような状況ということでございますが、そのことにつきまして、担当の方でも1月から地域ごとに説明会を重ね、また高齢者の方々の集まりの中にも出向きまして、説明を重ねてきているところでございます。

今後さらに御理解いただくように市民の方々にお話をしながら、制度に取り組みたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 今回の引き上げ率は、本当は1段階から26.76%、第8段階にいたっては43.66%ですよ、累進課税だからお金がたくさんある人はいいでしょうという、そういうことですけど。こんだけの引き上げをね、こうやって今大変厳しい状況の方々に押し付けをするという、言葉は悪いけれども、お願いをするわけですね。僕はこのままやっても、また徴収される側のところとか、そこは大変なことになっていくと、これは当然そういうことを想定できるじゃないですか。きちんとだから、そういう税務課の方々がされるわけですよ、滞納ってなると、そこも1回1回今の市長がおっしゃったその説明をしてもらってこないかんわけ、介護保険というのは最初から欠陥だと思うのは、受益者負担の制度じゃないですか。どんどんやればやるほど、あんたが介護を必要になるからお金が要るんだよ、だからちゃんとやりなさいって、こんなことね、とてもじゃないけど、おかしいと思います。

これから先、これをどういうふうに議会で議論されるのか分かりませんが、26%の引き

上げですよ、国保の時だっていきなり26%引き上げだったら駄目だといって、全会一致否決でしたよね。今の私はお年寄り方々の生活を考えた時に、本当にどうかというのを考えると、国民年金の、ほとんど大方が国民年金でしょう、ここの平均受給率というのは市長御存知ですか。お分かりになってないですよ。僕が聞きましたよ、年金の担当のところにもね、約5万5,200円、そういうことですよ。その中からね、保険料、いろんなものを払わんといかんのですよ。そういう状況があり、なおかつこういう滞納の状況がある、このことをもっても更にやっぱりそうだというふうに引き上げをして、そういう人たちの手当てというのはいらないという、それで市長本当にね、日本一あなたが目指してる立場からしたとき、矛盾を感じませんか、自分で。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、サービス面において、極めて水準が高い状況であるということをございます。その結果、このような形で新たな保険料の改定をしなければならなかったということをございまして、その中身につきまして、できる限り負担ができる方々に負担をしてもらうような形の階層別の段階を増やしていったということの措置をとったところをございます。

そのような内容で、今回の保険料については、お願いするということの説明を更にしてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） そういうふうにサービスをどんどん受けられる、それは当たり前のことですよ、増えていくんだから、そういう高齢の方々がですね。そのことは、もう分かった上でのこの介護保険と向き合わんといかんわけじゃないですか。私はもっとやっぱり国の負担を増やすとかですよ、そして、自治体は実際努力をして、こういった方々の保険料の引き上げを抑えていく。そういう姿勢が、本当の意味での日本一のまちづくりを目指す市長としての僕は立場だろうと思います。僕とは少し違うけれども、私はそういうふうに思いますね。

この問題ぜひね、私はよく理解した上で賛成っていうことにしたいわけですけど、この現状を考えた時にもろ手を挙げて賛成なんて、とても僕は言えない、そういう思いがします。年金の目減りももう見えてるんですよ。そういったこと等で、これ、今後時間がないからここで終わりますけど、ぜひですね、それだけ大変な状況になっている中での引き上げというのは、やっぱり国に対してもしっかりと負担を増やす国の負担を増やしたりですよ、そして、一方では自治体でそういうものに対しての手当てをしてやるということが必要だというふうに僕は思います。

次にいきます。畑かんの行政についてということでお願いをしておきました。今畑かんは、これまで国営事業、県営事業、ずっとされて始まって、もう国営事業もダムも完成して、県営事業も23年度で終わるとい、24年度引き続きするところもあるわけですけど、この畑かんについては、長いこと取り組んでこられたわけですが、最初から計画区域に入っていない地域があるわけですね。そこに対してのいわゆる農業をしてもらってるわけで、そういった計画区域から外れた所の人たちに対しての対応というのが、どうなのかなということで、これまでも何回か私もいろいろありました。その計画区域外の人たちに対する対応というのは、当局としてどういうふうに考えておられるのか、市長いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在行われております畑地帯総合整備事業につきましては、松山町及び志布志町の曾於東部地区が2,130haと有明町の曾於南部地区1,879haの計4,009haの畑を行われております。

曾於東部地区は昭和59年、曾於南部地区は平成元年より国営及び県営土地改良事業により、整備が開始されまして、東部地区では全域、南部地区でも一部地域を除き通水が開始されております。水利用が進行しているところでございます。

この土地改良事業は、雨待ち農業、または干ばつ被害対策のため計画されたものでありまして、水を使いたい時に水が使えるという農家にとりましては、計画的、安定的な営農ができるまさに命の水となっているようでございます。

計画区域につきましては、事業採択申請を行う前に受益地内の農地所有者、もしくは耕作者に対しまして、同意徴収を行い同意のいただいた農地のみを受益地と定めまして、取り決め事業採択申請を行い決定されております。

そしてまた、受益外の地区についてでございますが、曾於東部地区につきましては、飛び団地の扱いとしまして、建設コストの面からある一定の面積及び計画区域からの距離について取り決めを設けております。この取り決めは、県水利事業課及び土地改良事業団体連合会、曾於東部土地改良区、曾於市、志布志市の職員が毎年4月の検討会の中で決めております。この取り決めの中で、平成22年3月末までの申し込み分として、基本事項といたしましては、対象面積3反以下で、距離が100mを超える場合は対象としないとか、面積ごとに定めておりまして、5町歩以上は全て対象というふうにしておるようでございます。

南部地区につきましては、県営事業が継続中でありまして、具体的取り決めはされておりませんが、要望が寄せられるごとに、県と確認をしまして、水圧・水量に問題がなければ編入を許可している現状でございます。

ただし、東部、南部地区とも農振農用地区域内であることが事業の条件でございます。農振外につきましては、編入できる見込みのある土地のみ対応させていただいているということでございます。

○19番（小園義行君） 今市長がおっしゃったとおりですね、畑かんの関係。

今いろんな相談を受けるわけですけど、計画区域の所に住んでおられるけど、その所から離れた所で、いろんな、例えばピーマンをやったりお茶をやったりですよ、されているわけですけど、今そういうところについては、畑かんがこないわけですね、計画区域外だからですよ。もし畑かんがきてたらどうなるかなということで、今私が相談を受けている人もこういうことですよ。ピーマンハウスですね、ハウスピーマン志布志市のブランドになってるんですが、この方が畑かんがないから上水を使っておられるわけですね。仮にこの畑かんがそこにきてたらどうかといたら、ハウスが約6,000円ですよ、年間ですよこれ1反当たり、10a当たり6,000円、普通畑で3,600円ですね。お茶が1万円です。年間ですからね、この受益者負担はですよ、給水栓を付けてある。たまたまこの農家の方は、2反歩ですよ、2,000平米。これで2反歩だとハウスだから1万2,000

円ですね、掛ける6,000円掛ける1万2,000円ですよ。

現実に23年度どれくらい水道料をお支払いですかと調べていただきました。12万6,290円、これでもいろいろ辛抱したりですよ、雨水を使ったりしてやっておられるわけですね。畑かんがきていたら10分の1で済むわけですよ。

そういったことを考えた時に、畑かんを引くには、すごい何千万とかかるかもしれないじゃないですか、そこをから引っ張って。こういった農家の方々に対して、全額とは言わないまでも、そういう考えられんのかなと、仮にこの人が畑かんがあったら1万2,000円で済むわけですよ、年間ね、どんだけ使用しても、でもないから上水道を使って、ピーマンをつくり出荷して生業としておられる。

たまたま住んだ地域が悪いからというわけにもいかんのかなという、ちょっと思いがあるものですから、そこらについては考え方としてですよ、そういう計画区域外に最初から住んでおられて、そういうところに対しての市の農業振興施策としての対応はどういうふうに市長お考えですかということをお聞きしたいわけです。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

受益の地区外で営農されている方に対してでございますが、現在そのような方という方がどれくらいいらっしゃるかということについては、把握はしてないところでございますが、水圧、費用対効果という面で実施できなかった方、それから地区内ではあるが、計画面積を超えてしまって同じく水圧不足でお茶の新植ができずに、従来の水道水、地下水を利用した農業をされている方々もいらっしゃるということについては、声が寄せられているところでございます。ということで、そのような方々につきましては、自らボーリングをされているとかいう方々もいらっしゃるということでございますので、それらの方々との整合性も考えなきゃいけないなというふうに思っているところでございます。

今後につきましては、畑かんの水利用の推進及び畑かんの受益地以外の方々への対応策が行えるような事業というのを研究してまいりたいと、模索したいということでございまして、要望調査をしながら、今後の農業振興につなげていきたいというふうに考えるところでございます。

○19番（小園義行君） 今市長の答弁の中で、そういった区域外の方、多分調査されてませんよね、どれだけあるのかという。ぜひ、今回通告をして、そのことがどれくらいありますよみたいなのが出てくるかと思いましたが、まだそこまでされてないんですね。

ぜひですね、そういった方々も一緒に、そういうものをつくってやる。もちろんそれは経費として落ちていくんですよ、けども、やっぱり私の所もそんなに畑かんでやれるんだったら心配なくどんどん使いたいとか、そういうことがあるわけで、今市長が答弁がありましたように、計画区域外の農家の実態把握等々併せて、そういう要望を聞いて、こういったものが返せるのかということをちゃんとやるということで、理解をしていいですか。

○市長（本田修一君） 今後、調査等をしてまいりたいと思います。

○19番（小園義行君） ぜひですね、そういった立場でやられるということでありましたので、

そういう形で、今後努力をしていただくということを市長の方からありましたので、よろしくお願ひします。

次に、住宅政策ということで、今回施政方針の中で公営住宅、長寿命化計画に基づく改善整備についてということで、質問通告をしましたが、実際に今新しく建て替えたりストックされたり、その中に今回長寿命化計画というのがありました。こういったものが、これから先、例えば既存の松山町、志布志町、有明町でそれぞれ町営住宅を抱えて、今はもう市営住宅となっているわけですが、古い住宅もあるわけですね、そういったものをどうやって生かしていくのかということで、この長寿命化計画、ここについて少しちょっとお願ひできますかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

公営住宅長寿命化計画策定の背景には、国において、平成18年6月本格的な少子高齢社会、人口・世帯減少社会の到来を目前に控えまして、現在及び将来における国民の豊かな住生活を実現するため、住生活基本法が制定されました。この住生活基本法の制定によりまして、住宅セーフティーネットの確保を図り、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の質の向上を図る政策への転換を図る道筋が示されたところであります。

また、住宅ストック重視の方針としまして、社会資本ストックの長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減につなげていくため、点検の強化及び早期の管理修繕により、更新コスト縮減を目指す長寿命化計画の策定と、これに基づく予防保全的管理を進めていくべきであるとしています。

これらのことを踏まえ、本市におきましても更新期を迎えつつある老朽化した多くの公営住宅を効率的かつ円滑な更新を行い、公営住宅の需要に適確に対応すること等が課題となっていることから、現在公営住宅長寿命化計画の策定中でございます。

このことは、本市における住宅事情の現状、公営住宅ストックの状況、入居者の状況、施設の劣化状況等を調査把握し、公営住宅ストック総合活用計画等との調整を図りながら、従来の対処療法型の維持管理から定期的な点検を実施して、それぞれの団地の特性や管理状況、整備に伴う課題等を収集・整理し、分析し、予防保全的な観点から、修繕や改善に係る内容を充実させまして、ライフサイクルコストの縮減と、整備管理の効率化を図るよう努めてまいりたいと考えているところでございます。

○19番（小園義行君） そういうことであれば、ぜひですね、この市営住宅等々で新しいものから古いものまでいろいろあるわけですね。そういった修繕等々に対しての要求、当然お金を払ってもらって貸してるわけですから、きちんとした対応はされないといかんわけですね。そういった意味で、今回のこの長寿命化計画というものが、ある一定の築20年までとかですよ、築25年まで、後はもうしないよとかいうことになっちゃうと、そういう古い住宅に入っておられる人たちに対しては、非常に手が届かないということになりはせんのかという心配があるものですから、ぜひそういう古い住宅に入っておられる人たち、時々ちょっと見に来てくれとかいって行きます。さすがに、ああこれでお金をいただいでるんですねって、市としてという状況が発生していると

ころがありますね。そういったところに対しても、きちんこの長寿命化計画、これをやる時には、それぞれの住宅にお住まいの人の意見をきちんと聞いたうえで、やっていただくということと、築何年までという、それから30年とかですよ、それを過ぎたものはこれには当てはめないよということなのかですね。そこらの年限というのがちょっと先ほど見えなかったものですから、少しそこについてはいかがですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 今回の長寿命化計画につきましては、これまでありました公営住宅のストック総合活用計画というので、今順次改善を行っているところでございますが、その後継の計画ということで、この計画書を平成25年度までにまとめなければ、国の国庫補助対象とならないというようなことで、今年度にとりまとめた経緯がございます。

基本的には、前回制定いたしました公営ストック総合活用計画というのを生かしながらですね、改善する部分については改善する、老朽化したものについては廃止、取り壊しというような形は変わらずにですね、今あるやつを生かしていくということで、ちょっと年限的に申し上げますと、耐火構造の耐用年数が70年ありますが、おおむね半分の35年ぐらいから計画、新しい改善を入れていくというような形、準耐火構造だと45年だと22.5年が標準で改善を入れていく。木造平屋になりますと、30年耐用年数がありますので、その半分15年ぐらいからは手を入れていくというような形での全体的な改善の計画を立てているところでございます。

○19番（小園義行君） ぜひそういう形で、本当に古い所にお住まいの人たちは、言葉は悪いけれども、トイレにしてもですよ、お風呂にしても、いろんな、行くと確かに苦情を言われるんだろうなというような状況の所もあります。そういった声をしっかり受け止めてですね、修繕をしながら今おっしゃった、こういう形での国の事業を取り入れるための長寿命化計画というのをつくらないとなんということだからですよ、ぜひそういう住民の人から住宅賃料を取ってやってるわけですし、そういう改善については、きちんと対応していただくということでですね、やっていただきたいというふうに、これは思います。はい、よく分かりました。

次に、最後、児童福祉ということをお願いをしました。

これは、今保育所の入所の作業がどんどん進んで、それぞれ判定というと変ですけども、希望の所に入れたり、入れなかったりいろいろでしょう。そういった意味で、障がい児保育のことも取り上げをさせていただきました。その時に、いわゆる志布志市は、保育事業所連絡協議会というのをつくって、その中でいろんな民間移管をされるわけで、市と法人とのいろんな意見のやり取りですね、そこできちんとやっていくということでありましたが、その時に、志布志市の方が姿勢として、きちんとこういうふうになければいけないというものを持ってないと、いわゆる法人の方々からいろんなことがありますね、それに対して適確に指導というか、それがやれないのではないかという思いがあったものですから、この障がい児保育のことについては、その後の経過として、きちんとやられているというふうに思いますけど、状況として、この連絡協議会で具体的に議論がきちんとされてきたものかどうかというのをちょっとお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

障がい児保育につきましては、平成24年1月13日に開催しました保育事業者等連絡協議会におきまして、市の単独事業として実施しております障がい児保育事業補助金制度について説明を行い、制度利用による保育の実施をお願いいたしました。

また、保護者から各保育園に直接相談があった場合は、保護者と保育園だけで協議するのではなく、市に連絡いただき保護者、保育園、市の三者で協議して保育の実施について検討する体制をとっていただくよう、保育事業者をお願いしております。

なお、平成23年度は、市内2保育園、たちばな、伊崎田、各1名におきまして、保育の実施を行っております。平成24年当初予算では、平成23年度実施保育園以外での実施に対応できるよう、予算の増額をお願いしておりますので、今後も積極的に保育を実施していただくよう、保育事業者と協議してまいりたいと考えております。

○19番（小園義行君） ぜひそういうことであれば、お父さんお母さんたちが抱えている悲しい思いを何回もさせないよという、そういった意味で法人と保護者の方々との関係をきちんとやっていけるように、市の方が今市長が答弁があったようにですね、そういう立場なら、とてもお父さんお母さん方は安心じゃないですか、そこをですね、じゃあいい形で多分そういう要求がある人たちも入所がどんどんできていくというふうに理解をします。そういう立場でやっていただきたいと思います。

そこで、国は今国会に新しい新システムですか、子供の。これに対して、法案を提出しようというふうにはしているわけですが、この施政方針では、その情報をちゃんとつかんでということで、動向を見ていきたいと市長は述べておられますね。これは、国が目指そうとしているのは、児童福祉法の改正で、今市長がおっしゃった市としての実施いわゆる義務ですか。そういったものをなくしてこうと、直接契約でお父さんお母さんが、保育所いわゆる法人と直接契約ということがうたわれているわけです。市はいわゆる保育料、保育料というのは、いわゆるその人が4時間働けば4時間は保育預けますよという、その認定をするということぐらいで、あとのやり取りは直接そういうことにお任せをするという方向が国が目指しているものです。

そういうふうになったら、今市長が答弁をされた市としての責任がないから、もう当然、はいそちらでやってちょうだいということになりかねないという心配があるものですから、きちんとこれはやってもらいたいと、市長も国に声を挙げていきたいというふうに述べられましたね、前の時もね。この方針、施政方針でもそうあります。

だから、この新システムに対しては、本当に地方議会も鹿児島県議会もそうですけど、地方議会もいっぱい決議をし、反対を表明をしてるところです。ぜひですね、情報をよくつかんでとかいうことではなくて、そういうことに新聞報道でもきちんと出てますよ。そういったものに対してね、しっかり国にもものを申すというか、そういう立場を市長として、しっかり持っておられるのか。

また、教育長は幼稚園がありますからね、そこについては、幼稚園協会の強い反発で、幼稚園はその義務に値しないよということで、私たちはしませんよというようなことを幼稚園協会は言

っているから、地方においては、総合子ども園ということにはならないと思うんですよ、都会はいいけども。そういった意味で、教育長として、幼稚園をしっかり預かっておられる立場として、この新システムについてもぜひね、情報をつかんでとかいう、そういう悠長なことではなくて、きちんとやっぱり声を挙げないといかんというふうに僕は思うものですから、再度、市長と教育長にですね、先ほど市長がおっしゃったような、あの立場だったら安心するんですよ。やっぱりお父さんお母さんというのは弱いからですよ、預かってもらうというこの立場でいくわけですからね。そこにきちんと市の責任として、そういうことがあると安心じゃないですか。でも、それを私たちはこうですとって、一歩引いたところでやられると大変だなと、だから新システムは、そういうところになろうとしていますので、再度ですね、もうこのことについては、この問題については、今度は終わりだと思います。

ぜひですね、市長と教育長に、この新しいシステムの導入というものに対しては、明確にですね、とんでもないことだということを含めて、答弁を求めたいと思います。

○市長（本田修一君） 答えいたします。

国は3月2日に、少子化社会対策会議を開きまして、消費税増税に合わせて導入する新たな子育て支援制度案を正式決定しまして、近く閣議決定をして、今国会に関連法案を提出する方針で、消費税増税分を新制度の財源として充て、2015年度、平成27年度をめどに本格実施する考えであるようでございます。

制度案の内容としましては、幼稚園と保育所を一体化した総合子ども園（仮称）の創設が柱となっております。待機児童の解消に向けた計画策定や保育サービスの需要量の調査を市町村に義務付けております。

子ども・子育て新システムは、全ての子供への良質な成育環境を保障し、子ども・子育て家庭を社会全体で支援するため、新たな一元的システムの構築を行うもので、実施主体は市町村となっております。

そのために、市町村は地域における学校教育、保育の需要をはじめ、子ども子育てに係る需要の見込み及び見込み量の確保のための方策等を内容とする市町村新システム事業計画（仮称）を策定することになっており、市町村が責任を果たす仕組みになっております。

また、総合子ども園につきましては、市町村が保護者に保育の必要性の認定を行い、市町村の関与のもと、保育の必要性の認定を受けた子供の保護者も、受けない子供の保護者も、どちらも直接子ども園と契約する形になりますが、正当な理由がある場合を除き、子ども園に応諾義務を課すことになっております。

この正当な理由には、入園希望者が定員を上回る場合も含まれますが、その場合には、国が定める選考基準に基づき、子ども園が選考を行うことになっております。

ただ、当分の間は、市町村が利用調整を行う必要があると考えております。以前もお答えさせていただきましたが、新システムに移行した場合でも、公的責任が及ぶような施策を検討し、公平公正な児童福祉行政を目指してまいります。

また、国・県の動向を注視しながら情報提供を求め、公的責任の行使に支障があるような制度であれば、国が定めた社会保障、税一体改革大綱でも子ども・子育て新システムについては、実施主体である地方公共団体をはじめとする関係者と、丁寧に協議を行い、理解を得た上で成案をとりまとめと記載されていることから、周辺自治体と一体となりまして意見、要望の声を挙げていきたいと考えております。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

平成25年度からの新たな子育て施策、子ども・子育て新システムにつきましては、本県のある市をはじめ、全国のあちこちの市議会から国に対する意見書が出されているということは、今議員御指摘のとおりでございます。

この施策は、恒久的な財政確保や、あるいは所管省庁の一本化、さらに一体化した時の形態など、今しばらく熟議の必要があるのではないかと考えておりました、このままでは私個人としては、賛同しかねるなと思っておりますと、このように昨年12月議会で答弁をいたしたところでございます。

先日、新聞の報道によりますと、新子育て法案の概要が明らかになったようでございます。それによりますと、この関連法案は、児童福祉法など関係法を一括して改正する法案。それから、一体化施設総合子ども園を創設する法案。それから、幼稚園と保育所で分かれていた運営費補助を原則一体化する法案で構成されているとのことですが、保育対象児童の定義について、保育団体などが市町村が保育する直接的な義務が後退すると懸念の声があるようでございますので、先に申し上げましたように、やはりまだ今少し時間をかけて議論する必要があるのではないかと、私個人的には思いますし、今後地区の教育長会等で、議題として志布志の方から提案して、ほかの市町に意見を伺ってみたいとこのように考えております。

○19番（小園義行君） 今、市長、教育長答弁がありました。

本当に、ここに住んでおられる住民、そして子供たち、市長や教育長のそういう考えひとつです、本当にいろんなものが有益になったり、逆の場合もあります。ぜひそういった意味で、しっかりとですね、ここのまちで住んでてよかったという、市長が目指しておられる日本一のまちづくりとして、子供からお年寄りまで本当によかったねと、そういったものを職員の皆さんと一緒にですね、つくっていけるようにぜひ今の答弁のとおりですよ、全力を挙げてものを申す時には、国に対しても言う。そういうことで、努力をしていただきたいものだというふうに思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、小園義行君の一般質問を終わります。

○議長（上村 環君） ここで、4時15分まで休憩いたします。



午後4時05分 休憩

午後4時15分 再開



○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、12番、立山静幸君の一般質問を許可します。

○12番（立山静幸君） 通告に基づき3点について、市長に一問一答方式で順次質問をさせていただきます。

1番目の茶業振興会についてであります。1)のアメリカ、その他外国への志布志茶の輸出に対しての取り組みを茶業振興会及び製茶工場並びに関係団体と協力し、販路拡大を積極的に進めるべきではないかとありますが、2月18日の南日本新聞の報道によりますと、2月17日、鹿児島市でアメリカ向けのお茶の輸出相談会が実施され、ニューヨークやシカゴなど茶輸入業者6社と県内外の15社が参加し、今後の可能性について話し合いがなされたそうであります。

主催した日本貿易振興機構、ジェトロ鹿児島貿易情報センターによりますと、日本茶の輸出の半数がアメリカ向けであるそうであります。

震災後、一時低迷した需要も回復傾向にあり、全国2位の産地、鹿児島島の海外市場開拓を図ろうと企画がなされたところだそうであります。

南九州市の古市製茶の古市博文専務は、2社と商談し、前向きな返事を引き出し、日本茶に対する市場ニーズも情報収集できたと手応えを得たと話をされたとのことであります。

サンフランシスコのザ・リパブリック・オブ・ティー社は、既に宇治茶を取り扱っており、バイヤーのサラ・スカボローさんは、日本茶の取り扱い幅を広げたいと参加、鹿児島茶は濃ゆさや甘みが豊かで鹿児島を訪れ多くの知識を得ることができたと話をされたそうであります。この記事を見て、アメリカで寿司の普及が進んでおり、またお茶の普及も進んでいるのだなと思ったところであります。

県内第2の栽培面積を誇る本市も、ジェトロ鹿児島貿易情報センターや、その他のあらゆる機関の協力を得ながら、アメリカやその他の国々へ志布志茶の販路拡大を積極的に進めるべきではないかと思いますが、市長の考えをお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） 立山議員の御質問にお答えいたします。

平成23年度の荒茶生産量は、約3,850tが見込まれております。そのうち、13%程度が仕上げ茶や自家用の茶として、地場での販売や消費となっております。

海外向けの茶につきましては、荒茶を再生した仕上げ茶を輸出することとなります。将来的には付加価値を付けた茶業経営に期待したいところであります。

本市の荒茶は、茶市場を利用した販売が主流であり、仕上げ茶販売となると、資金面や施設の整備など、課題を多く要することが予想されます。これまで輸出に関するセミナーや、商談会等がありましたが、仕上げ茶や小売り茶をしていないため、対象者が少なかったところであります。

輸出については、現在市内の製茶工場主が2社ほど取り組んでいます。県内の製茶工場では4件ほどで少なく、大手の茶商や卸問屋が輸出に乗り出し、販路開拓に向けた海外への進出が急増しているというふうには聞いているところでございます。

○12番（立山静幸君） 私は、この記事を見まして、日本で2番目の産地、県の中でも2番目の志布志市であります。

今までの私の考えは、あらゆる消費拡大が先決ではないかというような考えでありましたが、この記事を見まして、海外輸出を積極的に進めていかなければ、今後のこの鹿児島県2位の面積の販路拡大については、言っていないか分かりませんが、人口が減少する中ですね、やっぱり海外向けが、今後大事ではないかと。こう思うんですが、先ほど2社が本市では輸出をしているということでしたが、どこなのか分かっていたら教えていただきたいと思います。

○農政課長（上原 登君） 市内で海外向けに輸出をしておられる企業は、鹿児島堀口製茶さんと、覚富さんという会社でございます。

[立山静幸君「鹿児島」と呼ぶ]

○農政課長（上原 登君） 堀口製茶さんと、覚富さんですね、2社です。覚富という会社でございます。

○12番（立山静幸君） 私も執行部に聞くのはいけないと思ひまして、ある近くの茶工場の社長に1時間程度勉強させてくれということで行きましたが、今の2社については、1社は韓国向けに輸出をされていると、1社は台湾向けに輸出をされているというようなことです。

そうでありますと、本市においてはもう既に海外輸出に積極的に2社が取り組んでおられるということでもあります。そして、茶の鹿児島県の卸問屋が28社あるそうです。その中に堀口製茶さんが問屋さんの許可を持っておられるそうです、本市の堀口さんが。であれば、ほとんどが荒茶については、茶商の方々が買われて、そして県外、県内に売られている状況であります。

市長として、今後、県の28社の卸問屋さんですね、それと地元の堀口製茶さんとこのような海外向けですね、状況なり、あるいはまた2社の状況等について、積極的に取り組みをしていくべきではないかと思うんですが、その点について伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現在の国内の輸出入で見たとき、全体で輸入が5,004t、そしてまた、輸出が2,164tということであるようでございまして、国全体ではこのような状況という中で、本市の2社の方がどれだけの量を輸出されているかちょっと把握しなかったところでございますが、今後、茶の需要につきまして、先ほどの新聞記事によりますと、米国の流通業界で、和食、日本食に続いて、緑茶がヒットすると言われていたようなふうにも書いてありますので、かなり有望なものにはなるのかなというふうには考えていたところでございます。

○12番（立山静幸君） 話によりますと、卸問屋の若い青年の方々もですね、志布志市内の製茶工場の若い青年たちとですね、年1回グランプリという名のもとにですね、お茶の製茶工場さんたちとの研究会もされているそうであります。そういう時にですね、やっぱり執行部なり市長もですね、一緒になって、どうだろうか、海外の輸出はどうだろうかという、そのようなですね、やっぱりコミュニケーションですか、そういうことも必要であると思うんですよね。その点については、どうでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

正直申し上げまして、輸出というような観点からの私自身が茶業を営んでおられる方と、お話を申し上げたことはなかったところでした。

今後、このことにつきましても、前向きに検討させていただければというふうに思います。

○12番（立山静幸君） 韓国向け、台湾向けについては、個人の工場の方、茶商の方が実際にされているわけですが、そういう人たちの力を借りるとかですね、あるいは卸問屋の28社ですかね、その方々との勉強会なりですね、そういういろんな手段をとってですね、今後は消費は国内の消費、市内の消費はもちろんですけれども、先ほども申しましたとおり、限界があるのではないかなと思うんですが、市としまして、海外にいらっしゃる方もおられるわけですよ。そういう方々を通じてですね、いろんな方々の協力を得ながらですね、アメリカだけではなく、いろんなところにもいらっしゃるわけですから、非常に技術については難しいかもしれませんが、やっぱり県としてですね、進めるべきではないかと、そして線なり面に広げていくということをやっているかなければ、茶の方々の工場には若い後継者がいらっしゃいますよね。そういう方々の励みにもなると思うんです。そういう方々を海外に販路拡大に出張させてもいいんじゃないかと、このように私は思うんですが、市長の考えをお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

現に、今市内で取り組んでおられる業者の方々に状況等につきまして、つぶさに把握させていただきまして、その業者の方々がどのような形で今後輸出について望まれているのかというような要望等もお伺いしながら、考えてまいりたいというふうに思います。

○12番（立山静幸君） 私は施政方針を聞く中ですね、教育委員会では青年研修がシアトル、カリフォルニアに行かれるわけですよ。こういう中学生、高校生にもですね、茶の作法を身につけさせて、そして向こうでホームステイの家々にですね、茶の普及をさせたりですね、そういうのもやっぱり地道にお茶の海外輸出を図るべきではないかと、このように思うんですが、これは通告をしていますが、教育長の考えをお伺いいたします。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

まったく今議員の御指摘のとおりだと思います。日本の文化というものを茶道を通じて外国の方々に教えるということは、大きな効果があると思います。

そこで1月でしたか、志布志市内の小学校の子供たちが5人だったですかね、グループをつくって、そして鹿児島県で行われました茶の銘柄当てですね、これはほうじ茶だ、これは煎茶だ、これは抹茶だと、8種類であってそれを全部当てていくと。そして、お茶の入れ方の作法までですね、それが協議会があったんですね、志布志の子供たちが鹿児島県で優勝いたしました。その時も市長にも報告にまいりましたけれども、そういうことを地道な活動もですね、学校内でも取り上げて子供たちの情操教育の一環等にもなるのではないかと考えておりますので、今後検討してみたいと思います。

○12番（立山静幸君） 市長も鹿児島県2番目の生産地、志布志市の市長としてですね、今後は

積極的に海外進出に前向きにやっていかれるかお伺いをしてですね、この分について終わりたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどお答えしましたように、今後アメリカ辺りで和食、日本酒のブームに続きまして、お茶がブームになるとなれば、この本市の茶についても積極的に対応していかなければならないというふうには考えたところでございます。

○12番（立山静幸君） ぜひそのような取り組みをしていただきたいと思います。

次に、(2)の荒茶の品質向上のため、県経済連は荒茶の評価を数値化し、県内J A荒茶工場に配信をしている。J A系列と系列外工場で、荒茶の品質に格差は生じないか。また、価格に影響はないかを問うてありますが、これも2月10日の南日本新聞で報道された分であります。J A鹿児島経済連は、2011年度から鹿児島市にある県茶市場に出荷される全ての荒茶の評価を数値化し、各J Aや荒茶工場に配信しているということでもあります。12年産の新茶シーズンを前に、品質の向上の効果が期待されるとあります。

数値化の方法は、入札前に自動化ラインに設置したカメラで茶の葉の外観とお湯を入れた際の水色を撮影、画像解析し、葉の大きさや、色合い、白い茎や赤い茎の混合割合、水色の明るさなど、7項目に解析し、数値の低い方が望ましいということでもあります。

今後も県内600以上の荒茶工場のうち、12か所をモデル工場として重点的に分析していく計画であるようでもあります。このように、入札の都度7項目について解析し、荒茶工場に配信することにより、J A系列と系列外工場で荒茶の品質に格差が生じないか。また、価格に影響はないか市長にお伺いをいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶市場の入札場に自動化ラインに設置したカメラで荒茶の外観、水色の撮影を行い、画像解析システムを用いて品質評価として数値化したものであります。

これは、平成23年度より開始されておりますが、試験的な実施でありました。本格的には、本年度よりこのシステムを利用した荒茶の外観、水色の評価をする数値化し、その結果をJ Aや生産者へ市況と同時に配信し、生産指導並びに品質向上などに活用するものであります。

県茶市場に上場された荒茶は、J A系列、系列外の関係なく入札にかけられます。よって、このシステムを利用した品質評価は平等に、しかも価格差はないものと思われまます。

○12番（立山静幸君） ただいま系列外の差はないというような答弁でありましたが、私が聞いたところによりますと、有明だけのことですが、工場の約50%がこの茶市場を通ると、10%が個人向けの茶の間屋と取り引きをされると、40%が間屋さんで自由に、自由と言うといけませんが、販売をされているというようなことでもあります。

そうなりますと、そこにこれは松山、志布志にも工場があるわけですから、その辺は分かりませんが、志布志市の全体の荒茶の製品としてですね、やっぱり格差が生じてくるんじゃないか。そして、その影響も生まれてくるんじゃないかと、私はこう思うんですけど、課長がその辺が分

かっておったら課長でもよろしゅうございます。お知らせ願いたいと思います。

○農政課長（上原 登君） ただいま、この自動ラインシステムでの情報提供で格差が生じないかと。また、今茶市場を50%程度、問屋さんを40%程度、10%が自己取引ということで、農家さんの出荷割合があるようだがというお問い合わせでございます。

農家さんが全て茶市場だけとか、問屋さんだけとか、自社取引だけという農家さんはほとんど少ないものと、皆さん茶市場にも問屋さんにも自己取引と、そういった形で出荷をされていらっしゃるという方がほとんどであろうというふうにとらえております。

ですから、それぞれの農家さんでは、茶市場ではこういった作り方がいいのかあというのがデータ化されてくると、またそれが所得につながっていくものというふうに考えますので、この形態等での配信が、それぞれ行き渡らないことで、格差が生じることは少ないのではないかと、私どもは考えております。

○12番（立山静幸君） この目的は、品質の向上、各荒茶工場の品質の向上にあると思うんですが、いろいろな工場があるわけですから、製造方法が違って、数値が7項目について違ってくると思うんですが、その結果についてもらいましたけれども、標準の数値に対して、その出荷された7項目について全部数値化されて工場に送ってくると、それを見てここが足りないな、ここが足りないな、ここが標準以上だなというのが分かって、その工場工場で品質の向上に努力をされているということでもあります。

私なぜこれを言ったかといいますと、茶工場の方々は、施政方針にも乗っておりますけれども、第17回の環境保全で農林水産賞をもらったと、青年の若葉会の方々がですね、それは農薬の減量なり、あるいは水利用の天敵なり、そういう努力がされていると、品質向上にですよ。

そしてまた、茶工場では、国際規格のISOという基準指定ですか、これを今工場を受けて、これも今茶工場では土足は駄目、頭の毛が入らないように、帽子をかぶる。そして、窓は絶対開けない、窓は閉めてあるというような食品加工的な今は工場になっているというようなことあります。

そしてまた、今、富士通が土壌の解析からお茶が生育する段階、摘み取りまでですね、刻々茶業センターに情報が流れて、それを解析して指導をされる方式が有明町に2か所設置をされているようであります。

このように茶工場の方々はですね、非常に今はコストが高くて、それを商品でカバーしなければならぬ段階だと思うんですね。となると、この商品化を上げて志布志市内のお茶の銘柄をですね、やっばし上げるような、こういうふうに茶工場はあらゆる手段で製品の品質向上に取り組んでいるんだと、それで立派な志布志茶の産地ですよというような取り組みをですね、やっばしするような方法をとらなければいけないのじゃないかと、こう思ってこの新聞記事を見ながらですね、茶工場の方々にいろいろ聞いてみましたら、非常にコストがだんだん高くなると、そして工場も新しく洗浄機をしたり、機械も変えたりしていかなくてはならないと。そして、若い後継者の方々にもそういう指導もしていかなければならないということでもありますのでですね、

このような志布志茶の銘柄を確立するようなですね、そして高く売るような方策も何とかできないかと。

鹿児島県外に出て志布志茶といえば全然興味は、鹿児島で言えば知覧茶ぐらいじゃしとよなというような話でした。

これをば志布志茶としてですね、銘柄を確立するようなですね、方法についてですね、市長はどのようにお考えかお伺いたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

茶の銘柄確立ということになれば、全国お茶まつりで開催されます大会に出品いたしまして、そこで産地賞、ないしは農林水産大臣賞を獲得するのが銘柄確立に一番の早道ではないかなというふうに思うところでございます。

私どものまちでは、ここ一、二年産地賞は獲れてませんが、それまでには7年ほど獲っておりまして、徐々に徐々にこの志布志のお茶というものの品質については、評価が高まってきている状況でございます。それらを更に深めて、高めていきたいというふうに考えているところでございます。

○12番（立山静幸君） 知名度を上げる方策、通告しておりませんが、茶業振興会とも協議しながらですね、やっぱりいろんなところの宇治茶とか、矢部茶とか、そういうところの商標とかですね、いろんな勉強も今後はしていかななくてはならないのではないかと、このように思っておるところです。

品質の向上とともにですね、知名度にも力を入れていただきたいと思います。

次に移りますが、2番目の農林漁業の振興についてであります、(1)の6次産業化推進を後押しする農林漁業成長産業化ファンドの創設に伴い、6次産業化事業者の掘り起こしに対して、志布志市としてどのような推進を計画しているかを問うてありますが、農林水産物の加工や販売など、6次産業化に本格的に取り組むためには、資本力の増強や、対外的な信用力の確保が必要であります。

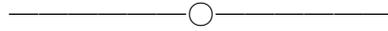
ところが鹿児島県をはじめとして、6次産業化に取り組んでおられる農林漁業事業者の自己資本比率は一般的に低く、借り入れ依存度も高いのが現状であるようであります。

そのため、今までのような融資や補助事業ではなく、6次産業化推進を後押しするため、出資と経営支援の両面から6次産業化に取り組む事業者を応援するのが農林漁業成長産業化ファンドの創設であります。

仕組みは、市長はこれを持っていらっしゃいますよね。ファンドのスキームとして、まず国と民間企業などの出資により、全国段階に株式会社組織の農林漁業成長産業化ファンドを創設する。一方、地域段階にも地方自治体、JA、金融機関、地元企業などの出資と全国段階のファンドからの出資による地域ファンドを創設、この地域ファンドが6次産業化事業者に対して出資を行うことになっております。

さらに出資だけではなく、民間の専門家による経営支援、ハンズオンと言うんだそうですが、

ハンズオンが一体的に実施、さらに資本制の劣後ローンによる支援も行うことになっております。
志布志市の豊かな資源を有効に活用し、6次産業化を推進することにより、付加価値を向上させ、また雇用と所得を生み出す6次産業化事業希望者の掘り起こしに対して、市としてどのような推進を計画されているのか、市長にお伺いをいたします。



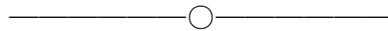
○議長（上村 環君）　ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。



○市長（本田修一君）　お答えいたします。

農林漁業成長産業ファンドの創設につきましては、現在国会において、平成24年度予算が審議中であり、ファンドについての説明会等が開催されていない状況であります。

したがって、市としての取り組みにつきましては、国の予算成立後の市町村に対する説明会等を受けて、本市の農業振興に寄与できると判断しましたら、県内の市町村と協調して地域ファンドの設立に向けた取り組みを検討してまいります。

農林水産物の高付加価値等を図るために必要な機械施設の整備を支援する6次産業化推進整備事業につきましては、6次産業化法等の認定を受けた農林漁業者等が、直接国の機関に対して事業の申請を行う仕組みとなっております。

したがって、市の取り組みとしては、6次産業化についての広報や農林漁業者から相談を受けた場合、国の機関である九州農政局鹿屋地域センターに情報提供を行うなどの支援活動が主な活動になると考えております。

○12番（立山静幸君）　市長、新聞報道やら、テレビ等で放映されたのを見て、今のような回答が本当に市長の考えですかね。農業振興を進めようと、志布志市は農林漁業が主幹産業であると言いながらですね、国の予算が通らんから、予算が通ってから、話を続けませんが。私この新聞を見てからですね、熊本と綾町の6次産業者の放映が30分ぐらいされました。

熊本は、13戸の農家、みかん農家、米農家、ぶどう農家、いちご農家、柿農家、養鶏等々ですね、13農家で組織をしてつくっていらっしゃる。この13の品目を扱っているみかん農家、いちご農家、不用品等をですね、持ち寄って加工したりして販売をしている。養鶏農家は、マヨネーズを作って今海外へ展開をしているというところだと、非常に売れ行きがいいというような放映でありました。

綾町については、米農家がカフェを開いて米粉のパン等を売ったりしているということの放映でありました。

市長は、綾町のこのカフェへは行かれたことはないですか。

○市長（本田修一君） 綾町には何回かまいりましたが、そのことについてはちょっと記憶がないところでございます。

○12番（立山静幸君） 市の職員は研修に行っているんですよね、その報告は見られなかったですか。

○市長（本田修一君） 出張の報告につきましては、私のところに届いておりますが、その報告書の内容につきまして、詳細には記憶しておりませんでした。

○12番（立山静幸君） そのあとですね、これもテレビでしたのですが、鹿児島県は24年度の予算で、約167万円予算を計上していると。また、1名推進員を配置して県内の推進に取り組むと、さらに説明会、勉強会、加工研究会等の実施も計画をしているというようなことであります。

特に、県は肉の6次産業化に取り組む事業者を希望しているという、これはテレビの放映でありました。

それと、ついでに申し上げますが、昨日おとといの新聞で、鹿児島市が7事業団体、110人の雇用をもう現在生み出していると、そして予算化を50万円しているというようなのも報道されております。

市長が最初の答弁で申されたんですが、そのとおりじゃないかなと、施政方針の26ページです、たった一行にも満たない、ただ6次産業化をとというただこれだけしか書いてない。

私は、この鹿児島県の約167万円予算を計上して推進員を一人してという放送を見ながらですね、特に先ほど申しましたが、肉の事業者をば県は推進をしているということを見ましてですね、今株式会社の牛の中山さんが八野に進出をしてくいていらっしゃると、それで加工部門で八野小学校の有効利用はできないだろうか、その時思いました。テレビですので、私詳しくは調査もしておりませんが、県がこのような計画であるとすればですね、市長自ら県の方々とも協議をされてですね、何とか同僚議員も八野の有効利用についても一般質問をされましたが、そのような方向づけは市長の考えはどうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

牛の中山さんにおかれましては、今回志布志市に進出していただけるということで、ただいま事業の推進中でございます。販売、焼肉店を鹿児島中央駅の近くに開設されておりますので、もし新たな事業の拡大展開ということがあれば、この6次産業化というような形での事業者として取り組んでいただくというようなふさわしい事業者になるんじゃないかなというふうに思っております。改めまして、このことにつきまして、牛の中山さんに御相談を申し上げたいと思います。

○12番（立山静幸君） ぜひですね、そのような取り組みをしていただきたい。

これは一つの企業誘致だと思うんですよね。それから、私は知り合いを通じて大崎にある曾於リサイクルの宮地社長に野方の方で堆肥を作って循環型の露地野菜をされておりますので、訪ねてみてくれんかということで電話をしてもらいました。

そしたら、6次産業化については、私たちも勉強をしていると、ぜひ親会社が大隅衛生社ですので、親会社の社長やら話をしたりしていきたいということでした。その中で、益田そう麺さんが非常にこれには勉強していらっしゃるんですよと、それで益田そう麺さんもそのような希望があるような話ですよという、これはもう私は人を介した返答でしかありませんが、そのような状況であります。であればですね、食品加工の整地もされたり、市の工場団地もあるわけですよ。そういう所にですね、6次産業の加工場をつくっていただくことはできないかですね、やっぱり国の予算が成立してから、また市の予算を組んでパンフレットをつくったり、いろんなことをしてやればもう取り残されるわけですよ。

先ほどの国は今6次産業をされている方の市場規模は1兆円だそうです。3年後には3兆円に拡大したいと、そして、10年後には10兆円の規模の市場に育成をしたいという国の方針ですよ。

これには、300億円の予算が今度計上されてるんですよ。国はこのような予算を300億円も組みながらですね、志布志市は、この300億円が通ってからよというようなことではですね、取り残されていくんじゃないですか。もう少し既定予算でも使ったりですね、できれば予備費でも使ったりしてですね、いろんな情報を得ながら市長が先頭に立って指示をしながら、これは農政課だけの問題じゃないと思うんですよ、企画政策課なり商工観光課なり、あるいは全市の問題だと思うんですよ。それを情報を集めながらですね、やっぱり早いうちに、先ほど申しました曾於リサイクルの社長なり、益田製麺の社長なりですね。それから、私はもう一遍野神にあります徳城グリーンというのが建設業をされたり、芝業をされたり、露地野菜をされているんですが、その社長にもちょっと会って話をしてみました。

この人は、今長崎の商社の方と露地野菜を契約栽培をされて、長崎の方に。非常にいい仕組みだと、しかし我々には永久的な加工はちょっと無理だなということを書いていらっしゃいました。しかし、私も今までは土のまま輸出をしておったけれども、今後は何らか加工をですね、付加価値を高めて出すようにしたいというような話もされておりましたが、市内にはいろんな方が松山にも志布志市内にもいろいろいらっしゃる、松山の何とかさんという人も大々的にされておりますが、そういう方々とですね、早く情報を教えながらですね、取り組みをしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほど益田さんのお話、そしてまた曾於リサイクルセンターのお話をされたところでございます。そのことにつきましても、私どもも聞き取りをいたしまして、どのような状況か把握したところでございますが、現在のところ進展がないというような状況であるようでございます。

また、今後この事業が具体的に見えてきた段階で、改めてそのようなことに進むのか、ないしは事業体があったら積極的に案内をしてまいりたいと思います。

○12番（立山静幸君） 九州内には、約90ぐらいの事業者がいらっしゃるそうです。鹿児島県も先ほど鹿児島市内は7業者いらっしゃる肝付にも2業者か3業者いらっしゃるということがあります。そのような先発隊がいらっしゃるわけですからですね、どうして志布志でも何とか取り

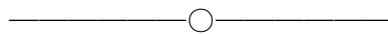
組むことはできませんなというようなですね、やっぱり積極的にその人たちを説得してですね、こういう事業をした後も経営指導もされるいろいろなメリットがあるんですよと、そして10年後には10兆円規模の日本の農産物の商品化がされる計画でありますのでですね、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

最後に市長の最後の答弁をですね、お伺いして終わります。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本事業につきましては、事業主体となられる方の意欲というものが大切かと思えます。そのような方々を私どもは発掘しながら、事業化する意欲を喚起させるような取り組みをしてまいりたいと思えます。

○12番（立山静幸君） 以上で終わります。



○議長（上村 環君） 以上で、立山静幸君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

明日は、午後1時30分から本会議を開きます。日程は、一般質問です。

本日はこれで散会します。

午後5時14分 散会

平成24年第1回志布志市議会定例会（第6号）

期日：平成24年3月13日（火曜日）午後1時30分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

鶴 迫 京 子

福 重 彰 史

出席議員氏名（24名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 平 野 栄 作 | 2 番 下 平 晴 行 |
| 3 番 西江園 明 | 4 番 丸 山 一 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 毛 野 了 | 10 番 立 平 利 男 |
| 11 番 本 田 孝 志 | 12 番 立 山 静 幸 |
| 13 番 小 野 広 嗣 | 14 番 長 岡 耕 二 |
| 15 番 金 子 光 博 | 16 番 林 勇 作 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 上 村 環 |
| 21 番 鬼 塚 弘 文 | 22 番 丸 崎 幹 男 |
| 23 番 福 重 彰 史 | 24 番 野 村 公 一 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 清 藤 修 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 課 長 溝 口 猛 |
| 情報管理課長 徳 満 裕 幸 | 企画政策課長 武 石 裕 二 |
| 財 務 課 長 野 村 不 二 生 | 港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎 |
| 市民環境課長 竹之内 宏 史 | 税 務 課 長 小 辻 一 海 |
| 福 祉 課 長 木 屋 成 久 | 保 健 課 長 若 松 光 正 |
| 農 政 課 長 上 原 登 | 耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄 |
| 畜 産 課 長 山 田 勝 大 | 建 設 課 長 中 迫 哲 郎 |
| 松山支所長 溝 口 敏 久 | 志布志支所長 外 山 文 弘 |
| 水 道 課 長 木 佐 貫 一 也 | 会 計 管 理 者 中 崎 秀 博 |
| 農業委員会事務局長 堀 苑 智 之 | 教育総務課長 津 曲 兼 隆 |
| 学校教育課長 金 久 三 男 | 生涯学習課長 米 元 史 郎 |

議会事務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 今 井 善 文 | 次長兼議事係長 仮 重 良 一 |
| 調査管理係長 坂 元 正 知 | 議 事 係 武 田 賢 一 郎 |

午後1時30分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上村 環君） 日程第2、一般質問を行います。

順番に発言を許可します。

まず、7番、鶴迫京子君の一般質問を許可します。

○7番（鶴迫京子君） 改めまして、こんにちは。

午前中志布志中学校の卒業式に出席させていただきました。一期一会、卒業は別れではなくスタートである。子供たちにそう言いたい。走馬灯のようによみがえる正門の桜と、今日の桜の木、福島、宮城、岩手の子供たちの卒業式を思う。天を仰ぐ、大人は言い、何とかなる、しっかりと子供たちの心をつかまえていたい。そんな衝動に駆られた厳かな卒業式感動をありがとうございました。

それでは、質問に入らせていただきます。今回は、平成24年度の市長の施政方針について、質問通告をいたしておりましたので、一問一答方式で順次行ってまいります。

施政方針の中の市民が主役か、市民に開かれているのか。市民目線かという観点から質問を行ってまいりますので、市長はそのことからぶれずに明確に直球でお答えください。

市長、市長、62ページほどある施政方針の中に「日本一」という言葉を何回述べられたか御存知ですか、自分自身。

○市長（本田修一君） 数については、覚えておりません。

○7番（鶴迫京子君） 24回です。2.6ページに1回は述べられた計算です。それだけに、市長の日本一にける強い思いが伝わってきます。

確かに日本一となれば、聞こえはいいし、私自身我がまちがそのようになれば、市民として誇りでもあり、自慢のできることであると思っております。決して反対の立場ではありません。

しかし、今回「あいさつ日本一」の市役所を目指し、「あいさつ日本一」のまちになれば、また、Gはごみ拾い、Nは日本一、Sは市長ということで、ごみ拾い日本一の市長、それをスマートな表現に略して、「GNSになろう」と述べられております。目指す日本一がさらに新たに増えています。日本一があふれる施政方針、これこそ日本一かもしれません。どこまで増えるのか、今度こそ市長にしっかりと伺いしなければと考えました。本当に、市長は本心からそのようなことが実現可能なことであると信じて申されていますか。

また、なぜ日本一でなければならないのか。その理由をお聞かせください。様々な「日本一」

をスローガンに掲げる市長の政治姿勢について、テレビ中継も入っていますので、市民目線で分かりやすく、明確な答弁を求めます。

○市長（本田修一君） 鶴迫議員の御質問にお答えいたします。

まず、施政方針でたくさんの日本一を述べてきたということにつきましては、ただいま御指摘のとおりでございます。

私自身は、日本一を目指してまちづくりをしましょうよと、様々な面において日本一を目指しましょうよ、という形でお話を申し上げているところでございます。

私どもが、このまちというものを合併後いかにしていいまちにすべきか。そして、発展するまちにしていくべきか、そしてまた、いかにして融和が図られていくまちにすべきかということを一生涯懸命皆さん方とともに取り組んできたところでございます。このような中で、私は2期目の市長選に挑戦するに当たりまして、改めてそのことを考え直した時に、私どものまちには実は日本一の取り組みがあるということに気づかされたところでした。

それは何かというと、ごみの資源化率について、日本一の市であるということに気づかされたところです。これは、まさしく市民の方々が本当に面倒くさいごみの分別に積極的に取り組んでいただいた結果がそのようなことになってきているということでございます。

そして、それが国にも評価され、そのことにより、全国からの自治体からもそのことにより、視察が訪れるまちになっているということに改めて気づかされたところです。

そして、そのようなものが日本一になるものが、次から次へいろんな部門で出てくるとなれば、これはまさしく志布志市が日本一のまちとして認定される。そしてまた、その日本一のまちとなった暁には、全国から日本一って何の日本一なの、どんなことで日本一になったの、どんな人がそのような取り組みをしてやったんだろう。そして、本当にそうなんだろうかということで、たくさんの方がいろんな部門から押し寄せてくるまちになってくるというふうに思ったところでございます。

そして、私どもはそれらの方々を受け入れるために、私ども自身がそのようなまちとして、しっかりと受けとめておもてなし日本一というような形に評価されるようなまちになっていかなくてはならないということも考えたところでございます。

そして当然、そこにはつくられる産物が来られた方々がきちんと評価されるようなものでなくてはならないということで、それらの産物についてもそれぞれ日本一を目指していきましょうよという掛け声を掛けてきているところでございます。

そのような意味合いから、私はそれぞれの担当の課に、あなたの課で何が日本一にできるのと、いつもいつも問うているところでございます。

そのような中で、これもできそうだと、これもできそうだとということで可能性があるものについて、日本一を目指そうよということを申し上げているところでございます。

とてとても何もそのような可能性がないところに日本一をしなさいよと、目指そうよと言ってもそれは実現不可能だろうと思います。

しかし、特定の分野に限って、ある項目に限ってそのことが達成できそうだということがあるとなれば、私はそれを強力に推進しながら、そのものを日本一にしていこうよということで、様々な日本一づくりに挑戦しているという形になっているところでございます。

そのような形でいろんな分野のものが日本一になってくるとなれば、それぞれのそのものに属しておられる方々が本当に元気になってくると、誇りになってくるということであります。

農業分野で日本一になったとしても、例えばメロンがメロンづくり日本一になったとしても、商店街の方々にはびんとこないかもしれません。だけど、メロンづくりの方々、農業の方々、ハウスの方々にとっては、非常にいい励みになると思います。

そしてまた、今回の商店街グランプリにつきましても、あの方々が一生懸命になられて、残念ながら全国大会は、上位の5位の中にも入れませんでした。全国大会に出場できたということだけでも、これはあの方々にとっても本当に誇らしい内容であったわけです。

しかし、農業でお茶をつくっておられる方は、あるいはメロンをつくっておられる方にとっては、びんとこないかもしれません。だから、いろんな分野でそれぞれのおのずから取り組んでおられる分野で日本一を目指していただきたいということのお話を申し上げているところでございます。そういったことをお話を続けてきました結果、昨年から、そしてまた、今年になりまして、いろんな分野でそのような兆しが見えてきているんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そういう意味合いから、そのものが日本一になればすごい、しかし仮になれないという人も、そのことを、日本一づくりに挑戦するというそのような姿がすばらしいんだということのお話もしているところでございます。

どうか、そのような形の、そのような内容の日本一づくりでございますので、御理解いただければ有り難いというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） 日本一の取り組みが資源化ということで、ごみの資源化の取り組みが総市民、市民総ぐるみでやった取り組みが、まず実績でそういうことを示しているということで、そこから始まりまして、いろんな可能性のある分野で目指しているということで、実現不可能なところは目指してないということであろうと思いますが、よく市長の答弁は理解しましたが、まず確かに日本一という最高の目標を掲げて高い志を持ち、何かに取り組むことはプラス思考であり、それがなければ向上も発展もないと思います。

しかし、市長の申される日本一には市長の話聞く限りは、何の根拠もなく具体性に欠け、ただやみくもに声を挙げているようにしか感じられません。

市長は、どのような形で日本一に持っていくのか、そのプロセスを私たちにも理解できるように分かりやすく説明していただきたいと思います。再度お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

日本一づくりにつきましては、それぞれの分野で取り組み方が違うというふうには思うところでございます。例えば、先程来お話ししますように、ごみの資源化率ナンバーワンにつきましても、

まだまだ75.4%という数字でございますので、日本全国の自治体で見ればごみゼロウェイストということで、ごみゼロのまちを目指しているところがあるところでございます。

そのまちにつきましては、今現在資源化率はまだまだ60%ぐらいで当市より低いところでございますが、そのような取り組みを目指しているとなれば、いつかはそのようなまちになってくるというふうに考えますので、私どものまちとしましては、さらにそれを高めるためにどんな取り組みが必要かということを担当を通じてそのことのプロセス、手法について、今協議を進めているところでございます。

○7番(鶴迫京子君) 市長の日本一に対するの思いや考え方は大筋つかめたような気がします。私としましては、日本一という雲をつかむような大それた構想よりも、まず足元をしっかりと固めて、市民のニーズに的確に応えられる、信頼できる行政づくりこそが、まず先決ではないかと思えます。足元が固まっていますか、市長どうですか、お答えください。

○市長(本田修一君) もう少し議員の御質問には少し理解しかなるところがあるんですが、私自身はずっとこのことをお話を申し上げているところでございます。

しかし、当初はですね、今お話にあったように、何で日本一になれるもんねというような声が多かったところですが、しかし、だんだんだんだんですね、そのことをお話ししているうちに、理解していただける方が増えてきたというふうには思っています。

そして、先程来お話しするように、いろんな分野でその日本一づくりの芽が出てきているというふうには、感じておりますので、そのような意味合いからすると、足元もだんだんだんだん固まってきているのではないかなというふうには感じているところでございます。

○7番(鶴迫京子君) 市民の言う足元と私の足元の、足元違いですね。今日行政だけでなく、日常業務の中で、どこの組織でも問われています。窓口の対応、個人情報、情報開示など、様々な点、また行政サービスの事務事業内容も煩雑化、複雑化しております。

また、市民からの苦情や相談も多いです。職員の皆さんの仕事の量も昔に比べ大幅に増えている状況にあると思います。年間を通じたら、サービス残業をほとんどの方がされていると思いますが、市長はこのような現状をどう思われますか、お答えください。

○市長(本田修一君) お答えいたします。

ただいまお話があったことにつきましても、常々十分注意をしているところでございます。

しかし、世間的に言えば、ただいまの時代は公務員バッシングということで、公務員は恵まれているということの風潮に満ちあふれております。それは、何かというと民間に比べて仕事の量の、それから待遇もずいぶん違うというようなことで、そのような時代背景になっているのではないかなというふうに思っております。

御指摘のとおり、従前に比べて取り組むべき事業、そしてまた、作業量も増えているかと思えます。そのことにつきましては、より効率的な業務改善を目指しながら、取り組んでいくということでありまして、私どもは今お話がありましたように、残業というものについては、常に担当の方で把握をしながら、特定の職員に過重にならないような形の取り組みについては、一生懸命

注意をしながら改善を図っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長、社会が公務員バッシングで、大変な民間との差で公務員は怠けているとか、そのようなことだとおっしゃいますが、社会がそうだからうちの志布志市市役所もそうだって、市長がそんなに頭から、全く社会の情勢と一緒に思い込むことがちょっと不思議ではありませんが、リーダーとして、チームワークをつかさどる一番のトップのリーダーとして、少しそこがあれですが、職員定員適正化計画で、人員削減もあります。そのような中で日常業務をこなしながら、市長の申される日本一を目指すとなれば、今以上の職員の相当な努力、働きが必要と思われませんが、それを支える職場環境づくりは、今のままでいいのですか。

また、市長はいつも適材適所という言葉が使われますが、本当にそのことがなされていますか。先般も同僚議員の質問でありました。社会福祉士のことですね、そういうと適材適所ですか。どうですか、市長、お答えください。

○市長（本田修一君） 世間一般が公務員バッシングになっているということについては、議員も御承知かと思えます。

しかし、私がそれが志布志市に当てはまるかということについては、先ほどはお答えしなかったところですが、基本的には、今お話がありましたように、人員の適正化計画なるものを私どもは計画として立てております。それは何かというと、他の同じような規模の自治体と比較的して、今の職員の数はどうかということを常に検証しながら、人員削減を図って、人員削減が図られた分、市民のサービスの方に予算を向けていくんだということを経営的にするというので、そのような計画をしているところでございます。

そういうことで、私どものまちの職員については、十分そのことを受けとめながら、職務に専念してもらえというふうに、私は信じているところでございます。

そしてまた、先日御議論いただきました社会福祉士に関しましても、本人の申し出によりまして、そのことについては、考慮しない形での配属になっているというふうに、後ほど私も総務課長に確認をしたところでございます。そのようなことで、人員の配置につきましては、経歴を十分尊重しながら、またその在課の年数等を勘案しながら、新しい人員の配置をするところでございます。

○7番（鶴迫京子君） そうですね、自主財源も少なくなる中、定員適正化で人員を削減しなければならないということで、やはり目に見える数字的なことを追い求めます。それはもう仕方ないことではないかと思いますが、それに見えない部分もついてきます、課題がですね、いっぱい。そういうところにも目をやはり心配りするのがリーダーの役目ではないかと思しますので、理由はいろいろとは思いますが、長期休職している職員も5名いる中、労務管理をハードとソフトの両面から寄り添うように緻密にやっていくべきだと思います。

最高の仕事ができるような就労環境が適切に管理されているのかなど、いろいろ考えたら、日本一の前に目指すべきことが、足元にあるのではないのか。行政サービスを行う職員の心が常日頃から日常的に満足していなければ、本当の意味での真心のこもったサービス、待遇、仕事はで

きないと思います。

そこで、市長お聞きします。合併してから6年経過しました。市長は、これまで職員の皆さん全員と個別に言葉を交わしたことがおありですか、どうですか、お答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

全員ということであれば、ちょっと該当しないかもしれませんが、支所の職員につきましては、特に今年度はまだできてなかったところがございますが、ヒアリングを全職員いたしております。

そしてまた、こちら本所の職員につきましては、常日頃からなるべく声掛けをするようにはしているところがございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長は、市民のための市長という立場と、市役所という一つの屋根の下と一緒に暮らす職員の皆さんの大黒柱であるという立場があります。しかし、職員の方も家に帰れば、一市民であります。リーダーとして市長は、そこで仕事をしている一人一人に目を向け、長所、短所を認め、自信を持たせる教育を自らこつこつとやるべきだと考えますが、突飛なようですが、子ほめ条例ならぬみんなを褒める職員ほめ条例というようなことをつくる考えはないですか。叱って伸ばすよりも褒めて伸ばす、そういう職場はめったにありません。そういうモデルの市役所になれませんか。仕事をするのが楽しくて、早く月曜日がこないかなと、笑顔あふれる市役所、そんな日本一を目指す、そういうことは考えられませんか。どうですか、お答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身は、ただいまお話のように市役所の市長としまして、組織のトップにいるところがございます。そのようなことで、常にその市役所なる組織が機能的に動くことをまず第一に考えるところがございます、機能的、効率的に動くこと。その機能的、効率的に動くためには、職員の方々がやる気を持って、そして明るく元気よく、職務に精励される環境をつくっていくことが肝要だというふうに思っております。

そのことにつきましては、担当の方を通じまして、いかにそのような環境を醸成していくかについては、常に検討を加えながら、取り組んでいるところでございまして、ただいまお話になりましたような条例ということの制定については、考えていなかったところがございますが、私といたしましては、今回その基本となるあいさつについて、まず徹底して取り組みをいたしまして、そして、そのことでもって市民に、みんなあいさつがよくなるようになりましたね、気持ちよくなりましたねと言われるような市役所にしていくことがまず大事かというふうに考え、今回の施政方針にも皆様方にお示したところがございます。

○7番（鶴迫京子君） また、市民とはふれあい移動市長室が行われています。提案ですが、職員の皆さんとのふれあい移動市長室を実施していく考えはないかお伺いいたします。

東日本大震災から1年経過しましたが、失われたものもまた得たものもそれは地球上の万物との絆（きずな）であると思います。市長と職員の皆さんとの絆（きずな）、このことがしっかりと実感できるとなれば、市長の掲げる様々な日本一への挑戦も決して夢ではなくなると確信してお

ります。心がバラバラでちぐはぐでは、事が先には進みません。互いに周りの人を認め合い、心を開き、絆（きずな）を深めることこそ日本一への近道だと考えます。市長の見解をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほども申しましたように、職員の方々が本当に効率的に、また機能を十分果たすような仕事をすると、職務に精励するという環境は、いかにつくるべきかということについては、本当に腐心をしているところでございます。

そのようなことから、ただいまお話がありましたように、職員と職員との心のつながり、絆（きずな）なるものについては、常に少しでもそのことが培われるような気持ちで接しているところでございます。

しかし、私自身としましては、市役所の職員は立派な社会人でございます。おのずと、そこには自覚を持った社会人という姿があるというふうにと考えるとところでございます。そのことをベースに仕事は自分の与えられた仕事はきちんとするんだと、そして、人間としてもそれなりに人から評価できるような人物像であるんだということがあるべきだというふうに思うところでございます。そのことは、先ほどもお話しましたように公務員という形で世間から見られている存在だと、家に帰れば一般市民かもしれませんが、しかし、一般市民の方から見られる時には、自由な時間でも公務員というような形で見られる立場だということでございます。

そういった自らの認識を持った方々が仕事をするということになれば、おのずと責任感をもってされるというふうには思うところでございます。それらのものに基づいて、私自身としましては、その方々が更にやる気を出していただけるような環境づくりというものを醸成しようと努力しているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 市長の答弁によりますと、公務員の職員の方々は、社会人であると、その社会人であって公務員であるので、いろいろ認識されているということが前提で仕事をしているというふうには受け止めました。果たしてそうでしょうか。それは、大半の方がそうだと思いますが、ある一部の、やはりまだ自分たちもそうですが、社会人といっても年齢ではなくて、心の社会人になりきってないという方も多々あつたりします。そういうことで、いろいろなやはり市役所に対してのバッシングとか苦情とかは、そういうところから起きてきたりするのではないかとおもいますが、やはりそういう一人一人横の、市長もおっしゃいましたよね、日本一を目指すには、チームワークでやっていくんだって、そのためには担当課の課長が、その職場のリーダーになってやっていくんだ、横の連携を取って、そうしていけば必ず日本一に近づけるだろうというようなことを答弁されています。そのとおりであります。やはり、その担当課担当課なりでネットを張って、志布志名産のメロンではありませんが、しっかりネットが張られてなければ、食べられないんですね、メロンと一緒に。そういうことが言えると思います。そのネットをきれいに張るために、どうしたらいいのかというところをしっかりと固めて、そこに全力を傾注すべきではないか、そういう就労環境を良くするというにすれば、日本一の方に近づくのではない

かということをお願いしております。

市長もこれ持っていらっしゃるでしょう。そして、創年市民大学でも講師で見えましたね。尊敬されてるんじゃないですか、この方とか、鍵山さんとかですね、いろいろですね。その中にいっぱい書いてあるじゃないですか。リーダーとしての役目とか、いろいろなことが書いてあります。それを市長は、半分は分かりませんが、実践されていますし、実践しようともされていますが、少し内容を読みますと、どこかが一つだけと申しますか、違うのではないかなって、この尊敬されている人たちとちょっと違うんじゃないかなというのが多々出てきますので、まずこの本について実践されていますか。

○市長(本田修一君) いつもいつもそのような生き方、そしてあるべき姿ということについて、書いてあるものを読んでいるところでございます。

それらのものを読むたびに、自分は本当にまだまだ未熟だなと、達してないなというふうに、いつも反省するところでございます。

そして、私自身もいつも心掛けているんですが、そのようなものを読んだ中で、一つでもじゃあ実践していこうかと、いろんな立派な方の講演会を聞いた時にも、その中で一つでもいいから実践していこうかという形で、自分のものにしようというようなことはしているところでございますが、なかなか長続きもしなかつたりしまして、それこそいつもいつも三日坊主になってしまったりしまして、反省が重なっているところでございます。

しかし、もしそのようなもの書かれているような人物像に私になれるとしたら、きっと何かすごく、皆さんから見てどうなのかなというような気持ちもしたりするところでございまして、自分には自分なりのやり方、レベルというものがあるのかなというふうには、考えているところでございます。

しかし、一歩ずつでもそのような方々の生き方に近づいていきたいというふうには思っているところでございます。

○7番(鶴迫京子君) 市長、よく分かりましたが、ここに鍵山秀三郎さんのことで載っていますが、リーダーとして、リーダーの使命は率先垂範、これは率先垂範されてますよね。特に日本一に対して、そして大人から変わろうという言葉もありますね。親切にすると自分が救われる。そして、憂うべきことが書いてありますね。憂うべきは経済格差よりも人間性、人間格差であると述べられております。

本当に、先ほども言いましたが、やはり数字も大事ですが、ここですよ、人間格差という、ここに書いてありますが、そういうことですね。

そして、仕事も全ていろいろなことが工夫次第、努力次第、自分次第って書いてあります。相手次第ではない、景気次第ではない、ということも書いてあります。そして、これを書かれてる松岡さんは「ゴキブリだんご」の会長さんですね、会社ですね。その中で、創年市民大学の講演の時にもおっしゃいましたが、自分は、社員をすごく大事にされている方でしたよね。社員の提案型で、いろんなアイデアをもらって、そのアイデアに賞をあげるとか、賞品とか、賞金とか、

そういうのでされてました。結局自分の愛社精神のいっぱいの方でありました。そして、そういう会社ですので、すごく明るくて、そこにいろんなところからタニサケ塾というのを開かれてされてますね。そういう意味でそういうことですね。

また、ちょっと例えはおかしいかもしれませんが、1日目の初日の一般質問でありましたが、お茶のことでされましたが、掛川ですね、掛川のお茶は素晴らしいということで同僚議員がおっしゃいました。市長、掛川のお茶はなぜあんなに飲まれているというか、生産ももちろんですが、分かりますか。

○市長（本田修一君） その要因につきましては、直接勉強してはいなかったところですが、推測しますと、静岡県のお茶どころの産地でございます。静岡県は、徳川幕府が倒れたときに、江戸にいた浪人となった武士の方々が三方原にお茶を植えられてからのお茶の歴史が始まっているということでございまして、長いそういった地域全体のお茶に対する認識が深かったと、そしてまた、それに対する愛着があったというようなことで、お茶に対しての多飲というような風習が基本的に培われているのではなかったのかというふうに思ったところでございます。そういった意味合いから、本市とは比較にならないほどたくさんのお茶を消費されていると、飲んでおられるということが素晴らしい内容の結果になっているというふうに考えたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ありがとうございます。

大変静岡の掛川茶の歴史を今勉強させていただきました。答えは、もっと簡単なことなんですね。掛川の方たちは、まずおいしい掛川で自分たちでつくったお茶の味を知ってますので、まず人に飲ませないで、おいしい掛川の茶は自分たちが飲もうということで、自分たちがいっぱい飲まれるんだそうです。私は、そのことを聞いた時に、ああすごいなと思いましたね。そうでなくちゃいけないんじゃないかなって、ありとあらゆるものがそうであってほしいなと思います。志布志市にとっても、お茶が生産量が県でナンバー2ということでありますが、いろいろそういうのをどうかしようとかいうのはありますが、まずそのためには、お茶にしろ、はもにしろ、メロンにしろ、いちごにしろ、ちりめんにしろ、まず自分たちがその良さを知って、自分たちがやっぱりいっぱい食べたり、利用したりしなければいけないんじゃないかなと思います。

そういうことに、一生懸命努力するということが日本一にも近づくのではないかなと思います。その姿は見て、市外、県外、全国へと広がっていくのではありませんか。そういう目指し方が日本一へ目指すというのは、と私は思います。

日本一はやはり結果であって、そのこつこつとしたプロセスが大事ではなからうかと思えます。その掛川のお茶に尽きると思えます。そのやり方はですね、いかがですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員お話のとおりでございます。日本一というのは結果です。しかし、私は日本一を目指そうよとお話し申し上げているんです。それは、今お話がありましたように、まさしくこつこつとして積み上げが必要だということでございます。その積み上げをするためにいかなる手法

が必要かということを検討させているということでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、市長はしっかり日本一を目指しているんだ、そのプロセスが大事だということをもって目指しているんだというお答えをいただきましたので、これ以上そのことについては追及しないです。

次に移ります。様々な日本一の中の健康づくり日本一、あいさつ日本一、子育て日本一、おもてなし日本一、ごみ拾い日本一の市長などについての市長の考え方を伺いたします。

まず、健康づくり日本一についてであります。これは2点ほど伺いたします。

先般質問があったわけでありまして、1点目は23年度、1年間の本市の心の健康相談件数は23件、社会福祉協議会で行っている心配事相談件数は103件とのことでしたが、「心療内科に紹介した人があるか」という同僚議員の質問に対する答弁に、相談後の対応に少し私が聞き漏れたのかもしれないかもしれませんが、あいまいさを感じたのですが、再度お尋ねいたします。

2点目は、相談者が心を開き、来た時よりも軽い気持ちになり帰られるのが理想であります。内容によって、病院、保健所、心療内科、精神科、役所、弁護士、司法書士等々紹介できない、また、解決できない時の担当課の対応と、また、関係機関との連携の方法をお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 健康づくり日本一についてでございますが、私が所信表明で申しましたのは、受診率を高めていこうというようなことのお話を申し上げたところでございました。ただいま議員お話しになりましたところの相談事業につきましてのアフターケアということにつきましては、担当の方に回答をさせます。

○保健課長（若松光正君） こころの相談でございますが、それぞれ相談される方につきましては、非常に個人情報というか、プライバシーに関することもございます。それで、専門の方がカウンセリングということで当たられるんですが、その内容次第で、それをつなぐべき所につながっているというようなことがございまして、実際の件数については非常に分かりにくいことがございます。それで、具体的な件数等はですね、今手持ちしてないところでございます。

〔鶴迫京子君「2点目の回答を、関係機関との連携方法」と呼ぶ〕

○保健課長（若松光正君） お尋ねの関係機関との連携でございます。

これにつきましては、それぞれ専門のネットワークがございますので、保健所なり、そして医療機関なり、それぞれのケースによって、そこへ御案内をするというような連携体制ができているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 個々のケースで連携をやっているということでありましたが、総体的な全体的にこういう心の健康づくりですね、そういうところでの、それに的を絞った連携機関というか、協議会とかそういうのはないんでしょうか。

○保健課長（若松光正君） これにつきましては、先ほども申しましたが、医療機関、司法書士等を含めた専門のそれぞれの方々が入った協議会がございます。そこでいろんな情報交換を行いながら、そして市の方でやっておりますいろんなこころの相談業務がございますので、保健師なり、それぞれ相談の対応をされた方々がそのネットワーク等も生かしながら必要なケアできる

場所への御案内をしているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） しっかりやられているということで、次に移らせていただきます。

次に、あいさつ日本一についてであります。

おもてなしの心は、あいさつが基本であるとあいさつが日本一の市役所になるために、市長は早速条例で不退転の決意で、これからスタートだと訓示を述べたと同僚議員の質問に答えられました。

施政方針で「あいさつ日本一」という言葉を聞いてからは、今まで以上に自分の発したあいさつの声とか、あいさつしたかなとか、敏感になっている気がいたしますが、役所内では市長の訓示後に何か変化が見られましたか。まず、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身があいさつ日本一を目指そうということで、施政方針に述べたと。

そしてまた、市民の方々にこういった形でお約束したとなれば、本当に今後は不退転の決意で取り組むんだということを課長会でも述べて、そしてまた朝礼でも申し上げたところでございます。

その後、職員の方々におかれては、私自身があいさつをした折には、きちんとあいさつが返ってくるというようなふうには感じているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 施政方針が出て13日目ですね、市長もリーダーとして率先垂範されておられると思います。何か方策を立てることで、全職員が認識を共有し、切磋琢磨してらせん階段を上るように夢が現実のものになっていくのではと考えます。

各課ごとに個別目標の達成度をどれぐらいに設定し、いつまでにとかなど、全庁的な年次的実施計画は作成されないのか。とりあえずは掛け声だけなのか。これからの具体的な取り組みをあるのかないのか、お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

このことにつきましては、私は先月の朝礼でもお話し申し上げまして、その取り組みについて、何らかのアイデアがある職員については、私の方、または担当の方に申し述べてほしいということを目指したところでございます。

そのような中で、あいさつや接遇に対する職員の意識向上を図るために接遇の向上対策委員会を設置したいと。そしてまた、さらに職員の提案も募集しながらやっていくんだということでございます。

そして、接遇の基本的なマナーを検討いたしまして、接遇マニュアルを作成していくなど。そしてまた、来庁者による接遇アンケートの実施もしていく。それから、接遇モニターによる接遇チェックも実施してまいりたいということで、今後、その向上対策委員会の中で要領等をきちっと定めて、職員とともにこのことを実施してまいりたいというふう考えております。

○7番（鶴迫京子君） あいさつというのは、なかなかどうやって検証するのかなというようなことであります。同僚議員もあいさつは当たり前のことだからという意見もありますね、そのと

おりだと思えますよね。だから、どのようにされていくのかなという思いでお聞きしましたが、今市長が語る述べられましたので、これからの取り組みですので、気をつけながら見守っていきたいと思います。ぜひ、あいさつ日本一の市役所になるように、近づけるように、目に見えた形で期待していますので、そのところよろしく願いいたします。

次に、おもてなし日本一については、つい先週市長は第一歩として、あいさつの日本一の市役所になるよう全庁的に心構えとして取り組むことにより、そのこともできてくるので、更に検討を加えたいという旨の答弁がありましたので、これは略させて、次に移ります。

子育て支援日本一についてであります。

合併する以前、平成15年、町議として臨んで初めての議会で、子育て支援センター開設に向けての進捗よく状況や開設後のことで一般質問をいたしました。少し読み上げてみます。「大崎、有明、松山、志布志の4か町の市町村合併を控えての中での子育て支援センター建設ですので、利用者人口や利用者のニーズの拡大などが考えられ、広域的な対応が望まれます。そして、内容的にも濃く、子育て支援の重要な核となる複合的なセンターというイメージを受けます。施設的にも、財政的にも無駄のない効率的な運用が必要になり、設置後にはほかの自治体から見学や研修に来られるようなことも考えられます。」ということで、当時の町長の思いと基本理念についていただきました。9年経過した地域子育て支援センターは、今では若いお母さんやお父さんなど、乳幼児のお子さんと一緒に訪れ、育児交流して悩みの解消の場になっています。転勤族の方も多く、会合や研修視察などもあり、曜日によっては入りきれないほどで旧志布志町時代にまだ完成してないところから、見守ってきたセンターであり、私も子育てサポーターの「まかせて会員」として、有明の三つ子の赤ちゃんをはじめに、小学生など子守りを体験しています。

そのサポーターの会合の時も、狭い部屋がもっと手狭になり、お母さんやお子さんたちに御不便をかけているなと感じていました。雨の日など特にです。市長も支援センターには何回も行かれていますと思いますが、狭いという認識は持たれていませんか。お答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

私自身も何回か訪れまして、状況等につきまして、所長さんの方にお話を聞いているところでございます。そのような中で、私が行った折には、そのようなことで手狭になっているということで人があふれ返っているという状況には遭わなかったところでございますが、現在の段階でかなり利用者が増えてきまして、手狭になっているということについては状況を聞いているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ところで、反対に広い所を紹介してみます。宮之城のえほんの森、ここは図書館ですが、市長は行かれたことがありますか、まずお聞きいたします。

○市長（本田修一君） 行ったことはございません。

○7番（鶴迫京子君） 旧役場の支所跡で、スペースを広く利用して、子育て支援スペースとしても使え、お子さんが寝そべてコロコロしながら寝転んで、童話や絵本をすぐ手に取れるようになっています。

読み聞かせなど、情操教育が十分にできるうらやましい子育て空間づくりがされております。

本市の子供たちも広い所で、もっとのびのびと遊ばせて、絵本や童話なども冊数を増やして保護者の満足度を高めたいと思われませんか。子育て支援日本一のセンターというには大変狭いです。増築する考えはありませんか。併せて支援センターの利用状況をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

担当の方からは、そのような話を聞いています。手狭であるというようなことを聞いておりますが、現在の所在地が都市公園法に基づく都市公園区域ということでございますので、増改築するということになれば、所要の手続きが必要になります。

また、この増改築につきましても、使用者である方々や保護者、サポート会員の方々にも十分意見を聞きながら取り組んでまいりたいというふうに思います。そのために、若干時間を要しますので、24年度の当初予算には計上しなかったと、できなかったということでございます。24年度中に、これらの手続きをなしまして、増改築の施設整備に向けて取り組んでまいりたいと思います。

○福祉課長（木屋成久君） 先ほどの子育て支援センターの来庁者の人数ということでありましたけれども、22年度が児童数が年間3,032名、保護者が2,807名、23年度が3月1日現在で、児童数が3,458名、保護者数が2,828名ということで、増の傾向であります。

○7番（鶴迫京子君） ただいま担当課長から報告がありましたとおり、やはり私の感触と同等以上のものでした。ですので、都市公園という枠組みがありますが、それは手続き上のことでありますので、市長が先ほど前向きな答弁をされましたので期待しながら待ちたいと思います。

それで、子育てサポーターの「まかせて会員」ということで、自分の体験から申しますが、自分の家庭で子守りをするのが原則ですが、支援センターでも引き受けることもできると、今は柔軟な運用をされています。

また、希望する預ける会員の家もよいのですが、プライバシーを守れないので、まかせて会員の方が少し気を遣ったりもいたします。支援センターでサポーターの仕事ができれば大変安心です。そのためにも、ぜひ増築が必要になります。

そういう理由で、この際ファミリーサポート制度の規約を預ける側も任せられる側も安心できる使い勝手のいいものに見直す考えはないか。これは、なぜこのようなことを申し上げますかと言いますと、規約の中に「原則として自分の家庭で子守をする」というのがありますので、運用では柔軟に対応していただいておりますが、このことがやはりネックになってPR、いろんな市民向けのPRとか、そういうところに大々的にここが少し引っかかって、また利用する側もそういうことがネックになって預けたいなと思ってても途中でやめるとかですね。いろんなことが起きてくるんですね、不具合が。そういうこともありますので、ぜひもう大分経ちますので、その規約をつくってからですね、支援センターができてからも9年以上なると思いますので、ぜひこの規約を見直す考えはないかお聞きします。お答えください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまのお尋ねになりました件につきましては、志布志市ファミリー・サポート・センター事業実施要綱の13条第2項に述べてあることかというふうに思います。「まかせて会員が子どもを預かる場合は、原則としてまかせて会員の家庭において行うものとする。ただし、子どもが病気の場合その他やむを得ない理由がある場合は、おねがい会員の家庭において行うことができる」ということで、ここが原則として会員の家庭にお願いできるというふうになっております。このことについて、改正は考えないかというようなお尋ねだということですが、議員も御指摘のとおり、この部分につきましては、大分弾力性をもって運用をさせていただいているということですので、このような現在のこの要綱の中で、今後もし組みをさせていただければというふうに考えるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 運用の中でやれるだろうということでもあります。

サポートセンターが、増築されまして広くなった場合、子育て支援センターでサポートもできると理解してよろしいのでしょうか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

サポート会員の方々をお願いするというのは極めて特殊なケースというか、通常であれば御自身が子育てになると、見守るということが当たり前でございます。それをあえてされるということは、いろんな事由があるわけでございますので、それらにつきましては、弾力的に対応しているということですので、今後もそのようなふうにしたいと考えます。

○7番（鶴迫京子君） 前向きな答弁が返ってきましたので、もう一つ最後になりますが、担当課が違いますが、男女共同参画推進室で市民アンケートとかグループインタビューなどされました。市民アンケートのことですが、そのメニュー項目の中で、子育て支援に関する人数、調査的な項目はなかったものか、最後ですお示してください。

○企画政策課長（武石裕二君） 今、男女共同参画のアンケートの中で、子育てに関する項目があったかないかということですが、今回23年7月に市内の二十歳以上の市民の方、約2,000人を対象にアンケートを実施をしております。回収率が約60.5%ということで、そのアンケートの中に、子育てに関する項目といたしまして、「育児に関する考え方」という項目を設けております。その中で、「育児に対する社会の支援についてどのようにお考えですか」という項目を設けておりますが、この中で、「社会が支援する必要がない」というお答えをされた方が、全体の約10.3%、それから、「社会がある程度支援が必要」と、それから「積極的な支援」、それから「社会が担うべきである」ということを含めまして、76.3%の方が「社会支援が必要」というふうにお答えをいただいております。特に、「社会支援が必要」という御回答をいただいた方につきましては、30代の女性、それから40代の女性、これが約90%程度でございます。

そして、40代の男性につきましても約88%というアンケート調査がございます。この数値につきましては、24年度にプラン策定の計画見直しを計画をしておりますので、その中で反映をさせていきたいというふうに考えております。

○7番（鶴迫京子君） 担当課が市民アンケートまでとって市民のニーズを把握する大変すばら

しいことだと思いますね。アンケートを取れば、もう如実に出てきますね、数字として。社会的支援を要請したい、必要とするという方が76.3%。そしてまた、ここに表れてますね、30代から40代の方が90%。そしてまた、40代の男性の方が、またそこに大変必要とするという回答が出ているということで、本当にやってみなければこの大体感触と数字で出たこととは、大変乖離して、格差がすごく、ああこんなにあるのかと驚いた気がします、課長どうですか、そういう感想はお持ちになりませんか。

○企画政策課長（武石裕二君） 私もこのアンケートの結果を見まして、当然男女共同参画の視点という立場もございますが、やはり保健福祉の方と、これまでもいろいろ子育て支援につきましては連携を組みながら、各施策を展開しておりますので、やはり社会と申しますか、行政が携わっていくということは、大変必要であろうというふうには考えておりますので、この男女共同参画の視点から見てもですね、施策に力を入れていかなければならない項目なのかなというふうには感じております。

○7番（鶴迫京子君） 資源化率日本一も大変すばらしいところまで来たということでもあります、この子育て支援日本一も相当近づいているのではないですか。いろんな、その一つの課だけではなく、福祉課サイドだけではなく、今も企画政策課、そしていろんなサイドの担当課が連携してやっているような感じが見受けられます。ですので、大変保護者の方たちも利用される方たちも大変安心する部分もあろうかなと思っています。期待されていますので、ぜひこのことは本当に日本一になるように努力して頑張っていってください。要請しておきます。

では、次に移ります。

ごみ拾い日本一についてであります。

「GNSの市長さん」ということで、率先垂範してリーダー自らがごみを拾うのは、以前から継続されていることでもありますので、市長の行いとしては変わりませんね。何が変わるかという、「GNSの市長さん」と呼ばれるということでもありますよね。このことを市民の方にお話をしました。そしたら、こんな答えが返ってきました。「市長には、そんなごみを拾ってほしくない、スマートに堂々としてほしい」って、そういう方もいらっしゃいました、女性の方です。とか、「当たり前だよ、エコの時代だから市長が真っ先に拾って模範を示すことはいいことだよ、それはすごくいい取組だね」とかいう相反する答えが返ってきました。本当に人の考えをも十人十色ですね。ごみ拾いは、「無財の七施」、その七つの施しの中の一つである心施（しんせ）ですね。身体を使って施す行（ぎょう）をする行いでもあります。大変崇高な行（ぎょう）だと思います。長期に継続を期待しますが、一番願うことは、私はGNSはGNSでも、ごみ（G）、Nは（ノー）、S（市長）、「ごみ・ノー・市長」ということの方がどうでしょうか、私の個人的な考え方ですね。

志布志のまちは、ごみがいっぱい落ちていてということで、そのごみを拾うということを目的化したら、なかなか不法投棄も減らなくて、それこそ拾う人と、ごみを拾った矢先から今度は捨てていく。愉快犯という方もいらっしゃるかもしれません。そういうことのいたちごっこになっ

ているのではないでしょうかね。

市長、不法投棄はなかなか減りませんが、大胆な大人のモラルの意識を改革して、子供たちのお手本にならないといけないと考えますが、見解をお伺いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

本市は、環境につきまして、特にごみにつきまして先進的なまちでございます。そのことがなされるのは、市民の方々の全面的な御協力があるからこそ、このことが達成されているということでございまして、特に、私はアピア前の市の駐車場において、第2・4の各週の土曜日でごみの分別、資源ごみの回収をしている所に何回か行くところでございますが、初めにその光景を見たときは本当にびっくりしたところでした。どこにびっくりしたかということ、市民の方々が黙々とですね、手慣れていらっしゃるわけですが、黙々と嫌な顔ひとつせず、そして、きちんときれいに分別して持ってきていらっしゃる。それが、次から次へですね、運ばれてくるという光景に本当にびっくりしたところでした。あそこの場所につきましては、その近隣の方と、それから自治会未加入の方という方々が持ってこられると。自治会未加入の方々というのは、行政に対して地域に対して、それほど愛着がない方ではないかなというふうに思われますが、そのような方でもそのような形でごみの分別については、積極的に取り組んでいただいているということについて、本当にびっくりしました。感銘を受けたというようなところでした。そのことをずっと見ておりまして、私は、このまちの市民の方々はすごいと、そしてその方々に私どもは本当に感謝しなければならないんじゃないかなということを感じまして、私自身できることといたら、そのことについて自身で取り組むということができないんじゃないかなというふうに思って、取り組みをしたところでございます。

失礼いたしました。アピア前の資源ごみの回収につきましては、第1・第3の土曜日だということでございます。

そのようなことで、だんだんだんだん私自身もそのことに慣れてきまして、慣れてきたというところと少しおかしいんですが、もっと積極的に取り組むべきではないかなということを感じまして、今回改めて様々な日本一づくりに市民の方々にいろんな声掛けをしまして、取り組みをお願いしましたところ、いろんな日本一が出てきているというようなことでございます。そのことでもって、それでは市役所では何を日本一の目標とすればいいのかということ考えた時に、市役所ではあいさつ日本一の市役所というのを目指すのが、実現性が高いというふうに感じたところでございます。

そして私自身は、じゃあ何をを目指すのと、もちろん知識が高くて、教養が深くて、そしてまた若くて、ハンサムでということになれば、それらの面で日本一を目指せるかもしれませんが、あいにくそのようなものを私自身は持ち合わせてないということがございましたので、それでは何ができるのかなというふうに考えた時に、この私自身が取り組んでいるごみ拾いというものについて、日本一だというふうに標ぼうするとなれば、評価してもらえることになるのではないかなと。

そしてまた、そのことでもって市民の方々も理解していただけるんじゃないかというふうに考えたところでございます。

そして、このGNSなるものにつきましては、はじめにGNP、GNHという言葉が施政方針にも述べましたように、現代のこの世界は有史以来GNP、GDPを拡大することに一生懸命取り組みを続けてまいりまして、現在の段階ではそのような方向性が更に進められるのだろうか、今まで進めてきたものについては、間違いではなかったのかということの認識が高まってきているような時代となったところでございます。

そのような流れの中で、ブータン王国ではGNPなるもの、GNHなるものを目指す国だということが知られ、そして去年ブータン王国の国王が日本国に来られまして、東日本大震災にもお見舞いをされて、そしてその中でも、GNHを目指す国なんだということのお話がありました。

ということで、そのものを私どものまちでは、今後志布志モデルの事業として、ブータン王国にも広めようというような流れになってきておりますので、その言葉を改めて使わせていただいたところでございます。GNPからGNHへ、そして更に私自身はGNSを目指すんだということでございます。ただいまお話にありましたG、「N」につきまして「ノー」というのは、本当に私もノーと言いたいところなんです。だけど、まだまだいろんな市民の方々がおられる。そしてまた、外来の方もおられるということでございますので、ノーというのは、まだまだ先かなと、そしてまたこれらの取り組みが全市的に、また私自身がしてるということが知られるとなれば、少しでもそのことについて理解をしていただけるようなところになるんじゃないかなというふうに思っていて、「GNS」（ごみ拾い日本一の市長）というようなふうに標ぼうさせていただくということを申し述べたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 今、GNSについての市長の思いがる述べられました。

私は、GNSをどうこう言っているのではありません。それはもう市長が目指されることでありますので、そのことは何にも言うつもりはありません。ただ感想を述べただけです。市民の感想とかですね。

そのことよりも、先ほど質問した中身には、答弁、答えられてませんよ。私は、大胆な大人のモラルの意識改革をして、子供たちのお手本にならないといけないと考えますがどう考えますかって市長の見解を伺いますっていう、ここが一番ポイントなんです。それを答弁がGNS、やはり市長の思いが強いですね。コマーシャル料は要らないぐらいテレビで放映されていますので、今市民の方は、えーGNSというのを、もうしっかり頭に入れられたので、その分は宣伝効果大だったと思いますが、この大人のモラルの意識改革について答弁願います。

○議長（上村 環君） 答弁は簡潔にお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

大人の意識の改革につきましては、なかなか難しいということで、そのことを実践する事例があれば変わってくると、そしてまた、子供たちがそのことを見ることによりまして、大人も変わっていくんじゃないかなというふうには思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 大胆な答弁が返ってくるかなと思いましたが、大胆ではなかったですね。監視カメラとかいうのもありましたね、環境省から入ってきて、そういうこともありました。今現在どのようになっているんですか。短くお答えをお願いします。

○市長（本田修一君） 環境省の事業につきましては、モデル事業でございまして、現在、今年度限りということでございます。

次年度から新たに市独自で監視カメラを設置する事業をお願いしているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 監視カメラが設置しない市でありたいなと思いつつも、不法投棄が11.1tもある、環境パトロールをして。そういうまちであります。ですので、やはり抑止効果、抑止ということで、監視カメラの検討もされるということですので、その使い方、工夫ですね、いろいろ協議して最善の方法で設置していただきたいなと思います。

次に、最後ですが、学校教育の環境教育の中でも、拾う教育も大事ですが、捨てない、極力ごみを出さない、この本市は大変美しい自然があります。この美しい自然を守り、汚さない環境教育を子供たちには推進してほしいという思いがあります。通告していませんでしたが、最後に教育長のこのことについての考え方をお聞かせください。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

お答えいたします前に、先ほど議員の方からもありましたが、本日市内の七つの中学校から324名の3年生が義務教育を終えて、つつがなく巣立っていきました。

どの学校も大変厳粛な中に、心温まる卒業式だったと、先ほど報告を受けております。これもひとえに日頃から皆様方の物心両面にわたる御理解、御援助のたまものと教育委員会からも深く御礼を申し上げます。ありがとうございました。

答弁いたしますが、準備しておりませんでしたので、現在本市の学校教育では、道徳の時間を週1時間設定しておりまして、その中で人の痛みの分かること。あるいは差別をなくすこと。命を粗末にしないこと。などを指導いたしますとともに、自然のかけがえのなさ、あるいは動植物をいたわることなどにも触れまして、心豊かな子供の育成に努めているところでございます。

そういう中で、今ごみの話がございましたが、ごみのポイ捨ても、これはもう自然破壊につながるものと考えておりまして、拾うことの大切さもさることながら、議員御指摘のように、まずは子供たち自身が捨てないことだと、捨てれば必ず拾う人が出てこなければいけないわけですから、やっぱりまずは捨てないことが自然保護の第一歩ではあるまいかと考えているところでございます。

昨今、社会問題ともなっております携帯電話による犯罪、あるいは不審者の声掛け事案というようなものもありますが、これは子供の手本となるべき大人の側にも大きな問題があるような気がいたしますので、我々大人も猛省しなければ、反省しなければならぬ大きな課題を含んでいるのではないかと、こういうふうを考えているところでございます。

以上でございます。

○7番（鶴迫京子君） ありがとうございました。

子供たちの環境教育、しっかりとお任せしますのでよろしくお願いたします。

次に移ります。観光振興についてであります。

観光振興会が本市の観光振興会ですが、開かれました。私は、代理出席いたしました。本市の4大祭りであるお釈迦まつり、志布志みなとまつり、やっちく松山藩秋の陣まつり、ふるさとまつり in 有明のイベントの23年度事業反省と、決算報告並びに24年度予算と計画についての協議が行われました。委員から要望や意見が多数出ましたが、その意見を集約され、その後何らかの形で検討されたのか、その後の経過の内容をお示してください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいまお話もありました観光振興連絡会というものを先般開催したところでございます。その中で、様々な御意見等が寄せられましたので、そのことにつきましては、検討を加えて今後の4大祭りに反映するというところでございます。当日、係の方から答弁いたしましたように、施設の設営につきましては、共通したものを発注していきたいと。

そしてまた、四つのイベントについてスタンプラリーなどの新企画をしたいということで、このことにつきましても、今回のお釈迦まつり実行委員会にも生かされるということになっているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 先ほど意見が出ましたが、そのことについての検討があったのかということで、そのスタンプラリーは、もう振興会でプリントされたのに書いてありましたね。そうじゃなくて、振興会で出て意見が出たことに対する、そんなにすぐには具体的な検討もなされなかったと思いますが、そのことを少しお示してくださいという質問でありました。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 観光振興連絡会では、いつも貴重な御意見をいただきまして、それらを4大イベントに生かそうということで、毎年開催しているところでございます。

今回は、特にただいま市長が述べましたことの検討と、それから4大イベントでありながら、それぞれの出身の所のイベントには行くけれども、なかなか他地域のイベントにはですね、出かけるというか、での市民の参加が少ないのではというようなですね、そういうお声もございましたので、そういったこと等を十分可能な市民の方が参加できるように、今回はシャトルバス等のですね、そういう運行をしながら、それぞれの旧町地域へのですね、イベントへ参加がしやすいような、そういった取り組み等を今現在検討しているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） また、シャトルバスを運行しようという計画があるということで、大変また市民の方も喜ばれるのではないかと思います。そして、多数の参加が増えるのではないかと期待をいたします。

その中で、私代理出席でありましたが、ちょっと意見として言ったんですが、そのことは、今一般質問をいたしますので、この一般質問の議場を借りまして言いたいと思います。私にとっては、2回目の意見であります。先ほど答弁がなかったもので、ここで答弁をいただきたいなと思います。

観光振興ということで、志布志をいかに全国にPRするかという観点からの質問であります。

志布志の様々な宝である特産品とか、いろいろですね、お茶、いちご、メロン、ちりめん、はも、うなぎ、牛肉、豚肉、ピーマンなど、歴まちの文化財、庭園、山城等々、まるごと志布志ということで、まるごと志布志市の目に見える宝、見えない宝、その宝を知ってもらうための工夫として、イベント時や全国大会、スポーツ観光フェア、ありとあらゆる行事の時に、志布志の顔として登場してもらう、今全国でもいろいろ話題になっていますね。それは、ゆるキャラの着ぐるみのイメージキャラクターであります。どんなものにするかは一般に公募して、常に志布志市を情報発信する関連グッズも公募して、市民総ぐるみで一つの作業を共有する。この作業というのは、一般公募いたしますので、いろんなアイデア、子供たちから大人まで、高齢者までいろんなアイデアを出していただいて、その一つのことに向かって作業を共有するということでもあります。そのことでいつも市長が申されている、「にぎわいでやすらぎの輪が協奏するまち」を演出できるではありませんか。子供に親しまれる怖くないキャラクター、「せんとくん」、「くまモン」、「さくらじまん」など、鹿児島「さくらじまん」ですね、経済効果は大であると思います。いろんなところで本市は、PRが下手だと言われ続けていますね。統一したものがないからだと思いますよ。みんな担当課、担当課でこのことが一番に近づけるために努力されてますね。

そして、同僚議員もいっぱい一般質問でされてます。お茶がこんなに県で2番の生産量なのに、どうやってPR不足だよねという質問もされてます。いろんなところでそういうことです。それは、バラバラだからだと思えますよ、されることが、そのPRするための手段が、工夫が。だから、もう志布志丸ごとPRしたらどうですか。この際、思い切って予算化してほしいと考えます。

市長、あのですね、私は本当に娘が京都にいますが、個人情報ですが、いますが、2月20日に鹿児島空港で、帰ってくるということで迎えに行ったんですね。そしたらですね、到着入り口の所で待ってたんですね、娘と会えるなと思って、大変楽しみに待っていたら、娘と会わずにですね、これと会っちゃいました。市長御存知ですか、市長。

○市長（本田修一君） くまモンかと思いますが。

○7番（鶴迫京子君） はい、くまモンです。くまモンは、名前のとおり熊本のキャラクターですね、くまモン。鹿児島空港にいたんですよ。

そして、これがただこう立ってるんじゃないくて、動いてですね。到着入り口で待ってて、そしたらもう人だかりですよ。もちろん、その中の私もまだ娘が来ないうちに、くまモンに出逢ってしまったので、じっと最初は遠慮遠慮しがちで見ました。みなさんどんなするかなと、みんな集まってきます。子供も大人も高齢者の方も、それで私も恐る恐る娘が帰ってこないのを待ってたんですけど、娘が帰ってくるまではちょっと行けませんでした。娘を見つけると同時に、二人だったらできますね、二人で、一人では行けなかったんです、くまモンの所に気弱ですので。くまモンの所に行きました。そして、ばっちり娘から撮ってもらって、そしてこうしてピースサインでしました。何のことはないんですね。これ着ぐるみですので、中は誰が入っているか分かりませんが、外はこんなにかわいいので、みんなが集まってくるんですね。そして、鹿児島空港で「くまモン」ですよ。そして、いろんなことを宣伝されてました。テレビ中継があったんじゃ

ないですかね、たくさん人がいらしててこうされてましたので、こういうことだと思います。

それですね、私は、私なりにそれこそまちづくりコーディネーターですので、ばか者、よそ者、若者、その若者とよそ者ではありませんので、ばか者になって考えてみました。これカレンダーです。昨日書きました。市長どうですか、どうでしょう。

どうですか、あのですね、これはですね、私昨日ぱっぱと考えたんですけど、ちょっとですね、まずこれを見せる前に、反対でした。こっちが先でした。ちょっとこんな手違いもあって、私自身は自分でばか者だなと思っていますが、まずですね、市長見えます。

志布志武士、武士ですよこれ、刀を持ってるでしょう、武士です。志布志武士、上から読んでも下から読んでも「しぶしぶし」、志布志の武士です。分かります。私同僚議員に聞いたんですけど、私は最初はですね、シーモンって付けてなかったんですよ。やっちく丸って付けてたんですよ。そしたら、同僚議員からやっちくくんっていうのがいるよって言われまして、あれってがっかりしたんですね。それですね、頭をひねって、シーモンにしました。そして、シーモンのびろん自慢です。枇榔島ですよ、枇榔島。びろん自慢は何かというと、はも、うなぎ、ちりめん自慢ですので、はも、うなぎ、ちりめん、いちご、ピーマン、メロン、茶、刀、刀って歴史ですよ、武士ですのでね。牛、モーさんですね、豚、志布志の自慢がいっぱい入ってます。そして、名前は「シーモン」です。「くまモン」でしょ、「シーモン」です。なぜシーモンかということ、ここを見てください。志が一つ、志一筋です。市長、どうですか。

ばかモンですよ。志は一つということで、シーモン。そしてですね、いろんなことができるんですよ、このシーモンは。私、もう物語もつくりましたよ。まず言葉からですね、シーモンの言葉遊び。いいですか。おいシーモン、うれシーモン、たのシーモン、かなシーモン、うつくシーモン、さみシーモン、こいシーモン、おそろシーモン、くるシーモン、うるわシーモン、私、昨日ぱっぱと考えたので、10か条しか思い浮かばなかったんですね、教育長はもっと浮かばれると思います、形容詞ですのでね。それをシーモンの10か条の掟としました、武士ですので。そして、それがおもしろいんですね、ここを「おい」とか、ここの「シーモン」を抜いたらですね、シーモン抜き言葉遊びっていうのにしちゃいました。おい、うれたのかな、こういういちご、メロンとかありますよね、いっぱい。「おい、売れたのかな、うつくしい人、さあ、みんなでこい、おそろいでくるから、私たち売るわよ」っていうことです。おかしいですね。私の個人的なこと、「おい、売れたのかな、美しい人、さあ、みんなでおそろいでくるから、売るわよ」ということで、志布志の枇榔自慢をシーモンの自慢してるこういうものが、売るんですね。そこに引っかけてます。

そして、これは上から読んでも下から読んでも、いろんなイベントで行った時に、まずここから言います。上から読んでも、「しぶしぶし」、下から読んでも「しぶしぶし」、志布志の武士登場とか言ってですね。そして、志布志武士、歌もつくれますよ、志布志節、誰か作曲のうまい人がいたらですね、作詞作曲頼んで歌もつくれます。物語ももうつくってます、私。

○議長（上村 環君） 鶴迫議員もう少し残っておりますので。

○7番（鶴迫京子君） 市長の日本一と同じことになりましたね、すみません。あっちが先でした。そうすると、これを見てください。ここシーモン、志一筋の、これ枇杷島ですね、ここは海です志布志湾。そして、ここの武士はこうかぶってます。ここがうなぎですね、ここが豚で、ここはお茶葉です。ここはいちごです。真っ赤なハートを持っています。そして、メロンですね、足はちりめんです。そして、手はピーマンです。刀はここを茶色に塗って牛ですね、豚さんはここにしましたね。これは、私のつたない遊びというかですね、真剣に考えたんですけどね。こういうことであります。これはただ、一応思いでつくった、それこそエコですので、暦（こよみ）の裏に作りましたが、そういうことで、いかがですか、市長。

○市長（本田修一君） はい、素晴らしいアイデア企画だというふうに考えました。志布志武士から始まってですね、様々なものを連想して行って、そして、志布志の産物を売っていこうと。そしてまた、それをキャラクターにしていこうということで、何かうちの企画か、それこそ観光、港湾商工課の職員にほしいなというぐらいのでアイデアだというふうに本当に興味したところでございます。

ぜひ、そういった形でのですね、アイデアというものをたくさん寄せていただきながら、志布志のシンボル、あるいはそのようなイメージキャラクターというものはつくっていききたいなというふうには思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ぜひですね、一般公募されて、もっと素晴らしいものが出てきますので、ぜひこのことは予算化して、現実のものとしていただきたいなと思います。この思いは伝わりましたか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

「くまモン」とか「さくらじまん」とかですね、そういったものというものは、ある一定のイメージがあるからできているわけでございます。志布志は、残念ながらそのようなシンボルになるようなイメージというのは、まだできてないということでございますので、そのような連想されるものというものをまずみんなで共有しなきゃならないというふうに思うところでございます。それが日本国中の方々が理解していただけるようなシンボル、それからキャラクターということになろうかというふうに思いますので、それらのものを皆様で検討していただく場をつくりたいというふうに思います。

○7番（鶴迫京子君） ぜひ検討していただきたいと思います。実現に向けてですね。これは実現するまで質問してまいりたいと思います。

大崎町のカブトムシも今では有名になっていますね。JR志布志駅をおもてなしの拠点とするということで、市長は志布志の顔としてふさわしい形態や活用方法を市民とともに検討したいとのことでした。志布志駅にモニュメントも欲しいと思いますが、このことは私先般質問したこともありました。その時、市長は前向きに検討しますと言われましたが、何も検討されておりません。いかがですか。

○市長（本田修一君） 志布志駅につきましては、25年度にJRから移管され、そして新たに駅

舎を整備するということを計画しているところでございます。

そのことにつきましては、今お話がありましたように志布志の観光の玄関口ということでございますので、しっかりと志布志のイメージがほうふつされるような駅舎にしたいということを考えているところでございます。

志布志のシンボル、あるいはモニュメントということにつきましては、じっくりですね、じっくり慎重にですね、これは考えていかなければいけないというふうに思うところでございますので、先ほども申しましたように、来年度そのような協議する場はつくっていきたいというふうに考えます。

○7番（鶴迫京子君） 最後になりましたが、時間が6分と迫ってまいりました。

市民の安心・安全についてであります。鹿児島県警が交番、駐在所の再編整備実施計画を発表しました。その計画により、本市にある交番、駐在所はどのようになるのか、まず状況をお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

駐在所等の統廃合につきましては、現在の態勢は昼間の勤務を主体として、駐在所は勤務員の少ない交番が多く、夜間や休日の体制が弱いことや、事件事故への迅速な対応が困難であることなど、様々な問題が抽出されたため、限られた警察力の中で、将来にわたってより質の高い安全を県民の皆様提供し、安心して暮らせる地域社会を実現するために、駐在所等の統廃合が検討され2018年度までに現在の59交番、198駐在所を69交番、103駐在所に統廃合するとして、先月再編整備実施計画が発表されたところでございます。

志布志警察署管内の本市における統廃合としましては、関屋口交番と安楽駐在所が統合し、関屋口交番に、泰野、松山駐在所が統合し、松山駐在所となるところでございます。

○7番（鶴迫京子君） はい、状況はよく理解いたしました。

そのことを受けて、市長はどのように受け止められましたか、感想を聞かしてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この再編整備実施計画につきましては、警察本部長や有識者による懇話会が設置されまして、4回の審議のほか、交番や駐在所の視察を行い、1番目に社会情勢への的確な対応、2番目に県民の要望等への積極的な対応、3番目に事件、事故への積極的な対応の3点が提言されまして、これにより再編整備基本計画が、平成23年2月に策定され、夜間体制の強化、交番機能の強化、有事即応体制の強化を柱として、交番、駐在所の新設、統合及び廃止などを実施されることになったところでございます。再編整備を行った地域については、犯罪や交通事故の減少など、好転現象が見られているところであります。

このようなことから、犯罪や交通事故等の抑止に効果が出ているということでもありますので、市民の安全で安心なまちづくりにつながるというふうに思っているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ただいま廃止される駐在所の管轄の地域住民に対して、住民説明会があったと聞いていますが、そこで出た意見などの集約がありましたらお示しください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

昨年10月から11月にかけて地域安全モニターや少年補導員などの防犯ボランティア団体等の関係団体や、公民館長、自治会長の地域を代表する方々、264名に対して説明会を実施したと聞いております。併せて、同時期に市の方にも説明があったところでございます。

また、昨年12月中旬には、安楽駐在所管内の1,250世帯及び松山駐在所管内の750世帯の自治会加入者の方々に対して、駐在所が発行するミニ広報紙により再編の広報を実施し、意見を求めたところ、反対等の意見は寄せられなかったと聞いております。

このほか、本年1月下旬には志布志地区防犯協会が発行する地域安全ニュースの「びろうじま2月号」裏面に再編計画を掲載しまして、志布志市、大崎町の一般住宅、1万8,650世帯、学校、事業所等157か所に対しまして、各戸交付し、広報を実施したと聞いております。その中で、反対意見ということでございますが、一部に「駐在所がなくなると不安がある」という意見が出されたというふうに聞いております。このことに対しまして、は、夜間や休日の体制が強化されるといふ説明をしまして、理解をしていただいたというふうに聞いたところでございます。

○7番（鶴迫京子君） 反対意見はなかったけど、やはり不安に思う方はいらしたということで、もっとそういう集会に出られなかった方たちの意見というのもいろいろではなかろうかと思いますが、社会的弱者と言われる一人暮らしの高齢者や、高齢者単身世帯ですね、単身のみの世帯が増加傾向にあります。また、子供たちを取り巻く環境の悪化などを考えたとき、廃止される駐在所管轄の地域住民の安心・安全をどのようにこれから本市として確保していくのか、今後の防犯対策について、本市の方向性をお示してください。

○市長（本田修一君） 現在の駐在所では、勤務時間が8時半から17時15分というのに対しまして、交番等に統合されますと、24時間体制となり夜間のパトロール体制も複数車両でのパトロールも可能になるということで、事故や犯罪が多くなる夜間及び休日の強化が図られるということでございます。そのような効果が、先進地でもきっちり出ておりますので、地域の方々にとりましても、犯罪の抑止力、あるいは犯罪の発生の件数が減少しているということにつながるというふうに思うところでございます。

市といたしましては、安全で安心なまちづくりにつきまして、市民や関係団体等の一体となった取り組みが必要であるということで、今後も志布志警察署及び志布志地区防犯協会等と連携を密にしながら、あらゆる機会を通じまして市民の安全で安心な生活を守るために啓発活動を中心に防犯対策に努めてまいりたいと考えております。

○7番（鶴迫京子君） 効果がみられているということでこのことにつきましては、まだ実施計画の段階でありますので、見守りながらいろいろやっていきたいなと思いますので、本市の方向性としても、そういういろんな機関と連携されて、地域住民の方の不安を少しでも払しょくできるようにいろいろと見守って、また検討していただきたいなと要請しておきます。

東日本大震災後、警察署の位置も今の場所でのいいのか、高台へという市民の声をよく耳にします。今回、駐在所の廃止で広大な面積の上の大地の警察機能が24時間パトロールということであ

りますので、本当は充実されるんだよということではありますが、一応部署がありませんので、ゼロになったような感覚を受けます。そこでお聞きしますが、このことは、本市の重要な課題だと考えます。

そこでまず1点目、交番の移動ということは考えられないのかということで、今移動する計画が出たばかりですが、警察署のそばにある関屋口交番に、安楽駐在所が統合されるということがありますが、その関屋口交番と警察署とは、そんなに離れてないですね。そういう意味合いでも大原大地へ移動する、すぐすぐにはならないと思いますが、そのようなことは考えられないのか。

2点目、警察署の位置の問題も含めて、市長と警察署との協議会の中で、根気よく継続してこういうようないろいろなことに関して声を出していく考えはないか。

以上、2点お伺いいたします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の施設の統廃合につきましては、先ほどお話しとおりでございます。関屋口交番ということですが、このことについて安楽大地の方ということについては、説明もなかったところでございます。

今後、このような形での設置というものができないかということについては、相談をしてみたいというふうに思っております。

そしてまた、私自身は志布志地区の防犯協会の会長ということでございますので、このような地域の安心・安全な市民生活を守るために市といたしまして、警察に対する要望というのは重ねているところでございます。そのようなことで、常に連絡を密にしながら、本市の安心・安全なまちづくりを努めているところでございます。

○7番（鶴迫京子君） ぜひ協議会の会長であるということでもありますので、安心して、それこそいろいろな市民の地域住民のニーズを吸い取って、そして、その協議会の中でいろいろともんでいただきたいなと思います。

終わります。

○議長（上村 環君） 以上で、鶴迫京子君の一般質問を終わります。

ここで、3時40分まで休憩いたします。

○
午後3時26分 休憩
午後3時40分 再開
○

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、23番、福重彰史君の一般質問を許可します。

○23番（福重彰史君） シーモンの後で、非常にやりにくいですがけれども、先ほど7番議員、あるいは教育長の方からもございましたけれども、今日は、市内の中学校の卒業式でございました。私も母校の松山中学校に参加をさせていただいたところでございましたが、あの入学時ですね、まだ幼さが残る、そしてまた、ひ弱かったその子供たちが、この3年間の中で心身ともにですね、

たくましくなり、そしてまた成長をいたしておりました。これはひとえに教職員の先生方や、あるいは保護者、あるいは地域の方々のおかげであるというのはもちろんでございますけれども、松山の中学校は1校でございます。そういうことで、子供たちは雨の日も風の日も、そしてまたですね、このように寒い日も暑い日もですね。新橋やら、あるいは尾野見の校区の子供は、自転車で通学いたしております。また、泰野の子供は遠い所は、3kmある所から歩いて通学をいたしております、それに育まれたたまものでもあろうかなというふうにも思うところでございます。私もそのような子供たちに心からの祝福を贈ったところでございます。

そこで、通告をいたしておりましたけれども、質問をさせていただきたいと思えます。

私は、以前にもですね、この質問をいたしました、義務教育でありながら中学校に進学するだけで負担の格差が生じている。保護者には、この重い経済的なですね、負担となっている自転車購入、それからこれには載せておりませんでしたけれども、教育長の方には、口頭上で言うておりましたけれども、このヘルメット購入に対する負担軽減の考えはないかということについて、伺いたいと思えます。

○市長（本田修一君） 福重議員の御質問にお答えいたします。

平成21年9月定例会におきまして、議員より同様の御質問がありましたが、自転車購入補助につきましては、県内の市町村で申しますと、曾於市で通学距離5km以上の生徒を対象に、南九州市では、学校長が自転車通学を許可された生徒を対象に、市町村合併以前から一部されており、他の市町村における補助の動きは聞いていないところでございます。

国において児童手当の見直しや、子ども手当の創設による子育て世帯への支援施策の充実の方向で見直しがありましたので、市独自の補助については、現在のところ行っていないところでございます。子育て日本一を目指している志布志市にとりましても、自転車購入に対する負担軽減は、保護者に喜ばれることと思えますが、限られた財源の中で優先順位を決め、事業化していることは議員も御承知のことと存じます。仮に、自転車通学生一人に1万円補助した場合、約200万円前後の予算が毎年度必要となりますので、導入については、子育て支援策の一つとして可能かどうか、今後関係部局とも協議してまいりたいと思えます。

○教育長（坪田勝秀君） お答えいたします。

一部市長のただいまの答弁と重複するかもしれませんが、昨今の経済状況とか、あるいは価値観の多様化等を反映いたしまして、リストラや母子家庭、あるいは父子家庭の増加に伴いまして、本市におきましても、就学援助の対象者数が年々増加しておるわけでございます。

本年2月末現在で、本市の就学援助対象者数は、21年度と比較し、小学校で20%増の346名で、1,763万4,000円。中学校で10%増の196名で、1,465万2,000円。合計542名で3,228万6,000円にも上り、全児童生徒に占める割合は、小学校で18%、中学校で20%の児童生徒が対象となっておりまして、来年度以降もこの対象者増が見込まれているところでございます。

平成21年度9月定例会におきまして、議員から同様の御質問がありましたが、国において、児童手当の見直しや、子ども手当の創設による子育て世帯への支援施策も充実の方向で見直しがあ

りましたので、市独自の補助については、現在のところ行われておりません。

昨今の社会情勢等から自転車通学生への補助金も必要なことは考えますが、教育委員会といたしましては、まずは就学援助費の対象者を適格に把握し、その予算確保を優先しているところでございますので、よろしく御理解いただければと存じます。

以上でございます。

○23番（福重彰史君） 今、市長の方からも教育長の方からも国の子ども手当、いわゆる支援等が充実してきている等々の理由、あるいはまた、県内においては、そのような補助しているところが少ないというようなこと。そしてまた、その後というような理由がございますけれども、市長ですね、国が制度として支援をしていくというのは、全国一律じゃないですか。あなたは、「子育て日本一を目指す」ということを言われているわけですよ。国が制度として、その支援を充実してきているからそういう制度を打ち出しているから、施策を打ち出しているから、今はいいんだという、そういうことじゃないと思うんですよ。ここのまちの独自のいわゆるそういう支援策と、子育て策というものをですね、考えていくのがこのまちのカラーであり、あなたのカラーになるわけじゃないですか。やはり、随分トーンが下がったなと思ってるんですよ、今の話を聞いててですね。そのような理由で言われるわけですからですね。私は、ちょっとがっかりしたんですけども、前やったときは相当期待をしておりました。

教育長は、子育て日本一を目指していることを踏まえ支援を当局にお願いしたい。市長は、負担が生じていることは十分認識している。教育委員会と十分協議したい。非常に前向きな答弁だったと思うんですよ。そういうふうですよ、国がうんぬんとかそういう考え方じゃなくて、今回日本一というものはいろいろ出ておりますけれども、日本一のそういう子育て支援のまちを、いわゆる子育てのまちを目指そうというわけですから、当然ですね、ここ独自のですね、そういう考え方というものもですね、あっていいし、ましてやですね、もう既に先進地は市長おっしゃったようにですね、もう合併前からやってるわけですよ、合併以前からですよ、かなり早い段階からやってるわけですよ。そういうことを踏まえたときに、もうちょっとですよ、前向きな考え方というものは考えられないですかね。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

21年9月定例会で御質問いただきまして、そのような回答をしたということ。その後、国の施策がとられまして、支援策が強化されてきているというような流れの中で、この件については、そのことで対応してもらった方がふさわしいのではないかとというようなことで措置がされてきているようでございます。

子育て日本一を標ぼうするところでございますが、まだまだ極端に言えば赤ちゃんの段階から、あるいはその以前の段階から強化しなければならない部門も多々あるということございまして、徐々に徐々にそのことは低年齢の段階から詰めていきたいというふうに思うところでございます。

そのようなことで、現在の中ではただいま申しましたように、今後とも関係部局、特に教育委員会と協議を重ねていきたいというふうにお答えするところでございます。

○23番（福重彰史君） その推移をですね、期待を持って見守っていきたいというふうに思いますけれども、今ですよ、この医療費の無料化ですよ、中学校まで引き上げられました。私は、このことも非常に評価いたしてるんですよ。

ところが、我が市のいろんなそういう意味の施策や、この医療費の中学校までの引き上げ、これらも含めてですよ、含めて、もう今や全国でもこういうような流れがだんだんだんだんできつつありますよね。決して珍しい話でもなくなってきましたよね。もう高校まで無料化してるところもあるわけなんですよ。隣の曾於市も今度から引き上げられますよ、中学校までですよ。本当に一つの世の中の流れであってですね、こういうものも珍しくない。当時は非常に私も評価しました。まだまだしてないところもありますけれどもね、やはりそういうふうにして、いわゆる財源というものはもちろんまず考えなきゃならない第一の課題でありますけれども、やはりほかの町に先駆けてですね、いわゆるこのまちの特色を出していくということが一番大事なことであってですね。それが結果的にですよ、結果的に日本一のいわゆる「子育てのまち」というふうに見られると、そういうふうになっていくんじゃないかなというふう思うわけですよ。

だから、いろいろ協議を重ねてまいるということですよけれども、もうちょっとですよ、そういうような今の国のいわゆる流れ、国の流れというものは、各この市町村の取り組みですよ、そういうもの等々もですよ、十分情報を入れながらですよ、こういう問題に積極的に取り組んでいくというような考え方、それについてですよ、もうちょっと積極的な考え方を求めたいんですよ。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

子育て日本一というのは、今お話がありましたように、ほかの自治体で取り組んでない内容をいち早く取り組みながら、本市の子育て環境の改善につなげていき、結果として、子供が増えるような社会を出現させたいということが前提にあるわけでございます。

ということで、そのような内容から考えた時に、まだ取り組むべきものがあるのではないかとということをお話を申し上げたところでございます。

ただいま議題となっている内容につきましても、その一つに考えさせていただきながら協議をさせていただければというふうに思います。

○23番（福重彰史君） 今、子育ての中で一番何が大きな課題であるかということ、いわゆる経済的な負担というものが非常に重いということがあるわけなんですよ。

やはり、そういうことを考えた時に、いかにしてそういうような負担を軽減することによって、そして子供が多く生まれるような、そういう社会を築いていくかということではないかなと、今まさにおっしゃるとおりだと思うんですよ。

この自転車通学ですよ、自転車ですよ、これは何も中学校3年間だけの問題じゃないんですよ。私のところを申しますと、ほとんどの方が高校まで使ってます。もちろん、バイク通学ができる範囲の方は、その許可が下りるまではですね、自転車通学をいたします。それ以外の人たちは、それぞれ自転車で直接学校まで行っている子もいれば、あるいはスクールバスの停留所まで行っ

ている。だから、何も3年間だけの話じゃなくて、かなり長いスパンの中でですね、自転車を使っているという現実があるんですよ。だから、そのためにはディスカウント店で売ってるような安い自転車じゃなくてですね、やはりその期間をしっかりと保てるようなですね、自転車を購入しているというのがこれはもう一般的なんですよ。ほとんどみんなそういう形になってるわけなんですよ。だから、自転車あるいはそれに付随するヘルメットですね、それらの購入というものにはかなりのお金が掛かるということであるわけなんですよ。私は、その長い期間この自転車を使用するという、この今の現実からみた時にですね、これはいわゆる費用対効果、投資効果ですよ。これは十分あると思うんですよ。単年1年間の話じゃないわけですから、長い子については6年使うわけですからですね。だから、これを2回も3回も補助を出しなさいという話じゃないわけなんですから。

だから、そういうことを考えた時に、いろいろな方向からですよ、ものごとというのは考えた中ですよ、ただ、今の目先だけの話じゃなくてですよ、そういうような現実もあるんだということも踏まえながらですよ、ぜひ検討をしていただきたい。このことにつきまして、もうこれはこれ以上申しませんので、前向きな答弁をお願いしたい。

○市長（本田修一君） 当然私どももこの自転車に対しまして、何らかの形で補助するということが出来れば、今お話があったような内容については、十分精査しながら協議をしていかなきゃならないというふうに思うところでございます。

私自身も安い自転車を買って、すぐさま駄目にした事例があるところでございまして、当然ある程度のものを求めていかなきゃならないということについては、十分承知しているところでございます。そのような観点からも、協議を重ねさせていただければというふうに思います。

○23番（福重彰史君） ちょっと恐らく曾於市のことは十分分かっていらっしゃると思うんですけども、ちょっと参考的に言うておきますからですね、もうそれは答弁要りませんから。

曾於市においてはですね、いわゆる限度額1年生は3万円、2年生は2万円、3年生は1万円というようなこと。またあわせて、それ以外にもいわゆる公共交通機関ですよ、バスを使っている人についても定期、あるいは回数券についての補助も行っております。そういうことで、こういうような町が隣にもあるんだということを含めながらですね、いわゆる前向きな検討方を要請をしておきたいというふうに思います。

次に入らせていただきます。

次は、農業振興についてでございます。葉たばこ廃作に伴う転換作物の品目はどのように考えているかということでございますけれども、いわゆるJ Tの生産調整によりまして、廃作をする農家が激増いたしました。昨年、11番議員からも質問がありましたけれども、新年度いわゆる24年度を目前に確定をいたすのではないかなというふうに思いますので、24年度は23年度に対して何名の廃作で、その面積はどうであるのか。あるいは24年度は何名の葉たばこの生産で、その面積は幾らになっているのかということ。

そしてまた、廃作者のスムーズな他作物への移行の支援をするために、収益性の高い作物への

転換の提案を行ったけれども、現在のところ新たな作物への設備投資を避ける意向や、新規作物へ大幅に転換される方は、今のところ見られないと前回答弁をされたわけですね。その後、この転作作物の状況はどのようになっているのか伺いたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

葉たばこは、昭和60年には松山、有明、志布志町を合わせまして、190ha、合併時の平成18年には約90haで栽培され、安定した換金作物として栽培が盛んでしたが、近年では度重なる天候不順や、原料買い取り基準が厳しくなるなど、収益の上がらない年が続いておりました。

これに加え、健康志向の高まりや、たばこ税の増税によりまして、喫煙者が極端に減少しまして、たばこの消費量が低迷したことから、JTはたばこの生産調整を行わざるを得ないこととなりまして、8月には廃作をする農家を募ったところでございます。

平成23年度には、志布志市では25名の生産者が約36ha栽培しておりましたが、この生産調整により16名の方が廃作され、平成24年度は9名の生産者で、約15haの葉たばこの作付けになるところでございます。

このような中、市も廃作者のスムーズな他作物への移行を支援するために、JAや県と連携しまして、廃作者を対象に新規作物の栽培講習会や現地視察研修会を開催しまして、他作物への転換について提案を行ったところであります。その結果、しょうが、加工用だいこん、にんじん、キャベツ、ピーマンなどの生産に取り組まれる生産者もありましたが、多くの生産者は新たな作物への設備投資を避ける意向や、年間の作業の段取りの関係から、これまで作付けをしていた焼酎用かんしょの面積を拡大する計画となっております。

市といたしましても、これらの転換作物への支援を行うために、ピーマンでは活動火山周辺地域防災営農対策事業で、ハウス建設の計画書を県へ提出しております。また、かんしょ、だいこんの面積拡大に対応すべく、国のリース事業で収穫機5台の事業計画書を先日提出し、採択を待っているところであります。

また、技術面でもここ2年ほどかんしょの反収量が上がってないということもございますので、実証圃を設け、土壌、肥料、苗について試験分析を行う予定としております。

廃作農家が転換作物で経営の柱として自立できるように、今後とも関係機関一体となってソフト面、ハード面から支援をしてまいりたいと考えております。

○23番（福重彰史君） 23年度と24年度を比べたときに、16名が廃作して、いわゆる面積でこれからいきますと、21haの面積になる。そしてまた、9名の方が15haでたばこの作付けを行っていくというようなことであったようでございますけれども、なかなか今市長の方からありましたけれども、過去は一番の安定作物ということでございまして、たばこにかなうものはないというような時代もございました。そういう作物でありながら、こういう時代の流れの中で、いわゆる廃作をしていかなきゃならないということは、非常に残念なことであるでしょうけれども、しかし、やはりこういう健康志向とかいろいろありますから、難しい部分もあるんだろうなというふうに思いますけれども、ただこれに代わる作物ということで、非常に大々的な転換というのは、いわ

ゆるちゅうちよするだろうなというふうには思うところでございます。

そういう中で、一部はしょうがとか加工用だいこん、あるいはピーマンの方にも作付けされるというような話でございますけれども、このいわゆる県が推奨する作物、これをいわゆるこの地域振興局や市町村、あるいはJAでつくる各地域の協議会ですね、協議会に提案をして、協議会は市町村が推進する品目や、販路などを踏まえてこの転作作物の候補を選ぶことになっているというふうになっておりますけれども、そのいわゆるこの町が推奨する作物というものは、どのようなものになっているのかお伺いしたい。

○農政課長（上原 登君） 指導班会の方で畑作営農推進作物として、水利用の進みますしょうが、それからキャベツ、そういったものを推進してまいります。

それと加工用かんしょ、こちらについても畑作営農作物、防災営農作物として推進をしているところでございます。

○23番（福重彰史君） 推奨作物といいましても、当然今この地域で取り組んでいる、そのような作物になっているかというふうに思いますが、この焼酎用かんしょにつきましては、聞くところによりますと、ある大手の会社がかかなり集荷量を増やすということで、平均でキロ5円高で引き取るんじゃないかというような、そういう話も聞こえてきておりますし、また一番のピーク時には8円ぐらいの高値で取ってくれんじゃないかというような話もありますので、当分の間はどういうような戦略を持ってそういうことをされているのかというのは分かりませんが、当分の間はこういうような焼酎用のかんしょというものにつきましてはの作付けというのは、それなりの収量、収量がないといけないわけですが、それなりの生産高というものは見込まれるのではないかなというふうに思うわけでございますけれども、今後もですね、県やJA等々ともですね、連携を密にしながらですね、更にこの高収益の作物につけてのですね、その取り組みというものを進めていただきたいし、また支援もしていただきたいというふうに思うところでございます。

そういうことで、先ほど市長の方からも国のリース事業ということで、いわゆるかんしょの収穫機5台が導入される計画であるということでもございましたけれども、この国の廃作地を対象にしたリース方式ですね、これはいわゆる23年度限りであるのか、併せてその収穫機以外にもあったのか。併せてこれの周知の徹底をするために所管課としてどのような対応をとられたのかですね、この辺りをお聞かせをいただきたいと思います。

○農政課長（上原 登君） ただいまお問い合わせの国のリース事業につきましては、この廃作に限った23年度のリース事業ということで、国が2分の1の支援をする。それに対しまして、7年間でこの残りの分を償還をしていく制度ということで、先ほど市長の方からも答弁を申し上げましたけれども、かんしょ、それからだいこんの収穫機合わせて5台を現在の農家の方々と協議を申し上げ、国に計画書を提出し、採択を待っているという状況でございます。

また、このほか共同利用施設の助成事業もございましたけれども、こちらの方は農家さんの方から希望がなかったということでもございます。

[福重彰史君「周知はどげんした、周知」と呼ぶ]

○農政課長（上原 登君） こちらのほうは、JAそお、JAあおぞら両組合とともに農家の皆様方と新しい転換作物、そういったものを検討を数回重ねてまいりましたけれども、その中でお集まりいただきまして、周知を図ったところでございます。

○23番（福重彰史君） 23年度限りの事業ということでございますが、今後新しい作物への導入等々いろんなことが、まだまだこれから考えられるだろうというふうに思いますので、どうかこれからも各関係機関とのですね、連携を密にしながらその経営改善に向けての支援というものを強く要請をいたしておきたいと思っております。

次にですけれども、この葉たばこの共同の乾燥施設のことでございますけれども、松山町には松山町たばこ共同乾燥施設というものがございまして、現在この施設の利用と新年度に向けての予定について伺いたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

葉たばこの共同乾燥施設は、昭和62年に共同利用によるコスト低減目的に建設されましたが、その後、作付け面積が増え、平成7年に226㎡を増設しまして、平成13年には低温貯蔵庫886㎡を建設し、コスト低減と品質向上のための基盤整備を図ってまいりました。

しかし、今般の廃作に伴い、生産者が激減しまして少人数での共同利用はかえってコストが高くつくということで、共同乾燥施設の利用をやめることになったということについては、議員も御存知のことと存じます。

この施設は、経年のわりには、年数が経っているわりには傷みが少なく、まだまだ利用可能な施設でございます。また、撤去するには多大な費用もかかるということから、農業用施設として有効に使えないか検討しているところですが、国庫事業で建設しており、勝手に利用目的を変更したり、処分ができない状況にあります。

市としましては、補助金を返納をせずに有効利用できるように県を通じて国へ打診しているところでございます。方向性が決まるまで、今しばらく時間を要するところであります。いずれにしても、現在の共同乾燥組合の皆さんに負担が少なくなる方向で、地域の農業用施設として有効利用されるよう努力してまいりますので、御理解いただければと思います。

○23番（福重彰史君） この施設、当時は増設までしてですね、充実を図ってきたという経緯がございまして。このたばこ利用組合というんですかね。正式名ではですね、その方々がこの施設の管理運営をされていたというふうに思っておりますけれども、今市長の方から申されたとおり、非常に立派な施設でございます。施設そのものも大きいしですね、この今後の活用というものを考えた時には、いろんなものが考えられるというふうに思いますけれども、その前にですね、この施設の償還ですね、償還はもうちゃんと終わっているのかですね、その点をお伺いしたい。

○農政課長（上原 登君） たばこ共乾施設の償還につきましては、完了いたしております。

○23番（福重彰史君） 償還が終わっているということであれば、農家の方々の負担というものも、ずいぶん軽くはなっているだろうなというふうに思いますけれども、ただ、現在の施設があ

る以上は、維持管理も含めまして、当然固定資産税や一部土地がJAの土地でもありますので、その借地料の負担というものも考えて、ずっと続いていくわけなんですよね。この負担についてですね、何名の方でですね、この負担をしていく現在の状況になっているのか、その点をお伺いいたしたい。

○農政課長（上原 登君） 現在23年度、この共乾の利用組合の皆様方で松山町では10名です。この方々が最終的にこの共同利用乾燥場の負担をされることになろうかと思えます。

○23番（福重彰史君） この額もちょっと聞いてみたいんですけども、ある程度の額になっているのではないかなというふうに思いますが、国や、あるいはJTの施策によって、いわゆる廃作をせざるを得なくなってきたと、そのことでいわゆるこの施設も利用がされなくなったという背景があるわけなんですよね。やはりそういうことを考えた時に、今後の維持管理を含めた負担についての軽減というものは、市としてもですね、考えていかなければならない問題ではないかなというふうに思うところでございます。

かつてはですね、このたばこ農家、かなりそれぞれの合併前の町、あるいは特に合併前ですよ、合併前はそれぞれの町に大変な、そういう税としての貢献もされておりますよね。そういうことも考えた時に、その負担軽減、あるいはその施設のいわゆる有効活用、市長がおっしゃったように、あれを取り壊すというのは本当にもったいない話です。これの有効活用ですね、これをしっかりとやっていくというふうに考えるわけですけども、もうちょっとその点について、お答えをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この施設につきましては、今後利用がなくなるということで、問い合わせもあつたりするところでございます。そのようなものを含めまして、今後有効活用が図られる方向で、なるべくこの組合員の皆さん方に負担がないというような形の方向性を探っていきたいというふうに考えております。

○23番（福重彰史君） ぜひ市長そのような方向でですね、いろんな方向から意見を聞きながらですね、その活用に向けて、あるいは負担軽減に向けてですね、取り組んでいただきたいというふうに、このことも強く求めておきたいというふうに思います。

次に入りたいと思います。

次は、この中山間地域総合整備事業についてでございます。

この志布志地域を中心とした、中山間地域総合整備事業の導入に向けまして、作業が進められているというふうに思うわけでございますけれども、25年度の採択をもくろんでいらっしゃるようでございますけれども、その25年度採択の見通しはどうか、お聞かせをいただきたい。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

中山間事業につきましては、ほ場整備が20団地、用排水整備7路線、暗きょ排水4団地の計画で、平成25年度新規採択を目指しております。こうした中で、本年2月の県の予備ヒヤリングにおきまして、事業概要の審査を受け、この中で平成24年度においては、団地ごとの費用対効果を

算定し、平成24年12月末までに事業の全同意聴取を行う計画を持っております。

その後、平成25年1月に施行の申請を行い、平成25年度新規採択に持っていくという一連の作業を確認を受けたところでございます。

○23番（福重彰史君） この事業は、非常に町の負担も少ないし、また併せてその受益者の負担も少ないという非常に有り難い事業ですよ。

旧松山においては、この事業を3回導入しています。そういう中で、農地の基盤整備やら、あるいはその事業によりましては、いわゆる集会施設等々につきましても、その計画段階に入れられるということで、その事業によりましては、そういう等々もですね、やってきた経緯があるわけでございます。

当初の考え方では、おそらく24年度の計画ではなかったかなというふうに思っておりますけれども、それがいろいろな諸問題の中で、25年度へ向けての作業になっているのではないかなというふうに思いますが、このような事業というのは、やはり地元が大いに盛り上がっている時にですね、やはり慎重にやらなきゃいけないんですけども、慎重の中にもすばやくやはりその行動を起こしていかなくちゃいけないということがあると思うんですよ。こういうのは待たされれば待たされるほどですね、熱も冷めるし、またいろんな話があることないことですね、いろんな話が聞こえてくるとですね、その受益者、農家がですね、やはり慎重になってくるんですよ。だから、今盛り上がっているわけですから、この勢いをですね、大事にしながらですね、来年度の採択というものを間違いのないものにしていかなくちゃいけないのではないかなというふうに思うわけですけども、現時点で25年度採択、これは間違いのないというふうに確信を持っていらっしゃいますか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この事業につきましては、ただいまお話がありましたように、地域の方々の全面的な支援、同意ということは前提になっております。

そのようなことで、まとめられて県に対しまして申請をしまして、先ほども言いましたように、確認を受けているということございまして、このことについて認定されるということが、難しいというような内容については、係の方から報告はいただいてないところでございます。

○23番（福重彰史君） やはりこれは地元の熱意もそうですけれども、やはりこのまちですね、まちの熱意というのもですね、非常に大事だと思うんですよ。

私どもは、こういう事業を導入するに当たってはですね、例えば最近で言えば、川路地区の、松山で言えばですよ、川路地区の約33町ですかね、あそこを導入するに当たってはですね、今はここにも議長もおりますけれども、我々は県まで、我々議会もですよ、県まで行ってですね、お願いをしてきたという経緯もあります。もちろん地元の県議の尽力というのも大いにあったわけですけども、しかし、我々も一緒に県まで乗り込んで行って、そして、まちの意気込み、そして受益者の意気込みというものをですね、代わって伝えて、そしていい回答をもらったという経緯もありますので、ぜひですね、そのような考え方の中でですね、いろいろと事業がありますけ

れども、そういう中で職員の方々も大変だろうと思いますけれども、市長、先頭に立ってですね、ちょくちょくおそらく県庁に行かれると思いますので、ちょっと足を運んでいただいでですね、やはりそういうふうな意気込みというものをですね、示すということはですね、これも非常に大事なことだというふうに思いますので、そういうような取り組みをしながらですね、25年度採択に向けて間違いのないそういう方向付けを期待をすることでございます。

そこで、25年度採択されるという期待のもとでですね、次のこの同事業における松山地区での暗きょ排水の計画についてということでございます。

先ほど4団地、暗きょ排水で4団地ということでございますけれども、この中にこの松山地区が入っているのかですね。このことにつきましては、私もこれまで基盤整備をした地域において、非常にその排水が根詰まりして、そして、田んぼの排水が効かなくなって、非常に不良なほ場になっていると、それに対していわゆるいろんな事業を駆使しながらのいわゆる改修というものはできないかということで、これまでもいろんな取り組みをされてこられましたけれども、最終的には23年度から全くこれに対する対策がないと、市長は残された地域については、中山間事業で対応していきたいというようなことを申されておりました。

現在もですね、かなりの方から申請書を出しながら、いわゆる事業採択がなされなかった方や、あるいはその後ほ場が不良になった方々から、かなりの方から苦情が寄せられております。25年ということですから、24年、今年まだ1年あるわけですよ、1年1年悪くなっていく状況がございまして。そういうことを考えた時に、いわゆる25年度の事業というものに対してですね、かなり期待をしているわけですよ。だから、これが1年また延びると、また余計そういう不良の田が出てくるというような状況ですので、まず、この4団地の中に松山の団地が入っているのかですね、そのことについて、お伺いをいたしたいと思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

宮ヶ迫団地0.6ha、早稲田団地1.5ha、豊留の団地0.6ha、泰野団地0.9haということで、4団地入っているところでございます。

○23番（福重彰史君） ぜひ、この今市長の方からございましたけれども、松山も入っておりますので、この事業の中でしっかりと対応していただきたいというふうに思います。

併せてですね、今どれぐらいの計画、松山においてですよ、どれぐらいの計画で出されているのか、その面積は分かりませんが、一つ申し上げたいのはですね、ネトロンパイプで施工した所については、今後も排水が詰まるという可能性というのはもう大なんですよ。だから、やはりそういう、今は陶器でやっておりますから、以前ネトロンパイプでやった所の面積というのは、しっかりと把握されてですね、その計画の中にやはり取り込んでいかないと、この事業を逸したらですね、もう次はなかなかいい事業というのは入ってこないと思うんですよ。だから、そういうことも踏まえた中で、いわゆるネトロンでした箇所についてはですね、しっかりと把握しながらですね、そして、その面積を出してこの計画の中に入れ込むべきだというふうに思いますので、その点につきまして、所管課の方には強く、その点申し上げておきたいというふうに思

います。

次に、このパイプラインの話でございますけれども、これも基盤整備が完了いたしました地域でございます。その中で、その当時はいわゆるそれぞれ受益者もまだ若かったし、開水路で十分だろうというような判断の中で、いわゆるパイプラインをしなかったというような箇所もあるのではないかと。そこで非常に高齢化しまして、いわゆる用排水路の特に用水路の作業に支障を来しているということで、水量があればパイプラインにお願いしたいというような考え方のもとで、このパイプラインについて、これについても要望をいたしておるところでございますけれども、このことにつきましては、今どようになっているのかお伺いをいたしたいと思っております。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

平成23年12月末までに、松山地区の二つの団地の要望を受けまして、これを踏まえまして、関係機関と要望団地の現地調査を行い、受益面積約6 haの団地について概略設計を行いました。この結果、パイプラインでの整備には、条件的な制約はあるものの中山間事業において、1路線を計画したところでございます。

今後、受益者の方々へ事業内容、受益者負担等について説明会を行い、本同意を含めた施行申請をしたいと考えているところでございます。

ただ、受益面積約1 haの団地については、受益面積に対する事業量、事業費、現場条件等を概略積算した結果、パイプラインでの整備には、相当な費用が必要となりますので、今後受益者の方と十分協議をしていきたいと考えているところでございます。

○23番（福重彰史君） 今ございましたように、2地区からですね、そういうふうにして要望が出ておるところでございますけれども、1地区につきましては、より明るい答弁をいただいたところでございますけれども、1地区につきましては、今申されたとおりですね、私もちょっとほ場の面積からした時にですね、厳しい部分もあるのではないかなと、そういうふうには考えていたところでございますけれども、今後さらに内容を詰めながらですね、そして、できるものならですね、そこもパイプライン化というものをですね、接していただければ非常に受益者としても助かるというふうに思っておりますので、どうかですね、このパイプラインにつきましても、ある程度の見通しがなければですね、私どもも地元への説明ちゅうのもできないんですよね。適当なことを言ってですね、結果的に駄目でしたというようなことはですね、我々も言いたくないんですよ。だから、ある程度やはりめどがついた中でですね、やはり地元へのですね、そういう説明なりというものはですね、やっていくべきだろうというふうに思いますので、その点につきましても、今後しっかりとこの実現へ向けてですね、取り組みをしていただきますことをですね、強く要請をこのこともいたしておきたいと思っております。

ちょっと、項目が多いですので、ちょっと走ります。

次に、防疫消毒ゲート設置事業等の導入と防疫対策についてということでございます。

これは、隣の宮崎県で口てい疫や鳥インフルエンザ、この発生で本県、本市の関係農家、大変な心配をいたしました。関係者一体となりまして、全力を挙げての消毒をはじめ、防疫作業を徹

底し、まさに水際で食い止めたということであっただろうと思います。

このような疫病の発生や侵入に対して、農家の皆さん自らがですね、常に自覚して未然の防止、あるいは発生をさせないというですね、強い防衛、予防意識と、あるいはまたその態勢にですね、市やこの関係機関、これが一体となって取り組んでおりまして、昨年度から導入しておりますこの消毒ゲート、この事業もその支援策としての事業であろうかというふうに思うところがございますけれども、この設置状況と今後の対策について、伺いたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

防疫消毒ゲート事業につきましては、年度当初飼料運搬者が進入する農家を優先して実施してまいりましたが、10月より全農家を対象に実施しております。24年2月末実績で、肉用牛6基、酪農1基、養豚6基、養鶏1基、計14基を整備、または整備中でございます。

また、県単独事業によりまして、あおぞら農協肉用牛部会が動力噴霧機を5機導入したところであります。

設置が進まない理由としましては、農家の先行き不安や、経済的要因等が考えられるところがあります。この事業につきましては、防疫対策として有効なる手段でございますので、今後も引き続き推進してまいります。

次に、今後の防疫対策についてでございますが、口てい疫及び高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、家畜伝染病予防法が改正され、これに伴いまして、規模に関わらず使用状況や衛生管理の状況等を年1回報告することが義務付けられたことから、関係団体の協力を得ながら、全戸調査を実施しておりますので、その機会を捉え、消毒装置の設置状況を把握するとともに、防疫意識の啓発に努めているところであります。

各生産者団体におきましては、防疫に関する研修に取り組み、また団体によりましては、校区単位で定期的な畜舎消毒に取り組みされている団体もありますので、消毒薬の提供など引き続き支援してまいります。

今後も関係機関団体や生産者団体と一体になって防疫対策の向上に努めてまいりたいと考えます。

○23番（福重彰史君） 今ございましたけれども、昨年の事業においては、14基の導入であったようでございますが、なかなかもろもろ事情があって、この推進が進まなかった。農家の導入がなされなかったということであるようでございますけれども、今市長の方からありましたいわゆる略して改正家伝法ですよね、これはかなりやっばり厳しいものがありますよね。これは、いわゆる今市長の方からもありましたけれども、この畜産農家における消毒設備の設置、万一に備えた埋却地の確保、あるいは使用状況、衛生管理状況の報告、異常家畜、家きんの早期発見、通報、こういうふうにして、この防疫対策でその重要となる発生の予防、あるいは早期発見、通報。迅速な初動対応について、畜産農家のスキームが明確に位置付けられたということですよ。

そして、この適切な対策や措置を怠った場合には、いわゆる手当金の減額や、あるいは罰則というものもこれは既定されております。そういうことを考えた場合に、特に農家個々のですね、

自己負担だけではかなりやっばり厳しいものがあるわけですね、今のそれぞれの価格を見た場合には、かなり厳しい状況があるわけですので、そういう中で、市がこういうような支援をしながら、この事業を導入しようということであるわけですが、こういうようないわゆる畜産農家へのこの防疫の意識の向上、それからこの制度への理解、促進というものが重要になってくるわけですが、その農家の防疫意識というものについては、今はどうなんでしょうかね、こういうような改正家伝法というものがしっかりと周知をされておりますかね、どうですかね。

○畜産課長（山田勝大君） 防疫意識についてでございます。

家伝法につきましては、最終7月1日の施行と、それから10月1日分の施行とあったわけですが、それを踏まえて、県の説明会がありまして、それをもって、11月に各農家に家伝法の改正、それと併せてまして、年1回定期報告がございますので、その情報も併せて通知をしまして、農家からその報告を回収して、12月中に報告をしたところでございます。

○23番（福重彰史君） いわゆる農家へのこの防疫意識というものをしっかりとやっばり周知させるということはですね、大事なことであって、こういうふうにして農家に対してもかなり厳しい法律でありますので、この辺りがしっかりと農家がそのことを認識してないとですね、なかなかこのことは前には進めることは難しいんじゃないかなというふうに思います。

そこですよ、こういう本市においては、この畜産というのは、一つの大きな基幹産業ですよ、基幹作物。そういう中であってですよ、市の方は一生懸命このような事業に取り組んでいるわけですが、この事業に対してですよ、JAから何かそのようなこの事業に対してですよ、そういう市の事業と併せてですよ、一緒になってですよ、補助していくとかですよ、あるいは補助をしているというですね、そういう実態がありますか、この事業に対してですよ。

○畜産課長（山田勝大君） 今回の消毒ゲート事業を計画した昨年の2月時点でございますけれども、曾於地区管内で統一した形でできないかということで、曾於市、それから大崎町にも提案をしまして、またJAそお鹿兒島、あとJAあおぞら、そこにも相談をしまして、助成措置ができないかということをお願いしたところでございましたけれども、いずれの農協におきましても、助成措置を講じるに至らなかったということで、補助はされていないという状況です。

○23番（福重彰史君） 本当に何を考えているか分かりませんが、特にこのJA、農協というのはですよ、農家あつての農協じゃないですか。そういうことを考えた場合には、ほかのものとは若干違いますからですね。こういう病気が発生したら、この地域は畜産は壊滅、そういうような形になっていくわけですから、それをさせないための事業であるわけですから、当然農協としてもですよ、こういうものについては、積極的に対応していくというのが、これが本来の筋じゃないですかね。農協がそれに対応してないということであればですね、今からでもいいじゃないですか、やはり。そういうことも踏まえながらですよ、再度この事業を一緒に進めていく上でもですよ、それなりの対応をしろというようなことですよ、言うべきじゃないですかね、市長どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま担当の方で、回答いたしましたように、本市独自の事業となってしまったことについては、残念だなということを感じたところでございます。

今後もまたさらにこの事業は続けてまいりますので、改めて一緒になって取り組みをしていただくよう要請はしてまいりたいと思います。

○23番（福重彰史君） そのことはもう市長強くやってください。

それから、もう1点ですけれども、この鳥インフルですけれども、この県内の100羽以上の飼う養鶏農家ですね、これを調査したところですね、防疫の不備がいわゆる1割弱見つかったということで、そしてまた、その後の指導にもかかわらずいわゆる相当数のまだ改善されていない農家があるということですが、特に危惧するのは、100羽以上の農家で、1割弱と言いましたけれども99戸ですね、99戸のうちその後の指導にもかかわらず依然として51戸がまだ残っている。そして、その51戸のうち特に多いのが、始良家畜管内と、曾於管内、これが特に多いというふうに言われてます。この数字を見て大変なことだと思いますよね。そのうち曾於が14戸入ってるというわけですからね。そういうことが言われておりますけれども、本市管内においてですね、まだそういうような不備なところがあるのか伺いたい。

○畜産課長（山田勝大君） 県が発表しました1月末時点で、曾於地区館内に14戸ということでございます。

本市につきましては、対象の経営体が36経営体の38農場でございます。その時点では、2戸の農家が未整備ということでした。

その後、1件につきましては、千羽未満の農家でございますけれども、既に整備を終えております。それと、もう1件につきましては、現在市の単独事業の生産基盤施設整備事業によりまして、整備を進めてもらっておりまして、今週中にも完了するというところでございます。

○23番（福重彰史君） 本市にも2戸あって、そして1戸は改善されて、1戸はまもなくその改善がなされるということでございますので、ひと安心しましたけれども、やはりこういうことも含めてですね、いわゆる防疫の意識というものをですね、農家にですね、徹底させていただきたいというふうにこちらの方も強く要望をいたしておきたいというふうに思います。

それではもう次に入ります。

次は、畑かんでございますけれども、同僚議員からもございました。端的に言いましたですね、水の欲しい人の所にですね、水がきてない、こない、引けないという実態がありますよね。ほとんどの所は、給水証までは無料だからとりあえずは引いておこうと、水は必要ないんだけど、引いておこうということでやってるわけですが、今必要な所に水がきてないという実態があります。そういうことを考えた時にですね、本当にこの現実を見た時に、矛盾した話ではあるなというふうには思うところですね。区域に入ってるから、入ってないからと、そういうこともあるでしょうけれども、しかし現実として水が今でも欲しいという所に水が引けないという現実があるということに対して、そのことについてですね、どのようにお考えであるかとお聞きしま

す。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の議会でも別の議員からそのような内容のお話があったところでございます。

本当に、この畑かん事業につきましては、地域の方々の期待感が大きい中での事業ということでございまして、そのことで、現在東部につきましては、もう完了するという段階になって、そのようなことがある地域があるということにつきましては、非常に苦慮をするところでございます。その対象とする地域、地域で様々な面から考慮しなければならないというところだというふうに思っているところでございます。その地域、地域での対応というものについては、関係者も含めまして、協議を重ねてまいりたいというふうに考えます。

○23番（福重彰史君） この国営事業で591億円、そしてまた、県営で254億円ですね、こんな巨費を投じて進められている事業ですけれども、その運営は曾於東部の土地改良区に委ねられているわけですけれども、こちらの方も運営費も2億7,600万円ぐらいかかるというふうに言われております。

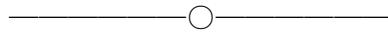
もちろんこの中には、市町村の負担金も入ってるんですけれどもね、そういうふうに言われてるわけですけれども、そのような大きな事業であるわけですけれども、現在のですよ、この志布志市における農家の加入率、これは何%ですかね。

○農政課長（上原 登君） 御質問の24年1月末時点での利用状況について、報告させていただきますが、曾於東部地区、松山地区で受益面積が1,080haですが、そのうち211.76ha、19.61%の水利用率と、それから、同じく曾於東部地区、志布志地区で1,050haのうち、192.05ha、18.30%水利用の状況ということでございます。

○23番（福重彰史君） 20%にも満たないような加入率ですよ。そういう中で、水は欲しいけども、水は引けないということですよ。いわゆる投資に対してのですよ、いわゆる費用対効果ですよ、投資効果ですよ。投資効果が全く出てないというような状況で、しかも運営費も相当かさんできますよね。かさんでいるわけですから、1戸でもいわゆる水を使う農家が入っていただくということがですよ、一番大事なことであるわけですけれども、現在水の必要な方が水が引けない。しかも、あるところによれば、全ての手続きを済ませて、ましてやもう測量設計まで終わってながら、そして、いわゆる春のかんしょの床を出すのに、そして、その後の水が使いたいということをお願いしているながら、その時期には間に合わない。その後、もうちょっと7月ぐらいになるだろうというようなことで、そういうことを言われながらですね、最終的には水がそこまで引くことができなくなりましたと、いわゆる予算がかさむと、費用がかさむということで、そういう所もありますよね。本当に農家をばかにしたやり方ですよ。農家は全ての手続きを済ませたんですよ。全ての手続きを済ませた上で、しかも測量までなされて結果的に水がこなかったと。

だから本当にですね、この事業というのは、いろんなことがあると思うんですよ。そういうのは、私、今一つの例として挙げましたけれども、ほかの所もあると思うんですよ、そういうと

ころが。だから、この畑かんというのは、何なのかというところがあるんですよ。だから、本当に水が必要な人にはですね、どうか水が引けるようなですね、やはりそういうような方策というものもですね、十分に考えていただきたい、どうですか。



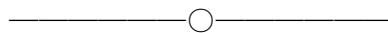
○議長（上村 環君）　ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君）　異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。



○市長（本田修一君）　お答えいたします。

ただいま議員の御指摘の現場というのを確認いたしましたところ、送水管が埋設されている道路とほ場は、かなりの高低差があり、管の水圧が非常に高くなるために、給水栓を設置するためには、減圧弁の設置が不可欠であるということでありました。その減圧弁を設置するためには、工法的にも難しく、工事費用が多額に上がるということもあり、面積1.4haの畑に対して投資するには費用対効果面からもできないという判断があったものと聞いております。

また、ほかでは水圧が足らずに給水栓設置ができないというような所もあり、全ての受益地内で水の必要な方々に水を利用していただきたいのはやまやまでございますが、大変苦慮しているところでございます。

今後、その対策について、考えてまいりたいと思いますので、御理解いただければというふうに思います。

○23番（福重彰史君）　市長ですよ、今申されたのは、そういう理由というのはですよ、いわゆる農家に期待を持たせる前にですよ、できる話なんですよ。設計まで済んでですよ、それまではいろんな手続きがあったんですよ、編入から何から、全部手続きを済ませた上でですよ。そして、しかも4月にはですね、どうしても引いてくれないかと、しかし4月までは無理だと、7月まで待ってくれと、そういうようなことまで言いながらですよ。だからそんなですね、もう理由はいいいんですよ。そんなことは、最初にちゃんと言えればいいことであってですね、そこまでやってそんなことをするようですね、やり方が本当にですね、親方がやるような話かということですよ。親方というのは分かるでしょう。

もうちょっとですよ、いわゆる人間としてですね、ものごとを見てるんであればですね、やはりそういうような対応というのはできないと思うんですよ。だから、本当にこの水を使ってもらって、この台地を潤していくんだというような考え方があればですね、そういうことは絶対出てこないと思うんですよ。

だから今後、今市長の方からもある程度前向きな答弁がございましたので、ぜひ水の欲しい方

についてはですね、いろんな方面から検討していただいてですね、その希望に応じていただきたいというふうに思います。

次に入ります。次は、この道路行政についてでございます。

県道柿ノ木志布志線、弓場ヶ尾地区の早期整備の見通し等ということでございますけれども、この1工区が完了して、2工区の工事着手というものがですね、速やかに行われるというふうに地域はもちろんのことでございますけれども、通行者もですね、そういうふうに思っておりましたけれども、なかなか先が見えないというような状況でございます。この2工区の採択に向けてはですね、取り組みと見通しがどのようになっているのかですね、できるだけ簡単にお願ひします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

県道柿ノ木志布志線は、地域関係者の御理解と御協力をいただきまして、平成22年度に柳橋から弓場ヶ尾地区までの区間1.4kmを完了することができました。

しかし、今回御質問の市道昭和弓場ヶ尾線への接続する残り800mの区間につきましては、地域住民の皆様からも積極的な要望もあるところでございますが、まだ事業採択されず整備計画のない状況でございます。

しかしながら、この区間につきましては、児童生徒の通学路であり、またバス路線でもあるため、朝夕の通勤通学時には危険な状況であります。

そして、松山地区から市街地への生活道路として欠かせない道路であるということでございますので、昨年11月に県庁におきまして、土木部次長をはじめとしました各課長へ市の最重点路線として、強く早期事業採択を要望したところでございます。

今後も機会あるごとに要望いたしまして、早期採択へ、そしてまた実施へ努力してまいりたいと考えております。

○23番（福重彰史君） 市長、今言葉の中ではそういうふうに述べられましたけれどもですね、私はこの2工区については、1工区においてはですね、確かにそういう意気込みで取り組まれたと思うんですよ。2工区については、その意気込みが弱いのではないかと思うんですよ。これだって施政方針ですよ、23年、24年、一言も触れられてないんですよ、これ、一言も。あなた今「最重点路線」とおっしゃってる。「最優先道路として」とか言われますよね。23、24年一言も触れられておりません。これは実施計画が予定されていないからですね、言われなかったのかもしれないんですけども、それは予定されていなくてもですよ、今言われるようなそういう路線として考えてるのであればですよ、その方針の中でですよ、出てこなければおかしいと思うんですよ。それが、最優先、最重点ですよ。だから、位置付けされてなくても、そういうところには、どうしてもやっていくんだという意気込みというのは、施政方針の中で出てないとおかしいじゃないですか、どうですか。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

この路線につきましては、私も市長就任以来整備につきましては、特段に力を注いできたところ

ろでございます。その中で、先ほどもお話ししましたように、柳橋から弓場ヶ尾区間の1.4kmが完了できたということは、本当に有り難かったなというふうに思っているところでございますが、その残りの区間につきまして、2期工事になっているということについては、まことに私自身もそのことの認識が浅かったということでございまして、県におかれましては、県の財政状況が厳しいということで、新規の事業採択について、年々厳しい状況になってきているところでございます。

そのような中での事業採択というような働き掛けということになるわけでございますが、改めてこの路線は、最重要路線ということを認識しておりますので、このことについては、ほかの最重要路線と同様に要望は機会あるごとに重ねてまいりたいというふうに考えます。

○23番（福重彰史君） 市長、現にですよ、この塗木大隅線ですよ、塗木大隅線、継続地区、泰野がそうですよ。継続地区はもちろんでございますけれども、その新規地区での補助予算が付いたというふうに聞いております。これは大変喜ばしいことですよ。喜ばしいことでございますけれども、この1路線で2地区予算がついた。ところが志布志柿ノ木線の場合は、1か所も付いてないという現実があるんですよ。だから、私はこんなことを言ってるんですよ。だから、本当にあそこを今市長が申されるようにですね、そういうような路線として、本当に思ってるのであればですね、付きますよ、大体県というのは1路線に1か所というのを基準にしながらやっていくわけですが、その町で話ができれば、どこかを重点的にそちらの方に予算を持っていてもそれはできますよということも言われるわけですが、そういう中で、1路線で二つも予算が付いたところがあれば、この最重点路線と言いながら1か所も付いてないという現実もあるわけですよ。だから、そのことも十分ですね、市長、本当に考えながらですね、ぜひですね、できれば全線で800mですが、800mじゃなくてもいいわけですから、いいわけですから。とにかく、あそこに足を少しでも踏み入ると、いわゆる工事が着手、少しでもされるとということがですね、次への継続につながってくるわけですから、どうかこれまでも以上にですね、ひとつ強い形でですね、県にも要請をしていただきたいというふうに思います。

もう次に入ります。

次に、この市役所の松山支所前の歩道の拡幅整備についてでございます。ここは松山の中心地でございます。人や車の往来も非常に多い所でございますけれども、ところがこの支所前の県道の歩道は非常に狭まうございます。

泰野から新橋方面に向かう県道、歩道は自転車の乗り入れは可能でございまして、現に中学校、高校の自転車通学生が乗り入れ通行をいたしております。そういうことで、安全の確保がなされておるわけでございますけれども、この支所前におきましては、歩道の乗り入れができないということで、やむを得ず車道を走りざるを得ないというような状況でございまして、大変危険な状態でございます。ここの拡幅、整備というものについて、その考えはないかということでございます。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま御質問になられた歩道につきましては、松山小学校や松山中学校の児童生徒の通学路になっているだけでなく、バス停があるということから、高校生や一般の方も利用されております。

特に、朝の通学時間帯は、集団登校する児童やスクールバスを待つ生徒、通学途中の自転車や一般車両が最も多い時間であり、通行に支障を来している状況でございます。

議員の歩道を拡幅する整備についての御質問でございますが、現況を調査してみますと、松山支所の正面駐車場として48台分のスペースが確保されております。

また、県道側にはフェニックスやツツジなどの樹木のほかに、記念樹が1本、記念碑が3本ありまして、歩道拡幅となれば移転が必要となります。

よって、駐車台数の確保や記念碑、記念樹の関係者の御理解、御協力をいただきまして、そしてまた、県土木と協議をしてまいりたいというふうに思います。

○23番（福重彰史君） 市長、ここはですね、これまでもですよ、合併前も合併後もですよ、死亡事故が起きたり、あるいは大きな交通事故も多く発生しております。そういうような場所であるわけですから、この自転車通学生や、あるいは児童等、小学校の通学路になってますからですね、そういう歩行者を守る上でもですね、早期の取り組みが望まれるところです。今おっしゃるように、その記念樹が植えてあるからとか、駐車場は狭くなるからとか、そういうのはどうでも解決できる問題ですからですね。

しかも土地については、いわゆる市有地側になりますから、考えようによれば、市が予算さえ付けてくれればですね、もういつでもできる路線ですから、場所ですから、ひとつそのことについても積極的に対応方お願いを申し上げたいというふうに思います。

次に入ります。これ、もう最後ですけども、最後二つを一緒に行います。いいですか、市長。はい。

施政方針の中で、これまでもいろんな同僚議員が質問をいたしております。

あいさつ日本一の市役所を目指す、あるいはごみ拾い日本一の市長（GNS）というようなことでもございましたけれども、これ市長ですよ、憲法第15条に、あるいは地方公務員法の30条、これを見ればですよ、いわゆる公務員はですよ、全体の奉仕者でなければならないということは、規定されてるわけですからですね。だから、いわゆるそういうことから公僕というふうに言われるわけじゃないですか。だから、そういう中であいさつ日本一の市役所を目指すということですけども、当然その市民はもとよりですね、市外から来訪される方について、あいさつをするというのは、もう同僚議員からも出ましたけれども、当たり前のことですよ、こんなのは。その当たり前のことを、それをあえて日本一を目指すということですけども、そういうことよりも日頃からですよ、もう徹底してそういうような指導をされているのかという方がですね、むしろ私はそちらの方を聞きたいですよ。それがされてればですよ、もうこんなことは出てこないと思うんですよ。

いわゆる役所は、市民あつての役所じゃないですか、役所はですよ。その市民がいなければ、

役所は要らないわけですから。市民、国民の負担義務のおかげで職場があって、その見返りとして俸給をいただいている。そして、生活と暮らしができてるわけでしょう。そういうことからしてもですね、当然のことであって、当たり前のことを日本一と使うことはですね、私はいかがものかというふうに思います。そのことについてですね、お聞かせをいただきたいと思ひますし、これはもう市長の指導力だと思うんですよ、日頃からのですね、それが一つ。

それからもう一つ、「ごみ拾い日本一の市長」ということでございますけれども、今この市単位では資源化の日本一、志布志モデルとして国際貢献もやろうというそういうようないわゆる環境でブランドをとっていこうというようなまちであるわけですから、いわゆるそういうようなまちであれば、同僚議員からもありましたように、今ポイ捨て防止条例というのでも制定してるわけじゃないですか。それをもうちょっとですよ、しっかりとですよ、やっていくべきだと思うんですよ。松山を見てもですよ、一番不法投棄の多い所に看板一つないですよ。そういうところからまずやっていくべきじゃないかと、それをやるのが必然的にこういうのにつながってくるんじゃないか。何も市長がですよ、「ごみ拾い日本一の市長」というようなことをしなくても別にかまわないと思ひます、どうぞ。もうこれで最後です。時間がきましたから。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

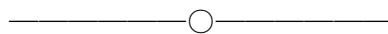
「あいさつ日本一」という市役所を目指すということにつきましては、議員御指摘のとおり、私自身は日頃からこのことについては、いつもいつも朝礼等で、そしてまた、議会からも御指摘があったたびにこのことについては指導をしてきていたところでございます。

しかし、なかなかですね、なかなかこの意識の改革が進まないということで、どういう形であれば本当に徹底するのかといった時に、改めてですね、市民の皆さん方にこういった形でお約束するということをするとなれば、すれば徹底が図れるんじゃないかなというふうに思ひ、今回このような形の施政方針としたところでございます。

そしてまた、「ごみ拾い日本一の市長」というものにつきましては、ポイ捨て防止条例がございします。このことにつきましても、ほかの地域とは違った形でポイ捨てに対して強化策がとられているところでございますが、なかなか現実的にはゼロにはならないということでございます。

ということで、これが本当にゼロになるまちを目指すために、私自身がこのような形で市民の皆さん方に感謝を申し上げながら、一緒に取り組むという姿勢をすれば、またまた理解を深めていただきまして、さらなる取り組みの徹底が図られると、そしてまた、それを見られる、そして感じられる市民の方々が、そういうった環境であるならば絶対ごみ捨てをしないとイケないよねというような意識の醸成が図られるのではなからうかという形で、今回の私のこういったGNSの市長というような形での施政方針としたところでございます。

〔福重彰史君「終わります」と呼ぶ〕



○議長（上村 環君） 以上で、福重彰史君の一般質問を終わります。

〔立山静幸君「議長、12番」と呼ぶ〕

○議長（上村 環君） 立山議員より発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。

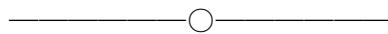
○12番（立山静幸君） 発言の訂正をお願いを申し上げます。

昨日の私の一般質問、農林漁業の振興についての質問において、「益田製麺」を「益田そうめん」と誤って発言をいたしました。誠に申し訳ございませんでした。訂正方をよろしく願いをいたします。

○議長（上村 環君） ただいま立山議員から昨日の会議における発言を訂正したいとの申し出がありました。

発言の訂正については、会議規則第67条の規定によって、議長の許可を得てすることになっています。

ただいまの立山議員からの発言訂正の申し出は、これを許可します。



○議長（上村 環君） 以上で本日の日程は終了しました。

28日までは、休会です。

29日は、午前10時から本会議を開きます。

本日はこれで散会します。

午後5時16分 散会

平成24年第1回志布志市議会定例会（第7号）

期日：平成24年3月29日（木曜日）午前10時25分

場所：志布志市議会議事堂

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第9号 志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について
- 日程第3 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第4 議案第12号 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第5 議案第14号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第6 議案第15号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第8 議案第19号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第9 議案第20号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第10 議案第21号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第26号 市道路線の廃止について
- 日程第12 議案第27号 市道路線の認定について
- 日程第13 議案第28号 市道路線の変更について
- 日程第14 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算
- 日程第15 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算
- 日程第16 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第17 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算
- 日程第18 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算
- 日程第19 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第20 議案第35号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算
- 日程第21 議案第36号 平成24年度志布志市水道事業会計予算
- 日程第22 議案第37号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第23 議案第38号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第24 議案第39号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第25 議案第40号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第26 議案第41号 損害賠償の額を定め、和解することについて
- 日程第27 議案第42号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第9号）
- 日程第28 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

日程第29 農業委員会委員の推薦

日程第30 閉会中の継続審査申し出について

(総務常任委員長)

日程第31 閉会中の継続調査申し出について

(総務常任委員長・文教厚生常任委員長・産業建設常任委員長・議会運営委員長)

追加日程第1 議案第43号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の
制定について

出席議員氏名（24名）

| | |
|--------------|--------------|
| 1 番 平 野 栄 作 | 2 番 下 平 晴 行 |
| 3 番 西江園 明 | 4 番 丸 山 一 |
| 5 番 玉 垣 大二郎 | 6 番 坂 元 修一郎 |
| 7 番 鶴 迫 京 子 | 8 番 藤 後 昇 一 |
| 9 番 毛 野 了 | 10 番 立 平 利 男 |
| 11 番 本 田 孝 志 | 12 番 立 山 静 幸 |
| 13 番 小 野 広 嗣 | 14 番 長 岡 耕 二 |
| 15 番 金 子 光 博 | 16 番 林 勇 作 |
| 17 番 岩 根 賢 二 | 18 番 東 宏 二 |
| 19 番 小 園 義 行 | 20 番 上 村 環 |
| 21 番 鬼 塚 弘 文 | 22 番 丸 崎 幹 男 |
| 23 番 福 重 彰 史 | 24 番 野 村 公 一 |

欠席議員氏名（0名）

地方自治法第121条の規定により出席した者の職・氏名

| | |
|-------------------|--------------------|
| 市 長 本 田 修 一 | 副 市 長 清 藤 修 |
| 教 育 長 坪 田 勝 秀 | 総 務 課 長 溝 口 猛 |
| 情報管理課長 徳 満 裕 幸 | 企画政策課長 武 石 裕 二 |
| 財 務 課 長 野 村 不 二 生 | 港湾商工課長 萩 本 昌 一 郎 |
| 市民環境課長 竹之内 宏 史 | 税 務 課 長 小 辻 一 海 |
| 福 祉 課 長 木 屋 成 久 | 保 健 課 長 若 松 光 正 |
| 農 政 課 長 上 原 登 | 耕地林務水産課長 井 手 佐 喜 雄 |
| 畜 産 課 長 山 田 勝 大 | 建 設 課 長 中 迫 哲 郎 |
| 松山支所長 溝 口 敏 久 | 志布志支所長 外 山 文 弘 |
| 水 道 課 長 木 佐 貫 一 也 | 会 計 管 理 者 中 崎 秀 博 |
| 農業委員会事務局長 堀 苑 智 之 | 教育総務課長 津 曲 兼 隆 |
| 学校教育課長 金 久 三 男 | 生涯学習課長 米 元 史 郎 |

議会議務局職員出席者

| | |
|-----------------|-----------------|
| 事 務 局 長 今 井 善 文 | 次長兼議事係長 仮 重 良 一 |
| 調査管理係長 坂 元 正 知 | 議 事 係 武 田 賢 一 郎 |

午前10時25分 開議

○議長（上村 環君） これから本日の会議を開きます。

○
日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上村 環君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第83条の規定により、立山静幸君と小野広嗣君を指名いたします。

○議長（上村 環君） 市長より発言の申し出がありましたので、発言を許可します。

○市長（本田修一君） 小園議員の一般質問の答弁におきまして、事実と異なった答弁をいたしましたので、訂正お願いいたします。

介護保険計画策定委員会において、滞納の現状等を明らかにし、議論されたのかといった趣旨の御質問に対しまして、「お話していただいた内容につきましては、当然策定委員会でも議論しまして、このような形での提案ということになっているところですよ」と御答弁いたしましたが、策定委員会には、介護保険料全体の徴収率と、所得段階ごとの引き上げ額、対象被保険者数等を示し御議論いただきましたが、滞納状況は説明していなかったということでございました。

また、関係課で基礎資料のやり取りは行っておりましたが、策定委員会の委員への滞納状況についての説明について、十分な部内協議がなされていなかったということでございました。

確認をせず、事実と異なった答弁をいたしまして、御迷惑をお掛けいたしましたことを陳謝いたします。誠に申し訳ございませんでした。

○
日程第2 議案第9号 志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第2、議案第9号、志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第9号、志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から総務課長及び港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案は公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律の規定に基づき、公益的法人等へ職員を派遣する場合の派遣職員の範囲、派遣先との勤務条件の取り決め、派遣職員の給与に関する事、復帰後の職員の任用・給与等の処遇、特定法人の業務に従事した職員の復帰に関する事、特定法人の業務に従事した職員の復帰後の任用や給与等の処遇等について必要な事項を整備するものであるとの説明の後、さらに、上位法について次の

ような説明を受けました。

派遣の制度は、公益的法人と営利法人とに分かれており、公益的法人への派遣は身分を有したままの派遣、営利法人はいったん退職の上での派遣となる。

派遣前の手続きとして、対象法人と業務内容等について取り決めを結び、職員に取り決めの内容を明示し、公益的法人への派遣は職員の同意を取る。営利法人への派遣は、任命権者の要請に応じ職員が退職する。

派遣期間は3年以内、公益的法人への派遣は5年まで延長可能である。

給与は、公益的法人等の派遣については、委託業務や共同業務に従事する場合は市から支給できる。特定法人への派遣については、いったん退職の上派遣することになることから、給与は派遣先の特定法人が支払うことになる。

復職については、広域的法人の場合は復職、営利法人等へは、採用という形になる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市から派遣した職員の身分の確保についてただしたところ、任命権者が派遣職員の身分確保の意味で、派遣先に指導・監督できるとなっているとの答弁でありました。

職員派遣ではなく、団体が民間人を採用して、職員が指導していく形でよいのではないかとただしたところ、観光特産品協会は市の観光振興の中核組織であり、そこに行政から職員を派遣する形をとり、市民と観光事業者との連携をお願いしたい。組織の体制強化を図り、将来的には民間から登用して、職員を派遣しなくてもよい体制にしたいとの答弁でありました。

職員適正化計画で職員は減るのに派遣して大丈夫かとただしたところ、市の全体的な政策の中で重点施策の部分には職員を手当てしていくことになるが、組織の見直し等で対応していきたいとの答弁でありました。

他の団体から派遣の要請があったらどうするのかとただしたところ、公益的団体であっても規則で定められた団体に限って派遣することになり、あくまでも「市が必要とする」場合に限られるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第9号、志布志市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○3番（西江園 明君） 反対の立場で討論申し上げます。

今委員長の報告にもございましたけれども、職員は適正化計画の中で確実に減っていく、減少をして、とてもではないがほかの外部に派遣するような余裕はないと思います。

そして、今日も先ほどの全員協議会の中でも農政課の事務が遅れて市長の首長の給与を減額するような説明はありました。

現に職員があれば、そのような農政課のような事態もなかったのではないかと思います。そういう事態を一方では生じながら、外に派遣するというような余裕があるとはとてもじゃないけど理解できません。

そして、どの程度の身分の職員が派遣されるか分かりませんが、とてもじゃないけどこの業務が1年間その職員に、ここにいるような業務があるというふうには思えないんです。疑問であります。

それから、先ほども先般の同僚議員の一般質問の中でも市長は、港湾商工課が全面的にバックアップしてやるんだというような体制で臨むというふうに答弁をされてましたけれども、それだったらやっぱし、ここに事務分掌がございませうけれども、港湾商工課の事務分掌、観光物産係、観光及び物産（特産品を含む）の開発振興に関するということであるですよ。もしこれができなかつたら、ここに1行、観光特産品、名称は、に関する一行加えれば済むことなのに、何で職員まで派遣して、今の事務分掌の中でもできるんじゃないか、あるいはそこに一行加えれば対応できるんじゃないかと私は思うんですよ。

そして、そこに一人職員を派遣してどういうふうな効果というのは疑問を思います。

そして、今派遣しようとしている組織が二つの組織が一緒になったところで、非常にうまくいっているというふうには、まだ組織も先ほどの説明でも市長も場所もどこもまだ決まらんような状況の中で、そして、この組織も二つが一緒になったところで、何かやっと会長が決まったとか決まらんとかという話を聞くぐらいの状況です。

そして、理事の人も脱退があったとか、いろいろ組織もまだ固まってない所に派遣する、私は職員はかわいそうだと思います。

そして、何人かの理事の人にも聞いてみましたけれども、いつまでも補助金に頼っている時代じゃないと、自主運営をすべきだというふうに思っていると、そういう中で補助金を上積みするような果たして職員をするという市のやり方というのが、相手方の組織の中からも理解をされてのことかというふうには、私は疑問を持っています。向こうの人も、そういう職員を派遣してくださいというふうには、正式に決まったとかうんぬんという疑問を持ちながらのようなことです。

ですから、そういう組織がちゃんとした確立されて、実際運営をされている中で、どうしても行政の手助けがほしいという組織だったら分かるんですけど、まだ発足するかせんかという段階です。私は今回のこの提案については職員の身分を含めてかわいそうだと思います。

そして、とてもじゃないけど余裕はないはずですよということで、反対をいたしますので皆さんの御同意をよろしくお願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第9号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第9号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第3 議案第11号 志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第3、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から総務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案は分団の統合を円滑に行うため、分団が統合した場合における報酬の額の特例措置を講じるもので、統合前の分団長が、統合後に副分団長になった場合の報酬を最初の任期中に限り、分団長と同額の10万7,200円とするものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、報酬額の内容と、対象者の人数についてただしたところ、分団長の報酬年額は、10万7,200円で副分団長の報酬年額は、6万3,000円である。対象者は2名である、との答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第11号、志布志市消防団条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第11号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第4 議案第12号 志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第4、議案第12号、志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第12号、志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から財務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、本案は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律における、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の一部改正に伴い、地方公共団体の国等に対する寄附制限を廃止する措置が講じられたため、財産の譲与や無償貸付け等の対象に「国」を加えるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市の土地を国に提供できるようになるとのことだが、逆に国の土地を市に提供という形ができるのかただしたところ、あくまでも市が市有地を提供して国の機関等に来てもらうという形であり、逆のケースは想定していないとの答弁でありました。

直近で市が想定しているものがあるのかとただしたところ、今のところ想定はしていないとの答弁でありました。

国が相談窓口を設けているが、市として企画政策課等と協議して取り組むべきではないかとただしたところ、情報を早めにキャッチして取り組んでいきたいと考えているとの答弁でありまし

た。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第12号、志布志市財産の交換、譲与、無償貸付け等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

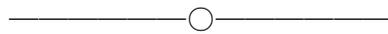
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第12号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第5 議案第14号 志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第5、議案第14号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第14号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員全員出席の下、執行部から税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、たばこ税のうち、県たばこ税の一部を市のたばこ税に移譲するもので、条例の第95条で市のたばこ税率が1,000本につき644円の増額、附則の第16条の2で1,000本につき305円の増額になり、たばこの値段そのものが上がるものではない。

また、附則の第24条で防災のための財源確保の観点から、法の制定に伴い、平成26年度から平成35年度まで、各年度分の個人市民税の均等割の税率は規定する額に500円を加えた額とするもの

である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、たばこ税の税収はこの改正によりどうなるのかとただしたところ、約2,500万円の増額を見込んでいるとの答弁でありました。

個人市民税の均等割の増額に伴う税収と、その用途についてただしたところ、対象者が約1万3,000人で、平成23年度と比較して約650万円の増収となる見込みである。

なお、増収分は東日本大震災の復興に充てるのではなく、各市町村の防災施策のために使うことになるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第14号、志布志市税条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

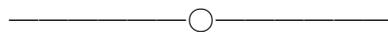
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第14号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第6 議案第15号 志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第6、議案第15号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第15号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生

常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の改正は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備における廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、一般廃棄物処理計画の公表の義務を努力義務とする措置が講じられたため、一般廃棄物処理計画の公表に関する規定を改めるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、内容は全く変わらない中で、努力義務が課されたということで、告示ということも公表ということにとれるが、それをしなければいけなかったのはなぜかとただしところ、今回上位法の改正があり第6条中の第5項の中に新たに一般廃棄物処理計画についての改正案がある。「市町村は、これを定めこれを変更したときは遅滞なくこれを公表しなければならない」ということで現在も公表しているが、これを告示行為に置き換えて公表するということであり、市においては今と現状は全然変わらないとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第15号、志布志市廃棄物の適正処理、減量化及び資源化等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

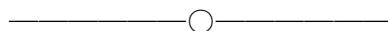
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第15号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第7 議案第17号 志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第7、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の

制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から保健課長、税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、平成24年度から26年度までの高齢者保健福祉計画及び第5期介護保険事業計画の策定に当たり3年間の標準給付費見込み、これをもとに第5期の第1号被保険者の保険料基準額及び保険料率を定めるものである。

保険料収納額必要額の見込みは、標準給付費見込額、地域支援事業費から第1号被保険者負担分相当額を求め、調整交付金見込み額、県財政安定化基金取崩し交付額等の財源補てんを差し引き、財政安定化基金償還金を加え、保険料収納必要額を算出している。これに、予定保険収納率を考慮し、3年間の第1号被保険者や所得段階別加入者の割合等の推計値により求めたものが、第5期第1号被保険者の保険料である。第4段階部分が基準額で保険料月額5,760円である。現在の月額4,544円から、月額1,216円の引き上げとなった。

保険料率については、現行では介護保険法施行令第38条に定める標準割合の6段階としていたが、所得の低い方への保険料負担の軽減及び負担能力があると判断される方へ更に負担を求めることとするため、保険料を8段階とし、多段階化を行った。3年に一度の保険料の改定で、今回、全国平均20%を超える引き上げが予想されており、県内でも比較的保険料の高い保険者では24%から30%程度の引き上げとなっている。本市も4段階の基準額で26.76%の引き上げになるところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市民の生活がどうかという視点での関係課との協議があったのか。国保の引き上げのときと変わらない状況ではないかとただしたところ、税務課としては保健課より介護保険計画策定委員会等で協議された結果の報告のみで、協議はなされなかったとの答弁がありました。

必要な経費であるので負担をいただく、施設が整備され介護の質は上げなければならない状況でやむを得ないが、対策はなかったのかとただしたところ、策定委員会に給付費の見込みで算定した結果を提案し、そのような財政状況であれば市民の方々の負担は大変大きい、やむを得ないという結論に達した。また、保険料の三原則という中で一般財源からの繰り入れが常態化しないように県に財政安定化基金を設けている。

また、保険料の減免分では一般会計から繰り入れによる補てんは不相当であるとのことである。全国の1,587団体のうち50団体、全体の3.2%の減免を実施しているが、ほとんどの保険者がこれ

を遵守している状況であって、県内での実施はないとの答弁でありました。

1号の方々の滞納の状況が317人で1,426万5,668円という状況であるが、引き上げするにあたり、こういったことに対するの考慮が、実際に検討をどこでされて提案となったのかとただしたところ、策定委員会を6回開き、その中で介護保険料の案ができた時、委員の方々に全体の徴収率を含め内容の説明をして審議してもらった。詳しい滞納状況については、お知らせしていない。全体の介護給付費等の中から段階層ごとの負担を説明する中で、いたし方ないという判断をされたところであるとの答弁でありました。

県は、今回の5期の計画策定において、財政安定化基金を幾ら取り崩したのかとただしたところ、県が示した平成23年度基金残高見込み額59億9,968万4,207円のうち、約36億9,000万円取り崩しているとの答弁でありました。

財政安定化基金は、もともと市町村の1号被保険者が納めた保険料である。もっと取り崩すべきであるが、県へは何も言わなかったのかとただしたところ、県からは正式な内示額はなく、試算でこのまま交付になるとの通知のみであった。県は24年度執行予算となるもので議会の決定がないと確定は出せないということであった。取り崩しのパーセントは61.5%であるとの答弁でありました。

三原則に捉われず一般財源の投入を行っているところはある。今の4期でも滞納状況が発生するわけで、徴収が困難なところに更に引き上げとなるので、一般の法定外からの繰り入れをするそのような姿勢を示してほしかったが、そのような考えはなかったのかとただしたところ、法定外の繰り入れについては、課内での協議を行ったが、県内の状況、全国でもそう多くない状況の中では厳しいとの結果となった。

国民健康保険では、毎年度お願いしている状況ではあるが、介護保険では、5期で激変緩和措置があっても、次の6期の保険料を定めるときに上げ幅を検討しなければならない状況が出てくるものと予想される場所であるとの答弁でありました。

現在の介護保険料の滞納人数と金額はとただしたところ、特別徴収において未済額はなし。普通徴収では、1段階に15人、2段階に111人、3段階に39人、4段階に65人、5段階に72人、6段階に15人、全体で317人、普通徴収者1,406人の23%である。滞納額の総額として、1,426万5,000円程度であるとの答弁でありました。

現在、介護保険の認定を受けている人の施設の入所待機者数はとただしたところ、待機者数は5期で279人となっており、4期の計画時点では237人であったとの答弁でありました。

今回の引き上げによって、志布志市の保険料の県での位置はとただしたところ、保険料については、2月20日での県内19市では、志布志市が上昇率で26.76%、金額で5,760円であるが、薩摩川内市が4,500円から5,800円に、1,300円の引き上げで上昇率28.89%、いちき串木野市が4,975円から6,150円に1,175円の引き上げで、上昇率23.62%、鹿屋市が4,600円から5,990円に、1,390円の引き上げで上昇率30.22%である。曾於市が上昇率で15.44%となっている。肝付町が4,200

円から5,500円で1,300円の引き上げで、上昇率が30.95%である。第4期の保険料額が県内19市で高い方から4番目であったが、今回も県内19市の中で4番目に高いところであるとの答弁でありました。

市民からの問い合わせに十分に回答すべきと考える。また、このような重要な引き上げにつながるについては協議する機関を設けて職員が同じ気持ちになって行うべきではないかとただしたところ、税務課との協議が足りなかったことについては反省している。この条例改正が可決されたら、納付していただく被保険者の方々に直接話をしなければならないと考えている。集落等での説明会なりを実施して御理解、御協力をいただくよう説明に努めたいと考えているとの答弁でありました。

今後、介護保険料を引き上げたことについて、どうやって市民に周知していくかとただしたところ、住民の方々への説明については、それぞれの自治会ごとでの説明を考えている。特定健診の受診率向上の報償金等も併せての説明会を職員に対して分かりやすい資料をつくって、それに基づく説明をしてもらう考えでいるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁を踏まえ、この案件については、市長への総括質疑が必要であるとの結論に至りました。

総括質疑における主な内容は、次のとおりであります。

この議案の審議において、保健課、税務課同席の中、本会議での一般質問で「庁舎内できちんとした対応がされての提案になっているのか」という質問に対し、「ちゃんとやっている」との答弁であった。本日、再度委員会で質疑したところ、「しておりません」との答弁であったが、議会に対してその場だけ終わればいいのかという想いを持っているのではないかと思った。事実はどうだったのかとただしたところ、私自身は議場のやり取りの中で、この件については答弁として「当然協議してあるもの」という思い込みで、担当課からの報告を受けずに答弁したところであり、発言を撤回して陳謝したいとの答弁でありました。

議会で議員も真剣である。当局も当然真剣に受けとめて、答弁は事実に基づいた形での答弁でないと、いろんな混乱を引き起こすわけで、議会に臨むにきちんとした対応をされ、議会軽視になるようなことは慎むべきではとただしたところ、御指摘のとおり、私自身も一言一言言葉を選んで答弁している。私自身が認知しないことについては、職員に確認しながら答弁をしている。今回は、その確認が十分されないまま答弁したことについては、誠に申し訳なく思っているとの答弁でありました。

条例と予算の審議の中で、財政安定化基金を3,000万円借りた。また、5期が平均26%を超える値上げ幅ということで、市民生活を考えた場合、果たしてこれでいいのかという疑念を持っているがとただしたところ、市民の方々に大きな負担を強いる内容になっていると感じている。この新しい期の計画については、前期の実績を考慮し保険料を定めることとなっているが、私どもの地域は非常に介護サービスが充実していることもあり、そのような改定額になったところである。

その中で、保険料については、県内で4番目の高レベルになっているということも市民の方々

に十分話をしながら、新しい期の保険制度については、説明を申し上げたいと思うところであるとの答弁であった。

値上げ幅が非常に大きいということで、市長として何らかの対策はできなかったのか。担当部署をはじめ全庁をあげて議論すべきでなかったのかとただしたところ、新しく計画を定める際に、策定委員会で事前に協議をしていただくことになるが、この場に関係する税務、福祉というところも連携して説明を申し上げながら御理解していただく場をつくるべきだと反省している。

そういった関係する部署全員が共通意識を持っていながら、今後の対応については当たっていただきたいと思っている、との答弁であった。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、この案件について保健課をはじめ、関係課との十分な庁内での議論がされていない。また、高齢者の実態がつかめてない。さらには26.76%の引き上げとなっているが、法定外の繰り入れをして高齢者の方々の生活を守っていくべきである。

年金も目減りするものが明確である状況の中で、今回の条例改正については、認められない立場であり、反対の討論とする。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） これから団塊世代を迎えて、より一層の保険料が要求されるようになりますが、特に食生活など運動、そういう生活習慣病のいわゆる予防医療、これが要求されるわけでありませぬ。

そういう中で、志布志市は保健師が13名おります。この保健師のいわゆる業務内容、事務的業務なのか、そういう外に出て、そういう医療予防の業務が実際されているのかどうか、ある市では、やはりこの予防をすることによって、医療費が相当減額されているというところもあります。そういう保健師の在り方の議論はされたのかどうかですね、そこをお伺いしたいと思います。

○議長（上村 環君） 文教厚生常任委員長、すぐ答弁できますか。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいまの2番の議員の方に対して、お答えしますが、そのような審議はいたしております。いたしておりますが、何せいろいろと項目がたくさんございましてですね、ここに全部の控えなんかは、議事録等も全部持っているんですが、今のところちょっと探しておりますけれども、どうしましうかね、後もって。

[何事か呼ぶ者あり]

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ありました。審議はいたしました。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○7番（鶴迫京子君） 反対の立場で討論いたします。

今回、この介護保険料の値上げ率が26.76%ということで、県内4番目の値上げ率アップということでもあります。

第5期介護保険事業計画策定委員会においても、委員の中に介護保険税の滞納者リストなど、そういう説明資料が不備していて、そのことも示されず普通徴収者の滞納者317人という中、普通徴収者の23%であるということでもあります。

そういう本市の介護保険税の滞納率ということの内容も示されない状況、実態が分からないままに協議検討をされ決定されたという策定委員会の介護料、この条例のことに對する協議であったと思います。果たして、策定委員会の皆様が正しく公平公正な判断ができたとは到底思われません。

また、本市の3年間の事業計画の中では、1施設整備計画はなかったというところ、県に直接申請があったということで、また当局もこのことを県に申し出たということも分かりました。何のために事業計画があるのかということで、甚だ疑問であります。

また、一方から言いますと、反対にその計画自体が甘かったということにはなりかねませんでしょうか。

待機者が大変いる中でニーズがあるから増床を県に申請されて増床という結果になったのだと思います。その現実もまた大変重要なことではないかと思えます。

そしてまた、介護保険料を3年前に見直さなかったのが、今回このような大幅な値上げ率になるということでありました。法定外繰り入れをするということの対策をとれなかったということで、そういうことも内々でいろいろ議論されたみたいですが、果たしてそのことが真剣に議論されたのか、議論もいろいろあります。協議もいろいろあると思えます。真剣にされたのかということをお願いいたします。

そして、本市の1人当たりの平均所得が200万に満たるか満たないかというような本市の暮らしの状況の中、市長の施政方針でいつもおっしゃる、市民の目線に立った市民の生活を第一に考えて、いろいろなことに慎重審議して行って、志布志市のまちづくりに寄与したいという思いでいつも述べられます。このことを考えた時、果たしてそのようなことがなされたのか、その結果こういう保険率アップになっているのか。慎重審議された結果だったら反対はいたしません。現状というのも分かりますので、いろいろ。だけど、ここの議論の過程が果たしてどうだったのかということをお聞きしたところ、100%しっかり審議されたという感触を得ませんでした。

よって、このことを考えた時、反対せざるを得ません。ですので、この条例の制定については反対の立場で反対いたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○19番（小園義行君） 議案17号について、基本的に反対の立場で討論をしたいと思えます。

今回の介護保険5期の保険料の引き上げが、第4段階で26.76%、4期との月額比較で1,216円です。月額1万4,592円、そして低所得者の負担軽減という立場で、6段階であったものを8段階にするということで、8段階の方々は43.66%、月額2,976円4期と比較した時にあります。月額3万5,712円、これだけの大幅な引き上げであります。

こうしたものは高齢者の方々、1号被保険者の方々が抱えている現状をしっかりと把握された中で私はされるべきではなかろうかというふうに思います。ところが、一般質問を通じて、また、委員会の審議の中で、そうした1号被保険者の実態がどういうことなのかということが策定委員会等を含めてきちんとした情報の提供がない中で、議論がされてここに至っているというのが一般質問、委員会の中で明らかになりました。

この議会の冒頭に、市長が陳謝をされましたけれども、まさに提案をするに至らない状況の中での提案だったということは明白であります。これでは、保険料を納めていただく高齢者の方々は大変不幸であります。

私は、こうしたことがないように、それぞれ市長が施政方針でも述べられております。市民の皆様が安心安全でいきいきと暮らし、市民が主役の市民のための市民に開かれた、そして市民の目線に立った行政を基本とする、このことに施政方針述べられていますが、現状はそういう状況になってないというのが明らかであります。

滞納の状況については、先ほど委員長報告、また今の討論でもありましたように、大変普通徴収の方々、重い負担の中で納められないというのが現状になっております。

私は、こうした時に法定外の繰り入れをやる、そういったこと等を含めて、しっかりと負担を和らげていく立場が必要ではなかろうかと思えます。

このことについては、これまでも国が示している三原則、それについては国会のやり取りや、介護保険法がそのことを一切駄目だというふうに言っている法律ではありません。真に本市の本田市長が志布志市を日本一の住みよいまちづくりをしたいという思いがあるのであれば、そうした法定外の繰り入れをして、しっかりと守ってやる、そういう立場が必要ではないでしょうか。

現に下水道会計には、年間1億5,000万円からの繰り入れを毎年やって、加入されてる方々の負担の割合を和らかくしております。私は、そうしたことを考える時に、今回のこの条例改正についてもしっかりとこの庁舎内で、それぞれ関係する部署だけではなく、ここにおられるスタッフの皆さんが一緒になってその思いに添えていく。そして、市長が目指している安心して市民の目線に立った行政をやっていく、そういう立場でしっかりと議論をした上で、高齢者の方々の負担を和らげていく、そういうことがなぜ議論としてされなかったのかなと、思いがあります。

ぜひそうした意味では、この介護保険条例の改正については、今一度考え直して、しっかりとしたものが提案される。そのことを期待をして、私は反対という立場で討論としたいと思います。

議員の皆さん方の賛同をよろしくお願いを申し上げます。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第17号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第17号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第8 議案第19号 志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第8、議案第19号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第19号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、これまで公営住宅法の入居者資格では、単身での入居は高齢者や障がい者などに限られていたが、今回の国の改定により、だれでも入居できるようになること。また、地方公共団体は、入居者資格の同居親族要件を地域の実情に合わせ主体的に判断し、条例等で規定することとなった。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、今回の改定による単身入居と同居親族の捉え方について、詳細な説明をとただしたところ、単身世帯の入居については、単身者であっても入居はできるが、単身者が入居できる住宅の規格が、部屋の面積や部屋数により規定され、対象戸数は限定される。

また、同居者の要件については、婚約者や事実婚の者も含む、親族に限定されることとした。このことは、県の公営住宅も同じ取り扱いであり、本市には数多くの県営住宅もあることから、県との整合性もとったところであるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第19号、志布志市営住宅条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第19号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第9 議案第20号 志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第9、議案第20号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第20号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、今回の条例改正は、上位法であります社会教育法が、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」における一部改正に伴って、公民館運営審議会の委員の委嘱の基準が、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公民館の運営は地域の条例公民館でいろいろなことをされているが、公民館の運営審議会はすべての条例公民館がこうあるべきかを議論されていると思うが、何回程度で開催かとただしたところ、審議会の組織は公民館の方々もいる。小・中・高・子供会・PTA・文化協会・体育協会・女性団体・生涯学習推進委員・高齢者学級・青年団の代表、それから学識経験者ということで3名、そのような意味からも各界の立場から公民館の在り方について審議いただいている。開催回数は年2回であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第20号、志布志市公民館条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

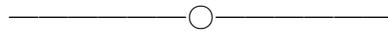
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第20号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第20号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第10 議案第21号 志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第10、議案第21号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第21号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から生涯学習課長ほか担当職員の出席を求め、審査をいたしました。

執行部の説明によりますと、今回の条例改正の要点は、この図書館条例の上位法である図書館法が、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」における図書館法の一部改正に伴い、図書館協議会の委員の任命の基準が、文部科学省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとする措置が講じられたものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、文部科学省令が定める基準というのを参酌ということだが、どのよ

うな基準かとただしたところ、委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準を定める省令が平成23年12月1日付けで、文部科学省から発行されているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第21号、志布志市立図書館条例の一部を改正する条例の制定については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

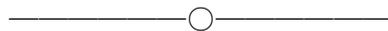
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第21号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第21号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第11 議案第26号 市道路線の廃止について

○議長（上村 環君） 日程第11、議案第26号、市道路線の廃止についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっております議案第26号、市道路線の廃止について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、審査に資するため、「曲瀬線」の現地調査を行い、3月15日、委員7名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、「議案第27号」で提案している「中島・中村線及び大段線」の認定に当たり、農道の起点側で接続する曲瀬線を連続して認定する必要があるため、いったん廃止して路線番号、起点・終点の位置等の整理を行うものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、特に主だった質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第26号、市道路線の廃止について

は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

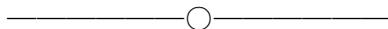
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第26号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第26号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第12 議案第27号 市道路線の認定について

○議長（上村 環君） 日程第12、議案第27号、市道路線の認定についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第27号、市道路線の認定について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、審査に資するため、「中島・中村線」及び「大段線」の現地調査を行い、3月15日、委員7名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、過疎基幹農道整備事業により整備された路線と、議案第26号で廃止した曲瀬線を連続した路線として「中島・中村線」及び同路線に接続する「大段線」の2路線を新たに市道として認定するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、中島跨道橋付近の用地買収はどうだったのかとただしたところ、現在の中島跨道橋付近の迂回路は、都城志布志道路の整備に伴う橋りょうをつくるための仮設道路である。したがって、都城志布志道路の敷地内で仮設道路をつくったということであり、中島跨道橋部分での買収はないとの答弁でありました。

また、今回の市道の廃止、認定等による交付金の影響はどうなるのかとただしたところ、今回

の認定、廃止、区域の変更に伴う道路の延長は、3.335キロが追加され、面積としては29平方キロメートルが追加される。

交付税の算定については、まだ確定ではないが、24年度の交付税の算定案では、おおよそ300万円程度は増額として見込まれる。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく採決の結果、議案第27号、市道路線の認定については、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

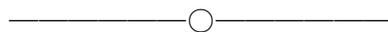
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第27号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第27号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第13 議案第28号 市道路線の変更について

○議長（上村 環君） 日程第13、議案第28号、市道路線の変更についてを議題とします。

本件は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっております議案第28号、市道路線の変更について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を報告申し上げます。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、本議案は議案第27号の認定に伴う道路台帳の整備や市道の改良で路線名、起点、終点等の整理が生じたことにより、変更するものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りましたが、質疑はありませんでした。

次に、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第28号、市道路線の変更について

は、全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第28号に対する所管委員長の報告は、可決であります。本件は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第28号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、昼食のため休憩いたします。

—————○—————

午前11時58分 休憩

午後1時00分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第14 議案第29号 平成24年度志布志市一般会計予算

○議長（上村 環君） 日程第14、議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算を議題とします。

本案は、それぞれの所管の常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

まず、17番、岩根賢二総務常任委員長。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、審査に資するため、新若浜地区国際コンテナターミナル、旧松波住宅解体業務委託事業地、競艇場外発売場オラレ志布志、サンポートしぶしアピ

ア、志布志市特産品販売所港湾通り、志布志市総合観光案内所、志布志小学校隣のまちあるき観光拠点整備事業地の現地調査を実施し、3月14、15、16日の3日間にわたり、執行部から担当課長・局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

なお、委員の出席は、3月14日、15日、16日の3日間ともに委員全員出席であります。16日の午後は7名の出席でありました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、財務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、平成24年度一般会計当初予算の総体のうち、債務負担行為は9件分で限度額を総額で2億8,687万9,000円としている。

地方債は、限度額を総額で15億7,710万円としており、主なものは一般単独事業3億9,500万円のうち、合併特例事業を3億4,540万円、過疎対策事業を3億1,410万円、臨時財政対策債を6億6,000万円計上している。

財務課関係分として、歳入の主なものは、地方特例交付金は、対前年度3,900万円減額の600万円を計上しており、これは住宅借入金等特別税額控除分のみである。

地方交付税のうち、普通交付税は、平成23年度の決算見込み額の97%で算定分と、公債費の増額分の70%を交付税措置の増額算定と見込み、合わせて69億円を、また特別交付税についても、平成23年度の決算見込み額の97%で算定して、5億5,300万円を見込み、合計で対前年度4,600万円増額の74億5,300万円を計上している。

なお、前年度より増となっているのは、地方交付税の算定方法の見直しの一環として、交付税総額における特別交付税の割合を6%から4%に引き下げ、普通交付税へ移行する計画であったが、東日本大震災の関係から見直しが3年先延ばしになり、割合が6%のままであることからである。

財産収入のうち利子及び配当金は、財務課所管の基金分を651万6,000円計上。繰入金のうち財政調整基金繰入金は、財源調整のため3億282万8,000円を、減債基金繰入金は、繰上償還及び財源対策債等の償還に充てるため、4,525万4,000円を、施設整備事業基金繰入金は、小中学校施設整備、公営住宅ストック改善事業等の事業費に充てるため1億5,043万5,000円を、また、地域づくり推進基金繰入金は、4,147万7,000円をそれぞれ繰り入れている。市債は、15億7,710万円計上している。

歳出の主なものは、総務費、一般管理費の需用費のうち燃料費、修繕料、また役務費は、これまで各課で所管していた公用車のうち、特殊車両等の専用車を除いて、平成24年度から財務課、地域振興課で公用車の集中管理を実施する関係から、各課で計上していた予算を集約したため、前年度に対して増額となっている。

備品購入費は、公用車の更新等142万円を計上している。財産管理費のうち委託料では、志布志支所庁舎2階窓口課フロアの空調設備改修で、設計・監理委託料を250万円計上。工事請負費は志布志支所庁舎2階窓口課フロアの空調設備改修工事に2,200万円、松山支所無停電電源装置交換事

業に320万円をそれぞれ計上している。

また、旧八野小学校の所管替えに伴い、その維持管理に要する経費を賃金など合わせて108万7,000円計上している。

衛生費、保健衛生総務費の負担金補助及び交付金は、水道事業会計への補助として、5,676万円を計上している。

公債費は、25億7,727万円を計上。なお、地方債の平成24年度末現在高は、239億3,096万4,000円となる見込みである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公用車の更新基準についてただしたところ、軽自動車は10年で走行距離10万キロ、普通車は15年で走行距離15万キロ、との答弁でありました。

志布志支所の空調設備更新事業についてただしたところ、現在の設備は、旧ダグリ荘の建て替えのときに中古品を移設したもので、19年から23年経過していたものを更新する。工事時期は秋口を予定している、との答弁でありました。

地方特例交付金の減額についてただしたところ、年少控除が廃止され減額になったが、その分市民税が増えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、港湾商工課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、県支出金、商工費県補助金の1,438万6,000円は、緊急雇用創出事業臨時特例基金事業1,039万4,000円と、消費生活相談業務の機能強化に取り組むための地方消費者行政活性化基金事業399万2,000円である。

繰入金の蓬の郷振興基金繰入金250万円は、蓬の郷の施設整備や備品購入に充当するものである。

雑入で競艇場外発売場オラレ収入金を3,000万円計上している。

歳出の主なものは、商工総務費の積立金は、蓬の郷振興基金から生ずる利子の積立金5万円と、競艇場外発売場オラレ収入金からオラレまちづくり基金への積立金1,800万1,000円を計上。繰出金8,872万6,000円は、国民宿舎特別会計へ繰り出し、国民宿舎ボルベリアダグリの起債償還へ充当するものである。

商工業振興費の委託料は、新グルメメニューの開発や、市内飲食店への普及・拡大・PR活動を市商工会に委託する300万円が主なものであり、財源は県の緊急雇用創出事業臨時特例基金事業を充当している。

使用料及び賃借料の主なものは、オラレ志布志設置に対するまちづくり公社への施設借上料1,200万円である。

負担金補助及び交付金は、緊急商工業資金利子補給金交付事業として900万円、企業立地促進事業として1,602万円、商工業振興対策事業として、1,282万5,000円などを計上している。

観光費は、大がかりな観光施設改修工事や観光振興計画策定事業が終了したこと等により、前年度と比較して減額の予算となっている。

委託料の主なものとして、施設管理業務委託料477万8,000円は、ダグリ公園きずなの森景観整備事業や宝満寺公園管理業務分などを、指定管理料は蓬の郷786万円と、ダグリ公園1,300万円分を、更に観光特産品協会に委託予定の総合観光案内事業1,196万3,000円と、志布志の魅力大キャンペーン事業766万8,000円を計上している。

公有財産購入費は、まちあるき観光拠点事業として、志布志小PTAが駐車場として利用している用地を購入するもので、県の魅力ある観光地づくり事業を活用し、まちあるき観光客用駐車場及びトイレ・休憩所を整備するものである。

負担金補助及び交付金は、四つのイベントに対する運営補助金2,511万円やスポーツ合宿等誘致事業としてスポーツ団体誘致推進協会への運営費補助金850万円などを計上している。

港湾振興費の負担金補助及び交付金は、さんふらわあの利用促進を目的とした市独自のさんふらわあ志布志航路利用促進協議会への補助金を1,500万円、県が主体の県志布志・大阪航路利用促進協議会への負担金を921万3,000円、ポートセールス活動推進協議会負担金を150万円、志布志港湾振興協議会負担金を231万5,000円、志布志港新若浜地区国際コンテナターミナル利用促進事業として、今年度も引き続き4,500万円を計上している。

土木費、港湾建設費の負担金補助及び交付金は、24年度の港湾改修事業負担金は県施工分のみに対する市の一部負担となったことから9,392万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ダグリ公園きずなの森景観整備事業についてただしたところ、今までも指定管理者に整備をお願いしていたが実行してもらえなかった。展望台への道路や周辺の整備をシルバー人材センター等に委託するものであるとの答弁でありました。

そこで、仕事の内容によっては、造園業関係者に委託してはどうかとただしたところ、専門的な分野とそうでない分野があるので十分検討したいとの答弁でありました。

観光特産品協会への委託事業が多いが、協会に対応できるのかとただしたところ、現在の組織では思うような効果は達成できないと思い、協会の体制強化のために職員を派遣するとの答弁でありました。

バルク戦略港整備の今後の見通しについてただしたところ、24年度に国が全国の港に対して事業化に向けた調査を行い、優先度の高い所を選定して、25年度からの工事が予算化されることになるので、今後、国や県と調整を進めていきたいとの答弁でありました。

また、本会議において、観光特産品協会へ派遣する職員は港湾商工課内に置くということであったが、そのようになるのかとただしたところ、派遣された職員が港湾商工課と連携を取っていくという意味からの市長の発言であると思うが、派遣が決定となると、派遣先で事務を行うことになるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、税務課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、市民税は、総額で11億750万円を計上しており、

個人市民税の現年課税分は、年少扶養親族の扶養控除廃止などの税法改正及び徴収率の見込み等の考慮と決算見込みを勘案して、前年度より4,000万円増額の8億7,000万円を、滞納繰越分は500万円を計上。法人市民税の現年課税分は、前年度より1,800万円減額の2億3,200万円を、滞納繰越分は50万円を計上している。

固定資産税は、総額で16億479万円を計上しており、現年課税分は前年度比3.4%減の15億5,600万円を、滞納繰越分は1,000万円を計上している。

軽自動車税は、前年度より300万円増額の9,350万円を計上している。

市たばこ税は、前年度より1,500万円増額の2億8,500万円を計上している。

歳出の主なものは、総務費、税務総務費の賃金には、固定資産税共有名義行政基本データ整備事業に係る臨時職員2名分の賃金が含まれている。

総務費、賦課徴収費は、前年度と比較して、3,706万2,000円の増額の1億609万3,000円を計上しており、増額の主な理由は、24年度から家屋全棟調査業務を実施するための業務委託の増によるものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、家屋全棟調査業務委託事業についてただしたところ、家屋全棟調査は24年度から3年間かけて行い、27年度に課税することになる。新築分とダブらないようにして行い、調査結果はGIS化するとの答弁でありました。

共有名義の固定資産税についてただしたところ、免税点は土地が30万円、家屋は20万円であり、利用状況を見て免税点以上について先行して作業を進めているとの答弁でありました。

税の滞納者と給食費や保育料の未納者は重なることがあると思うが、対策を協議しているのかとただしたところ、債権対策委員会で協議をしているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、企画政策課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、国庫支出金、港湾費補助金の684万1,000円は、旧みなと振興交付金から名称が変わった社会資本整備総合交付金である。

次に、企画費の歳出総額は、6,561万8,000円で、住宅リフォーム助成事業1,500万円と、しおかぜ公園内の環境学習館等の施設整備費1,472万7,000円が追加となり、前年度と比較して増額となっている。

歳出の主なものは、報償費のうち謝礼金は、ブランド推進協議会や男女共同参画市民講座に係る分などを、報償金は、キャッチコピーや認証マークの募集及びS-1グランプリの予選会に係る費用を計上している。

工事請負費の1,442万9,000円は、しおかぜ公園内にハイブリッド型の照明灯及び環境学習館を設置する分である。

公有財産購入費は、なのはな団地の買い戻し費用を計上している。

負担金補助及び交付金のうち、大隅総合開発期成会分の217万4,000円は、県と鹿児島市などが

行っている観光かごしま大キャンペーンを大隅地域とも連携して行う新規事業を含んでいる。住宅リフォーム助成事業補助金は、1,500万円を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ブランド推進事業についてただしたところ、志布志の地域ブランドを高めるためにブランド推進協議会の開催、ほかにS-1グランプリや関西ファンデーなどの多くのキャンペーンを行うとの答弁でありました。

自治会加入促進対策についてただしたところ、未加入者がなぜ加入をしないのか、また加入者がなぜ脱退するのか、未加入者の年齢層の調査等を行い、加入促進に取り組むとの答弁でありました。

男女共同参画の取り組みを始めてからの職員の意識変化と、今後防災会議等への女性委員の登用についてただしたところ、男女共同参画に対する意識は向上している。今後は、審議会等への女性登用や防災面での取り組みに力を入れていきたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、情報管理課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、財産収入の物品貸付収入1億646万8,000円は、IRU契約に基づき運営事業者が市に支払いする情報通信基盤施設の貸付料と、光ファイバーをNTTドコモに貸し付ける携帯電話伝送路設備貸付料である。

歳出の主なものは、情報管理費の旅費108万3,000円は、普通旅費のほかに裁判に係る協力者の旅費分が含まれている。

需用費の修繕料で主なものは、告知放送端末は市民へ貸与という形をとっており、故障対応は市民の負担なしで市が修理することとしていることからの機器修繕料である。

役務費のうち手数料27万5,000円は、裁判の協力者に対する書類等の作成に係る手数料である。

委託料の主なものとして、地域情報通信基盤設備保守管理委託料（IRU分）は、運営事業者とIRU契約を締結して設備の維持管理を運営事業者に委託するものであり、一方では、市が整備した設備を運営事業者に貸し付けていることから、この貸付料が同額で市の収入となっており、1億629万5,000円を見込んでいる。

備品購入費470万4,000円は、行政放送端末設置事業の備品購入費である。負担金補助及び交付金では、行政告知放送端末工事の補助金493万円などを計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、ケーブルテレビの加入状況についてただしたところ、スタート時の目標は30%であったが、現在33%である。3年後の目標は50%であるとの答弁でありました。

企業や個人事業者へも戸別受信機を貸し付けることについてただしたところ、要綱を見直し、無償貸与する方向で総務課と協議しているとの答弁でありました。

河川海岸映像提供装置機器賃借料についてただしたところ、自然災害、風水害等が発生したときに、市民の避難誘導や速やかな情報提供を行うため、河川海岸監視カメラからの映像をケーブ

ルテレビにつなぐための機器のリース料を計上しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、総務課及び選挙管理委員会分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、交通安全対策特別交付金750万円は、交通反則金を財源として交付され、ガードレール・カーブミラーなど交通安全施設に充当するものである。

国庫支出金、消防費国庫補助金500万円は、耐震性貯水槽2基分の消防防災施設等整備費補助である。

県支出金、消防費県補助金570万円は、小型動力ポンプ積載車購入に対する石油貯蔵施設立地対策等交付金である。

県委託金、選挙費委託金2,416万9,000円は、24年度執行予定の県知事選挙の交付金が主なものである。

歳出の主なものは、総務費、一般管理費の負担金補助及び交付金では、都城市との人事交流に伴う職員の給与負担金を593万2,000円計上している。

消防費の常備消防費3億8,783万8,000円は、大隅曾於地区消防組合負担金である。

消防施設費の工事請負費は、耐震性貯水槽2基の新規工事分1,000万円などを計上している。

備品購入費は、小型動力ポンプ積載車3台と小型動力ポンプ1台などの購入経費を計上している。

災害対策費の負担金補助及び交付金の主なものは、共生・協働型地域コミュニティ活動創出支援事業分で、有明地区の伊崎田、有明校区を対象に自主防災組織の育成や防災マップ・ハンドブック等の事業に取り組んでいただく予定である。

概略、以上の説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、人件費が税収を上回っている状況だが、級別職員数の見直しについて協議しているのかとただしたところ、職員適正化計画より職員数は減っており、職員分人件費も合併当初からすると4億5,000万円減額になっている。また、見直しも行っているとの答弁でありました。

行政経営推進支援業務委託事業についてただしたところ、総合計画の目標設定をして目標に近づけるための検証を行い、1年後には組織の再編案を提示したいとの答弁でありました。

防災行政無線同報系デジタル化整備事業についてただしたところ、デジタル波の調査・設計をする費用で、総事業費の3%を計上しているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、会計課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、諸収入の市預金利子は、一般会計、歳計外現金の普通預金利子等で、預金利率が低く抑えられていることから、前年度と同額の60万円を計上している。

歳出の主なものは、総務費、一般管理費の報酬のうち会計課分は、嘱託職員3名分で384万5,000

円である。

役務費のうち、会計課分469万5,000円は、公金収納手数料として金融機関に支払っているものであり、主なものは口座振替分が136万5,000円、窓口収納分が299万2,000円である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑として、指定金融機関以外の金融機関に対する対応方針についてただしたところ、一部定期を指定外の金融機関に振り分けているが、あくまでもメインは、JAそお鹿児島であるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、監査委員事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入はなく、歳出の主なものとして、総務費、監査委員費の報酬は、監査委員2名分の委員報酬である。

旅費は、費用弁償と普通旅費の合計で120万3,000円を計上しており、平成24年度は各種総会や研修会の開催地の関係で前年度に比較して増額となっている。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、費用弁償の内訳についてただしたところ、定期監査、財政援助団体の監査、決算審査、研修や総会への出席等、監査委員2名で、約196日分であるとの答弁でありました。

以上で、監査委員事務局を終わり、次に議会事務局分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入はなく、歳出の主なものとして、共済費の主なものは、議員共済費負担金4,842万円である。委託料の主なものは、まず会議録作成に係る経費は、23年度までは需用費の印刷製本費と役務費で計上していたが、24年度から委託料として一括して計上している。

また、議会中継に係る費用として300万円計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、議会中継の再放送の時間を見直す考えはないかとただしたところ、新年度からは時間を早めることなどの申し入れをして、少しでもよい方向に持っていきたいと考えているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

以上ですべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算のうち、総務常任委員会に付託となりました所管分につきましては、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、11番、本田孝志文教厚生常任委員長。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となっています議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算のうち、文教厚生常任委員会に付託となりました所管分の審査経過の概要と

結果について御報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、審査に資するため、「埋蔵文化財センター」同じく「民俗史料収蔵室」及び有明保育園改修工事の現地調査を実施し、14日、16日は委員全員、15日は委員7名出席の下、執行部から担当課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い御報告いたします。

はじめに、生涯学習課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは、

市債の社会教育債6,580万円の内訳として、テニスコート整備事業で130万円、埋蔵文化財センター整備事業で6,450万円が計上されております。

歳出の主なものは、文化財保護費の主なものとして、志布志城跡史跡公園・和田上遺跡・六月坂横穴墓をはじめ各種の埋蔵文化財発掘調査に要する作業員賃金が1,783万5,000円。更に、埋蔵文化財センター設置に伴う経費として、監理業務委託料250万円、工事請負費8,975万3,000円、備品購入費、263万1,000円を計上している。なお、この事業は国の50%補助の事業である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、家庭教育学級事業で、保育所とかに親父学級なり家庭教育に関する学習ということで、総体53学級開かれるようだが、中身的には保育所、小・中学校それぞれ違うがどういう形になるのかとただしたところ、家庭教育学級の中身としては、年間8回以上を計画していただくようになっている。

中学校では、高校に訪問して勉強会をしたり、また、お父さんお母さん方の横のつながりをしっかり持っていただくということで、体験的な活動がされているとの答弁でありました。

埋蔵文化財センター設置で、展示室や有明の民俗資料収蔵室をひとつにして観光施設として、駅前周辺に大きく建てる構想はなかったかとただしたところ、今回は国の補助を受けての事業導入の埋蔵文化財センターは、合併前はそれぞれ保管施設があり、整理作業の方も志布志と有明の2か所に分かれて作業していた。従前の収蔵量が今の施設では満杯の状況だったので、1か所で収蔵でき、整理作業を行い、更に収蔵品を展示する場所を確保するというので、今回の補助事業が対応できるということで申請を開始した。

この補助事業は、既存の施設を改修することが要件で、展示予定の内装工事は補助対象だが、隣に設ける予定の展示室は対象にはならない。新築で埋蔵文化財センターの展示建物、民俗資料展示建物となるとかなり大きな施設になり、補助の手立てがなく、今回は埋蔵文化財だけの施設を確保した。

民俗史料の収蔵庫については、旧3町の保管のままであったので、1か所で管理ということで有明の旧給食センターを確保したとの答弁でありました。

埋蔵文化財センターの件で、合併の最大の効果の一つに、似たような箱物をつくらない、ふさわしいもの、しっかりとしたものをつくっていくための合併特例債もあると思うが、リピーターがくる施設になるのか。長年歴まちに希望を持ちながらなかなか進まない中で、1回行ったら2

回は行かないというような施設をつくってはいけないと思う。観光とまではいかななくても、もう少し大きな市民の願いである歴まちの復活については、これを生かす最大の機会だったのではないかとただしたところ、旧志布志町の計画でも総合博物館の構想を持っており、同一の敷地内にいろいろなジャンルのもを一括して観覧できるような設計だった。そうなるとかかなりの事業費が見込まれ、文化庁サイドでは、この関係のための補助事業が全く見当たらない。そこへ行けば1か所で勉強できると思うが、別な視線で見ると、今の時代は一極集中でなくて、観光客が歩いて体験できて時間を楽しむニーズが高まっていることも事実で、どこでもミュージアムという考え方を取り入れ、館と館の途中で休ませ、時間を楽しませる考え方も普及している。

もちろん歴史のまちづくり構想もそのような観点の構想になっているわけで、現状で一つの建物一つの展示場で、時間的に考古学を扱ったり、民俗資料を扱ったり、歴史資料を扱ったりということは管理する方からも大変なことであるとの答弁でありました。

埋蔵文化財センターに展示室を設けるということであつたが、志布志城の模型も展示ということであれば関心があると思う。展示室については、専門の説明員が控えていたりするが、そういう運用までできるのかとただしたところ、志布志城の模型は黎明館のものを利用するわけではなく、4分の1のものをつくる。それが歴史であつて考古学とは離れているのかもしれないが、今は毎年発掘調査を続けてその成果が年々上がってきており、その出土品を展示する意味では山城もその対象に入るものとして、埋蔵文化財センターの方に位置づけをしている。

活用解説は、実際に現場で発掘をする担当職員が来客と同時に解説をすることになる。不在のときには、そこで整理作業に従事している作業員の方々が解説をする形になろうかと思う。専従で展示室の中にいる人を配置することは無理との答弁でありました。

施設によっては、ボランティアの方が常駐され、市内の観光案内までサポートできるという観光施設も結構ある。そういう形の検討の考え方はとただしたところ、市内には観光ボランティアの方もいらっしゃるのので、施設ができた後は埋蔵文化財センターの内容について勉強していただいて、案内の一環として展示品の解説ができるようお願いしていくとの答弁でありました。

しおかぜ公園管理については、直接委託であり、管理公社の指定管理に入っていないのかとただしたところ、しおかぜ公園の管理は施設管理業務委託料の1,656万9,000円のうち1,060万を志布志市公共施設等管理公社に委託するということになっている。

しおかぜ公園は、県の施設であるので県と市での管理委託契約の中で再委託をしてはならないという条項が入っている。県との協議により、志布志運動公園の管理をする業者については、再委託が可能ということで、指定管理業者の方へ委託することの了承をいただいている。

しおかぜ公園は、港湾施設であり市の財産にはならない。県の方も公園施設としては位置づけができないということで、企画政策課との協議でそうなっていて、直接県の施設であるが、直営という形ではないが、業務委託のお願いをしているとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、教育総務課、学校教育課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、不登校が23年度44名いて、4名改善されたということであるが、44名というのは地域的に見て多いか少ないかとただしたところ、不登校の出現率からすると、県の平均より若干上回っている。そういう意味もあり、引き続き来年度もスクールソーシャルワーカー活用事業を実施したいとの答弁でありました。

地域的に見て多いということで、4名改善されたということについてただしたところ、スクールソーシャルワーカーが夜間も家庭訪問しながら保護者と話し合いをし、学校へ登校できるようになったということで大変ありがたく思っている。年度当初は、なかなか学校に行けなかった生徒が、年度途中から学校に行き、自分の進路に向かって一生懸命取り組んでいる姿を見て、今後引き続き取り組んでいかなければならないと考えている。

県全体の改善率等は調査してはないが、これまでの取り組みからするといい成果が出ている、との答弁でありました。

この不登校指導については、自立支援事業もあるが、ふれあい教室については非常に改善が多いという話を聞いていたが、連携をして改善したというのも多いのかとただしたところ、ふれあい教室に通所している生徒は、学校登校までは年度が変わったことによって、登校した子はいりますが、ふれあい教室から年度途中で学校へ戻ったという子はいないとの答弁でありました。

中学校デジタル教科書の導入の内容と、どのぐらいの学力向上を目指しているのか。また、効果と期待についてただしたところ、小学校は国語、中学校は英語。デジタル教科書はパソコンに取り込んで教科書の内容を拡大するので、アンダーラインを引くときに具体的に指示ができる。そして、書き込みも可能ということで、非常に効果があると思っているが、そのことと学力向上がどのぐらいはかかれたかという相関関係までは見れるところではない。教師の指示が隅々までいきわたるといふことになるとの答弁でありました。

デジタル教科書のデメリットについてただしたところ、デメリットは教師がどれだけ使えるかということで、積極的に活用する頻度が高くなればなるほど、子供たちの指導、支援に役立つと思っているとの答弁でありました。

先生方の得手・不得手、熱心、そうでない等にかかわってくると思うが、先生に対する指導についてただしたところ、学校では情報教育の研修、ICT研修等を行っている。市としても、年2回ICT教育推進委員会を学校で開催し、実際に拡大教科書、あるいはデジタルなどを使った研究授業を通して研修を深めているとの答弁でありました。

教育委員会が日本一を目指すものがあるのか。2点目に郷土を思い愛する人間を育てていくということが教育行政の一番要としてうたっているが、幼児教育から中学校教育の間で郷土愛に対する教育というのは、どういう設定でしているか。3点目に不登校の問題、40数名の不登校者がいるということで、不登校の実態というのはいろいろな角度から調査していると思うが、原因はどのようなところにあるのか。どういう施策をもって解消する努力をしているのかとただしたところ、学校教育課としての日本一については、結果としてはそうなるかもしれないが、日本一ありきでなく、あいさつ運動だと学校教育課の関係では、「生き生き挨拶運動」に取り組んでいる。立

ち止まり相手の目を見てというのがサブテーマとなっている。相手の目を見ることによって、相手の表情をつかみながら、あいさつはコミュニケーション能力の育成だと考え、歩きながらではなく立ち止まってということを目指しながら取り組んでいる。

郷土愛については、各学校の取り組みの一つとして、伝統文化への取り組みとか、郷土を知る学習に取り組んでいる。

不登校の実態として、一つのことが原因でということもあるが、本人からなかなか直接聞けない状況である。分析している中では、学習・家庭・友人関係が主な要因として考えられる。そのために、子供たちの環境改善に力を入れている。

スクールソーシャルワーカー、福祉などと連携をとりながら学校を含め、保護者も入れ、ケース会議を進めている。そうすることによって、ずっと欠席だった子供が1週間のうち1日登校できるようになったと変容が見られてきている。

もう1点は、可能な限り新たな不登校性を生み出さないということに取り組んでいるとの答弁でありました。

教職員住宅の27年度までの建替えの計画についてただしたところ、平成24年度が有明小校長住宅、25年度原田小校長住宅、26年度伊崎田中校長住宅、27年度安楽小教頭住宅等を今のところ計画している。ローリングの可能性もある、との答弁でありました。

給食センターの給食費の改定について、上げなければならない理由と、PTA関係には打ち合わせとかしているのかとただしたところ、食材費に係る経費が上昇していることが大きな要因であり、給食回数が1学期に1回、2学期に2回、3学期に1回増えることも要因である。また、PTA会長が運営審議会の中に入っているとの答弁でありました。

児童数の減少について、23年度と24年度の比較は、先生が減っていく中で、2011年度から学級の定数35人にするという事になっている。2012年度からは1年生だけだが、2012年度には2年生にも広げていくとなっているが、本市では36人以上の学級数がどれぐらいあるかとただしたところ、今年度は、小学校が1,830人、24年度が1,771人。中学校では23年度927人、24年度910人、36人以上の学級は中学校で田ノ浦・出水中以外は36人以上、小学校では香月小、志布志小、通山小の一部であるとの答弁でありました。

障がい児通学補助金で、本来その地域で育てていく考え方に立たない限り、障がいがあるということは厄介なことだと見られてしまう。学校に特別支援学級を開設し、対応していくのが基本ではないか。子供が主人公の学校でそういった考え方で地区外にやり、そのための補助金を出すという考え方は、子供にとっても悲しいことだけど、そこの保護者・地域の人にとっても教育的配慮に欠けているとただしたところ、今年度は特別支援学級は9校に12学級、平成24年度は子供の実態や学校の特別支援教育に対する取り組み、保護者への理解啓発もお願いし、12校に16学級、三つの学校で特別支援学級の新設の決定があった。1学校については、知的障がいと情緒障がい学級ができた。校区の学校に通学できる体制、特別支援学級の充実という観点からも、今後も取り組んでいきたいと思うとの答弁でありました。

給食費の件で、食べる回数が増えたから値上げするという事は、その範囲内では何とかできなかったのか。据え置きという形での対応にはならなかったのかとただしたところ、平成22年度の段階から苦しいということがあった。20年度の内容を現在つくれば、食材費が上がって赤字が出る数値になったために保護者の方々にもお願いし、給食費の改正をお願いせざるを得なかった、との答弁でありました。

具体的にどれぐらい引き上げ、総的にどれぐらいかかるのかとただしたところ、小学校で月額200円、中学校で300円の値上げ、11か月分で1人当たり小学校2,200円、中学校では3,300円となり、平成23年度の児童・生徒数の総体では708万8,000円の増となるとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結いたしました。

次に、市民環境課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳入の主なものは衛生費県補助金、保健衛生費補助金、合併処理浄化槽設置整備事業（5人槽172基、7人槽25基、10人槽3基、合計200基、補正率0.76）で1,750万4,000円を雑入で、独立行政法人国際協力機構草の根技術協力事業の補助金として1,000万円を計上し、これはさらなる国際貢献として内閣府、外務省等（JICA）との協議により、ブータン王国の廃棄物の処理等に本市の持っている共生・協働・自立による「志布志モデル」の取り組みを行うところである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑いたしまして、窓口業務において、接客の対応は本所と志布志、松山各支所では窓口業務の作業量とか1日のノルマが変わることはないかとただしたところ、作業量については基本的に同じであると考えている。時期的に多くの方が窓口にこられる本所より、志布志支所の方が1.4倍の窓口対応ではあるが、郵送等は全部本庁で受けているので、事務量は公平であると思っているとの答弁でありました。

窓口業務の昼食時間内の対応と職員の休憩についてただしたところ、本庁は窓口のローテーションを組んでいるが、必ず職員が残って食事をしながら窓口対応を行っている。志布志、松山支所も窓口の対応は同じであるが、特別交代制は取っていない。職員が待機しており、窓口対応をしている。

本庁と志布志・松山支所との昼食時間等の接遇の在り方については、今後職員・総務課とも協議をして同じような対応をしていきたいとの答弁でありました。

監視カメラの本体とダミーカメラは、どういう使用方法で、どういうローテーションで異動していくのかとただしたところ、昨年度2か月程度試験的に不法投棄の多い所に設置したら、不法投棄がなくなった。特に市内の不法投棄の多い所にカメラを設置する。具体的には、坂のカーブ、竹やぶの多い所等に設置をしてローテーションをする考えである。抑止力について効果は大であると考えているとの答弁でありました。

公共用水域保全事業では、本庁・志布志支所とあるが、松山支所はないのかとただしたところ、松山支所の分については、本庁の方で受けている。志布志支所60件と本庁70件である。くみ取り

便所から合併浄化槽、単独浄化槽から合併処理浄化槽、農業集落排水処理施設へつないだことに対する補助で、1件10万円を限度に補助をしているとの答弁でありました。

太陽光発電システム設置事業補助金は、どれぐらいの件数を計画しているかとただしたところ、昨年7月から行っているが、1キロワットにつき3万円、上限を4キロワットの12万円の上限で補助金交付している。本年度の計画は50件である。平成23年度の実績では84件であった。これは国の制度が適用された方について補助しているとの答弁でありました。

草の根技術協力事業、ブータン王国への廃棄物の実態調査について、JICAが調査した上で志布志モデルというものを展開していくと考えるが、事業の中身についてただしたところ、この草の根技術協力事業は、主体的には市町村がすることとなっている。昨年10月20日、21日に鳥取県で開かれた「地球環境を考える自治体サミット」の中で、市長が本市の取り組んでいるフィジック・ワン・ゴミ分別・廃棄物減量策について発表したところ、開発途上国のごみ処理問題に役立つのではという評価があった。中でもブータン王国が廃棄物処理に志布志モデルを提案するということを進められ、内閣府、外務省への紹介があり、11月に来日するブータン国王に合わせて11月20日に王国の大使と面会し、提案したところ高い評価を受け内諾を得た。現在、JICA、外務省と協議中であり、草の根技術協力事業のような形で、国の事業により対応するという内々示をいただいたとの答弁でありました。

社会福祉総務費の報償費、人権教育啓発の中身についてただしたところ、今年度、志布志市人権教育啓発基本計画を策定中である。策定にあたり、人権擁護員・保護司・更生保護女性会・民生委員・障がい者団体の代表・県の機関の方・教育委員会・男女共同参画推進室・一般公募の全員で20名の方々に策定委員会の委員になってもらった。

策定委員会から、今後の計画に基づいて、いろいろな人権の諸問題を検討会議する機関が必要なのではと指摘を受け、新年度に人権教育啓発連絡協議会をつくり、市レベルで話し合い、情報の交流・収集、事例等の解決を図っていくことが必要ではないかと考えて設置に至ったとの答弁でありました。

草の根技術協力事業へ一般財源を入れて事業に参加し、最たるメリットは何かとただしたところ、志布志モデルを世界に発信する。特に途上国においては焼却しないということで、ごみのリサイクル、再生化を考えたときに、志布志のやり方が一番国際的に貢献でき、世界のごみ処理にも寄与できる、このことが大きなメリットと考えるとの答弁でありました。

草の根技術協力事業において、調査や研修会等を実施することで、今の職員の本来の持ち場の職種・作業量等が阻害される懸念はないかとただしたところ、平常業務が一番大事であり、職員が海外に行ったり、海外から来て志布志に滞在すれば、それなりの時間を取られる。研修視察も年間40から50件ある。市民環境課だけの対応ではなく、市長にも弾力的な対応をしていただきたいと伝えてある、との答弁でありました。

市街地のごみの分別がうまくできていない人は知らない人ばかりである。地元でない人、マンション・アパート等、よそからの人に対してはアピア等で収集はしているが、根底にはみんなお

金を出し合って町をきれいにしましょうと、その主旨をしっかりと相手に伝達していかないと、集落には出さないがアピアに持って行けばそれで事足りるということではないのではとただしたところ、不動産等も通じてごみステーション等を設置してもらえないか、またマンション等に住んでいる方々にも呼びかけをしているが、なかなか設置してもらえない状況である。

志布志の取り組み、リサイクルの意味等を何度も重ねて啓発を行っていききたいとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑は終了しました。

次に、福祉課分について報告いたします。

主な質疑といたしまして、生活保護支援給付事業について、今回366世帯の中からどれぐらいの方々から自立したのかとただしたところ、平成24年2月1日現在、世帯自立の方が21世帯である。主な理由として、社会保障給付の増加、働きによる収入の増加、親族等の引取りであるとの答弁でありました。

児童デイサービス奨励事業の中、1月現在で34名、にこにこハウスの新たな施設の増設で利用者の増加が見込まれるとあるが、対象者がいるのかとただしたところ、保健課とタイアップして1歳から3歳児に対して、障がい等の早期発見の掘り起こしを行っている。

また、スタッフは現在5名体制で、平成24年4月からは9名体制で計画しており、4月1日の予定者としては43名が利用ということで調整を図っているとの答弁でありました。

福祉タクシーの運行業務について、施政方針に「本年度を協議・調整の期間と捉え、新たな制度での運行に向け、庁舎内外での論議を進める」とあるが、課題は何かとただしたところ、この事業は現在、旧町単位の運行に限られているので、市内全域を網羅する形での路線の要望があり、今は旧町単位で地区の事業所を入れて随意契約だが、市内全域としたときに入札方法を改めなければならない。さらには有料か、無料かを含めて協議しなければならない。利用されている対象の方々のモニタリング調査とアンケート等をしながら、タクシー事業者とも協議を交えて結論をもっていききたいとの答弁でありました。

補装具費給付事業の用具の購入・修理等の助成とその推移についてただしたところ、平成23年度の実績では、上腕義手1名、下肢の装具3名、上肢の装具1名、子供がよく使う座位保持の装置4名、失明者の安全杖1名、義眼1名、1番多い補聴器3種類29名、車いす9名、起立保持具1名、歩行器2名、計52名の方々が決定している。数は年々増えてきている。24年度の予算化は、補聴器が70件と一番多くて、総体で110件。新規は80件だが修理が30件あるとの答弁でありました。

障がい児保育の件、新たに24年度で336万円ということで、それで障がいを抱えている方々がこれで足りるのか、障がいを抱えている子供たちの保育所の入所希望の状況はどうかとただしたところ、今年度の保育園の申し込み者については、3月12日付けで全員に決定の通知を出した。うち、障がい児保育については、23年度の実績は2名の2園、24年度については5名の5園と広がってきている。との答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終了いたしました。

次に、保健課分について報告いたします。

執行部の説明によりますと、歳出において、健康づくり費 8 節報償費の報償金373万円のうち、新規の取り組みとして、健康診査受診率向上対策として、目標受診率を達成した自治会へ段階的に奨励金を交付する。これに係る報償金363万円を見込んでいる。

また、委員会開催当日配付の資料に基づき、緊急医療支援事業受診者実績について、都城救急医療センター、都城市北諸県郡医師会の休日当番医、大隅広域夜間急病センター及び曾於郡医師会休日当番医の平成21年度が他の年度と比較して多くなっているのは、新型インフルエンザの流行によるものと推測される。

また、昨年4月に開業した大隅広域夜間急病センターにおいては、鹿屋市、東串良市、錦江町、肝属町では、受診者数が減っているが志布志、垂水市、大崎町、曾於市の地区では増加している。これは、平成22年度までは鹿屋市医師会が輪番制で夜間救急医療体制となっていたため、志布志市等からは救急搬送や問い合わせによる受診に限られていたものであり、市民への周知が図られた結果で増加したものと考えている。これによって、都城救急医療センター及び都城市北諸県郡医師会への受診は減っている。

次に、健康診査等受診率向上対策自治会報償金制度について、市民の健康づくりの推進、健康診断等によって日常の健康状態の把握、生活習慣病等の予防をすることを目的に、自治会単位で受診率を向上させることを趣旨として、自治会受診率の達成に対して報奨金を自治会割1,000円と、受診者数に応じて200円から400円を交付するものである。

対象者は、施設入所者や在宅寝たきり者、長期入院者等を除く40歳以上の市内に住所のある人で、国保、協会健保、公務員共済など、社会保険加入者も含めて、自治会加入のすべての方を対象としている。公民館長及び自治会長への説明を行い、各自治会で説明をしていただく予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、健康診査受診率が65%未満であったときのペナルティーについてただしたところ、国民健康保険の歳出科目で、後期高齢者支援金について、65%達成の状況によって、プラスマイナス10%の範囲内で増減がある。本市の場合で、非常によかった場合と悪かった場合の差では1億円程度違ってくる。後期高齢者支援金は、24年度の達成状況では25年度が概算払いとなり、その2年後、27年度に25年度分が確定し、支援金の額が確定することになっているとの答弁でありました。

受診者率向上対策自治会報償金制度による総体的な医療費抑制効果をどの程度試算をしているのか。検診の機会は何回あるのか。入院している方は対象外か。自治会における健康づくりを具体的にどうすればいいかただしたところ、医療費の抑制効果については、65%は非常に高い目標であると思っている。この目標に近づき健康づくりの意識を持っていただき、早期治療、早期発見、重篤な疾病に至らないという長期的な疾病予防の取り組みとして捉えている。具体的な数字はない。

受診の機会については、社会保険も含むが特定健診が集団検診、個別検診及び情報提供という三種類あって、集団検診が6月、9月、10月、個別検診と情報提供については、医療機関での健診等になるので4月から1月までである。

入院については、特定健診については6か月以上の方を対象外とする。

自治会における健康づくりとは、自治会で行われるグラウンドゴルフ大会やいろいろな行事等の費用も含めて健康づくりと位置づけているとの答弁でありました。

昨年度、前期の医療費が7%減ということで予想からすると12%減であったが、年間では3%程度の減にとどまったようであるが、3%医療費の給付が減ったという分析に立った上での受診率向上対策自治会報償金制度に対して、どんな議論があったのかとただしたところ、平成22年度の医療費は、県内では高い方から1人当たりの療養給付費が32番目である。離島を除けば県内では一番低いところである。

報奨金への取り組みは、平成23年度の医療費が伸びたのは、がんや循環器系の高額な医療費で、これがなぜ起こったかとたどっていくと、生活習慣病であり、生活習慣を見直すことで防げると考え、したがって早期発見、早期治療と生活習慣を直すことの観点から、市民全体を巻き込んだ健康づくりから今回の補償金の取り組みとしたとの答弁でありました。

自治会長の業務も増え、認識も違うと思うが、その取り組みについてただしたところ、情報基盤整備の説明でも自治会担当職員により個別に回ったりしている。

今回の報償金制度でも、調査票や報告書についても同様に、自治会担当職員を活用しながら周知し、漏れないよう努めていくとの答弁でありました。

子供から高齢者まで市民の健康を守っていくということでいろいろな事業をされるが、住民の命と健康を守っていく上で、垣根を越えた部署等が具体的に議論する機会があるのかとただしたところ、保健課、福祉課については、常日ごろから連携をとらなければならない課である。ほかのことについては、保健師が中心となって健康づくり、保健対策ということから検討しており、他の課と定期的に会合を持っているかということと持っていないとの答弁でありました。

以上のような質疑、答弁がなされ、質疑は終結しました。

以上ですべての課を終え、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として1点目に、国の財政的なものを含め、地方への財源が切り捨てられている。2点目に、志布志市の敬老祝い金、このことについても高齢の方々の現状を考えたとき、介護保険の引き上げなど、一方で年金の目減り等も見えている状況で、前年踏襲型で全く状況を考えてない提案ということがあった。何のために、だれのために行政はあるのかということも含めて考えていかなければならない。

一方では、国が行うものについては財源を減らし、地方に負担をかけている。例えば、国民年金事務は国の負担が低くなっている実情がある。住民目線に立った予算の提案ということになっていないと考えて反対の討論とする。

以上で討論を終わり、起立採決の結果、議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算のうち、

文教厚生常任委員会に付託となりました所管分につきましては、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） 次に、15番、金子光博産業建設常任委員長。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となった所管分の審査の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は3月14日、委員全員出席の下、審査に資するために、農政課関係について「降灰地域茶安定対策事業予定地」、「施設園芸先進的加温技術導入促進事業予定地」、「活動火山周辺地域防災営農対策事業予定地」、「そお鹿児島農協ピーマン選果機増設支援事業予定地」を、畜産課関係について「県地域振興公社営事業予定地」、耕地林務水産課関係について「志布志漁協荷捌き施設補修事業予定地」、建設課関係について「公営住宅ストック活用事業若浜団地」の現地調査を実施し、3月14日は委員全員、15日は委員7名、16日は委員全員出席の下、執行部から関係課長、局長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

それでは、審査日程順に従い報告いたします。

はじめに、農政課分について御報告申し上げます。

補足説明として、地方債の過疎対策事業は、農業近代化施設整備事業、ピーマン選果機増設支援事業についての起債計画である。

歳出について、農業振興費の主なものとしては、農業公社への負担金などを計上している。園芸振興費の主なものとしては、施設等整備事業によるピーマンハウスの施設整備や、ヒートポンプ導入などへの各補助金を計上している。

茶業振興費の主なものとしては、茶生葉洗浄脱水施設の整備事業補助金などである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、市農業公社運営負担金事業について、事業収入と運営負担金を合わせても、総事業費には満たないが、内訳や算出根拠はどうなっているのかとただしたところ、農業公社の運営については、総事業費が2億7,645万8,000円であり、事業収入として1億9,755万7,000円、運営負担金5,025万1,000円であり、残りの2,865万円については、補助金収入、投資活動収入、前期繰越収支差額の合計であるとの答弁でありました。

また、曾於東部土地改良区と曾於南部土地改良区への運営費補助金については、これらは永久的に補助金を出さなければならないものかとただしたところ、当局としては、早い段階で水使用率を高めてもらい、自主運営していただきたいと常に申し上げている。曾於東部土地改良区で32%、曾於南部土地改良区で73%以上、水利用が広がったときに、土地改良区の自主運営ができるとの試算が出ているため、それに向けて鋭意努力していただきたいというお願いをしている、との答弁でありました。

そお鹿児島農協ピーマン選果機増設支援事業について、ピーマンの出荷比率の現状をただした

ところ、平成22年度実績でバラ出荷が44.5%、袋詰め出荷が55.5%である、との答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、耕地林務水産課分について、御報告申し上げます。

補足説明として、農地総務費は未登記等処理業務委託事業の委託料と、高ヶ谷公園の管理に伴う委託料が主なものである。

林業振興費の主なものは、松くい虫防除事業による委託料や特用林産生産対策事業によるシキミ等苗導入の補助金である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、農道維持整備事業予算850万円の予算配分はどうなっているかただしたところ、本庁、支所ごとに組んであり、有明町と志布志町が300万円、松山町が250万円であるとの答弁でありました。

また、特用林産物振興事業について、枝物の作付面積と販売額はどの程度か。また、補助等行政支援の将来的な見通しをただしたところ、植栽面積については、シキミが25ヘクタール、サカキ11ヘクタール、シバ2ヘクタールの約38ヘクタールである。販売額は約2,000万円となっている。将来的には面積50ヘクタール、1億円規模の販売ができる体制にもっていききたい。そのためにも補助については、平成26年度まで助成していききたい、との答弁でありました。

次に、未登記等処理業務委託事業について、未登記土地は、19年間分でどこが一番多いのか。また、1年間でこれだけの筆数が解決するのかとただしたところ、対象地はすべて旧有明町分である。24年度においては、31筆を予定しているとの答弁でありました。

また、特に意見として、本市におけるうなぎの産業について、市としても実体は把握しておくべきではないか。市の窓口はどのような形としてあるのかただしたところ、養鰻業については、内水面の漁業として耕地林務水産課が担当である。21年度の生産実績については、生産額8億2,000万円となっているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ質疑を終結しました。

次に、建設課分について、御報告申し上げます。

補足説明として、歳入については、住宅使用料・道路占用料などの使用料、国・県の補助・支出金、地方債が主なもので、土木債を含め総額8億7,801万9,000円で、建設課に係る歳出の57.4%になる。

歳出については、土木費歳出総額のうち、港湾費を除いた15億2,935万1,000円が建設課に係る分となる。前年度当初予算と比較すると、3.8%の減となり、かなり厳しい予算編成、配分となった。

歳出の主なものとして、土木総務費の未登記調査整理事業では、嘱託職員2名分の報酬と委託料で、用地調査分を計上している。住宅建設費の主なものとしては、肆部合団地の2期目の建て替え工事と東町団地1号棟機能性向上改修工事を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、公営住宅ストック活用事業の建て替え事業について、現地調査で若浜団地を視察したが、駐車場など広く取っており、土地スペースがもったいないと感じた。24年度も建設設計業務委託料が上がっているが、例えば東町団地のような避難棟も兼ねて4階建てとし、余った土地は売却するなど、土地の有効利用や避難棟を絡めた住宅の在り方をどのように考えているか。

本市の住宅事情については、海拔の低い所に住宅があるので、建替えについてはいろいろな角度で検討する余地があるのではとただしたところ、東日本大震災後、沿岸部の建物や公共施設の在り方については、まだ方向性がはっきりと定まらなかった状況があり、肆部合住宅に2棟集中して計画した。

今後、国や県の指針が示されれば、それを参考としながら時間をかけて慎重に検討を重ね、併せて土地の有効利用についても検討していく。本市としての考え方を国・県に説明しながら、志布志に合った形での公営住宅の整備の仕方を県とも協議しながら、将来的な計画を立てていきたいとの答弁でありました。

また、未登記調査整理事業について詳細をとただしたところ、未登記の道路及び水路等の整理について、合併当初から年次的に実施している。測量図作成業務の経費を上げているが、22年度で550件、1筆当たり10万円ほどの経費である。登記の準備ができるのが、毎年50件程度である。あと590件ほどあるため、もうしばらくかかると考えているが、より効率的に整理が行えるよう、課内でも十分協議し、計画を立てながら整理していきたいとの答弁でありました。

また、集落道の整備に関する予算は、どこに組んであるかとただしたところ、道路維持費の工事請負費の中であり、志布志、松山地区に500万円ずつの1,000万円組んでいる。有明地区は要望があった所をほぼ終わらせているため計上していないとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、農業委員会分について報告申し上げます。

補足説明として、歳出について、農業委員会費の負担金補助及び交付金は、県農業会議等への負担金である。農地保有合理化事業費の報償費は、農地パトロール、農地利用状況調査、農地売買あっせん等に伴う農業委員及び協力員への活動謝金が主なものである。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、その他団体負担金にある県農業会議について、どのような組織であり、負担金51万7,000円の積算根拠は何かとただしたところ、農業委員会については、市町村に置かれている農業委員会、都道府県に置かれる農業会議、全国農業会議所と3段階に分かれており、県農業会議においては、市町村の農業委員会への指導助言、情報提供を行っている。構成としては、農業委員会や農協、土地改良区、たばこ耕作組合等の農業関係団体も入っている。

県農業会議への負担金の積算は、均等割が20%、農家戸数割が40%、耕地の面積割が40%であるとの答弁でありました。

また、農地保有合理化事業費の報償費謝礼金143万2,000円の積算根拠をただしたところ、農地のあっせん活動の謝礼や委員会の利用状況調査などである。利用状況調査においては、農業委員協力員を委嘱しており、この協力員10名分の謝礼も入っているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

次に、畜産課分について御報告申し上げます。

補足説明として、歳出の主なものとしては、畜産業費の報償費において、畜産共進会経費として、本年、長崎県で開催される全国和牛能力共進会出品分を見込んでいる。負担金補助及び交付金のうち、振興事業補助金の「全共出品強化対策事業」では、全共でのチャンピオンを目指して、本市種雄牛の鉄平号や県有牛産子の候補牛導入を支援して、出品牛を創出しようとするものである。

施設整備事業補助金では、「畜産生産基盤施設整備事業」による牛舎、堆肥舎、鶏舎改造等への補助や、海外悪性伝染病等の侵入防止を図るための消毒ゲート設置事業を計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、海外悪性伝染病等防疫消毒ゲート設置事業については、先の3月補正において、23年度の予算は大きく減額補正したが、設置件数の見通しはどうかとただしたところ、消毒ゲートの設置は、完成並びに整備中が14件であり、申請も2件きている。24年度での設置希望も現在5件ほどきている。

また、畜産農家全戸の状況調査を現在実施しており、そこで消毒ゲート設置事業のチラシも同時に配布しながら導入への周知・勧誘に努めている。他の会合等でも周知案内に努め、設置を推進していく体制でいるとの答弁でありました。

また、肉用繁殖雌牛導入事業貸付金、乳用牛導入事業貸付金の財源のその他とは何かとただしたところ、肉用牛が5年間、乳用牛が3年間の貸し付けであるので、その償還金分をその他の財源としているとの答弁でありました。

次に、畜産共進会について、農家への報償金は1頭当たり幾らか、また全国和牛能力共進会の出品は何頭見込んでいるのかとただしたところ、1頭当たりの報償金は、春秋の曾於地区の共進会では2万5,000円、県の共進会では10万円である。

全国共進会については、出品牛を4頭見込んでおり、1頭当たり40万円で積算している。この金額は、地区と県については曾於市、大崎町と同額であり、全共については前回の鳥取大会と同額を計上しているとの答弁でありました。

この全共出品牛の報償金の積算根拠と出品牛4頭の見通しを担当課としてどう捉えているかとただしたところ、報償金は出品者や補助員の宿泊料、留守宅での牛の管理費、えさ代やユニフォーム、手入れ道具等を積算し算出した。

出品区である4区には、現在曾於地区では候補が1組しかいないため、本市出品牛が県の予選会まで出品することが確定している。県内の他地区には、候補牛があまりいないことから、全共出品への可能性は高いと考えている。

また、7区では肥育の仕上がり、繁殖の仕上がり状況で更に増える可能性がある。その場合は、補正をお願いしたいと考えているとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結しました。

以上で、すべての課を終え、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第29号、平成24年度志布志市一般会計予算のうち、産業建設常任委員会に付託となりました所管分については、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第29号に対する各所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、各所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第29号は、各所管委員長の報告のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） ここで、3時5分まで休憩いたします。

—————○—————

午後2時51分 休憩

午後3時05分 再開

—————○—————

○議長（上村 環君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

—————○—————

日程第15 議案第30号 平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第15、議案第30号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題になりました議案第30号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明として、保健課の説明によりますと、保険給付費を実績見込み、被保険者の推移等を基に、前年度比4.9%増として試算し、予算計上している。

歳入の主なものは、本年度から国民健康保険制度の公費負担について、財政運営の都道府県単位化を円滑に進める等のため、都道府県調整交付金を給付費等の7%から9%に引き上げ、これに伴い国の定率負担は、給付費等の34%から32%に引き下げる旨の通知があり、平成24年3月診療分より実施される。

歳出の主なものは、23年度の被保険者1人当たり療養給付費は、22年度上半期がマイナス基調だったため、対前年度比では一般被保険者分が6.3%増で推移しているが、21年度と比較した2年間の伸びでは5.7%増となっている。

また、退職被保険者の対前年度比は2か年連続のマイナスで推移している。

平成24年度の保険給付費の見込みは、これを基に伸び率を医療給付費の伸びのほか、団塊世代到来による国保被保険者の増加分、少子高齢化による被保険者数の減少。また、インフルエンザ等の流行病の発生リスク分を考慮し、一般被保険者分は、被保険者1人当たりの平均年間給付費額を23年度の5%増とし、被保険者数を240人減と見込んで、一般被保険者療養給付費を25億4,000万円計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、国の国庫負担金が34%から32%にしたことが、国保を県単位に持っていく考えの表れと思うが、現在本市でも法定外の繰入金をしているが、そういったものが廃止になり、医療費の負担が県単位になった場合に発生するのではないかとただしたところ、国庫負担金が2%減り、県の調整交付金はその分増えるが、財政の都道府県単位化を見据えた形でのこのような改正となっている。国保の広域化については、昨年6月に社会保障と税一体改革成案という取りまとめがなされた。この中では、市町村国保の低所得者保険料軽減の拡充、財政基盤の強化と、財政運営の都道府県単位化として、低所得者保険料の軽減の拡充や保険者支援分の拡充等により財政基盤を強化することと、共同事業について事業対象すべての医療費に拡大することとなっている。このことは、国でまだ審議中であり、県それぞれの保険者の意見が組み入れて策定されればと思っているとの答弁でありました。

今回、繰り入れして税は上げないが、国保税の滞納についてただしたところ、国保税の2月末現在の未収額は、国保の一般分で9,214万8,712円、国保退職分で290万9,592円、累計で9,505万8,304円である。

滞納繰越分の国保の一般分が2億2,878万261円、国保退職分で399万1,578円、累計で2億3,277

万1,839円となっている。

現年度と滞納分の累計では、3億2,783万143円となっており、昨年と2月と比較すると、2,139万円程度減となっているとの答弁でありました。

今年度、法定外から5,000万円、基金から8,000万円で残りが2,000万円で、積立金については10万円であるが、どれぐらいの基金高が必要かとただしたところ、基金の額は条例で定めがあるが、月額2から3か月分をもって運営をしたい。額としては、基金条例で9億円程度であるが、6億円以上は基金を積んでおきたいとの答弁でありました。

健診率が上がらないのは何かとただしたところ、年々増加している。集団健診をはじめ、すべてにおいて増加しているが、受けない方で生活習慣病で通院されている方が、国保の場合で2,000人いる。また、元気だから受けないという人がいるとの答弁でありました。

以上で、質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、志布志市の国保税は異常に高い状況にあり、これは、国が国庫負担金を引き下げたことによるものである。当局は、法定外繰入金として引き上げを極力抑える努力をしていることは理解するところであるが、現状はというと、収入未済額は約3億2,783万円という状況であり、国保に加入されている方々の実態がここにある。

国に対して負担を増やせという声を挙げるとともに、法定外の繰り入れで極力抑えて、国保加入者の負担を和らげていく努力が必要であり、まだまだ不十分と考えて反対の討論とする。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第30号、平成24年度志布志市国民健康保険特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第30号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第30号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

日程第16 議案第31号 平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第16、議案第31号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長に報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第31号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

主な質疑といたしまして、後期高齢者の対象者が何人かとただしたところ、2月末現在で特別徴収対象者が4,690人、普通徴収対象者が1,237人となっているとの答弁でありました。

後期高齢者医療の滞納者は何名かとただしたところ、後期高齢者医療の保険料の滞納者と未収額は、2月末現在で51名、滞納額は2,166万3,359円、滞納繰越分が116万7,964円の累計で、2,283万1,323円となっているとの答弁でありました。

短期保険証を取り上げているのではないかとただしたところ、後期高齢者医療保険の短期保険証の発行状況は3月10日現在、4世帯5被保険者で、うち3か月短期保険証が2人、1か月短期保険証が3人であるとの答弁でありました。

集団健診の在り方についてただしたところ、受診者率を上げるために、土曜・日曜の実施や早朝健診であったり、日程の工夫をしている。また、脱漏健診については、身近なところの公民館等で実施したとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、この後期高齢者医療保険制度は、始まった時から年齢を分けるということで、全国的にも批判の強かった制度である。75歳以上の方々を後期高齢者とみなして保険をつくるということで、今回年金生活の中で納めていらっしゃるが、当初予算で出てきてないが、賦課限度額を50万円から55万円に引き上げるという状況がある。

そうした中で、収入未済額が2,283万円からあり、そんなに年数が経過してなくて、このような滞納を生んでいる状況を考えた時に、本当にこのような制度はなくして、元の制度に返すなり、いろいろな方法をしなければならないと考える。

短期保険証も4世帯で5人ということで、高齢の方々が病院に行きたくても行けないような状況を生んでいる。制度の見直しをすべきであると考えられるものであり、反対の討論とする。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第31号、平成24年度志布志市後期高齢者医療特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決するべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

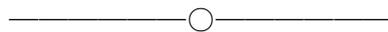
○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論はありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これから採決します。
採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第31号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。
[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第31号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第17 議案第32号 平成24年度志布志市介護保険特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第17、議案第32号、平成24年度志布志市介護保険特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第32号、平成24年度志布志市介護保険特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告をいたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から保健課長及び税務課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明として、保健課の説明によりますと、歳出の主なものは、保険給付費について、平成23年度の決算見込み額に対し、保険給付費の伸びを4.64%増と見込んでいる。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、4期のサービスの提供の質が同じで、施設も増やさないということであれば、今回の保険料の引き上げは認定者でサービスを受ける人が単純に増えるということか、サービスの充実なのかとただしたところ、今回の保険料の大幅引き上げは、6年間保険料を据え置いたのが一番大きく3期が終わった時点で、余剰金が1億2,000万円程度あり、引き上げせずに施設整備してきたところ、サービスの方は増えてきた。その分の赤字幅を埋めるために、3,000万円の借り入れと交付金で3,000万円の計6,000万円で穴埋めをしたが、それを踏まえ、次期の計

画を立てた段階で平成23年度の給付費の伸びが22年度と比べて8%伸びている。

また、23年度は施設が途中でできたところがあり、それを含めると24年度まで推計で5%ぐらい伸びる。その後は、施設整備等がないので、自然増の2%程度ずつ給付費が伸びると見込んで、今回の保険料の改正額に至ったとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入り、次のような要旨の討論がありました。

反対討論として、介護保険条例改正への議案でも言ったが、20数%の引き上げ、とても高齢者の理解は得られないと思う。

また、制度の問題として、基金から借り入れしてやっていくが、その基金の財源の3分の1は自治体が納めているが、それは保険者の保険料をため込んだ形になっている。また、取り崩した分を国に返すということはおかしい。被保険者の負担緩和に充てるべきであり、そのような問題も国に対しても声を挙げていくべきである。

また、今高齢者の方々は保険料を納めていても、介護の給付を受けられない待機者が5期の計画で279名おり、そのような状況が続いている。まさに制度そのものが破綻していると思う。併せてそのような方々に、今回の保険料の引き上げはとても理解を得られないし、納得もいかないと考えて反対の討論とする。

以上で討論を終え、起立採決の結果、議案第32号、平成24年度志布志市介護保険特別会計予算は、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

○7番（鶴迫京子君） 反対の立場で討論いたします。

今回の予算は、介護予防事業など当局が努力されている提案にもなっているかと、少しは理解いたしますが、しかし、その中に介護保険料を値上げしなければいけないという、議案第17号、志布志市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてが含まれています。そのような中、市民の暮らしの現状を見た時に、その議案第17号の時、反対討論をいたしました。反対討論の内容の全く同じ理由によりまして、反対いたします。

生活者の視点に立った時、この提案が理解されることができると市民が、そのことを思います時には、反対せざるを得ません。ですので、よって市民の目線に立って反対いたします。皆様方の御賛同方よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

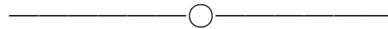
これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第32号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第32号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第18 議案第33号 平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第18、議案第33号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算を議題とします。

本案は、文教厚生常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○文教厚生常任委員長（本田孝志君） ただいま議題となりました議案第33号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算について、文教厚生常任委員会における審査経過の概要と結果について御報告いたします。

当委員会は、3月16日、委員全員出席の下、執行部から市民環境課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入の主なもの、使用料及び手数料、下水道使用料として、現年度分が5,980万円、過年度分が20万円を計上しており、対前年度比174万2,000円の増である。

歳出の主なものは、公債費、元金で地方債償還金として1億7,778万4,000円を計上している。概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、使用料は去年との比較では何件ぐらい増えているのかとただしたところ、年間100件ほど増えているとの答弁でありました。

具体的な地区ごとの件数についてただしたところ、平成24年2月の料金については、野井倉地区が262件、通山地区が661件、蓬原地区323件、松山地区322件で、合計1,568件であるとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第33号、平成24年度志布志市下水道管理特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第33号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第19 議案第34号 平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第19、議案第34号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっています議案第34号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から建設課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、公共下水道事業は平成12年度から休止状態となっており、公共下水道事業特別会計予算については、休止前に実施した事業費1億4,100万円のうち、元利を合わせた起債償還金8,133万2,284円を平成41年度まで償還するものであり、元利合計の償還金残高は、平成24年度末で3,955万4,477円となる予定である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、約3,900万円の償還金残高について、一括償還することを内部で協議したことはないかとただしたところ、起債償還については、普通交付税措置があり、平成21年度では361万4,775円の償還に対し、260万2,000円が普通交付税で措置されている。70%以上の交付税率であり、このままの償還が有利であると判断したとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第34号、平成24年度志布志市公共下水道事業特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第34号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第34号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第20 議案第35号 平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算

○議長（上村 環君） 日程第20、議案第35号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算を議題とします。

本案は、総務常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○総務常任委員長（岩根賢二君） ただいま議題となりました議案第35号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算について、総務常任委員会における審査経過の概要と結果について報告いたします。

当委員会は、3月14日、委員全員出席の下、執行部から港湾商工課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

執行部の説明によりますと、歳入歳出それぞれ1億903万1,000円で、歳入の主なものとして、公営企業収入で指定管理者からの納入金2,000万円、一般会計繰入金8,872万6,000円を、歳出の主なものとして管理費579万6,000円、公債費で地方債償還金を1億273万5,000円計上している。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、故障以外の修繕計画についてただしたところ、施設管理推進員を雇用して状態の把握をし、当初予算に計上しているとの答弁でありました。

借入金の残高と返済期限についてただしたところ、借入残高は、平成23年度末で6億2,884万1,101円、返済期限は平成31年3月であるとの答弁でありました。

返済期間の短縮、または延長についてただしたところ、資金運用部の分は制度上、繰上償還はできない。公営企業金融公庫の分は繰上償還ができるが、保証金が2,000万円ほど必要となり、現在のまま返済した方がよいということになっているとの答弁でありました。

以上で質疑を終結し、討論を行いました。討論はなく、採決の結果、議案第35号、平成24年度志布志市国民宿舎特別会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

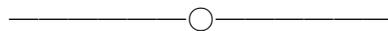
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第35号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第35号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。



日程第21 議案第36号 平成24年度志布志市水道事業会計予算

○議長（上村 環君） 日程第21、議案第36号、平成24年度志布志市水道事業会計予算を議題とします。

本案は、産業建設常任委員会に付託してありましたので、委員会における審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

○産業建設常任委員長（金子光博君） ただいま議題となっております議案第36号、平成24年度志布志市水道事業会計予算について、産業建設常任委員会における審査経過の概要と結果を御報告申し上げます。

当委員会は、3月15日、委員7名出席の下、執行部から水道課長ほか担当職員の出席を求め、審査を行いました。

補足説明として、資本的支出の建設改良事業費における工事請負費4億9,000万円は、森山水源地のろ過施設整備、田之浦水源地関連工事4件、押切地区・堀之内地区外11件の老朽管布設替え工事及び県道・市道の改良に伴う布設替え工事分である。

営業設備費の用地費500万円は、通山と大谷地区に増圧ポンプ場を新たに設置するための用地取得費である。

概略、以上のような説明を受け、質疑に入りました。

主な質疑といたしまして、大迫水源地の亜硝酸の値はどのぐらいか。また、本庁から志布志支所に事務所を一元化したが、影響はどうかとただしたところ、水質について、大迫水源の亜硝酸の値は、以前は平均9.0であったが、ここ数年右肩下がりとなり、原水の値は7.3まで落ちている。さらに、森山地区と希釈すると、安楽公民館での検査においては、5前後まで落ちる。

また、水道事業の事務量は、届け出等志布志が7割、有明が2割、松山が1割であったため、志布志支所に事務所を移した。松山、有明地区にも嘱託員を1名配置し、その場で受付事務は完結させているため、現在のところは順調に進んでいるとの答弁でありました。

次に、大原地域周辺の水圧が低い問題をどのように把握しているか。また、改善はできるのかとただしたところ、世帯数としては把握していないが、区域としては一丁田から通山地区、上昭和から町原大原近辺、松山町では大谷地区が水圧が弱いと考えている。

現在、新たな消防署の建設工事が行われているが、その工事と併せて増圧施設を消防署敷地内に入れる工事として行っている。さらに24年度に南大原地区の配水管布設工事において、伊勢堀墓地の方からも増圧される形をとり、拡張していきたいと考えている。

また、県道の歩道拡幅工事もあるため、それに合わせ水道管の埋設も行い、コスト縮減を図っていきたいとの答弁でありました。

大原地区の水圧が平均家庭の水圧になるのはいつごろか、また水圧が低いために消火栓を付けられないという所があるのかとただしたところ、水圧の弱い地区は、非常に広い範囲であり、まだ期間は当分かかると考えている。通山付近の台地においては、水圧が弱いため消火栓が付けられないが、代わりとして防火水槽を設置している所もあるとの答弁でありました。

概略、以上のような質疑、答弁がなされ、質疑を終結し、討論に入りましたが、討論はなく、採決の結果、議案第36号、平成24年度志布志市水道事業会計予算は、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（上村 環君） これから委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

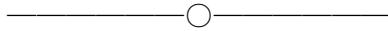
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第36号に対する所管委員長の報告は、原案可決であります。本案は、所管委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第36号は、所管委員長の報告のとおり、可決されました。

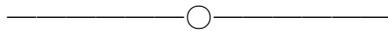


○議長（上村 環君） お諮りします。日程第22、議案第37号から日程第27、議案第42号までの6件については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、日程第22、議案第37号から日程第27、議案第42号までの6件については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



日程第22 議案第37号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第23 議案第38号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第24 議案第39号 損害賠償の額を定め、和解することについて

日程第25 議案第40号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第22、議案第37号から日程第25、議案第40号まで以上4件を会議規則第37条の規定により、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 一括議題となりました議案第37号から議案第40号まで、提案理由の説明を申し上げます。

議案第37号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年2月1日、午後2時45分頃、県道志布志有明線と市道吉村牧ノ内1号線の交差点で、帰庁のため志布志市役所方向に右折しようとした公用車の左側面前方部が、県道を反対方向から走行してきた和解の相手方の所有する普通乗用車の左前方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が前方確認を十分に行わず右折したためであり、過失割合を市が100%和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する普通乗用車の原形復旧及び代替車両借りに要する費用90万5,993円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

次に、議案第38号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年2月1日、午後2時45分頃、県道志布志有明線と市道吉村牧ノ

内1号線の交差点で、帰庁のため志布志市役所方向に右折しようとした公用車の左側面前方が同県道を反対方向から走行してきた普通乗用車の左前方部に接触し、当該普通乗用車を運転していた和解の相手方の頸椎及び腰椎を捻挫し並びに胸部を打撲したものであります。

事故の原因は、公用車が前方確認を十分に行わず右折したためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の治療費、文書料、休業損害補償及び慰謝料として8万5,052円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

次に、議案第39号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年2月1日、午後2時45分頃、県道志布志有明線と市道吉村牧ノ内1号線の交差点で、帰庁のため志布志市役所方向に右折しようとした公用車の左側面前方が同県道を反対方向から走行してきた普通乗用車の左前方部に接触し、当該普通乗用車に同乗していた和解の相手側の胸部を打撲したものであります。

事故の原因は、公用車が前方確認を十分に行わず右折したためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の治療費及び慰謝料として3万3,144円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

次に、議案第40号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、公用車事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年2月1日、午後2時45分頃、県道志布志有明線と市道吉村牧ノ内1号線の交差点で、帰庁のため志布志市役所方向に右折しようとした公用車の左側面前方が、同県道を反対方向から走行してきた普通乗用車の左前方部に接触し、その反動で公用車の前方部が同市道の交差点手前に一時停止していた和解の相手方の所有する軽乗用車の右前方部に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、公用車が前方確認を十分に行わず右折したためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽乗用車の原形復旧及び代替車両借りに要する費用10万6,500円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 議案第37号から40号の損害賠償の額を定め、和解することについて、伺ってみたいと思います。

このような事故については、お互いに車が動いているという状況であるわけではありますが、これを100：0というのはあり得ないということでもあります。

例えば、赤信号のために待っている、止まっている車に追突したそういう場合は100：0ということでもあります。

それと、判例タイムズで民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準というのがあります。これを見ても、直進車が優先であることを前提にした場合でも、基本割合は20：80ということでもあります。このような事故処理をしている保険事業者、何人かに伺ってみますと、このような100：0というのはあり得ないと、考えられないということでもあります。

例えば、赤点減、一方は黄点減ではありますが、赤点減で本来一時停止しなきゃいけない、ところが一時停止しなくて入った。その中で、その交差点の中で事故を起こしても100：0はあり得ないという状況であります。

それから、赤信号と青信号、この場合でも赤信号で一旦停止しなければいけないのに交差点内に入った、その事故についても100：0はあり得ないということの判例が出ております。

それから38号、39号についてであります。議案第37号が80：20の過失割合であれば、当然80：20の過失割合になってくるということでもあります。相手方も20あるということでもあります。

それから議案の40号については、相手が一時停止のために止まっている、止まっているところに鹿屋の株式会社スリーエイトは20%の過失、市は80%の過失ということになるそうであります。

この状況、この結果を見てですね、市長、前からそう言ってるんですが、この損害賠償による額を定め和解するこの件についてですね、どうも内部でどのように議論されているのかですね、法令審査会等もあるわけでありまして、そういうことを含めて、どのように協議されたのかお伺いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） お答えします。

まず、過失割合の件でございますが、議員がおっしゃられますように、基本的にこういう交差点内での事故につきましては、双方に注意義務があるということで、基本的には今議員が申されましたように80：20の割合で、まずそういう調整というか、なされるようでございます。ただ、それは基準でございます、80：20を基準にしまして、それ以外の要素をかみ合わせて、最終的な割合を決めていくというようなことだということで、対応しました保険会社の方には伺っているところでございます。

今回の場合、基本的に80：20で一応交渉を始められたということでございますけれども、公用車の運転手が、まったく右折しようということで、減速をして右側の方だけに気をとられまして、一時停車していた車の方だけに気を取られて、全くその前方を見てなくて、直進車に気がついていないということと。それから、直進車の手前で気づいていないがために、急に右折のハンドルを切ったと、そういったことが加味されまして、一応100ということになったというふうに伺っております。

それから、その相手方の方につきましても、双方の注意義務ということでございますので、速度違反であるとか、その他の違反等があれば当然議員のおっしゃるような形で、割合がある程度その100：0ではなくて、幾らかの負担になるというようなことで伺っているところでございますけれども、そういった速度違反であるとか、その他の違反等につきまして、全く確認ができないというような状況であったために、今回このような私ども公用車の方が、全く直進してくる車に

気がつかずに急に右折してしまったというようなことで、100：0というようなことになったというふうに保険会社の方からは伺っておるところでございます。

そのようなことにつきまして、今回100：0というようなことでもございましたので、議案のその後の運転手、同乗者その方につきましても掛かった費用等につきまして、100：0の割合で市の方が負担をするというようなことになったというようなことでもございます。

○2番（下平晴行君） 課長おかしいですよ、それは。これは基本は20：80なんです。2：8って20：80ですよ、それはよく分かるですよ。

しかし、その中に修正要素というのがあって、例えば徐行してなかったとか、あるいは近道へ右折の近い所を回ったとか、遠回りをしたとかという、いろんな要項はあるんですよ。

しかし、相手は交差点ですよ、信号機のない。何もこれはゼロということは、何ら相手には過失ないという状況ですよ。動いてる車がないわけないでしょう。課長のその答弁になってないよ、それはおかしい。

それはもう一つは、法令審査会との、そこはどうなんですか、そこをお願いします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） ただいま議員が申された点につきましては、私どもも本当にそのようなことで間違いはないのかということで、担当しました保険会社等とも何回か中間の報告等を聞きながら協議をしてきたところでございます。

特に、議員が今申されました庁内での検討委員会と申しますか、正式には公用車の安全運転者指導委員会というのがございまして、その中でも私ども庁内の関係者等が集まりまして協議をさせていただき、今の状況等について説明をさせていただいたところでございます。

やはり、その委員会の中でも、今議員がおっしゃられましたような形で、100：0というのは本当にそうなのかというようなですね、もう少ししっかり確認する必要があるのではないかというような、そういう御意見等が多数ございましたので、私どもその意見を受けまして、その委員会の後に保険会社等に来ていただきまして、今ございました委員会での、庁内の委員会での状況等を申し上げて、再度確認をしたところでございます。

確認したところ、私が先ほど申し上げましたように、基本的には80：20を基本に交渉していくんだけれども、先ほど申し上げましたように、こちら側の一方的な直進車に全く気づいていない、そして急な右折ということと、それから相手側につきまして、速度違反であるとか、その他の法令違反等が全く確認できない状況であるということで、そういったことを加味して100：0の、そうなったということでもございまして、あまり件数は少ないんですけども、全国的にも幾つかそういう例もあるということの説明を受けたところでございます。

その後、本当にそうなのかということで、私ども公用車を運転をしておりました運転者であるとか、関係者等の方に聞き取り等をしたわけなんですけれども、当方の公用車を運転していた者もまったくその右側だけにとらわれて、直進している車等にはまったく気がついていなかったというような事実でもございましたので、保険会社等の交渉されたこの負担割合もやむを得ないものかなというようなことで、今回御提案になったということでもございます。

○2番（下平晴行君） 市長、これは私は保険会社、いわゆる事業者、そこを何件も確認してるんですよ。課長は、保険会社がということでありますけれども、赤信号で出ても100：0じゃないんですよ。いくら課長がおっしゃいます、その見てなかった、急に曲がった、関係ないですよ、赤信号はまだひどいじゃないですか。赤信号は全く車は青信号の人は、100%前を見て走っているわけですからね、それを注意できる安心して走っているわけですよ。

これは直進の人も急にいつ曲がるか分からない状況で運転を、交差点であればですよ、信号がいくら無くても、私は過失は絶対あると思うんですよ。こんなまかり通る自体がおかしいですよ、これは。

だから、保険会社がそう言ったからっていうんじゃないですよ、そこに任せていいんですか、これは貴重な市民の皆さんの税金を使って保険加入しているわけですよ。いくら保険で対応するとしても、市長、そこ辺はどうなんですか、もう1回お願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

ただいま議員おっしゃるように、そしてまた、全協でもあったようにですね、このことについて全面的にこちらが100ということは、あり得ないというふうに私どもも感じまして、そのことについて再度確認をお願いしたところでございます。

そのことで、改めて先ほど課長が答弁しましたように、完全に本市の職員の方に過失があって、このような形で、保険会社の方の報告があったということでございます。

当然、保険会社としましても、少しでも保険金を支払わないためにいろんな形で討議がされたんじゃないかなというふうには思うところでございます。

そのような中で、このような結果になってしまったということにつきましては、本当に残念に思うところでございますが、私どもはそういった専門の方の中の協議の内容ということで、改めてこうして皆さん方に御提案するところでございます。

今回、このような本当にまれなケースで100：0ということになってしまったということにつきましては、本人も深く自覚し、また反省しているところでございます。

そしてまた、私どももたびたびこのような形で議案の提案をしているところでございますので、十分そのことについては慎重に協議がなされた結果というようなふうにと考えるところでございます。

○議長（上村 環君） 4回目です。

[下平晴行君「すみません」と呼ぶ]

○議長（上村 環君） 特に許可いたします。

○2番（下平晴行君） 私は運転者がどうこうと言ってるんじゃないです、市長。それは誤解しないでください。

それと、その保険会社にというのは、弁護士、ほかのそういう関係者には確認しなかったんですか。

それとですね、その保険会社、加入している保険会社だけがその対応をしたのか、ほかにこれ

はおかしいということで、他の弁護士、あるいはそういう関係されている機関に対応はしなかったのかですね、そこをお願いいたします。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） その割合等につきまして、私どもも全く疑義がないわけではございませんでして、やはり本当にそれでいいのかなというようなことの確認等のためにですね、保険会社等につきましては、先ほどお話をしたとおりに来て説明をしていただいたということについては、お話をしました。

それから、本当にその会社の言うとおりに相手方の非というか、割合になるようなそういうマイナス要素はないのかというようなことの確認も本人にもいたしまして、さらにまた、事故当日は当然事故報告等で、現場検証で警察の方も来ていらっしゃいましたので、その警察の方々等についてから、さらに詳しい情報等がもし得られればですね、有益な情報も得られるんじゃないかという、そういうことも考えまして、警察の方にも確認をさせていただきましたけれども、警察の方では事故証明的なこと等は出せるけれども、それ以上のことについてはですね、特に警察の方からお知らせするようなことはないというようなことでもございました。

それと、私ども保険会社と申しますけれども、市が加入しているそういった保険会社の方にお願ひしまして、こういったことの交渉ごと等については専門的にお願いしておりますので、今言われた弁護士うんぬん等につきましては、特に聞いてはいないところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） ちょっと2点目だけお願いします。

こういった事故の場合に、それと課長答弁はね、あなたは背が高いもんだから聞こえないわけね、ちょっとこう曲がってしてくださいよ。ほとんどほかの聞いている人も聞こえないと思いますよ、傍聴の人含めて。

こういった事故の場合に、今も出ていますけど、安全運転義務違反というのは、どういうふうに理解をしているのかということで、当局がいろいろ保険会社とやられるんでしょう。安全運転義務違反というのが、双方になかったのかどうかというその観点が、僕は少し抜けているという思いがあって、どんな風に理解したらいいのかというのが1点とですね。

37号と40号のそれぞれの運転をされていた方に対しての、そういう身体に対しての影響というは全くこれはなかったものかどうかということが、報告でも説明でもありませんのでね、そこについてはどうだったんですか。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） 今回の事故につきましては、特に人身事故ではないということもございまして、罰金や点数等の減点、そういった今申されましたような刑事罰等につきましては、なかったところでございます。

それから、相手方の38号の和解の相手方につきましては、この37号の車を運転されていたわけなんですけれども、この方につきましては、説明でもございましたように、頸椎及び腰椎を捻挫、胸部打撲というようなそういうことがございましたので、検査のために3日ほど通院をされております。そういったことに対する休業損害であったり、慰謝料であったり、そういったものが加

味されているところでございます。

それから、当方の公用車を運転していた職員につきましては、これも幸いなことに当日は検査にまいりましたけれども、同乗していた職員とともに何も異常はなかったということで、報告を受けているところでございます。

なお、当方の車、公用車を運転していた職員の検査費等につきましては、相手方の自賠責の方で負担をしていただいているということで、当方の職員への負担はなかったところでございます。

○19番（小園義行君） もう1回ね、安全運転義務違反というのは双方の、これ何人かおられますけどね、そこについては一切この中では加味されてないわけね、うちの方だけが悪かったということで、相手方の普通に言う安全運転義務違反ですよ、前方不注意とか含めてですね、そういうものがどれぐらいされてるんですかねっていうことをちょっと聞きたかったんですよ。

○港湾商工課長（萩本昌一郎君） そこらにつきましては、当然私どもが依頼しております保険会社等の方で、そういったそのやり取りがあったかと思いますが、先ほど私が答弁いたしましたように、当方に完全に非があるということのほか、相手方の速度違反であったりとか、そういったほかの違反に当たるようなそういったものは、保険会社の方では確認ができなかったというようなことで、今回の提案になっているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから、議案第37号に対する討論を行います。討論はありませんか。

○2番（下平晴行君） 第37号から40号までの損害賠償の額を定め、和解することについて、原案に反対の立場で討論いたします。

平成22年12月議会の損害賠償の額の和解についても50：50との議決をして、50％を市が賠償した。前例をつくったところであります。

今回も、そのことが反省なく民事交通訴訟における過失相殺率の認定基準や、ほかの損害賠償の額の和解の事例などによる真剣な取り組みのない、一方的な保険会社に任せた和解の仕方であります。

保険処理といえども、市民の皆さんの貴重な財源で保険加入しております。このような過失割合の取り扱いに到底理解を得られるものではありません。

よって、私は原案に反対するものであります。よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第37号は決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第37号は、可決されました。
これから、議案第38号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第38号は決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第38号は、可決されました。
これから、議案第39号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第39号は決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第39号は、可決されました。
これから、議案第40号に対する討論を行います。討論はありませんか。

[[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第40号は決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立多数です。したがって、議案第40号は、可決されました。

—————○—————

日程第26 議案第41号 損害賠償の額を定め、和解することについて

○議長（上村 環君） 日程第26、議案第41号、損害賠償の額を定め、和解することについてを
議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第41号、損害賠償の額を定め、和解することについて説明を申し上げます。

本案は、せん定作業に伴う事故による損害を賠償し、和解するため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、平成24年2月27日、午後1時35分頃、市道若浜・宮前線の緑地帯のせん定作業中に、志布志支所建設課嘱託職員がせん定した木の枝が、同市市道を若浜方向から上宮内方向に走行していた和解の相手方の所有する軽乗用車の前面ガラス下部左側車体及び左側後写鏡に接触し、車両を破損したものであります。

事故の原因は、せん定作業中の通行車両の確認が不十分であったためであり、過失割合を市が100%、和解の相手方が0%とし、和解の相手方の所有する軽乗用車の原形普及及び代替車両借りに要する費用、9万7,087円を市が和解の相手方に賠償し、和解するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○17番（岩根賢二君） 平成23年度ももうすぐ終わるわけですが、ちなみに23年度でこういう和解案件というのは、合計何件ぐらいあったもんですか。

○総務課長（溝口 猛君） 平成23年度に入りましてからは、今回を含めて5件目でございます。

○17番（岩根賢二君） 今日だけで5件出てますよね。

○総務課長（溝口 猛君） 今まで出した分が4件でございます。23年度は4件でございます。

したがいまして、今日の5件分まで含めまして、合わせて9件でございます。

○17番（岩根賢二君） たびたび申し上げますけれども、そのことについて、市長の考えをお聞かせください。

○市長（本田修一君） お答え申し上げます。

本日提案した和解案件につきまして、議決いただいたところでございますが、幸い軽傷で診察、入院するようなものにつながってないということでありまして、たびたび提案している案件につきましても、ごく軽微なものが起こったということでございます。

ということで、このことにつきましては、不幸中の幸いだなというふうに私自身は思っているところでございます。

このようなことが続けば、いつかは大事故につながる可能性が高いということで、いつもいつも事故があるたびに職員には戒めをしていて、更には注意を喚起するように取り組みをするようしているところでございます。

ということで、今年度になりまして、職員全員で毎月20日の日には街頭立哨をする取り組みも始めたところでございます。これを始めた時には、1年なのか、1年半か2年か無事故が続いたら、このことについても止められるねというような話をしているところでございますが、なかなかそのような事態に至らないということについては、誠に残念で、また申し訳なく思うところでございます。

今後とも更に職員の注意を喚起しまして、今後事故が発生しないように十分な準備をしながら、

警戒をしながら取り組むということを更に指導を重ねてまいりたいと思います。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○19番（小園義行君） これは、嘱託職員の方にお一人で作業させてたんですかね。

○市長（本田修一君） この事故を起こした職員は、公園作業班のチームでございまして、かねて公園の中で作業をしていたチームが、たまたま路上に出てきて、普通ならば交通整理の要員を確保しながら作業をしなければいけなかったところですが、その要員を確保しないままに作業をしまして、こういった結果になったということでございます。

ということで、複数の人員で、チームでこの作業をしている中での事故であったところでございます。

○19番（小園義行君） これはごく普通に複数でやっていたら、こういう事故は起きないですよ。これお一人かなと思って、実際に一人だったんですか。

○建設課長（中迫哲郎君） 今市長が答弁いたしましたとおり、4人で作業をしていたところでございます。

〔小園義行君「4人でしてこんなことになるわけ」と呼ぶ〕

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第41号は、決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第41号は、可決されました。

—————○—————

日程第27 議案第42号 平成23年度志布志市一般会計補正予算（第9号）

○議長（上村 環君） 日程第27、議案第42号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第9号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第42号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について説明を申し上げます。

本案は、平成23年度志布志市一般会計歳入歳出予算について、公用車事故及びせん定作業に伴う事故による損害賠償金、分収林分収交付金等に要する経費を補正するため、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を経る必要があることから提案するものであります。

詳細につきましては、担当の課長に説明させますので、よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○財務課長（野村不二生君） それでは、議案第42号、平成23年度志布志市一般会計補正予算（第9号）について、その概要を補足して御説明申し上げます。

今回の補正予算は、既定の予算に2,205万9,000円を追加し、予算の総額を194億7,690万4,000円とするものでございます。

予算書の3ページをお開きください。

第2表の繰越明許費補正でございますが、天候不順等による工事の遅延により、年度内の完成が見込めないため、志布志消防署建設事業を追加しております。

また、市道単独道路改良事業につきましては、限度額を1,720万円から6,765万円に増額変更しております。

繰り越し理由等の詳細につきましては、お配りしております。付議案件説明資料の7ページをお目通しください。

次に、歳入歳出の主なものを御説明申し上げます。6ページをお開きください。

まず、歳入予算でございますが、16款、財産収入、2項、財産売り払い収入は、国有林分収林の立木売り払い代金を2,060万2,000円計上しております。

7ページの23款、諸収入、5項、雑入は議案第37号から41号に係る事故保険金を145万7,000円計上しております。

次に、歳出予算について御説明を申し上げます。

8ページをお開きください。

2款、総務費、1項、総務管理費、1目、一般管理費は事業費の確定に伴い、開発農協精算助成事業補助金を305万3,000円減額しております。

それから、財源調整のため財政調整基金積立金を511万3,000円増額しております。

9ページをお開きください。

6款、農林水産業費、2項、林業費、2目、林業振興費は、国有林分収林の立木売り払いに係る地元管理組合に対する分収交付金を1,854万2,000円計上しております。

10ページの7款、商工費、1項、商工費、1目、商工総務費は、議案第37号から第40号にかかる公用車の事故によります事故の賠償金を113万1,000円計上しております。

11ページの8款、土木費、5項、都市計画費、1目、都市計画総務費は、議案第41号に係るせん定作業に伴います事故の賠償金を9万8,000円計上しております。

それから、歳出にかかります説明資料につきましては、付議案件説明資料の8ページを御参照ください。

以上が、補正予算第9号の概要でございます。

よろしく願いいたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。議案第42号は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第42号は、原案のとおり、可決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 日程第28、発議第1号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会への付託を省略いたします。

—————○—————

日程第28 発議第1号 志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 日程第28、発議第1号、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本案について、提出者の趣旨説明を求めます。

○議会運営委員長（小野広嗣君） ただいま議題となりました発議第1号、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について、趣旨説明をいたします。

提出の理由は、本市の経済情勢等、諸般の社会情勢を考慮した時に、我々議員といたしましても、市財政の健全化に寄与するため引き続き市議会議員の報酬月額削減措置を講じることとし、志布志市議会議員の議員報酬の特例に関する条例の期限を1年間延長するものであります。

内容につきましては、本則及び附則第2項中の平成24年3月31日を平成25年3月31日に改めるものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものとしております。

よろしく御審議のほどをお願い申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 討論なしと認めます。

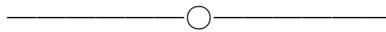
これで討論を終わります。

これから採決します。

お諮りします。発議第1号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は、原案のとおり可決されました。



日程第29 農業委員会委員の推薦

○議長（上村 環君） 日程第29、農業委員会委員の推薦を行います。

お諮りします。推薦の方法については、議長において指名推薦することにしたいと思います。

御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は、議長において指名推薦することに決定しました。

農業委員会等に関する法律第12条第2項の規定により、農業委員会委員の被推薦人として、福重彰史君、東 宏二君、平野栄作君及び立迫眞由美さんを指名いたします。

お諮りします。ただいま議長において指名しました福重彰史君を農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました福重彰史君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました東宏二君を農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました東宏二君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました平野栄作君を農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました平野栄作君を農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

お諮りします。ただいま議長において指名しました立迫眞由美さんを農業委員会委員の被推薦人とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました立迫眞由美さんを農業委員会委員の被推薦人とすることに決定しました。

○

日程第30 閉会中の継続審査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第30、閉会中の継続審査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長から、閉会中の継続審査申し出がありました。

お諮りします。総務常任委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、総務常任委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

○

日程第31 閉会中の継続調査申し出について

○議長（上村 環君） 日程第31、閉会中の継続調査申し出についてを議題とします。

配付してある文書写しのとおり、総務常任委員長、文教厚生常任委員長、産業建設常任委員長、議会運営委員長から、閉会中の継続調査申し出がありました。

お諮りします。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

ここで、日程追加のためしばらく休憩します。

○

午後4時44分 休憩

午後4時45分 再開

○

○議長（上村 環君） 会議を再開します。

お諮りします。

ただいま配付しました追加日程表のとおり、本日の日程を追加したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、追加日程表のとおり本日の日程を追加することに決定しました。

○

○議長（上村 環君） 追加日程第1、議案第43号につきましては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、議案第43号については、委員会への付託を省略し、これから本会議で審議することに決定しました。



追加日程第1 議案第43号 志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（上村 環君） 追加日程第1、議案第43号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

○市長（本田修一君） 提案理由の説明を申し上げます。

議案第43号、志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

本案は、事務執行の遅延が生じたことについて、市民の皆様に対し陳謝し、管理監督者の責任として、市長及び副市長の給与の減額措置を講じるため、その期間及び率を定めるものであります。

内容につきましては、市長及び副市長の給料月額については、平成24年4月1日から同年8月31日までの間において、減額の率を100分の20とするものであります。

なお、この条例は、公布の日から施行するものであります。

よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） これから質疑を行います。質疑はありますか。

○24番（野村公一君） 議案の提案理由が執行の遅延を理由にあげておられます。したがって、どういう遅延を起こしたのか、具体的にやっぱり説明をされないと議会は分かりませんので、その実質的な被害状況をちょっと教えてください。

それから、次に8月31日までという期間、さらには減額を10%という決定をされた、その根拠をちょっと教えていただきたいというふうに思います。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

市では、平成23年度におきまして、志布志農業振興地域整備計画の全体見直し作業を進めておりました。これに伴いまして、通常の農振農用地の区域にかかる農用地利用計画変更の受け付けを23年11月から24年3月まで一定期間停止し、作業を進めてまいります。

しかしながら、関係機関、団体との協議、調整に時間を要したため、個別の変更申請の受け付け停止期間を3月末から8月末まで延長せざるを得ない事態になったところでございます。

このことの原因は、土地改良事業等による編入の突合作業や、その他諸事業の突合作業量の見

通しの甘さから、作業の進捗が大幅に遅れたためであります。個別見直しの凍結期間の延長という市民の皆様にも多大な迷惑をかけることとなり、誠に申し訳なくお詫び申し上げます。

今後は、事務事業の進行管理を更に徹底しながら、二度とこのような不始末が起きないように努めてまいりますので、御理解くださるようお願いいたします。

つきましては、職員に対する管理、監督がいたらなかったことの責任を痛感しまして、私と副市長が4月から個別見直しの凍結が完了する8月までの間、給与の10%削減をお願いするところでございます。

現在、実質被害につきましては、この受け付けの停止期間の中で1件だけ問い合わせがあったところでございますが、しかし通常の年度でいきますと、大体10件近くこの除外の申請がされているようでございます。

ということで、実数としてはつかめないところでございますが、年度の推移から見ますと、その近くの方々が実質的に期間延長によりまして、不都合を生じられるということになるのではないかとこのように考えたところでございます。

そしてまた、8月までの期間ということにつきましては、今後計画表をまとめまして、県と協議を重ね、そして公布の縦覧期間が40日ございますので、それらの期間を考えて8月いっぱい今の段階では、この事業が完了するという見込みはたちましたので、そのような期間を定めたところでございます。

そしてまた、10%の給与の削減につきましては、今回のこの事態につきましては、市民の方々に多大なご迷惑をお掛けしたと、そしてまた、担当する職員の責任もさることながら、進行管理をしっかりしなければならぬ私、副市長が、そのことを怠ったということで10%が相当ではないかということで判断しまして、このようなことで御提案するところでございます。

○24番（野村公一君） 今の被害状況、遅延をしたことの実質的な被害状況というのは1件であるだろうというお察しのようであります。

あとのことについては、被害を出したのではなかろうかという程度のこと、どういってお考えでこういう議案を出されたのかはちょっと知る由もないんですが、あなたの職というのは、そんな軽いのかと私は言いたいですね。あなたがこういう給与のカットをすることで、職員の皆さんに綱紀粛正をただしていくと、自らを律するという気持ちはよく分かりますよ。だけど、市長職というのは、私はもっと重いものだろうと思います。あなたがやろうとしている市の事業が、これからは遅れたら、また同じような責任をとられるんですか。毎年明許繰越は何件も出ますよ、その時はあなたは何もこういう対応はされてない。

自らを罰すれば、当然職員を罰せなきゃならんのです。あなただけじゃ済まんのですよ。大儀としては、自らを罰したら必ず職員を罰せなきゃならん。その職員を罰する法的な根拠がありますか。あったら教えてみてください。総務課長でもいいですよ。地公法の第何条なのか、27か28か、その中のどの号に当たるのかをちょっと教えてください。そこをちょっと教えてね。

○議長（上村 環君） ここでお諮りします。

本日の会議は時間を延長したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） 異議なしと認めます。したがって、本日の会議は時間を延長することに決定しました。

〔野村公一君「罰する項目はないで、ちゃんと早う説明せんや、法律的には何も」と呼ぶ〕

○市長（本田修一君） お答えいたします。

今回の事故の関係で、嘱託職員あるいは臨時職員につきましては、規則の規定の制定が改めて必要にということになるかとうふうに思います。

そしてまた、懲戒の処分につきましては、一つ一つの事案に対しまして、諸事情を総合的に考慮した上で厳正に今後対応してまいりたいということでございまして、現在の段階ではそのような規定はないということでございます。

そして、今後このことによりまして、改めて職員方々にもお話しているところでございますが、職務厳正を求めるために、新たな規定というものを考えたいということのお話はしているところでございます。

○24番（野村公一君） 市長おかしいと思わない。

あなたは全協の中でも、自らを律して、次は職員も責任のうんぬんみたいな説明をされたけれども、今の法的に職員をあなたが罰する方法で何もないんですよ。職員が悪気があったり、あるいは仕事をしなかったりということじゃないんです。ただ全体的に遅延をしたと、それは絶対罰することはできませんよ。

だから、自らを罰することはおかしいというのが私の論理なんです。給与をカットすればそれで責任が済むというもんじゃないでしょう。10%給与をカットするよりも、職員のしりをたたいて、一日でも早く作業が終わる、そのことがあなたの責任じゃないの。

議案の撤回をする気はありませんか。その2点を教えてください。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

先ほどもお話しましたように、8月ということで担当の方では、今後のスケジュールの工程表を持ってまいりました。その中で、短縮できるところは短縮して、一日でも早く、そして1か月でも早くこの事業が完了するようということで、今、課を挙げて、そして、私どもも含めてしようと今、現に進めているところでございます。

ということで、今お話がありましたように、このてん末につきまして、一日も早く収束されるよう総力を挙げて取り組ませるのは、私の仕事だということにつきましては、十分自覚して、そしてまた、指導を重ねているところでございます。

特に、県との調整につきまして、今後県の方にも赴きまして、このような状況をお話しまして、なるべく早く調整ができる期間を確保して、調整を終えたいというふうに考えているところでございます。

先ほどお話しましたように、年間10件程度の方々が農振の除外を求められたりして、この手続

きについて運用が始まるのを待ってらっしゃるんじゃないかなというふうに思っているところがございます。

ということで、その方々は4月1日以降、速やかに手続きをされて、例えば家を建てられるとかいうような御計画があらわれるのではないかなというふうに考えたところがございます。そのような方々に、自ら考えられているスケジュールにつきまして、また希望とか夢に対しまして、こちらの方の手違いによりまして、そのことを更に遅延させてしまうということについては、本当に重大な内容であるというふうに考えたところがございます。

そのことから職員につきましては、当然この報告を受けた時から厳しく指導を重ねているところがございますが、この事業の進捗につきまして、私も副市長も進捗を十分管理しなかったと、また当然管理すべき立場であったものを怠ってしまったという責任を、指導を重ねながら痛切に感じたところがございます。

そのことから、私自身がこうして、また副市長を含めて、今回の削減のお願いをするところがございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○10番（立平利男君） 私も少しじゃなくして、おかしいと思っております。

見通しの甘さはあったかもしれません。しかし、遅延の理由として、事業量の増大、関係機関との打ち合わせ、県との調整が出てきましたよね。

市長、当然市長は責任を感じられるのは理解をいたします。しかし、市長がそういう状況をつくれば、事業量の増大とか、関係機関の打ち合わせ等、大変な外部要因がありますよね、外部要因がおそらく9割だと思います。

そういう姿を見せると、職員が萎縮するんじゃないかな、そういう思いが強くておりますが、市長はどう思われますか、それについては。

○市長（本田修一君） 今回提案しましたことにつきましては、非常に私自身が責任を感じて、今回御提案するというところであります。

皆様方は、いつも指導発言されますように、職員については、緊張感を持って仕事をしなさいということのお話があるところがございます。そのようなことから、その緊張感が若干欠けてしまい、また、ある職員が業務が過重になってきたら、その属しているチームでかわりながら、その業務を遂行していかなきゃならないということの話もいつもしているところがございます。

そしてまた、さらに大きな事案となれば、またさらに大きなチーム力でもって対応しなければならぬということがございます。今回、そのことも少し発揮されなかったのかなというふうに思ったところがございます。

そういう意味合いからしまして、私自身が大きな市役所というチームの一員の、また責任者でもあるということから、このような形をお願いするところがございます。

○総務課長（溝口 猛君） 先ほどの野村議員からの御質問でございますが、そのことにつきましては、地方公務員法の第29条、これに基づく本市の市職員の懲戒の手続き及び降下に関する条

例がございます。

今回のケースにおきましては、今後委員会を開くという形にはなると思いますが、通常で言う例えば減給とか停職とか、そういう懲戒処分じゃなくて、委員会で検討した中では、おそらく今後検討する中では、国の示している指針等を見れば嚴重注意、あるいは口頭注意、あるいは文書による論旨訓告と、そういった部分が該当する可能性はあるところでございます。

○10番（立平利男君） 今市長から答弁いただきましたけれども、先ほど申しましたように、外部要因が非常に多いと私は感じております。

市長が答弁の中で、職員に緊張感をもって、私は一生懸命やっているんじゃないか。内部については、市長が一番御存知だろうと思いますが、そういう姿が私としては見えておりませんが、ただ市長、こういう姿を市長、副市長がとれば、市長の下で一生懸命やっている職員が萎縮しないか、そこをどう感じておられるかお伺いいたします。

○市長（本田修一君） 今回私がこういった形で措置をお願いするということにつきましては、本当に責任の重さ、市民に対しまして、迷惑を掛けてしまうということの責任をとろうということを考えてするところでございます。

そしてまた、同時にじゃあ職員に対してはどうなのということは、改めて協議をしているところでございまして、この事案が私の手元に届けられてからたびたび厳しく指導を重ねてきているところでございます。

先ほども言いましたように、ある事業をしている時に、見通しが特に見通しが誤ったりしまして、事業の進捗がストップしましたら、当然そこに属しているチームの例えば係ですが、係が全員になってそのことの解決に対して対処しなければいけないというふうに思っているところでございます。それを担うのは、係長であろうかというふうに思います。

そのことは、常にチームでもって全ての事案を解決しようねということの話をしているところでございまして、その係で解決できないとすれば、課全体でということになるかと思えます。その時に、その担当した職員は決して委縮するというにはならないんじゃないかなと、今回のケースにつきましては、私がこういった措置をとったということで、責任感はそれぞれ感じていただけるというふうには思うところでございますが、今後どのような形でこのような事案が発生した時に対応すればいいかということについては、改めて私の話をしましたようなことを中心として、解決策をとってもらえるような内容を協議してまいりたいというふうに思うところでございますので、決して萎縮するようなことにはならないというふうに考えます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

○2番（下平晴行君） 今までのこの流れを聞いていますと、いわゆる縦割り行政の弊害ですよ、ですから、私は当然管理をしている課長、係長、担当者、これはこの中で計画のいわゆる全体見直しという表現ではそういうような表現をされていますけれども、これは私は一職員の業務の怠慢だというふうに理解するわけですよ。

ですから、このことを市長が自らがそういう給与を減額して、緊張感を持った仕事をされると、

その分についてはよく理解できるわけであります。

しかし、私は課の管理者である課長を含めて、やはりそれはすべきじゃないのかなという気がしますよ。それはなぜかと申しますと、市長はやはり課の責任者、これを任命しているわけでありまして、もちろん市民に負担を掛ける、迷惑を掛けるという部分では、当然何らかの形でそのことはしなきゃいけないというふうに思いますけれども、そのことも含めて、今後どうしていくのかという議論をやはりしていくべきだろうというふうに、ただ緊張感を持ってやるという部分だけじゃなくてですね。例えば、私いつも言っていますグループ制にするとか、そういうことも含めて課の体制の在り方、そこ辺もどう議論されたのかですね、そこをちょっとお願いします。

○市長（本田修一君） お答えいたします。

まさしく議員御指摘のとおりでございます。

担当、そしてまた係長、課長という形でそれぞれ責任があるわけございまして、これが業務が滞ったということならば、それぞれの上司がきちんとそのことについてはグループで、縦割りを取り払って解決に当たらなければならないと。このことにつきましては、特に期間が定められておりましたので、それが認識した時にその輪をどんどんどんどん広げていって解決すべき内容だったというふうに思うところでございます。

そのことにつきましては、ただいま担当課にはそのような形で命じておりまして、今回このようなケースにつきましては、今後今お話がありましたような形で事案につきましては、対処するよいうにということの要領等を定めながら、全員一致で取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（上村 環君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

○12番（立山静幸君） 反対の立場で討論をいたします。

全協での話でふに落ちませんでしたので、担当の係長に聞いてまいりました。

そうしますと、旧志布志町が平成13年2月見直し後、10年が経過をしております。旧松山町が平成7年見直し後、17年が経過しております。旧有明町が平成8年4月見直し後、16年が経過をしております。その間、国の見直しの認定がされていない状況の下であります。合併して5年経過して見直しが必要となり、現在まで編入手続きがされた分が約455haもあります。内訳は、畑で228ha、水田で約105.5ha、樹園地で27ha、山林原野から畑になった部分が約80ha、農業用施設から約8haであります。

これらの編入の畑及び樹園地、山林原野から畑になった部分は、大部分が畑かん施設の事業の取り組みであります。また、水田につきましては、中山間施設計画等の取り組みが主なような状況であります。

また、除外についても現在まで154haもあるそうであります。このような膨大な事業量であると

思います。10年から17年間経過の中で、それぞれの町が農業が主幹産業であり、455haも農地編入されたことは、事業がらみとはいえずばらしい取り組みがされたと思っております。

除外申請を希望されている方々には、はがゆい思いがしてならないと思っておりますが、現在ではどうしようもない状況の下であります。

市長が申請希望者に対して丁寧に説明をして、了解を得るよう努力が必要であると思っております。

このような状況で、職員も一丸となって現在まで事務事業をしたと思っております。8月まで編入手続きを遅延することは、やむを得なかった状況ではないかと思っております。

以上のようなことから、見直しについて志布志市長等の給与の特例に関する条例の一部改正する条例の制定には、反対するものであります。

皆さん方の御賛同方をよろしくお願い申し上げます。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

○3番（西江園 明君） もろもろ同僚議員、先輩議員から出尽くした感じはいたします。

先ほどの質問の中で、議案の撤回の意思はないかということに対して、答弁がございませんでしたので、あえて反対ということで討論をさせていただきます。

責任をとって給与カットするという提案ですけれども、そんなに先ほども出ましたけど、給与のカットというのはもっと厳粛で、こんな軽々に行われるようなことではないと私は思います。

副市長もこんなことで、いちいち給与カットをされてたら、たまったもんじゃないと私は思うんですよ。

先ほども議案の中で、交通事故とかいろいろたまたま軽くて済んでますけど、9件も提案されて、これが大きな事故等があれば、それは当然出てくるかもしれません。そういうことだったら致し方ないというふうには我々も思います。

事業の遅れを理由にするのであれば、そんな先ほども出ました繰り越しなんかじゃあどうなるのというふうな意見も、との整合性も出てくると思います。

市長が給与をカットして、これが解決するんだったら理解できますけれども、何でこんな事態になったのか原因追及が先で、その検証で改善することが先であって、そしてこれに対して議会とか、あるいは市民から市長の責任について、責任追及があったものでもないと思います。

ですから、今回このようなパフォーマンス的に見えるような給与カットというのは軽々にカットすることについては反対であります。

議員各位の賛同をお願いして、私の反対討論といたします。

○議長（上村 環君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（上村 環君） これで討論を終わります。

これから採決します。

採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第43号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（上村 環君） 起立少数です。したがって、議案第43号は、否決されました。

—————○—————

○議長（上村 環君） 以上で、今定例会に付議されました全ての案件を終了しましたので、これをもって議事を閉じ、平成24年志布志市議会第1回定例会を閉会します。

午後5時21分 閉会